

平成18年第3回

# 香美市議会定例会会議録

平成18年5月11日 開 会

平成18年5月25日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 1 8 年 5 月 1 1 日 木曜日

平成18年第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成18年5月11日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月11日木曜日（会期第1日） 午前9時15分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	24番	岡本喜身
6番	小松紀夫	25番	島岡信彦
7番	山崎晃子	26番	原心一
8番	森本珠城	27番	秋友偉嗣
9番	山岡義一	28番	前田泰祐
10番	依光美代子	29番	竹内俊夫
11番	片岡守春	30番	大石綏子
12番	笹岡優	31番	森安正
13番	岡村優一	32番	坂本節
14番	黒岩陸雄	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男

保 險 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 岡 紀 夫 水 道 課 長 佐 々 木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 松 浦 良 衛 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」
- 承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」(事業勘定)
- 承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 2 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 2 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 平成 1 8 年度香美市一般会計予算
- 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 1 8 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 1 8 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 議案第 3 4 号 平成 1 8 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 3 6 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 香美市立学校使用条例の制定について
- 議案第 4 1 号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 4 4 号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 4 8 号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 9 号 香美市道の路線の認定について

- 議案第 50 号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について
- 議案第 52 号 高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更について
- 同意第 1 号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 2 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 3 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 4 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 7 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 8 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 9 号 教育委員会委員の任命について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成 18 年第 3 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号)

平成 18 年 5 月 11 日 (木) 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
1. 議長の報告
  2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
  3. 市長の報告
    - (1) 専決処分事項の報告について
      - 報告第 3 号 住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について
      - 報告第 4 号 住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について
      - 報告第 5 号 住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について
    - (2) 行政の報告並びに提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 15 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成 17 年度香美市一般会計暫定補正予算「第 2 号」
- 日程第 5 承認第 16 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成 17 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第 1 号」

- 日程第6 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 日程第7 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 日程第8 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」
- 日程第9 承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」(事業勘定)
- 日程第10 承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 日程第11 承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 承認第23号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 承認第24号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第25号 平成18年度香美市一般会計予算
- 日程第15 議案第26号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第16 議案第27号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第28号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第29号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第30号 平成18年度香美市老人保健特別会計予算
- 日程第20 議案第31号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算(事業勘定)
- 日程第21 議案第32号 平成18年度香美市介護保険特別会計予算(保険事業勘定)
- 日程第22 議案第33号 平成18年度香美市介護保険特別会計予算(サービス事業勘定)
- 日程第23 議案第34号 平成18年度香美市水道事業会計予算
- 日程第24 議案第35号 平成18年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第25 議案第36号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第26 議案第37号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第38号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第39号 香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第40号 香美市立学校使用条例の制定について
- 日程第30 議案第41号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第42号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第43号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第44号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第45号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第46号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第47号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第37 議案第48号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第49号 香美市道の路線の認定について
- 日程第39 議案第50号 高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第40 議案第52号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 日程第41 同意第1号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第42 同意第2号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第43 同意第3号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第44 同意第4号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第45 同意第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第46 同意第6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第47 同意第7号 教育委員会委員の任命について
- 日程第48 同意第8号 教育委員会委員の任命について
- 日程第49 同意第9号 教育委員会委員の任命について



5 番、千頭洋一君、6 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時15分)

○議長（西村芳成君） 改めましておはようございます。ただいまの出席議員は38人です。定足数に達していますので、これから平成18年第3回香美市議会定例会を開会をいたします。

これより日程に入りますが、その前に平成18年第3回香美市議会定例会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

野山新緑一面となりまして、すがすがしい季節となってまいりましたが、議員各位には何かとご多忙な中を本定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本定例会は、門脇市長が就任され初の議会でありますので、まず議会を代表いたしまして市長就任に対し心からお祝いを申し上げます。本当におめでとうございます。合併直後の行政で何かと執務ご多忙であろうかと思いますが、健康には十分留意をせられまして、香美市の発展にかじ取りをされますことをお願いをいたします。

さて、本日ここに招集されました平成18年第3回香美市議会定例会に市長から提出されている議案等につきましては、平成18年度香美市一般会計予算等37件、同意9件、報告3件であります。また、追加案件として人事案件等9件が予定されているとうかがっています。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し、適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、本定例会には一般質問も予備通告といたしまして27名の議員から通告がっております。正式な通告を受理後に私の方で一度目を通さなくてはなりません。あすの通告締め切り時間は10時であります。これは物部町、香北町の議員で遠方の方がおいでるので10時と決めたところでありまして、山田町の議員各位はできるだけ早く通告をされますようお願いをいたしますとともに、質問される議員各位におきましては、質問に対しまして的確な答弁を求めるためにも、質問の要旨は答弁者が質問事項の内容を判断でき得る程度に要点をつかんで簡潔に記載をしてください。

また、門脇市長のもとでの議会は我々議員の今期任期中では本定例議会が最初で最後になるかと思えます。議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりまして私のごあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて5番、千頭洋一君、6番、小松紀夫君の両君を指名をいたします。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、5月9日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、宮地盾騎君。

○議会運営委員長（宮地盾騎君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成18年第3回香美市議会定例会の運営につきまして、去る5月9日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましてはお手元にお配りいたしております予定表のとおり、本日から5月25日までの15日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今定例会に付議された提出議案の提案理由までとします。ただし、議案第39号、税外収入について本年度分から延滞金を徴収するに当たって事務処理の都合上、本日委員会付託を省略し、本会議方式により採決を行います。

会期2日目、12日から、5日目、15日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期6日目、16日から、会期12日目、22日までの5日間は、一般質問を予定しております。

会期13日目、23日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会への付託となります。なお、議案審議については、付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会以外の質疑を行うようお願いいたします。なお、承認第15号及び議案第25号は、本会議散会后、この場で連合審査を行います。

会期14日目は、議案審査整理のため休会となります。

会期15日目の最終日、25日は常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。なお、25日については、前日の24日に東京において全国市議会議長会が開催され、議長等が出席し、25日の午前中に帰高するため、開会時刻は午後1時となりますので、間違いのないようお願いいたします。

次に、最終日の追加案件ですが、議員から提出の意見書案5件が提案される予定です。あわせて、議員から香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議案1件が提出されておりますが、この決議案について協議の結果、旧の3町村でそれぞれ「非核、平和都市」宣言をした経緯があるようです。その当時の決議された宣言文を精査し、今回の提案されている案文との整合性を確認し、今議会中に作業が間に合えば追加として提案していただくようにしますが、その作業が整わなかった場合には、次回の議会までに整えていただき、提案していただくことといたしました。また、執行部から追加議案として、香南香美地区市町村審査会（最終日に「香南香美地区障害者自立支援審査会」と名称変更して提案）共同設置規約の制定についての案件とあわせて、その設置に関する一般会計

補正予算及びその他の案件が1件の計3件があると聞いております。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告いたします。

1点目は、本日本会議終了後、議員協議会を開催することになりましたので、ご報告します。

第2点目は、香美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを協議しました。この件につきましては、現在の選挙管理委員会委員及び補充員が地方自治法施行令第4条の規定による暫定的選挙管理委員であるため、この委員会委員及び補充員を選挙してほしいという通知を受けているところです。協議の結果、最終日の本会議に上程の上、採決を行うように決定しました。

第3点目は、支所の業務に係る議案の付託先の常任委員会の件について協議しました。議案を付託すべき委員会につきましては、本来、議会委員会条例に規定しているように、おのおのの委員会が所管する課等に係る議案を付託するのが当然であると思われま。ところが、今回の場合、議案の一部について議案の名称から判断すると、特定の課の所管と思われる議案が支所の事務管理課及び業務管理課が事務処理して提案する案件2件あります。ご承知のように、支所の所管については総務常任委員会が担当することになっておりますが、今回の2件の案件について付託される議案の内容が総務常任委員会になじまないものと判断されることから、事前に事務局から相談を受けた上で議長とも協議し、議会運営委員会では所管の常任委員会に付託することにしました。支所の業務に関する議案については、今後もこのような事例が発生することが予想されますので、この件の今後の取り扱いについて協議の結果、支所が行う業務であっても、その業務を所掌する課等の所管に属する委員会に付託することに決定しました。

第4点目は、一般質問の通告の早期提出についてを協議いたしました。この件については、先ほど議長が発言がありましたので、報告を省略させていただきます。なお、今回の提出される議員数が多いということでもありますし、通告を処理する時間等が非常に多くかかるようございますので、できるだけ早く提出されるよう申し添えます。

第5点目は、土地開発公社等の報告に関する質疑についてを協議しました。このことに関しましては、旧の3町村でおのおのの対応してきた経緯があると思われま。この際、取り扱いを統一するため協議をしたものです。ご承知のとおり、普通地方公共団体の長から議会に対して地方自治法第243条の3第2項の規定に基づいて、土地開発公社等の経営状況を説明する書類を議会に提出しなければならないとされております。そこで、その定めに基づいて、今議会には財団法人奥物部開発公社、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団、香美市土地開発公社、財団法人香美市開発公社から平成18年度事業計画及び予算が提出されております。そこで、旧土佐山田町の場合では、土地開発公社及び財団法人開発公社から報告があり、この報告に関して議員から質問があった場合には、回答することが常態化しており、この質問に対する答弁者は当該事務執行者の最高責任者または事務執行の担当責任者が行っておりました。協議の結果、香美

市土地開発公社及び財団法人開発公社については、従来どおり本会議で質問、答弁を行うこととしました。また、財団法人奥物部開発公社、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の経営状況等については、従来もおのおのの町村の議員協議会等で質疑等をしてきたようであり、双方とも本年1月、3月に指定管理者制度に移行していることから、本会議で質疑、答弁をすることはできません。そこで、指定管理になっている業務については、議員協議会等において意見交換をすることと決定しました。

6点目は、森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟について協議しました。この件につきましては、去る3月定例会の際、議員協議会で協議をいただき、議員連盟の発足は4月1日からとすることとし、役員体制については正・副議長及び産業建設常任委員長で結成することになっておりました。そこで、関係者の協議の上、役員体制を決定し、去る5月1日の議員協議会で議長から発表がありましたように、役員体制が決定しましたので、この件についても本日予定している議員協議会で了解していただくよう決定しました。

その他、議運につきましては、従来のとおりですので、各議員の格段のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から5月25日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって会期は本日から5月25日までの15日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成18年第2回議会定例会において決定をいたしました2007年の郵政民営化に向けた集配業務停止の見直しを求める意見書、「医療制度改革大綱」の撤回を求める意見書、電気用品安全法の猶予期間の延長と抜本的な見直しを求める意見書、「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直しを求める意見書、不妊治療費助成事業の拡充を求める意見書、以上5件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣、高知県知事へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第3号から第5号までの専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

あわせて、地方自治法第243条の3第2項の規定により財団法人奥物部開発公社の平成18年度事業計画、一般会計予算及び森林総合利用施設等事業特別会計予算、

財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成18年度収支予算書及び事業計画書、香美市土地開発公社の平成18年度予算及び事業計画並びに資金計画書、財団法人香美市開発公社の事業計画及び収支予算の提出がありました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、中澤愛水君。

○行財政改革推進特別委員長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会の協議の経過の報告をいたします。

平成18年4月11日、閉会中に第1回行財政改革推進特別委員会の審査並びに協議を行っておりますので、その経過と結果の報告をいたします。

本日の審査事件及び議題は、まず1点目としてこれまでの行財政改革推進特別委員会の取り組みの経過等について、2点目に今後の行財政改革推進特別委員会の取り組むべき内容について、3点目には、その他の件の3項目であり、順次審査を行いました。

まず、協議事項の第1点目、これまでの行財政改革推進特別委員会の取り組みの経過について報告をいたします。この件に関しては、事前に議会事務局から各委員に旧土佐山田町の行財政改革推進特別委員会の取り組みの経過についての資料を送付するとともに、香美市議会最初の会議であり、委員長より旧土佐山田町での現在までの特別委員会の取り組みの経過等について概略の報告を行い、旧土佐山田町の委員から報告に対する補足説明とあわせて、旧香北町・物部村の委員からの質問、意見や協議を行いました。

続きまして、協議事項の第2点目、今後の行財政改革推進特別委員会の取り組むべき内容についてを報告いたします。

この件に関しては、現在まで旧土佐山田町特別委員会でも熱心に協議・研究がされたことであり、新市になった後も行財政改革推進が重要課題であることから、引き続いて強力に取り組んでいく必要があります。また、自主財源の確保については、最も重要な課題であることから、引き続いて歳入の確保に努める観点から高知テクノパーク等への企業の誘致を図る積極的な施策の展開とあわせて税、使用料等の徴収率の向上を図るなどの基幹的な業務の推進が望まれているところでありまして、今後、引き続き研究・審議をすることといたしました。

そこで、今後の行財政改革推進特別委員会の取り組むべき内容について、今後の研究・協議等の進め方について協議を行っておりますので報告をいたします。

まず、1点目としましては、香美市のまちづくり政策について、2点目には、自主財源の確保、3点目には、行政財産の管理について、4点目は、指定管理者制度の施行に伴う検討の4つの柱を立てまして、まず1点目の香美市のまちづくり政策については、その枝1番目としまして、定住人口の増加、2番目には香美市まちづくり計画の研究、3点目には一次産業の振興、観光資源の活用に取り組んでいくということを決定をいたしております。

それから2点目の、2本目の柱の自主財源の確保につきましては、まず1点目として、税、各種使用料の滞納整理等、特に住宅新築資金等貸付金、住宅使用料の滞納整理、2点目に学校給食費保育料の徴収と口座引き落としの現状の調査と口座引き落としへの推進を図っていくということ。3点目には、新規企業の誘致についての研究を行うということであります。

それから、3点目の、3本目の大きな柱の行政財産の管理については、まず1点目は、公道の敷地に対します借り料の件、2点目は備品財産管理、3点目には財産台帳の整備の3点を掲げております。

4本目の指定管理者制度の施行に伴う検討につきましては、まず1点目には、市内の各種施設としまして、セレネ、大栃診療所、べふ峡温泉、平山木工所等の運営状況の調査・検討、それから2点目には各種施設の一元管理について研究を行うということであります。

以上の大きな柱の4点につきまして、今後、研究、協議を進めていくことを決定しておりますけれども、旧土佐山田町におきましては月2回行いまして、特に自主財源の確保には熱心に取り組んでまいりました。ただ、今議会につきましては、9月に選挙を控えておりまして、月2回やる予定をしておりますけれども、5月は議会がありますので特別委員会を開けないと思います。それで6月、7月、8月ということになろうと思います。できるだけ月2回をやっていきたいと思っておりますし、第2回目の会議におきましては、非常に盛りだくさんの議題を掲げておりまして、6時ごろまでやりまして、説明員の方にも早朝より出席をいただき、大変ご苦勞をかけましたことを、この場をおかりしまして御礼を申し上げておきたいと思っております。

続きまして、その他の件として、香美市における収納管理課についてを議題とし、担当課長から説明を受けました。この件については、合併に際して新たに収納管理課が設置されて、課長以下10人の体制で税を含む各種使用料等の徴収について専属的に取り組みがなされており、そこで合併後40日ほどの日時が経過しましたので、担当課長から収納管理課の陣容の配置とあわせて取り組みの現状について説明を願い、質疑応答、協議を行いました。

続きまして、第2回目、平成18年4月26日の行財政改革推進特別委員会の報告を行います。

本日の審査事件は、まず1点目として指定管理者制度の施行等について、2点目には、自主財源の確保について、3点目は、行政財産の管理について、4点目は、香美市のまちづくり政策についての4点の議題を掲げて協議を行っております。

まず、協議第1点目の指定管理者制度の施行等についての項目のうちで、市内の各種施設、アンパンマンミュージアム、健康センターセレネ、大栃診療所、平山木工所の指定管理者制度の移行と運営状況についてを議題とし、審査を行いました。この件は、4月11日の特別委員会の協議の中で、本市にある各種施設の指定管理者制度への移行と

運営状況について実態を把握しておくことが肝要であるとの意見が提起され、本日の議題となったものでありまして、関係部署の担当者から詳細な説明を受け、審査を行いました。

続きまして、協議事項の第2点目、自主財源の確保についての項目のうちで、住宅新築資金等の滞納整理の状況、この件につきましては、合併前の本年1月31日に開催した旧土佐山田町の特別委員会で議題としたもので、当時の滞納整理の状況について担当者から説明を受けた後、その内容等について協議を行ったものであります。初めての会でありますので、旧土佐山田町外の方々には、この貸し付けの概要がわからないということもありまして、当初概要について説明を受け、そして内容の審査に入りました。旧土佐山田町の会議から約3カ月の時間が経過していると同時に、さきの3月議会定例会では市長職務執行者から専決処分事項の報告として、2件の住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起を行った結果、現在までの遅延損害金を免除することを条件に、今後の残債務は分割で納付することで和解が成立したことが報告されております。また、合併による機構改革によって、担当部署が収納管理課として徴収整理がより専門化されるなど、環境や条件の面でさまざまな変化が生じており、そこで、担当部署から現状の取り組み経過等について説明を受けた後に、質問、審査を行いました。

続きまして、協議事項の第2点目、自主財源の確保についての項目のうちで、住宅使用料の滞納整理の状況について、この件についても合併前の本年1月31日に開催した旧土佐山田町の特別委員会の議題として協議を行ったものですが、その後、約3カ月の時間が経過していると同時に、合併による機構改革によって、滞納整理に関する担当部署が収納管理課に移管して、滞納整理がより専門化するとともに、公営住宅の管理に関しては、従来の財政課が担当するなどさまざまな面で状況に変化が生じております。そこで、担当部署から現状の取り組み、経過等について説明を受けた後に審査を行いました。

続きまして、協議事項の第2点目の自主財源の確保についての項目のうちで、学校給食費、保育料の徴収と口座引き落としの現状について、この件に関しては、過日の特別委員会で協議の対象として議題にのぼったもので、従来の特別委員会の協議の際に各種使用料等の徴収の方法について協議する中で、職員が訪問して徴収することで、滞納者とのコミュニケーションを図ることの重要性もさることながら、訪宅徴収に関する経費の費用対効果の面も考慮すべきではないかという意見がたびたび提起されておりました。訪宅徴収に時間を費やすことにより、本来の事務執行に支障も生じることから、積極的に口座引き落としを推奨すべきであるとの意見が出されておりました。そこで、本市の学校給食及び保育料の徴収について口座引き落としの現状がどうなっているかについて担当部署から説明を受け、審査を行いました。

続きまして、協議事項の第3点目、行政財産の管理についての項目で、公道の敷地借り料について、この件については、従来の土佐山田町の一部の地域、南部の地域であり



ますが、公道として使用されている部分について借地料を支払っている事実があると聞いております。この点のいきさつ等について定かではありませんが、昭和34年10月に岩村地区の北部6部落が土佐山田町に編入された時点での約束事が現在まで連綿と継続をしているのではないかと推測されます。昭和34年から岩村地区との合併後46年が経過したこととあわせて、このたび3町村の合併を機に精算してはどうかという意見があることから、担当課から説明を受け、現在は現に公道として使用されている部分に対して、金額のいかんは問わず公費で借地料を支払うことの是非について協議を行いました。

続きまして、協議事項の第4点目、定住人口の増加等について都市計画の見直し、特に都市計画区域内の農業振興地域で集落の中に点在する農地の宅地転用について協議を行いました。なお、この件につきましては、旧土佐山田町の特別委員会で建設都計課の課長より都市計画の線引き、その他につきまして詳細な説明をいただいておりますけれども、今回は線引きの見直しよりも、特に農業振興地域内に住宅が密集しておる箇所があるわけでありまして、その中に農地として今活用されておらない農地が残存をしておると。そういうところの宅地化ができないかという検討、研究をしたいということで、県の方に建設都計課より説明をいただくよう要請をしたわけでありましてけれども、個別具体的な事例でありますと説明ができるが、総論的な説明は都市計画をしいております仁淀川と物部川の間にあります高知市、いの町、春野町、香美市、（後に「物部川と仁淀川に狭まれた地域が都市計画の線引き、都市計画法による都市計画が行われておる。」と訂正発言あり）この地域におきましては、都市計画という法律によって都市計画が進められておりますので、その線引きにつきましては非常にいろいろの要素が絡んでおるということもあり、それも踏まえながら総合的な研究が必要であるが、個別的に家を建てたいという具体的な相談があれば、またその相談に応じるということで、講師として来庁がいただけなかったわけでありまして、特別委員会として委員同士での協議をいたしました。ただ、この中で、旧土佐山田町の線引きの見直しが非常にクローズアップされるわけでありまして、香美市として旧物部地区、また旧香北地区、旧土佐山田町地区、それぞれがバランスをとった人口定住策を今後模索していくべきではないか。また、人口の減少を食い止め、なおかつ定住増加を図る施策を展開していく必要があるのではないかと。また、旧土佐山田町におきましても、線引き、農業振興地域の網のかかってない北部の地域もありますし、旧香北町、物部村はもちろんであります。そういうところの問題もあわせて、今後継続をして特別委員会としても協議をするという意見も出ておりましたことを申し添えまして、行財政改革推進特別委員会からのご報告を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年香美市一般会計暫定補正予算「第2号」から日程第49、同意第9号、教育委員会委員の任命についてまで、以上46件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、ここに平成18年第3回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。私は、このたびの合併に伴いますところの市長選挙による市長就任後の初議会であり、行財報告並びに議案説明とともに、今後市政運営に臨むに当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

さて、平成15年1月に設立をいたしました市町村合併協議会も一度協議中断のアクシデントはございましたが、協議会再設置後の協議が整い、平成18年3月1日、香美市としてはスタートいたしました。その後の市長選挙におきまして、凶らずも無投票というありがたい結果をいただきまして、市長に就任いたすこととなりましたが、もとより浅学非才の身でありまして、その任にあらずとの思いは承知いたしておりますが、今日まで合併協議に深くかかわってきた者の一人として、その責任を果たすべく懸命の努力を重ねる覚悟でありますので、議員各位のご指導はもとより、ご協力のほどをよろしくお願いいたす次第であります。

さて、私は、市長選に臨むに当たり、市民の皆様へのごあいさつをさせていただくため、市内各地を訪問し、多くの市民の皆様さんとお会いすると同時に、お話をする機会を持つことができました。そして、新市に対する期待と同時に不安をもたれている多くの方たちとお会いをし、そのことをこの身で感じてまいりました。そこで、初登庁の日、職員に対して住民の合併への不安を少しでも和らげるためにも、仕事に対して自覚と責任を持ち、住民の皆様さんに対して親切で丁寧な対応を心がけるよう命じたところであります。市役所だけの対応だけで住民の合併への不安が解消されるとは思っていませんが、今後も職員の資質の向上は住民から信頼される行政として、最も大切なことであり、特に重要視していかなければならないと考えております。また、私自身、今回の市長選での無投票という結果を考えた場合、表に出てこなかった声なき声、いわゆるサイレントマジョリティを大切に政治を心がけてまいらなければならないと感じています。

さて、香美市は約538平方キロという県下でも3番目の広い面積を要する行政区域になりましたが、合併前の旧町村の政策上で最も大きな位置づけにありました農林業を中心とする第一次産業への取り組みは、今後も引き続きその進行を図っていかなければなりません。また、総面積の約90%を占めている山林は、その大部分が人工林でありますので、この広大な森林資源の活用は、市政の大きな課題であります。長年、国産材価格の低迷が続いており、その前途にはまことに厳しいものがありますが、本市には県下でもトップクラスの2つの森林組合を有していますので、今後一層連携を密にしてそ

の活用に努力してまいります。そして、本日、物部川の鮎生育が最悪であるという状況の報道がっておりますが、この原因はダム貯水の問題もありますが、いわゆる汚濁水の、濁水の長期化が原因であるというふうに書かれております。私も2月源流域まで足を運び、その状況を見せていただきましたが、大変な状況になっております。何としても清流物部川を取り戻さなければなりません。そのためにも水源涵養などの多様な機能を有する中山間地域の維持保全と源流地域としての役割を適切に果たしていくための施策を推進してまいります。

また、古くからこの地域に根づいている地場産業や、伝統産業も長期にわたる景気の低迷の中でご苦労があると思いますが、ともに頑張っていっていただきたいと思っております。また、子どもたちや高齢者の方たちが安心して暮らせる、住んでよかったと言えるまちづくり、立地条件と豊かな自然を生かしたU・J・Iターンの推進、既存産業の振興、また新たな産業の誘致により、定住人口の拡大を図り、地域のにぎわいのある中で、そこに住んでみたい地域づくりを進めるための政策を推進してまいります。そして、龍河洞、アンパンマンミュージアムなどや奥物部の豊かな自然は、本市の持つ大きな特色ある観光資源でありますので、こうしたものを生かしてまいります。

教育、文化、福祉におきましても、今日までそれぞれの町村で築いてきた歴史を大切にしながら、旧3町村間で行ってきた事業の調整を図り、引き継ぐべきものは引き続き実施していかなければならないと考えています。なお、それぞれの具体的施策につきましては、これまでの合併協議で話し合い、協議決定した調整項目をあくまでも尊重しながら、そして必要なものにつきましては検証も行い、推進してまいります。香美市将来構想の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を推進していくことが、私に課せられた大きな責務であると考えておりますので、真摯に対応してまいります。一方、財政面から見てみますと、合併しても財政的には依然厳しい環境に変わりはありません。今後、さらなる三位一体の改革による地方への影響は避けられませんので、健全な財政運営に心がけ、引き続き行財政改革に取り組み、合併効果を生かして行政のスリム化を図りながら、自主財源の確保に努めていかなければなりません。

本年度予算内容につきましては、後に説明をいたしますが、本年度は合併当初でもあり大型予算となっておりますが、今後国の地方に対する財政方針の動向を見きわめながら、中長期的な展望に立っての財政計画を立て、本市の身丈に合った行財政運営を心がけることが必要と考えます。1999年4月に始まった平成の大合併も今年の4月で一段落をし、この7年間で3,232市町村から1,820の自治体となり、4割の減少となりました。今後、政府は道州制をにらみながら、新合併特例法のもとで平成の大合併第二幕を進めようとしているとされており、全都道府県に審議会を設置し、構想づくりに着手いたしておりますが、構想策定は余り進んでない状況であります。今後の再編がどれだけ進むかわかりませんが、恐らく今後も地方行政を取り巻く環境は、財政を含め一層厳し

い時代が続くと思われます。

そのような中、今回私たちは幾多の試練を乗り越え、また同時に多大なエネルギーを駆使して、合併という歴史に残る決断をしたのであります。私は、合併協議会広報第4号に委員より一言の欄へ、「合併協議では合併の成就を目的化するのではなく、合併を地域再生と構造改革の手段として検討することが大切」と記しています。まさしく、合併がなされた今、これからが正念場であり、行政の姿勢が問われるときであります。十分に住民の皆さんに対しての責任を果たしていかなければならないと考えています。私たちの香美市には、他町村にない広大な森林とその中ではぐくまれてきた伝統文化を初め、誇るべき歴史の数々が脈々と息づいています。そして、物部川の流域には日本の古きよき時代の原風景と言える自然が残り、その中で人情豊かな人々が織りなす日々の営みは心の豊かさをかもし出しています。そんな香美市を誇りとし、香美市まちづくりの基本理念「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」のもとに、これまでの行政主導でなく、住民と行政が一体となって地域づくりを進め、その地域に合った政策を実施することにより、住民の満足度を高めていきたいと考えています。そして、私は現場主義をモットーとし、公平・公正で市民から信頼される行政運営を職員とともに推進していく決意であります。どうか、議員各位のご指導とご協力を重ねてお願いをいたします。

続いて、諸般の報告をいたします。

まず、企画課から報告をいたします。過疎地域自立促進計画については、これまでの物部村及び香北町の計画に土佐山田町が今回入ったわけではありますが、これを加えた計画を策定し、今議会に上程をさせていただいております。当該計画は、従前の二町村の計画を基本とし、これまでの過疎法の適用を受けることができなかった土佐山田町につきましては、従前の事業等をこの計画に包含をいたしております。また、計画の位置づけにつきましては、香美市まちづくり計画との整合性も念頭に調整し、過疎地域の自立に資する計画として策定をいたしております。

広報につきましては、創刊号は変則で3月15日に発行をいたしました。4月以降は原則1日で発行し、またおしらせ広報は15日発行となります。自治会数がほぼ200であり、発送に当たっては創意工夫を要することから、自治会長等にご迷惑をかけることがあります。早い段階で軌道に乗せたいと思っております。

本年度、工科大学の入学生に対して工科大が開催した新入生対象のオリエンテーションの場において、転入時の手続き、軽自動車等の登録、ごみの出し方等についてガイダンスを行ってまいりました。

次に、防災対策課から報告をいたします。18年度における防災関係の重点項目は、香美市における地域防災計画を初め、国民保護計画を定め、計画の実施と推進を図らなければなりません。それぞれの計画は市の職員、関係行政機関と関係公共機関、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項に

つきましては、住民に広く周知を図ってまいります。平常時から「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識を持つことが重要であることから、地域における自主防災組織の整備を重視しておりますが、5月1日現在、37組織が設立をされております。活動労力の向上及び組織の育成強化を図るために、全地域の設立に取り組む中で、本年度は30組織の設立を目指しております。

また、木造住宅耐震診断事業として70戸、木造住宅耐震改修補強を10戸計画をいたしております。18年度交通安全運動年間基本方針として市民一人一人が交通社会の一員であることを自覚し、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践に努め、交通事故のない、人に優しい安全・安心な香美市の交通社会の実現を目指してまいります。重点目標としまして、子どもと高齢者の交通事故防止あるいはシートベルト、チャイルドシートの着用の徹底などを行ってまいります。

次に、消防署から報告をいたします。平成18年3月1日から4月30日までの火災、救急及び救急出動件数であります。火災件数は2件であります。救急出動件数につきましては、合計252件であります。春季演習の実施であります。4月9日香美市土佐山田町消防団員及び香美市消防職員約140名が参加をいたしまして、町田堰周辺河川敷におきまして、ポンプ中継訓練、あるいは礼式及びポンプ運用などの訓練を行いました。また、4月23日には香美市物部消防団員及び香美市消防職員約50名が参加して大栃公園におきまして訓練を行いました。

次に、地籍調査課であります。まず平成17年度の事業であります。旧土佐山田町地区は杉田、佐竹の各一部の調査を行いまして、1.1平方キロ、旧香北町地区は白川、五百蔵、有瀬の各一部の調査を行いまして2.22平方キロ、旧物部地区は中谷川、大栃、山崎、仙頭の各一部の調査を行いまして、0.69平方キロ、計4.02平方キロとなっております。また、平成18年度の事業につきましては、旧土佐山田地区では佐竹の一部で0.4平方キロ、旧香北町地区では五百蔵、西峯の各一部、古井で3.97平方キロ、旧物部村地区で大栃、仙頭、山崎の各一部で0.59平方キロ、計4.96平方キロを計画をいたしております。そして、予備調査といたしまして、香北町地区の清爪、日比原の各一部で1.87平方キロを計画をいたしております。

林政課からであります。4月10日から11日にかけての豪雨によりまして、林道施設災害は物部町で3件発生をし、概算復旧事業費が750万円となっております。また、5月6日から7日にかけての豪雨によりまして、香北町白川地区と川ノ内地区で山地災害が発生し、概算復旧事業費が1,000万円となっております。

次に、商工観光課であります。高知テクノパーク2号区画に第1号として進出をいたしました株式会社山崎技研の土佐山田工場の第1期工事が完了し、5月2日に安全操業祈願祭が行われました。工作機械の組み立てや床材用装飾ボード、オーパライトの製造を行うことになっております。また、本年2月に株式会社ミロクから3号区画の分譲申し込みをいただき、19年秋に精密部品製造の操業開始予定となっております。

次に、かねてより検討課題でありました鍛造団地は、鍛造工場の移転希望者が2名あり、鍛造者、地権者、周辺地区の合意が得られ、龍河洞北駐車場に移転し創業することとなりました。現在、高知県立自然公園への建築許可申請を行っており、許可がおり次第、作業所の建設にかかり、秋には操業開始の見込みであります。3月議会で議員の皆様にも会員をお願いをしたところではありますが、3月1日の合併に伴い、同日付で香美市観光協会が設立をされました。総会を6月2日に行い、これから香美市観光の振興や産業の発展のため事業をしてまいります。

また、香美市三大祭であります土佐山田まつり、川上様夏祭り、奥物部湖水祭りはそれぞれの実行委員会の組織で実施することとし、組織づくりを行っております。7月、8月と集中いたしますのでご協力、ご支援をお願いいたします。

次に、建設都計課からであります。平成18年度事業につきましては、繰越事業も含めて未発注の工事が多くあります。工期内完成に向けて支所、業務管理課との連携を密にして取り組んでまいります。道路、河川では市道大宮小学校線など平成17年度繰越事業が7件、平成18年度は市道後入線を初め単独事業も含めて10件。災害復旧事業では市道西熊別府線など平成17年度繰越事業と平成18年度事業あわせて23件あります。発注を急いで行わなければならないと考えております。まちづくり交付金事業で進めておりました秦山公園ふれあい広場と市道宮前秋月丸線改良工事は完了いたしておりますが、芝生の養生や路側白線未了のため供用ができておりません。路側の白線につきましては協議も整いましたので、予算通過後、ほかの事業とともに早期に着手したいと思っております。

秦山公園子どもの広場は春休みに入ってから利用者が多く、好天の日は1,000人、好天の休日で2,000人を超す入場者を記録するなど、盛況ぶりであります。けが人も何人か出ておりますが、大事には現在のところ至っておりません。

住宅関係では、黒土2号団地Bブロックと下野尻団地が完成し、それぞれ入居いたしております。今年度は黒土2号団地Dブロックの住宅建築着手を予定し、準備を進めております。平成18年度、19年度の事業で鉄筋コンクリート造りで4階建て24戸を整備いたします。

農政関係におきましては、各地域の事業は継続の中、年度事業また繰越事業の確定を行い、17年度事業はすべて完了をいたしております。中山間地域において導入した新直接支払制度は、地域協定を締結し香美市全体で117協定、面積約688ヘクタール、交付金額約9,600万円となっております。今年度も同等の計画で予算提案をしており、集落の自立的かつ継続的な農業生産活動などの体制整備に向け取り組んでおります。工事関係におきましては、高知農業確立支援事業による農業水路の基盤整備事業は総数6件、物部地区農道1件、山田地区農道2件、水路3件整備をいたしました。災害関係におきましては、農地15件、施設災害4件、合計19件であります。年度内完了5件、その他14件は繰越事業として平成18年度完了予定であります。平成18年度におい

て農道整備2件、近代化施設等1件を有利事業により提案をいたしております。

下水道課であります。平成17年度の公共下水道事業におきまして、北組西、北本町1丁目の区域約7.6ヘクタールの面整備を行い、18年4月1日現在で市街地における処理区域面積が194.6ヘクタール、処理（区域）人口普及率は約42%となっております。平成18年度につきましては、汚水管渠整備は北組西地区の一部及び楠目地区の一部の5ヘクタールを予定をいたしております。雨水管渠整備は楠目地区を予定をいたしております。ともに工事の発注は6月上旬を予定をいたしております。完成は平成19年1月を見込んでおります。

次に、旧香北町において事業実施をいたしております特定環境保全公共下水道事業につきましては、平成17年度は葦生野、美良布地区の約7.3ヘクタールの面整備を行い、18年4月1日現在で処理区域面積が約92.2ヘクタールとなっております。処理区域人口2,590人、下水道処理人口普及率が約92.5%となっております。平成18年度事業につきましては、橋川野地区の約2.6ヘクタールの面整備を予定しております。工事発注は6月上旬、完成は平成19年1月上旬を予定をいたしております。

次に、平成17年度の浄化槽設置整備事業におきましては、旧土佐山田町で39基、旧香北町で9基、旧物部村で4基の合計52基の浄化槽設置への補助を行いました。平成18年度の事業計画は合計で59基を予定をいたしております。

次に、環境課であります。平成17年度ごみ分別収集実施状況につきましては、合併前の3町村で集計したものについて報告をいたします。可燃ごみとして焼却されたものは6,380トン、資源として収集されたものは金属類211トン、ビン類282トン、ペットボトル66トン、プラスチック製容器包装が327トン、衣類94トン、ダンボール203トン、新聞紙437トン、雑誌388トン、牛乳パック1トン、蛍光管6トン、乾電池7トンで合計2,022トン。その他不燃物292トン。粗大ごみが453トンで総収集量が8,943トンとなっております。前年度と比較いたしますと可燃ごみで320トン、粗大ごみで58トンの減少となっております。また、資源として収集されたもので120トン、その他の不燃物で9トンの増加となっております。全体で249トンの減少となりました。

次に、物部支所からであります。関係のある本課と緊密な連絡調整を図りながら事業の推進に努めております。建設関係では高知県建設技術公社から職員1名を派遣をしていただき、市道の災害復旧に取り組んでおります。物部支所管内での災害発生件数は15件で、現在12件が入札待ちとなっております。残り3件につきましては、現地調査、設計段階となっております。このうち、市道川口津々呂線の道路災害につきましては、路面決壊のため川口集落の4世帯、7名が孤立した状況になっております。地元から乗用モノレールの設置要望があつておりまして、協議をいたしまして早急を実施する方向にいたしております。

農業関係では、平成17年度高知農業確立支援事業によって農道南池線を整備すると

ともに、特産物であるユズの付加価値を高めるため、ゆずカラーリング施設3基の整備を図りました。また、平成18年度におきましても、当該事業によって農道堀田宮の前線の開設、ゆずカラーリング施設3基の導入を図る計画であります。

観光関係では、昨年台風災害によって別府峡、西熊溪谷方面への車両通行ができない状況となっておりまして、この影響でゴールデンウィーク期間中におけるべふ峡温泉への入込み客も昨年同期に比べると若干減少いたしております。

学校教育課からでは、香美市では市立小学校10校、市立中学校4校、市立小・中学校数は、14校でございます。また、児童数は1,335人、生徒数は595人、児童・生徒数は合計1,930人となっております。4月19日には教職員総会も開催をし、学校を新たな体制で順調なスタートを切っております。香美市教育委員会としましては、昨年に引き続き、学校、家庭、地域の連携による栄養教諭を中心とする食育推進事業を展開いたします。新規事業としましては、問題行動のある児童・生徒を支援する生徒指導総合連携事業を導入、また自己評価、外部評価を通して学校が信頼をされる開かれた学校づくりを進めるため、学校評価システム構築事業も新たに始めました。これらの3事業を中心として調査・研究を実施し、教育の質の向上を図ってまいります。

幼保支援課からは、平成18年3月1日の合併により香美市における市立保育園数は13園となり、18年度はうち3園が休園をいたしております。委託市立保育園1園をあわせて計11園で保育を実施いたしております。園児数は5月1日現在で665名でございます。

次に、土佐山田町すこやか子育てプランについて報告をさせていただきます。平成17年3月31日付土佐山田町保育所改革検討委員会の提言に基づき、保育所改革推進委員会の審議を経て平成18年2月に土佐山田町すこやか子育てプランを策定し、あわせて実施計画を策定いたしました。合併して香美市となりましたが、このプランは新市において保育所が今後果たすべき子育て支援の役割、市の保育所の将来像を招くものであります。今後、実施計画に基づきプランを推進し、平成23年度までの実現を目指します。去る3月の香美市広報創刊号でプランの概要を市民の皆様にお知らせをいたしましたが、今度は保護者や住民の皆様にはプランの概要、プランの目指すものをご説明するための説明会を6月中に開催する予定でございます。

生涯学習課から社会体育関係では3月21日に香北体育センターで香北弓道錬成大会が開かれ、県内外から小・中・高・一般の部に82チーム、420人が参加をいたしました。また、4月29日には大栃高校体育館で香美市体力づくり剣道錬成大会が開かれ、県内各地から小・中・高の部に72チーム、371人が参加をいたしました。土佐山田スタジアムは、昨年度に引き続き、プロ野球独立リーグであります四国アイランドリーグの公式戦会場となり、4月28日には同スタジアムの開幕試合が行われました。県内外から多くの方々、観客がおいでをいただき、プロ野球を楽しみをされました。同スタジアムの今年度の試合予定は、8月末までに合計9試合が計画をされております。



教育支援センター及び教育研究所からであります。香美市立教育研究所は、香美市の教育の充実、振興を図るために教育研究所を3月1日に設置いたしました。所長1人、研究員2人の職員、役員としての運営委員8人を置き、円滑な運営を図るための長期計画について協議するようにはいたしております。事業といたしましては、情報機器を活用したわかる事業の創造、不登校児童・生徒への援助のあり方と特別な支援を要する児童・生徒への支援のあり方について研究し、実践に努めてまいります。香美市教育支援センターふれんどる一むであります。不登校児童・生徒等の学校復帰を支援し、社会的自立を目指すことを目的に3月1日に設置いたしました。所長1人、教育相談員2人、子どもと親の相談員1人の職員、役員としての子ども支援委員19人を置き、円滑な運営を図るための諸企画について協議するようにはいたしております。事業といたしましては、不登校児童・生徒等に対し家庭、学校、社会生活に適應できるよう助言や支援活動を行います。また、学校の機能だけで解決できない問題につきましては、ケース検討会を行い、必要に応じてサポートチームを組織し、問題に対して迅速に対応してまいります。本市の児童家庭相談窓口として相談受理、情報収集も行い、各関係機関と行動連携を図ってまいります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、今定例会に提出をいたしております議案の提案説明を申し上げます。

まず、報告第3号から第5号までは専決処分事項の報告で、住宅新築資金等に係る訴えの提起であります。

次に、承認第15号は、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」であります。次のとおりであります。

一般会計暫定補正予算「第2号」は平成18年3月31日に専決をいたしました。歳入歳出暫定予算の総額から1億7,453万7,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ46億9,341万5,000円といたしました。特別交付税や各種交付金、さらに旧町村の歳計剰余金や町債の許可額等々が確定いたしましたため、平成18年3月31日付で専決をいたしました。

歳入で1,000万円以上の変動がありました。各款の概要は次のとおりであります。地方譲与税は3税合計で1,129万2,000円、地方交付税は特別交付税分が6,988万8,000円、諸収入は旧町の歳計剰余金が確定いたしましたため、8,474万9,000円の追加となりました。国庫支出金及び県支出金、市債は事業の縮小により総額1億3,733万3,000円の減額となりました。また、歳入歳出を調整した結果、財政調整基金繰入金は2億3,642万3,000円の減額となっております。

一方、歳出の概要は以下のとおりであります。民生費は、本年度の老人保健が過去2年間の平均給付額を大幅に下回る実績となったため、1億3,351万8,000円の減となりました。諸支出金は、財政調整基金に1億404万円積み立てをいたしました。旧町村借入金返済金が1億3,008万円減額となったため、総額でも2,604万円の

減額となりました。

次に、承認第16号から承認第24号までは、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」ほか各特別会計補正予算の専決処分事項と、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件の専決処分事項の承認を求めることについてであります。

次に、議案第25号、平成18年度香美市一般会計予算は次のとおりであります。

平成18年度一般会計当初予算は、歳入歳出総額147億3,669万4,000円を調製いたしました。旧3カ町村の平成17年度当初予算総額は、128億6,457万2,000円でありましたので、新市の本年度予算は合併に伴う大型予算となりました。予算規模の増大した要因には、新市となって新規に発生した行政需要であります生活保護費の8億3,978万7,000円や、平成17年度に受けた災害に伴う過年災害分の3億9,935万9,000円等の必然的な経費もありますが、大宮小学校改築工事の6億4,297万1,000円や、庁舎建設基金積立金3億5,000円の普通建設事業に係る新たな経費もあります。また、県からの合併に伴う交付金であります新しいまちづくり支援交付金2億666万6,000円、また、県の指導で一たん基金に積み立てた後に取り崩して使う仕組みとなっておりますので、予算上では歳入歳出が二重計上された形になっておりますことも、予算規模を引き上げる要因となっております。

歳入面では市税が固定資産税率の引き下げ等により、1億2,688万7,000円、地方債が9,770万円の減額となっております。国庫支出金は逆に生活保護費負担金等で8億455万9,000円、県支出金も3億7,109万9,000円、基金繰入金も4億6,341万7,000円の増となっております。また、地方交付税は、合併加算を期待し、4億5,713万円の増額を見込んでおります。

歳出面では、議会費、衛生費、土木費、消防費は旧3カ町村時代より減少いたしておりますが、総務費、農林水産業費、商工費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金は逆に増加いたしております。

本年度予算は、合併協議の中で確認をされた事柄を忠実に反映をいたしましたが、そのために基金も12億4,917万7,000円取り崩さなければなりませんでした。国の三位一体の改革も本年度で総仕上げとなりますが、厳しい地方財政運営の中での大型予算となっております。ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

次に、議案第26号から35号までは、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計ほか各特別会計予算と水道会計予算並びに工業用水道会計予算であります。

次に、議案第36号から議案第46号までは、それぞれ条例の一部を改正する条例の制定と指定管理者制度導入に伴う条例の制定議案であります。

次に、議案第47号から議案第52号までは、香美市過疎地域自立促進計画の策定ほか、規約変更など5件であります。

次に、同意第1号から9号までは香美市固定資産評価委員、同（審査）委員会委員の

選任に伴い、議会の同意を求めることについて、また教育委員会委員の任命についてでありますので、議員の皆様にはよろしく願いをいたします。

以上、本会議に提案させていただきます議案についてご説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、ご審議の上、適切なるご判断を賜りますよう、よろしく願いをいたしまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時10分間休憩いたします。

（午前10時31分　休憩）

（午前10時43分　再開）

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいまの市長の報告等について質疑に入る前に、税務課長から訂正の申し出があったので許可をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　それでは、税務課長、高橋　功君。

○税務課長（高橋　功君）　訂正がおくれて申しわけありません。

承認22-22ページ、改正の主な要旨の1番目、「住民税所得割の税率を一律10%（県民税4%、市民税10%）」となっておりますが、「市民税6%」でございますので、訂正をよろしく願います。承認の22の22ページ、22-22ページです。「10%（県民税4%、市民税10%）」となっておりますが、「県民税4%、市民税は6%」でございます。訂正をよろしく願います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　これから、報告第3号から第5号までの専決処分事項の報告とあわせて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成18年度予算及び事業計画並びに資金計画書、同じく財団法人香美市開発公社の事業計画及び収支予算について質問を受けたいと思えますので、よろしく願います。なお、今朝ほど議会運営委員長から報告がありましたように、財団法人奥物部開発公社、あるいは財団法人アンパンマンミュージアムにつきましては、日を改めまして議員協議会で行いますので、その点をよろしく願います。

それでは、質問を許します。質問はありませんか。

12番、笹岡　優君。

○12番（笹岡　優君）　まず、報告の3号ですが、これ3号、4号、5号は姓が同じなんですけど、どういう関係なのかというのがまず一つ聞きたいのと、それから物件等はどうなっているかと、もう3、4、5号を含めて、同じ内容ですので。

それから、3件とも、もともと貸付金が750万円で債権額が315万円になっちゅ

うわけですけど、残金が224万円ということで、残金がかなり減ってるわけですね。減ってるということは、途中までずっと払ってきたという、その辺の一連の経過で、なぜそれが途中から払わなくなったのかいう（ことを）含めて、3件とも同じ傾向なんです、これ。ですから、何か共通点があるのかなという面を含めまして、ちょっとお願いしたいのが。

○議長（西村芳成君） 住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 住新担当参事、奥宮です。それでは、簡単に説明させていただきます。

今回、この高知地方裁判所に訴えを起こしました3名の方は、これ全員3人、兄弟でございます。全員、東京都に在住しております。いきさつですが、途中までお金は間違いなく入ってきておりましたが、3年ほど前から、いや、最後の方が、人によって違うんですけれども、最後、一番新しい方で平成16年に入ったのが最後で、それから滞っております。そのために、この3名につきまして再三催促を行っておりましたが、昨年7月にそのうちの2名から連絡がありまして、10月末までに支払いを始めるという申し出がありましたが、しかし、10月末を過ぎましても、連絡も支払いもありません。そのために、昨年12月31日を期限といたしまして、期限の利益喪失の通知を行いました。期限が来ましたので訴訟に移行することにいたしましたのでございます。物件につきましてはありますが、一応抵当権を、これ建物だけしか、いわゆる貸し付けをしておりませんので、抵当権が建物だけにしか入っておりません。そのために、いわゆる抵当権の実行よりも判決をいただいてからいろんな、まあ言うたら債権回収につきまして選択肢が広がるということで、訴訟にさせていただいたものでございます。本来ならば、支払督促を簡易裁判所に申し立てするべきところですが、その場合、東京都の3名の住所地を管轄する簡易裁判所にそれぞれ申し立てをすることになります。本市としましては、高知県内で解決を図りたいと思いますので、高知地方裁判所に提起したものでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 底地はだれのものなのかと、土地ですね、宅地はだれのものなのかと、建ってる、物件あるわけでしょう、それはだれのものなのかということと、これが結局兄弟が借りてるといことは、この前指摘したように、やっぱり住宅新築資金がその中におる方の兄弟に皆建ててしまったということの内容でしょう、これは。これ貸し付け時期から見てもそうなるんじゃないでしょうか。ですから、結局、本来立ち退きで1件立ち退けばええところを、3人兄弟だったら3人建ててきたということになるわけでしょう、これ。その辺を含めてなぜこういう形になったのかということが、ちょっとお聞きしたいわけですが、底地の関係と、それちょっと、貸してきた経過がわかれば、今の担当課に聞くのは酷ですが、お願いします。

- 議長（西村芳成君） 住新担当参事、奥宮政水君。
- 住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） すいません、その底地の所有者につきましては、今ちょっと資料を持っておりませんので、後ほどまた報告させていただきます。
- 議長（西村芳成君） ほかに。
- 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） ちょっと開発公社の方の関係をお聞きします。6ページの、まず楠目小学校の拡張に伴うこの物件から、15番のポケットパーク用地等を含めて、この全体で開発公社が持っている土地で、もう本来、これ持っててどうするのかなという土地があるわけですが、その辺の処分計画については、ちょっと協議してるのかなという辺が、これはどうでしょうか。楠目小学校の拡張関係でも、利息だけでも56万1,000円というお金が出る形になってますよね。ですから、その辺を含めて。
- それからもう一つ、秋ノ谷の宅地造成に基づく簡易水道の引き込み工事をやる予定なんですけど、どういう形でやるのかという辺を含めて、一定検討もされちゃったら、この点もお願いします。
- それから、あこの開発公社の方はそういうもう不用の土地の処分等をどう検討していくかと、このさっきのだけやなしに、あれば。
- それから、財団法人の関係ですが、この収入で自動車の駐車場のお金が出てますが、これ何かこの前ずっと話を聞きよったら、この事業そのものをもうやめるということなんですけど、590万円の予算を組んでますよね。どういう形になるのかなと。これはもう全部その地権者の形に変えていくのか。その辺の関係を含めて工科大との関係を含めてどういう話し合いをしてるか、それもお願いします。
- 議長（西村芳成君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。
- 企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えをいたします。
- 土地開発公社が所有をしております土地については、跡地利用については計画がございませんが、うち、楠目小学校の関係で取得をしております用地については、道路の計画が入っておりますので、そこら辺に生かせるというのが見通しとしてはございます。それ以外については計画を持っておるといことはございません。また、そういったことについての検討もしたかということについては、むしろ町（市）にもう引き取っていただきたいというお話もしておりますけども、なかなか財政的な事情もございまして、そういうことが現実的には対応できてない状況でございます。
- 秋ノ谷の簡易水道の工事費ですけれども、これ売れるようになりますと、水道を引かないけませんから、予算として上げさせていただいておるといことにご理解をいただきたいと思います。
- それから、財団法人の開発公社の工科大の駐車場の件ですけども、こちらにつきましては、一応借入金を借って整備をし、この借入金が駐車料金で処理ができました段階で、それぞれ地権者にお返しをしていくということできております。今回、2つの区画を1

8年度でお返しをいたします。第5と第12駐車場ですか、こちらをお返し、18年度中にすることになりまして、残りますのが第6駐車場、こちら一つになります。こちらは19年度に償還が終わりますので、一応工科大の駐車場につきましては、19年度をもってすべて地権者にお返しするという格好になります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） もう1回元へ戻って、その報告の第3号、4号、5号ですけど、今、同僚議員も質問をしたんですけど、これはこの人自身に、3名に行政としては実際会って、こういう経過のもとで訴訟を起こしたのかどうか。これ年齢とかその人の健康状態とかはわかるんかね。年齢は3人とも。

○議長（西村芳成君） 住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 最近は直接は会っておりません。年齢を申し上げます。報告第3号の方が61歳、それから報告第4号の方が67歳、報告第5号の方が70歳でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 報告3、4、5号に関連して1点だけ伺いますけど、先ほどの話では高知の裁判所へ訴訟を提起したということで、東京へ行かんといかん可能性というのは出てきますかね、この流れの中で。そこら辺はどうなのかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 住新担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 一応、高知裁判所の方へ訴訟を起こしましたので、それはないものと思っておりますが、まだ今後のいきさつによっては可能性がないとも言えませんが、何とも私の方では今ちょっとわかりません、その件につきましては。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 土地開発公社の会議案の件で、これは最後の方の定款の新旧対照表ですが、ちょっと字句がこれ違うんじゃないかと思うのが、おしまいから2枚目です。これどういうふうに言えばいいのかな。5ページの8ですか、8分の5（ページ）ですか、の附則のところで「市長」に変わるんじゃないでしょうか、この2が、「土佐山田町長が定めるところによる」、それと4の（「土佐山田町長の承認」の部分）これは市長に、「香美市長」に変わるんじゃないでしょうか。2と4ですが。

○議長（西村芳成君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えをいたします。

違和感を持たれるかもわかりませんが、この規約の変更をいたしましたのが2月の

段階でございまして、その段階での取り扱いから言いますと、「土佐山田町長」という表記になります。この段階で、土佐山田町長が任命した方が新市になっても引き続いて、土地開発公社の場合にはそれぞれ役員が当て職ではございませんので、新市へ引き継がれるように定款の改定を3月1日以前に行うということで処理をさせていただきました。そういういきさつがございまして、こちらの方では表記としては「土佐山田町長」という表記になっております。そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 開発公社の土地開発公社の関係で一つお尋ねしたいですが、6ページ、16件の土地を保有してるわけですが、それぞれの目的によって取得したわけがございまして、いずれ、その目的に従った処分がなされていくべきであろうと思います。そこで、昨今の財政事情から早急にはいかないと思いますけれども、この16件の土地が大体何年ごろに処分ができるか。その見通しがあればお願いします。

○議長（西村芳成君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えをいたします。

先ほど、笹岡議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、現在、この持っております土地につきましては、楠目小学校用地として取得した土地以外については、利用について計画がございません。この土地、それぞれ取得した当時とはいろいろな状況が変化をしております、そのときに、何のために使うかということで取得をした目的にはもう使えないという等もございまして、他に転用をするか、もしくはもう処分をするかということになってきますけれども、処分につきましても、やはり売れる土地であるかどうかということもありますし、公社としましては、これまでのいきさつから言いますと、合併前と言いますと町、それから合併後については市の方に引き取っていただきたいということをずっとお願いをしてきた過程がございまして、なかなか今日の財政状況を見たときに、そういう状況には至るような状況ではないということで、土地開発公社の方についてはそういう取り扱いをしていただけない状況でございまして。

以上です。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） その状況はよくわかります。この16件のそれぞれの土地について、できれば今回はこれで済ませようとするわけですが、取得の年月日、取得の価格、それで現在における残存価格といえますか、評価額、実質価格、そういうものがどういうふうになっておるか、次回から示してほしいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） ご要望のありました件については、そういった資料を次回以降調整をしたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） 土地開発公社の7ページでございます。資金的収入及び支出のところで、長期借入金が5億7,600何万円と。支出の方を見ますと、長期借入金償還金が6億4,900何万円となっておりますが、この数字の違いがどうして出てきたか教えていただきたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

この手前に数字を積み上げた関係の資料があるわけですが、それをちょっと手元に持っておりませんので、また後刻お答えをさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） ほかに質問はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質問なしと認めます。これで質問を終わります。

お諮りします。先ほど、議会運営委員長から報告がありましたが、議案第39号は税外収入について本年度分から延滞金等徴収するに当たって、現行条例では事務処理が煩雑になることの理由により、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第2項の規程により、委員会付託を省略し本会議方式により審議、採決したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、議案第39号、香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 議案第39号、香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について。

平成18年5月11日提出。香美市長、門脇楨夫。

香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例

香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例（平成18年香美市条例第70号）の一部を次のように改正する。

ということで、1条と4条につきまして改正を行うわけでございます。これにつきましては、改正文は朗読を省略をさせていただきまして、提案理由をもって説明といたしたいと思ひます。

延滞金徴収事務を円滑に行えるように改正するものでございます。もとの条例につきましては、納付額100円に対して年14.6%の延滞金の計算ということになりますので、円単位までの計算となるということで、事務が非常に煩雑になるということでございます。そして、この改正の条例の分でいきますと、当該金額、この税外収入の納付する額が1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。また、その納付金



額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるということでございます。それから、計算をしました延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、またはその延滞金の全額が1,000円未満であるときにつきましては、全額を切り捨てるというふうな改正でございます。

それから、第4条の第2項でいきますと、この延滞金の計算につきましては、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合で計算をするということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 伺いますが、基本的に税の督促手数料及び延滞金のあれとあわせたという考え方でいいんですかね。同じ仕組みにしたというふうな認識でよろしいものかということ伺います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） この税外収入の今回の改正については延滞金ですが、これまでも旧土佐山田町の場合にあっても何回か指摘させていただいたわけですがけれども、条例を制定したからには、必ずこの運用していただきたい。そのことを重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えをいたします。

従前から条例についてはございましたが、その運用がされてなかったということで、たびたび指摘はされております。この税外収入の中には、非常に物によって公法上の取り扱いになるもの、あるいは司法上の取り扱いになるもの、非常に複雑でございます。統一してすべての使用料等について徴収するというにはならないわけでございます。項目に従って、それぞれその地方税法の例によるとか、あるいは個別の法に基づいて徴収ができる分、あるいは徴収できない分、あるいは督促料も、督促はできるが、督促料も取ることができない分、いろんな分野に分かれております。そういうことを十分に収納管理課の方で把握をしていただいて、金融機関等も含めて徴収をしていただく分については徴収をしていただくという形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）            まず一つは、第1条のところに、「並びに滞納処分」、滞納処分の部分を削ってるわけですが、その意味は何なのかという、滞納処分とはどういう概念になるのかなということですね。

あと、第3項かな、前は延滞金の割合のところの特例があったわけですね。それを全部のけた理由は何かあるのかということ。

それからもう一つお聞きしたいのは、実績的にはどうなのかなと、これが、こういうやってきた、わかれば、この間、実績、この間ずっとこういう14.6%で掛けて、こういうやってきた実績としてあるのかな、実際は、延滞金掛けて。

それと、この関係でちょっとお聞きしたいわけですが、今、ゴルフ場等の関係の金額、お金ありますよね。あれはこの適用になるのかなと。そこはどうか。

○議長（西村芳成君）            総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君）        まず、最初にこの第1条の中で「滞納処分」をのけておるといってございまして、これについては、財務規則の中にこの滞納処分についての規定がございまして、ここで二重にうたう必要がないということでのけております。

それから次に、その実態は、今まで集めてきた実態はあるかということですが、ちょっと私の総務課の管轄の中ではその把握はできておりませんが、基本的に今までその取り扱いの中では税の徴収の部門の取り扱いでそれをしておったかどうかと、運用しておったかどうかということになるかと思っております。私の方では把握はしておりません。

それから次に、その特例ということですが…ちょっとお待ちください。従来のこの延滞金条例につきましては、特例の措置はございません。今度新たにできた分について、「市長は災害その他特別の事由によりやむを得ない場合については、減免をすることができる」ということとございまして。

それからもう1点、ゴルフ場の寄附金でしょうかね、その問題でございまして、基本的に寄附金については、相手が市に対して好意的に納めるということとございまして、督促料あるいは延滞金は対象にはならないということとございまして。（後に「負担金という名目である」と訂正発言あり）

以上です。

○議長（西村芳成君）            ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）            質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）            討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 笹岡議員の質問で、私、ゴルフ場の関係を「寄附金」というふうに表現をいたしました。寄附金つきましてはそういう取り扱いになります。ゴルフ場の関係については「負担金」という名目でございますので、精査はまだしてございませんが、恐らくこの地方自治法の231条の3の条項のどれかにはまってくるんではなかろうかというふうに考えておりますが、なお、精査をしなければ、どの分に対応するかというのはわかりません、今の段階では。

以上です。

○議長(西村芳成君) ただいまの訂正がありました。一応全員賛成で可決いたしておりますが、そのことを議員の皆様にご了解を諮りたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。

中澤議員。

○35番(中澤愛水君) 先ほどの特別委員会の報告で、サービスでちょっと言葉を滑らしましたが、都市計画の線引き、原稿に書いておりませんでしたけれども、それで以前は2市3町、南国市を含めて2市3町でありましたけれども、3市2町のところが、「物部川と仁淀川に挟まれた地域が都市計画の線引き、都市計画法による都市計画が行われておる」ということに訂正をしたいと思っております。

○議長(西村芳成君) これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は5月16日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時19分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 8 年 5 月 1 6 日 火曜日

平成18年第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成18年5月16日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月16日火曜日（会期第6日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	利根健二	19番	幾井洋一
2番	山崎眞幹	20番	久保信彦
3番	山崎龍太郎	21番	石川彰宏
4番	大岸眞弓	22番	黒岩徹
5番	千頭洋一	24番	岡本喜身
6番	小松紀夫	25番	島岡信彦
7番	山崎晃子	26番	原心一
8番	森本珠城	27番	秋友偉嗣
9番	山岡義一	29番	竹内俊夫
10番	依光美代子	30番	大石綏子
11番	片岡守春	31番	森安正
12番	笹岡優	32番	坂本節
13番	岡村優一	33番	宮地盾騎
14番	黒岩陸雄	34番	西山武
15番	門脇二三夫	35番	中澤愛水
16番	爲近初男	36番	岩越孝明
17番	比与森光俊	37番	山本芳男
18番	植村佳三	38番	西村芳成

欠席の議員

23番	竹平豊久	28番	前田泰祐
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	事務管理課長	竹内敬

税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《 物 部 支 所 》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	丸 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長	竹 村 清
-------	-------

【その他の部局】

水 道 課 長	佐々木 寿 幸
---------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 浦 良 衛	議 会 事 務 局 書 記	尾 立 陽 子
-------------	---------	---------------	---------

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第6日目 日程第2号)

平成18年5月16日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 5番 千頭 洋一 君
- ② 8番 森本 珠城 君
- ③ 3番 山崎 龍太郎 君
- ④ 16番 爲近 初男 君
- ⑤ 33番 宮地 盾騎 君
- ⑥ 20番 久保 信彦 君
- ⑦ 1番 利根 健二 君
- ⑧ 10番 依光 美代子 君
- ⑨ 15番 門脇 二三夫 君
- ⑩ 18番 植村 佳三 君

- |   |     |        |
|---|-----|--------|
| ⑪ | 6番  | 小松紀夫君  |
| ⑫ | 4番  | 大岸眞弓君  |
| ⑬ | 2番  | 山崎眞幹君  |
| ⑭ | 17番 | 比与森光俊君 |
| ⑮ | 30番 | 大石綏子君  |
| ⑯ | 26番 | 原心一君   |
| ⑰ | 28番 | 前田泰祐君  |
| ⑱ | 9番  | 山岡義一君  |
| ⑲ | 11番 | 片岡守春君  |
| ⑳ | 32番 | 坂本節君   |
| ㉑ | 7番  | 山崎晃子君  |
| ㉒ | 19番 | 幾井洋一君  |
| ㉓ | 34番 | 西山武君   |
| ㉔ | 25番 | 島岡信彦君  |
| ㉕ | 12番 | 笹岡優君   |
| ㉖ | 35番 | 中澤愛水君  |

#### 会議録署名議員

5番、千頭洋一君、6番、小松紀夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は35人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。23番、竹平豊久君は家族の通院介助のため欠席、28番、前田泰祐君は病気入院中のため欠席、8番、森本珠城君は車の故障のため遅刻という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。順次質問を許します。

5番、千頭洋一君。

○5番（千頭洋一君） おはようございます。5番の千頭洋一でございます。改めまして質問の前に初代香美市長に無投票当選されました門脇市長に対しまして、衷心よりお喜び申し上げます。3万余の市民が今日まで築かれた実績、手腕を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

一般質問、通告書に従いまして、次の5項目につきまして質問させていただきますが、市長就任後初の第3回定例会議でトップバッターということで質問の機会を得ましたことは、光栄に存じます。

まず、第1点目ですけれども、香美市長の将来構想、産業振興政策等についてでございます。2点目が国道195号線及び県道の改修計画と、今後の見通しについて。第3点目が、本年3月実施されました納税相談におきまして苦情があったと、そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。4点目が防災対策でございます。5点目、最後ですが、市町村合併に伴い地方銀行が撤退する懸念があるというが、その対応についてのごとでございます。

まず、第1点目でございます。

香美市の将来構想、産業構想政策につきましてであります。市長公約といたしまして、政策推進の基本理念、基本目標を「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで作るまちづくり」をキャッチフレーズに提言してこられました。中山間部地域の市民は、身近な福祉や暮らしの住民のサービスの低下、特に高齢者は切り捨てられるのではないかと懸念がしておるところでございます。それに対しまして具体的な政策課題をお聞かせいただければありがたいと思います。

また、農林業の振興であります。まず農業の現況であります。農業生産物の価格低迷、燃料費の高騰、産地競合、輸入量の増大等、農産物の安全・安心、生産利益によるトレーサビリティなどに対しまして農業経営は非常に時間等大変なときがきております。そこで少しでも生産者の顔が見え、安全・安心、新鮮で消費者に少しでも喜んでもらえるために、地産地消、地域ブランド化の構想等はどうかということについてお伺いさせていただきます。

林業振興であります。価格低迷する中で香美市には2つの森林組合もあり、本市の約9割が森林というその中で、この森林の資源を有効活用、効率化するためには、まず林道、作業道の整備が急務であるかと思えます。その見通しについてお聞かせいただければと思います。

本市地場産業の一つであります鍛造業、打ち刃物、歴史と伝統のあるこの業界も従事者の高齢化と後継者不足、さらに需要の低迷等によりまして生産量、額とも減少の一途をたどっておるとお聞きします。この振興策をお聞きしたいと思えます。

次に、観光施設の連携による交流人口の拡大とパンフレット作成であります。本市には龍河洞を初めアンパンマンミュージアム、轟の滝、べふ峡等数多くの観光施設があり、今年ゴールデンウィークには、新聞報道によりましてアンパンマンミュージアムには2万4,500名、龍河洞には1万4,000人の来場者がありました。このこういった方々の来場者を今までの点からではなく、面へとさらに交流の拡大をしていくためにも、市内全域の観光箇所並びに詳細な案内図等が必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、国道195号線及び県道改修でございます。

まず、195号線のアクセス路線としてあけぼの街道がございます。現在八王子の東の方、北本町3丁目ですが、(そこ)まで供用されてはいますが、その後、195号線の延伸につきまして、土佐山田町市街地の交通渋滞解消のためにも杉田まで計画があるとお聞きしますが、その後の延伸等整備計画についてお聞かせ願いたいと思えます。

それともう一つ、物部川北岸の県道218号線日ノ御子土佐山田線、県道217号の久保大宮線、それから、国道195号線と国道55号線の連絡道の非常に幅員が狭いといった形で、地震等災害が発生したときには、香北町、物部町は交通が遮断され、孤立することが懸念されております。これについて改修、整備計画等今後の見通しをお聞かせ願いたいと思えます。かつて195号線の杉田ダムの近くで、豪雨により土砂崩れの危険性が発生したことがありました。香北町橋川野から物部川北岸を経て日ノ御子土佐山田線を経由して、また杉田のダムのえん堤を渡って、国道へ迂回してきた経験もあります。そのときにも大変交通がまひをしたことがございます。土佐山田町の本村から香北町の五百蔵間には、幅が1車線しかなく対面通行もできず、交通のまひ状態になり、また今世紀の前半には50%の確率で発生が予測されております東海・東南海・南海地震に対しまして、発生したときにはさらにその事態には想像を絶するものがあると思われれます。これに対して、北岸線の改修をお聞かせいただければと思います。

次に、香美市誕生の本年3月納税相談実施がありました。

そのときに、予定の時間を大幅にして(超して)住民からの苦情が相次いだといったことをお聞きしましたが、その実態、原因、今後の対策等についてお聞かせいただければと思います。

防災対策であります。先ほど国道、県道の改修でもお伺いしましたが、今世紀の前

半に発生が予測されております地震に対しまして、その災害を最小限に食いとめるためにも、防災のハード、ソフト両面の対策の実態はどうか。災害が発生したときのライフラインの確保はどうなっているか。自主防災、自治会の組織、この前の市長の報告では37組織があるとお聞きしましたが、その活動状況と地域住民のいかに防災意識をつくっていくか、このことについてお伺いしたいと思います。

最後に、市中金融金庫、銀行、地方銀行での存在であります。香美市となった今日、旧香北町、物部町には市中銀行の出張所、代理店等がございますが、国、県からの交付金等の受け入れが減少すると近い将来市中銀行は撤退が懸念されておると思います。その対応策について所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、5項目であります。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。千頭洋一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

合併をしまして2カ月余りがたったわけであり。さまざまな経緯の中で合併をここに決定をし、推進をしていっているわけであり。先ほど千頭議員からもご質問がございました香美市の将来構想、産業振興政策についてということでございます。この香美市の政策推進の基本理念、いわゆる「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」これをこれから香美市の政策を進めていく上での基本構想として、将来構想としてやはり推し進めていくことが重要であります。とりわけ538平方キロという広大な面積の約90%が山林地域であり、また同時に多くの農地は中山間地域にあるわけでありまして、そうした中で、いかにその地域の農業を守っていくのか、林業を守っていくのかということは、大変これから先の大きな香美市の課題であるというふうに認識をいたしております。

一番目の農業振興につきましては、先ほどそうした香美市の位置づけにあるわけであり。特に農林業を中心とする第一次産業の振興というものは、本市での重要な政策の位置づけとして取り組んでいかなければならないというふうに思っております。地産地消、あるいはブランドにつきましても、当然こうしたものを推進をしていくわけであり。この香美市には特にブランドとして全国に名を馳せたさまざまな農産物があるわけであり。そうしたものに、より磨きをかけ、さらに全国のシェアを伸ばしていけるような、そういう生産体系をつくっていくことも大変重要であろうというふうに思っております。

また、林道につきましても、林業振興につきましてもありますが、特にそうした多くの山林を有しております。人工林の多い中ではどうしても林道あるいは作業道というのが必要になってくるわけであり。とりわけ、今日林業の不振の中で、大変山林の荒廃も目だっており、それがまた災害を呼ぶなど、多くの弊害等も生んでおられるわけであり。やはり山に入りやすい態勢をつくるということは、これは大きな、いわゆる

林業の振興に寄与できるものというふうに思っておりますので、そうしたものも十分に考えていかなければならないというふうに思っております。

また、地場産業の振興策であります。特に、鍛造業につきましては、伝統産業ということで、この香美市でも多くの業者の方が、事業者の方がおいでるわけですが、しかしながら、それを取り巻く環境というものは決してなかなかたやすいものではございませんし、また、同時に後継者不足、あるいは不況によりますところのその余波、そうした中で厳しい状況にあるというふうにお聞きをいたしております。さまざまなそうした悪条件の中でも、やはり頑張っておられる皆さん方に対して行政としてしっかりとした対応をしていかなければならないというふうに思っておりますし、また、今までにも商工会等を通じて、やはりそうした手も打ってきたわけですが、今後も伝統産業である鍛造業につきましてはの振興も常に行政としてしっかりと見守っていく努力が必要だというふうに思っております。

また、観光施設の連携による交流人口の拡大等につきましても、ご承知のとおり、この香美市には多種多様な観光施設、そして自然に恵まれたすばらしいそうした箇所があるわけですので、そうしたことを踏まえてこれからそれぞれの点を線に結び、そして面的な広がりを持って全市的な観光の政策によって交流人口あるいは観光客の受け入れを図っていく体制を整えることが必要ではないかというふうに思っております。

そして、金融機関の存続につきましては、合併に伴いまして、交付金の受け入れ態勢は本庁扱いとなってくるわけでありまして、現存しております香北、物部の指定金融機関の取り扱いがなくなってくるわけでありまして、そうしたことに伴いまして、先ほど言いましたような、千頭議員からおっしゃられましたような撤退するのではないかというふうなご心配もあるわけですが、しかしながら、地域にとりましては、やはり金融機関というものは、やはり社会的貢献の大変大きな度合いも持っております。また同時に住民にとりましてはその身近なところに金融機関があるということは、大変大事なものでありますので、今後そうした撤退に結びつかないように行政としましても機会をとらえてそうした要望、要請はしていくつもりでございます。

なお、先ほど申し上げましたさまざまなこの農業振興を含め、具体的な政策につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） それでは、千頭議員の農業振興についてお答えをさせていただきます。

政策観点については、市長の方より答弁をさせていただきましたので、個別の事業の関係をお答えいたします。また、今議会におきまして、たくさんの議員さんから農業振興、また農薬関係についてご質問をいただいております。いろいろなお答えの中で重複する部分があるかと思いますが、ご理解を願いたいと思います。

まず、千頭議員からの地産地消、地域ブランドについてお答えをさせていただきます。

地産地消におきましては、現在学校給食、また他の食材を提供できる公共施設での地元産米、これは補助事業導入後も感謝米を含め継続をされてきております。本年度の促進事業でございますが、シイタケ体験学習、刃物まつりの料理講習、小学校料理教室、そして農園活動などを計画しています。そのような取り組みを通じまして、地域農産物への理解を得られることによりまして一般家庭や学校給食などにおきまして、米の消費拡大、また地域産物の恒常的使用を促進していくことが必要と考えています。

また、一方では農業者が地域の消費者ニーズをとらまえ、生産する取り組みを行い、産地直売所、また生産者販売コーナーの利用促進も拡充することになると考えています。

2点目の地域ブランドにつきましては、これまでも全国に発信できる産地としまして、一定の経過もあります。これからも特産品目の拡大も含め、地域特性を生かした付加価値に追求の必要があると考えています。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 千頭洋一議員の林業振興とりわけ林道、作業道整備の見直しについてお答えいたします。

林業振興には何と言いましても林道、作業道開設等の基盤整備が重要であると考えております。そこで、現在の状況をもって見直しにさせていただきます。香美市の林道、森林管理道の開設事業は、物部町内で県営林道が3路線、補助林道が物部町2路線、香北町1路線の計3路線、市単独の自力林道が香北町に改良舗装を含みまして2路線あります。合計8路線となっております。来年度中に完成できるのは、香北町の西又河野線の改良舗装のみでありまして、その他については御在所線が20年度完成、あとの路線につきましてはおおむね7年から10年以上要する路線であります。また、物部川南岸を縦断します河口落合線につきましては、まだ20数年かかる予定でございます。継続路線につきましては、早期完成を図る必要があると考えます。また、新規路線につきましては、単独ではなく、国庫補助林道を計画したいと思っております。しかしながら、県の補助が期待できない今日の情勢を踏まえまして、新規路線については慎重に検討していきたいと思っております。森林管理道の開設事業補助率は国が50%でございます。

次に、作業道についてですが、平成17年度に計画したものを、順次現在施工中でありまして、平成18年度は国庫の作業道約2.5キロメートル、県単、その他の作業道5.1キロメートルを予定しております。来年度は実施3年目となり、見直しをかける年度でもあります。間伐事業等の関係もありまして、森林組合から計画が上がったものを審査し、承認し、実施しております。今後も森林組合が年度内に完了できる同程度の規模の事業量を確保しまして、引き続き作業道網の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） おはようございます。千頭洋一議員の香美市の将来構想、産業振興政策についてのご質問にお答えいたします。

③地場産業、鍛造業の振興策についてでございますが、香美市におきまして地場産業の振興は重要な課題であると認識しております。400年の歴史を誇る土佐打ち刃物やフラフの製造は、伝統産業として後世に引き継がなければなりません。不況や後継者不足により、年々従事者が減少している現状です。現在、市としましては、鍛造業の後継者育成を図るため、事業所において鍛造技術の指導を行うことに対する補助や、刃物まつりの補助を行っております。また、土佐打ち刃物のブランド商品拡大の援助や、二世会運営事業の補助も行っております。今後、土佐打ち刃物のブランド化や販路拡大に対して、商工会とタイアップしながら支援していきたいと考えております。そして、将来的には観光も視野に入れ、体験もできる総合型土佐打ち刃物施設の整備の方向性も検討したいと考えております。

次に、④観光施設の連携による交流人口拡大と、観光パンフレット作成についてお答えいたします。

香美市が所属する高知中央広域市町村圏事務組合では、今年の6月1日より11月15日までスタンプラリー事業を実施いたします。5カ所以上のスタンプを押すと豪華商品の応募が可能となっております。交流人口の拡大を期待しております。スタンプは、全23カ所に設置しており、本市については龍河洞、土佐刃物流通センター、アンパンマンミュージアム、べふ峡温泉に設置することとなっております。さらに、本市におきましては、県の体験型観光推進事業の補助を受け、べふ峡温泉を総合窓口とした奥物部の自然体験型観光メニューが完成しております。本年度からは、観光協会の支援も受けて、普及活動やセールス活動を実施し、行く行くは香北町、土佐山田町でも体験型観光メニューをつくっていくようにと考えております。

また、香美市観光パンフレットについては、プロポーザル方式を採用し、審査会にて企画提案資料を評価し、既に委託契約を締結しまして、10月末に納品されることとなっております。パンフレットは、3町村に納入実績のあった4業者に部数1万部、32ページ程度、10月末納品等の仕様書で見積もり、企画案を提出してもらい、審査の結果、一番安く評点の高かった市内業者に決定いたしました。今後、作成業者と打ち合わせを重ね、それぞれの自然や観光施設、祭り、文化、歴史などをバランスよく掲載し、見やすく、皆様に手に取っていただける紙面づくりを協議しながら作り上げてまいります。内容や構成作業でもご教授をお願いすることもあるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭洋一議員の国道195号及び県道改修につきましてお答えを申し上げます。

県道高知山田線、通称あけぼの街道ですが、香美市内の工区は21年度完成を予定して事業を進めてございます。本年度は、用地補償が中心となりますが、若干の調査費等

が見込まれております。現在の事業認可区域以上の延伸につきましては、整備を進めております区間の整備を優先に行っていきたいという県の見解でございます。道路関係事業費が削減をされております現状では、何カ所でもの事業実施は難しく、集中投資で事業効果を発揮したいという考えがあるようです。あけぼの街道以外の県道につきましては、全体としまして1.5車線的な整備とかいう方針はあるようでございますが、路線ごとの連動を区切った全体事業費というものはないようでございまして、市町村の要望によりまして短期の計画によって改良や整備を行っております。市としましては、住民の生活、防災の面からも毎年改良を進めていただけるよう要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 千頭議員の納税相談についてというご質問にお答えをいたします。

ご質問にありましたように、納税相談で時間がかかったという相談日もございまして、そういう言葉をいただいたこともあります。この件につきましては、現在まだ課税中ですので、課題といたしまして、来年に向けて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 千頭議員の防災対策についてお答えいたします。

1点目の防災のハード面、ソフト面の対策についてでございます。防災のハード面につきましては、市役所本庁に防災行政無線局、移動系の基地局が4課に、陸上移動局の車載型が4課の公用車に、携帯型として9台を配置しております。また、遠隔制御局を防災対策課に設置しております。香北支所には同報系の親局が事務管理課に、中継局が谷相に、遠隔制御局が2局、屋外各制御局が28局、個別受信機を香北町内全戸に配置しております。移動系としまして、基地局を事務管理課に設置し、車載型を公用車5台に、携帯型を11台配置しております。それから、物部支所には移動系の基地局を業務管理課に設置し、公用車に6台、携帯型11台の配置の通信体制であります。災害時の情報伝達等を迅速かつ的確に行うため、通信設備の充実を図る必要があります。その他、耐震改修等、耐震性の強化、確保を図るため、各関係各課と方策等推進に努めなければと考えています。

ソフト面では、耐震診断や自主防災組織の整備、広報等により防災意識の周知及び防災知識の普及、啓発を図る所存です。

2点目の災害が発生したときのライフラインの確保はどうかということでございます。災害が発生した場合のライフラインの確保のためには、確保訓練及び情報化対応訓練に努め、通信、電力、ガス、上下水道等のライフラインの地域企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検と使用方法の習熟等の訓練、ライフライン施設における相

互応援も含んだ応急復旧等の訓練、情報ネットワークシステムによるバックアップの手段の運用等の訓練、地域防災計画に基づき、関係機関相互の連携と協力体制の確保に努め、迅速かつ的確な災害関係情報の収集、伝達及び広報の訓練を行い確保を勤める考えです。

3点目の、自主防災自治会組織の現況と地域住民にいかに意識づけをするのかということをお答えいたします。大規模災害の発生時、自分の命は自分で守る、隣近所で助け合うことが基本であります。南海地震のような大規模な災害が発生したならば、広範囲に及ぶ被害が想定されます。阪神・淡路大震災や新潟の地震ほか、隣近所での助け合いがいかに重要であることが実証されております。そのようなことから自治会に自主防災組織の説明会を促し、地域に出向いて自主防災組織の整備を実施しており、5月1日現在、37組織が設立されております。被害を最小限に抑えるために、なぜ自主防災組織が必要であるかということの説明、またその役割と組織の構成、活動内容などの説明をして、各地域の特性を生かした組織づくりに努めています。その中で防災意識の啓発や防災マップの作成、防災訓練の実施による意識の高揚を図っている次第であります。全地域への組織設立に努め、また広報等により防災意識づけの周知をしてまいりたいと思います。活動状況であります。各設立された防災組織で勉強会、それから訓練などを行っておりますけれども、本年におきましては、高知県の防災集会のときに一斉の防災訓練を実施したいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、千頭洋一君。

○5番（千頭洋一君） 千頭でございます。ただいま、門脇市長を初め各課長さんからそれぞれご答弁いただいたわけですが、非常に財政の厳しい折、皆さん非常に頑張っておられるということを感じいたしました。その中でちょっと2つばかりお伺いしたいと思いますが、高橋商工課長さんにお伺いしたいんですけれども、今回予算計上を予定されております土佐打ち刃物の後継者育成技術指導者助成補助金が90万円、何か出てるようなんですけれども、もしおわかりならば、これは過去にもずっとあった制度なのか、その内容とか、もしあったらその成果等お教えいただければありがたいと思います。

それともう1点でございますが、高橋税務課長さんに改めて再度またお願いしておきたいんですが、来年度の納税相談には今回のようなことが絶対ないように、ひとつお願いしたいと。地域住民では、合併したらすぐこんなことになったかなという声を大分聞きました。そのためにも、次期の納税相談にはスムーズな運営ができることをお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭洋一議員の2回目の質問にお答えいたします。



後継者育成制度の補助金でございますが、月10万円で12カ月、120万円を本来ですと計上しておりました。今まで、過去一度この補助金を出したことがございます。しかし、後継者育成はなかなか難しい問題で、なかなかその方が従事するには、最終的には至らなかったと聞いております。なかなか難しい問題でちょっと頭を痛めております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

納税相談につきましては、スムーズな運営を心がけておりますけれども、何せ3カ町村が一緒になって、今度税務課が対応するということになります。それで人的配置、方法、場所等総合的に検討いたしまして、スムーズな運営には努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 8番、森本珠城君。

○8番（森本珠城君） 8番、森本珠城です。今朝は出席が遅くなりましたことを深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

私は、暮らしと福祉を守る会の一員として住民こそ主人公の立場で丁寧な質問に努めますので、市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきたいと思っております。

質問に入ります前に、門脇市長の初代香美市長就任を心よりお喜び申し上げます。公私ともに大変お忙しいことと思っておりますが、健康管理には十分にお気をつけられ、香美市発展のためにご活躍されることをお祈りいたします。

さて、私は門脇市長に質問させていただくのはきょうが初めてであります。次の機会を与えていただけるかどうか、まだわかりませんので、きょうは私の個人的な思いも込めて頑張りたいと思っております。3月議会と重複する点もございますが、市長の見解を改めてお聞きするためのものですので、お許しを願いたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、最初の質問として地域担当職員制度についてお伺いいたします。

私は3月議会の一般質問でも旧物部村で実施されてきました地域担当職員制度について、この制度の拡大と充実を求める質問を行いました。物部支所長及び企画課長の答弁では、この制度の重要性と香美市としての取り組みの必要性について認識深い答弁をいただきました。また、その一方で職員の意識と努力、また労働環境の整備の必要性など、今後の検討課題があることもお聞きしております。そのことも念頭に置きながら市長の見解をお聞きするものですが、先日届きました広報香美の就任あいさつの中で、市長は「香北町、物部村に多くの時間をかけて地域を歩き、住民の皆さんと対話する機会を持たせていただいた。そこで共通して聞かされた言葉が合併して周辺部が取り残されはしないか、山間部が切り捨てられはしないかという声だった。年老いて先々のことが心配だが、ここから出ていくつもりもないのでよろしく頼みますと祈るような言葉を聞いて、

返答に窮したときもあった。厳しい環境の中にあっても、生まれ育ったその土地に愛着を持つことは山間地に住む私には痛いほどわかる。少しでも不安を解消できるような政策を心がけねばならないと強く認識した」と、このように語っておられました。また、4月4日の高知新聞の中では、「ほとんどの地域で山を切り捨てないでほしいと言われた。これまで身近だった行政が合併で遠い存在になるのではとの不安があると改めて感じた。解消策の一つとして職員が各世帯を訪問し、地域の実情を把握した旧物部村の地域担当職員制度を検証し、制度の拡大も含めて検討する」と、このような抱負を語っておられました。私は、双方の記事を読み、市長が物部の山間地域をご自分の足で歩かれ、住民の皆さんと対話された中で、そこに住む方々の悩みや不安な思いを真っすぐに受けとめてくださったことと、山間地が置かれた厳しい現状を理解してくださったことに対し、大変うれしく心強く感じております。

そこで、1点目の質問です。今後、市長が住民と対話し受けとめたこと、その目で確認された現状などから解決策の一つと言われた同制度について市長のその思いを今後どのような形の制度として整えていかれるお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。また、旧物部村で集約している情報は、市長が地域に入り、見聞きしてきた実情も含まれていることと思います。今後、香美市の取り組みとすると、この情報は大変貴重な資料にもなるものと考えますが、その内容の検証時期なども含めてお答えをいただきたいと思います。きょうあしたのうちに実施をと求めるものではありませんが、山間地で厳しい状況で生活され、今後どうなるかと不安でたまらない方々がたくさんおられるのが現実ですので、この住民の方々の不安を解消するためにも、今ある課題を早急に解決され、できる限り早い時期にプロジェクトチームなどを設置され、協議体制を整えて速やかな実施を求めるものですが、この点についても見解をお聞かせ願いたいと思います。

そして、2点目として同高知新聞の記事の中で、市長は「この厳しい時代をしのぐためには住民の力が必要。行政主導ではなく住民と行政が一体となって地域づくりを進める環境を整えることが私の仕事だと思っている」と、今後の抱負を語っておられました。市長のお考えのとおり、住民と協働で行う環境を整備することは、今後の行政運営において非常に重要なことであると思います。これもさきの議会で申し上げたことですが、職員の機動力をより効率よくするため、また住民力を発揮できる方法として、地域住民の代表者による住民自治組織的なものを立ち上げ、地域担当職員制度と連携させる取り組みも必要となるのではないのでしょうか。この点についても市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、通院タクシー・バス運賃助成制度についてお伺いいたします。

この件は、旧物部村議会でも再三にわたりお伺いしてきましたが、本日は新たな提案も含めて市長の見解をお聞きするものです。通院タクシー・バス運賃助成制度は、合併前から旧3町村それぞれ異なった方式で実施されておりましたが、合併を機会に平準化されました。これにより、旧香北方式の通院タクシー制度と、旧物部方式の通院タクシ

一及びバス運賃助成制度が事実上大幅な後退となってしまいました。参考までに旧物部村の制度を例にとりまして、その内容の後退を具体的に申し上げますと、まず、通院タクシーですが、合併前は利用者の方に初乗り運賃540円を自己負担していただき、それを超える運賃については2分の1が助成されておりました。しかし、合併後は、当初の利用者負担額が1,000円に引き上げられました。また、それを超える運賃についても従来どおり2分の1の助成をすとはしていますが、助成限度額を新たに設け、1回分の超過助成額を最高3,000円で打ち切ることになりました。これだけの改定でも病気を抱え定期的な通院を余儀なくされている高齢者や障害者の方々にとっては、非常に大きな痛手となっています。そして、さらに大きい痛手があります。物部地区の場合、年間利用回数が合併前の48回から24回に半減となってしまったことです。この改正で1カ月平均で換算しますと、合併前には月2回の通院分が助成されていたものが、合併により平均で月1回の通院分の助成になってしまいました。

そこで質問ですが、1点目は同制度の利用回数についてお伺いいたします。先ほども言いましたが、合併後は運賃の自己負担がふえるだけでなく、利用回数まで半減してしまいましたので、高齢者や障害者の方々に与える負担は非常に大きくなり、ぐあいが悪くなっても受診を控えているという声も聞いています。私は、その結果が病気の悪化につながらなければいいかと大変心配しています。財政難の中での合併ということではありますが、合併に際しての大きなうたい文句は「サービスは重く、負担は軽く」ではなかったのでしょうか。市長も今回、香北、物部地区に足を運ばれ、それぞれの地域の現状を見てこられました。特に物部地区の場合は急峻な山間地で生活されている高齢者がたくさんおられますし、また、そのような地理的に不利な条件の中でありながら、その方々の中には車の運転ができない方や、一人住まいの方も多くおられます。そういった方々の生活実態をもよく理解していただき、せめて年間利用回数だけでもふやしていただきたいと願うものですが、いかがでしょうか。

2点目は、バス運賃の助成制度についてですが、現在実施しているのは、合併前から制度があった物部地区だけです。香北、土佐山田地区には合併前からこの制度がなかったという理由もあって、このような形になっているのですが、このことによりタクシー利用とバス利用に矛盾があるため、将来的な不安の声も上がっています。合併により旧3町村は同じ香美市となったにもかかわらず、物部町の住民が香北町、土佐山田町の病院に行くときタクシーを利用すれば一定の助成がありますが、バス利用では物部町内での移動分しか助成されないということになっています。「どうしてバスも山田までにしてくれないのか」との声を多く聞いております。また、今後3年を目途に調整することになっていますが、利用者の中には合併協議会当時の論議のように、物部だけに制度を残すことはできないということになり、3年すればバスの助成は打ち切ってしまうつもりではないかという不安の声も聞かれます。このような不安の声にも耳を傾けていただき、高齢者などにこれ以上の負担をかけないように努めていただきたいと思っております。

このバス運賃助成制度について、香北、物部の住民が土佐山田の病院に通院した場合、また土佐山田町の山間地で生活されている住民が通院する場合も助成対象となるように、この合併を契機に思い切って香美市全域を対象路線にすることを検討していただけないでしょうか。見解をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、通院タクシー・バスに関連しまして、乗り合いタクシーについてお伺いたします。この乗り合いタクシーに関しては、他の自治体に先駆け着手した大豊町の取り組みがあります。大豊町は広い山間地域に集落が点在し、住民の約半数が65歳以上の高齢者です。JR土讃線や町民バスなどの交通手段もありますが、自宅と路線が離れていたり、経済的な理由などからハイヤーを利用することができない方々も多くいるそうです。このため、高齢者を無許可で運ぶ白タク行為が繰り返されるなどの問題も表面化しておりました。今回の取り組みは、このような問題を解消する手だてとして、また、過疎地域での交通手段が限られている高齢者や障害のある方々の新たな足の確保策として全国からも注目されています。この取り組みは大豊町内のハイヤー会社3社が計画し、大豊町内に点在する85集落を14グループに分けて、目的地を町役場周辺、町総合ふれあいセンター、本山町の嶺北中央病院、高知市内の4つに設定したものです。同ハイヤーは前日までに予約を受け付けて同一グループ内の利用者の自宅を巡回し、乗り合いで目的地に向かうというものです。また、利用料金はメーター運賃の3分の1程度に設定しているそうです。このことに関しまして質問ですが、香美市の場合、3町村が合併してその面積は538平方キロメートルと大豊町よりはるかに広い面積を有しております。しかも、その大半が山間地域です。特に、物部町の高齢者の中には大豊町の場合と同じような悩みを抱えた方々がたくさんおられます。そのような現状を打開するためにも、大豊町のように乗り合いタクシーの運行を関係機関と協働して調査、研究してみたいかでしょうか。また、この乗り合いタクシー制度が実現すれば、香美市で現在実施しています通院タクシー制度、バス運賃助成制度と併用することも考えられます。そうなれば、将来的に見ても運賃助成の軽減策にもつながっていくものと推測されますが、所見をお聞かせください。

終わりに障害者扶養共済制度についてお伺いたします。

4月の高知新聞に障害者の保護者らが掛金を支払って加入し、保護者らが死亡した場合などに障害者に年金が支給される障害者扶養共済制度で年金の不支給が相次いでいるとの記事が掲載されておりました。この制度を管理する独立行政法人、福祉医療機構の調査によりますと、全国で少なくとも418件の年金不支給が発生しているとのこと。その主な理由としては、年金支給者には保護者の死亡から3年以内の申請が必要ですが、残された障害者が、保護者らがこの制度に加入をしていることを知らなかったことが多いとしています。また、制度には65歳以上で20年以上継続加入の保護者らに掛金の納入を免除する規定がありますが、この調査対象はこの免除者に限定されたものであり、加入者が死亡した後も残された障害者が制度の内容や手続き方法を知らずに、掛金を支

払い続けているケースなどは調査対象となっていないことから、実際の年金の不支給はもっと多いと考えられると、この調査についても疑問を呈していました。今回の調査結果を受け、福祉医療機構は死亡から3年以上経過していても、理由があれば申請を受け付ける特例措置を講じましたが、さかのぼった支払いは3年分までと条件をつけたために、一部に未払いのケースが出ているとしています。このことについてお伺いいたします。

この新聞記事によりますと、高知県の場合は掛金を支払っている人には毎年の納付書送付で状況把握しており、掛金免除者においても毎年各市町村が状況把握しているとありましたが、それでもなお掛金免除者の住所移転などに伴う申請漏れが発生し、一部未払いとなったケースがあるということです。香美市の場合には、こうした未払いのケースは発生していないのでしょうか。もし発生しているのであれば、その件数とその原因、また今後の周知方法などを含めた対応策をお聞かせ願いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○市長（門脇慎夫君） 森本珠城議員のご質問にお答えをいたします。

その前に、先ほど千頭議員、また森本議員からは私の市長就任に対しての温かい喜びのご挨拶ということを本当にいただきました。ありがとうございます。ただ、私自身としましては、喜びというよりはこの大変な時期にこの仕事を仰せつかるということで、この一月余り毎日が本当に大変な思いと同時にこの難局を皆さん方と一緒に乗り越えていかなければならない、そんな思いを日々新たにしながら、気持ちをそうした方向へもっていく思いをしております。どうか、ご指導をお願いをしたいと思います。

そうした思いを募らせていますのも、やはり合併をした後、40日余り各地域、特に香北町、物部村の本当に私が足を踏み入れたことのなかった地域にもご案内をいただきまして歩かせていただきました。そして、初めてお会いをする方々と本当に身近なお話をさせていただき、いろいろと私の知らなかったこと、また地域の方々の思い、そんなものを私自身、この胸に受けとめてきた40日間であったように思います。そうした中で、先ほど森本議員もご紹介いただきましたように、お会いする皆さん方、本当にその地域で一生懸命頑張っておられる、そんな姿を見せていただきましたし、同時にこの合併についていろいろな思いをなされているということも感じてきました。事実、この合併によって私たちの生活が後退をするのではないか、地域が寂れるのではないか、そういうお言葉も聞いたわけではありますが、そうした言葉の後には、私たちはここにしっかりと根づいて生きてきているので、やはりこれからもこの地域で頑張って生きていきたい、そうしたためには行政もしっかりとこの地域を守っていただけるという行政を進めてほしい、そんな願いというようなお話をお聞きをいたしてまいりました。そして、最後に明るく笑って、私らも頑張りゆうき、みんな頑張るってやらないかなあねと、本当に明るいお気持ちを聞いたわけですが、そこにはやはりその地域地域、その町村でやはりその地域を守っていかうというしっかりと行政が、思い、意識が根づいていたん

だなどということも感じてきました。そういう思いで、大変そうした方々に不安を与えないような、少しでも生活に不安を与えないような、そういう行政をすることが大変大事だということを改めて感じてきたわけであります。

そうした中で一つの制度として旧物部村で行われてきました地域担当職員制度、このことは職員がやはり地域に足を運び、そして地域の実態あるいは実情を事前に把握していることにより、日常の業務の円滑な運営、また災害時の速報体制が図れることなど、大変行政としては大事な部分に当たるといふふうに考えております。特に、山間地域の道路事情や、また地域の生活環境の変化などを行政が情報して共有しているということは、住民の皆さん、特に高齢者の方々にとっては精神的な安堵感が得られるのではないかというふうに思っております。合併しまして支所の職員も少なくなってきたわけですが、この制度を実施してきた経過と、実績を早期に検証しながら、そして今後の対応と同時に山間地域での安全と安心して暮らせる地域づくりのために役立てていけるような、そういう努力をしなければならないというふうに思っております。

また、住民自治組織の立ち上げにつきましては、提案をいただいたわけであります。現在、香美市では南海地震等を想定いたしまして、自主防災組織の整備を図っておるわけであります。そうしたものと連携、あるいはまた連動、そうしたものがあるかと思いますが、今年も自主防災組織を30組織ぐらい設立を目指しておるわけでありまして、そのまず自主防災組織の普及に努めていくことも一つはこうした自主組織との連携もとれるのではないかというふうに思っております。自主防災組織の意義というものは、やはり今後、その地域をやはりそれぞれが改めて知ることによりまして、そして自分たちの地域を自分たちの手をつくっていこう、そして同時に育て守っていこうという一つの地域の協働意識、そうしたものがより高まっていくというふうに思っております。そうしたことによりまして、地域づくりにも反映でき、また、連動していける、そんなふうに思っております。また同時に、先ほど言いました地域担当職員制度等の検証も行いながら、そうした連携も図れるものなら、やはり図っていくことも大変必要ではないかというふうに思っております。

以上、ご質問にお答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 森本議員お尋ねの通院タクシー・バス助成事業、また、障害者扶養共済の件についてお答えをいたします。

まず初めに、通院タクシー、バス料金につきまして、この利用回数をふやさないかというお尋ねでございました。ご承知のように3つの制度、思いは同じでございますけれども、やはり内容が相当違ってございまして、この制度を調整して新しい制度としてスタートさせたわけでございます。スタートしたばかりで高齢者など利用者の皆さん、またこれに協力していただいております事業者の皆さんに混乱がないかどうか、そういうところを大変心配しながら慎重に見守っているというのが現在でございまして、私も前者

にお伺いしましてご協力をお願いしておりますところでございます。したがって、今はこの制度が確実に定着をできるようにしなければならない、そういう時期だというふうに考えております。将来的には財政負担も勘案しながら検討はすべきかというふうに考えております。

2番目の通院バス制度の全市への拡大でございますけれども、市全域に拡大するということにつきましては、財政負担、そしてまた市内には民間路線もございますので、これの調整、そして公共交通としての位置づけの問題がございます。福祉だけの立場ではございません。また、事務量についてのクリアというふうな課題もございますので、直ちにこれを拡大することは困難というふうに考えております。

3番目の乗り合いタクシー制度について共同研究してはどうかと、こういうお尋ねでございましたけれども、事業者によっては温度差もあろうかとは思いますが、そういうお話があれば、ともに研究することはよいことだというふうに考えております。また、NPOについてもこうした事業の拡大が法で認められておりますので、そうした思いを持った方々が出てくれば、ともに話し合いをもちたいというふうに思います。

障害者扶養共済についてのお尋ねでございますけれども、ご心配をいただいております不支給というような実態は、現在のところまで調査をいたしましたところないということでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、森本珠城君。

○8番（森本珠城君） ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

地域担当職員制度につきましては、3月議会の支所長、課長同様に市長からの認識の深い答弁をいただきまして、大変うれしく思います。どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

通院タクシー・バス運賃助成制度、これについては、質問通告では市長に答弁をいただくようにしておりましたが、福祉事務所長からお答えをいただきました。いつもながら、二の矢三の矢が出せないような、奥歯に物を挟まない明確な答弁をいただきまして感服しております。しかし、ここではいそうですかと引き下がるわけにもいきませんので、市長に改めてお伺いいたします。市長ご自身も山間地で生活されておられますが、物部の場合は他の地域とは比べ物にならないような厳しい状況の地が多く点在していますし、そこに年老いた方々、体の不自由な方々が住んでおられます。その間、市長がその目で見えてこられた現状も思い出していただき、また、その方々の心の叫びも受けとめていただきまして、山間地に住む人が希望を持てるような温かいお答えをいただきたいと思っております。

障害者扶養共済制度についてですが、香美市の場合は現在不支給は起こっていないということで、一安心いたしました。これから先にはないとは言いきれません。先ほど紹

介いたしました新聞記事に次のようなことも書かれていました。原文のままで紹介いたします。「いくら任意の年金とはいえ事業主体は行政であり、受給者に思いをめぐらせれば、民間の生命保険と同様の申請主義は不親切だ。改善されるべきは行政の対応だ。加入者の状況を定期的に調べて周知していれば防げたはずだ。怠慢と言うしかない」と、このように痛烈に批判しておりました。任意年金は障害者の生活安定を願って保護者が掛けているものです。本来なら障害者が得られるべき当然の権利であるはずですが、申請漏れで不支給になるような制度では保護者の思いは浮かばれません。これは任意年金だけでなく、民間の生命保険なども同様です。保護者らが亡くなった場合にだれに通知をするのかなども含めての制度化をする必要があるのではないのでしょうか。香美市としても、今後全国で起きているこのような事態が発生しないとも限りませんので、市独自に毎年の加入者調査を実施するなどの手だてが必要と考えますし、また、加入者側も成年後見制度の活用などの自己防衛策を講じる必要もあると思いますが、この点についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○市長（門脇慎夫君） 森本議員の2回目のご質問にお答えをします。

法光院所長の答弁を変えてまで、私が言うことは一つもございません。完璧な答弁でありましたので、（言うことは）ございませんが、ただ、福祉通院タクシー等バス運賃助成につきましては、実はこの旧土佐山田町でも福祉タクシーという名のもとに、この制度をしておりました。私、議員のときに大岸議員さんたちと一緒にこの福祉タクシー制度を取り上げ、そして制度をつくっていただいた経過がございます。なぜそれをしたかということは、もう言わなくてもわかるわけではありますが、そうした実情も大変物部地域の実情、そうしたものも大変よくわかります。また同時に先般物部地域を歩かせていただきまして、そして言われたこと、私たちも足をやはり大切にしてくれる制度を守ってほしいということも言われてきております。ただ、法光院所長からもお答えをされましたように、財政的な面、そうした面もクリアせないかん部分もあるわけでありまして、限られた財政の中で、やはりこの広い市内を公平にしていくためにどういうふうな部分へ力を入れる部分なのか。特に弱者と言われる方々に対してどのような配慮ができるのかということにつきましては、今後慎重に経過を精査しながら考えていかなければならない、そんなに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 福祉共済制度につきまして行政の責任というお話でございましたけれども、こうした制度につきましては、行政も大きくかかわっておりますので、そうした点で先進的な事例等につきまして今後研究を進めていきたいというふうに思っております。障害者を持つ親が高齢化に伴いまして、将来障害を持った子どもがどうなるのかという心配は大変切実であります。親が子どものために残した制度が



活用できるようにということでございます。生命保険や火災保険、あるいは預貯金などにつきましてもきちんとこの障害者の子どもにいくのかどうかという心配は切実だというふうに思います。一つの事例としまして、障害を持ったご家庭の中でそのお母さんが病気になられたときに、日ごろから話し合いをしておりまして、その障害のある子どもの兄弟に、何かあったときにはこれをきちんと使ってほしいというお話をされていたようであります。そのために、きちんと制度が活用できるというふうな事例も、私も経験しております。そういった点で、お互いにそうしたすぐれた点を勉強しながら、制度を生かせるように今後とも取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 8番、森本珠城君。

○8番（森本珠城君） ありがとうございます。それでは、最後の質問をさせていただきます。

しつこいようですが、通院タクシー・バス運賃助成制度について福祉事務所長にお伺いいたします。

市長もおっしゃったとおり、所長の答弁は完璧なものでありましたが、もう1点だけお伺いいたします。法光院所長には物部村にこの制度がない当時から、再三にわたりこの問題について議会の場でお伺いをしてまいりました。ときには意見を戦わせてきたこともありました。当時の担当課長としてこの制度の立ち上げ時から実態を細かく調査、把握され、だれよりもこの制度に深くかかわっておられます法光院所長に最後に1点だけお伺いいたします。

3月31日の朝日新聞に香美市の合併について、「合併を急ぎ住民を置き去り、スケールメリットを迫る余り市民に身近な福祉や暮らしのサービスが低下」という記事が出ていました。この中で、市は3年後を目途にさらに制度を改める予定という記事とともに、所長の弁として「財政上この制度の運用は今も難しい」ということが載っていました。財政上厳しいことは私も十分に承知しております。しかし、利用者の負担増が家計を圧迫しているのも事実としてとらえていただきたいと思います。合併しても山間地が置かれた状況が急激に改善されるわけではありません。逆に広域化したことで同制度のように後退してしまったことがたくさんあります。今後の運用について、また見直しの際にも所長が調査、把握しておられます。そして、蓄積されておりますその情報をもとに、今よりさらにこの制度が後退することのないように、また、いかに財政的な面を克服するのかなども研究をしていただき、制度の継続にご尽力をいただきたいと願ひまして、見解をお伺いいたします。

これで本日の質問をすべて終了いたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） お答えします。

私もそんなにたくさん議会に出たことはないんですけども、それほど上げられたら後

が恐いんですけれども、なかなか上げてはいただいたんですけれども、十分なお答えにはならないかと思えますけれども、議員が紹介されました紙面の件ですけれども、3年を目途に見直すと、廃止もあるかもしれないというお話でしたけれども、私はこの間に取材を受けましたけれども、私の真意とは少し違う表現だったなというふうに思っております。限られた紙面ですからいた仕方ないのかとは思いますが、3年を目途にしなければならないものというものにつきましては、これは合併前からやっていた事業で、同じ形でスタートしているものにつきましては、特に単独事業でやっているものについては、これは見直しを当然しなきゃいけませんし、財政改革の中で当然やるべきことだというふうに、そういうふうに認識をしております。ただ、合併の前とは少し違う形になって調整をされたりとか、新しくなってスタートした制度につきましては、私は3年を待って見直すというふうな考え方は持っておりません。私は、先ほどの答弁でも申し上げましたように、利用者やそれに協力していただいております皆様方にとって困った点や、非常に矛盾、こういうふうにすれば非常に改善ができると、財政負担がなくてもやれるぞというふうな提案がございましたら、そういうものは1年の中でも改善をしていくべきだというふうに思っております。そういう点で議員の質問に十分お答えすることができませんけれども、よい方向であれば、3年を待たなくても改善をしてまいり、そういう決意でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問いたします。

まず最初に、ますますひどくなってきている格差社会についてお尋ねいたします。

5月8日付高知新聞の一面に次のような記事が載っておりました。30～40代所得格差拡大、'02年まで15年間、係数30%増も。2002年までの15年間に所得格差の度合いを示す指標値、ジニ係数が30～40代の男女で最大約30%上昇したことが国立社会保障人口問題研究所の金子部長らの研究でわかった。厚生労働省の所得再分配調査のデータを再集計した。60代以上の高齢層でも所得格差は拡大したが、年金を加えた再分配所得で大幅に圧縮されたのに対し、30～40代では税や社会保障による改善が見られなかった。現役世代の格差は今後も拡大の可能性が指摘され、対応が課題となりそうだ。ここで言うジニ係数とは、所得や資産の不平等さを示す指標でありまして、全員の富が全く同じ完全平等をゼロ、すべての富が一人に集中する完全不平等を1とし、数値が1に近いほど貧富の差が大きいことを示しております。ジニ係数は社会保障給付を含まない税引き前の当初所得ベースで、30～49歳の男性が10.2から29.6%、30～44歳の女性が9.8から23.3%に上昇した。29.6%上昇したのは35～39歳の男性だった。65歳以上の男性と60歳以上の女性もジニ係数が上昇したが、年金給付により所得格差が改善されていた。'02年の所得再分配調査によると、当初所得の年収が1,000万円以上の世帯が約13%を占める一方、100万円未満の世帯は約23%にのぼる。分析を担当した同研究所の小島室長は、現役世代では非正規

雇用の増加や、成果主義への移行が、高齢層では賃金収入がなく、年金などで生活する人の増加が背景と指摘しております。先ほどの結果は、2002年までの結果であり、それ以降はまだまだひどくなっております。ジニ係数は、この20年間0.3491から0.4983へ一貫して上昇してきました。特に1996年以降上昇率が加速化しています。橋本内閣の6大改革とその後の小泉構造改革のもとで、所得の不平等が大きく進行してきたわけであります。ジニ係数が0.5というと、上位25%の富裕層が国民所得全体の75%を得ているということです。逆に言えば、75%の国民は国民所得のわずか25%しか得ていない。それが我国の現状なのです。日本は世界で有数の貧富の差の激しい国となってしまいました。三位一体の改革で地方に痛みを押しつける政治は国民の中流意識をも現実に奪い去っていかうとしています。私どもはこの社会的格差の拡大と貧困の新しい広がり根底には人間らしい雇用の破壊があると考えます。財界大企業によるリストラと、相次ぐ労働法制の規制緩和、雇用の流動化政策により正社員から派遣やパートなどの非正規雇用への大規模な置きかえが起きている現実、皆さんもご承知のことと思います。小泉内閣の5年間では、正社員は270万人減少し、非正規雇用は287万人増加し、全労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人が低賃金で無権利状態の非正規雇用で働いているのです。あわせて、以前は税により格差は一定改善されておりましたが、現在は税、社会保険料が収入の低下ほどに減少しないため、勤労世帯の可処分所得は低下に歯どめがかからない状況であります。先進国と言われつつ、7年間で23万人もの自殺者が出ているわけでありますが、中高年男性の経営苦、生活苦による自殺が数を押し上げた最大の要因であります。小泉首相は、「格差が出ることは別に悪いことではない」と言い放ち、「負け組みは再挑戦すればいい。問題は挑戦しない待ち組み」などと、格差拡大はあたかも国民の責任であるかのごとく申しました。市政運営においても、格差拡大による低所得者層の増大は、新たな困難を生み出す要因ともなります。

以上の点を踏まえて、格差社会に対する新市長の見解を伺います。

私の周りでも、ここ数カ月の間に本市の20歳代の若者3人が広島や名古屋、京都などに仕事を求め臨時の身分で働きに出て行きました。県下の有効求人倍率は0.5前後であるとともに、求人ニーズにおいても臨時、パート、アルバイト、嘱託等、非正規従事者の活用を望む経営者が46%と最も多いのが特徴であります。働く場のないニートが数多く見受けられます。市内の雇用の状況とあわせ実態をお尋ねいたします。また、ハローワークとの連携協力で雇用相談室の開設が図れないものかお尋ねいたします。

サラリーマン等においては、ボーナスカットや昇給見送り、賃下げなどでかなり所得を減らしている実態を見受けますが、ここ数年の所得の推移についてお尋ねします。1月3日付朝日新聞のトップに就学援助を4年で4割増の記事がございました。受給率の平均は、12.8%であります。格差の広がり子どもと教育にまで及んでいるのです。就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法26条、教育基本法第3条、教育の機会均

等等、学校教育法25条などに基づいて、学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度で、当市でも申請に基づき援助制度が幾つかとられておりますが、準要保護世帯については、一般財源化されたわけで、自治体により取り扱いの格差が生まれてくるのではと今後危惧されております。そのような動きも踏まえ、当市における就学援助の実態とそのことが教育にいかに関与を及ぼしているのか見解を伺うものです。

続きまして、新庁舎問題等についてお尋ねいたします。

合併後、5年を目途に新庁舎建設を行うと確認されておりますが、市民にとっても大きな関心事でもあります。庁舎建設は十分な耐震性は必要ですが、簡素で機能的なものにし、多大な支出は控えるべきと考えます。なぜなら、財政シミュレーションでは20年間で職員数を最終的に3分の2にするとしておりますし、また、広範囲の行政エリアの当市では一定の支所機能の維持、継続は必要不可欠と考えるからであります。後世に大きな負担の先送りをしない努力をすべきと考えますが、以上の点を踏まえてお伺いいたします。

1点目に、庁舎建設の計画策定に関しては、住民の意向が反映される行政側の一定のルールづくりが大切であると考えます。今後のスケジュール等を含め、市長の基本姿勢を伺います。

2点目に、合併後、支所機能は住民サービスの面からいかに変化していったのかお尋ねします。今後高齢者等の負担を最小限に抑えるには、可能な限り支所で住民要求が満たされることが大切と考えます。支所の各係と本庁の各課の連携を強め、担当間の双方向の情報交換で住民要求を解決していくなどの方向は、第一に取り組むべきと考えます。また、住民は支所のあるべき姿として何を求めているのか、合併後一定期間が経過した今日、アンケート等を実施してはと考える。介護、医療、福祉等、総合的に対応すべく本課から出て行って1日を取り切って、支所で相談日を設定してはと考えるが、見解をお尋ねします。

3点目に、現在本庁まで手続き等で来られている市民に対し、公共交通機関を利用した場合、帰りの旅費補助できないものか、担当課で用事を済ませた後、日付入りのスタンプを押したものを証明書にすればいいわけで、簡単に実行できると考えますが、そのような考えをお持ちでないのかお尋ねいたします。

続きまして、マンション問題についてお尋ねいたします。

過日、あるマンション経営者の方と話をすることがございました。この方は、家族向けマンションを管理者に任せて、月々家賃収入を得ているわけですが、6室も空室ができ、入居予定もなく大変であると申しておりました。現在のところは、収支はトントンとのこと。しかし、今後のことを考えると、まだまだ長期のローンを抱え、展望を持たなくなっていることは事実です。もちろん民間が行っていることですので、一定の市場原理に基づいて動いてきたわけですが、3年前、その件を質問させていただいたとき、200室の空室が出るであろうとのご答弁でした。まちづくりの点からもマンショ

ンの空洞化は地域の崩壊にもつながっていき、行政としては一定の規制や手だてを打つ時期にきているのではないかと考えます。

そこで伺います。平成15年3月時点で旧山田町ですが、ワンルーム1,279室、家族向け404室であったとうかがっております。現時点での部屋数及び空き室数を伺います。また、平均的な敷金、家賃についてもお願いいたします。

2点目に、前回質問した際には、答弁では供給過剰という認識ではなかったわけで、マンション建設、経営については行政として指針をつくるような計画はお持ちでなかったと記憶しております。現時点でも同じ認識なのか。空洞化は防がねばならないと考えますが、見解をお尋ねします。

3点目に、町営住宅や県営住宅の申し込みは十数倍の確率で、住民がいかに低家賃の住居を望んでいるかがうかがえます。住宅困窮者に対し良質な住宅を供給する役割を行政は担っているわけですが、現実、建てかえ以外の建設の予定は持っていないわけで、マンション経営者の現状を見ると、空き室対策及び香美市の施策として家賃補助制度等が検討できないものか。市外からの居住者を求めることは、人口増加、税収面から言っても得策であると考えます。住んでよかった町には定住してみようとするのは当然のことでありまして、本市の特色の部分ぜひプラス方向に転じていくようにすべきと考えます。見解を伺います。旧物部村で行っている若者定住化推進条例を研究して、全市的に展開していくことは重要であると考えるところです。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩します。  
（午前10時33分 休憩）  
（午前10時45分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員の1回目の質問にお答えをさせていただきます。

格差社会についてということで、小泉政権の5年間の政治がもたらしたものとして、どのようにこの格差社会に対する考えを持っておられるのかというふうなご質問であったわけでありまして、ご承知のとおり小泉政権発足をして5年、またこの9月に任期満了をもって退陣をするというふうな報道もなされておられるわけでありまして、もうそうした中で、いわゆる小泉政権の検証といいたいまいしょうか、そうしたものが今いろんな場面で取り上げられております。そうした小泉政権がなぜ発足をしたのか。この香美市の中で私が論議をするようなものではないかと思っておりますけれども、ご質問でございますので、私なりの思いを述べさせていただきますというふうに思います。

いわゆるバブルの崩壊の後にその数年間は本当にいわゆる景気の低迷がずっと続いて

きたわけでありまして。失われた10年間というふうによく言われておりましたが、そうした中で政治的なやはり有効な手段といたしまししょうか、そうしたものが手を打てぬままに、政治への不信感が募ってきておったというふうに思います。そうしたときに、すい星のごとく小泉政権が誕生をしてきました。そのやはりキャッチフレーズは、最初は総裁選挙の中で「自民党をぶっ壊す」ということまでいって、そして、本当に異端児のように登場し、そして構造改革を柱として「改革なくして景気回復なし」というスローガンのもとで規制改革、あるいは市場経済の優先、競争原理などの政策を打ち出し、その結果、今一部地域では、またあるいは企業では景気の回復も見られるようになったわけでありまして、その反面、勝ち組と負け組みとか言われるように、また同時に大都市と地方の格差問題が今取り上げられてきております。そうしたことの中で、先ほど言いましたポスト小泉というさまざまな取り上げ方がされておまして、そうした中で小泉政権の影と部分といたしまししょうか、そうしたいわゆるひずみの部分が政治問題化をされているわけでありまして。地方にとりましては、いわゆる地方分権の推進というものが急速に進みました。そうした受け皿、地方分権の受け皿として、地方の自立を促すための政策の一端として、交付税の削減を初めとするところの三位一体の改革も行われたわけでありまして、いよいよ18年度が最後の大詰めになってきております。そうした影響というものは大変地方には大きいわけでありまして、とりわけ財政力の脆弱な地方にとりましては、今回の三位一体の改革、一定の効果はあったといわれておりますけれども、地方にとりましては大変厳しいものであったというふうに思うわけでありまして。確かに、地方分権の推進の中で、地方もやはりこうした国、地方あわせて莫大な債務残高の中で、やはり地域、地方も自立をしていかなければならない、その意識の高まりはあったというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり格差というものを大きく取り上げておられることも現実であります。そうしたものを踏まえて、やはり今後政府にはやはり責任を持って国土の均衡のある発展、また全国に格差の広がらないようなそういう政策が求められておるといいうふうに思っております。同時に所得格差という部分も大変言われておるわけでありまして、このバブルの経済の崩壊後に、いわゆる長期不況の中で労働条件も大きく変わってきたわけでありまして、そうした中で先ほど山崎議員からもお話がございましたように、非正規労働者がふえ、正規労働者が減少するというふうな、そういう労働環境の変化等によります、また同時にフリーターあるいはニートそうしたものの増大、あるいは失業者の増大、そうしたものをあわせてやはり格差の拡大が見られておるわけでありまして。今後、やはりそうしたものを是正をしていくことが大変大事だと思います。特に、今働き盛りの中堅世代で格差が拡大をしているということは、今後この社会保障を支えるいわゆる世代の、現役世代の不公平感といたしまししょうか、そうした思い、そうしたものが大いに出てくるのではないかと、そんなふうにも思っております。

次に、庁舎建設についてであります。庁舎建設、ご承知のとおり狭隘であります

し、また同時にこの本庁周辺、分散をいたしておりまして、大変ご迷惑をおかけをいたしております。合併協議会の中で合併後おおむね5年以内に新庁舎を旧土佐山田町内に建設をするというふうになっているわけでありまして、こうした5年以内という時期的な部分を含めて、さまざまなクリアしなければならないことも出てくるわけでありましたが、早急に取りかかっているかなければならないというふうに思っております。助役選任などを済ませ、体制が整い次第、作業チームなりを内部に編制をしまして、内部でまず協議をし、そして広く住民の皆さん方のご意見をお聞かせをいただくような、そういう手順になろうかと思っておりますが、今のところまだそれに手を触れることができておりません。そういうことでございます。

なお、あとのご質問につきましては、担当課長の方からそれぞれ答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

格差社会についての中で、香美市の雇用状況と実態並びに雇用相談所の開設についてでございますが、香美市におきましても全国と同様にパート、派遣職員に対する求人が多くなっております。本年2月現在、1人の求職者に対する有効倍率は、全国平均の1.04に対し、高知市管内が0.47、香美管内は0.51となっております。香美市におきましても求人に対する比率は15、16年度は横ばいですが、17年度からは上向きです。また、就職する方も若干ですが増となっております。ただ、全国に対しましては半分の数値でございますので、県外へ就職せざるを得ない状況となっております。また、香美市内の各人の所得格差についての資料は持ち合わせておりませんが、香美市全体の給与所得者の所得の推移は年々下がってきております。ハローワークにおきましては、失業者、在職者のみならず、Iターン、Uターンの希望者に対して、県外でも香美管内でも相談できる仕組みとなっており、1対1の相談ができます。あえて、連携協力の雇用相談室の開設はしなくても、相互に情報交換をしておりますので、必要に応じて相談に応じれるものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター（和田 隆君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

香美市の就学援助、準要保護世帯の実態に照らしてということではありますが、平成18年度における香美市教育委員会が認定する、次回の委員会で認定する予定ですが、準要保護児童・生徒数は、児童数101人、生徒数66人、合計167人になると見込まれています。児童数については全体の約7.6%、生徒数については約11.1%となっております。全体で見れば児童・生徒数の8.7%ということなので、10人に1人というような、それに近い割合となっております。そのようなことを考えますと、格差社会の広

がりは家庭環境の変化ももたらしめているでしょうし、少なからず教育にも影響を与えてきていると思われまます。香美市においては、このような経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、議員も言われましたように学用品、修学旅行とか医療費、給食等の補助を行っております。そしてまた、18年度予算にも1,200万円弱の予算を扶助費として計上させていただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 山崎龍太郎議員の支所機能についてのご質問にお答えをいたします。

合併後の住民サービスについてでございますが、受付業務につきましては、支所でもできるようにしております。支所に住民の方がおみえになったその日のうちには処理ができませんが、後日には処理ができるようになっております。しかしながら、ご質問のように、今までできたことが合併後できなくなったこともございます。これにつきましては、事務処理を行う上で職員の専門性が必要になってくる業務につきましては、どうしても本庁で行う必要があるためでございます。住民には不便をおかけをいたしますが、できるだけ支所で対応できるよう支所職員と本庁職員との連携を深めていくことが必要だと考えます。

また、住民アンケートや総合相談日につきましては、現在準備を進めております地域審議会での審議事項の一つとして、住民の方から要望、地域独自の事務事業及び地域住民の方の利便等につきまして関係のある事務事業に関する事項を審議をしていただくように考えております。地域審議会よりそれらについて意見をいただいた中で、必要に応じて検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、支所で対応できない問題で本庁に来庁された市民に対し、公共交通機関を使用した場合の旅費の補助はできないかということでございますが、現在旅費の補助は考えておりません。しかしながら、支所で対応できない問題につきましては、本庁職員と支所職員の連携を深め、そういった問題に対する対応手法を確立することによって問題が発生しないように努めていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のマンション問題についてお答えをいたします。

部屋数ですけれども、税務課の資料といたしまして、2,422室という情報をいただいております。この数字につきましては、図面内容の記入がないものと、それからまた公営住宅は含めておらないということです。なお、お尋ねの空き室数につきましては把握をしておりません。これは昨年実施をいたしました国勢調査においても経営内容を捕捉されることへの嫌気があると推測をされること、入居状況については教えてもらうこ



とができない業者が多く、そのため調査員がまさに夜討ち、朝駆けで可能な限り確認作業を行ったような状況もございました。そういった事情によりまして、この点についてのデータを示すことがかなわないということをご理解いただきたいと思います。

なお、賃借料及び敷金等につきましては、市内の不動産業者に照会をいたしましたところ、平均的な賃借料はワンルームやファミリータイプによって違うけれども、おおむね4万円から6万円の範ちゅうであるとのこと。また、敷金等につきましては、おおむね2カ月とのごさございました。なお、その不動産業者に参考までにお聞きをいたしましたところ、経営の採算ベースにつきましては、ローンによるものは8割程度の入居率が目途であるとのこととございました。入居率ですけれども90ないし95%程度ではとのことでしたが、昨年実施いたしました国勢調査の要図、これはそれぞれ地図に落とした、番所なんかですと室までそれぞれ書き込んだものでございますけれども、これから見て取れる実態もほぼこれに近い状態じゃなかったかと承知をいたしております。また、今年以前ほど学生の申込者がなかったとの不動産業者の方の話もお聞きをいたしました。まちづくりの観点からは、定住人口の持つ影響力は税はもとより経済にとっても大きなものでありますけれども、行財政全体として見た場合、ご指摘のような助成制度の実施については難しいのではないかと考えております。

また、若者定住促進条例につきましては、合併協議の中で確認されたものを条例化をいたしまして、事業執行をしておりますけれども、今後の総合計画の策定の過程におきまして、若者のみにとどまらず定住促進策として何らかの施策を講じることについては、相当の検討を要する事柄であると認識をいたしております。なお、そろそろ指針をつくらなければならないではないかということですが、民間事業者が需要を見込んで建築をしているということになりますと、そういった規制を加えるという、この是非につきましては、経営手法との関係もございますので、議論の余地のあるところではないかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、2回目の質問を行います。

格差社会についてですが、生活保護世帯の増加については3月議会でも取り上げさせていただいたわけですが、本市においてもかなり今後も増加していくと予測されますし、予算を見ますと一般財源から扶助費として2億円、本年度入れるようになってますが、ますます今後大変な運営を強いられてくるというふうに思います。また、今回議案として承認22号が出ているわけですが、課税所得200万円以下の方は町県民税が5%から10%に倍加するわけで、所得700万円以上の方は13%から10%に下がるというようになっております。ますます格差を広げていく方向であります。言葉は悪いんですけども、貧乏な方は落ちるところまで落ちなさいと、最後には生活保護のお世話になりなさいと、国が推進しているようにも思われるわけです。私は、市長には機会を見

て都市と地方、社会的格差を広げるやり方は、先ほど市長が言われたように、国土の均衡ある発展の上からも是正すべきであるということ、やっぱり国や政府に事あるごとにご指摘いただきたいというふうに願うものです。見解を再度伺います。

雇用の問題ですけれども、一つにはテクノパークへの進出企業には地元雇用の働きかけは行ってきたのかお尋ねします。県下の水準から言ったら率は若干当市の場合はよいみたいですが、やはり先ほど私が例にも出しましたように、若者たちが県外へ出て行くというふうなことは、やはり何とも情けないような気持ちにさせられるものです。行政として、町内の企業回りや、ハローワークとは情報交換等はしているというふうに伺いましたけれども、住民の職に対するニーズの把握なんかは、すべきことはたくさんあるように考えますけれども、そこら辺はどのようになっているのか伺います。それと、所得は年々下がっているというふうな認識を示されましたが、具体的にわかるのであればどれぐらいの率で下がってきたのかということをお尋ねします。

子どもと教育に及ぼす影響についてですけれども、全国平均から言いますと、低めの準要保護世帯の率ではありましたけれども、これ先ほど述べました1月3日付の朝日新聞には東京都足立区の就学援助のことが載っておりました。7割の生徒が就学援助を受けている小学校では、将来の夢を3分の1の生徒が書けなかったとのこと。義務教育段階でこんなに差があって、次世代の社会はどうなってしまうのかとの識者のコメントも載っておりました。現に経済力の格差が高等教育を受ける格差にもつながっているのではないのでしょうか。そのことを防ぐためにも、教育現場の果たす役割は大きいと考えますが、教育を受ける格差を少しでもやわらげるために努力なされてる点、数々あると思いますけれども、それについて所見を再度伺いたいと思います。

庁舎問題についてですけれども、作業チームを内部で立ち上げて広く住民に諮っていくという基本的な姿勢を伺ったんですけれども、まだまだこれからのことであるということですが、土佐山田町内でということは合併論議の中で決まっているわけですが、時期や具体的場所、予算はあらゆる角度から論議されて当然でありますし、住民との情報共有のもと、先ほど作業チームがどこら辺まで企画立案していくのか、私は決してトップダウン方式ではない方向でお願いしたいと考えております。

支所機能の問題ですけれども、アンケートや相談日については地域審議会でも検討してといくというふうな課長からの答弁がございましたけれども、やはり積極的に推しはかかっていく必要性を私は持っていると思います。旅費の補助は現実には考えてないということでしたけれども、やはり支所と本所の連携が早急にもっとよりよくなっていくということが念頭に置かれるわけですが、やはり香北、物部の住民に迷惑をかけている側面もあると課長が認識されている以上は、それも今後の研究課題として頭においていただきたいというふうに考えます。答弁を求めます。

マンション問題について伺いますが、なかなか民間がやっていることで入り込めないということも言われてたわけですが、前助役の答弁ではもう少し踏み込んだ発言もあ

ったというふうに私は認識しておりますけれども、空室数もなかなか現実わかってないと。入居率については90～95%であろうというふうなことを言われてましたけれども、現実、1,700弱ぐらいから2,422室に増加しているわけです。先ほどの申しました例から言いましても、かなりのところで青息吐息の現状があるのではなかろうかと、経営者サイドとしましては。建てるときにはさまざまな業者側から相続の問題や、それから確実に儲かる的な話もあわせて展開していったわけです。もちろん経営者側の責任もあるんですけれども、入居する側は新しい物件ができますと、そちらの方に移っていくという現状が多々見受けられます。行財政改革推進特別委員会では、定住人口の増加策として都市計画の見直し等についても論議されているところですが、ここに兵庫県の五色町の人口増加の実績があります。この町は1990年に人口が1万人まで落ち込んでおりましたけれども、現在1万1,000人まで回復しております。過疎地に指定された五色町は、若者が定住できる町にと働く場と住まいの確保を最初に行ったわけで、企業誘致と公営住宅の整備に力を入れ、約400戸の町営住宅と100戸の県営住宅で、約3,800世帯の13%の世帯が公営住宅に入れる現状をつくり出してきました。また、最近では近隣よりも安価で700区画の宅地も分譲するという展開も見せております。本市は財政面からも公営住宅の建設には乗り出せないわけであり、そうであるのなら、今後マンション問題とリンクさせて住宅問題を考えることが得策であると思うわけであります。香美市若者定住化推進条例では、定住助成金や家賃助成金等を交付する運びになっており、すぐれた側面を持っていると考えますし、物部町の問題としてのみとらえるのではなく、香美市全体が人口減に歯どめがかからない現状を見ると、人口増加につながる有効施策を行政としてつくり上げる必要があるのではないのでしょうか。今後、研究していくお考えはお持ちでないのか再度伺って2回目を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えをします。

格差社会についてのことで、今後国や県に対して、やはり意見を言っていくべきではないか。当然のことをごさいますて、やはりそうした機会をとらえて行っていかなければならないというふうに思います。昨夜も小泉政権の総括的な分野の中で、NHKで改革と格差ですか、それに対してのいわゆる懇談会をしておりました。竹中大臣、またニセコの前町長であります逢坂さんもおいでで、いろいろとお話をしておりました。最後まで見ておりましたが、なかなか2人の意見はかみ合わんわけであります。当然政党が違いますのでかみ合うはずもございませんけれども、やはり逢坂さんが言っておられました、やはりもっと地方、地域を見つめた行政をすべきではないかというふうな、端的に言ったらそういう話をしておりましたが、やはり政治の軸足をどこに置くかということも大変大事だと思います。地方が本当にこういう疲弊をして、やっぱり厳しい環境に置かれたときに、政治としてどこに軸足を置いて、そして政治を進めていくのかという

のは大変大事なことだというふうに思います。そういう意味では、大変今新しい時代へ向かって、そしてこの不況を脱却して、さまざまな改革を通じ、そうした新しい時代へ向けての産みの苦しみといいたいでしょうか、その痛みがあるということも現実でありますので、やはり政治的な分野の中でその対応をきちっとしていくことが今求められておるといふふうに私自身は思っております。

新庁舎建設についてであります。先ほど申し上げましたように、まだ本当に白紙の状態でございます。そうした中で、本当に早急にそれに向けて体制を整えていかなければならないというふうに思っております。ご意見をお聞きをいたしまして、先ほどの山崎龍太郎議員のご意見をお伺いをしまして、参考にさせていただきながら、今後取り組んでまいりたい、こんなに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の2回目の質問にお答えいたします。

テクノパーク進出企業につきましては、雇用奨励金補助制度もありますので働きかけを行っております。また、求人募集につきましてはハローワークを通じて行っております。

また、香美市の全体的な所得の推移ですが、旧土佐山田で言えば平成15年度から16年度に対し4.5%の減、平成16年度から17年度に対し0.3%の減となっております。

また、職員の雇用問題についての認識を持ち対応することについては、努めて努力してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

議員さんは積極的な対応が必要であると、今後の研究課題として答弁を求めるという質問でございますが、支所機能についてすぐに対応できる問題は早急に対応したいと思います。まず、この質問をいただいてからでございますが、香北支所と物部支所の方から今までの、合併後今までのちょっと問題点を出していただきました。その中には、先ほどから確定申告等の問題、あるいは物部、香北の支所からいただいた軽自動車の減免の申請、これは基本的には支所では申請書は渡しますが、申請手続きは本所でしかできないという問題については、早急に対応できる体制を整えていかなければならないのではないかというふうに考えております。

それから、庁議、課長会等で検討しなければならない問題につきましては、庁議の方で検討していく予定でございます。どういう問題があるかといいますと、やはり今の段階ではまだ支所業務と本課の業務の役割分担について、細かい細部の管理ができておらない状況もございます。こういう問題につきましては庁議、あるいは担当課も含めた中

での対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、アンケート、あるいは総合相談日の設置でございますが、これにつきましては、やはり住民の意見を十分にお聞かせを願わなければならない問題でございますので、住民の利便性等に関する問題につきましては、やはり地域審議会の中で意見をいただきながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のマンション問題についての2回目のご質問についてお答えをいたします。

規制についての件につきましては、前助役の発言もあったようですが、私の考え方として、私見というふうに受けとめていただきたいと思いますけれども、規制緩和の時代にあつてということが一つは私の頭をよぎります。そういったこともあつて、民間に入り込むことについては、やっぱり議論の余地があるんじゃないかというふうに考えるわけですが、現時点としまして、そういった規制を満たさなければならないような実態にあるのかどうかということも一つは思いの中にございます。空き室の増大ということになるかどうか、これは経営手法にかかわってくる問題もあろうかというふうに思いますし、そうであるとするならば、これは事業者によって工夫をされていくことが必要であり、また期待もしなければならないというふうに思います。空き室がもしということである、まあ仮定に立って有効活用ということについては、人口増大策というのは本市の政策課題でもございます。そうした点と密接にかかわる問題であるという認識に立って議論をしていく必要はあろうかというふうに思いますけれども、これについては総合計画策定の中で検討されるというふうに、もしそういうことが必要であるとしたならば、というか検討があるとするならば、そういった策定作業の中で検討されるべきものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎龍太郎議員さんの格差社会における教育問題についてお答えをさせていただきます。

議員さんもお指摘のように、家庭の経済差、文化的差が子どもの教育に大きく影響しているのではないかということは、昨今大きく心配される面でございます。子どもたちが夢や希望を持てるように、そのためにはたくましい体に豊かな心、基礎学力をしっかりと身につけた子どもに育成することが大事であろうかと思っております。行政といたしましては、まず学校教育の充実をそのためには図らなければならないと考えております。香美市といたしまして、今年度から来年度にかけまして、文科省より大きな3つの指定事業を受けて学校教育に当たるようになっております。その中で特に義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業というのは、学校教育のあり方、教職員の資質の向上、

家庭教育、地域の皆さん方に参加していただける体制づくり、こういった面で大きく教育行政としてこれを取り上げることで何かできるのではないかと考えております。ちなみにこの事業は、全国都道府県に1カ所と政令指定都市に課せられた事業でございます。全国で61指定、高知県では初めて香美市だけであります。この事業を行うことにより、子どもたちの教育が少しでもよくなればと考えておりますので、また議員さん方のご協力、ご指導もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3回目を1点だけお聞きします。

マンション問題についてですけれども、前助役は規制をすとかせんとか、そういうことを私も前回聞いたときに、伺ったときに言ったわけではなくて、指針を出す方向でということについて、ごみ問題とか町内会との連携とか、さまざまやはりマンションが浮いてしまっはいけないということで、管理者と、やっぱり組織と行政とが話し合うようなということで、なかなか規制には当たらないけど、やっぱり今の状態を行政としてきれいに分析をして、そういう方向でマンションの入居の状況とか、個別具体的なやっぱり対応をして供給過剰であるかないかという認識まで踏まえて、ちょっと見解が違ふところもありますけれども、そういうことを今後検討課題としてやっていくべきではないかということをおししたところでもあります。課長からちょっと誤解した部分もあると思ひますけれども、やはりマンション問題難しい側面もあると思ひますけれども、やはりある側面、行政の課題として今後とも追求、研究していつていただきたいということをおし添えて、すべての質問を終わります。

（答弁なしでよい）とのやりとりあり

○議長（西村芳成君） 16番、爲近初男君。

○16番（爲近初男君） 16番、爲近です。通告に従ひ質問をいたします。

まず、消防団活動の充実強化についてです。

消防団は、行政区において防災体制の中核的存在となつて地域の安全・安心を守る組織として住民より大きな期待を寄せられています。しかし、物部消防団の分団によっては、高齢化や社会環境の変化等により団員数の減少が進み、現在地域防災力の低下が懸念され、災害時に十分な対応ができない現状になっています。消防団組織の分団活動は、みずからの地域はみずからで守るといふ精神で地域に密着し、即時対応できる基本的な組織ですが、定員30名に対し、実員14名というような現状が物部の状況となっています。特に、昼間に出動要請があつた場合、団員の多くが仕事上地域を出ている場合があり、出動時の最低人員の確保ができないために出動できない状況が考えられます。広い面積を受け持っている各分団において、分団としての現状は非常に厳しい状況となっています。全国的にも消防団員数の減少が続いており、地域に必要な消防団員の確保に苦慮している消防団が散見されるということで、消防庁では団に参加しやすい環境をつくるため、組織の制度の多様化の面から特定の活動のみに参加する機能別団員制度を導

入しました。既に取り組みが始まっているとのこととして、消防OB団員等を任用し、住民の安全の確保を図っていくということでした。緊急を要する災害等に出動し、訓練や行事には参加しない、執務手当てやけが等の対応はあるが、年俸は支払われないというような取り組みがされているということです。こういう制度ができたことを分団長に伝えますと、ぜひ自分の分団でも取り組みをさせてほしいということでした。OBといえども、団員としての豊富な経験と、体力的にもまだ大丈夫ということで、この制度の導入を願っています。地域を守る組織として信頼を裏切ることなく十分な役割を果たすためにも、香美市においてもこの制度を条例として整備する必要があると考えます。見識をお聞きいたします。

次に、農業振興について質問をいたします。

本市の産業の一つの柱であります農業の振興、活性化は重要と考えます。しかし、国内の経済情勢は景気の回復が言われているものの、企業の経営統廃合やリストラによる先行き不安から個人消費は生活防衛が続いています。農業を取り巻く状況はというと、農産物単価は総じて厳しく、高齢化に伴う担い手不足や原油の高騰による各種生産資材の高騰、輸送費の上昇等、厳しい現状になっています。また、量販店主導の傾向は強くなる一方であり、外食、中食の増加傾向の中で輸入野菜の台頭など流通変化に対する対応にも苦慮しています。そして、農薬の食品残留値や適用外使用の面で非常に厳しい姿勢にも対応しなければならない状況になっています。こういう中にあっても、香美市の平野から中間地、そして山間地の全体に夢を持って農業の担い手が確保できる状況が継続されることが重要と考えます。JA土佐香美においては、8つの行政区が2つの行政区となり、香美市としてJAや県など関係機関と連携を密にして農業の進行に当たってもらいたいと考えます。JA土佐香美の園芸品目の中でも平野から中間地帯を中心にしたハウス施設を利用してのやっこネギやニラは基盤がしっかりしていて、総販売額の多くを占め、安定感と力強さを感じます。販売額の1億円に足りない品目やこれから取り組む新規品目には地産地消をも絡めた支援の必要があると思います。また、山間地農業の振興も必要と考えます。傾斜地が多く、機械化しにくく効率的な作業ができにくい環境ですが、気候風土に合った品目を選定し、栽培努力、創意工夫により高品質を目指した取り組みがされています。また、その一方で山林に入り間伐等の作業をしていて、それが健全な森づくりにもつながっています。また、集落においては、隣近所の高齢者の世話ししながら地域の担い手として日々を過ごしている現状があります。この農業がいつまでも生活の糧として継続しなければなりません。そして、担い手が順次確保できるような振興策がこれからも必要であると考えますが、見解をお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 爲近議員の1回目の質問にお答えをさせていただきます。

消防団活動の充実強化についてであります。山間地問わず大変消防団員の確保とい

うものは困難性があるというふうに思います。とりわけ、山間地域においては、さまざまな条件の中で団員確保も困難を極めているというふうにも思うわけでありまして。しかしながら、消防団の位置づけというものはやはり火災はもとより災害等への対応等で、大変地域からは信頼と期待も担っているわけでありまして。そうしたことにかんがみ、やはり団員の確保には十分対応していかなければならないというふうに思うわけでありまして、先ほど提案をいただきましたOBを再任用する機能的団員制度、そうした創設への条例整備、そうしたことにつきましても、一定考慮しなきゃならないと思いますが、なお、担当の方より詳細にわたっては答弁をしていただきますので、よろしくお願ひします。

農業の振興につきましても、特に、本市におきましては農業という位置づけは大変大きな産業であるわけでありまして、平地、山間地を問わず、本市の重要産業の位置づけをもって振興を図っていかなければならないというふうに、常々思っております。特に、山間地の農業は条件的にも耕地も狭いところがあるわけでありまして、農業をする上には大変厳しいものがあると思います。その中でご苦労されておりますが、そうした悪条件を克服をされまして、物部村では全国に誇る日本一のゆずの生産が行われているわけでありまして。そうしたゆずを初め、平地にはたくさんの農産物がございまして、またかつてはこの香美市は、やはり県下でも農業の先進地として、また同時に新しい開拓をしてきた、そういう土壌の育ってきた土地でもあるわけでありまして。そうしたものを含め、今後研究をしていく必要があると思います。また、今後の担い手の育成を初め、中山間地の農業振興を図るためにも、また同時に中山間地域の保全のためにも、いわゆる行政としての努力は惜しまないつもりでございます。どうかよろしくお願ひをしたいと思います。この具体的な施策につきましても、担当より答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 16番、爲近議員さんの消防団活動の充実強化についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、規則では3消防団19分団ございまして、その総定数は442名というふうになっております。内訳は土佐山田消防団が188名で、香北消防団が124名、物部の消防団が130名ということでございまして、定数に対する欠員は土佐山田消防団が13名、香北消防団が7名で、物部の消防団が33名というふうになっております。ご質問の機能別団員制度というのは、総務省の消防長が昨今の大規模な台風災害や中越地震など多発した自然災害において、各市町村の消防団が住民の救出や救助、避難誘導などに大きな役割を果たしたことから、地域の防災体制の充実を図るためには住民のさらに幅広い層から消防団に参加する人を確保する必要があるという考えで、消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会を行いまして、まとめられた中にございます。機能別団員制度のほか、機能別分団制度や休団制度、休む団制度ですが、なども同時に検討されております。この検討会の報告書を精査いたしました。これらを導入するにはかなり



検討しなければならない課題が数多くございます。これまでは、団員さんにつきましては、欠員が出ますと地縁による勧誘といった方法での入団を進めてまいりましたが、これ以外に入団募集などの方法も同時に検討しなければならないというふうに考えます。他県では、市町村合併によって定数を削減した消防団や、合併により少なくなった支所の職員を地域の消防団、8時半から5時15分までですか、に入団させたところもございます。昼間の団員減少に対応するため、事業所と協定を結んだところや、松山市のように郵便局員を大規模災害などの特定の活動団員として団員というふうに入団させたところもございます。なお、全国の実例をいろいろ参考にしまして、具体的な処遇、報酬の面や手当、また階級や服務関係を整理した上で3消防団の団長さんや幹部の方、また関係者と十分協議したいというふうに考えております。爲近議員さんは物部消防団の団長さんでございまして、地域の若年層人口の減少と団員の高齢化による団員数の減少に対して危機感を持っておられることだと思っておりますので、地域の実情を踏まえましてこの地域に合った消防団体制を整えるため、なお一層のご協力のほどお願いしたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 爲近議員の農政振興策についてお答えをさせていただきます。

振興策はこれからも必要であるという中で見解をというわけで、これからもさらにと  
いうご質問と受けとめましてご答弁をさせていただきます。今までも山間地、そして里  
山地域、平野の条件を生かした特色のある農業を推進してきました。その各地域条件の  
支援についても地域ブランドの維持、発展も含めてやってきたと考えております。現在、  
平地も含め、特に山間地、中山間地においては高齢化問題、後継者不足、それから種々  
の理由によりまして、その価格の低迷という状況でございます。そのような中、香美市  
の販売農家も減少を続けております。そのような中、かい廃農地防止、また多面的機能  
保全、そのような支援、基盤事業の導入、レンタルハウスなどの生産拡大事業、近代化  
施設の導入、病虫害対策、各種団体への支援事業なども行ってきました。これからも国  
や高知県の支援策等を導入できる体制を整備しながら継続していくことは必要と考えて  
います。農業振興のためには、農業関係の機関、そして団体、そして林業、また商工業、  
観光分野、そのような中で連携もとりながら情報の共有をしながら、これからも有利事  
業の提案を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 16番、爲近初男君。

○16番（爲近初男君） 16番、爲近です。2回目の質問をさせていただきます。

現在、物部消防団は130名の定員に対して86名ということで、43名の定員に至  
っておりません。山火事や家屋の密集地等は特に多くの団員が必要でありまして、定数

を大きく割り込んだ現状は早期に解決すべきですし、分団をあずかるものとして定数を大きく割り込んだ団員数で地域を守らなければならない精神的な不安は大きなものがあります。機能別団員制度は、定員数までは膨らませるといふか、いっぱいまでふやすことに対しての問題はないとお聞きしております。何とぞ1日も早い早期の対応を要望しますが、どう考えているか、再度お答えをお願いしたいと思います。

物部はゆず栽培が全国に通じるブランドとしてみんな頑張っています。始まって45年余りが経過しまして、200戸ほどの農家が取り組んでおります。販売額は例年5億円前後ですが、市場でも高い評価を受け、物部、香北の重要な産業となっています。これを維持していけるのかが今後の課題となっております。担い手が少しでも確保できますように、またそのためにも施設、また作業道、また耕地の改造、狭地直し、新規の造成、遠地の造成等の要望は各担い手としましては、逐次対応できるような返答が欲しい状況も考えられます。それにこたえられる支援体制をお願いしたいと思います。どう考えておられるのかお答えをお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 16番、爲近議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

現在、物部消防団の方につきましては、ちょっと私と調査の時期が違ったかと思しますので、欠員数が数字が違っておりますが、いずれにしましても団員数、多くの団員数が欠員となっておりますことは憂慮すべき点やと思えます。ただ、先ほどからお話がありますように、この機能別団員さんにつきましては一定の見通しなり、導入するがためのいろいろ調査なり、いろんなすり合わせ、また協議、検討することがたくさんございますので、それらをなるべく早い時期に対応しなければならないと思えます。ただ、ここで先ほど申し上げました調査、消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会というのがありまして、それで出てきたこととございますが、ここで言う調査をしておりまして、この調査の中では、ちょっとこれは若干この機能別団員さんを導入するに当たっての各自治体でかなり協議をしなければならないなというような事項も出ております。例えば、これを肯定的に望む、いわゆる受け入れ側の団の調査をしたところ、肯定的なものより否定的なところが数字的に多いと。非常に報酬関係での調整とかそれらの問題も出ております。また、基本団員さん、現団員さんのやはりモチベーションを下げるといふような影響を、なりますとまた大きな問題に発展しますので、それらの点について十分課題を検討した上で整理しまして、また協議をお願いしたいというふうに思っておりますので、なるべく早い時期に取りかかりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 爲近議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

その担い手対策とか、また各部会のこれからの事業支援でございますが、一定香美市において新しい組織づくりをしております。今年の3月に担い手支援協議会の設立を香美市として設立しております。その中に各営農対策の部会、おののから声を上げていただく場もつくって組織をしてみたいと思います。その中で課題の抽出、それから事業提案等も話されてくる経過がありますので、そのような対応をしてみたいと思っております。

それから、200戸のやはりゆず農家につきましても、ゆずの部会、そしてまた集落で合意形成のされた担い手としての部分も集落から手を挙げていただくところもこれからしていかなければならないと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 16番、爲近初男君。

○16番（爲近初男君） 3回目の質問をさせていただきます。

自分が提案しました機能別団員は物部の消防団の各分団の実情に最も合った制度と自分は理解しておりますので、また検討の上、一日も早いその実行に向けた取り組みというものをお願いしたいと思っております。そしてまた農業振興におきましては、担い手が順次できて山間地の活性化が図れるように、今後ともよろしく願いしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 33番、宮地です。一般質問について通告してあります人事関係について、職員の分限に関する件、もう1点が職員の研修に関する件の2点について執行部のお考えをお尋ねしたいと思います。

まず、香美市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例について、まずこの新市における条例の第1条にこの条例は地方公務員法第28条第3項及び第4項の規定に基づき一般職に属する本市職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めとなっております。そこで、この条例に該当すると思われる職員についてお尋ねしたいと思います。まず、通告にも記載してありますように、条例に該当すると思われる職員が男子職員で2名、この2名についてお尋ねするものです。まず、1名については、採用の時点から今日までの届け出やその取り扱いについて、もう1名については休職となっておりますが、休職に入ってから今日までの届け出やその取り扱いについて。一応、通告にはこのように具体的に書いてありますので、ただいま朗読したような内容についてのお答えをいただきたいと思っておりますが、個人情報にも触れると思われる部分があれば、その範囲を除いてお答えをいただきたいと思

います。

また、地方公務員法第28条降任、免職、休職等の第1項、それに書かれておりますのが勤務実績がよくない場合とはどういうふうに解釈するのか。その点もお伺いしたいと思います。あわせて、休職中の給与等はどのように取り扱いになっておるかお伺いします。1点目はその点でお伺いしたいと思います。

2点目の職員研修ですが、職員研修については、これまで旧3町村それぞれで職員研修を実施してこられたと思います。今回、合併によりまして香美市となり2カ月半ほど経過してまいりました。職員数も多く、そして新たな事業分野も取り組むことになったわけです。新市、香美市の発展は職員の行動により左右されることは極めて大きいところがあると思います。したがって、職員研修は不可欠の要素があると思います。今後の職員研修計画はどのような内容でいつごろ実施するおつもりがお伺いしたいと思います。また、合併によりまして各課においても3カ町村の職員がそれぞれに配置され、これまでと違った雰囲気もあると思いますが、課内研修を行うことについて、一応統括する総務課といたしましてはどのようなお考えを持っておるか、積極的に推進するお考えがあるか、その辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。また、職員研修規程などは定められているか、この点もお伺いしたいと思います。

まず、1回目はその程度でお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 宮地議員のご質問、人事関係についてお答えをいたします。

まず、香美市職員の分限に関する手続き及び効果等に関する条例に該当する職員の取り扱いについてということでございます。地方公務員法第28条第1項第2号の規定に該当する職員でございます。休職の処分を行った市職員に関するものであります。内容につきましては、休職処分中の男子2名ということでございます。それぞれの職員の届けや取り扱いを説明をすることで、職員個人が特定されることも出てくるかと思っておりますので、個人情報取り扱いに問題があります。詳細な説明はできないものと考えており、ご了承願いたいと思います。

まず、この条例により休職の期間は3年を超えない範囲において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者、ここでは市長が定めるという規定になっております。医師の診断書はその都度、一般的には3カ月程度の診断をいただいでの手続きということになります。延長により最長で3年を超えない範囲ということになっております。それから、通常この28条の分でいきますと、心身の故障による休職は3年を超えて療養するときは地方公務員法第28条第1項第2号の心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合としてその意に反して、職員の意に反して免職することができるということになっております。この、特に心の病につきましては長期にわたるということで、私も何回か専門の医師から研修を受けておりますが、通常の場合

で3年から5年というふうな療養期間が必要であると、現代病として社会問題となっていることでもあります。この休職期間中につきましては、職員としての身分を保有するということでもあります。それから、この休職処分等に当たっての不利益な処分につきましては、慎重を期すべきというふうな逐条解説もございます。適法、違法が訴訟の対象になることも考えられるわけでございますので、明確な根拠に基づいて行えなければならぬと。特に医師の権威のある診断等によって処分の根拠を明らかにする必要があるというふうに説明をされております。

次に、勤務実績がよくない場合とは、これは地方公務員法28条の解釈でございますが、勤務成績がよくない場合に該当する場合とは、職員の任命権者の客観的な判断によるということになっておりますが、飲酒とかかけごとなどの出勤状況による不良ということとか、素質、能力、性格等に根差しているものに着目して判断するということになっております。

2点目に心身の故障のため、一般的には病気、精神または肉体に故障があり職務に支障を生じる場合、この取り扱い、こういうことが勤務実績がよくない場合というふうに解釈をされております。

それから、給与の問題でございますが、基本的にはこの3年間の給与の取り扱いについては、1年までは給与が80%の支給、それからあと1年半につきましては市役所の方からは給料は出ませんが、共済組合の方から80%ぐらいの療養給付といたしますか、給与に見合う分が出ます。それからあとの半年につきましては、互助会の方から約50%ぐらいの給与に見合う分が出るということでございます。

それから次に、職員研修の問題でございますが、1点目のことも含んでのことだろうとは思いますが。職員研修につきましては、香美市職員研修規程及び香美市人材育成基本方針に基づき、職務遂行能力の向上はもとより、政策立案能力を高め、質の高い行政を推進できる職員の育成、能力開発に取り組んでいるところでございます。年間の研修計画の立案は研修委員会で行い、それぞれ17年度につきましては、3町村でやられておったというふうにお聞きもしておりますが、土佐山田町の場合でありますと、内容につきまして新採用職員研修、自主防災研修、財務会計事務研修、不当要求防止研修、セクハラ防止研修、指定管理者制度研修、この指定管理者制度研修につきましては、3町村合同でやっております。それから、接遇、これは平成17年度はクレーム対応研修。合併における3町村主要公共施設視察研修。自由研修として人権月間記念講演、男女共同参画の講演会。それから保育研修といたしまして、食育について、保育所の食中毒防止について、心のケア、健康体操、南海地震について、実技でこま遊び、折り紙、子どもの心の発達についてが旧の土佐山田町での自主研修の内容になっております。

それから、こうち人づくり広域連合が主催する研修への参加ということでございますが、これは3町村とも同じメニューで職員に呼びかけて参加をいただいております。この中身が階層別研修、これは新採から5年、10年、あるいは、係長、課

長補佐、課長研修までになっております。それから能力向上開発研修につきましては、政策的なもの、あるいは各種法律、あるいは契約、こういう項目に関しまして専門的な研修を行っております。それから地域づくり研修、NPOへの理解、自主防災研修、それから地域のあるもの探し、このような地域づくりの研修を行っております。それから、人材育成の環境づくり研修、これにつきましては人事研修担当者の研修、あるいは講師養成研修ということになっております。こういうことにつきましては、案内を職員に対して発送いたしまして、募集により対応しておるという状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） お答えありがとうございました。

再度もう少しお尋ねしたいと思いますが、職員研修については一定計画されてやっけておられるというふうにお答えいただいたわけですが、いわゆる職員研修の徹底というものを図っていけば、いわゆる執務というものがスムーズに行われる、そうすれば職員に対する分限等の問題は自然と解消されるであろうと、こういうふうに考えるものですが、そもそも職員として採用された時点で各その時点における執行部といいますか、市長から渡された宣誓書というものがあるはずですが、これにはどのように書かれておったか、今一度全職員も思い浮かべていただきたいとそういうふうに思うわけです。そして、地方公務員法第30条の服務、この条項には「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と書かれておられるわけです。このことについても職員が十分理解されていると思うか、その点についてお伺いしたいと思います。

また、現在1カ月以上にわたって、いわゆる長期の欠勤者は何名いるか、その辺をお尋ねします。私は分限について職員の中にまだこの地方公務員法によって適正に処分されるべき職員がいるのではないかという、そういう認識を持っておりますが、課長としてそういう、そのような職員はあと該当する職員がいないというふうにお考えになっておられるのか、その辺をお伺いして質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 宮地議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、採用時、市長に対して職員が宣誓をするわけですが、どのように書かれておるかということでございます。ちょっとお待ち願います。この職務の宣誓の内容でございますが、「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをお誓いします」ということで、市長に対して宣誓をするわけでございます。この書かれておられる内容が職員が十分に理解されて職務に当たっておるかということにつきましては、当たっておるということは十分に認識をしておりますし、そのつもりである

というふうに思います。

それから2点目の地方公務員法第30条の問題でございます。確かに30条には服務の根拠基準ということで職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念をしなければならないということで、義務が課せられております。これは当たり前のことでもございます。それから、この30条に関しては職員は理解がされておるかということでございますが、これは当たり前のことでもございまして、仕事が、職務遂行ができないものは去っていただきたいというふうに考えております。

それから、この香美市の今の現状で一月以上長期に休まれておる方は何名おるかということでございますが、今、ちょっとカウントしてみますと、この休職者が2名、それから1カ月以上長期の病気休暇の方が3名、今の時点では合計5名ということでございます。それから、やはり民間企業とこの地方公務員との問題でいきますと、公務員の方はこういうふうに身分保障がされておるということでございますが、やはりこの研修も含めまして職務専念義務を一層充実させていくということが、職員管理の部門といたしましては、十分機能していくような体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 20番、久保です。

国民保護法案は職務執行者のときに3月議会で提案をされました。しかし、私にはもちろん不信も持っておるわけでありましてけれども、かなり多くの方々がこれについては不信もあつたのではなかろうかというふうに思います。そこで、国民保護法案は国民の権利侵害と直接かかわるため詳細かつ膨大となっております。この法律について政府は日本が外部から武力攻撃されたときに国民を保護するものだと言いますが、結局そうではありません。戦前日本がアジア侵略から太平洋戦争へと戦争を拡大した結果、本土が攻撃され国土は焦土と化しました。しかし、政府は戦争を継続し、大都市や軍事産業の所在地を中心に陣地をつくり、米軍を迎え撃つ体制づくりを進めてまいりました。大本営は初回は銃後の戦闘であると強調しました。国民保護法案も基本は同じです。事業者や医師、看護師など動員の必要や避難住民のための収容施設や臨時医療施設をつくる必要があれば、都道府県を指揮して所有者などお構いなしに強制することになっています。憲法で保障された財産権も基本的人権も大幅に制限されます。アメリカの戦争に参戦するがための措置であり、到底私としてはこれは容認をできるものではありません。緊急事態に対処するための措置を追加した点で言うと、テロやゲリラには現行法で十分対処できるのではないのでしょうか。テロに対しては警察が装備も含めて強力な備えをしています。ゲリラに対しては、既に自衛隊法に基づく強い部隊が創設され、激しい訓練が実施をされているところであります。自衛権の行使はあくまで武力攻撃、侵略が発生したことを受けた防衛権としての行使であります。その場に臨んで、戦時臨検をその場に臨んで検査すること、防衛出動が命じられただけの自衛隊が実施できるとするのは従

来の見解に反します。政府の見解に反しておるわけであります。恐れを含んでいるということは、自衛権行使の以前の状態だということですから、憲法が禁止する交戦権の行使に当たることは明白であります。国民保護法、これは第1条でありますけれども、「この法律は武力攻撃事態において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ…」、武力攻撃が5回も出てまいります。この1条だけで5回も出てくるのであります。日本の武力攻撃の可能性についてはどのように考えておられるのか、政府は北朝鮮が日本に本格侵略する意図を持っていないと判断しているが所見を問います。北朝鮮が日本に侵略することよりも、アメリカの行う戦争に踏み込む法律が次々と成立し、日本にとっても危険な状態にあると思うがいかがでしょうか。第1点目を終わります。

それから、2点目であります。

住民の信頼を集めるこの市町村の自主性がなければ絶対にできないプログラムだということにもなります。第16条でありますけれども、市町村の実施する国民の保護のための措置ということで、少し読んでみますと、「市町村ではこの法律のその他法令の規定に基づき、第35条第1項に規定による市町村長の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域にかかわる次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない」とあります。1としまして、警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置と、2番目に救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他住民の避難に関する措置、3番目に避難の指示、警戒区域の設定、消防廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置と、4番目に水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置、5番目に武力災害攻撃の復旧に関する措置としまして、このようになっておりますが、これは市町村に最も危険な役割を押しつけるものだと、押しつけておるわけであります。平時の国民保護計画作成、訓練などの事務やまちづくりといった事務も規定されている。それだけに地方自治体、地域の実情に合致し、地域住民の理解と協力のもとで進めなければならない。それには地方自治体の自主性、自立性が尊重されなければならないと思うわけでありませう。首長や議会、地域住民の意思に反して政府が強制できるものではないと思います。国民保護計画をつくらないので国がかかわって作成したでは、住民避難の訓練を国が代執行したなどは何の意味も持たないのではないのでしょうか。地方自治法による国の関与、とりわけ代執行は決定、指定などの公的な処分を前提にしたもので、法的な処分を伴わない自立行為を予定したものではないわけでありませう。国民保護法が予定する事務は警報、避難、救援であれ国民保護協議会の設置、国民保護計画の作成、訓練であり、復旧、まちづくりであれ、自立行為が中心を占めております。こうした事務の性質から地方自治法による国のかかわりは否定的に考えられるべきであろうかと思ひます。要するに、国民保護法が法定受託事務とした趣旨は、戦争についての国家責任を明確にして費用を国家財政で負担することを明確にすることが主眼でありませうして、容易に、安易に地方自



治法による代執行を認めるべきではないのであります。それだけに自立性、自主性が求められるのではないのでしょうか。

3番目に、国民保護法には戦争と自然災害を同一視する考えが貫かれております。戦争と災害を混同するこうした考えは誤りをはらんでいると言わなければなりません。いかに努力を尽くしても回避できないのが自然災害であって、政府や地方自治体は万全の対策として自然災害の対策を準備しなければならない。戦争とは人為的に引き起こされるものであり、戦争を発生させるのが平和的解決の努力を行った政府であることは、アフガン戦争やイラク戦争が証明をしております。戦争への最大の備えとは、戦争そのものを引き起こさないことであります。応急対策に絞っても戦争の被害と自然災害の被害とを同一に考えることはできないのであります。自然災害は基本的に敵が占領地域を拡大して追撃すること、避難先に爆撃が加えられるなどということはありません。敵に当てるのは意思を持たない自然であって、攻撃を加える敵は存在をせず、その敵と交戦をしている自衛隊、米軍の作戦を考える必要はないわけであり、要するに、被害救援にして考えればよいのが自然災害であります。自然災害では自治体に第一次的な役割が期待され、政府機関がバックアップするのが役割であります。都道府県主体とした災害救助法はこの行動であり、災害対策基本法で認められる政府の指示もこれを基本にしているのであります。戦争や大規模テロなどの有事でも確かに住民保護の分野では地方自治体の積極的な役割が期待され、イニシアティブの発揮も求められております。だが、もう一方の侵害排除作戦にはアメリカ政府の事項に属していて、地方自治体の自主性やイニシアティブなど入り込む余地はないのです。戦争と災害では応急対策も違うのであり、その違いは両者の本質の違いを異にしている全く本質の異なった自治体を被害が似ているからと言う理由だけの理由で重ね合わせようとする危険の危機管理のイロハを忘れた誤りであると思います。戦争を引き起こす政府を殊さら免罪するほかになりません。改めて確認されることは、戦争と本質上違っているということです。現在のアメリカの実情を見れば、これまた事実をもって証明をされておるのではないのでしょうか。

次に、支所機能について質問をいたします。

これは住民の皆さんから聞いた声でありますけれども、介護保険とか、そして国民健康保険、老人保健の減額証明書などは支所では取ることができないそうであります。老人保健受給者証、障害年金、寡婦年金、死亡一時金なども取ることができない、これらの事柄についても批判が相当強いわけであり、また、この固定資産税、これは4期であります、全部払うと前納報奨金といいますか、これが返ってくるそうであります。手続き上、本庁舎に来なければいけないと聞くわけであり、このことについても合併時に十分説明をされておらないのであります。合併時に住民に十分説明をしていけば、このような声はなかったのではなかろうかというように思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇 慎夫君） 久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国民保護法についてのご質問であるわけでありまして、1番から3番まで3つのご指摘があったわけでありまして、国民保護法におきましては、日本への武力攻撃の可能性であるとか、また特定の国が日本に侵攻する意図を持っていることは規定をされていなく、あくまでも外部から武力攻撃があった場合の国民を保護するための措置についてであるということをご理解をいただきたい、そのように思います。

次に、2番目の国民保護計画をつくらないのではという部分ではありますが、国民保護計画の作成は第35条で市町村の国民の保護に関する計画を定めなければならないこと、及びその作成手続きについて規定をされております。市町村の国民の保護に関する計画は、武力攻撃事態等において市町村が国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画であり、市町村長は国民の保護に関する計画を作成をしなければならないものであります。その計画は、市町村の国民の保護のための措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項など定めるものであります。国や都道府県の機関との連絡体制、他の市町村との相互応援協定、警察や消防との連携、調整を図らなければなりません。国民の保護のための措置として円滑に実施するために、計画を作成したときには議会に報告をし、また住民の理解と協力が必要でありますことから、計画を公表をしなければならないというふうになっております。

3番目の災害、国民保護法では戦争と同一視する考えが貫かれているのではないかというふうなご質問であります。国民保護法は、武力攻撃から国民の生命や身体及び財産を保護する法律であって、自然災害は災害対策基本法に基づいて、地域に係る防災に関し地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、防災の万全を期することを目的といたしております。国民保護に関する計画は、自然災害等には想定されていない市町村の区域を超えた避難に関する事項や、さまざまな武力攻撃を伴う災害等への対処に関する事項など、武力攻撃事態等に特有のそうした内容もあることから、地域防災計画と、また国民保護計画とは別の計画として作成し、万全を期すものでありますから、混同した考え方で取り組むものではないということをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の支所機能についてのご質問に保険課の方の関係についてお答えさせていただきます。

どのような事務をどの課が行うかについては、暮らしのガイドブックによって住民の皆さんにお知らせをいたしました。しかしながら、支所で行う事務内容の詳しい部分まで十分な説明にはなっていません。支所での取り扱い業務について詳しい内容のものを知らせていかなければならないと考えています。ご指摘の中で、介護保険の負担限度額認定

及び国民健康保険の減額認定証は支所では受け付けだけで、発行は本庁で行っておりますが、老人保健の減額認定証は支所でも発行していますし、老人医療受給者証も支所で発行しています。

それから、障害者年金、寡婦年金、死亡一時金の申請は支所では行っておりません。本庁での受け付けしか行っておりません。また、支給はそれぞれ社会保険庁から振り込みになります。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 20番。

少し前になりますけれども2004年の6月に成立した国民保護法案は、法文は200条、これで文字数は10万字にも及んでおるそうであります。日本は島国ですから相当の船舶、航空機等の攻撃能力と輸送手段を持たなければ、これは保持をしていなければ日本に攻撃を仕掛けるのは不可能なことであります。このような国はアメリカ以外にはないのでしょうか。しかもアメリカの基地だらけの日本に侵略してくるなど、あるはずはないと考えるものであります。この点を一つお聞きをしたいと思えます。そして、自爆テロ、新幹線爆破、サリン散布といった緊急対処事態が発生したとき、こういった事態に対処する部分は警察であって、自衛隊は治安出動しかできないのであります。そもそも外交が長引いても予測できるこの戦争と違い、テロは突発的に発生をする。だから予測といった場面はまず考えられないのではないのでしょうか。緊急事態へのこの対応は地方自治体を主体にした住民保護と刑事、警察による予防、捜査にかかわる、捜査になる。軍事と治安とは性格を異にするものであり、一つの法律にまとめたからといって対処が同じにはなりません。国には戦争を前提とした法整備ではなく、外交努力で有事を避ける政治姿勢こそ求められておるのではないのでしょうか。外部から攻撃があったときと、こう言われましたが、それよりもまず、この外部からの攻撃ということはどのようなことを指しておられるものかお聞きをします。

そして、2点目の国民保護協議会に諮問し、協議会の審議を経て議会に報告をするわけです。関係機関への通知、都道府県計画の基本指針であり、都道府県計画も市町村が担当する避難等については、形式的なものになりはしないか、それぞれの地方自治体の計画はみずから責任を持つ実情に合ったものが作成をされなければ意味がなく、指針が上位のものを受けて程度の意味しか持っていないのではないだろうかというように思います。協議は協議であって、同意するものではないのであります。同意を得るために相互に努力することであり、必ずしも同意は前提としないあることについてどうしても同意できないのは都道府県の意見を尊重することになるとしており、市町村計画についても同じようなことで、この点は政府も同じ解釈と考えられるわけであり、国が都道府県計画に対して、あるいは都道府県が市町村の計画に対して協議を理由に矛盾を強要することがあってはならないと考えますが、この点についてはどうでしょうか。再度お伺いをいたします。

3 番目です。2004 年は相次ぐ台風や新潟県中部地震で痛ましい犠牲が続いた年であり、年末に発生したスマトラ島沖地震は世界を驚かせた年でありました。この国の内外で自然災害の被災者救援と復旧の努力が続く中で、阪神淡路大震災から 10 年のときを迎えております。深刻な自然災害と向き合っている今、有事法制に組み込まれようとしているすべての地方自治体に問われているのは、真に備えるべきは戦争なのか、それとも自然災害なのかということではないだろうか。実際に行う防災計画は、どこで何を意味するということに極めて具体的であることから、対策の対象となる災害事件の内容や場所を明らかにすることが自治体にとっても地域住民にとっても重要であるのであります。自然災害は想定をされておらないと、このように言われたと思いますけれども、私はもちろんこれは自然災害を想定してつくるべきだと、このように思います。この点について伺いをいたします。

それから、4 番目にはこの固定資産税、これはとにかく 4 期払って、それを払うのに例えば香北町の庁舎では、支所ではいかないと、本庁舎に来て手続きをしなければならぬと聞きましたがいかがでしょうか。

2 回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 久保議員の 2 回目の質問にお答えをいたします。

外国からの侵略攻撃はないと思うがどうかというふうなご質問であったというふうに思います。ご質問の中には、特定された国をもされておるわけでありますが、私自身も今の国際情勢、私の本当に、どういんでしょう、短絡的といいましょうか、本当に幅の狭い視野の中で考えた場合でも、日本に余り攻撃をしてくるというふうな可能性はないのかもしれませんが。しかしながら、やはりそうした国際的な状況を見たときに、先ほど言いましたように、そうした武力攻撃があった場合に、やはり国民を保護するための措置をするということが、今回の国民保護法の目的といいましょうか、そうしたものでありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

外国からの攻撃とはどのような場合かということではありますが、外部から、先ほど言いましたように、攻撃をせられる、する、そういう可能性が低いということもご指摘があったわけでありますので、もしそういうことがあったら、外部から攻撃があったらということを繰り返し、ここでお話をさせていただき、国民保護法の一つの目的というのがそういうものであるということをご理解をいただきたいと思います。

また、自前の計画を立てることが大事ではないかというふうなことであったかと思えます。これは当然そうしたことといいましょうか、それぞれの市町村が行動計画をつくるわけでありますので、そういう方向になろうかと思えます。ただ、国や都道府県の機関との連絡体制、あるいはそうした他町村との相互応援協定とか、そうしたものも含まれてこようというふうに思います。

また、自然災害、先ほど 3 番目の質問の中でお話がございました、この保護法、国民

保護法に関する計画は、自然災害等に想定をされていない、いわゆる武力攻撃に伴う災害への対処ということでございますので、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 久保議員の前納報奨金についてお答えいたします。

前納報奨金は、納付書にありますように、現在でしたら固定資産税6.5%、2期分の5%の月数ですので、今納めれば6.5%の前納報奨金を引いた金額で納めていただくと、こういうことになります。別に本庁へ来る必要はございません。どこでも扱えますので、金融機関、支所等で扱えますので本庁へ来る必要はございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

通告以外は質問しないようにしてください。

○20番（久保信彦君） 最後の質問になります。

よそからの可能性はないと、こういうことであります。可能性はないのではないかと、言われましたけれども、そうしたら、実はその可能性はないのではないかと、場合によってもないのではなかろうかと、もしそういうことがあったらと、こういうことで言われました。そして、自然災害も想定をしていない方だからというようなことを言ったかと思えます。そこで、可能性がないのであれば、今地震とか防災面で特に言われて、毎日そのテレビで言われております。そういう面の危険性がもっとありはしないかと、私は思います。その点の見解はいかがでしょうか。

そして、これは通告以外になるのでしょうか。引き落としですね、とにかく4期固定資産税を引き落とすという場合に、支所ではできないと、本庁へ来て初めてそれができると、こういうように言われましたが、先ほどはそうでは、その支所でもできると言われましたが、そうでしょうか。そのことについてお伺いします。

以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 3回目のご質問にお答えをします。

外部からの攻撃は、可能性がないのではないかというふうなお話をしました。そういう可能性がないと思われるという、これは私の私見でありますので、100%ないとは言いきれません。あるということも想定をする部分があるわけでありまして、そうした場合に、やはり備えておくというのはこの国民保護法であろうというふうに理解をいたしております。

それから、自然災害につきましては、先ほど言いましたように、この国民保護法に関する計画は自然災害等に想定されてない部分をこの中で組み込むということでありまして、自然災害とはまた別の部分だというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 3点目の件につきましては通告外でありますけれども、支所

機能についてでありますので、一応関連する課長からお答えをさせていただきます。

収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 久保議員さんの質問にお答えさせていただきます。

口座振替につきましては、収納管理課で取り扱っておりますが、各金融機関、支所、すべてのところで手続きできますのでよろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 1番、利根健二君。

○1番（利根健二君） 1番、利根健二です。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、高知工科大学の件ですが、昨年9月議会に質問、提案させていただいた入学時のオリエンテーションに土佐山田町として参加もして、地区防災ボランティア募集、ごみの捨て方等を新入生に指導・告知、積極的にかかわっていくべきである。警察等は安全講習など参加しているが、今まで当町はさせなかったかということにつきましては、先日の市長報告で実現をできたということを知りまして、大変満足しております。一方で、私が議員になって最初の議会、そして昨年9月の議会で京都の大学や高槻市の市役所の例を出して質問させていただきました、大学が入学書類を送付するときに住民票の異動案内を同送させていただき、入寮日と新入生のオリエンテーション時に住民異動の受け付けを出向いてするべきであるということは報告がなかったように思います。

そこでお尋ねをいたします。協議の場でこの件についての提案は行いましたでしょうか。また、行ったなら結果、行っていないのならその理由をお聞かせをいただきたいとします。

続きまして、2番目の各種委員会・審議会の件ですが、土佐山田町においては各委員会・審議会の名称等を載せていただけるようになりまして、非常にありがたかったわけですが、現在の香美市のホームページ上ではそれが見受けられないように思います。そこで、香美市においても各委員会・審議会の情報をホームページに掲載してほしいと思っておりますが、その予定はあるかどうかをお尋ねをいたします。それと、それぞれの委員会、審議会において会議録はちゃんと作成をされていますでしょうか。いるとすれば、それは公開請求があった場合には公開される種類のものなのかもあわせてお願いをいたします。

3番目のブロードバンド環境のインフラ整備の件についてお尋ねをいたします。

内閣官房に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進本部により、平成13年1月22日にe-japan戦略が策定されました。「我国はすべての国民が情報通信技術を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識双発型社会の実現に向け早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」としております。そのときの重点政策の一番目には「超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策として5年以内に超高速アクセスが可能な世界最高水準のインターネット

網の整備を促進し、必要とするすべての国民が低価格な料金で利用できるようにする」とあります。すべての国民です。そして、その実現のためにe-japan重点計画から始まりまして、e-japan2002年プログラム、e-japan重点計画、e-japan戦略2、e-japan戦略2加速パッケージ等ずっと出てきております、2005年のIT政策パッケージまで。しかし、このe-japan戦略の総論の部分は、先ほど言いましたようにすべての国民をうたっておりますが、それぞれの項目の各論の部分になりますと、決して100%うたっているわけではありません。そんな中、都会より利便性で劣る田舎こそ快適に暮らすための情報基盤整備が必要である。この先、ブロードバンドを利用したサービスがふえることは確実に、現状のままではこの先田舎と都市部の間で経済的、文化的格差が開く危険性がある。高度な情報基盤が整備されることにより、IP無料電話、テレビ電話による遠隔医療、介護、ショッピング、動画配信などさまざまなサービスに余裕を持って対応できるのはもちろん、自然の中で仕事をしたいと考える在宅勤務者や小規模住宅業者のIターン、Uターンの促進にもつながるといった提言が数多く出されるようになってきました。そこで、本年の1月に次のような発表が出されております。総務省は、過疎地や山村、離島などで高速インターネットが可能になるブロードバンドの情報通信基盤を重点的に整備することを決めた。地域間の情報格差の解消がねらいである。2006年度に52億5,700万円を投じ、地域情報通信基盤整備促進交付金を創設する。人口が少なく、地理的にも条件が不利な地域では多額の設備費が必要である。しかし、民間企業任せでは採算面から光ファイバーやADSL、ケーブルテレビなどのブロードバンドサービスがなかなか進まない。政府は、10年度までにすべての家庭において快適な環境で高速インターネットが楽しめるブロードバンドゼロ地域の解消を目指している。目標の達成に向けて民間企業の参入が期待しにくい過疎地や離島、半島、山村、豪雪の各指定地域、沖縄県などに対象を絞り重点的に予算を投入する。どんなサービスを地域で情報通信基盤の柱に据え、交付金を使ってどのような施設を整備するかは市町村の判断にゆだねられる。そのために、地域の実情に応じて衛星インターネットの導入なども可能となる。国は、交付金のうちから市町村に施設整備費の3分の1を交付するという内容でした。まだまだいろんなことが書かれておりましたが、そういったことです。従来土佐山田町であればそういった制度を手がけることはできなかったと思いますが、香美市となった今、この制度が活用できるのではないかと思います。こういった制度は、手を挙げなければ何もなりませんし、よそが取っていただけですので、ぜひ我が市でも研究、検討をお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

続きまして、自治会への職員の積極的参加をという項目へ移らさせていただきます。

町内会、部落会、防災会等の会合の現状を聞きますと、市職員のそれぞれの居住地域への会合への参加が少ないようであります。そのことで職員の地域に対する意識に疑問を持っている市民が少なからずいるとうかがっております。住民との協働を進めていく

にはこういったことも一つの、障害の一つになるのではないかと私はと思いますが、職員は地域のことにもっと積極的に参加をしていく必要があるのではないかとと思いますが、所見をお伺いします。これも業務外のことで強制はできないと思いますが、何か意識改革みたいなものができるのか、できないものなのかということをお伺いをいたします。それと、それぞれの自治会で年1回の総会ぐらいは職務として、職務上で職員を派遣するということがあわせてお考えをいただけたらありがたいと思いますが、数少ないと言ったらどうかと思いますが、住民とダイレクトに双方向で意見や情報を交換できる場所というのがそう数多く存在しておりません。そういったことをするのは行政としても積極的に動いて損はないと思いますが、そのところもあわせて所見をお伺いをいたします。

続きまして、文化ホール設立基金についてお伺いをいたします。

文化ホール設立を望む声が多くあります。庁舎併設等の方法もあると思いますが、可能性をお伺いをいたします。先日、自分は吉田拓郎を聞きに松山のコンサート会場へまいりました。駐車場を見てみますと、ずるっと並んでいるうちの3割ぐらいは高知ナンバーながです。高知市内のホールへ何か仕事とか、お客さんとしてでも行くときに、結構香美市の人に来ております。また、多くの香美市内の団体主催の催し物が香美市以外のホールで行われている現状もよく耳にいたします。実は、期待のよりどころとしては行政が行った町民アンケートで、町内の欲しい施設のナンバー1かナンバー2に文化ホールがあった時期がありました。そして、その後、そのときはできませんでしたが、後年度に夢を託すべく文化ホール設立基金が創設されております。合併した今、香美市の市民にとってみずからのホールを持つ最後のチャンス、本当に最後のチャンスやと自分は思っております。単独のホール、または新庁舎併設という方法もあろうかと思いますが、検討をお願いしたいと思います。また、それができない場合、先人たちが夢を託した基金の取り扱いをどうするのかもあわせてお尋ねをいたします。

そして、最後の質問ですが、有澤音楽祭の基金を使って合併記念時にコンサートをやってはどうかと、これは提案になりますが、今年度基金の上積みをしたしか行っていたと思いますが、できれば本年度中に合併記念事業の目玉的な、一つの目玉事業として有澤音楽祭を行ってみてはどうかと思いますが、それについての検討は行われましたでしょうか。また、その可能性があるやなしやということもあわせてお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

幾つかご質問いただいたことを少し手元でメモしているうちに聞き逃したことがあるかも知りませんが、また後でご指摘をいただけたらと思います。

まず、高知工科大学の件についてですけれども、利根議員には常々ご提案をいただいているということで、この問題を取り上げていただいておりますけれども、どう言いますか、言われてするといえれば後手に回った対応となりましようし、提案を受けてということ



言えば、発展的な取り組みという言い方もできるかと思いますが、これまでの質問とか提案を受けまして、今回は工科大学との連携協議会の場で、具体的な言い方ではなかったですが、何らかの対応をさせていただきたいとお願いをしてあったところ、工科大学からオリエンテーションの機会をいただき、ガイダンスを行ったところですが、今回のご提案のように事前に学校からの手続き通知として発する文書に同封させていただくことが可能であれば、そうした対応も可能であるとの住民課長との協議により、工科大に早速連絡をいたしましたところ、なお、検討させていただきたいとのことでした。これは入学式当日申請の受け付け、まあ言うたら住民登録の受け付けをするというようなことを書き込むということになりますと、香美市以外の居住地に住まれる方に、住むことを予定されている方に誤解を与える恐れがあると。それもあわせてそちらの方で受け付けをしてくれるというようなとり方をされるとというような意見もございました。そういったことも含めて大学サイドの方ではなお検討させていただきたいという回答でございました。実施可能となった場合は、具体的な方法等についても、住民課と工科大と協議も必要であろうかと考えますので、企画課といたしましては、調整に当たっていきたくて考えております。お尋ねの、初めのように提案の有無についてはそういうことですから、具体的にそこまでの提案はしてございません。平たく言えば、理由についてはそこまで気が回ってなかったということになるかと思えます。

次に、各種委員会・審議会についてですが、ご承知のように現在のホームページにつきましては、旧3町村の基本的データを単に集約したようなものでございまして、今後ホームページの改善を行うべく政策委託料を予算化していただいております。今後は庁内組織の立ち上げ作業をしておりますけれども、この中で具体的なホームページの制作作業において要望の件についてはつないでいきたいというふうに考えております。なお、議事録につきましては、要約であれ何であれそれぞれ整備をしているものと考えております。それぞれ法令、条例に即して開示請求に対応することになるかと思いません。

次に、ブロードバンド環境のインフラ整備についてですが、私、アナログ人間といえますか、どうもこういったIT関連については弱いので十分な答弁ができないことがありましたらお許しをいただきたいと思いますけれども、香美市におきますブロードバンドが利用可能な範囲と状況についてNTT西日本へ照会をいたしました、公開はしていないとの回答であったため不明ですが、旧町村の中心エリアではNTT西日本のウェブページで事業所の電話番号を入力して確認をいたしましたら、ほぼ利用できるのではないかと推測されるような状況でございました。これも担当にお願いをしてやっていただいた作業でございます。ブロードバンドに接続できない利用希望者個人にとっては非常に切実な問題でございますけれども、平成15年度の旧土佐山田町では3.8%という普及率という数字でございまして、その後、ある程度の普及率が上が

っているとは思われますけれども、全体としては需要が少ないこともありまして、住民の不満として顕在化していない状況と言えるのではないかと思います。また、技術の向上により少しずつは利用可能範囲が拡張されているのではと思います。それで、行政としましてブロードバンドの普及を促進するにはCATV等ある程度網羅的な事業にならざるを得ないこともありまして、こういうことにつきまして、財政状況からなかなか事業化は困難でないかと判断をするところがございます。なお、ブロードバンド環境を底上げすることで普及率をふやす事業は適宜安価の方法があれば研究をしていきたいというふうに思います。利根議員の質問の中にもございましたように、すべての国民が利用できるということは非常に理想的なことでございます。ご指摘のとおり、地方ほど欲しいものであるということでもありますけれども、地方独自ではなかなか対応が困難なことであると思います。お話の中にもございましたけれども、制度が使えるということもお話にございましたので、そういったことについては研究、検討あわせて地方のといひますか、情報施策、情報化施策の対応については市長会等を通じて国等に整備を求める必要があるのではないかとこのように考えます。

次に、自治会等への職員の積極的参加をという件につきましては、職員の居住地域とのかかわりについては、ご指摘のような実態にあると推測をしております。また、お見込みのとおり職務命令等をもって強制することはできませんし、また、そういった対応をするべき性質のものでもないと考えます。ほかの議員さんからの質問にもありましたが、地域担当職員制度とも基本的に共通すると考えますが、住民に最も近い位置にいる職員として、どうみずからを認識し、また地域住民であるとの自覚を持つかにかかっているというふうに考えます。ただ現地的にはそのことはわかっていまして、なかなか一歩を踏み出す機会を持たないままいる職員がいるのも実態ではないかと考えると、地域の側から声がけをすることがあったら、また状況が変わるのではないかとこのように思います。そんなことでいいのかという思いもあるかも知れませんが、物事を動かすという意味では意識変革を待つことや、自覚を求めることよりもぜひそうした取り組みもお互いにする必要があるんじゃないかとこのように考えます。なお、ご提案のあった件につきましては検討してみたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 利根議員さんの文化ホール設立基金に関しましてご質問にお答えします。

文化ホール設立を望む声が多くあると、庁舎併設等の方法もあると思うが可能性を問うというご質問でございますけれども、文化センター建設基金は、現在1億7,500万円余りございます。基金はございますけれども、現在設立委員会等も設置しておりませんし、積極的にこの基金に積み立てをしているという状況でもございません。今後の方向性につきましては、現時点では全くの白紙の状態であるというのが現在の状況でございます。そういう状況でございますので、今後新市としましても、新市の振興計画との

絡みもございますので、振興計画の中でこういう問題が検討されていくのではないかと  
いうふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、利根議員の有澤音楽祭基金を使って合併  
記念コンサートをとという質問にお答えいたします。

郷土出身の音楽家故有澤一郎先生を顕彰する音楽祭は旧土佐山田町で過去に昭和62  
年と平成6年の2回開かれ多くの方々が音楽を鑑賞されました。基金を使って合併記念  
行事で開催してはどうかということですが、現在のところ具体的な検討は行っていま  
せん。それといいますのも、文化関係者におきましては、現在は香美市文化協会を設立す  
べく準備の協議を重ねておりまして、今年度の芸術祭等についての計画の検討を行う予  
定でございます。その中で、音楽祭についても協議したいと考えておりますが、準備の  
期間の少なさや他の行事の開催などを考えますと、本年度中の開催の可能性は低いと思  
っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、利根健二君。

○1番（利根健二君） それぞれに丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。  
ます。

1番の工科大学の件ですが、いろいろ協議の場に乗せていただいているようで、ほっと  
もしておりますが、自分が一番最初にこのことを提案してから、まあ言うたら4年間で  
すよね。その間に当然交付金の算定なんかにも人口等が関係してくると思うがですけど  
も、こういったことは、まあ言うたら余り汗をかかずに利益が取れる部分やないかなと  
自分は判断をするわけですので、もし可能であるならばできるだけ早くやればいいのか  
なと思いつつ再度のお願いをいたします。また、香美市が実は県会議員の定数が1に  
なりましたけれども、これが工科大生がおって、もしあと1,000人ほど多ければひょ  
っとしたら2人になってたんじゃないかなと。県議員というのは行政の方とか、町民  
なんかも高知県とのパイプを持って活動しておりますが、一つの大きな県政とのパイプ  
役でありますので、これはあくまでも可能性の話で非常に失礼な話ながですけども、そ  
ういった面でも4年前にやってないということに対して、私は非常に残念である思いが  
しますので、スピードアップしてやれるものであればお願いを、努力をお願いしたいと  
思います。

続きまして、各種委員会・審議会です。

今後具体的につないでいくということで、よろしくをお願いをいたします。実は土佐山  
田町のときに提案させていただいて、多分審議会の名称と、何に対する審議ということ  
は載ってたと思うんですけども、ずっとお願いしているメンバーですよね。電話番号とか  
住所とかというとそれは個人情報等あって無理だと思いますけども、どういった方が香美

市のこういったいろんなことに対して話し合っているということ、皆さんが知ること、それはすごく大事なことじゃないかなと思うのですが。大事な内容を話し合ってるんですから、それなりの責任感とか使命感を持っていると思いますので、その審議員とか等になるのに、私は名前を隠して審議をしたいという人は現実的にはおらんと思いますので、そういったことも含めて検討の材料にさせていただきたいと思いますが、それについてのご答弁をお願いいたします。

インターネットのインフラ整備ですが、これ一つ県外の例ですけども、一つこれはやっぱり自治体がなかなか対応窓口ができてなくて、県に対する陳情のやつやったと思うんですけども、ちょっと読ませていただきます。実際にIターンした人の声を紹介します。Iターンをしています。ほとんどの地域でブロードバンドが使えず困っています。ブロードバンドがありさえすればこちらに完全に定住したいと言っている半Iターン組も大勢います。NTTはコストペイができないとのことで、なかなか交渉のテーブルにもついてくれません。ブロードバンドさえあれば都会を脱出しこちらにつきたいという人も多い現状です。これは多分、たしか福島県のやったと思いますけども、その方が開設されてるホームページにこういった書き込みが全国からあったりもしますので、現状3.8%確かに低いんですけども、本当に望んでる人が、例えば門脇市長の家が今22分かかってダウンロードするやつが、ここらあたりでは0.8秒で、1,700倍の差です、スピードが。それほど差をずっと存在し続けるというのが自分として、何か非常に許せんことかなと思います。いろんなe-japan計画とかというのは、もちろんそのインフラ整備だけをうたってるわけやのうて、技術革新、セキュリティ関係とかいろんなことをあわせて計画してますので、もちろんインフラ整備特化してない部分があって、なかなか100%活するための予算を全体的から言うたら余り大きい予算をとって振興してないやないかと自分自身は思うのですが。そういった中で、今回離島、へき地に対する予算もおりましたので、ぜひ研究をお願いをしたいと思います。

自治会の方ですが、自分なんかはいろんな地域活動をしている中でそれぞれの課の職員さんたちともお話をしたりとか、行動をとともにして、すごく地域で頑張ってる職員さんの姿はわかりますけども、町内会とか行くと大体が行政の悪口が非常に多いと。だから参加率が下がるという、そういう悪循環に陥っているんじゃないかなという、そのすばらしい頑張っている姿を見せるえい機会でもあるし、だんだんに携わっている住民の方もふえまして、そう言うてもいかなあえと、行政も頑張りゆうで、という方がだんだんにふえてきてます、ここ何年か。そこの最後の一押しにできるだけ出て来れるような制度を考えていただきたいと思います。

続きまして、文化ホール設立基金ですけども、実は去年あたりからあくまでもうわさですけども、ちらりほらりと文化ホールの設立基金を取り崩して庁舎に足すぞとかいううわさが聞こえてくるような、聞こえてこんような、そういうことがございます。それを実は私すごい心配しましての質問でもありましたんで、もしそういうことがあるのな

らなおさら併設もあわせてのご検討をいただきたいと思います。

有澤音楽祭の件につきましては、現実的にタイムアウトであればそれは仕方ないですけども、こういった基金とかいうのも同じ使うんやったら、効果的に、効果的な時期に物事を起こした方がいいと思いましたので、まだ検討の余地があるようでしたらよろしくお願いをいたしまして2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 利根議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、高知工科大学の件ですけども、工科大生の存在、在住というのは、その財政に与える影響と、非常に大きなものがございます。それはまさに言われるとおりですけども、交付税の算定基準というのは、国勢調査人口、国調の人口が算定基準になってきますので、住民基本台帳人口でございませぬ。そんなことがございませぬですから、昨年の国勢調査の時点においては、それこそ夜討ち朝駆けでしらみつぶしにつぶしていったということがございませぬので、その点については一つご理解をよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

次に、各種委員会・審議会の件に関しまして、そのメンバーの氏名を掲載したらどうかというご提案ですけども、氏名の表示については確かにおっしゃられるような効果も期待をできます。その方にいろんなことをお尋ねしたりとか、こともできますけども、インターネットというのは全国、あるいは世界につながっていくもんですから、中にはいたずらをする方もおるといふことのありますので、前回もこういったご質問をどなたかからいただいたと思いますけれども、名称を含めて公表については差し控えさせていただきますというご答弁をしたかと思っております。なお、この件につきまして改めてのご提案でございませぬので、庁内組織での作業、検討作業の中ではなおつないでいきたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

それから、ブロードバンドの件についてですけども、確かにU・J・Iターンされる方からはそういう要望もありますし、もともとそういう環境の中から来られることが多いということからすると、そういう対応も必要であろうかと思っておりますけれども、一方で先ほども言いましたように、なかなか財政状況を含めて自治体としてできるかということ、制度的なご提案もいただきました。提案といいますか教えていただきましたのでそういったことも研究しなければならないというふうに思っておりますけれども、自治体がかなりの負担を求められるということであるならば、優先すべき度合いからしてどうなのかということ若干お話を聞いておる中で感じたことでした。

それから自治会等への職員の積極的参加をという件につきましては、確かにそういったその場に臨みますと、行政に対する不平、不満というものを聞かされる、それが嫌さに行きたくないというようなこともないわけじゃなかろうかというふうに思います。でもやはりその聞くことは大事だろうというふうに思っておりますし、住民の方と常に接しておいたら、いつまでもそんなこと言いやせんだらうと、むしろ一緒にやっついこうという

ことになってくることは期待もされますので、おっしゃられることについては職員もそのあたりは特に意識し、自覚を持って臨むべきだろうというふうに思います。そういった場を通じて行政職員として行政の進み方、あるいは現状について説明をする絶好の機会であるというところも一面的にして臨めば、むしろ積極的な参加というところにつなげていける要素はあるんじゃないかというふうには考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 利根議員さんの2回目のご質問にお答えします。

文化センター建設基金を取り崩して庁舎建設の財源に充てるといううわさが流れゆうということだそうですが、それは利根議員さんが発信源のうわさやないろうかと、このように思いますけれども、全然自分は聞いたことはございません。ちなみに、財政調整基金以外の特定目的基金につきましては、それぞれの目的を達成するために積み立てておりますところの基金でございますので、やはり文化センター建設をやめるというのであればそれなりの理由を、やっぱりお示ししてやめると。それをご理解いただければ、やっぱり簡単にやめてほかの財源に回すというようなことにはならないと、このように考えております。ですから、現時点でその文化センター建設基金は存在しておりますから、香美市としましても建てるつもりで、現在のところは気持ちはおると、このようにご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、利根議員の2回目の質問にお答えいたします。

検討の余地があればということですが、繰り返しになりますけれども、芸術祭等の計画の中で開催の時期や内容等を協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩いたします。

（午後2時37分 休憩）

（午後2時48分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

10番、依光美代子君。

○10番（依光美代子君） 10番、依光美代子です。通告に従って4項目について質問をさせていただきます。

最初にノロウイルスについてお伺いをいたします。

昨年よりノロウイルスによる集団感染が次々と発生をしております。県内でも今年に入り新聞報道のみですが、1月12日県東部の施設でノロウイルス感染、1月18日県

内障害者施設でノロウイルス感染、入所者5人発症、1月21日新たに県内施設2カ所でノロウイルス感染、1月22日ノロウイルスに県中央部の保育所で2歳児集団感染、1月28日新たに市内社会福祉施設で38人のノロウイルス感染と、このように立て続けの記事があり、県内外では死亡者が出たという報道もあったように思います。そして、読者の広場には、3回ほどこのノロウイルス関連の掲載がありました。この感染原因は、食べ物による食中毒とされていましたが、最近では食中毒以外に二次感染としてオムツ交換時の接触や入所者の入浴での感染も指摘をされております。入浴の指摘を考えると、施設以外にプールをも心配するものです。本市にあるさまざまな施設でのノロウイルス対策はどのようにしているのかお尋ねをいたします。

一部の施設では塩素殺菌管理を強化しているとお聞きをしておりますが、塩素の使用量は以前よりかなり多く使用しているのでしょうか。また、1施設でどのくらいの量を使用しているのでしょうか、お尋ねをいたします。また、その塩素殺菌後の水が使用後に大量に施設より近隣の河川に排出をされておりますが、その残留塩素が浄化槽内の微生物や河川の浄化を促すバクテリアを殺してしまい、河川の浄化を低下させているのではないのでしょうか。また、残留塩素が河川の生態系に与える影響が心配です。近年、物部川の濁水が大変心配するものの1人といたしまして、物部川の濁水の原因は森林の荒廃や災害による影響が多くあると思っておりますが、住民である私たち一人一人が排水を少しでもきれいにして出すということを心がけるべきだと思っておりますし、排水者は自分の排水に責任を持つべきだと考えますが、河川への影響は大丈夫でしょうか。

また、レジオネラ菌は塩素で対応できるが、ノロウイルスは塩素で滅菌できないということの水関係の学会や専門家の間で言われていると聞いておりますが、3月初めだったと思っておりますが、NHKで東京都が水道事業体で全国で初めて平成18年度より河川水や水道水についてノロウイルスに関する実態を把握するために調査をするという報道がありました。浄水処理が適切であれば、水道水でノロウイルス感染はすることはないと思っておりますが、心配をするものです。そこで、本市の飲料水、水道水の塩素滅菌の状況や安全性についてお尋ねをいたします。

2つ目に、森林資源の活用についてお尋ねをいたします。

先日、開会日に市長が報告(の中)で本市の森林資源を生かしたいと言われましたが、私もこの資源を生かし経済につなげたいと考えるもので、大変心強く感じました。本市の約9割が森林です。この森林資源を経済につなげることが本市の大きな活力にもなると考えます。外からの経済を引っ張ってくることも大事ですが、すぐできることとして、我が町で本市の木を使うことが先だと考えられます。金額にするとわずかかもしれませんが、我が町で使ってこそ、外へのアピールができるのだと思います。それから後に外への働きかけが必要になると考えますがいかがでしょうか。この森林資源を有効に生かすためにも、「住宅は木造で」と広く市民に呼びかける考えはないか市長にお尋ねをいたします。また、本市の公共施設や公共工事にできるだけ本市の森林材を多く取り入れる

ことはできないのか。近く建設予定の保育所や、5年以内に建つであろうと言われている庁舎などには、ぜひ木をふんだんに使ってほしいです。木のコストが高いと言われるかもしれませんが、このコストを落とすことが可能です。この研究を地元の工科大の連携センターの武藤先生が行っております。ぜひ工科大と連携して研究ができないかをお尋ねいたします。

3つ目、エレベーターの管理についてお尋ねをいたします。

本市の管理下における施設などにはエレベーターを設置しているところが何カ所かあります。そこでお尋ねをしたいのですが、エレベーターは何カ所あり、メンテナンスの状況と管理委託料はそれぞれ金額は幾らでしょうか。規模や設置年数などが関係すると思いますが、旧3町村では管理委託に当たり発注基準があったのかなかったのか、また新市ではどのように考えているのかお尋ねをいたします。

最後に、健康予防についてお尋ねをいたします。

私は、住民が住みなれた地域で少しでも元気に安心して暮らすことが私の願いでもあり、活動の原点になっております。高齢化が進むにつれ、医療負担が増加をしております。このことは、本人はもとより家族、行政にとっても大変な事態です。高齢化社会においてはますます健康予防事業が重要になってきます。新市における予防事業についてお伺いをいたします。

1、18年度の健康予防事業はどのようなことを計画しているのか。それはどのような効果をねらったのかかわかれば教えていただきたいと思います。

2つ目、セレネのプールを使っての予防教室ができないか。既に旧香北町では実施をしており、医療費の抑制につながっているということで、旧議会でも質問した経過がありますが、その対象を全町的に広めてほしいことと、また、メニューをふやしてほしいことを願うものです。その教室に合わせて巡回バスを出すことはできないでしょうか。その教室に行きたくても交通機関がなく行けないという方も多くいると思います。茨城県大洋村ではプール施設を使って健康予防教室を行い、利用者のために巡回バスを出すことで若い人から高齢者まで多くの方が利用して大変効果を上げており、医療費の抑制にもつながっておりました。私も実際に見せていただきましたが、健康教室や筋トレ教室の多くの参加者があり、昼間、夜間、両方ともたくさんの方がおりました。健康教室も高齢者だけでなく、早い時期からの予防の取り組みが重要だということで、若い人の参加できるメニューも取り入れ、生活習慣病予防にもつながり、医療費の負担の軽減につながっているということでした。

3つ目、地域へ出向いての健康教室を保健師、保健所、そして本市の開業医や看護師、理学療法士などと連携してできないか。先日、高知新聞に「安芸市で出張ふれあい教室、好評」という記事があり、専門医が地域に出向き病気のメカニズムを優しく解説することで病気について知っているようで知らなかったとか、これからは病気の予防に気をつけるよう努めようという気になったと毎回100人を超す聴講生があったそうです。本



市でも以前旧物部村では夜間に地域の公民館に出向き、脳疾患や高血圧予防の教室を行っていたようです。脳疾患や高血圧予防にかなりなっていたようです。そして、医療費のかかりの負担割合を占めているのが生活習慣病だと思います。この生活習慣病予防に多目的コホート研究結果を生かすことができないかお尋ねをいたします。このコホート研究とは、厚生労働省ががん、心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、白内障などの生活習慣病の発生には、食生活、運動、禁煙、飲酒などの生活習慣が深くかかわっておることに目をつけて、生活習慣の改善によりこれらの病気の発生をある程度未然に防げるものと考えて、それには科学的根拠が必要ということで行った調査です。全国で11カ所の保健所管内の幾つかの市町村を抜粋し、40歳から70歳未満の方を対象に、最初に食生活などに対してアンケート調査を行い、それをもとに10年間約14万人を追跡調査したものです。その調査に高知県では中央東保健所が平成5年よりかかわったものです。我が町にある貴重な資料です。もしこれを独自でやろうとすれば、何億円という経費がかかります。ぜひ、この資料を活用すべきではないでしょうか。簡単にこの資料の説明をいたしますと、肥満とがんの関係、それとかがんでもいろんながんにに対して、そして飲酒との関係、たばこの関係、そして飲酒が糖尿病との関係なんかもしてあります。それから自殺者、たばこを吸う人、吸わない人、その関係だとか、それから食生活、食生活によってどうなのかということも、ずっと10年間、1人の人を10年間追って、14万人を対象に行っています。高知県でもやって、こういう貴重な目で見てわかる資料ができてますので、ぜひこれを利用して健康教室なんかに利用したら、専門家の方だけでなく、保健師さんで指導ができるのではないのでしょうか。いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

4番目に、児童に対するたばこ、アルコール、薬物などの学習会についてですが、以前に平成15年だったと思いますが、中学生に対するアンケートによると、たばこの喫煙者の約半数は小学生の時期より喫煙の経験ありと出ており、またたばこやアルコール、薬物については何となく悪いということ、ほぼ全員がわかっているが、どこにどんな被害を与えるのかわかっていないという児童が多かったという結果が出ておりました。ぜひ、この学習会を年に一度全校でできないものではないのでしょうか。小さいうちのこういう教室というのは、大変重要になろうかと思えます。ぜひこの学習会にもこのコホート研究の結果を生かせないものではないのでしょうか。たばこの害とか飲酒に対しての害、そういうのもこれにきちっと出ておりますので、ぜひ利用していただきたいと思えます。

5番目に、子どもの歯磨きについてですが、子どもの歯磨き習慣は早い時期にやるべきだと思いますが、町内の幼稚園では歯磨き教室をしているのに、なぜ保育園ではできないのでしょうか。2～3年前より保育所に働きかけをするが一向に聞き入れてもらえないということをお聞きしております。保育所での歯磨き教室をぜひするべきだと思いますがいかがでしょうか。

最後に、国保の平成15年度の一人当たりの医療費が旧3町村の中で一番物部村が高

くなっております。特に、若い人の医療費が高い原因は何かお伺いをいたします。訂正いたします。平成17年度です。訂正をいたします。平成17年度の一人当たりの医療費。薬価を分析されたことはないでしょうか。今、国もジェネリック医薬品の利用を進めておりますが、薬価が高いということではないでしょうか。以前にも薬価について旧議会で質問をした経過もありますが、今年から厚生省がジェネリック医薬品、後発薬品の利用を進めております。昨日も高知新聞に大きく掲載されておりましたね。ジェネリック医薬品は同じ成分を含み、同様の効果を示す薬であり、値段は3割から8割安いと言われており、長期間服用する生活習慣病の薬などでは、個人負担にかなりの差が出てくると言われております。うまく利用することで、医療費負担の軽減になります。国は患者自身からのジェネリック医薬品の利用を進めておりますが、私も病院である高齢者の方とお話をさせていただきました。そしたら、こういう方法がありますよというお話をさせてもらったんですけど、新聞を見て、知ってるけどなかなか自分からは医者には言い出せないという声を聞かせていただきました。せめて管理下の診療所には行政側からこのジェネリック医薬品の使用をお願いできないものか、あわせてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 10番、依光美代子議員の1点目のノロウイルスについてのご質問の上段、本市にあるさまざまな施設でのノロウイルス対策について、レジオネラ菌対策も含めてお答えを申し上げます。

昨年度、ノロウイルスによる感染症発生は高知県で23件、そのうち中央東福祉保健所管内では8件発生しております。香美市関係でも3件の発生がございました。3件はいずれも社会福祉施設でございます。ノロウイルスの特徴は11月ごろから冬場にかけて流行いたします。少量のウイルスで感染いたします。原因といたしましては、食中毒ではカキなどの二枚貝の原因が多く、感染症としては施設職員や入所者、来訪者等による保菌によるものが大半を占めることが知られております。福祉保健所におきましては、計画を立ててその予防に取り組んでいるところで、平成18年度におきましても10月ごろに社会福祉施設の介護職員を対象とした講習会を2回、同じく給食関係職員を対象とした講習会を1回実施する予定でございます。さらに、講習会終了後、全施設への立ち入り指導を行うように計画しております。香美市におきまして、対象になるのは高齢者施設やグループホーム、障害者施設など14施設、それと保育園11施設等がございます。なお病院につきましては、医療監視という形で実施することになっております。

一方、レジオネラ菌対策につきましては、全国的に平成12年から14年にかけて循環式浴槽でレジオネラ肺炎に感染した事故が発生いたしましたことから、国や県が対策をとっているところでございます。高知県におきましては、公衆浴法に関する条例があることから、条例内の措置基準として、公衆浴場につきましては塩素消毒や年間2回の

自主検査の実施等が義務づけられております。ただし、社会福祉施設の循環ぶろにつきましても、条例対象外で自主管理となっており、県としては相談を受け付け、助言を行って安価で容易な塩素消毒による予防を進めているとのことでございます。高知県におけるレジオネラ菌による感染症発生は、平成17年度はございませんでした。香美市におきましても、中央東福祉保健所とも連携協力しながら、今後とも施設や住民に対しての啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のご質問の健康予防についてのご質問にお答えを申し上げます。なお、ご質問に対しましては、健康増進と生活習慣病や疾病の予防の観点からお答えを申し上げたいと思います。

まず、1番目の平成18年度の事業計画につきましてお答えを申し上げます。平成18年度は合併当初ということもあり、旧3町村で実施しておりました事業を引き継ぐ形で実施するように計画いたしております。基本健診や各種がん検診につきましては、検診の組み合わせが異なってはきておりますが、できるだけ旧町村で行っていた回数と会場を確保するようにいたしております。本年度より介護保険法の改正により、介護予防検診を実施しておきまして、65歳以上の方は全員この検診を受けていただくことになりました。検診の事後指導につきましても、要医療、要精密検診と診断された方への受診勧奨や保健指導を行っていることとしております。また、介護予防検診でハイリスクと判断された方につきましては、地域包括支援センターの介護予防事業へとつなげていくこととなります。一方、一般高齢者向けのポピュレーション事業といたしましては、本年度3地区をモデル事業といたしまして、定期的な健康教育を実施する予定としております。また、旧香北町の事業として実施いたしております糖尿病教室につきましては、本年度、2年目の本年度は最終年となっております。本年度中8回開催する予定でございます。また、食育も含めた食生活からの健康づくりにつきましても、積極的に推進してまいります。母子保健を除く大まかな事業計画は以上のようになっております。

次に、2番目、健康センターセレネ利用の予防教室についてお答えを申し上げます。

平成17年度まで旧香北町において介護予防の事業といたしまして、長寿運動教室を健康センターセレネを運営する香北ふるさと公社に委託して実施し、転倒予防等の介護予防効果が認められたところでございますが、このたびの介護予防法の改正による介護予防事業の再編のため、本事業を昨年度末で終了したところでございます。しかしながら、4月以降は、香北ふるさと公社が健康センターセレネの管理運営事業の一環といたしまして、年齢制限を設けずに、香美市全地域に教室生を募集し、1日2組、週2日、陸上と水中でのセレネ運動教室として実施しているところでございます。現在、102名の登録がありまして、土佐山田町からも26名が参加いただいております。残念ながら物部町の方のご参加は現在いただけていないようですが、土佐山田町と物部町へのマイクロバスでの送迎予定も組んで実施しているところでございます。今後、健康づくり推進課といたしましても、検診の事後フォローへの活用や、市民の皆さんが自発的に健

康増進や生活習慣病予防に大いにご利用いただければありがたいと考えておりますが、今後とも教室生をふやしてもらえればと期待はいたしておりますものの、教室生の増加を図るためには、送迎車両の定員の問題や教室運営にかかる経費の問題等の解決を図る必要があります、健康センターセレネの管理運営の方向性ととも考えていく必要があるかと存じます。

次に、3番目上段の地域に出向いての健康教室についてのご質問にお答え申し上げます。中央東福祉保健所や医療機関の医師、保健師、理学療法士といった市内にある人的な財産を健康教育等に有効に活用してはとといったご提案をいただき、大変ありがたく思っております。ぜひ実現できますよう庁内で議論を重ね、関係機関とも協議を行ってまいりたいと思っております。

次に3番目下段の多目的コホート研究結果の活用についてのご質問についてお答え申し上げます。この多目的コホート研究は、議員よりご説明もございましたとおり、1990年、平成2年からです。始まった厚生労働省研究班による事業でございまして、全国で14万人の地域住民の方に生活習慣や健康に関する情報と血液、検診データを提供していただき、10年以上にわたる長期追跡調査により、どのような生活習慣を持つ人ががん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病などになりやすいか、またはなりにくいのかなどについて明らかにする事業でございまして、高知県からは中央東福祉保健所と、対象地域といたしまして旧野市町と旧香我美町が1993年、平成5年から参加いたしております。直接的には、現在の香南市のデータになりますが、香美市におきましてもほぼ同じような傾向であることが推察されますことから、多目的コホート研究の結果を健康教育等で活用することは可能であると考えております。大部分は、国の生活習慣病対策等に反映されておりますが、最近の分析により新たなことも見えてきているともおうかがいしております。今後、中央東福祉保健所とも話し合いながら、健康教育等で生活習慣病等の予防に活用していきたいと考えております。

次に、4番目の児童に対するたばこ、アルコール、薬物等の学習会についてのご質問にお答えいたします。児童・生徒に対するたばこ、アルコール、薬物乱用防止についての学習会につきましては、主として福祉保健所の事業として小・中学校と連携しながら行っております。香美市内小・中学校の平成17年度の実績は、たばこと健康教室を佐岡小学校と山田養護学校で、アルコールと健康教室を山田養護学校で、だめ、絶対薬物乱用防止教室については鏡野中学校と香北中学校においてそれぞれ1回ずつ実施いたしております。平成18年度につきましては、現在各学校への希望をとって調整を図っている時期で、事業が確定しておりません。健康づくり推進課といたしましても、福祉保健所と連携をとりながら、今後とも事業推進や啓発等に努めてまいりたいと考えております。また、先ほどご指摘のように、コホート研究もこういった中で活用できればと思っております。あわせて、福祉保健所とも協議、連携しながら若年時からの取り組みができればと考えております。

次に、5番目の保育園での歯磨き教室についてご質問にお答え申し上げます。

香美市におきましては、旧土佐山田町と旧物部村において幼稚園、保育園での歯磨き教室を実施してまいりました。平成18年度におきましても、その事業を引き続き実施することとしており、内容といたしましては、土佐山田幼稚園と第二土佐山田幼稚園、大柝保育園におきまして各2回ずつ、簡単なブラッシング方法や食生活、おやつについてのお話などを中心に実施することとしております。また、大柝保育園におきましては、中央東福祉保健所の協力をいただき、弗素洗口、弗素で口を洗う事業ですが、についても取り組んでおりまして、本年度で3年目を迎えるところでございます。今後の事業展開につきましては、教育委員会とも協議を行い、保護者のご理解を得て歯磨き教室を未実施の保育園にも広げていければと考えております。

以上、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員のノロウイルス対策の中の施設が流す残留塩素が近隣河川の生態系に与える影響が心配ということについてお答えをさせていただきます。

塩素が一般的になりましたのは、水道法により昭和32年から水道水の殺菌に使用され始めてからのようでございます。塩素は、紙パルプ、繊維等の漂白剤や消毒等の薬品の原料として使用をされております。公共下水道の下水処理は病原性細菌などによる放流先の汚染を防ぐ目的で塩素消毒を行い、川や海に放流をしております。放流に当たっては塩素消毒後の残留塩素が環境への影響がほとんどない程度に保たれております。浄化槽におきましては、設置後、処理方式や処理対象人員によって異なりますが、県への登録業者による年1回以上の保守点検と、県の指定検査機関により年1回の放流水の水質検査が義務づけられております。この放流水の検査項目には、残留塩素も含まれております。

以上、2点について説明させていただきましたが、いかなる場合でも塩素消毒をするときには必要以上に塩素を注入すると、河川等に放流された残留塩素が有機物と反応しまして、生物への影響がありますトリハロメタンが精製される問題が生じてくるようですので、塩素を入れればそれで終わりというのではなくて、適正な注入割合を守ることが重要となってきます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 依光議員のノロウイルス対策の中で、本市の飲料水、水道水の塩素滅菌の状況や安全性について聞くというご質問にお答えいたします。

水道水における水質検査につきましては、水道法第4条第2項の規定に基づきまして、平成15年5月30日付厚生労働省令第101号によって規定されております。これには50項目に及ぶ水質基準項目が決められておりまして、当市も当然この基準に合致し

た水質検査計画を策定いたしまして、検査を行っている状況です。平成18年の水質検査計画につきましては、4月28日に香美市のホームページの中、暮らしの情報、上下水道の方で公表してありますので、そちらの方をご参照いただきたいと思います。なお、平成17年度における水質検査の結果につきましては、pH、味、臭気、色度、濁度、この5項目を除く45項目におきまして、基準値の10分の1から100分の1というふうな検査結果になっております。なお、先ほどの5項目につきましても、当然基準値内で収まっている非常に良好な原水であるというふうな形での結果となっております。

次に、当市の水道水における塩素滅菌につきましては、末端、管路末端の家庭における塩素濃度が0.1ミリグラムパーリットル以上となるように初期注入を行っております。具体的には、季節変動がございますが、初期注入時における塩素濃度が0.4ないし0.5ミリグラムパーリットル程度としております。これ以上の初期注入を行いますと、いわゆるカルキが臭い、塩素が臭いというふうな形で、臭気による苦情が寄せられる場合がございます。ノロウイルスの感染につきましては、先ほど岡本課長の方から答弁がございましたので重複する部分は削除いたしまして、水道水、いわゆる水質に関しまして、これらのウイルスによる、いわゆる人為的な感染は想定されておりません。ノロウイルスに限らず、コレラとかペストとかそういうふうな部分と同じような形になりますので、そういうふうな部分の感染というふうなことは考えておりません。

次に、レジオネラ菌についてでございますが、レジオネラ菌につきましては、残留塩素0.1ミリグラムパーリットル、先ほどの末端家庭での水道水の残留塩素の基準でございますが、それで30分ないし60分以上、また初期注入であります0.5ミリグラムパーリットルでは5分以上の時間で99%殺菌可能であるというふうな結果でございます。当市における水道水におきましては、現在の塩素注入量で安全性は十分確保されていると考えております。ただ、レジオネラ菌につきましては、循環式の浴槽、いわゆる24時間ぶろであるとか、空調用の冷却棟、加湿器などで繁殖し感染源となるために、これらを有する施設、個人の施設ももちろんございますけれども、これにおける設備や器具の使用、維持管理には十分な注意をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 依光美代子議員のご質問にお答えします。

森林資源の活用についてで、新市で森林資源を有効に生かすために「住宅は木造で」と広く市民に呼びかける考えはないか、また本市の公共施設や公共工事にできるだけ本市の森林材を多く取り入れることはできないかというご質問であります。いずれも木材の地産地消に関するご質問だと解釈しております。

まず、基本的に住宅のような個人資産は、個人の意向が最優先されるわけで、個人がさまざまな建築形式の中から選択し、準備された資金をもって建築されるものと理解しております。しかし、ご質問のとおり、香美市には住宅建築用材となり得る広大な森林

を擁しているのも事実であります。現在、木造住宅を建築する場合には、県における木造住宅支援を目的とした助成制度、高知安心の木の住まい助成事業があります。この事業の情報を市の広報等を通じて紹介し、市民に周知したいと考えています。ここで簡単に本事業を紹介させていただきます。平成17年度に若干基準が緩和され、県の認証材でなくて構わなくなりました。木材の住宅要件としましては、県内で伐採、生産、製材され乾燥された木材を使用。構造としましては、着工前図面で審査されますが、建築基準法の最低限のクリアとプラスアルファとして耐震を想定しました耐力壁、筋交いの入った壁ですが、の量をバランスよく配置すること。次に、地域木材住宅基準としまして、土台柱、3.5寸角ですが、これを4寸角、120ミリメートルを使用、また木材の使用割合を全体の50%から70%未満とする場合、平米2,000円の助成があります。また、使用割合が7割以上になりますと、平米が3,000円の助成があります。床面積の上限は134平米までとなっております。助成金の最大は40万2,000円となっております。

次に、高知県内では県産材利用促進協議会を県と市町村で設立し、木材利用拡大促進を図っており、それぞれの林業事務所が事務局となっております。合併後はまだ会議等の開催はされておられません。市の公共施設や公共工事についての木材利用ですが、旧物部村では集成材による木製車道橋や大栃保育所に地元産材を活用した事例がございます。別府にあります木製車道橋の奥物部高架橋は村産杉材、村有林400立方、国有林200立方、計600立方を使用しております。大栃保育所については、詳細の資料を持ち合わせておられませんので、割愛させていただきます。

今後、市において建設される公共施設についての利活用を考慮する場合、建物の規模等にもよりますが、主として内装面に主に使用されるのではないかと考えます。公共工事につきましては、設計段階で木製カタログや木柵工等、これ間伐材使用ですが、を計上されており、木材の利用を図っております。平成18年度発注工事からは県森林局の林道地産工事に倣い、順次工事看板等の木製化も図っていきたいと考えております。

また、ご質問にありましたコストの低減等を図るための工科大との連携については、今後まず情報交換から実施していきたいと考えております。

平成17年度完了工事の木材使用量をご報告し答弁とさせていただきます。香美市の平成17年度完了工事の木材利用量は105.9立方です。これは高知東中央事業事務所と南国市、高知市の分でございます。この間、高知市、南国市、香南市、旧香美郡の中で最も利用の多かったのは、旧香北町の56.8立米、続いて物部村の45.0立方となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 依光議員さんのエレベーターの管理につきましてお答えをさせていただきます。

新市で管理しております建物は、それぞれの担当課で管理しておりますが、財政課の方で一括して答弁させていただきます。

まず、エレベーターがありますのは8施設でありまして、保守点検の費用は総額で376万6,000円となっております。これは予算ベースであります。保守内容としましては、最近のやつは電話回線を利用しました24時間監視体制のメンテで、それから月1回業者が来て定期点検をしていると、このような形のメンテが主流でございます。ただ、プラザ八王子に関しましては、保守委託が行っていないという現状でございます。年1回の法定点検のみを行っているという現状でございます。旧3カ町村での発注基準というのはございませんけれども、保守管理の委託につきましては、基本的には導入したメーカーの傘下になりますところの保守専門業者に委託しているというのが原則でございます。新市でも現在の管理委託体制を維持していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員の物部村における若い人の医療費が高い原因は何かというご質問にお答えします。

旧物部村において医療費の分析は行っていないのでわかりませんが、確かに旧物部村において若人の医療費が他の旧土佐山田町、旧香北町の若人の医療費に比べて高くなっています。若人といっても、国保で言う若人はゼロ歳から75歳になるまでの、旧物部村の若人の医療費が高い原因として、一つには急傾斜地など危険な場所が多いため、こけたりしてけがをした場合大けがになる可能性が高い。2つ目に専門病院が近くにないので、通院が困難なため、村外の病院に入院しなければならない。3つ目に、救急車の搬送の場合、救急病院まで時間がかかる。4つ目に、社会的入院も多い傾向があるということを知っております。5つ目には、人口が少ないため医療費のかかる人のわずかな増減によって、医療費の増減変動率に影響を与えやすい、こういったことが考えられます。

それから、ジェネリック医薬品の関係ですけれども、ジェネリック医薬品の市の診療所における利用については、関係課と協議、検討したいと考えます。

○議長（西村芳成君） 10番、依光美代子君。

○10番（依光美代子君） 10番、依光美代子、2回目の質問をさせていただきます。丁寧なご答弁ありがとうございました。

ノロウイルスに対して、私の母も施設におるもので少し心配しておりましたが、きょうのご答弁を聞いて安心をいたしました。ただ、塩素殺菌を従来よりはこのことによりかなり強化をしているのでしょうか。その辺ちょっとご答弁なかったように思うんですけど、例えば浄化槽ですが、年に1回点検をしておりますが、このたくさん使ったときがその点検の時期であれば、これはきれいに浄化できてないということが明らかに



なるんですけれど、ある一定期間をたつと、またその中での微生物がまたふえてきて正常に働くという形ではないかと思うがです。下水道へ入っている分には下水道の終末でまたそこで処理をされますが、直接河川へ出ている場合には、浄化槽内からも通過をして残留塩素が川へ出てるのではないかということをし少し心配するものです。何かその辺で塩素に変わる方法がないか、またぜひ研究をお願いいたします。私も十分に知らないんですが、まだ勉強不足ですが、最近オゾンによる滅菌方法のお話をよく聞くんですが、医療器具とか食器とか食品、そして最近は農産物に農薬に依存しないバブル水、マイクロバブルオゾン水というのを活用して生産性を上げるとか、そういうことを聞いておりますが、水道についてはそういうのは有効でしょうか。ちょっとわかれば教えていただけないでしょうか。

そして、2つ目の森林資源についてですが、林政課としてかなり努力をされてるということに頭が下がりました。ぜひ我が市で、我が町のこの森林資源をぜひ続いて使ってもらいたいと思います。先ほどお話聞くと、香北町、物部では旧町村で公共工事なんかにも使ってくださいますので、ぜひ山田町でも工事なんかにもぜひ率先して使っていただきたいと思います。

そして、3番目のエレベーターの管理についてですが、設置をしたときのメーカーさんに引き続いてお願いをしているということですが、他町村でこれがずっとそういう形でやってたところが、新たに保守点検をしてくださるといいう工事店がありまして、そして価格を入札というか、しましたところかなりの差が出てきて、年間にすればかなりの金額が差が出てきたということがあります。設置したときのいろんな取り決めもあろうかと思いますが、ほかのいろんな保守点検、そういうことに対しても大きさや規模、設置年数で価格が違ってくるだろうとは思いますが、その辺もう一度見直しというか、一度点検をお願いをしたいと思います。

そして、健康予防事業ですが、その健康予防事業としてポピュレーション事業、今年モデル地区として3地区やられるということですが、その地区はどこどこなんですか。お尋ねをいたします。

そして、健診事業ですが、健診が今年から自己申告というか、申し込みをして、従来でしたら希望調査表が送付をされてくるようになりましたが、それがやまりましたが、その経過、どうしてやまったのか、そのことによって今回既に健診が各地域で始まっておりますが、その状況などわかればお聞かせください。

それと、セレネを使つての運動教室、セレネを香北ふるさと公社がやってるということですが、ぜひ巡回バス、同僚議員からも先ほど出てましたよね。高齢者が通院に大変苦慮しているということ。これを生かして縦割りじゃなく、お互いが連携してこのバスを使つてこの健康予防教室にも来れる、通院にも利用できる、何か多目的に考えていける方法はないのか、またぜひ検討をお願いいたします。

それと、プールでの教室ですが、意外とそのプールでの教室があるって、私も一度チ

ラシを見たんですけれども、なぜプールが使うことがよいものかというその効果、効果の点も知らすべきではないでしょうか。例えばプールの水圧がかかることで心肺機能を高めたり、水の抵抗により筋力アップができるだとか、水温が体の新陳代謝を活発にさせるだとか、水の中で運動することがその体重が浮力によって体への負担が3分の1に減らして、ひざが痛い人でも安全に運動ができ、機能を高めることができるだとか、そういう効果もぜひ知らせてあげると、もっと感心を持ち参加者もふえるのではないかと思います。

それから、5番目の歯磨き教室についてですが、通告には書いてありませんでしたが、受け入れ側である保育所が今回幼保支援課ということになりましたけど、幼保支援課の統括者である教育長さんにご所見をいただけないでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えします。

エレベーターの管理でありますけれども、メーカー外の業者の活用も考えたかどうかというご提案だったと思いますけれども、保守には、やっぱり機械ですので、機械がちゃんと動きゆうかどうかという点検が一つあります、点検をすると、毎日使うものですから、エレベーターというのは。磨耗していく部品の関係もございます。磨耗している部分とか、それから油の切れかかっちゃう部分とか、そういう部分についての点検、それから電源ヒューズとかそういう部分での点検もございます。そういう消耗品に関する部分については、やはり通常の業者が磨耗しちゅうよとかいうことがわかったとしても、部品はそのメーカーから取り寄せんといけませんので、そのメーカーがいろんな三菱なり東芝なり、メーカー名を挙げていいのかわかりませんが、幾つかメーカーありますけれども、そういう部品が取り寄せれる業者かどうかというのが、一番委託する側としては心配なということがございます。そういう関係で、メーカー直結であればそういう部品を取り寄せるということに関して安心感があるということで、そこに頼みゆうというのはそういう理由があるということが1点と、それから、価格はかなり開きはございます。その開く内容は、一つは24時間のチェックと、それから月1回の定期点検だけの業者と、それから今申しましたように磨耗する部品もございます。それから突然壊れる部品もあるわけです。そういうときに、ただで部品代を出してくれる業者もございます。それは結局どういうことかといいましたら、ほとんどふだんは壊れませんので、そういうときのためにふだんから高めの保守料を出しゆうと、ということは保険を掛けゆうということですね、逆に言えば。そういうような形で、これをフルメンテと言うんですけれども、そういうような形でメンテをお願いしゆう業者もあれば、その壊れたときは部品代は別個に払うきということで、保守を委託しちゅう業者もございます。その関係で高い、安いが出てくると。契約の中身によって高い安いがあるということ、あるということをご理解いただきたいというふうに思いますし、またメーカー外でなかな

か部品調達等ができるかどうかということもございますので、現在のところ、とりあえず消極的ではありますが、今委託している業者に今後も極力お願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 依光議員の2回目のご質問でオゾン殺菌というふうな形での水道水への処理は可能かというご質問ございましたので、手元にある資料の中でわかる範囲でご説明させていただきます。

まず、オゾン処理によって、いわゆるその数値を下げるができるというふうな項目につきましては、7項目ほどございます。まず、ブロムホルムというふうなやつ、それは基準値が0.09ミリグラムパーリットル以下と規定されております。そのほかにジオスミン、これは0.00001ミリグラムパーリットル以下と。そのほかにフェノール類、また有機物、味、臭気、色度等においてオゾン殺菌が有効であるというふうな形になっておりますが、これにつきましては、すべてこの値につきまして当市の原水では基準以下になっておりますので、それが基準以上になったときに、いわゆるそういうふうな処理が必要であるというふうな解釈で結構だと思います。ただ、オゾン殺菌と同じ能力を有します活性炭処理というふうな形でも、この先ほどお話しました7項目につきましては同一の能力があるというふうな解釈で結構だと思います。ただ、オゾン殺菌につきましては、一般細菌及び大腸菌につきまして殺菌能力がございませんので、こちらにおきましては、やはり塩素消毒ということで、一般細菌につきましてはほとんどの菌が死滅いたしますし、大腸菌については完全に死滅すると。いわゆる安価でかつこの2つの菌に対して非常に有効である塩素というふうな形での注入が今後とも行われていくと考えております。先ほどからお話しておりますように、いわゆる濃度の管理、そこを十分に今後とも行っていくように気をつけてまいります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 依光議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず一つ目、ポピュレーション事業につきまして、本年度の取り組みですけれど、現在18年度土佐山田町については片地地区、それから香北町につきまして蕪生野地区、物部町地区については神池地区、その3カ所を予定しております。もちろん3カ所の方が対象にはなっていくわけですが、ただ、我々としても多くのボランティア、またいろんな形で携わっていきたいという人たち、勉強したいという方を育てていきたいと思っております。ですから、ここの地区でやりますけれど、ほかからもたくさんの方に参加してもらいながら、この事業を広げていきたいなど。モデル事業だけじゃなくて、そのほかでもたくさんの方の芽が生まれるような形で、住民と協働できるような形で進めて

いきたいと思っております。

それから、健診につきまして、今年から電話受付を主体としております。従来、希望調査表をお配りして、希望をお聞きして、それからいろいろ日程調整して受診表を配付してございましたけれど、合併の協議の中で、やはりかなりの健診の事業量になってくるということもありまして、できるだけやはりご自分の健康をご自分できちっと管理していけるような、そういう住民意識の啓発というんですか、高揚を目指して、実はこの方法をとってみました。若干、やはり受診率自体は落ちております。当初、やはり申し込みが非常に少なかったということで、いろいろなメディアとか広報活動を通じながら周知を図ってはきております。また、いろいろな職員間でアイデアも出しながら、自分たちが何ができるんだというところを話し合いながらも進めております。一つ、非常によかったのは、胸部のレントゲン検診車で市内をあちこち巡回しました。そのときに保健師が、自分の受け持ち地区の保健師が同行しまして、胸部のレントゲン検診の場で検診の方法の周知をさせていただいたのと、そこでも受け付けもさせていただきました。そういったことも非常に功を奏しまして、受診量、それは当初よりかなり上がってはきております。我々としても一生懸命手を尽くして、できるだけ新しい方法ではありますけれど、ご自身の健康について、ご自身でできるだけ管理を気を使っていただけるような、そういう方向で進めさせていただきたいと思っております。ちょっと時間もかかるかもしれませんが、長い目で見ていただければと思っております。

それと、広報等を通じて、そういった面で健康、気をつけてくださる、そういう土壤が育ってきますと、やはり広報をよく見ていただけると。そしてやはり市政全体にやはり感心を持っていただけるじゃないかなと、我々も考えております。どうかよろしくお願いいたします。

それから、巡回バスの件、運動教室に伴う巡回バスの件ですけれど、これを通院に利用というのはちょっと今すぐなかなか回答ができないところではございますけれど、旧香北町でもありましたけれど、こういう巡回、送迎バスを利用して日々の、日常の、例えばセレネ近辺のお店への買い物とか、郵便局へ寄るとか、そういったことは随分されてこられてました。ですから、今後もそれは可能じゃないかなと考えております。ただ、通院につきましてはちょっと目的が全く変わってきますもんで、それはまたいろいろ話し合っていけないかなとは思っております。

それから、プールがいろいろな効果があるということをもっと知らせるべきではないかということで、ごもっともだと思います。これからのプールのピーアール、運動教室のピーアールにぜひそういった面を強調していければと思っております。また、健康センターセレネ、ふるさと公社の方とも話し合っていきたいと思っております。

以上、健康づくり推進課の方からは以上です。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 依光議員さんの保育園での歯磨き教室についてお答えさせ

ていただきます。

保育園児から中学生までの健康予防事業につきましては、中央東福祉保健所、健康づくり推進課、警察署からいろいろとご指導をいただいて勉強をしているところでございます。健康づくり推進課の課長さんも担当の方と一緒に私のところへも2回ほど来てくださいました。保育園の歯磨きだけでなく、先ほどのご答弁等にもありましたように連携をとって、学校へ入って指導していただくような計画が進んでいるところでございます。その中でも話題にもなりました保育園での歯磨き教室の件でございます。私も保育園が教育委員会の担当になりまして、いろんな会合もあり、また書類等も見せていただく中で、いろんなことも自分なりにもわかってまいりましたし、吉村課長や担当課とも話し合ってはおります。4月3日に園長会をいたしました。そこでも園長さん方と腹を割って話し合った中で、一つある課題も私なりに見つかりました。私も今毎日自分に課せられた仕事は一生懸命はしておりますが、今の立場として仕事し過ぎてもいけませんし、言い過ぎてもいけませんので、何かあれではございますが、また、これからも歯磨きに限りません、またいろんな方法で話し合えば進んでいけるんではなかろうかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は、5月17日午後9時から開会をいたします。

（午後3時55分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 8 年 5 月 1 7 日 水曜日

平成18年第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成18年5月11日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月17日水曜日（会期第7日） 午前9時06分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	25番	島岡信彦
6番	小松紀夫	26番	原心一
7番	山崎晃子	27番	秋友偉嗣
8番	森本珠城	28番	前田泰祐
9番	山岡義一	29番	竹内俊夫
10番	依光美代子	30番	大石綏子
11番	片岡守春	31番	森安正
12番	笹岡優	32番	坂本節
14番	黒岩陸雄	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成

欠席の議員

13番	岡村優一	24番	岡本喜身
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨 夫	下水道課長	久保 和 昭
総務課長	鍵山 仁 志	環境課長	阿部 政 敏
企画課長	濱田 賢 二	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
財政課長	前田 哲 雄	健康づくり推進課長	岡本 篤 志
住宅新築資金担当参事	奥宮 政 水	地籍調査課長	田島 基 宏
収納管理課長	後藤 博 明	林政課長	小松 清 貴
防災対策課長	田中 育 夫	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾 子	支所長	二宮 明 男
保険課長	岡本 明 弘	事務管理課長	竹内 敬



税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《 物 部 支 所 》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	丸 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長	竹 村 清
-------	-------

【その他の部局】

水 道 課 長	佐々木 寿 幸
---------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 浦 良 衛	議 会 事 務 局 書 記	尾 立 陽 子
-------------	---------	---------------	---------

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第3号)

平成18年5月17日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 15番 門 脇 二三夫 君
- ② 18番 植 村 佳 三 君
- ③ 6番 小 松 紀 夫 君
- ④ 4番 大 岸 眞 弓 君
- ⑤ 2番 山 崎 眞 幹 君
- ⑥ 17番 比与森 光 俊 君
- ⑦ 30番 大 石 綏 子 君
- ⑧ 26番 原 心 一 君
- ⑨ 28番 前 田 泰 祐 君
- ⑩ 9番 山 岡 義 一 君

- |   |       |           |
|---|-------|-----------|
| ⑪ | 1 1 番 | 片 岡 守 春 君 |
| ⑫ | 3 2 番 | 坂 本 節 君   |
| ⑬ | 7 番   | 山 崎 晃 子 君 |
| ⑭ | 1 9 番 | 幾 井 洋 一 君 |
| ⑮ | 3 4 番 | 西 山 武 君   |
| ⑯ | 2 5 番 | 島 岡 信 彦 君 |
| ⑰ | 1 2 番 | 笹 岡 優 君   |
| ⑱ | 3 5 番 | 中 澤 愛 水 君 |

#### 会議録署名議員

5 番、千頭洋一君、6 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時06分)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は35人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。38番、前田泰祐君は入院中のため午前中欠席という連絡がっております。13番、岡村優一君はおじさんの葬儀のため欠席、24番、岡本喜身君は通院のため欠席という連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。順次質問を許します。

15番、門脇二三夫君。

○15番（門脇二三夫君） おはようございます。15番、門脇二三夫でございます。

議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

日本の森林面積は2,515万ヘクタールで、この森林の持つ多面的な機能は林野庁の試算では74兆円、日本学術会議が農林水産大臣に答申をした内容、地球環境、人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能評価については74兆9,000億円であります。林野庁試算では、鳥獣保護機能が含まれておりますが、日本学術会議のそれは入れないなど、調査項目や調査区分などについての違いはあるものの、こうした試算の1兆円程度の差というのは許容範囲だと理解するものであります。そこで、高知県の試算のあった、また酸素供給量のある林野庁での本市の多面的機能を評価について、ただし、今回は山の保水力の問題もあって、旧町村ごとに単純試算をすると次のとおりであります。水源涵養機能、これは降水量の貯留、洪水の防止、水質の浄化を含んでおるものですが、物部町で456億3,000万円、香北町で184億2,000万円、土佐山田町で136億3,000万円、計の776億8,000万円。それから、土砂流出防止機能として物部町では164億9,000万円、香北町では66億8,000万円、土佐山田町では49億円、合計では280億7,000万円。それから、土砂崩壊防止機能として物部町では83億8,000万円、香北町では32億9,000万円、土佐山田町は24億9,000万円、合計の141億6,000万円。それから保健休養機能、これにつきましては、物部町で5億3,000万円、香北町で1億8,000万円、土佐山田町で1億8,000万円、合計の8億9,000万円。そして野生鳥獣保護機能としては、物部町が37億4,000万円、香北町が15億1,000万円、土佐山田町が11億6,000万円、計の64億1,000万円。それから、大気保全機能、これは炭酸ガスを吸収する力、あるいは酸素を供給するという意味で申しますと、物部町が炭酸ガスを吸収する機能16億9,000万円、それに酸素供給金額が54億4,000万円、香北町が炭酸ガスの吸収能力8億円、酸素供給能力というのは22億3,000万円、土佐山田町が炭酸ガスの吸収能力5億3,000万円、酸素を供給する能力16億1,000万円というふうになっておりまして、トータルで酸素を供給する力、あるいは炭酸ガスを吸収する

合計は128億円ということになっておりまして、物部町のそれぞれの機能の合計が819億円、香北町が331億1,000万円、土佐山田町が245億円、トータルの1,395億1,000万円というふうになっておりまして、ここで単純試算というのは、森林は山の傾斜、標高、木の種類、林齢、木の年齢という意味ですけれども、それと土壤等の種類があつて、当然これらに基づいたものでなくてははいけません、それぞれの機能単価を森林面積に乗じたものであります。参考までに10アール当たりの機能面での単価、これは29万4,000円程度となっています。新田義孝氏の省エネルギーによるグローバルなCO<sub>2</sub>排出削減と緑化によるCO<sub>2</sub>の推定、これは1989年によりますと、熱帯雨林の1ヘクタール当たりの炭素の固定量は年間9.9トン、熱帯季節林では7.2トン、暖温帯常緑樹林では5.85トン、冷温帯落葉林では5.4トン、亜寒帯林では3.6トンとされており、森林形態によって3倍近くの差が見られるのであります。我国の森林は、暖温帯常緑樹林から冷温帯落葉樹林に属し、炭素固定量は5.85トンから5.4トンで、10アール当たり6,000円台の単価となつて、ヨーロッパの場合大部分が亜寒帯林で炭素固定量は3.6トン、森林の炭酸ガス排出圏が20ユーロから30ユーロで取引されており、円換算で3,000円から4,000円程度となっておりますので、単純試算でも現実に近い数値だと理解をしているところであります。

現在、連日のようにテレビや新聞等マスコミを通じ、地球温暖化や異常気象の問題が取り上げられております。国は、京都議定書で炭酸ガス排出量を2008年から2012年までの期間に1990年比6%削減義務を課せられていますが、この6%削減のうち3.9%を森林に吸収させるとしているものであります。しかし、昨年2月に現状では森林に吸収させる3.9%のうち、吸収量は2.6%にとどまり、目標に届かない。そして、その原因は林業の経営不振や森林整備の予算が不足しているとして、森林組合法を改正し、全国に約900ある森林組合を500程度にし、経営基盤の強化を図っています。しかし、森林組合の経営基盤の強化だけで森林整備が進むかと聞かれますと、否としか言いようがありません。森林組合を利用する大半の山林所有者は5ヘクタール未満と小規模面積で、かつその森林は点在をしており、集団施業による効率化も困難な状況にありますし、こうした山林所有者の意見として「負担までして手入れはようせん」が大半であります。国が3.9%を森林に吸収されると言うのであれば、間伐補助金ではなくて山林所有者、あるいは民有林の管理を担う森林組合に森林管理費として支払い、負担が要らない、また放置林については市町村長がその判断で対応できるシステムづくりが必要だとも考えているところであります。

昨年10月28日、気象庁が異常気象が長期間の気象変動に関する分析と予想をまとめた異常気象レポート2005を発表しましたが、この内容は大雨の増加傾向は地球温暖化が影響しているとして、初めて温暖化と雨の関連性を指摘したものであります。この内容によりますと、1日の降水量が200ミリ以上の大雨の日数が過去30年で1.5倍にふえており、今後も炭酸ガスの排出量がふえ続けた場合、100年後には1日の降

水量100ミリ以上の年間日数は、現在の1.5倍から2倍にふえ、特に西日本で増加する割合が高いというふうに指摘をしています。また、国土交通省が明治時代から調査したダム周辺の雨量調査では都市による降水量変化としては、小雨と大雨の幅が拡大しているとしています。物部町と香北町に位置する永瀬ダムは、戦後の産業振興のための電力供給と下流域の人たちの安定した農業用水を望む声、洪水防止等を目的に建設された多目的ダムであり、完成当時は佐久間ダムに次ぐ全国2番目の貯水量を有するダムであったことはご承知のとおりであります。同ダムは本年で完成50年目を迎えるわけですが、完成当時と比べますと、湖岸の崩壊や土砂の流入によって貯水量は確実に低下をしています。気象庁や国土交通省の調査報告内容から水の不用なときの大雨や、水の必要なとき的小雨などが考えるために永瀬ダム上流部の降水量とダムへの流入量について調査をいたしました。昭和35年から平成16年までの45年間について調査した結果、昭和35年から昭和50年後半までは、都市による降水量は2,100ミリから3,200ミリ以内で安定をしていましたが、その後、1,800ミリから3,800ミリとその差は2,000ミリと大きくなっていますし、最近の傾向として春から夏の雨が減少し、秋から冬の雨が増加をしています。このことから昭和35年から平成16年の45年間を5年ごとに9区分し、水量に必要な雨量を試算し、実際の降水量と比較した結果、次のとおりでございます。これは昨日皆さん方のお手元に手書きで大変汚い資料でございますけれどもお返しをしております。表1の方で永瀬ダム上流の降水量と流入量ということで、実線が降水量、破線が流入量でございます。これは3つの特徴があるというふう考えております。昭和35年から昭和55～56年までの雨の多い年、少ない年が1,100ミリ程度に、先ほど言いましたがなっております。ところが近年の幅は2,000ミリと拡大し、ちょうど昭和47年、記憶に新しいところですがけれども繁藤災害がございました。そして、その近年の雨の降り方は、その繁藤災害に近いような非常に災害を受けやすい雨の降り方となっております。そして、2番目に降水量よりもダムへの流入量が少ない年が目立つようになってきています。例えば平成8年、平成13年、これは山に全く保水力がなくなったのではなく、吸収する力はあるけれども、昔のように一定の水を保てなくなってきたというのが一つの原因だろうと思います。特に大雨のときよりも小雨の年、例えば先ほど言いました平成8年、平成13年の雨量の少ないときには水を吸いますよ。しかし、大雨のときは吸ってないというのが現状でございます。3番目に平成に入って降水量、流入量のグラフが重なりつつあります。これは先ほど言いましたが降雨量が直ちにダムに流れ込む現象をあらわしています。それから、右に第2表として5年平均の降水量と流入量というふうにご書いてございます。昭和35年から39年までというふうにそれぞれ5年ごとに区分をしまして、平成12年から平成16年の流入量と降水量を100として見た場合、どういうふうになるかといいますと、昭和35年、39年の流入量を得るためには試算降水量、右から2段目、Bとしてやってみますが、2,978ミリが必要であった。実際の雨量というのは2,716.4ミリですけれ

ども、試算上では2,978.1ミリの本来は雨量が必要ではなかったかというふうに推計をしたところでございます。そうしますと、昭和35年から39年、一番右の端に英文のBというふうに書いてますが、109.7、それから40年から44年が108.5、45年から49年が111.5、50年から54年が108、それから55年から59年が108.3、60年から平成元年までが103.2、平成2年から6年までが106.3、平成7年から11年が103.8というふうにそれぞれなっています。富士山に降った雨、雪というのは80年から100年して湧水として地表に流れ出ると言われていますので、ダム上流部に位置する物部町や香北町の山々の標高、あるいは山並みから考えますと20年から40年だと考えられるのであります。試算降水量が8%を保っていた昭和35年から59年の25年間で見ると、平均流入水量は25.4立方、降水量2,667ミリですけれども、試算雨量としては2,930.7ミリとなっており、実降水量を9.9%上回っています。同期の25.4立方の9.9%は22.5立方となりますので、年間7,884万立方の保水力が失われたのではないかと思います。これを施設園芸に使用するかん水量から対象面積を推計しますと、10アール当たり1回に必要な水の量は10立方ですので、365日かん水するとした場合、2,160ヘクタール分の水が少なくなったということになります。そして、この数値は永瀬ダム上流部だけの量ですので、3町の物部川に流入する森林面積で調整をしますと、最終では2,872.8ヘクタール分が少なくなったことになって、ダムの完成当時のかんがい計画面積3,320ヘクタールの実に86.5%となっています。また、生活用水で見た場合、1カ月に30立方使用すると仮定したら、34万9,524戸が1年間使用する量となるのであります。物部川は使い尽くされた川と言われており、6つの発電所、3つのダム、下流域では井筋となって、東は香南市、山北から西は高知市、大津介良までの田畑を潤し、生活用水、工業用水として利用されていますが、今この源流域の山々は確実にその保水力を失いつつあります。旧物部村では保水力の確保を含めた森林の多機能を守り、かつ優良材を生産するために森林管理や山林所有者の所得を確保するための森林ストックヤードの開設、作業道や搬出間伐への上乗せ助成など、諸施策に努めてきたところであり、それと同時に忘れてはならないのが物部町や香北町、土佐山田町の山間部で効率の悪い収量の少ない田畑を耕し、朝は暗いから夜は暗いまで山仕事をしておられる人たちがいるからこそ、保水力はこれぐらいの減少にとどまっているのであります。しかし、こうした山間部の集落は高齢化が進み、集落機能を失ったところもありますし、今まさに失おうとしていますので、行政の果たす役割は大きくなっています。山への投資は直ちに結果が出るものではありませんが、将来を見越した施策をとることが下流域の住民の方に安定した生活用水、農業用水を確保することにつながるのであります。

そして、森林の持つ機能で最近注目をされているのが森林セラピーで、リラックス効果やフィトンチットによる免疫力、抵抗力を高めるなどであり、ヨーロッパでは既に医療行為として認められています。我が国では森林セラピー基地としての候補地は2

7カ所、うち森林総合研究所などでは10カ所でリラクセス度等について調査をし、ホルモンコルチゾールの減少やがん細胞を抑えるナチュラルキラー細胞が活性化をすることが確認され、本年4月18日6カ所のセラピー基地と4カ所のセラピーロードが林野庁の認定を受けたところでもあります。本県ではセラピーロードとして津野町が認定をされており。現在、日本にある樹種でフィトンチットの多いもの、すなわち消臭、脱臭、抗菌、防虫効果のある揮発油成分を多く含むと理解していただければと思いますけれども、乾燥葉100グラム中濃度はトドマツが8ミリリットル、シキミ、4ミリリットル、これは用材ではありませんけれども、ついでヒノキが4ミリリットル、スギが3ミリリットル、アスナロ、クスが2ミリリットル強となっており、このフィトンチットは雨上がりの午前中に発生する量が多いと言われています。昨年11月13日嶺北地方で開催をされた四国山の日に講演をされました大阪府在住の北山さんから興味深い提示があり、それは現在建築用材としている外国産は白く、極めてシロアリの被害を受けやすいというものでございました。四季があつて多種多様な病気や虫から被害を防ぐために自主防衛として木々が発散するフィトンチットは国産材、特に降水量の多い地帯で生産された木材に多く含まれるのではないかと考えられるのであります。今、国産材の価格上昇を目的に不法伐採によるものを含めた輸入制限が言われています。まさにそのとおりでありますけれども、こうしたフィトンチットの多いと思われる国産材のよさ、つまり以前県西部の幡多地方ではクスノキを栽培し、防虫剤の原料として収入を得ていましたし、県内の山間部ではダニを防ぐために木くずを使っていました。こうしたことが国産材のよさをピーアールすることにつながると確信をしているところであります。今、森林は材価で評価をされていますけれども、多面的な機能を含めた評価が必要であり、この機能を高めるためには適正な森林管理が必要であります。最近でも対費用効果という大義名分のもとに人口の多いところに予算化配分がされがちですけれども、本市の森林は1,395億1,000万円の価値がありますので、5億円、10億円投資をしても、その対費用効果は大きなものだと言っています。

そこで、お伺いをいたします。森林の多面的な機能を守る施策について2点お伺いをいたしたいと思っております。

1点目は、市が直接行う事業についてであります。物部町、香北町に源を発する物部川の源流域の山々は先ほど申しましたように、まさにその保水力を失いつつあります。3月定例議会で佐々木水道課長の答弁の中では、日量3,000立方の水源確保が必要で、これに伴う供給施設などに要する費用は15億円から20億円と言われておりました。緊急避難的に新しい水源を求めることは当然必要なことではありますが、物部川の水が減少し続ければ、幾ら新しい水源を求めても根本的な解決にはつながらないのであります。旧物部村では先ほど申しましたように優良材の生産と水資源確保のために切り捨て間伐の対象とならなくなった8齢級、8、9齢級、40年から45年制の搬出間伐については、県の補助金に立方当たり1,000円の上乗せをしてきたところでもありますし、

この搬出作業を効率よく進めるための林内作業道についても1メートル当たり1,000円の助成をしてまいりました。そして、その年間金額は3年間で平均約1,100万円程度となっています。山への投資は10年、20年で回収できるものではありませんけれども、今、手を打つことが必要ですし、新しい水源確保に伴う費用に比較しても100年以上の予算編成ができる金額であります。そこで、物部川源流域、あるいは穴内川源流域に位置し、水路保全等を目的とした搬出間伐や作業道開設事業等に対し、市として旧物部村が実施していた上乘せ助成をする考え方はないか、その金額は3町の森林の割合から年間1,900万円から2,000万円と推定をされるところであります。また、このことが下流域に住んでおられる市民の生活用水、農業用水の確保につながると考えていますが、どのように思われるのかお伺いをいたします。

2点目に、間接的事業導入についてでございます。高知県では「環境先進企業との協働の森づくり事業」を実施していますが、これは企業と県、森林管理を担う市町村が協定を結び実際の整備は地元森林組合が行うというものであります。また、農林中金では創立80周年の事業として10億円の森林基金を創設しています。これは公益性の高い民有林整備に取り組む民間団体に助成し、地球環境温暖化防止や水路保全など森林の多面的機能を守るというものですが、日本経済新聞によりますと、基金は10億円から毎年1億円を取り崩し10年間の継続事業だとしています。事業の対象となる森林や団体は、荒廃が激しく面積も広い森林、対象団体としては地元ボランティア、JA、漁協、森林組合などとしており、1団体当たりの助成上限は3,000万円、基本的には毎年募集ですけれども、継続して助成を受ける場合には最長5年のようであります。このように企業や団体の協力を得て、市有林や民有林の手入れを行うことが可能ですので、県や森林組合とも積極的に協議し、協働の森づくりに取り組むべきと考えているところでありますが、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

2点目に木材の成分分析による差別化についてお伺いをいたします。

本市の山間地域は全国的に見ても多雨地帯であります。こうした地域で育ったスギやヒノキは多くのフィトンチットを含んでいる可能性が高いのではと考えているところであります。例えば、スギの芯黒材は見た目が悪く、同じ立米数ですと重いこともあって建築用材としては敬遠されがちで、スギ材の中でも価格は半額以下で取引されており、その大部分は廃棄をされているのが現状であります。しかし、この芯黒材は昔から水分を持ちやすい場所に使用されており、湿度からくる腐敗や、あるいはシロアリに対する抵抗力も高いことが予想されます。ただ、これらは慣習的に行われていることであって、科学的に証明されたものではありません。こうしたスギやヒノキの持つ特徴を最大限に生かし、差別化のための成分分析について、高知工科大学等に成分分析を依頼する考えはないかお伺いをいたします。

3点目に、林道楮佐古松床線の市道化についてでございます。

本市では国道195号線の改良と県道久保大宮線の拡幅に努め、東南海・南海地震に



備えるとしていますが、これらの改良工事については可能な限り早期に実現をされることを願うものであります。しかし、これらの地震によって国道195号線が通行不能となった場合、県道久保大宮線も落石や山腹崩壊でアクセス道としての活用は不可能だと思っています。理由としては、香北町猪野々地区から物部町柳瀬間は県道から垂直に200メートルから300メートルのがけとなって、日常的に落石が多く、防護ネットを張って落石による通行どめを防いでいるのが現状であり、余震のある間は危険で落石等の除去作業もできないのが実情であります。そこで、災害時の緊急道として最も適当なのが林道楮佐古松床線だと考えているところであります。この林道開設は香北町猪野々地区、物部町楮佐古神池地区の人たちの悲願であったこともあって、香北町側ではアジサイやヤマブキが、物部町側ではサクラが植えられ、環境美化にも努めておられます。そして、この道は古代の道であり、神池の神通寺について郷土歴史家の広谷喜十郎先生は次のように述べられているのであります。朝野群載収録による永久3年1115年に土州神通寺の者、国境要衝の地なり、建立の後、星霜不知機廻とあり、既に荒れ寺になっていた。1115年には既に荒れ寺になって、いつのときだったかということはありません。これについて国境要衝の地とあることから、高知県の地名、これは平凡社ですが、では阿波国境に近いこの地にほぼ間違いなく、物部川下流域に識者、大川上美良布神社、また、山を越えた槇山流域に同じく小松神社が鎮座をすることなどから、養老2年718年に阿波の国から直接土佐の国に入る間道、これは南海道でありますけれども、として開かれた新道は物部川沿いであったとする説もあり、都人の往来があったと言われていると結んでいます。また、この道は純信、於馬が手に手をとって京を目指した道でもありますし、物部町、香北町の境界には神池大日寺まで33丁と記した丁石も現存しているのであります。このように先人たちは災害を受けにくい最も安全な道を間道として選んだものと思われれます。私は物部村議会当時にもこの林道は災害時の緊急避難道として、また山岳観光道としての利用価値も高い旨の質問をさせていただきましたが、市長が所信表明の中でおっしゃられていました自主防災組織を結成したときの効果も高まるのではと考えているところでもあります。

そこでお伺いをいたします。林道の市道化については県民有林管理要領により、一定期間8年間を経過すれば県知事との協議の上編入可能となっておりますが、市道化についてどのようにお考えかお聞かせをください。

それから、4点目に部落行政費についてお伺いをいたします。

私の住む物部町では部落行政費として一定の基準を定め、それぞれの集落に助成をし集落機能を維持してきたところではありますが、合併後、物部町内の自治会長から香北町、土佐山田町の基準が適用されると、この助成金が大幅に減額されるのではないかと大変心配をされています。私も神池部落の自治会長をさせていただいておりますが、同様に危惧をしているところでもあります。現在、私の住む集落は40世帯で年間25万円から26万円の行政費をいただいておりますが、香北町、土佐山田町並みの基準になります

と5万円前後となって、今までの同様の集落活動を行うとすると、1世帯当たりの部落費を増額をせざるを得ません。しかし、現実的には負担増は不可能な状況にあります。現在、私どもの集落では9名の独居老人、運転ができない方がおります。きのう、森本議員から質問の中でおっしゃられたように、福祉タクシーの場合も1,000円を差し引いて増額、その上、上乘せの分の半額助成ということですが、私の集落には公共交通機関がございません。そういった意味で言いますと、その独居老人の車を運転できない老人の方々はすべてタクシーで病院に通うということになっておりまして、300円の助成しかないというのが現実でございます。現在の1世帯の部落費というのは年間1万6,800円、それに赤十字社、赤い羽根、それから緑の募金等寄附金をあわせると2万円近くの負担となって、国民年金だけで生活をしている方々にとっては現行でも大きな負担となっているところでありまして、こうした状況は物部町以外の山間地域の集落でも同様のことだろうと推測をしています。集落を守るためにすべて、あるいはほとんどの世帯が自治会に入り、高額負担をしている住民の方々が負い目を見ないような施策が必要ではないでしょうか。私は、物部町だけ今の基準を守れと言っているのではなく、同じような問題を持つ山間地域に対する配慮、すなわち公務負担に耐えられなくなった人たちが自治会を脱会することのないような行政のあり方を望んでいるところでございますが、このことについてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

5点目に、農薬の飛散（ドリフト）対策についてお伺いをいたします。

国民の食品への安全・安心を求める機運の高まりから5月29日、ポジティブリスト制が導入をされますが、当該作物に登録されていない農薬は1日0.01ppm、登録農薬は現行残留基準を超えた場合、その作物は加工品を含め流通販売は禁止となります。この制度ができたのは、食品衛生法では残留農薬基準が設けられている250農薬しか規制ができていないからであります。基準のない農薬でも国際コーデックス基準や欧米などの基準を暫定的に用いるとしており、適正使用なら問題にはなりません。問題となるのは一律基準であります。通常農薬は作物によって使用回数、濃度、収穫前の日数が決められていますが、この一律基準は安全性は不明であるものの、人が摂取をしても害がない基準として厚生労働省が定めたものであります。食品衛生法で定められている残留農薬基準は、一日3回食べるであろう米や野菜のそれぞれの残留基準を積算をし、人が一生とり続けてもその害を受けないことを想定し、決められています。最近、トレーサビリティが注目されていますが、私が農業団体に勤務をしていたとき、20年ほど前になりますけれども、そのころから青果物の卸売り会社や生協などからは、使用あるいは使用する予定の農薬などについての情報を求められてきたところでもあります。日本の食品衛生法は諸外国に比べて甘いとの意見を聞くことがありますが、私は決してそうは思いません。実際に行われている残留農薬検査は野菜を洗わずに食べる人がいることを想定し、分析の際は検査をする作物を洗わずにミキサーにかけ、その液をガスクロマトグラフで分析をしています。農薬は、通常その対象となる作物に対して使用

回数、使用濃度、収穫前の日数を決められています。そして、その農薬は分解するのではなくて、当該作物によって薄められるわけですので、本市の代表的な品目であるニラややっこネギ、オオバのように表面積が大きい割りに体積の少ないものは農薬飛散の害を受けやすいし、また、雨よけや露地栽培のシシトウガラシやオクラなどのように周囲のほ場に他の作物が栽培をされている場合も同様であります。一般に粉剤の影響が一番大きいとされており、粒剤の使用を進めています。しかし、粒剤でも浸透性の農薬の場合は、そのほ場から河川に流れ出すことも考えられますし、また、大雨によってそのほ場に隣のほ場の水が流れ込むということも考えるところでもあります。このように使用する場合は、その影響を受けることが考えられますので、粒剤についてもかなり慎重な対応が必要ではないかというふうに考えているところでもございます。幸いにも高知県では高知新港にある高知県園芸連の敷地内に残留農薬を分析する検査センターがあって、県下のJAは生産量に応じた検体数を決め自主検査をしているところでもあります。このポジティブリスト制は一見農家にとってはマイナスと受け取られていますが、逆に県内、あるいは市内の生産者にとっては外国産農産物との差別化を図り、追い風とすることができると考えています。そのためには、農家の農薬に対する正しい理解が必要だと考えていますし、市としても広報以外に周知していることがあるのか。あるとすれば具体的にお答えをいただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 門脇二三夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

門脇二三夫議員、日ごろの議員活動あるいは情報の収集等によりまして、大変多くのご提議をいただきました。特に、森林についての思い、山間地域の生活についての思い、そうしたものをお聞きをしたわけでありまして、特に昨今のこの森林の荒廃等におけるところのいろいろな弊害、そうしたものが言われているわけでありまして、先ほど議員のお話にございましたように、やはり森林の持つ多種多様な機能、そうしたものの大きな力といましようか、そうしたものが先ほどのお話でも改めて私自身感じましたし、またその議員のさまざまなご提案に対しては、本当に頭が下がる思いでございます。そうした中で、やはりこれからこの香美市の持つ、大きな面積を持つ森林地域でありますので、そうした面には配慮をしながら、やはりこの多機能を持つ森林の有効的な対応を図っていくことが大変大事だというふうに思ってお聞きをいたしました。

以前、私は都会と地方との生き方のことについてどこかでお話をしたことがあります。私はそうした、このような考えを持ってきました。都会では、やはり当然現実的にお金を生んでいることも、これはあるわけでありまして。しかしながら、半面、田舎、地方ではお金も生んでおりますけれども、それより一番大事な命の源をはぐくんでいるということをお話をしたことがございます。そうした観点に立って、やはり国策として進めてきたこの植林を、やはり今国策としてどうしていくのか、そうしたことについては

国としてきちっと示していかなければならないというふうに私自身は思ってきております。いろいろな事業等につきましても、今までもしてきておりますし、また今後もやはり進めていくことが大事だというふうに私自身は思っております。いろいろご質問をいただきました細部の取り組み等につきましては、担当の方からご答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門協議員のご質問にお答えいたします。

門協議員におかれましては、旧物部村議会より自前のデータをもとにライフワークとも言える森林林業に関するご質問をいただき敬服いたしております。私の場合はまことに勉強不足で門協議員ほど専門的な知識は持ち合わせておりませんが、当市の進めておる内容を説明させていただきます。

まず1点目の旧物部村で行われておった森林保全や水土保全を目的に8、9齢級の搬出間伐等への上乗せ助成についてでございますが、当市におきましても8、9齢級の搬出間伐の上乗せ助成につきましては、同額でございますが、立米1,000円を県単補助に上乗せし、本年度より全市に拡大し、総額1,040万円を計上しております。また、ご質問で試算のとおり、作業道についても上乗せ助成をしておりまして、総額は約1,900万円になります。この上乗せ助成につきましては、今後も継続して実施し、森林整備の促進を図り、水源を確保し、原木供給を図る等香美市の林業振興の施策の一つとして位置づけ、今後も実施していきたいと考えております。

次に、木の香り成分フィトンチットのご質問でございます。こちらの方は高知工科大学等に成分分析を依頼する考えはないかというご質問でございます。専門的なことはわかりませんが、本市の林業の振興に効果が期待できるとあれば、分析依頼も視野に入れて今後進めていきたいと考えております。

次に、間接的事業導入についてです。高知県で行っております環境先進企業との協働の森づくり事業に関してでございます。これについてですが、京都議定書によります発効以来です。施行以来企業も環境貢献を何らかの形で取り組みを迫られております。その中で森林に目を向ける企業もあるわけですが、高知県においても昨年文化環境部に担当部署ができ、主に文化環境部では県外大手企業を対象とし、県森林局は県内企業をメインに対応しており、両部署で推進チームが結成され、検討されております。契約済みのところの内容を見ますと、森林施業への資金援助や間伐等の森林作業による交流とか、社員研修的活用等が主なものであります。県は昨年企業のアンケートによる動向調査を行いまして、企業のニーズの把握をし、その条件に合致する市町村との仲介を行ってきております。また、昨年は県内各森林組合からも要望をとったようですが、県内森林で挙がってきたのは2件程度しかなかったということです。当市としましても、本年より県と相互の情報交換を密にし、検討していきたいと考えております。契約の条件のポイントの一つは地域性も挙げられております。例えば、三井物産の場合は、いの町本

川地区町有林40ヘクタールが契約になっております。これは四国の水がめであります早明浦ダムの上流域ということで森林施業の資金援助、社員の林業労働体験等のメニューとなっております。

それから次に、農林中央金庫の関係ですが、これは助成対象事業の募集が昨年7月から9月に行われまして、全国から93件の応募がっております。それで、その中で四国内では愛媛県の新居森林組合、新しい居と書きますが、こちらの方の大規模団地150ヘクタール規模のものです。これが助成先として認定になっております。高知県には該当がありません。

続きまして、林道楮佐古松床線の市道化についてですが、林道の転用等が行われる場合の取り扱いについては、昭和49年6月27日付林野庁長官通知によります。それを受けまして県に林道管理要綱等がございます。ご質問のとおり、林道の転用については補助金交付年度の翌年から起算して8年を経過した後に、社会情勢の変化等によって転用等を行う場合は林野庁長官への報告、農林水産大臣への協議及び補助金返還等の手続きの必要はなく、県との協議でよいことになっております。林道楮佐古松床線、延長1,722メートルは平成13年度が最初の補助金交付年度でありまして、現在4年経過したところでありまして。現時点での転用については困難な状況にあります。また、連絡しております香北町側の林道松床楮佐古線延長761メートルは、平成11年度に完成しております。こちらの方は8年が早く経過するようになっております。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 門脇二三夫議員の部落行政費についてのご質問についてお答えをいたします。

言われますように、地域を支え、さまざまな活動を行うための資本、これは労力や金銭などですけれども、いずれをとりますとも負担が重くなり集落を維持することの大変さがいや増していることは地域全体として抱える問題です。特に過疎の進む集落ではなお厳しいものがあることは容易に認識し、理解をしておるところです。中でもご質問のような状況への対応といたしましては、実際には支出を制するか収入増を図るしか対応策はないと見ます。しかし、現実的には収入増を図る方策は思いが及ばないことから、支出を制することを考えざるを得ないかと存じます。負担軽減を図るために、行政からの支援ということにつきましては、市自身にとっても他者、これは任意の団体等への支援のためにそれを負担するだけの能力を有する状況ではないのではと見ております。なお、合併に際しての調整といたしましては、行政広報等配付等に係る手当てといたしまして、それぞれ均等割2万900円、それから平地、それから山間部など地理的状況といたしますか、地域の状況、それぞれに応じた段階性の世帯割を支出をしております。そういう状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 門脇議員のポジティブリスト制についてお答えをさせて

いただきます。若干質問の内容と答弁が重複する部分もありますがご容赦を願いたいと思います。

ポジティブリスト制、国民の健康保護のため厚生労働省の食品衛生法の食品成分規格として設定されたものです。これにより、食品に残留するすべての農薬に残留基準を設け、基準を超えた食品の流通を原則禁止するものです。従来の農薬取締法のもとで適正に農薬を使用した場合、今回の食品衛生法に定める残留基準に違反することはないと考えられますが、農薬の飛散により散布対象でない作物に飛散し、残留基準を超える可能性も否定できません。そこで、これまで以上に農薬の適正使用について指導を行うとともに、制度の内容について各種広報媒体により周知の徹底を図っています。内容については、制度の説明や農薬使用に関すること、飛散防止対策などであり、県中央東農業振興センターの管内において、昨年の実績は調べておりませんが、本年に入って農業振興センター、JA連携のもと、各品目部会、営農指導員連絡会、生産者関係の場で約20回、対象参加数延べ約900人、農業者の巡回指導においては約30回、対象者数延べ600人、普及啓発資料としてパンフレットやチラシ、広報紙などの配付も総計で3,000部以上配付されました。また、香美市においても、高知県より依頼のもと広報香美にて全世帯に配付を行いました。周知が重要と考えますので、これからも機会あるごとに周知に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 15番、門脇二三夫君。

○15番（門脇二三夫君） 2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、森の多面的機能を守るための施策について、間接的事業導入ということについてお伺いをいたしたいと思います。

実は、現在高知県で企業、環境に対してという意味と、それから高知県に算入しているのは今三井物産、それからコクヨ、荏原製作所などが入ってます。過日、私もちょっと知事と会う機会がありましてお願いをしたのは、ややもすると早明浦ダム上流域に目が行きがちやと、しかし一番大切なのは、これは県の企業局も発電をし、年間平均5年の平均で1億6,000万キロワットの発電をしています。7円で売電をすると11億2,000万円の売り上げがあるわけですから、何とか物部川の方へもっと感心を持ってほしいということで、中央林業なりと協議をしていただいたらそれなりに配慮をしますということはいたできてますので積極的に、もっともっと積極的にアプローチをかけていただきたいなというふうに思っています。それから農林中金がやっている事業では、これは物部川というのは昔の香長平野、高知平野、一番の高知県の穀倉地帯を抱えているわけですから、JAの土佐香美、南国市、高知市とも協議をして、ぜひともこれを引っ張ってくるというのが農業生産者の生きる道でもありますし、山の人が生きる道でもないかというふうに考えてますので、そのあたりをもう一度お答えをいただきたいなというふうに思っています。

それから、部落行政費についてでありますけれども、これは私も先ほど言いましたように、自治会長を仰せつかっています。そして、大体年間40日から50日ボランティアなんです。これはもちろん手当てというのがありますが、役場に行っているいろんな打ち合わせをし、例えば今年、私どものところでは共同アンテナをやりました。そうすると地権者への交渉とか、今すべて区長がやると。ですから、一番大切なのは、私は自分としてはこうした議会の方でも出させてもろうてますし、区長手当てを減すということは考えてます。ただ、次に、そしたらやってくれる人がおるかということを考えてときに、大変な問題を抱えるわけです。ですから、それぞれ班長をこの前集めまして、削減をする方、例えば今まで赤十字、あるいは緑の募金、これはその来るたびに班長さんに呼びかけて徴収をしていました。そういったものを削減をして手当てを少しでも減らすという努力は検討しています。そして、この前赤十字社の寄附金はきました。1人1戸当たり450円、これについてももう見直しをしよう、部落として幾らという金額を決めた方がよくないかというふうに考えています。ですから、例えば去年400円が450円になって、1戸当たりそれが目途ですよというふうに負担増になって、先ほど言いましたタクシーの場合もそうなんです。最初1,600円要ります。1,000円カットされて半額になると300円ながですね。そういったことも積み重ねが部落の人には、特に山間部、先ほど言いました、はっきり言いまして、上葦生川、物部川には槇山川と上葦生川の2つの大きな支流がありますが、上葦生川の北側にすむ人、楮佐古、神池、黒代、程野、笹という集落がありますが、ここは公共の交通機関がありません。すべてタクシーです。そして、槇山川の南、影仙頭、これは比較的近いですが、小川という集落があります。ここも公共交通機関がありませんので、すべてタクシー利用になってきます。そういった弱者にしわ寄せが行かないような行政というのが必要だというふうに考えていますし、それぞれの区長、我々は区長と言ってますが、今は自治会長という名称になってますけれども、そういった人が継続をして仕事ができる体制づくりをしていただかんと、それを区長をする、あるいは自治会長をする人がおらんかったら、集落機能というのは保てない。今度は市役所が直接いろんな事業を、いろんな募金をできるのかどうかということを考えていただきたいなというふうに思っています。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

- 議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。
- 市長（門脇槇夫君） 門脇二三夫議員の2回目のご質問の森林の多面的機能を守るための間接的な事業導入ということですが、このことにつきましては、特に環境面からして先進企業等の、いわゆる目が森林地帯、地域に向いておるのも現実であろうと思えます。先日、県の企業局の方からおいでをいただきました。そして、物部川流域に対して企業局として何らかの対応をといてまいりましょうか、に向けて検討していきたいというふうなお話もいただいております。新たなそういう方向性もまた出てきておりますので、またご相談もさせていただきたいというふうに思っています。集落機能等につきましても、

大変ご心配をいただいておりますし、特に山間地域、高齢化の中でさまざまなそうした問題も出てきておるわけでありましたが、先ほど、議員もおっしゃっていただきましたように、やはり集落でどのような生き方をしていくのか、方向づけをするのかということもまた、それぞれ集落の生き方等もあるわけでありまして、同時に集落の問題を考える一つの場にもなろうというふうに思います。そうしたことを積み重ねて、やはり行政としてどうあるべきなのか、そうしたこともやはり考えていくことも大事だと思いますので、今後ともよろしくご指導をお願いをしたい。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門協議員の2回目のご質問にお答えします。

県の企業局の関係につきましては、先ほど市長が答弁してくださったとおりでございます。企業局、香美市には永瀬ダム、それから企業局の森、企業局の森林がございます。そういったこともございまして、4月に企業局の方から林政課の方にみえられまして、県単の間伐の上乗せ助成等を検討したいと。そして、企業局の方に林業の専門にやっておられた職員の方、その方がもう現在おられるようで、その方が香美市の分でいえば中央林業と検討して19年度からの助成を検討段階に入っているということでございます。

それから、農林中金の件でございますが、高知市以東の流域で考えなくてははいけないと思います。幸い、高知中央流域活性化センターの事務局が香美市の林政課にございますので、合併以来ばたばたしておりまして、まだ全然活動をようしておりません。先日の林業の会合でも高知市の課長さんともお話をしたところでございます。早急に活動を始めて、そういったことへの対応ができるような体制にしたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 18番、植村佳三君。

○18番（植村佳三君） 18番、植村佳三でございます。私からは6点にわたりまして質問をさせていただきます。

最初は、市長の姿勢ということであります。

放射性廃棄物埋設で余りにも有名になっております青森県の六ヶ所村と同じようなことが本市に持ち込まれている話をおうかがいをいたしました。六ヶ所村の放射性廃棄物といえますのは、国内の原子力発電所から排出される低レベルの放射性廃棄物で、例えば原子力発電所の作業員が着用していた被服、軍手、取りかえられました配管やねじなどの金属類などで、これをドラム缶に詰め込まれたものであります。このドラム缶に詰め込まれた放射性物質は、300年たたなければ自然界の放射能レベルまで低下しないと言われております。この低レベルの放射性廃棄物を入れたドラム缶を地中に埋設するには、まず地権者の了解を得る必要のあることは当然でありますし、また、地域の住民の同意も必要であります。ところで、（土佐山田町）北滝本では地権者の了解は得られているようでありますし、地元の部落長の話によれば、既に埋設の場所まで決まっている



かのごとき状況下にあるとのことであります。その埋設場所といいますのは、土佐山田町北滝本の小野町政時代にサーキットを誘致しようとした、その地の一角のようであります。さらに、その部落長の話によれば、その予定地の部落では約80%の住民は了解しているということでもあります。しかし、その他の部落の住民たちには全く知らされていないとのことであります。産業廃棄物の処理でさえ日高村のように村を二分するかのごとき大問題となる時節であります。ましてや、低レベルとはいえ放射性廃棄物となりますと、産業廃棄物どころの騒ぎではありません。にもかかわらず、周辺の部落の多くの住民に知らされていないというのは大問題ではないかと思うのであります。この廃棄物の埋設場所としては全国で20数カ所の候補地がありまして、地震帯、断層、そういったような関係で北滝本も少しはそれにかかっているようでもありますけれども、ほかのところよりも北滝本がいい場所とされているようであります。ともかく、この問題は見逃すことのできないとしてつもなく大きな問題と言うべきであります。(土佐山田町)北滝本への計画が進むようなことがあれば、議会も傍観できないことはもとより、市長も意見を申さなければならないときがやってまいります。市長はこの問題をご存じでしょうか。そして、今後この問題に対してどう対処していかれるのかをお尋ねをいたしたいと思うのであります。

次に、本庁舎の建設であります。昨日同僚の議員が質問をいたしましたですけれども、簡単に私の方からも質問をさせていただきます。

市役所の本庁舎につきましては、土佐山田町の時代から雨漏りが始まっていること、手狭になって教育委員会を初め幾つかの課が分散していること、課が分散することによりまして行政機能が幾分低下せざるを得なくなっていること、及び住民に不便を来していること、地震対策を講じる必要があることなどのため、改築しなければならない時期がきております。香美市になりましてからは、行政の規模が大きくなった分、庁舎がますます狭くなったわけであります。一方では、借家住まいの課があることによりまして、かなりの賃料を支払っておりますけれども、もったいないと思うのであります。庁舎の建設は合併後5年以内実施するとの約束事がございますけれども、しかし、賃料の支払いのことを含めまして諸般の事情を勘案しますと、先送りしないで一月でも早く建築すべきであり、またそうすることが得策であることは言うまでもないのであります。建築をするに当たりましては、場所の選定、規模、工費など難しい問題をクリアしなければなりませんので、有識者を交えましたプロジェクトチームを早急に立ち上げまして、建築に向かって進んでほしいと思うのであります。鈍行や特急を飛ばしまして新幹線のスピードで取り組んでいただきたい、このように思うわけであります。

次は、市の存在感を高める政策についてであります。

全国のどこの自治体もそれぞれの特色を生かした静と動をアピールすることによりまして、我が町の存在感を高めようとする時代に入っております。我が香美市につきましては、その存在感を高めるための条件が多々あるように思います。また、そのために充

実すべき事柄も多いようであります。初めに、その存在感を高めるための条件について気のついたことを幾つか述べてみたいと思います。

第1、香美市は専門家から地震に強い地域であると言われております。したがって市外の人たちに対しては、少しでも香美市に住居を建ててみようかという気持ちを起こしてもらうために、香美市は地震に強いよとロコミをしたいものと思うのであります。特に、市長や助役などは行動範囲が広いわけでありますので、アピールできる機会が多いと思われまますので、大いにアピールをしてほしいものであります。

第2、(秦山公園)子どもの広場は先日市長から報告を受けまして、利用者がびっくりするほど多いことがわかりましたが、本市の規模の(秦山公園)子どもの広場は近隣にはないようでありますので、大いにアピールいたしまして、市外の親子にもどんどん来てもらえるようにより一層の努力をしてほしいものであります。

第3、主として観光のことについてであります。旧土佐山田町の時代から野市はどんどん発展しているが、山田は寂れる一方だ、何とかならんもんかと住民から問いかけやあきらめの声を聞いてまいりました。そういうとき、私たちは返す言葉がなくいたずらに時が過ぎてきたのであります。といたしますのが実情であります。しかし、よく見、よく考えてみますと、これからは香美市の取り組みによりましては香南市と違った意味で存在感を高めることができると思います。香南市、特に野市は都市計画がしかれておりませんし、企業の立地条件を初めとする意図によりまして、多くの企業が進出し、そのためにぎわいがあることから、住民の言う発展があるのでありまして、特に行政の努力によってその発展と言われるものが導かれたものではないのではないかと私は思っております。ところで、企業は山田に魅力を感じていないようでありますけれども、香美市には観光、レクリエーション資源がたくさんございますし、文化的資源も抱えております。これらは、地域的に広範囲に点在しておりますので、これらの資源をどうやって線で結んでいくか、長い時間をどう活用するかなど工夫の要るところであります。さらに面的に魅力のある広がりのあるものが開発できればすばらしくなるものと思います。また、アンパンマンミュージアムと(秦山公園)子どもの広場をうまく結ぶ手だてをすればより効果が上がるのではないかと思われます。ともかく、初めは行政主導で識者を交えたプロジェクトチームを立ち上げて、知恵を出し合うなどの努力をしていかなければ香南市とは違った意味で存在感のある、魅力のある香美市となると思えてなりません。

次に、市の存在感を高めるための条件を充実すべき事柄について述べたいと思います。

第1、あけぼの街道の早期完成であります。香北町、物部村への出入りや災害時の利用のために、また工科大学、テクノパーク、龍河洞への出入りにもどうしてもあけぼの街道は早期完成が必要であります。ネックになっているのは、佐野へ抜けるトンネルだと思いますけれども、香美市選出の県会議員にも骨を折っていただきまして、県へ強力に働きかけまして完成を急ぐべきであると思うのであります。

第2、テクノパークの売却であります。これは県の仕事ではありますけれども、現場

が土佐山田町内にございますので、人口をふやすという観点から惜しまない協力をいたしまして、一日も早く完売できるように努力すべきであると思うのであります。

第3、美術館運営のことです。土佐山田町にある美術館は規模は極めて小さいのでありますのが、初代の三木京子館長が基礎を築かれ、現在の北泰子館長が美術館運営の多様といいますか、多面的といいますか、精力的な活動によりまして利用者が随分とふえているようであります。うれしい限りであります。このことにつきまして、私は日ごろから館長に敬意を表しているところであります。参考となると思われまので、石川県の金沢市に一昨年10月にオープンをいたしました金沢21世紀美術館について、まず述べてみたいと思います。ここは展示品が難解とされます現代美術が中心であるにもかかわらず、入館者は年間150万人で、実に日本の美術館の平均入館者の30年分に相当するという記録的な数字だと言われております。金沢市の人口は45万人だそうでありますから、高知市よりもはかるに多く我が香美市など比べ物になりません。したがって、入館者数を比べることは到底できないのでありますけれども、金沢の美術館は運営の工夫によりまして難解なものでも見に来てくれることを教えているのであります。その工夫といいますのは、子どもと地域に焦点を当てた集客に知恵を絞っているということであります。ただ、美術館の規模や館の中にレストランもあるなど、比較にならない点があります。本市の場合は、先ほども申し上げましたように運営について北館長が非常勤でありながら懸命に工夫されまして、入館者アップに努力しているわけであります。行政、教育委員会はぜひともこの館長をバックアップして館長が動きやすいようにすべきであると思うのであります。また、私たち議員や市の職員は、努めて作品の鑑賞に時間を割いて美術館に立ち寄るようにしたいものと思います。また、美術の鑑賞、特に難解な近代美術などについて希望者が館長から鑑賞の仕方を教えてもらうこともあっていいのではないかと、こんなにも思うわけであります。

次は、市有土地の維持管理についてであります。

市有の空き地で狭くはありますけれども、子どもの遊び場に適しておりまして、現実に子どもたちがどンドンと遊んでいる空き地があります。こういう空き地はあちこちにあると思いますけれども、ここで取り上げますのは土佐山田町秦山町2丁目の元町営の庚申住宅跡地であります。今、どこも少子化のため街の中でも、田舎へまいりまして、子どもの数が少なくなっているのが現状であります。あけぼの街道周辺にはマンションやマンション風の賃貸住宅が建ちましたことから、入居者は高齢者ではなく若い人たちがほとんどであります。したがって、子どもを含めた若者の家族が非常にふえております。山田小学校の教員から聞いたところによりますと、生徒の大方半分はあけぼの街道周辺に住む子どもたちであると、大げさかもわかりませんが、そのように言っているほどでございます。そのようなことから、ここで取り上げております庚申住宅跡地には、かなりの子どもたちが集まってまいりまして遊んでいるのであります。あけぼの街道周辺には、格好な遊び場がないからであると思っております。先日、そこを見て、

のぞいてみますと、サッカーボールが3個も転がったままになっておりました。ところで、この空き地の南側と西側に1軒ずつ住宅が建っておりまして、それぞれにガラス窓がございますけれども、既にボールでガラスが割られたことがある状態であります。また、子どもが庭に飛び込んだボールを追いかけまして庭に入りますと、子どもは好奇心が旺盛でございますので、どんないたずらをするかわかりません。したがいまして、その2軒のお家は窓を覆う、あるいはフェンスを設けるなどしてもらえないだろうかというのが願望であります。財政課は単なる市有財産の維持管理というとらえ方ではなくして、少子化対策、それから将来は国益に影響するこの少子化の問題、この対策の一環ととらえまして、そういう観点からの財政主導で維持管理をすべきではないか、このように思うのであります。

次は、自治会の立て上げと広報紙の配布についてであります。

香美市が目指しております住民とともに歩むまちづくり、つまり住民参加について、市は広報、広聴制度を積極的に活用することを目指しております。ところで、旧山田町の時代から問題となっておりましたけれども、行政が「広報紙は全町へ配布」と言いながら、自治会をつくっていない、特にアパートやマンション、マンション風の賃貸住宅の住民などに対しては配布されることが少ないのでありまして、そのため情報の共有にならないことが多かったのであります。あるいは、アンケート調査を実施いたしましても、この人たちの分が脱落していたはずであります。したがいまして、アパートやマンションの多い土佐山田町では、この人たちの自治会立て上げや、自治会への加入をどうするかが課題となっております。ところが、現実にはアパートやマンションなどの場合は結構出入りがございますので、自治会の立て上げや加入には難しい面がありまして、そのため、行政は情報の伝達に苦慮しているのが実態であります。だからといいまして、手のつけようがなく、このまま放置すればこの問題は半永久的に解決できず、住民とともにということはきれいごとになってしまうのであります。これについて、私は一挙に自治会の立ち上げというよりも、せめて広報紙などを交代で配布していただくようお願いをしてみることから取り組んでみてはどうかと思うのであります。その場合、全市的に寄附をお願いする、例えば歳末助け合いとかいったような、そのほかの寄附のお願いはどうするかが問題となりますけれども、そのときは広報紙などを配布してくれることになったところでは、そこに改めてのお願いをしてみる方法もあります。どの方法もだめであるならば、その建物の所有者なり管理者の承諾を得まして、建物の空き地の一角に簡単な広報紙などの置き場をつくって協力してくれる住民のところへ毎回送り、そこに広報紙などを置いてもらって、自由にとってもらうようなことも考えられるのであります。とにかく、工夫してみる必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

最後であります。中山間地域対策についてお尋ねをいたします。

針葉樹、広葉樹の豊富な山は国土を保全し、緑を守り、水資源を確保する、つまり水

を蓄え、生活水を保全し、土砂の流出や洪水を防ぎ、水を浄化するなど私たちの安心生活のもとをつくるという極めて重要な役割を担っております。これらは、林業や農業の守り手が山に住んで、山や田畑を維持管理することによって守られていくわけでありませす。そして、下流域の住民は、その恩恵を受けているわけでありませすし、したがって山の問題は単に山に住む人たちだけの問題ではなく、下流域の住民の問題でもありませすので、山をどうやって守っていくかをともに真剣に考えていかなければならぬのでありませす。そして、水源地の人々に感謝をしなければならぬのでありませす。

広報とさやまだ平成14年6月号を見ますと、4ページにわたりませす特集記事が載っております。それは山田堰井筋土地改良区のものでありませす。大見出しは、「水源地物部村に感謝米を」というものでありませすが、この記事の一部を紹介をいたしたいと思ひませす。「高知平野では、物部川の農業用水が隅々まで、まるで人間の血液のように流れ、大切な役目をしてひませす。源流の水は私たちの大切な命の水なのでひませす。平成13年の春に今まで経験したことのぬい大規模な渇水が起こりました。下流域では水が水田まで届かぬいところも出たため、改めて源流域の森林の保水の力を痛感したことでひませす。この水は山からの贈り物であることを再確認し、命の水をこれからはもっと大切に感謝の気持ちで守ってひこうではありませせんか。物部川水系の合同堰など管理する山田堰井筋土地改良区、組合員3,119名は、香美郡物部村に感謝米を寄贈することを決めました。土地改良区が水源地の保安林を所有、管理してひませす事例はありませすが、上流域からの用水で育てたお米を現物で寄贈することは全国でも例を見ぬい運動です。私たちが住んでひませす高知平野、香長平野は物部村の白髪山を源流とする清らかで豊富な物部川の水の恩恵を受けて発展してひませすきました。その昔、川の流れるところや水のあるところに人々が住み、集落が形成され、やがで野中兼山がつくった農業用水路が流域の荒地を潤し、農業を発展させ、また舟入川によって高知市の浦戸湾まで続く運河となり、上流、下流の交流を深め、県下第一の米の主産地が形成されてひませすまいりました。しかし、自然の物部川は渇水と洪水の差が激しく、安定した水利用はできませせんでした。そこで、上流域のご理解のもとダムが3カ所完成して安定した水供給がなされるようになり、特に永瀬ダムは一番大きく、物部村の人々に大変な犠牲をおかけいたひませすしました。このダムの完成によって山田堰より県中央部へ2市1町の農地にかんがひが行われ、農家の人々はそれまでの厳しい水事情から解放されることになりました。また、発電にも利用され、用水路を流れる水や、水田に流れた水は地下水の水源地や防火用水など生活に欠かせぬい命の水となっております。この命の水も上流域での山林地帯のたゆまざる育林と管理によってこそ、その恩恵にあずかれるものだと思ひませす。上流山林地帯の適正な管理とダムがなければ雨水は一挙に太平洋へ流出し、洪水の被害が大きいと考へられます。この意味で、物部川流域の上流部と山田堰受益地域とは一心同体の、いわば運命共同体と言へると思ひませす。上流部と下流部が協力し、流域全体を適正に管理し水利用を図ることが大切です。」以上でありませす。ここに山田堰受益地域とありませすけれども、上水道として利用してあり

まず土佐山田町の全体も受益者と言えるわけであります。先日、山田堰井筋土地改良区で伺ってみますと、平成14年から毎年物部町の湖水祭りのときに贈呈をしてるということでした。改めて3,000人余りの改良区の組合員の方々に敬意を表したいと思います。このことは、甫喜ヶ峯疎水によりまして、水源地から恩恵を受けていることへの感謝の思いも変わることはありません。

次に、山を守り、そこに住む人たちの安心生活についての投書が先日の高新一の欄に物部町の57歳の女性の文章が載っておりましたので、紹介をしたいと思います。

「私の卒業した学校は一つも残らないかもしれません。この美しい自然いっぱいの奥物部を、このままで次の世代へと残してやりたいのです。大人の私たちの責務です。何とぞ下流の方々の協力もお願いをします。田舎でも若い人たちが子どもを育て、豊かに暮らしていける生活が保障されればと願います。美しい自然の中で老いも若きもなかよくして水を、自然を、そして奥物部を大切にしていましょ。ともに香美市となった土佐山田町、香北町の皆様、よろしくをお願いをします。」以上でありますけれども、身につまされるような文章であります。これは物部町全員を代表した願望であり、市長へのメッセージとも受け取れる文章であります。私たち、下流域に住む者として心したいものであります。先ほど門脇議員から山の保水減少につきまして危機感を訴えられました。水源地の問題は深刻であります。山を守り、そこに住む人たちの安心生活をどう守っていくか、行政に課せられた責任は重い。この大きな問題を市の重要な政策の一つ、柱の一つと位置づけまして、昨日も、先ほどもいろいろ指摘がありましたけれども、具体的なあらゆる問題を集約をいたしまして、それぞれに検討を加えることはもとより、国や県の政策を取り入れまして、また、協力も得ながら、具体的な形で山を守り、そこに住む人たちの安心生活を進めていただきたいと思います。この問題は、市長の決断を要する大きな問題であることを指摘をいたしまして、答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いをいたします。

以上で終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩いたします。  
（午前10時40分 休憩）  
（午前10時52分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇慎夫君。

- 市長（門脇慎夫君） 植村佳三議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長の姿勢ということで、（土佐山田町）繁藤北滝本地域が低レベル放射線廃棄物の埋設地として計画が進もうとしているようだがということでありまして、その事実を知っているのか、また今後の対応についてということでお聞きをされたわけでありまして、この件に関しましては、行政に対しましては、何ら正式な話もあっておりませんし、内容に

についてはお聞きをいたしておりません。ただ、今年に入りまして1月と2月に関係者によりまして、地元に対して勉強会あるいはまた説明をされたということをお聞きをいたしております。そのような形でありますので、行政に対しましては、まだ何らそれに対する説明なり、また報告等もお受けをいたしておりません。そして、そういうことでもありますので、今後の対応につきましても、そうしたことがもし行政の方にあるとするならば、やはり慎重に取り扱っていかなければならない問題であるというふうに感じております。

庁舎の建設についてであります。ご承知のとおり、本庁舎、大変狭く、また同時に分散をいたしてあります。そうしたことから協議会の中でも特に庁舎建設につきましても、おおむね5年以内に建設をするというふうな協議会での話し合いもなされておるわけであります。そうしたことを考え、また同時に位置のことであるとか、また規模のことであるとか、そうした調整を図っていく上には、相当の期間も要るわけでもありますので、5年ということから考えますと、早期にやはりこれについての取り組みをしていくことが重要だというふうに考えております。体制が整い次第、さきの議員にもお話をさせていただきましたが、内部的な協議を進めていきたいというふうに思っております。

次に、市の存在感を高める政策についてということでございます。たくさんのご指摘をいただき、その対応につきましても、本市の存在感を高めるための、大変大きな材料であるというふうに考えております。特に、南海地震等の災害の観点から考えた場合にも、県下でも地盤の最もかたい地域だというふうにお聞きをいたしてありますので、災害に強い町としての存在感もアピールできるのではないかとというふうに思います。

また、高知工科大学のある町、またそれと同時にそれと連携してのテクノパークへの企業誘致、そうしたことによりまして、雇用の促進と、そして人口の集積を図れる、そしてそれを相まって町のにぎわいを高めていける、そういうふうにも思っております。また、それにふさわしいだけのアクセス道の整備、あけぼの街道の早期完成も待たれるわけでもありますし、同時に一部先行取得をしております佐野地区へ抜ける、いわゆるアクセス道、これにつきましても、既に県等にもお話をさせていただいております。このことによって香北町、物部町とのいわゆる一体感、そうしたものも増してくるわけでもありますので、早くこれの認可を取りつけれるような方向に県議さん等にもお願いをいたしまして、進めてまいらなければならないというふうに考えております。

そして、多様性に富んだ物部川流域の観光スポットの、それぞれの連携を図り、そしてピーアールをして観光客の増加と交流人口の増加へ向けての政策も実施をすることも必要であります。そして、今、多くの子どもたちでにぎわっております子どもの広場や、また同時にいろいろと植村議員からもお話をいただきました県内でも小さいながらもきらっと光っております美術館の存在というものも大変本市の大きな魅力であろうというふうに思っております。本市にはまだまだたくさんのかげがえのない宝物といたしましうか、そうしたものが多くあるわけでもありますので、それぞれにさらに磨きをかけまし

て、そして、安全で安心して暮らせる魅力いっぱいの香美市をアピールし、その存在感を高めていくことが重要だというふうに思っております。

以上、あとの質問に対しましては、各担当よりお答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 植村議員さんの市有地の維持管理につきまして答えさせていただきます。議員さんの新しい観点からのご提案ありがとうございます。

市内には、ご質問の場所以外にも遊休地はございますけれども、これらのうちでは不法投棄なんかがございます関係で、それを防ぐために有刺鉄線なんかを張りめぐらせて管理しているところもございます。財政課としましては、行政目的を持たない、いわゆる遊休地、普通財産なんですけれども、これは極力保持しないようにというのが基本原則でありますけれども、いろんな関連で、先ほどの場所でありましたら旧の町営住宅を廃止した残地ということもございますけれども、そういうところは極力売却をします。行政目的が済めば普通財産として売却をしていくという方針で臨んでおりますけれども、なかなか売却がうまくいかないということもございまして、今日に至っているということもございます。そうした中で、議員さんのおっしゃられた遊休地につきましては、子どもさんが遊んでもらえる場所でありますけれども、今の市の財政状況、それから管理体制の現状でありましたら、なかなかここにフェンスを張るということまではなかなか難しいというのが現状でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 植村議員さんのご質問、2点についてお答えをいたします。

まず、自治会の立ち上げ及び加入促進と広報紙の配布についてというご質問ですけれども、まず窓口におきましては、転居や転入等のタイミングで自治会への加入促進の案内文により呼びかけを行っておるところでございます。広報につきましてですけれども、アパートやマンションなどにつきましては、自治会として配ってくれているところもございます。また、自治会組織としてではありませんけれども、管理人等により施設ごとに広報配布の取り扱いをしてくれているところもございますが、ご指摘のように大方はそうした状況にはございまして、それ以外の入居者といいますか、配っていただけないような入居者につきましては、公共施設とか量販店等にて広報を手に入れているのが現状でございます。今回、合併に当たりましてはガイドブックの中にどうした場所にあるかとかいうような紹介も含めて書いてあったかと思っております。また、最近ではその町内会に属しておると申しますか、個人住宅の方でも自治会組織への加入をしないと、もしくは退会するといったケースが多くなりまして、広報についても個人郵送を求めることが多くなってきました。もとより自治会組織は任意の団体でございますが、一方で行政運営における役割にも期待をしております、こうした傾向は看過できないと考えてお



ります。また、行政事務の負担を考えると、現在は合併時のままで引き続き従前同様に郵送等について取り扱っておりますけれども、こういった個別郵送につきましては大変大きな負荷になっておりますところから、早急な検討、見直しを迫られておりました、早い段階で今後のあり方について再検討を予定をいたしております。個人郵送につきましては、自治会組織を育成するという方向にとっては反作用につながることも懸念材料でございます。行政の方からそういった情報を直に自分に回してくれるということなら、あえてその町内会に加入する必要はないというような声も、直に私どもが接しておりますので、そういったところで懸念を持っておるところでございます。なお、ちなみに香南市では個別郵送はしていない模様でございます。しかし、私どもは住民参加のためには、住民に情報を発する責務も行政にはありますので、個別郵送の見直しをすれば、住民と情報との接点について新たな工夫、創造を行うことも必要であると考えております。

次に、中山間地対策ですけれども、中山間地域では高齢化と過疎化が進行し、環境を維持することが困難になることが予想もされ、かつまた現実としましてはそうした状況が進行しているというふうに認識をしております。そのため、中山間地域の多様な機能の維持保全や、住みなれたところで生活できる、あるいはU・J・Iターンなどの受け入れについての諸施策の充実が求められております。本市の9割になんなんとする森林地域、イコール中山間地域におけます施策への取り組みにつきましては、本市の将来を左右することは言うまでもございません。そうしたことから、合併協議におきましては、中山間地域の振興について大きく議論をされてきたところですが、その経過の中で「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」という基本理念にまとめられたと認識をしております。この理念にのっとりまして、平野部と中山間、それぞれに住まう市域住民みんなが課題を共有し、中山間地域の振興への取り組みを進めなければならないと考えます。おっしゃられますように市政の重要課題としてこれから取りかかります総合計画については、ご教示、ご指摘、あるいはご提案をいただいた点をしっかりと抑えて策定に当たらなければならないということは言うまでもありませんけれども、植村議員さんがさっきご質問の中で言われました市長の決断をとということにつきましては、この策定の中で市長の決断もあるのではなかろうかというふうに、私は推察をしております。なお、県でも同じその課題を持っているということもございませうことから、こうした計画はもとより、いろんなその事業につきましても県とも連携を図ることが必要であると考えます。この連携の手法につきましては、県企画支援員をパイプ役をお願いをするのも新しいそのシステムであるというふうに考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 18番、植村佳三君。
- 18番（植村佳三君） 18番、植村佳三でございます。2回目の質問させていただきます。

最初は、放射性廃棄物の問題でございますけれども、この問題が具体化をして進む、それからまた行政の方に話がある、そういったようなときには、こういう問題はおくれない対応をせんといかんということがございますので、そこな点をしっかりとおくれないように対応をお願いをしたい、このように思います。

それから次の、市の存在感の問題でありますけれども、これは私が香南市の方との比較を交えましてお話を申し上げたわけですが、確かに香美市におきましては存在感を高めるための資源というものがたくさんあります。ですので、問題はこれを高めていくには行政マンのやる気次第だと私は考えています。ですから、これから私がよく市政を見守っていききたいなど、こんなに思っております。

それから、市有地の関係ですけれども、市有地の維持管理の関係ですけれども、せめて2軒の家に1つずつの窓がございますので、その窓にガラスが割れないような方法を講じることが、とりあえずできんのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、自治会の問題ですけれども、先ほど私申し上げましたように、アパート、それからマンションが一番の問題でございますので、その一角に私申し上げましたような場所を構えまして、そこに常に置いておくというような方法をとってもらえることはできないのかなど、こんなに思います。

それから、最後の山間の問題ですけれども、これは何と言いましてもきのうからきょうにかけて、それだけでも随分ととにかく山を守っていくということと、それからあそこに住んでおられる方々の安心生活をどうしていくかという、大きく分ければ2つの問題があると思うわけですが、それを1つの柱にしまして、たくさんの具体的な問題を掌握していただいて、どうしても継続的といいますか、永続的に守っていかないかんわけでございますので、これは市長の決断をどうしても聞かんといかん、私はこんなに思っています。そういうことでもう一度お答えをお願いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） 植村議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

繁藤の北滝本への問題であります、これにつきましては、おくれない対応をすべきではないかということでもあります。心して、やはりこうした問題につきましては対応してまいる所存でございます。

次に、この存在感を高めるためには、やはり行政のやる気を持って取り組まなければならない、当然のことです。先ほど申しましたように、たくさんの資源、有形無形の資源が本市にはあるわけですので、そうしたものにさらに磨きをかけながら、そして住民の皆さん方のお力もお借りして、この香美市の魅力を高めていく、存在感を高めていくということは大切なことでもありますし、当然行政としてもそうしたことに職員も一緒になって取り組んでいくことが大事だというふうに思います。

また、山間地域の取り組みについて市長の決断といいまししょうか、そうしたお話ですが、私も昨日から、またきょうにかけても山間地域の生き方、思いにつきましては、私

の可能な限り、思っていることはかなりしゃべらせていただきました。その思いは皆さん方にも通じていただいておりますというふうに思っております。しかしながら、それを行政にどのようにして反映をしていくのかは、これからいろいろな具体的な施策の中でこれを遂行していくことになろうかというふうに思います。そのことにつきましても、心で皆さん方の思い、そして山間地域の思いを心で受けとめながら、それをやはり行政の具体的な施策の中に反映をしていく、それが大事だというふうに思っておりますので、以上お答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 植村議員さんの2回目のご質問にお答えします。

窓に対する対策ができないかというご質問でございますけれども、近隣のお宅に迷惑をかけるということは、非常にいけないと思いますし、まずは子どもさんに対する遊び方の注意とかいうようなことで、注意書き等で対応していきたいと。そして、子どもさんにもそこで遊んでいただく分には構わないけれども、ルールを守って遊んでいただくということを学習していただくと。そこから対応していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 植村議員さんからの2回目のご質問で、広報紙の配布、入手方法についての具体的な提案をいただいたわけですが、先ほども申し上げましたように、現在ではその公共施設、これは市の関連施設、あるいは郵便局であるとかいったところ、それからまた量販店に置かせていただいて、手にさせていただくような方法もとっておるわけです。マンション、あるいはアパートの近くに箱をということですが、これは先ほど1回目のご質問の中で発言もございましたように管理者との関係もございまして、そのあたりとの話も必要であろうかと思っておりますけれども、このことについてはそういった公共施設、あるいは量販店に置くことについては、これまで議会の皆さん方からのご提案もございまして、そういう取り扱いをしてきた経過もございまして、先ほど私申し上げましたように、新しい工夫、創造によって広報を手にしていただくようなことも考えないか、あるいは情報が伝わる手段といいますか、そういったものを講じていかないかというふうに思っておりますが、例えば不特定多数の方々が利用される施設、店舗、今以上により広げていくということと、これはその手に渡す、入手をされるという部分では、紙そのものを持ち帰るということじゃなくて、情報そのものを手にしていただく、すなわち閲覧というような形も考えていかないか。よりいろんな場面で情報を手にしていただくということを考えていこうとは思っております。

元に戻りますけれども、箱等の設置につきましては、それぞれアパート、マンションの管理者等の部分もございまして、そこに送ったりなんなりするその手のこともございまして、ちょっと私が今ここでそうしますというご返事はちょっといたしかねますので、その点、今後検討するというご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○12番（笹岡 優君） 議長。

○議長（西村芳成君） 議事進行？

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの北滝本への低放射能廃棄物の埋設地の問題について行政側の対応としては、極めてあいまいやと思いますし、議会としてもこの問題をやらないと、これはもう市のイメージにかかわる問題が、地元では説明会をされよと。それを役場に、市役所に（話が）きてから対応するらあいう行政側の対応でえいのかと思います。こういう問題は政治的な背景がないはずがないわけですので、その辺を含めてやっぱり議会としても対応を考え…。

○議長（西村芳成君） 笹岡議員、一般質問で、それは緊急を要することについてはまた後で、議員の一般質問でありますので。意見としてはわかりましたので、後ほどお聞きいたします。

次、6番、小松紀夫君。

○6番（小松紀夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一部重複する部分がございますけれども、通告に沿いまして一般質問をさせていただきますが、その前に門脇市長におかれましては、合併の初年度という非常に大きな時代の転換期に、また三位一体の改革の影響による厳しい財政状況の中、香美市の初代市長に就任をされたところでございます。今後のご活躍をご祈念申し上げるところでございます。

それでは質問をさせていただきます。

1点目は、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

新市が発足をいたしまして早2カ月余りが経過をいたしました。旧3町村はそれぞれに特徴を持ち、またそれぞれに課題を持った中、香美市としてスタートしたばかりでございますが、この新市誕生と同時に早急に取り組むべき課題や将来を見据えた長期的な課題など、課題は山積をしております。数多くの課題の中には、合併によるメリットを十分に生かした効率的、効果的な行財政の確立や、多様な観光資源を共有した観光の振興など、合併効果による施策の推進や、合併によって地域の声が届きにくくなるのではないかという物部町、香北町の住民の不安に対する対応、さらに少子高齢化対策、広域交通網の整備、雇用の拡大など多種多様でございます。このようなさまざまな課題の中で、まず第一に取り組むべき事項といたしまして、旧3町村の住民の一体感の醸成ということが考えられるのではないかと思います。なぜならば、旧3町村の平野部と中山間地域の住民がお互いを理解し合い、一体となって香美市が直面するさまざまな課題を共有するということが、課題に取り組む際の住民理解にもつながり、円滑な政策実施につながると考えるからでございます。そこで、旧3町村間の住民の一体化を図るための具体的な施策をお伺いをいたします。

また、市長の所信表明にございました「声なき声に耳を傾ける」という言葉がござい

ましたですけれども、それを実践するために、例えば旧3町村単位での座談会等の計画があれば、それをお伺いをいたします。

2点目といたしまして、新市での政策調整についてお伺いをいたします。

さきの合併協議会では、旧3町村が実施をしてきました各種の事業や政策が調整をされましたが、中には新市で検討、また新市において調整、新市において作成、また何年かはその事業を継続し、その後事業の必要性に応じて調整をする、そういうふうになっているもの。またさらに新市においても引き続き実施する方向で検討するというふうな少し濁したような表現のものもございましたが、今後この香美市において調整がなされる事業、政策につきまして、調整作業の中に旧3町村それぞれの地域性や個性を持った、そのような意見、そういうものをどのように反映をしていくのか調整作業のシステムをお伺いいたします。

3点目ですけれども、重複する部分でございますけれども、新庁舎建設計画につきましてお伺いをいたします。

新庁舎建設につきましては、こうほく3町村合併協議会におきましておおむね5年以内に土佐山田町内に建設をするということが確認をされておりますが、住民の利便性、職員の職場環境、また耐震性等を考えますと、なるだけやはり早期の建設が望まれると私も思っております。そこで、建設計画のスタート時期をお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松紀夫議員のご質問にお答えをいたします。

市長の政治姿勢ということで、旧3町村の一体化を図るための具体的施策、あるいはまた声なき声に耳を傾けるためのこと、そうしたご質問をいただいたわけでありまして、合併をいたしまして2カ月余りがたつわけでありまして、そうした中でさまざまな事務事業等の対応等につきましても、この議会でもご指摘があるように、さまざまな課題もあるわけでありまして、そうした中で、よりこの合併の意義をやはりこれから先追求をしていかなければなりません。また同時にやはりご指摘のとおり、この旧3町村の一体感というものを早めて、また同時にそれを進めていくことがまず大切であろうというふうに思います。そのためにもまずはやはり不公平感のない行政を行っていくことが大変大切であろうというふうに思います。行政は住民に信頼される存在であらなければならないのでありますから、行政の仕事を通じて住民から信頼される香美市の確立を図っていきたいというふうにまず思っております。そして、具体的にも、今行政連絡会、あるいは地区長会ではありますが、そうしたものを物部、香北で開催し、また同時に一体感を図るためにも、全市でそれぞれ1回開催をすることを現在想定して進めております。また、それぞれの旧町村にはたくさんのイベント等もあるわけでありまして、そうしたイベントにも全市からの参加を呼びかけるなど、一体感のそのようなことからして、一体感の高揚に努めてまいりたいというふうに考えております。また、声なき声を聞くというこ

とは、私自身行政を預かる者としまして、大変大事なことであるというふうに思っております。住民の方が何を思い、そして何を伝えたいのか、そのことをいかに感じるということは大変大事な事であり、また同時に困難なことでもあります。しかしながら、やはり小さいことにでも心を砕き、また心で受けとめる姿勢が大事だというふうに思っておりますので、そのように対応していくことを心がけてまいりたいというふうに思います。そのためにも、できるだけ地域に出向き、そして地域の声を聞くことが重要と考えておりますので、私自身が小集落にも機会あるごとに出かけさせていただきまして、そして意見交換やら、あるいはまた交流をする機会があれば、そうしたことにも心がけてまいりたいというふうに思っております。

次に、庁舎建設についてであります。この件につきましては、既に多くの議員の方々からご質問があったわけでありまして、この本庁舎は狭く、また各所に分散をしておりますので、住民の皆さんには大変ご不便やご迷惑をおかけをいたしております。特に、なれない旧香北町、旧物部村の皆さん方には大変ご迷惑をおかけをしておると思っております。新庁舎建設につきましては、先ほども全員にもお話ししましたが、5年以内を目途に建設をするというふうな協議会内容がございますので、早期に取りかかることが重要でございます。建設計画のスタート時期ということでありまして、先ほど来申し上げておりますように、助役、収入役等の選任を済ませ、体制が整い次第、取り急ぎ内部調整を進め、具体的な建設計画を立てていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

あとの質問につきましては、各担当からお答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 小松議員の新市での政策調整についてというご質問についてお答えをいたします。

ご指摘のように、合併協議の段階で相当数の事務事業が合併後にゆだねられておることになっております。それぞれにつきましては、新しい体制の中で調整、検討が進められているものと見ておりまして、特に市長のもと執行体制を整えばその作業は随分加速されている状況というふうに考えておりまして、その結果としまして条例整備等の必要なものについては順次上程をされ、審議をお願いをしていくことになってございます。とにかく日々の業務を進める中でというか、走りながら考えておるような状況でございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。なお、3町村の意見のつきましては、それぞれに設置される地域審議会を初めといたしまして、関係団体等とのかわりなどさまざまな機会を通じて反映されるように、特に留意をしなければならないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、小松紀夫君。

○6番（小松紀夫君） それぞれのご答弁どうもありがとうございました。

1点目、市長の政治姿勢の中の一体化を図るための具体的な施策につきまして、各旧町村単位での地区長会、また全市での地区長会の開催ということをございましょうか、また全市的なイベントを計画をされるというふうなご答弁でございました。非常に大きな単位でのそういう交流を持つような行事やイベント等も一つのこれは一体感をつくるためには方法であるというふうに思いますけれども、さらにもう少し小さい単位でも交流をすることが考えられるのではないかと考えております。1つ例を出させていただきますけれども、現在この香美市内ではナイターでソフトボールリーグを行っていると思いますが、これは土佐山田町と香北町で別々に、土佐山田町リーグは旧土佐山田町内のチーム、香北町では旧香北町内のチーム、それに香北町のリーグの中に旧物部村のチームも1チーム入っておりますけれども、そういうことで別々にリーグ戦を開催を、実施をされておりますけれども、これを、できましたら香美市のソフトボールリーグとして1つにすれば、こういうスポーツを通じた住民の交流ができ、これまで以上に有意義なソフトボールリーグになるのではないかと、そういうふうに思います。このような各種スポーツとか文化協会、また小・中学校の教育現場、その他各種団体で子どもから高齢者まであらゆる分野でそういう交流を通じ、住民の一体感を醸成するというのも一つの方法ではないかと考えるところでございますけれども、市長の見解をお聞きしますと同時に、スポーツ関連、文化協会等ですから、もありますから教育委員会の見解もお聞きをいたします。

また、新市での政策調整につきましては、地域審議会等の意見等も聞いて調整をされていくということでございますので、そのように実施していただきたい、そういうふうに思います。

庁舎の建設計画でございますけれども、昨日来から同じ質問が出ておりますが、答弁の中では内部で作業チームを組織をまずして検討し、広く住民の意見を聞いていくと、そういうことでございますが、合併協議会の中か分科会の中でちょっととその辺の記憶が定かではないですけれども、この庁舎建設については旧3町村から同数の人選をして、そういう協議会のようなものを立ち上げるというふうなことを聞いていたような記憶がございますけれども、確認を兼ねましてご答弁をお願いをいたします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松議員の2回目のご質問にお答えをします。

全市的なイベントというふうにとらえられておりましたが、私、各種、各地域で行われているイベントに全市民が参加できるような、そういう呼びかけをしていきたいというふうにお答えをしたつもりでありますのでご了解いただきたいと思っております。

また、一体感につきましては、既にさまざまな協議会等も香美市、今までは旧それぞれの町の協議会等があったわけがありますが、香美市何とか何とか協議会とか、さまざまなそういう方向に既に進んでおります。また、同時にご提案いただきましたスポーツ

等のイベント等も、やはりこれから先そうした香美市の一体感を醸成するためには大変大事な部分であろうと思います。そうした部分につきましても配慮し、考慮していかなければならないというふうに思います。

先ほどの庁舎建設につきましては、先ほど言いましたように、まずどういうふうに取りかかっていくかということ、うちの中で話をしていかなければならないというふうに思っております。そうしたことから先ほど言いました、お話がございました各市町村での実践、そうしたものも改めてそうした中でお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の小松議員のご質問の中で、市長が1回目にお答えをいたしました3町村単位での座談会等の取り組みの件について、私の方から少し具体的に今考えておることをお答えをさせていただきたいと思いますが、まずその地区長会につきましては、香北、物部ではそれぞれ実施するということについては、それぞれの地域でこれまで確認をして決めてこられておることだというふうに承知しております。全市一体的なことにつきましては、やはり新しく市としてスタートした段階では、今共通認識としてお互いに皆持たなければならないもんがありやせんかということもありますので、それぞれがそれぞれでそういった会を持つことは必要ですけれども、全市としてみんなに集まっていただいて、そういった場でそれぞれが、どう言いましょうか、今お互いに、初めに言いました共通認識として持たなければならないようなテーマもあろうかと思っております。そういった部分について、行政としましては情報提供を、施設を、またお互いに抱える課題、問題があろうかと思っております。こういったことについてお互いに出し合う中で、そういうその状況を知っていただきたいということと、またあるいはどうか対応しているところもあろうかというふうに思いますが、そういった実践例を含めたものについてもお聞きするなど、そういった意見交換の場として全体に集まっていただいてというふうな考え方をしております。これまた時期的にはいつかということについては考えておりませんが、年度内には実施をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） ご質問がありましたので、私の方から教育にかかわることを述べさせていただきたいと思っております。

地域との連携ということで、ご承知のように土佐の教育改革ではすべての市町村に地域教育指導主事を置きまして、いろいろ取り組んで進めてまいったわけでございます。その地域教育指導主事が中心になりまして教育関係で地域ぐるみのいろいろなイベントと申しますか、それを進めておったものの調整を図ることが大事であったわけですが、実は、こんなことを申したらあれですけど、17年度には香北町には地域教育



指導主事はいませんでした。不要論といいますか、研修指導員はおったわけですが、けれども引き続いてやっておった行事もありましたので、一応3つのところから出しまして調整をしながらですが、本当に毎日が進んでおりますので走りながら、調整をしながら進んでいっております。例えば公民館活動におきましてはアシ舟づくりとか交流キャンプ、交流キャンプは昨日学校訪問をしました。アシ舟づくりはもう済みましたが全市に呼びかけております。また、育成センターで子ども会活動があるわけですが、それも間もなく立ち上げの方向でいっておりますが、全部単位子ども会は山田が50、香北が2、物部が1とかの数ですが、そういったところで活躍することも皆で話し合いますし、6月に行われますインリーダー研修も全市の小学校の子どもたちに呼びかけるようになっております。

それから、美術館活動ですが、美術館も10月だったと思います。11月だったかもわかりませんが企画展の中に新市発足の記念企画展として、山田、香北、物部の3カ所で同時開催をいたしまして、もちろん関連のある小原先生の作品も物部には展示をさせていただくというようなことで計画をしております。

それから、図書館につきましても、ちょっと中央といいますか、山田の図書館の館長もかわったということもありまして、先日も香北、物部の図書館の担当の者も一緒になりまして研修会を開く、県から指導者を呼んでそういうこともしております。それから連携をとっていく方向につきましても、今度の広報に載せるようになっておりますので、またそれも見てくださいと思いますが、そういったことでみんなが連携を取り合いながら、一緒にやっていくと。例えば物部の企画しておりますグリーン何とかというような企画も全部呼びかけるとか、山岳、山登りも全部呼びかけるとかというような方向はとっておりますが、まだまだ走りながらですので十分な話し合いはできていませんが、そんなことですのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は、任期中最後の一般質問を住民こそが主人公の立場で行いたいと思っております。

質問に先立ちまして、ちょっと1点、通告書の訂正をお願いします。8ページの行革推進法案関連で②ですけれども、「ADD」、学校関係で聞いておる「ADD（注意欠陥障害）」としておりますが、これが「ADHD（注意欠陥多動性障害）」と訂正をしていただくように、これは原稿ミスでございます。事務局のミスではありません。よろしくをお願いします。

それでは、順次質問を行います。

まず、行革推進法案の地方自治体への影響からです。

国家公務員を5年間で5%以上、地方公務員を4.6%以上純減するという行政改革推進法案が衆議院を通過しました。純減の主たる対象としているのは、公務員全体の約8割を占める地方公務員で、国が配置基準を定めている教育、警察、消防、福祉の分野で

の削減であり、この影響は地域住民の暮らしを直接支える地方に一段と重くあらわれることは必至です。例えば、消防庁の資料においても、管轄する人口が5万人未満の消防本部は充足率がわずか63.3%という数字が出ており、生活保護を担当するケースワーカーも国基準の84%の充足率に抑えられています。国基準は、ごく最低限のものであって、保育所などは基準どおりでは子どもの安全を守れないとして、自治体で上乘せして運営されているという実情があります。政府は、この行革推進法のほかに大手クレジット会社が国民年金保険料の徴収業務をできるような仕組みが組み込まれている市場化テスト法案も今国会に提出、会期中に成立させる構えです。これらの法案は地方の実情など顧みることなく、経済財政諮問会議の有識者と大臣の間で方向づけされ、閣議決定がなされました。全く国民不在の法案であり、合併したばかりの香美市にとっても市政運営に困難をもたらすものにとらえますが、まずこの行革推進法案への市長の見解をお尋ねするものです。以下、順次具体的にお伺いをいたします。

①の消防署ですが、国は人口などをもとに消防職員数を決めておりますが、本市においては常備消防職員の国基準を充足できているでしょうか。非常備の香北、物部、土佐山田の各分団の状況につきましては、昨日の爲近議員へのご答弁で明らかにされたところですが、各分団とも欠員が生じており、地域防災力の低下が心配されています。特に、物部などは今後生産年齢層の流出が危ぶまれ、人の確保がますます困難になってくるものと思われまます。昨日の質疑以上のご答弁は出ないかもしれませんが、今後の見通しについてお尋ねします。

次に、これまで消防費は3町村割り勘で賄われてきましたので、人口約5万人の南国市に匹敵する消防費を組むことができきておりました。ここに平成16年度のものですが、データがありますのでご紹介しますと、常備消防費につきましては、土佐山田町で2億9,000万円、香北町で1億2,000万円、物部村で9,500万円、そして非常備につきましては、土佐山田町で3,300万円、香北町で約2,400万円、そして物部村で3,000万円と合計5億9,000万円以上の消防費、南国は同じく平成16年度で6億円の消防費となっております。こういうふうにな国市に匹敵するような消防費が組むことができおったわけですが、合併によりまして財布が1つとなりました。これまでの水準を維持していけるかどうか、その影響についてお聞きをいたします。

次に②です。教育の分野です。行革推進法案では児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるとして、職員数、教職員の数を減らそうとしています。日本の小・中学校は現在40人学級が基準です。学校現場や保護者からは子どもたちに目が行き届かないとして、30人学級を求める運動が全国的に起こりました。こうした長年の取り組みの末、地方で独自に30人学級を始めるところも出、また文部科学省も昨年8月には35人程度の学級編制を立案しておりましたが、この法案が出るや計画を取りやめてしまいました。今、学校現場では教職員の多忙化、うつ病などによる長期欠席等問題となっている上、発達障害や児童虐待の対象となっている子どもなど、特別な教育支援を

要する子どもが出現しており、手厚い教員の配置が求められているところだと思います。

そこで、お尋ねしますが、香美市立の小・中学校で30人を超す学級が何クラスあるのでしょうか。また、今述べたような現状で教職員の配置はふさわしい数が確保されておりますでしょうか。そして、今後の見通しについてもお伺いをいたします。

次に③です。生活保護を担当するケースワーカーの充足率は、全国的には国基準の84%となっています。合併により、担当部署では福祉事務所としての事務の立ち上げや、障害者関連、介護保険関連のめまぐるしい改定とも重なり、大変な作業であったと推察されます。

ここでお尋ねします。合併で広い面積をカバーしなくてはならないわけですが、調査活動などへの影響はどうでしょうか。また、ケースワーカーの配置は国基準を充足できているのでしょうか。現在、1人のケースワーカーが何世帯をもっているのかお尋ねいたします。また、基本的に生活保護などの相談業務は本庁まで足を運ばなくてはなりません。香北町や物部の方々には出てくること自体が大変なことです。保護費の受け取りもやはり本庁まで本人が出向いてこななければならないのか、そうした影響についてお尋ねをするものです。

次に④です。香美市内の保育所の職員の配置状況はどうでしょうか。国の基準は現在ゼロ歳児3人に対して保育士1人、1歳、2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳児、5歳児は30人に1人という基準になっています。保育所の全国的な実情は国基準では運営が困難なため、基準の1.7倍の保育士が配置されていることが行革推進法案の国会質疑の中でも明らかになっております。逆に言えば、国基準どおりでは子どもたちの安全を守りかねるので、自治体としては上乘せしてでもやる必要があるということだと思います。本市においても、非常勤の保育士の補充などでやりくりしているところではないでしょうか。

以上、踏まえた上で保育所職員の配置状況についてお伺いをします。また、今地域の子育て支援としての機能も保育所に求められることとなっております。そして、そのニーズは年々高まる傾向もあります。運営状況の現状と見通しについてお伺いします。

次に、学童保育です。

先日も登校中の小学生が火をつけられてやけどをするという事件がありました。今、子どもたちをめぐる環境は最悪の事態となっています。保護者の心配も大きく、放課後の児童を預かる学童保育の役割は、今後ますます大きくなっていくのではないのでしょうか。学童保育はもともと必要とするお母さんたちや指導員さんらの粘り強い運動で支えられてきました。児童福祉法の改定で、6条に学童保育が位置づけられることにより、行政の支援も進んできたところです。香美市におきましても専用施設も1カ所ですが設置され、指導員の常時2人体制もとれるようになりました。そして、お聞きしてみたところ、学校との連携もスムーズにしております。しかし、まだまだたくさんの課題を抱えおり、体制はいつも不安定な状態です。

聞き取りによりまして、資料を作成しましたので、1枚目の資料をごらんになってください。市内に7カ所の学童クラブが設置されておりまして、まず、上からですが「片地（学童クラブ）」です。ここは始めた当初は一けただったと思うんですが、現在31人の登録人数を数えるまでになりました。常時22～3人の子どもが行っております。1年生19人中13人が新たに学童クラブに加入をしております。保護者負担金が6,000円、そして開所時間ですが、4月は1年生の関係で1時から、そして5月から2時半から5時半までという時間帯を開所しております。指導員数が常時2人体制ですけれども、3人でローテーションを組んでやっておると。そして、時間給ですが700円から900円まで。これはお聞きしてみますと、700円から始まりまして、何十円単位かで徐々に昇給がありまして900円まで。無資格の指導員さんには830円で頭打ちだということです。場所は片地の多目的集会所で行われております。委託によって運営をされております。

そして、山田小学校の「くじら学童クラブ」、ここも委託によって運営をされておりますが、現在登録者数が106人とマンモスの学童クラブとなりました。常時70人くらいですが、70人の子どもが一堂に集まったときの状態を想定してみますと、大変なものだと思います。保護者の負担金が1カ月5,500円、兄弟割を設定しておりまして、2人だと1人4,000円、合計8,000円の負担です。1時から6時まで専任の指導員さんが詰めまして、そして2時から6時まで通常行います。7人でローテーションを組んでおります。常時5人体制です。時間給は700円から800円の間、場所は元香美教育研究所、山田小学校の空き教室のようところが二部屋、三部屋ですか、借り切って使われております。

そして、楠目小学校にあります「うぐいす学童クラブ」は、昨年まで直営でしたけれども、今年から委託になりました。常時50人ぐらいで登録児童数は82人、保護者負担金は5,500円で、ここもやはり兄弟割を設定しておりまして、2人で9,000円です。1時から5時半まで、ほぼ常時3人体制です。そして、時間給は900円、これは直営のころからのものがずっと維持をされておりまして、新しい指導員さんであろうが、経験を積んだ指導員さんであろうが、初めから900円の時間給です。そして、専用施設です。交通費も支給されております。ここは学校訪問、心配な子どもさんなどがありますと、学校訪問をたびたび行うとか、それから学童のニュースなどのお届け、子どもを時には送ったりとか、車をたびたび使用しますので、一律3,000円の交通費を支給する体制をとっているようです。

そして、「香長学童クラブ」は、ここも委託です。そして、登録児童の数が43人、常時36～7人。ここも当初は二けたあるかないかで始められました。保護者負担金が5,000円、2時から6時半、3人でローテーションを組んでおります。時間給はごらんのようにおりで、場所は、施設はコミュニティセンターです。交通費はキロ20円の計算で支給をされております。

土佐山田町の宝町にある「たけのこ学童クラブ」ですが、70人の登録人員です。そして常時40人ぐらい、保護者負担金が1,500円。これは、ほかと比べて格段に安いわけですが、おやつ代に消えているそうです。障害児の方を4名あずかっている関係で、その加算がついておりまして、委託金がほかより格段に多額の委託金がありますので、そういうふうになっております。そして、常時2人、3人でローテーションを組んでおります。時間給についてはごらんとおりで、宝町の集会所で行われております。土曜日もうぐいす同様開所をしております。

「大宮小児童クラブ」、現在35人、そして保護者負担金はごらんのような状態で、開所時間も下校時から6時までと言っておりましたが、子どもたちは2時くらいからぼつぼつ来始めます。そして常時2人体制で時間給がこういう状態で、旧老人憩の家で、役場の近くの旧老人憩の家で運営をされております。ここは直営です。

そして、物部の学童クラブ（「もんべえクラブ」）につきましても、これは和田課長さんに私は直接お聞きしたものを表にいたしました。ごらんのような状況です。場所は開発センター、そして現在直営で運営をされている、こういう現状になっております。

それで、見ていただきますと、一目でわかりますように、同じ市の学童クラブでありながら、保護者の負担金、そして開所時間、土曜日の開所のあるなし、指導員さんの待遇もまちまちといった状況です。施設面の悩みでいいますと、まず「片地」では多目的集会所のホールをお借りしていますが、隣の部屋に土地改良区がある関係で、その土地改良区で事務を常時とっておられます。子どもたちが元気いっぱいだと相当な音量になりまして、指導員さんが気兼ねをして抑制しますが、すぐに元の状態で双方が困っております。また、健診とか高齢者学級のときなどは、そこを明け渡さなくてはなりません。

「香長」にもこういった面があります。そして、もともと多目的集会所でありますから、子どもたちがとりきるのには無理があるわけです。その施設面での悩みと働く時間が3時間で、こういった時給ですので、指導員さんが長続きをいたしません。「うぐいす学童クラブ」でもやはり指導員さんの処遇の問題、また最近学校同様に発達障害など丁寧な対応を求められる児童がふえておりまして、ますます専門性が必要とされております。

「香長」でも指導員さんの処遇の問題、保護者会の運営の苦労などお聞きしました。宝町の「たけのこ」では、舟入と山田小学校両方の校区からの児童を受け入れてやっております。子どもたちの屋外の遊び場がないことが悩みです。「大宮小」では学校から少し離れたところで行われておりまして、やはり専用施設への要望がありました。大宮小学校改築の折に校庭にという話も一時あったようにもお伺いをいたしました。また、宝町の学童クラブですが、先ほどご紹介しましたように、障害児を4名程度受け入れているということで、委託金もほかに比べて加算が多いわけですがけれども、ただ、この賃金で加配の指導員さんが必要数確保できているかどうかちょっと心配な点でございます。全体の聞き取りからうかがえるのは、専用施設を望む声と指導員さんの確保の苦労と処遇についてでした。子どもたちの状況からして、学童クラブが質、量ともに安定的に運

営されることが求められているのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。合併が年度がわりとか新学期の行事などとも重なり、事務は多忙を極めていると思いますが、香美市内の学童クラブの現状について把握をしておられるのでしょうか。また、こうした現状から指導員さんを市職員としての位置づけができないかどうかお尋ねをいたします。

次に、女性政策です。

1999年男女共同参画社会基本法成立施行の年、高知市内に男女共同参画センター、開館当時は高知市女性総合センターと言っておりました。愛称ソーレです。それができることによりまして、高知県の女性政策は目覚しく進歩しました。同基本法の理念に沿いまして、社会の慣習や制度、法の中にある男女の不平等に目が向けられ、それらの是正のため具体的な取り組みが動き出しました。ソーレでは第一線で活躍する講師を招いてのさまざまな講習会や催しを幅広く行い、女性の能力を高めるエンパワーメントの取り組み、またDVや児童虐待など家庭内暴力の防止にも力を注いできています。香美市でも女性パワーを磨き、存分にまちづくりに生かしていくようにするため、女性会館の設置ができないのでしょうか。拠点となる施設があれば、市内にある各所女性団体の交流の場、香美市の人材育成の場として生かすことができます。既存の空き施設の利用、例えば児童館との併設も視野に入れ検討できないかお尋ねをいたします。

次に、雇用の問題です。昨日の山崎議員とは違った観点からお尋ねをいたします。

格差社会ということが盛んに言われ出しました。小泉構造改革と結びつけて検証が始まっています。中でも不安定雇用の問題は深刻です。高知新聞の夕刊にもひとり立ちできない若者の実態がシリーズで取り上げられておりますが、ここに私の知っている例を一つご紹介したいと思います。南国市に住むA君、高知市のコンピューター関係の量販店に勤めています。A君は今の職場に週4日、1日9時間半、休憩時間30分ということで、そして時給750円のアルバイト契約で入りました。しかし、3カ月過ぎから勤務を減らされ、シフトも不規則になりました。バイトだから仕方ないと思っていましたが、月収は5万円に減り、健康保険、国民年金にも入ることができず、家賃を払うと食費も残りません。知人に食べ物をもらったり、空腹の余り食用油も飲んだりしました。ここで、そんなときに同じバイトの仲間が退職をし、A君はここでやらなければと思い立ち、知人と相談して職場と団体交渉を行いました。繰り返し交渉する中で、昨年5月に週40時間、時給800円、雇用保険、厚生年金、健康保険を約束させ、昨年9月には完全実施を勝ち取ることができました。これは、実話でして、ほかにも私の身近には長時間労働や残業代を支払ってくれないなど、無権利状態に置かれている話を幾らでもお聞きします。不安定雇用のもとに置かれると将来に希望が持てません。結婚も視野に入らず、少子化に拍車がかかります。また、税収にも大きく影響してきます。紹介したA君のように法令違反をやめさせ、労働基準法に沿って労働条件を改善させることがまず解決の第一歩です。これは基本的人権や生存権にもかかわる問題であり、これくらい

常態化すると行政としても看過できないのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。市の相談所の中に雇用問題を取り入れることはできないか。何でも相談等があると思いますけれども、労働問題の専門家を配置して行う必要があると思いますし、これこそが人権教育ではないかと思います。

以上、お尋ねをいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 昼食のため1時10分まで休憩いたします。

（午後0時02分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○副議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

西村議長が他の公務のため午後1時から早退をいたしましたので、ただいまから議長を交代をいたします。

4番、大岸眞弓君に対する答弁をお願いをいたします。

市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸眞弓議員の行政改革推進法案の地方自治体への影響についての答弁をさせていただきます。

大岸議員からご質問がありましたとおり、本市では合併したばかりでありまして、本庁、支所の業務量に応じた適正な職員配置や旧3町村の人事交流等も今後十分に検証していかなければならない状況となっております。合併前の旧3町村時代には、特に過去5年間で勧奨退職の廃止や、また合併により大勢の職員が退職いたしておりますので、4.6%減の数字だけで他の類似団体との比較できる問題ではないというふうに考えております。

以下、担当の方から答弁をさせていただきます。

○副議長（山本芳男君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大岸議員さんの行政改革推進法の地方自治体への影響についての1点目、消防関係のご質問につきましてお答え申し上げます。

初めに、常備消防職員の配置基準は充足できているかのご質問につきましてお答え申し上げます。

消防吏員は特別法であります消防組織法に基づく市町村長の補助機関たる職員であって、同法第12条第2項に消防職員の定数は条例で定めるということになっております。香美市の職員定数条例での消防の事務部局の職員は65人というふうになっておりますが、本年4月1日現在、57名でございます。消防には、消防力の基準というのがございまして、これまではこの消防庁の告示であります基準に基づきまして、各市町村において消防力の整備を進めてきたところでございますが、昨今の消防を取り巻く環境の変化により、消防の各分野において増大するニーズに的確に対応する必要性が一段と高まってきております。このため、時代に即応した体制整備を進めるため、新しい常備消防

体制のあり方について国の方で協議を重ねまして、昨年消防力の基準等について一部改正が行われております。改正では、名称も消防力の基準というこれまでの表現から、消防力の整備指針ということに改められております。各市町村が消防力の整備を進めるに当たっての単なる目安ではなく、この指針を整備目標として地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されております。この指針に基づきまして、職員数を試算をしてみますと105名ということになります。香美市にははしご車がありませんので15名を控除しまして90名が基準ということになろうかと思えます。本部職員は除かれますので、現在総務部門の11名を除いた現在45名がその対象になりますが、これを90人の倍とするのは到底無理ではないかというふうに思われます。この整備指針に基づく計算は、救急車の予備車を今現在配備しておりまして、2台ございます。また工作車を以前に導入しておりますが、必然的にこういった装備をしますと職員も確保すべきであるという、こういう論理になろうかと思えます。それは当然と言えば当然でございますが、「現有の体制でこれまでに火災や救急等においてその「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」(後に「対応に特に問題はなかった」と訂正あり)や、また支障はなかった」と聞いております。これまでなかったから今後もないかという保証はございませんが、これまでの発生頻度や実数での過去の統計数値等から判断いたしますと、計算上十分ではないにしても、不足しているとは言えないというような表現での充足だどご理解いただきたいというふうに思うところでございます。現実には救急車が2台救急搬送に出た後、もし火災が発生した場合など通常考えられますあらゆる想定に基づきまして出動態勢等の確認は常に万全を期しております。このように消防力の整備指針にございます地域の実情に即した消防力の整備に取り組むため、消防本部といたしましては人口や面積、また財政力等を勘案の上、当面は資機材の充実と訓練等による、職員が非常に現在若うございますので、訓練等による職員の職務能力の向上に取り組んでおりますので、ご安心いただきたいと思います、こういうふうに思います。

次に、各分団の機能維持について今後の見通しでございますが、昨日16番の爲近議員さんのご質問にお答え申し上げましたが、全国的に過疎地域や中山間地域では若年層人口の減少と近隣市町村への通勤者の増加等によりまして、消防団への参加を希望する住民が減少しております。地域における消防機関としてその役割を果たすため、消防団の機能を維持することは課題でありますし、責務でもございます。地域の安全確保にその能力を十分発揮できるよう基本団員の確保と同時に、それを補完します機能別団員制度など対応策を早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、合併による消防費への影響についてでございますが、予算書をお配りしたときに予算提案説明書にもございましたように、目的別の歳出で当初予算を昨年度、17年度と比較いたしますと、率で6.2%、金額で約3,000万円ぐらいの減少となっております。16年度は組合議会の関係もございました。また、公債費等が編成方法が変わってきておりますので、消防費のみを比較いたしますと約600万円程度の減少だとい



うふうに理解をしております。これは合併のいかににかかわらず、厳しい財政状況でございますので、歳出削減を図るには消防予算につきましても一定の削減はやむを得ないというふうに考えております。しかし、勤務体制が異なる勤務体制でございますので、手当てにつきましても一律削減をしておりますので、しかるべき時期に見通しを立てて増額をお願いしなければならないというふうには考えております。また、香北分所の消防ポンプ車が老朽化がしておりますので、これの早期の買い替え。それと消防力の整備指針にも示されております耐震性の高い新消防庁舎の建設というような当面の課題もございまして、これらに対応していきたいというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（山本芳男君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの30人を超す学級とADHDほか特別な教育支援の要る学級についてのご質問にお答えをさせていただきます。

30人以上のクラスでございますが、小学校4校で8クラス、中学校2校で15クラスとなっております。小学校は、ご承知のように1～2年生は30人学級、3年生は35人学級というのを導入いたしましたので、大宮小学校などではこれが多く採用されております。そういった関係で山小でもあるんですが、30人を超すクラスは率から言えば小学校は少なくなっています。ちなみに内訳を申しますと、楠目小学校が2クラス、山田小学校が4クラス、舟入小学校が1クラス、大宮小学校が1クラスとなっております。中学校におきましては、鏡野中学校と香北中学校は通常学級全クラスが30人を超しております。それで鏡野が12クラスで、香北が3クラスということで15クラスということになっております。少人数指導とか、習熟度別指導とかいうことを取り入れてやっていますが、この人数からくる面では中学校でよりわかる楽しい授業を創造することが大切であろうと考えております。

それから、ADHDほかの子どもに対する対応でございますが、これも前回のご質問でも、ある議員さんにお答えしたと思うんですが、そういう子どもではないかと思っても、学校や親たちがそういうような取り組みをしまして診断をしてもらうとか、病院へ通うとかいうようなことをしなければ、その人数として把握することはできないわけでございます。山田町内の学校5校で11人おります。その中には、障害児学級へ入級している者もいますし、通常学級に在籍して勉強している者もいます。児童支援としての加配は山田小学校と舟入小学校に1名ずつついております。が、教育支援センター、ふれんどる一むの方に教育相談員を3人雇っております。その者たちが延べ週9日学校へ出向きまして支援に当たっております。加配のいただいた数がいいか悪いか、多く教員を配置できるに越したことはありませんので、その辺はわかりませんが、今後につきましては子どもの様子も見ながら対応していきたいと思っております。ただ、教員の配置は私の大きな仕事であるわけですが、量もありますけれども、質も大変大事だと私は考えて、教員の人事異動には苦勞をしております。

それから、学童についてのご質問ですが、担当の課長の方からお答えさせていただきますが、ご承知のように去年度から山田町は教育委員会の方に管轄がまいりましたが、本当に話し合いもしましたけれども、十分な対応もできておりませんが、早くから合併しましたらすべてが委託になるというように決まっておりましたので、そんな点もあって私も腰が引けておったのかもわかりません。ただ、2月になりまして、今年の、直営で残っておりました楠目、大栃、大宮のうち楠目だけが委託になって、大宮と大栃は1年間だけ直営で残るということが2月になって専門部会で私も知ったわけですが、今のところはその2つが直営で、あとは委託となっております。ご質問にありましたように、安定的に場所や賃金、教育内容も考えていかなければいけないと思います。ただ、今年になりまして、「うぐいす」の先生と「香長学童」の保護者4人が別々ですが、私のところへ来てくださいますして、いろいろ話もしていかれました、また今後とも担当課長を中心に対応していくと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（山本芳男君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 私の方からは生活保護に関する件についてお答えをしたいと思います。

ケースワーカーは現在4名でございまして、平均で75世帯を担当しております。現下の厳しい社会状況の中で相談が相次いでございまして、その中にはもう既に80世帯を担当している職員もございまして、この4月からスタートした職員につきましても、72世帯を担当していただいております。非常にふえてございまして、ご指摘のように社会福祉法に決められております80世帯に平均でも迫ろうかという状況でございまして、これにつきましては、やはり職員の増員についても検討しなきゃいけない状況となっております。ただ、当初人員の配置は5名をいただいておりますけれども、課内の異動で1名福祉係の方に回しております。と申しますのは、昨年の郵政改革、衆議院解散というようなことで、日の目を見ないんじゃないかと思っておりました障害者自立支援法が、その後急遽成立することになりまして、この春から大幅な改正ということになりまして、この担当する職員がいないということで、本市の場合ですと最低2名程度必要なところなんですけれども、この担当する職員が必要ということで、課内異動したような事情もございまして、生活保護の方も、また福祉の方も職員は大変なご苦労していただいておりますというふうな状況でございまして。

生活保護に関しまして、支所への、余り負担をかけないようにというふうには考えておりますけれども、支所長を初め相当手を尽くしていただいた事例もございまして。支所での相談ができないというようなことで、本所へいかなければならないんじゃないかと、こういうお話がありましたけれども、非常に足が不自由な方でありまして、車上で生活している方とかいう場合には、直接現場にうかがったり、自宅にうかがったりしながらその事務をしております。

それから、生活保護の受給につきましても、支所で受けられますし、また振り込みと

いう方法もございますので、従来と変わりはないということで被保護者の方には格段の変更はないということでございます。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 大岸議員の行革推進法案関連で、保育職員の配置状況、運営状況の現状と見通しについてお答えいたします。

香美市におきましては、平成18年度は公立保育園10園で運営をしているところでございます。必要職員数は119名であります。約37%の44名が長期臨時職員でございます。近年、少子化対策や子育て支援対策により、保育園の果たすべき役割が大変大きくなってきておりました。そのために職員数も多く必要とされ、臨時職員に頼らざるを得ない状況になってきております。しかし、臨時職員にはやはり正職員のように責任を持たせられないところがあり、早番、遅番等のローテーションも組みづらく、保育をしにくいところがございます。今後、本市におきましては、旧土佐山田町から香美市へ引き継いだすこやか子育てプランを実施していくことに伴い、保育園が子育て支援の中核施設として子育て支援センター事業や、保育業務が円滑に推進できるよう職員の配置を要望もしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 大岸議員のご質問にお答えしたいと思います。

学童保育の現状の把握ができているかと、それと指導員の臨時職員としての位置づけについてですが、大岸議員、かなり詳しく質問の中で説明されましたので、それと教育長もかなり詳しく説明されましたので、重複するところがあるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。現在香美市には7つの学童クラブがあり、登録児童数は389人となっております。施設については専用施設を持つ楠目小学校の「うぐいす学童クラブ」以外は地域の集会所やコミュニティセンターなどの公的な施設を利用している現状があります。現在指導員数は臨時的な方を含めて23人と把握しております。経営形態で言いますと、委託方式をとっているのは土佐山田町の5つの学童クラブ、山田小学校の「くじら学童クラブ」「たけのこ学童クラブ」、楠目小学校の「うぐいす学童クラブ」、片地小学校の「片地学童クラブ」、香長小学校の「香長学童クラブ」ということになります。市の直営方式をとっているのが大宮小学校の「大宮小児童クラブ」、それと大栃小学校の「もんべえクラブ」の2つがあります。市としましては、合併調整の中でもでしたけど、地域の実情も考慮しながら経営形態は委託していくという方向で検討してきた経過もありまして、「大宮小児童クラブ」、「もんべえクラブ」についても近いうち、19年度ぐらいには委託方式で行っていかうということで調整をしております。学童保育におきましては、家庭環境の変化も言われてますし、放課後に子どもたちが入所して安心して生活を送ることのできるこのような施設の役割は大きくなっていると考え

てますので、今後とも各児童クラブと十分に連絡、連携をとりながら充実した児童クラブになるように努めていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 大岸議員の女性政策についてお答えいたします。

女性会館の建設につきましては、女性問題の解決や男女共同参画の推進に大変有効な施設であると認識はいたしておりますけれども、既存の施設を利用するとしても人事面や財政的なこともあり、現在は設置を考えておりません。女性政策につきましては、県の男女共同参画センターを初め、各関係機関と連携をとりながらの運営を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本芳男君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 大岸眞弓議員の雇用問題についてお答えいたします。

現在、社会福祉協議会におきまして、法律相談をはじめとして無料の各種相談を行っております。その中には、身の上相談や心配事相談も含まれ、仕事がない、あるいは生活が苦しいなどの相談もございます。その中で、高齢者雇用対策となるシルバー人材センターも活動しております。皆様のご相談の状況に応じまして、ハローワークや福祉事務所と連携することもございますので、特に雇用問題を取り上げて相談室の中に組み込むことは考えておりません。しかしながら、昨日山崎議員の質問にお答えいたしましたように、商工観光課の職員も切磋琢磨いたしまして、相談に来られた住民の方には親切丁寧に相談のお話をよく聞き、もろもろの補助制度もお示ししたり、必要な機関を紹介するなど適切な対応をしてまいりたいの所存でございます。また、同じくふれあい交流センターにおきましても同様に相談に応じております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。2回目の質問を行います。

それぞれに丁寧なご答弁をありがとうございました。ただ、ちょっと最初の行革推進法案に関連してですけれども、市長にお伺いしました所見、ご答弁いただいたご所見で私がお聞きしたかったのは、こういう法案がもし成立をしますと、地方自治体に対してどういう影響があるかが、どういう影響があるかというふうな、それについてどういうふうにお考えなのかという点をお聞きしたかったわけです。そして、他の教育長とか福祉事務所長、消防長についても同様です。この法案の中身ですね、これが導入されますとふやす方向ではありません。減す方向でございますので、その辺への影響等への見解をお聞かせ願えればと思います。

そして、ちょっと順不同になるかと思いますが、気のついた点から申しますと、学童保育に関しましては、私が最終的に聞きしているのは、安定的に運営していくために

その指導員さんを臨時職員としての位置づけができないかということに対してのご答弁がございませんでしたので、よろしく願いをいたします。

あと順次、再質問を行っていきたいと思います。各担当部署からのご答弁によりますと、いずれも十分に足りておるという状況ではない。そして、消防関係にしましたら、常備消防の職員、これは条例で決められておるということをお伺いしましたが、65人に対して57名、一言でいいましたら条例違反の状況ではないでしょうか。それで、ただ指針も示されましたけれども、対応によるこういう人員配置でもって、これまでにその対応にはその手落ちとか支障はなかったというふうに申されました。私はまさにここだと思っておりますけれども、今回の質問に当たりまして保育所の職員の方にちょっとお聞きをしたところ、人は足りておるけれども、ふだんはわからない。何も無いときにはこれでうまく何とか努力をしてやっておるけれども、何年か前にお昼寝の時間にぐらぐらっと地震がきたことがあって、そのときに起きておる子どもならパッと誘導ができるわけですが、寝ておる子どもをこの人員配置でどういうふうに誘導して安全を、子どもたちの命を守る行動がとれるかと、非常に不安であったというふうにお聞きしました。やはり何も無いからいいではなくて、何かあるそのときに非常時にどういうふうに対応できるかというのが、ここが私はやはり国の基準の意味だと思っております。さらに消防に関して言いましたら、広大な面積をカバーしなければいけないわけですので、おっしゃったように人員の確保等については、これからも早急に解決をしていただきたいと思います。

そして、ケースワーカーさんの、少ない人員で障害者自立支援法の関係もあって非常に苦慮されながら努力をされておるご様子をお伺いしました。所長のおっしゃったとおりにかと思っておりますけれども、私が心配しますのは、そういう現場で働いておられる職員の方の健康の問題を逆に心配をいたします。初日の質問でしたか、出ておりましたけれども、健康を長く害されておる職員もおられるということで、そういうふうにも影響もしていくと思っておりますので、なお、気をつけて業務に当たっていただきたいと思います。

それから、教育環境、教育問題ですが、教育長からのご答弁によりますと、やはりその30人を超すクラスが小・中、中学校は全部で小学校にも何クラスかあってというふうなご答弁でしたけれども、子どもたちの数は減っているのに、なかなか30人学級が実現しない。これは教育現場から上がってきた、そして保護者の皆さんから子どもの状況を見て30人学級を望む声がもう何十年も前からあるわけですので、何とか子どもの数が減ればクラスを減さないで、均等にクラスになべて必要な教職員を配置していく。そして手厚い教育をしていくという方向が、やはり少子化対策としても、それからまた教育の今荒れの問題が言われてますけれども、そういう教育の荒れを解消するためにも、そういう配置をしていただきたいと思います。学童保育に視察に行きましたときに、1年生の子どもさんがどこの保育に行きましても、まず私の周りに寄ってきます。珍しいからだと思っておりますけれども、それで、それとなく寄ってきて、名前を聞いて、それか

ら名前を言うと、うちのお母さんと同じ名前やとか、おじいちゃんがこうでねとかいう話をたくさんしてくれました。それに丁寧に私は答えて子どもたちの相手になったわけですけれども、非常にかかわりを持ってもらいたい子どもがふえておるなど。保育園でも言うておりましたけれども、自分の方だけ見てほしいという子どもさんがすごくふえてきて、きちんと対応すれば年齢を越したらそういう状態ではなくなっていくけれども、きちんと対応してあげなければ5歳になっても6歳になっても、やっぱり構ってもらいたい、いろんな、それがいろんなふうに甘えてくるとか、反発するとか、そういうふうにあられるというふうに言うておられました。だから、子どもには本当に小さいときから周りの大人が丁寧に対応することというのが、今一番大事なときだと思った次第です。こういうところへ、この国家公務員法によりまして、地方公務員をまだこれ以上削減する、それは基準を下げてのことですので、さらに現場が悪化すると思うわけですが、基準を下げて4.6%以上純減するというそういうことが行われました場合に、地方に対する影響、これ交付税にも関係してくると思うんですけど、そういう影響について何かありましたらご答弁をお願いをいたします。

それで、この行革推進法案の閣議決定されました経過につきましてちょっと述べまして、背景を説明をしたいと思います。この公務員の純減方針というのは、経済財政諮問会議の民間議員の作成した案というのがほとんど無修正で採用されたことが明らかになっております。民間議員とのやりとりの中で、麻生、今外務大臣ですけれども、当時の麻生総務大臣がこのように述べております。「GDPに占める、いわゆる一般政府の職員の人件費の割合というのは、日本はG5の国では最低の6.8%、フランスの13.5%、アメリカの9.7%、ドイツの8.0%、イギリスの7.4%というのが実態であるということも頭に入れておいていただきたい。日本だけが非常に多いという印象を持っておられたら、それは間違っている」というふうに述べまして、その民間議員の提案に対して抵抗をしております。経済財政諮問会議というのは、2001年の省庁再編の目玉として国政に関する内閣総理大臣の指導性を強化するとして、内閣府に設置されました。これ2枚目の資料でちょっとわかりやすいかと思って説明するのにつけておりますが、前回の議会の一般質問で笹岡議員が作成した資料ですが、これが一番わかりやすいのもう一度説明をしますと、上が以前の政策決定過程です。そして、下が小泉政権発足後の政策決定過程です。上の図で言いますと、この族議員とか省庁とか業界団体ですね、鉄のトライアングルと言われるところで調整をしまして、それが政策審議会とか事務次官とかに働きかけ、あるいは根回しをしまして、全体の政策が決定づけられて国会で決まっていたわけですが、小泉内閣になって自民党をぶっ壊すと言って、族議員を排除して郵政民営化も実施してしまったわけですが、族議員が排除されたのはいいとしましても、やはりそこに経済財政諮問会議という小泉首相が議長となった会議が政府の政策決定過程の中に入れられました。それがこの図のように関与しまして、政策が決められていくようになったわけですが、この経済財政諮問会議が一番、まあ言うたら右の表にありま

すが、注文なり発言をして政策が決まっていってるわけです。それで麻生総務大臣がこのように抵抗しましても、結局その経済財政諮問会議の案が通ってしまったということがあります。他の審議会などとは異なりまして、総理大臣が議長になって関係閣僚と民間の有識者4名で構成されていることは、今言いましたが、その表にありますように、4名の議員というのは、民間議員からはトヨタ自動車の奥田会長、日本経団連の会長でもありますウシオ電機の牛尾会長、経済学者の本間大阪大学教授、東京大学の吉川氏、これらの民間議員は諮問会議以来ずっと不動です。この4名が連名でこの表のように改革案など提案して、それを同僚議員である大臣と議論して方向が決定されるという運営になってしまっています。今回、質問に取り上げましたその公務員の定数削減計画というのは、2004年12月24日今後の行政改革の方針の中で、平成17年から21年の5年間に10%以上削減と決められました。同時に、ただ同時に国の方、政府の方は国民に必要な行政分野の増員は認めていく、こういう案は残したままで閣議決定をされていたわけです。しかし、この4名の民間議員が公務員の削減というのは数だけではなく人件費の削減もと閣議決定を覆しました。それまで政府がタブーとしてきた純減を削減の手法として強引に採用させてきたという経過があるわけです。こうした国会の動きが郵政民営化とか合併とかノンストップで進められまして、そのしわ寄せがすべて地方にきています。愛知学院大学の教授の宮井氏がこのように述べておりますが、「諮問会議による内閣の機能の篡奪、すなわち閣僚の多くが議論に加わる機会のないまま、内閣の一部のメンバーと数人の民間人、匿名のスタッフだけで政府の重要な政策や方針を事実上決めてしまう」という実態と述べまして、「財界という特定集団が国家機構の頂点に公然と入り込み、政府の政策全般に対して直接的かつ恒常的に影響力を行使する足場を得たことは、国民主権とこれに基づく代表民主性の原理をないがしろにするもの」と警告をしておりますが、まさにこのとおりではないでしょうか。選挙で選ばれる国会議員でもない財界の代表が閣議決定を覆してまで政府の政策を変えさせる、こんな異常事態は戦後の政治史上ありませんでした。今、地方自治体とか住民は小泉内閣に翻弄されていると言っても過言ではないと思います。昨日、山崎龍太郎議員へのご答弁で、いみじくも首長が言われたように、地方政治の長がどこに軸足を置いて政治をしていくかが厳しく問われているときだと思えます。

ここで市長にお伺いします。必要なときには、国のこうした政策と対峙し、香美市民の暮らし、福祉を体を張って守るという立場に立つことが求められているのではないのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

そして、学童保育についてですが、今後とも安定的な運営のために、知恵を絞ってくださるということでしたが、ちょっと二、三指摘もしたいと思います。直営と委託に分かれてしまった経過についてはお聞きをいたしました。本来私は直営でなされるべきものと思っておりますが、順次公平な扱いになっていくものと思われれます。それで、ただ、この一つ委託と直営があることがわかりまして、それでもその学童保育の最

終的な責任の所在は、やはりその設置者の市にあると考えてよいわけですね。これを1点確認をしておきたいと思います。そして、今、私が申しましたけど、指導員さんの処遇がこういう状態ですと、たびたび指導員さんがかわる、そしてそれから保護者の方は子どもが卒業したり、学童保育が必要でなくなりますと、保護者も離れていきますので、運営委員さんもしょっちゅうかわる、そのたびに指導員をどこかから確保してこなくてはならない、こういうご苦勞がもう延々続いているわけです。せめて、ですから職員、指導員さんを市の職員としての位置づけは無理かどうか、最初にもお聞きしましたが、お聞きしておきたいと思います。

そして、もう1点、学童保育の運営の仕方のさまざまは、地域性とかにも関係はしてくるかと思うんですけども、そういう特徴については考慮をしましても、交通費がつくとかつかないとか、それから時給ですとか、保護者負担金のこの格差ですとか、こういったものについては一定市としても基準を示して、そのように指導もしていくべきではないでしょうか。このことについてもお聞きをいたします。

それから、それに関連いたしまして、国、県からの委託金の積算根拠がわかりましたらお尋ねをいたしまして、私の2回目の質問といたします。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目の質問にお答えをします。

行政改革推進法案についての地方の影響についてどう考えておるかということですが、大変厳しい内容の中で、やはりこの法案が進んでいるわけでありまして、先ほど申し上げましたとおり、本市は合併をしたばかりでありまして、そうした今回出されておりますことを通じまして、やはり適正な職員配置や、またあるいは今後のこの市としての状況の中を踏まえて、検証していかなければならないと思っておりますが、しかし、こうした状況が出るということ自体、地方交付税の削減を初め、また広いエリアを持った行政区域としては、この削減につきましては大変厳しい状況になろうというふうに思います。また、こうした状況に対して、この進めてきておるプロセス、そうしたものについてはきちっと国に対して物を言う、体を張って阻止すべきではないかということですが、市長会などを通じてこうしたことには積極的に発言をしなければならないというふうに思います。しかし、同時にやはり私たち地方に住む者だけではなくて、一番この国政の中で、そしてこうしたことを身近く感じておる、特に国会議員、県選出の国会議員には、我々よりもっと身を張って、体を張ってこのことについては検討してもらわにや、私はいかんと思います。

○副議長（山本芳男君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

行政改革推進法案につきましては、先ほど市長さんの方からも申されましたので、私の方から教育関係について申し述べることは余りできませんが、ただこういったこともあり



まして、平成18年度の教職員の数につきましては、大分人数が少なくなるのではないかというようにヒアリングの中では言われておりました。言われておりましたけれども、県教委の努力もあったと思うんですが、実質余り数は変わってはおりません。香美市全体を見ましても、いろんな形で加配はついておまして、香美市全体で2人ぐらいでしょうか。きちっとした数は持っていませんが、減ってはおりません。いろんな形で各学校に今までと変わらない加配はつけてくださいました。議員さんがおっしゃった中で、議員さんが学童保育とか学校とかいろいろ行ってくだと、子どもたちが甘えてくる、丁寧な対応を教員がしているのかどうかというようなことがございました。確かに、子どもたちが今置かれている現状を考えますと、社会状況、家庭状況、学校の教員の指導方法とかもあろうと思いますけれども、初めに申しましたような社会状況や家庭状況も大きく私は影響しているのではないかと考えております。家庭でどういうように子どもたちが暮らしているのか、また学校教育として教員も人数がふえれば教育が十分できるものではないと私はしょっちゅう教職員には申しております。人数が多くても、やはりこの先生一人一人の人間性、指導力というのが大きくかかわってくるのではないかと、そんなにも考えております。いずれにしましても、昨今の現状に見られますように、子どもたちにしわ寄せがいつておるような社会現象でございますので、いろいろな面でどうすればいいかということは教育行政を預かる者として、またご指導いただきながら考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 2回目の質問にお答えします。

指導員として市の臨時的職員としての位置づけができないかということですが、市としましては、ずっとこれからある委託方式でやっていきたいという方向でやっておりますので、その委託料の中に指導員の費用等含めた形で委託していくということでやっていきたいと考えています。その中で、安定的に位置づけができるようなまた委託料等についても今後検討する必要があると思います。

それと、責任の問題なんですけど、市が委託するわけですから、最終的な責任はもちろん市の方にもあるように考えます。それと、あと開所時間とかいろんなさまざまな条件がかなりそれぞれの学童保育によって違いますけれども、一定の基準はやっぱり市としてこれから順次整えて整備していかなければならないと考えています。

それと、委託料の積算根拠ですが、これは国のいろんな基準単価がありまして、何人から何人までの学童さんを幾らというふうな基準があります。また、それに障害児の方を受け入れた場合は幾らとか、それを積み重ねるような形で国の基準に基づいて委託料を積算して出しております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 私の3回目の質問を行います。3回目といいましてもちょっと聞き漏らしがありました、2回目です。女性政策のその女性会館、あるいは拠点の設置についてですが、維持費とかそういう職員配置等の問題で、今のところ考えてないというふうにご答弁だったわけですが、これはやり方によって私は可能ではないかと思うんですが、職員の方を配置されないでも、町内のそういう女性団体の方を、そういう方を募って運営に当たっていただくとか、例えば土佐市などでは女性センターというところがありまして、そこはワープロ教室とか料理教室とかいろいろ、いろんな取り組みをされたりしておりますが、ここには職員の方が1人配置をされていたわけですが、そういう形でなくとも、そういうふうにはアリングを行って応募もしてみると、その運営に当たる方を。そしてその方たちがそういう拠点ができましたら、そこでいろんな企画を立ち上げて発信していくというふうな、そういう形でも無理なものかどうかご検討いただきたいということで、ご答弁をお願いいたします。

それから、雇用問題に関しましてですが、私が言っておりますのは、さまざまに相談事項がいろんなことで起きておるから特に必要はないということでしたけども、雇う方の雇用問題とかではなくて、道路条件の改善ということで法令違反をしている場合もあるわけですし、そういうことの詳しい方の専門家の指導があれば、自分で解決できていく、何人もの方がそれで助かっていくわけですので、そういう労働条件の改善についての専門的な知識を授けてくれるところとか、相談に乗ってくれるところ、これが必要ではないかという観点でお尋ねをいたしましたので、再度ご答弁を求めまして、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 大岸議員の3回目の質問にお答えいたします。

女性会館の設置についてですが、男女共同参画センターのような組織を考えておりましたので、やはり専門性の高い指導員がいるとか、またいうようなことも考えておりましたけれども、今大岸議員のおっしゃったような内容であれば、現在ふれあい交流センターで、またそういうようなことを考えることも可能ではないかというふうにも考えております。ただ、指導員とか職員のあり方についてはちょっと研究する必要もあるかと思いますが、最近、先ほどの質問にもありました障害を持つお母さんの方から相談がありまして、職員として置くわけにはいかない、事務局を置くわけにはいかないだけでなく、こちらを事務局がわりに会議室等に使って皆さんの会議をこちらで使っていただいているんですよ、私たちでできることは教えていただけましたら一緒に勉強していきたいというようなお話も進めておりますし、そういうことも含めまして、そのためにうちの施設もごございますので、そういう方面、また先ほどおっしゃっていただきました先進地などの研修もいたしまして、研究をしていきたいと考えております。

○副議長（山本芳男君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長(高橋千恵君) 大岸眞弓議員の3回目のご質問にお答えいたします。

労働条件の改善についての専門的知識についてのご相談ということでございましたが、やはり職員一丸となりましてご相談に応じて適切なそれぞれの機関を紹介するなどしてまいりたいと存じます。

以上です。

○副議長(山本芳男君) 2番、山崎眞幹君。

○2番(山崎眞幹君) 2番、山崎眞幹でございます。今期定例会の初日の市長の市政方針は、この地域の未来を託された者の真摯で、謙虚で、そして適切な現状分析を持って語られた静かな、本当に決意が市長の言葉で語られまして、市長の人柄がよく出た、まことに感動的なものでありました。私の心も本当に少なからず少し揺さぶられまして、うるうるをしてしまいました。かつて、行革の関連いたしまして質問したときに、これはリーダーというものはどうあるべきかというお話を質問したわけですがけれども、小さいものでは家族やサークル、クラブ、自治会でも会社、企業というような大きな集団であっても、あらゆる集団の方向性というものがその長の考え方や思いに負うところが大きいと考えるが、町長は行政運営の目的をどのように考えておられるかというふうにお尋ねをしたときのお答えもいただきました。こういう言い方はまことに失礼だとは思いますがけれども、今回の表明というものは、そのときのお答えとは比べ物にならないほど簡潔で責任感にあふれるものでした。いわく、声なき声大切に行政、地域資産の活用に心がける、調整項目を尊重する、身の丈に合った行政運営に努める、公正公平で市民から信頼される行政運営に努める、こういうことでした。そういう思いをお聞きすれば、あとは知恵を集め力をあわせてそれぞれの現場でそれぞれの方針に従って、粛々と行政を行っていくということだけでいいというふうには私は思っておりますので、あえてここで一般質問はもうしなくていいのかなというふうにも一瞬思いましたけれども、今回、私が市議会議員として任期最後の一般質問でもありますし、森本珠城議員もおっしゃっていましたが、次はないかもしれませぬので、ここで私なりに今までの思いをこれに残さないというか、思いをつないでおくために通告に従いまして順次お尋ねをしたいと思っております。今回の質問は、3月議会の質問のほぼ続きでして、質問事項は同じ本予算が調整されたことを受けて再度お尋ねするものと、さらに関連するものでございます。そして、あと一つ、きょう本当に私は何か市長に泣き所をつかまれたような気がしまして、2回ぐらい本当にまたうるうるとしてしまいました。一つは、地元の本当に選出の県議会議員の責任を言及されたとき、そして、国会議員の責任について今言及されました。これは本当に大事なことと思っておりますので、そういう気持ちを常に持って行政運営に当たっていただきたいというふうには思っております。

それでは、まず、香美市振興計画についてです。

今回、関連予算としまして委員報酬が30万円、委員費用弁償6万4,000円、製本費が76万5,000円、委託費600万円が計上されておまして、いよいよ始めると

ということになりますけれども、3月議会でも同じような趣旨で、つまり香美市振興計画の策定については香美市まちづくり計画の骨子を大きく変えるようなまとめ方は、合併時の公約に違反すると考えるが、委託とはどの部分を考えているのかとお尋ねをしました。今回の合併により、香美市全体が過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域に当てはまることとなり、旧香北町、物部村で立てられておりました過疎地域自立促進計画前期を受け継ぐ形で過疎地域自立促進計画後期が策定されたことなど、経緯、内容等につきましても一定の説明もありましたけれども、自治体の将来像を明確に示して、その運営上最も上位となるのは、香美市振興計画だと思えますし、今回はある意味で新しく市になったという意味ですけれども、ゼロからのスタートとなりますから、物事を整理し、見通しや風通しをよくする絶好の機会だと思えます。振興計画の目指す将来像というのは、それぞれの地域が望み、その実現についてはそれぞれの立場で努力を重ねながらとに進むことを合意し、その推進を行政に付託されたものでありますので、どの事業についてもその推進を図ることができることに越したことはありませんが、振興計画が総花で許された時代は既に過ぎ去ったものと考えています。それぞれのその推進が望まれる過疎地域自立促進計画後期にある事業についても、振興計画策定時にはいま一度精査をしながら香美市まちづくり計画の目次に沿った並べかえを行う必要があると考えますが、見解をお尋ねをしたいと思います。

次に、行政運営に当たっては、住民の意見が反映された運営に心がける必要性については言うまでもありませんけれども、どのタイミングでどこまでをということについては、異論があるところだというふうに思います。昨年11月9日に合併先進地でありまます安芸高田市で合併によるまちづくりにつき研修を受けた際の資料としていただいた、安芸高田第1次市総合計画策定に関する基本方針の3の策定体制、(2)の市民参加におきましては、このようにうたっております。「今回の総合計画の策定は、基本的には新市建設計画を踏襲する形で作成するため、住民意向に関するアンケート調査等は新市建設計画策定時に実施されており、今回は実施しないこととします。ただし、総合計画審議会においては、自治進行組織の代表者と幅広く市民参加に努めていきます」とされています。私もその考え方に賛成ですし、香美市の場合も香美市まちづくり計画の概要版、裏表紙にまちづくり計画の策定に向けての歩みということで、平成15年1月4日からずっと平成16年2月までの経過が載っております。そして、その香美市まちづくり計画概要版を全戸配付し、そこにある将来像をもって住民説明会を行い、合併を選択した以上、香美市まちづくり計画は行政が、これもさっき言いましたけれども、住民に対して約束した公約でありまして、香美市振興計画の策定に当たってはその経過と結果を尊重し、そこからスタートを切るべきだと考えます。成果品を得るまでの流れとタイムスケジュールをお尋ねした3月議会の答弁では、住民アンケートについての言及があったと思えますけれども、合併の前提となった新市建設計画をもとに総合計画の策定を図りながら、審議会です十分な審議をいただくという高田市の考え方についてどうお考えかそ

の見解をお願いをいたします。

続きまして、安芸高田市は平成16年3月1日の合併でして、ちょうど平成18年3月1日の合併の香美市にとっては、特に先輩でして、時期が同じ3月1日ということでありまして、特にその後の流れやタイムスケジュール等の点で参考になることがたくさんあると思います。先ほど言いました安芸高田第1次総合計画策定に関する基本方針の策定スケジュールには、庁内、市議会、審議会、市民、それぞれの分限と時間の流れがわかりやすく示されています。3月議会の答弁では委託の要因として、状況の変化や時間と手間などを挙げられていたというふうに思いますけれども、この資料に当てはめるとどの部分を委託業者にと考えておられるのか、600万円というお金ですが、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、同じく安芸高田市の第1次総合計画策定に関する基本方針の3、策定体制1、庁内体制では組織機構の違いはありますけれども、高田市と香美市の組織機構の違いというのはありますけれども、「総合計画の策定に当たっては全庁的な体制で取り組むこととし、本庁各部局幹事課に策定担当者を置き、部局内、部局間の総合調整を行うこととします」とあります。その体制で策定計画が行われたと思います。香美市振興計画の策定は、市政運営の大もとをつくる本当に大事な作業ですので、旧町村ごとの行政運営の違いや人員不足を初め、さまざまな要因はあるとは思いますが、何とか専任体制をとりながら時間をかけて十分な検討を行っていただきたいと考えるものです。3月議会の答弁では策定に当たって専任体制はなかなかとりにくいのではないかということでしたけれども、その見解について、それは現在もおかわりがないのかということについてお尋ねをしたいと思います。

そして、予算がつきましたので、香美市振興計画審議会の委員は、これも条例にのって任命されるというふうに思いますけれども、第1期目となる今回は、特に旧町村間の割合等もあり、一朝一夕にはなかなか難しいところもあるのではないかと考えます。各委員には、自治体の置かれている現状についての認識、そして合併に至るまでの経過、素案策定に至るまでの経過、そして何よりも地域に対する思い、バランス感覚などが問われると考えます。香美市振興計画審議会委員の内訳と合併協議会委員であった学識経験者の位置づけについてお尋ねをしたいと思います。

そして、振興計画についての最後の質問ですけれども、3月議会ではまだできていないということでありました、この香美市まちづくり計画で推計されておりました財政計画の現状と見通し及び主要施策に係る普通建設事業の概算事業費の現状と見通し、これを過疎地域自立促進計画後期との関連も含めてお尋ねをしたいと思います。過疎地域自立促進計画については、4年間でいろんな事業を盛り込みまして260億円というふうなお話もお聞かせいただきました。一方、このまちづくり計画におきましては、主要施策に係る普通建設事業の概算総事業費、10年間で206億円ですから、かなりの話し合いをしながら事業を精査していかなければならないというふうに思いますし、そのの

点も含めて見解というか、現状をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、地域審議会でございます。

今回、地域審議会として91万8,000円の予算が計上されておまして、委員の公募ももう既に始まっています。香美市のホームページでも委員さん公募ということで、公募しております。これが締め切りが5月22日ですから、まだ委員さんになりたい方は応募できるわけですけれども、私の知り合いも応募しました。したらしいです。話をお聞きしますと、ちょっと勘違いをしておまして、地域審議会というのは各地域ごとの審議会ではなくて、香美市全体の審議会だというふうに思ってた方がいますけれども、それはさておきまして、これ公募が始まっておりますので、設置要綱及び地域ごとの公募の現状、きょうは17日ですか、現在、22日の締め切りでございますけれども、17日現在の応募の状況ほか、これ15名の委員さんで構成するということにたしかなくてたと思うわけですが、昨日の総務課長の答弁等で地域のいろんなお話も聞くようなことを答弁をされてたと思いますが、そうすると、果たしてその15名の委員さんということで、どうなるのかなという気も若干いたしましたので、その委員さんの構成、そして並びにやはりこの合併に深くかかわってまいりました合併協議会委員であった学識経験者の位置づけ、これについてお尋ねをしたいと思います。

続いて、行政改革についてですけれども、香美市行政改革大綱策定までの流れとタイムスケジュールにつきましては、3月議会でお聞きをしましたが、それ以降の行革大綱策定に向けての進捗状況をお聞かせを願いたいと思います。検討委員会委員につきましては、5月に委嘱ということだったと思いますが、もう委嘱はされたのでしょうか。これもやはり3旧町村が一緒になりまして、最初の行革ですので、かなりその3町村にわたるある種の人員選定といえますか、選択に配慮しなければいけない部分があるのではないかという思いがしますので、その点も含めましてお尋ねをしたいと思います。

次に、保育園についてですけれども、これ、保育園運営委員会委員については、これはこの間まで保育所（運営委員会）だったんですけど、保育園運営委員会委員については、3月議会の答弁では市長決定後にとということでしたが、決定しまして、本予算で18万円が計上されています。これにつきまして、委員会の設置の時期、所掌事務、委員選定等委員会発足に向かつての進捗状況全般についてお尋ねをしたいと思います。

そして次に、本予算で、これ山田町時代のすこやか子育てプラン、これからの香美市の全体のいわゆる子育てプランの中でやりました保育所の、いわゆる新設整備、この中で重要なこととあります、A保育所、B保育所ということで、最初に整備するA保育所に子育て支援センターを併設していこうという計画があったわけですけれども、その計画が実施計画の中で見ますと、18年度から取りかかるということで、建設用地の決定、そして用地取得交渉をとにかく18年度でやりたいというその建設計画や実施計画が組まれております。そして、今回本予算の中で不動産鑑定料として173万4,000円が計上されております。これは、いわゆるA保育所、これの建設に向けての予算でしょう

か。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

次に、昨日同僚議員の質問に対して、私なりの課題も見つかりましたが、今の立場でやり過ぎるのも云々というコメントもされておりました。教育長にお尋ねするわけですが、私の個人的な思いといいますか、保育所に長年、私が昭和63年にこちらの方へ帰ってまいりまして、そこからのおつき合いになりますので、もう随分長いわけですが、その中でいろいろと思いをしてきたその保育所についてのさまざまな問題があります。そのことについて私の個人的な思いといたしましては、原教育長の指導力を今後も期待をしたいと思いますというふうに思っているわけですが、そのことも、そういうふうに私が思っているということを心の片隅に置きまして、実際教育委員会が、実際に保育所を、保育園を所管しての率直な感想と今後の展望、これは3月議会にもお聞かせをいただいたわけですが、再度お尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

そして、その次、これは山田町時代の12月議会のことだったと思います。これも同僚議員さんがアンケートのことについて、新改保育所の保護者がまとめたアンケートについての質問を聞いて、あらぬことか少し暴走しかかりまして、いろいろ口走ったことがあったわけですが、この新改保育所保護者がまとめたアンケート、いい意味でも悪い意味でも一石を投じているというふうに思うわけです。そのアンケートについて、その後どのような対応をとられたか。そして、今後何か生かせるものはあったのかなかったのか、その点についてお聞かせを願えればというふうに思います。

続いて、高知工科大学についてですが、工科大はご存じのように今年開学10周年を迎えまして、全学的にさまざまな企画が予定されているというふうにお聞きをしております。工科大ができるまで、そしてできてからこの土佐山田町というものがどれだけ工科大に対して有形無形の支援をし、ある意味貢献をしてきたかということについては別の、かつてお尋ねもし、やってきたわけですが、このはえある10周年ということで新たなスタートを切ろうとしている工科大、これについてその記念行事に絡んで、これに関連して、例えば今置かれております連携推進協議会やその他の場でこのことについて協議がされたり、また話題となったことのあるかないか、このことについてまずお聞かせを願いたいと思います。そして、3月議会でいろんな工科大との関連の事業なり、プロジェクトが進んでいるのではないかとということをお聞かせを願った一つの、その中の一つですね、商工観光課の方からお聞かせをいただいたわけですが、これ社会システム工学の草柳研究室と龍河洞の方で定期的に行われている活性化に向けての、できることからやっつけようプロジェクト、これは私が勝手に言っているわけですが、何というプロジェクトか知りませんので、そのプロジェクトを、今も月1回だと思っておりますが、定期的に龍河洞の方と話し合いを持ちながら進めているというふうにお聞きをするわけですが、その現状につきまして進捗状況等わかりましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

次に、本当に物部川です。

この物部川、本当にこれはもうずっと言わせ続けてもらってますけれども、この物部川に関連いたしましては、関連してきょうも2名、3名とたくさんの心強い同僚議員の発言もあったわけですが、3月議会以降でも3月21日には高知工科大でみんなで考え、ともに行動する物部川と題してフォーラムとミニコンサート、そして4月23日には河口と片地川の合流点で一斉清掃、河口の方では42名の方が参加され、片地川の合流地点では189名が参加しました。この189名の中には高知工科大学社会システムの環境経営学の渡辺先生の研究室の学生がかなり、70人ぐらいでしたか、参加しまして、この学生たちは物部川ジャンボリーにも参加したわけですが、一斉清掃を行いました。そして、4月29日には物部川じゃあじゃあ降りと言われてますけど、また例によって雨の見舞われました。物部川ジャンボリーが行われるなど、その折には市長も朝から清掃、参加していただきまして、おまけに企画課からはお祭りやぐらをお貸しいただきまして、それに市旗まで立てさせていただいたという、非常にいろいろお世話になったわけですが、そういうふうにとたくさんのイベント等も開かれてやっ  
てるわけです。それぞれに活発な動きがされていますけれども、そういう関係者の本当に思いや願いというものと裏腹に5月7日からの雨で、これ11日現在ですが、これはこの質問通告書をつくった日ですが、目の前には本当に濁流が流れておりまして、きょう17日、私いつも橋を渡ってこっちへ来るわけですが、相変わらず濁水が流れているわけです。市長が議会初日に触れられました、これ10日の高知新聞ですが、10日の高知新聞の夕刊の記事は読んでみますと、7日以前の調査がもととなっていますから、そのときに鮎生育過去最悪と、濁水長期化が原因とこれになってたわけです。だから、これは7日の雨の前ですから、そのときでも過去最悪ですから、これはもう今年の鮎は息の根をとめられたかもしれないというふうに私は個人的に思っていましたら、案の定15日の夕刊の記事が出まして、「鮎漁第一陣物部川さお出せず。」こういう記事が出てしまいました。内容をちょっと、皆さん惨状はご存じだと思いますので、と思えますけれどもちょっと読んでみますと、「物部川は16年に相次いだ台風災害で上流域の山林が崩壊し大量の土砂が流入、以来まとまった雨が降るたびに濁水が長期間続き、鮎の生育環境が極度に悪化している。同漁協は落ち鮎漁の禁止や産卵場の造成などに努め、昨シーズンは約300万匹の大量遡上に成功した。ところが、今年は遡上期の2～4月に大雨で濁りが長期間継続、4月上旬に放流した稚鮎も定着せず、過去最悪の状況になっていた。物部川はこの日も濁ったまま。同日朝の同漁協の調査では、戸板島橋付近の水は透視度が8センチしかなく、同漁協の楠目幸成」楠目専務ですね、「も鮎の生息には最低でも30センチは欲しい。これでは来シーズンのための親魚は全く育たないだろうと肩を落とした」と。まさに思ったとおりの結果となってしまいました。もうこれは本当に一刻の猶予もないわけです。

高知県がこの物部川に清流保全条例、この物部川の清流保全条例をつくらうということやっております、それが物部川21世紀森と水の会に委託してまとめた物部川清



流保全計画素案、これあるわけですがけれども、それには50年後の物部川は100年前の物部川、「天然鮎が湧き立つ川」を目指すとされています。そして、そのために必要だと考えられるさまざまな施策がうたわれているわけですがけれども、先ほど言いましたようにこの清流保全計画は当初平成17年に成案をやる予定で平成15年に着手され、私たちが地域で活動する一つのNPOとしてその最初から参加をさせていただき、いろいろな意見も出させていただきやったわけですがけれども、この平成17年6月に環境保全課に成果品としてこの素案は渡されているわけです。ところが、5月11日、平成18年です、5月11日に清流環境課、清流環境保全課が清流環境課と何とか課に分かれたんですけれども、問い合わせたところでは、まだ庁内での検討や刷り合わせが行われていないということでしたので、このままでは平成18年度に計画ができ上がるかどうかもとても怪しい状況です。そんなことは何より、管理者がそこがだれであろうが源流域から中流域でこの川のおかげで暮らしを立てている当事者の私たちが、本当に刻一刻と深刻さを増すこの現状を目の前にして、だれかに言われなければいろんなすべての条件が整ってからでなければ、何か計画ができ上がってからでなければこの惨状に立ち向かえない、一歩も前に進めないなどということであってはならないと考えます。3月議会でも物部川に利水、治水、親水等がかかわるあらゆる個人や団体が一堂に会し、課題の共有や情報交換を通じてお互いを知り合い、豊かな清流を取り戻すために知恵を出し合うこと、その場が今こそ必要だと考えるが見解を問うと、同様のお尋ねをいたしました。きょう、ほかの同僚議員の質問に対する答弁の中でも、県も動きをさせていただいているというふうなこともあります。この後の質問で少し関連についてお尋ねをするわけですがけれども、本当にこの私の知っている物部川でも、永瀬ダムが50年になると言いましたけれども、ダム、多分できた直後ぐらいの記憶がずっとあります。そのときには本当に川面を澄んだ風が渡り、たくさんの生き物をはぐくみ、夏の子どもたちや川辺に暮らす人たちに楽しい川遊びや季節ごとのさまざまな恵みをもたらしてくれた物部川、そこにあることで人々の命を暮らしを支え、心に潤いを与えてくれた物部川、その懐で楽しく懐かしい日々を存分に当たり前に過ごしてきた私たちが、今この源流域から河口に至るまで静かに広がっている惨状を前にただただ立ちすくむのみなどということであったならば、香美市がどんなすばらしい将来像を描いても、この水系にはぐくまれてきた運命共同体としての地域に未来があると思えないわけです。これは3月議会でも言わせていただきました。ですから、今こそやっぱり香美市が率先をして物部川に豊かな清流を取り戻して、あした来る人たちのためにすばらしいふるさとをその人たちに手渡すための第一歩を当事者である私たちが本当に手を挙げて、このことについて一歩歩みを進めることが私たちの未来にとって本当に喫緊の課題だというふうに考えていますけれども、見解をお尋ねをしたいと思います。

きょう、同僚議員の門脇議員も山に対する本当に熱い思いの中で、保水力の点から緻密な分析と、そして今まで旧物部村で行われておりましたさまざまな試み、努力につい

てお聞かせをいただき、感銘を受けました。それも続けなければいけないというふうに思っております。その同じ視点といたしまして、物部川のやはり惨状の原因の一つというものは、その源流域の森林の荒廃でありまして、この問題に関しては源流域の森林に手を入れながら、水源地域の環境を全般的に整えていくことが解決への第一歩だということについては、門協議員と同じ意見だと、そのことについては皆さん余り異論がないというふうには思います。そして、そのための私が考えるそのための第一歩となるかもしれない記事が、これが4月12日の高知新聞に発表、掲載をされました。これが銘建工業が本県進出という記事でした。くしくも銘建工業には昨年11月10日、安芸高田市の研修の後でしたけれども、土佐山田町の議会議員として研修でお邪魔しまして、その当時、その折に木質バイオマス発電について、そして木質バイオマス事業利用の現状について、今後の課題と取り組みの方向性について、集成材の製品についての4点について詳しく説明をいただきました。そして、特に集成材に関連しては社長みずから、中島社長みずからが説明員となりまして、そのときたくさんの説明をいただきました。その中で木材の供給地としての高知県の可能性、魅力について言及をされておりました。そして、この4月12日の高知新聞によりますと、銘建工業は県内の業界関連会社などにも新会社への出資を呼びかける予定と。ラミナを含む板引きの製材工場を新設し、年間4万立米程度、4万立方メートル程度原木ベースでスタート、将来は状況を見て増産する計画だ。設置場所は未定だが、早急に適地を確保し具体的な事業計画を立てる。製造はすべて乾燥材と。当面ラミナは岡山の向上に陸送し、製材品は加工度により本県からの出荷も想定する。投資額は約10億円と、こういうふうに書かれておるわけです。やはり、山のことを考えたときに、そこに一つの企業を興す、森林組合その他の今までのたくさんの方々の努力は努力です。それも本当に敬意を表するものですがけれども、また一つの新たなそこに仕事というものを創造して、その中で、その銘建に行ったときに勉強させていただいたといいますか、チップをつくっていたわけですがけれども、それは産廃をいかにして再利用するかという視点でのことでした。だから、メインにちゃんとした仕事があり、その産廃がまた一つの価値を生んでいくというふうなシステムでしたので、すごく現実的やなというふうに私は思いました。今までの関係者の方々にはなかなかいろんな私たちの知り得ない、私の知り得ないこともたくさんあると思いますので、それがすべて正解だというふうには思っておりませんが、話をする、いろんな検討する一つの材料にはなるのではないかなというふうに思いますので、そのことについてお尋ねをしたいと思います。そういうこの銘建工業進出について記事が出たわけですが、その件について森林組合を初め、林業関係者からの問い合わせ等はあったでしょうか。

2点目が、この件につきまして県が、やはり県が少しリーダーシップをとっているようにも思いますので、県からの働きかけというものが行政なり何なりに対してあったでしょうか。

そして、今回の件と、県が主催しております「とさかみ木質バイオマスエネルギー勉強会」、これは毎月、私の持っている資料によると第4木曜日の夜に銘建の中島さんを初め、バイオマスに関係するいろんな方をお招きして講習会をやっている、勉強会をやっているものですが、何か関連があるのでしょうか。その点についてお聞かせを願いたいと思います。

続きまして、地域資産です。

市長も所信表明の中で地域資産の活用に心がけるといふふうに言及をされておりましたけれども、香美市は本当にたくさんの地域資産に恵まれています。しかし、それらの潜在、顕在している能力を必ずしも全部発揮し切れていないのが現状ではないかというふうに考えます。そこで、合併を機にそれぞれの資産を今までよりも多くのたくさんの目で、上から下から斜めから、いろんな確度から眺めて、これを広い意味で地域の幸せのためにと、知恵を出し合わなくてはならないというふうに思います。今回の予算では、観光コンベンション協会負担金が122万円、ちなみに平成17年度の土佐山田町の予算書におきまして、同じことではないかと思っておりますけれども、これコンベンション推進協議会賛助会費というのがありまして、これは多分同じかなというふうに思ひまして、名前は違いますが、これが37万円でした。それが今回の122万円ということになっております。そして、香美市観光協会運営事業補助金が146万3,000円、これは去年度は山田のことですけれども、土佐山田町観光協会事業費補助金が90万円、そして香美市の観光パンフレットを作成委託費が300万円ということですよ。これが計上されていますので、これらに関連して幾つかのお尋ねをしたいと思います。

高知新聞の5月9日の新聞によりますと、今年のゴールデンウィーク、4月29日から5月7日に県内の観光施設主要23施設だそうですけれども、利用者は18万803人、去年に比べて8.5%増だそうです。そして、アンパンマンミュージアムには2万4,447人、龍河洞には1万3,786人、のいち動物公園には2万1,520人というふうに利用者が発表されております。このアンパンマンミュージアム、龍河洞、のいち動物公園、そして、これをめぐります観光コンベンション協会、私たち香美市が122万円の負担金を出しております観光コンベンション協会が、この期間中にMY遊バスわくわく号というのを運行をいたしました。そこでお尋ねをしたいわけですが、このバスは、去年度からずっと運行されておまして、今年も継続的に運行されることになっております。11月の土・日・祝日までが運行されるわけですが、この間、このバスを利用してこの諸施設を回られたのは何名あったのでしょうか。そのうち、高知駅、はりまや橋、これ一便と二便だけなんですけれども、高知駅、はりまや橋から乗車した方は何名であったのかをお尋ねをしたいと思います。

私自身も実は5月4日にお昼の時間帯でしたけれども、中心にアンパンマンミュージアムから龍河洞、そして秦山公園を回ってみました。どの施設も本当にたくさんの方がおいでになってまして、ゴールデンウィーク期間中には秦山公園にもたくさんの来場者

があったのではないかというふうに思いますが、一体どのぐらいの来場者があったのかお尋ねをしたいと思います。

高知県の有名人、高知県唯一の有名人というのが坂本龍馬ということであることには皆さんそれについて異論はないと思うわけですが、ところがどっこい土佐山田町では、やはり身近といいますか、坂本龍馬の影は見たことなくても秦山先生や野中兼山のその方が身近であることには変わりはないわけです。その谷 秦山先生の名をいただいた秦山公園というのは、私は将来的には墓所の整備を含め、多数の整備計画をちゃんと立てて、あるかもしれませんけれども、香美市の文化拠点の一つとして整備することにより、この地域全体のより大きな幸せの種とすることができるのではないかというふうに考えますし、そうすべきではないかというふうに思います。そして、そういうふうな地域づくりの先槍、推進を行うのが行政の役目だというふうに思っていますので、そこでちょっとお聞かせをしていただきたいわけですが、秦山公園というものに期待する役割ですとか効果につきまして、以下の各課の見解をお尋ねをしたいと思います。企画課、建設都計課、そして生涯学習課、商工観光課。この方々の秦山公園に期待する役割、そして効果についてその見解をお尋ねをしたいと思います。

そして、香美市誕生を機に、香美市及びその近接観光地の紹介、宣伝並びに観光施設の充実、改善を図り、観光事業の振興と産業の発展を期することを目的とすると、香美市観光協会が新たに出発するわけです。この出発に際しては本当に私はこれだけのたくさんの資産を持っていますし、いいものをたくさん持っているわけですから、これは大いに期待をするわけです。その中で、事務局としての商工観光課は、この新たな出発に際してどのような抱負を持っておられるのかをお尋ねをしたいと思います。

次に、観光パンフレットの作成、これ300万円で、昨日、課長の答弁によりまして、もう既に市内の業者に製作を委託されたということでございましたけれども、やはりたくさんの関係者が見ても、だれが見ても十分すばらしいというふうなものになっていただきたいというふうに思いますので、やはり観光協会なりのメンバーとか、それだけではないと思いますけれども、中に分科会、そしてほかの学識経験者、より多くの意見を入れるための実行委員会のような組織をつくりまして、その案とか意見の集約ですね、それを業者の方とやりとりをするようなことをするつもりがあるのかないのか、私はそういうことを少し、ある程度、それはどこまでさっきも言いましたけど、いろんな人の意見を入れるかということに関連しますが、できる限り、ある程度やった方がいいように思いますので、そういうつもりがあるのかないのかということをお尋ねをしたいと思います。

やっと最後の合併記念行事に行きつきました。新市合併記念行事について3月議会以降の進捗状況をお尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

(午後 2 時 4 8 分 休憩)

(午後 3 時 0 1 分 再開)

○副議長(山本芳男君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

2 番、山崎眞幹君。

○2 番(山崎眞幹君) すいません、答弁者の方にお願ひします。いつもお願ひして  
ますけども、多勢に無勢ですので、ゆっくりと、たくさん聞いてますので、よろしくお  
願ひをしたいと思います。

○副議長(山本芳男君) 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長(濱田賢二君) 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。努めてゆっ  
くりお答えさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず、香美市の振興計画についてですけれども、暫定で300万円の予算をいただき  
ましたけれども、答弁のときにも申しましたが、私、やっぱり腹が膨れんという思いが  
ありまして、この際合併スタートの段階でしっかりした計画をつくりたいという思いか  
ら、予算の増を改めてお願ひいたしまして、さっき山崎議員から言われましたような金  
額といえますか、理解に基づいて予算が改めて計上されまして、上程をされております。  
ぜひ審議についてよろしくお願ひをしたいと思います。合併後の姿をどうするか、それ  
が合併合意の前提でありまして、その資料といたしまして作成されたものが、新市建設  
計画でありまして、本市では香美市まちづくり計画として策定されたものでございます。  
したがいまして、依拠する法律は違いましても、これから策定する総合計画が香美市ま  
ちづくり計画の骨子を大きく変えるということは当然考えられないこととして認識をし  
ております。この点を明確にした上でプロポーザルへの参加業者を求めたいと思っ  
ております。また、総合計画の策定手法といたしましては、これまでは3層構造で大体ど  
こもつくってきております。いわゆる基本構想、基本計画、実施計画というそういった  
構成とすることとなっておりますため、建設計画の目次に沿った並べかえが可能かど  
うかということが別にまた一步であろうかというふうに思います。そうしたことも含め  
まして、今後の策定作業につなげていきたいというふうに思っております。

それと、安芸高田市の策定の手法に係る見解をとということですがけれども、企画課とし  
ましては、総合計画はまちづくり計画よりもより具体的住民意識や意向を伺う必要があ  
ると考えておりまして、アンケート調査を想定をしております。なお、自治振興組織の  
代表者等の参加もという、安芸高田市の例が出されましたけれども、それも一つの手法  
ではありますけれども、安芸高田市は安芸高田市なりの組織の立ち上げの経過もありま  
すことから、我が市としまして生かせるべきところは取り入れていきたいというふうに  
思っておりますけれども、必ずしもそういった安芸高田市なりのことがありますので、  
そのあたりはご理解をいただきたいと思ひます。

次に、業者への委託につきましては、具体的にこの部分をどうということを示す段階

にはございません。例えばこの部分をこの計画の流れの中で切り取って、ここをその委託するという事にはならない、いわゆる一連の流れの作業はともに作業を進めていくという考え方ですので、どの部分を委託するかというようなことは具体的にお答えすることにはならないというふうに思います。むしろ、企画課といたしましては、この策定にどう望むのかということから申しますれば、いわゆる丸投げはしない。今回の計画策定は新市としての初めての計画となりますことから、業者とともに策定を進めることによりまして、これまで未経験でありました計画策定に係るノウハウの取得に最も重点を置き、かつそのマニュアル作成も行い、今後は自力での計画策定を行う道筋をつけるということを確認しておき、量的に処理しなければならないこと、あるいは法令のくりなどの中にもありますので、そうした部分については業者にゆだねること、今後はそういうことがあったとしても、基本的にそんなスタンスには次期以降の計画策定については立てないということに臨みたいというふうに思っております。言いますならば、基本事項やその法令に関する事などは、ともに作業をすることによりまして、計画書という成果品とともに、今回は計画づくりノウハウと、それに伴うマニュアルも成果品として手中におさめるという考え方でありまして、そのことについて担当職員との確認事項もしてございます。

次に、3月議会におきましては、総務課長からも答弁がありましたとおり、専任体制はとれないということの認識についてのご質問ですけれども、これは変わっておりません。むしろ一層厳しい状況に課全体がなっております。現在の人員でできる限りのことはいたしますけれども、従来よりの業務でも事によれば置き去りにしなければならないこともあると考えておりましたけれども、時間の経過とともに3町村での事務をあわせてもったときに、実質的には広報担当職員が1名増となっただけであること。また、合併初年度につき、年次をずらせて作業をするということにはなりません、同時に取りかからなければならないことがたくさんあり、今回の質問数を見ても理解をいただけたと思いますけれども、若干ご紹介をいたしますと、この策定作業の担当職員の所掌事務ですけれども、総合計画のほかに政策調整会議、政策主幹会議、電源地域振興指導事業、工科大学連携、ダム周辺環境整備事業、市町村活性化総合事業など、また今年策定することになっている中央広域市町村計画策定メンバーでもございます。それ以外にも定住支援促進事業や都度都度の各課にわたっての調整作業ともひとりになっております。そういった状況ですから、専任で事に当たるという体制でないということのご説明にさせていただきました。

次に、委員の任命につきましては、まちづくり計画との関連もございまして、合併協議においてかわられた委員については、相当の協力をいただかなきゃならないと考えております。特に、お尋ねの学識経験者につきましては、念頭に置いて調整に当たりたいというふうに考えております。

次に、高知工科大についてですけれども、開学10周年を迎え、それを記念する企画が

されているということについては、交流広場でその情報に触れた記憶がございます。具体の事業については承知をしておりません。工科大の連携協議会は、助役を副会長に充てていることもございまして、両者の間では助役が決定した後に早い段階に連携協議会の会議を開催したいということで調整をしております。その場で計画について話が出るか、もしくは今回のこともございますから、こちらの方からお尋ねをしたいというふうにも考えております。

秦山公園に期待する役割、効果についてということですが、一言で言いますと、本市の元気を高める一つの核施設としての役割を果たし、期待する以上の効果を果たしているのではないかとこのように考えております。先ほどの質問にもございましたとおり、願わくば、あわせてこの際、まさにそこに存在をします歴史、資産、こういったものを認識し、あるいはその一歩進めて学びの場としていただくようなことがあれば、これは幸いだというふうに思います。

次に、合併記念行事についてですけれども、3月議会以降は全く進捗しておりません。その折の答弁といたしまして、市長との協議を待ってと申し上げたと記憶しておりますけれども、市長が当選されて後協議を行った結果、庁議として全庁的に取りかかる必要があるだろうということで、助役選任等の体制が整った段階で協議を行うということになっておりまして、日程的にはこれから具体的に詰めないかん作業になってきますけれども、スケジュール的にはそういう形で臨んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 山崎議員さんの香美市振興計画についての中の財政計画の現状と見通し及び主要施策に係る普通建設事業の現状と見通し等の関連も含めて問うということにつきましてお答えをします。

まず、新市の財政計画というのは、計画期間内のすべての歳入歳出を予測するわけですから、将来の行政水準のあり方とか、それからまた普通建設事業で言えば過疎、辺地を含む普通建設事業の計画の中身というものに大きく左右されてくるわけです。このため、振興計画の進展を待たなければ正式な財政計画というのはできない、つくることができないということをご理解いただきたいと思います。財政計画というのは、財政サイドで勝手につくれるものではないと。どういうふうな方向でどういうふうにするのかということが、まず前提にありますので、それができない限り財政計画というのはちょっと立たないということでございます。ただ、その財政計画を立てる上で一番キーポイントとなるのは、やっぱり歳入の一番の基礎となりますところの一般財源の見通し、これは非常に大事な部分だと考えております。この一般財源の見通しにつきましては、これは早急につくりたいと考えております。ただ、今現在、いろんな制度がさま変わりしている現状でありますので、なかなか10年先を見越して一般財源を見通すということは非常に厳しいのではないかと。また、10年となるとちょっと推測に推測をせんと

いかんというようなことがあって、精度が落ちるのではないかというふうに考えますので、精度を高めるために5年程度の比較的短期な一般財源見通しを作成したい、このように考えております。財政計画をつくる際には、基本的には一般財源見通しを立てて、そこから固定的な経費を推計しまして、一般財源からその固定的な経費を引いた残り、残りと言うたら語弊がありますが、引いた後の一般財源に普通建設とか臨時的な経費と、それからまたそれに付随する特定財源を加算して、そういうものを足し込んで財政計画というのは立てていきたいと。そういうような形で立てることによって、比較的精度の高い財政計画というのが立つのではないかというふうに考えております。今までの振興計画というのは、基本的な理念とか方向性というものが主に中心となっております。そういうものが中心となった振興計画が多かったんですけれども、合併のときにつくったまちづくり計画ではそれを裏づけるために財政計画も立てておりますので、この合併の協議会でつくったまちづくり計画に近い形で、かなりシビアな財政計画も振興計画と連動しながらつくっていききたいと、このように考えております。そういうことでございますので、企画の新市の振興計画の進展に合わせて財政サイドとしましても、いろんな財源とかいうものを勘案しながら一緒につくっていききたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、蛇足でありますけれども、蛇足は言うに及ばんとは思いますが、今、財政計画は今ないですけれども、今の現時点での財政計画というのは、合併協議会で策定された財政計画が新市の正式な財政計画であると、このように認識をしております。それはなぜかと言いましたら、合併特例法の5条で指定された建設計画、そしてそれを裏打ちするための財政計画でありまして、これは県会の承認もいただいておりますし、総務大臣の承認もいただいていると、こういうことでありますので、現時点での財政計画というのは合併協議会でつくったときの財政計画が新市の今のところ財政計画であると、このようにご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 山崎眞幹議員の地域審議会についてお答えをいたします。

地域審議会の委員の公募が既に始まっている。その設置要綱及び地域ごとの公募の状況とほかの委員の構成並びに合併協議会委員であった学識経験者の位置づけを問うということでございます。地域審議会の設置につきましては、合併協議会で確認され、平成17年3月に議決された土佐山田町、香北町、物部村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協定書、これには合併前の旧町村ごとに審議会を置き、それぞれの審議会の委員は15名以内をもって組織するということになっております。また、委員につきましては、地域審議会の当該区域に住所を有する者で、要件といたしまして公共的団体に属する者、学識経験を有する者、公募により専任された者で各それぞれ5人以内ということになっております。各地域審議会の5月の、きょう付でということでもございました。



原稿を書いたのが5月12日でしたが、ちょっと確認をしたところ、きょう現在の公募の状況でございます。土佐山田町で4名、香北町で2名、物部町ではございません。応募があつておりません。それから締め切りは5月22日ということでございます。それから、合併協議会であった委員さんには、原則として地域審議会の委員として専任をすることとしております。ただし、今のこの予定の中にはその議会議員は除いております。また論議をする場がございます。そういうことで除いております。また、公共的団体に属する委員としましては、農協、あるいは森林組合などから委員さんを選任することとして、今現在準備を進めております。

それから次に、行政改革についてでございます。3月議会以降の行政改革大綱策定に向けて進捗状況について問うということでございますが、3月にご質問をいただきましてスケジュール的なものをお示しをしておりますが、それから行政改革推進本部会の本部長につきましては、助役を予定をしておるということでございまして、香美市での体制が整ってから庁内の組織づくりをまず行いたいというふうに考えております。今回は、本来なら平成17年度から21年度までの5カ年の計画でございますが、合併による関係もございまして、18年度から21年度までの4年間の計画になる予定でございます。また、総務省から新地方行政改革指針による地方行革の推進ということで、行政改革大綱と集中改革プラン、この2点ということになります。体制が整い次第取りかかりたいというふうに考えております。

それから、検討委員会の委員さんの選定につき、例えば旧町村ごとの配慮等のあるなしを含め問うということでございます。それから、委員さんについてはもう委嘱をしたのかということでございますが、民間の検討委員会の委員さんの選定については、もちろん旧3町村から選定をするようには考えております。委嘱はまだでございます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 山崎眞幹議員の保育園についてのご質問にお答えいたします。

まず、保育園運営委員会発足の進捗状況についてでございますが、保育園運営委員会の立ち上げにつきましては、現在内部での人選はできまして、これからお願いをする段階になっていきます。構成ですが、保護者の方、それから保育士、それから住民の方、学識経験者ということでございますが、その方々の構成で所掌事務につきましては、保育園運営上のことや、すこやか子育てプランの振興についてご意見をいただき、また話し合いをさせていただくものでございます。

次に、不動産鑑定料、予算に計上されているものですが、その目的は何かというご質問でございますが、最初にプランに基づき最初に取得する保育園の土地がA保育園の用地になると思っておりますが、新設園、A保育園・B保育園ともいつ候補地が出てきても対応できるよう18年度から両方の分の鑑定料を計上したところでございます。

次に、新改保育園保護者会のアンケート結果を受けてその後の対応についてのご質問でございますが、新改保育園ではアンケートをいただいた後に保護者会と懇談会をもちまして、一部ではあります改善できるところは取り組んでおりまして、その後も継続して職員会で話し合いを続けているところでございます。一方で、旧土佐山田町保育園におきましては、保育内容は各園間統一して行われてきた経緯がありまして、単独の園だけで保育内容を変えるのが難しい現実があります。また、場合によりましては保護者や担当課とも意見が相違するものがございます。今後においてであります、合併して所管が教育委員会へ移ったところでございますが、今後保育内容につきましては、教育委員会の中でも論議をいたしまして、教育委員会と園長会等現場との意見交換、また協議をすることにより、よりよい保育内容にしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本芳男君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎眞幹議員さんの保育園についてお答えさせていただきます。

いろいろと期待をされましてご質問をいただきますが、私も十分なこともできませんし、また、昨日も依光議員さんにも答えさせていただきましたが、大変私の今のこの議会における立場も微妙でございます、いろいろ言うこともはばかられます。しかし、再三再四何人かの方にご質問いただきますので、いつかは言わなければいけないかもわかりませんので、率直なこの今までの感想を言わせていただきたいと思います。

この1～2年ではないですが、私が不思議に思っていたことがあります。それは私もずっと、生まれてずっと土佐山田町に住んでいますので、いろいろ知っておるのですが、土佐山田町内の保育所ですね、今までやったら、保育所の運動会と七夕祭りだと思うんですが、よく黄色とかオレンジの紙で案内がまいます。ずっと各家にだれが配っておいでのかわかりませんが、郵便ポストに入っているのもう皆さん議員さんもご存じと思うんですが、私も神母ノ木におりますから、いつも入っております。それを見て私が不思議に自分なりに思っていたことは、日は違っていてもどこも内容が同じであるということ。そしてそのチラシを作成しているところが土佐山田町職員労働組合保育部と書かれていることであります。私の、多少数年前はその呼び名が違っておったかもわかりません。私は、ずっと学校に勤めておりまして、教育長にならせていただきましてからも地域との連携の教育が大事であると。地域にもいろんな方法で教育委員会としても知らせて、広報等で知らせていただきました。また育成センターだよりとか、PTAだよりとか各学校の知らせていただいて、皆さんにご協力を願っておりますが、教育委員会とか学校とかの、PTAとかいう発行のもとにやっておるわけでございます。そこが保育所と違うなど、ここ数年学校教育と保育所は違うなど思っておりました。それから、幼保支援課が同じ教育委員会のフロアにまいりまして、数カ月がたったわけです。

が、先日保育士の1年間の研修計画書というのが私のところに回ってまいりました。判はもうたくさん押してありました。教育委員会では私が最後の端ですので、保育、幼保支援課の職員の判もあったでしょう、もちろん課長や次長の判もありまして、私が判を押しました。まだこちらの方に余白があったので、本庁の方へ回っていった、私のところでとまりではなかったと思います。それを見ましたら、ある人の名前で、個人の、その人が世話役じゃないだろうかと思います。1年間、私も詳しくは覚えていませんが、サークルが幾つか、総務課で認められた職員研修だと思います。サークルが幾つかあると思うんですが、そのサークルの中でいついかにどんなことをするとかいう1年間の細かい計画がもう手書きでびっしり書かれておりました。私もそれを見まして、まあ毎年このようにやっていることだろうと思ひまして、だれに聞くでもなし、自分も判を押して次へ回しました。

それから、もう1点、正直にというかいろいろ言ってるんですが、今月号の広報には香美市内のすべての学校の案内を載せさせていただきました、小・中学校の。校長の方で書いてきました学校の経営方針を出したわけでございます。次、何月になるかわかりませんが、10園あります保育園の紹介をさせていただけたらいいな、したいなどは私も思ってるんですが、その前に実は、これは生涯学習課長と話したんですが、生涯学習大会というのをします。そのときに、しおりをつくって生涯学習の観点からどんな事業をしゅうとか、一番初めには教育委員会の方針とかいろいろ載せてあるわけですが、その中に小・中学校につきましては、今月の広報へ載せたよりはずっと詳しく1ページを提供しまして、学校の方針、重点目標、重点活動等を載せてあります。教育委員会に保育園もきましたので、そのしおりにも保育園も載せれたらいいのにねとか、載せるように頼もうかねえとかいうような話を課長といたしました。そういうような状況でございます。私が考えてみますのに、もう私が言うまでもありませんが、保育園と学校教育、生涯学習も含めてですが、管轄が違います。一方は厚生労働省であり、教育行政、今までの教育委員会内のものは文部科学省であります。義務教育について言いますと、文部科学省から指導要領とかいろいろ決まるわけですが、県の教育委員会がございまして、そして私たちの地教委がございまして、県教委と地教委はパートナーシップというようなことでお互いが連携をとりながら、校長に任せてあります学校に対しまして、管理運営を校長を中心に任せてあるわけですから、県教委並びに地教委が指導、助言をしながら、またPTAや地域の方々のご意見を聞きながら、校長が主になって学校経営をしておるわけでございます。そこが研修計画一つをとりましても、保育園と学校とは違うということがここ数日前にわかりました。私もそのもとであります保育園の厚生労働省から示されましたものをきちんと勉強しているわけでもございませぬ。これからはそういうことも勉強しながら、どういようにやっていったらいいかなと、自分なりに考えております。

先日、香南市の教育長にこういう話を聞きました。同じ会へ行くのでしたけれどもお

くれました、島崎教育長は。どうしておくれたかという、保育園の園長、小・中学校の校長と一緒に園長・学校長会をしょったので、いろいろ課題はあって、自分もきちんと、あの人は早くに教育長になることが決まったわけですから、先日の臨時議会で。自分としての方針も言い、話し合いをしておいたからおくれたというような話でした。私がどうなるかはわかりませんが、香美市としましてもいつの日か園長・校長会と一緒に開けまして、ずっと就学前から中学校まで縦の系列のとれた、しかも山田高校（後で「大栃高校」の追加あり）、山田養護学校、高知工科大がございますので、大学まで縦の連携をとれたすばらしい教育ができればそれにこしたことはないなと思っております。

以上であります。

○副議長（山本芳男君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

私には5点のご質問をいただきました。

まず、高知工科大学についての中の龍河洞活性化研究会、これが正式名称でございますが、進捗状況についてお答えいたします。3月議会でも申しましたように、現在も高知工科大学におきまして毎月1回勉強会を開催しております。3月の会の中で龍河洞の周辺地域を歩いてみようということになりまして、3月21日に研究会参加者が周辺調査・研究の踏査を行いました。また、4月の会では自然を大切にしながら上での長期的な視野に立って龍河洞周辺を魅力ある地域にしていくためにも合意を得たものから順次着手し、サクラ等の花木の植樹も順番に実践していこうということも再度認識したところでございます。山と川、棚田や歴史的な貴重な資源を残し、活用するため、地域周辺住民ができることから初めていくことを改めて話し合いました。次回は、7回目の会でございますが、5月24日、水曜日6時から高知工科大学で行う予定ですので、山崎議員もぜひご参加ください。

次に、地域資産についてでございますが、今年のゴールデンウィークはNHK大河ドラマの「巧名が辻」や「土佐24万石博」の影響で高知市への入り込み数が大変ふえております。その中で、アンパンマンミュージアム、龍河洞も上位に位置し、べふ峡もあわせて今後も香美市の重点観光地としてピーアールしていきたいと考えております。

MY遊バスわくわく号の乗客数は4月29日から5月7日の9日間で、403人の利用者数でした。また、JR高知駅発の乗車数は93人です。はりまや橋からは4月からの累計値ですが、25人、土佐山田駅は23人の乗車となっております。ちなみに5月4日は117名の乗車をいただきました。ルート変更によりMY遊バスわくわく号の成果は若干ながらも出ていると存じます。このバスに係る香美市の負担は、18年度は60万円となっております。

続きまして、秦山公園に期待する役割、効果につき各課の見解を問う、④商工観光課でございますが、商工観光課への秦山公園に対しての問い合わせも非常に多ございます。休日には多くの利用者でにぎわっており、親子たちがふれあう場として整備された優良

施設であると考えておりますので、今後さらに利用者の増を図るために観光パンフレットなどの掲載を充実させ、香美市への観光施設の一つにしたいと考えております。また、秦山公園及び土佐山田スタジアムの近くに食事ができるところがないとの不満の声も聞いておりますので、今後地場産品の食料を使った料理など提供できる販売施設整備を観光協会、商工会、各種団体等と協議を重ね、将来に向けた方向性を具現化できればと考えております。また、観光協会の事務局としての抱負でございますが、香美市となりまして、多くの観光施設ができましたし、熱意や思い出のある人材にも恵まれました。大変うれしく感じております。1人でも多くの住民の皆様にご覧いただき、一緒に香美市の自然のよさや施設を、そして歴史や文化、ひいては祭りや温泉などをピーアールし、ともにふれあい、交流を図っていきたくと思っております。観光協会は、会員の皆様にご覧いただき運営していく団体でございますので、会員の皆様のご意見、ご協力のもと進めていきたくと存じておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、観光パンフレットの作成に当たっては、観光協会に分科会や実行委員会のような組織づくり案や意見の集約を図るつものあるなしを問うのご質問にお答えいたします。香美市としましての観光パンフレットにつきましては、現在各旧町村の観光パンフレット在庫を考慮いたしまして、半年後を目途に作成するように進めております。できるだけ新しい写真を掲載したいので、取材や撮影の期間を考えますと、分科会や実行委員会といった組織をつくる時間がございませんでした。観光パンフレットの作成につきましては、商工観光課及び各支所の観光担当者と受託業者と協議しながら進めております。正確な情報を掲載するために、関係する課や団体、そして観光協会の理事会等には校正作業にご協力いただく予定となっております。また、定例議会での提示は時間的に難しいと思いますが、職員の皆様にもパンフレットに対するご意見や方針についてご教授いただければ参考とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎眞幹議員の物部川につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

常に、いつも山崎議員におかれましては物部川を切なく愛し、また思う心、伝わってまいります。そうしたことによりまして、山崎議員だけではなく、やはり香美市にとりましても物部川は切っても切れない川でありますし、なくてはならない川であります。その川がご承知のとおり、今は目も当てられないような流れ、惨状にあるわけでありまして、そうした状況を見るにつけ、その流域で毎日その流れを見て、また育ち、そして川と生活をともにしてきた人たちにとっては何とも情けない思いをしているのではないかというふうに察します。2月と4月、そして先日の大雨によりますところの濁流は先日も新聞に出ていましたように物部川の鮎にも致命的な打撃を与えることとなりました。

そうした現場を見たいという思いの中で、11日の議会の開会日の午後に支所の案内をいただきまして、岡ノ内の災害現場を視察に行きました。そして、同時にべふまで足を伸ばしまして、昨年の災害を受けたキャンプ場も見てきました。本当に自然のしわざとはいえ、本当にあれほどまでになるのかということをつぶさに見、またこの惨状をやはりこのままにしておくということは、香美市としては受け入れがたいことだというふうに感じております。豊かな清流を取り戻すためにも、やはり努力を惜しむことなく、本市だけではなく、関係機関、あるいは民間、行政が一体となって取り組むべきだというふうに思います。このことは3月の議会でも職務執行者にご質問をされたようであります。しっかりと職務執行者からは引き継ぎをいただいております。そういうこともつけ加えさせていただきますが、この現状につきましては、やはり機会あるごとに訴えていかなければならないと思います。本市だけでなかなかこの源流域の復旧等につきましては、厳しい件があるわけでありますので、県議会議員、幸いにして香美郡の、旧香美郡の3名の県議会議員は、この香美市出身の方ばかりであります。そういうことで、その方にも訴えていきたいし、また同時に国会議員にもそうした惨状もきちっと伝え、そして国の制度、県の制度、そうしたものを駆使しながら復旧に努め、同時に物部川の流れを豊かな美しい流れに取り戻していきたい、そんな思いをしております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） すいません、答弁漏れがありましたのでつけ加えさせていただきます。座った途端に反省をいたしました。「大栃高校」が抜かっただけだと思っております。まだ香美市の教育長になってないかと反省いたしました。訂正しておわびいたします。

○副議長（山本芳男君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

私への質問は、銘建工業が本県進出に伴う3点の質問でございます。

まず1点目の森林組合を初め、林業関係者からの問い合わせ等があったかということでございますが、合併後につきましては森林組合や林業関係者からの問い合わせは林政課には全くございませんでした。

次に、県からの働きかけ等はあったかということですが、これも県からの意向調査や打診は新林政課には全くございませんでした。マスコミ発表で初めて知った次第です。ただ、この企業進出につきましては、林野庁が進める新しい施策の関係がございまして、県森林組合連合会、林業関係団体とか、こういった企業等で前段での協議等をされておったようです。と申しますのは、今回、林野庁が進めます、いわゆる製材とかハウスメーカー等が生産計画を立てて、それに伴う原木の安定供給を図ることによりまして、地域材の利用拡大、森林所有者の収益向上、森林整備を図ることを目的とした新生産システムを構築するということとでございます。このモデル地域としてこの4月に全国11地

区が内定をしております。その中に、高知中央東部地域というモデル地域がありまして、香美市はこの中に含まれます。新生産システムに当たりましては、新生産システムモデル基本構想を策定しまして、林野庁に提出するものです。実施事業体としてまず最初に高知県森林組合連合会が名を連ねております。以下、素材生産業者、流通業者、木材加工業者、森林組合、その他の構成メンバーとして今回名前が挙がっております進出企業の名前がございます。

それから3番目ですが、今回の件と県が主催している「とさかみ木質バイオマスエネルギー勉強会」とは何か関連があるかということですが、ご承知のようにとさかみ木質バイオマスエネルギー勉強会は、県の森林総合センター内に事務局がありまして、加温ハウス農家等の会員の方、25名くらいですが、2月に銘建工業の視察を行っております。また、県工業技術センターではバイオマスボイラーを森林総合センターに設置しまして、既の実証実験に入っております。また、JA土佐香美では、ペレットボイラー導入及び普及を今後3年間で計画しております。この勉強会は本年3月から約1年間開催する予定と聞いております。現在のところの関連は、ペレット燃料の製造業者と、それを使用する農家との関連と理解しております。山崎議員さんのご質問は、企業誘致等を絡めてのご質問と思います。県に聞きますと、現在のところは企業進出の約束を取りついただけということでございます。マスコミにもう出たときには既に幾つかの物件の候補地がございます。もう既に視察を済ませておりますが、企業の条件を満たす物件がない状態です。企業は当然進出に当たっては最小の経費で最大の利益をもうけようとしています。私が県から聞いた一つの条件を申しますと、敷地は大体1万坪、しかも用水の単価は上水道じゃなくて、安価であること。また、20トントレーラーが入る進入路等が必要ということでございます。そういうことで、幾つかを視察しましたが、どこも該当するところが現在の状態ではないということとなっております。

○副議長（山本芳男君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎眞幹議員の地域資産について、秦山公園関連で答弁を申し上げます。

秦山公園の子どもの広場は昨年11月5日に開園をしまして、約半年が経過をしております。4月末までの入場者数は、7万4,530名でございます。ゴールデンウィーク期間中の4月29日から5月7日までの間は、1万2,827名、そのうち5月3日から5日までの3日間では6,910名が入場をいたしてございます。

次に、期待する役割、効果ということでございますが、秦山公園は、都市公園の近隣公園として整備を進めてまいりました。この近隣公園と申しますのは、子どもの遊び場や、子どもから高齢者が散歩、散策、運動ができ、市民にふれあいやゆとりを与えるとともに、文化的な生活のできる場を提供することを目的に整備をしたものでありまして、目的どおりに多くの方々に利用されているというふうに思っております。利用の形態ですが、休日の利用者は市外の方が多い。それから、平日は近所のリピーターが多いよう

で、今後も安心して利用していただくためにルールを守って使っていただくよう、利用者に働きかけたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、山崎眞幹議員の地域資産について秦山公園に期待する役割、効果につき各課の見解を問うというご質問にお答えいたします。

秦山公園内には、生涯学習課が管理する土佐山田スタジアムとゲートボール場があります。両施設は、社会体育施設として整備されたものであり、その視点からの意見を述べさせていただきます。両施設は、利用者の競技力の向上や健康づくりに役立っているほか、市民の交流の場となっております。公園が整備されるにつれて訪れる方々がふえており、一層交流が進むものと思っております。とりわけ、土佐山田スタジアムは、利用が増加していることに加え、プロ野球よさこいリーグや四国アイランドリーグの試合会場となっているため、県内外から多くの方々が訪れ、香美市の知名度アップにもつながっているのではないかと考えております。また、スタジアムを訪れた人が子どもの広場など、公園を知ることになり、公園全体として利用者増につながっているのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 暫時時間を延長いたします。

山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 2回目の質問を行いたいと思います。

あと残された時間18分ぐらいしかありませんので、なかなか大変ですけれども、まず、こんなに質問たくさんするのが悪いのかもしれませんが、この香美市の振興計画をめぐってですけれども、やはり私4年間、今年で4年目ですけれども、ゼロからある種、議会議員としてはゼロから携わらせていただきました。その中で、もう皆さんには当たり前のことかもしれませんがわかったことがあります。それは、やはりこの行政を運営していく中で、実はその行政運営の大きな根底となる2つの大きな柱があるのではないかと、いわば3つですけれども、そればまず一つは、法令と条例、法と条例ですよ。そして、地域の未来を、法と条例が一つであって、そしてもう一つは振興計画、そしてそのもう一つが、今先ほど前田課長の方も言われてましたけれども、その振興計画を裏づける財政計画があると。これで地域運営のいろんなものについてはこれがすべてもととなって運営をしていくというふうに、運営をされているのではないかと、やっと3年目の、もう4年目ですか、4年目の間際になって気がついてまいりました。ということは、それがもし間違いでなければ、やはりこの振興計画というものは、これから先のこの香美市の明日の姿を担うものですから、できるだけ慎重に、そしてこれは合併をして、新しい市になったわけですから、くどく言うわけですけれども、アンケート調査をして、そしてそれぞれの小委員会でも検討をして、まちづくり計画を立てたわ



けです。その中で皆さんがこの地域はこういうふうな振興をしましょう、こういうふうな振興をしましょうということできてるわけですから、とりあえずそれをスタート台にしない限り、先ほど企画課長の話では、アンケート、より多くの意見を伺うためというふうなことでアンケートという話がありましたけれども、それって私とは少し意見が違うなという気がしました。やはり、合併の前提となる皆さんに約束をしたこのまちづくり計画を、いわゆる財政計画と一緒に仮想の計画もありますよね、それも一緒に肉づけをしていく作業に、それに対してよりたくさんの時間を使うことが、本当にその公約を果たしていく第一歩、それができればもう本当にあとは、その盛り込んだものを粛々と苦労しながら、知恵を出しながら、努力しながら達成していくことではないかというふうに思うわけでして、ぜひ、そこの辺をもう一度、私はそういう見解なんですけれども、どうなのかなということについてはお答えをいただければというふうに思います。

そして、先ほど小松議員さんですか、小松議員さんの中で3町の、いわゆる一体感をどうすれば醸成できるかという話がありました。その中で、文化的なものとか、それからスポーツを通じての一体感の話がありましたけれども、私はこの振興計画をみんなで各地域からきちっと委員が出て、みんなでこれを検討していくことが別の意味で本当に一体感を図れる大きな道ではないかなというふうに、ずっと思っています。それを思っていますので、もう本当に合併協議会の終わりのころから、合併協議会の中でこれを始めようやないかとか、いろいろそういうことをずっと言いつつ、皆さんにご迷惑をかけたわけですがけれども、その気持ちは私はずっと変わっていませんので、何かスタートを大事にすることが、今一番大事ではないかなというふうに思います。その点、何か見解がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

そして、専任体制のことになるわけですがけれども、本当に厳しい状況はよくわかりません。厳しい状況はよくわかりますけれども、事ほどさように重大なことなんじゃないでしょうか。その振興計画をきちっと立てて、100年の計じゃなくても向こう5年、10年、その中に振興計画ができれば、今皆さんがいろいろと、きょうも何名かの方が庁舎の位置はどうかとか、いろいろお聞きになってましたけれども、これは私の個人的な見解ですがけれども、振興計画がきちっとできれば、自然とその庁舎の位置も決まるんじゃないかなというふうな気がしています。そんなことも含めて、ぜひお願いをしたいと思います。

そして、ちょっと僕聞き漏らしたかもしれませんがけれども、香美市振興計画審議会委員の内訳というのをお願いをしておりましたけれども、何か聞かざったような気がします。それに関連して、条例がありまして、これ、条例がありまして、僕も持っています。それで、市議会の議員とか教育委員会の委員、農業委員会、市の職員、市の区域の公共団体の役員及び職員、学識経験者、こうありますけれど、これはこれのとおりなのか。ちなみにこれ余談ですがけれども、この安芸高田市のこの同じ組織を見ますと、これがまだ並びが全然違うんですよ。安芸高田市の場合は、まず一番目に市民の代表ということ

です。その次が学識経験者、3番が市議会議員、4番が関係行政機関、各種団体の役職員、これが並びが逆、全く逆、それはどうってことないかもしれませんが、気持ちの問題かなみたいな気がしますので、これはちょっと余談ですけれども、お知らせをします。

そして、地域審議会についてですけれども、これ山田は辛うじて4名、まだ日がありますけれども香北は2名、物部はゼロということで、これ公募の委員がもしゼロだった場合はどのような割りふりをされるおつもりなのかをお聞きをしたいと思います。

保育園についてですが、この委員会、保育園運営委員会の役割というのは、これから本当にすごく大切な役割を担ってくると思います。そして、その新改保育所でとったようなアンケート等についても、ぜひそういう中で検討いただきまして、私もその保育所の現状というか、その運営されているシステム、そしてその保育内容についてのそういういろいろなことがあるかということは、十二分に承知をしています。そして、一時私もこの土佐山田町職員労働組合保育部が出した年間の活動の12カ月とじたものがあるんですけども、その表紙を飾ったことがあります。ちびっ子広場で、前に笹岡議員と一緒にときだったと思いますけれども、彼はドラムをたたきまして、私はギターを弾いて歌を歌ってという姿が、彼は映ってなかったような気がしますけど、私がこう映ってですねそういう時代もありました。あった中で、いろんな経過もあって今、今日にいるわけですけれども、この壇上に立たせていただいているわけですけれども、ぜひ教育長さんにもいろんな率直な意見を聞かせていただきましたので、結果はまたこの次の楽しみということで、ぜひいつの日か、やはりいつの日かこういうことをやりたい、こういうことを実現したいという気持ちが、私は一番大事だといつも思っています。だから、きょう本当に市長の態度といいますか、それに私は個人的にはすごく感銘を受けるわけですし、先ほどもありましたように、それぞれの地域の中で、それぞれの方がそれぞれの与えられた責任、特に公務員、特別公務員も含めてこの地域の振興、地域の運営を任された者の責任について、本当に率直に明確に言及をされて、それがうそ偽りがないということが伝わってくるということが、僕はすごく大事であります。私にとっては響きます。そして、教育長のいつの日かそういう会がしてみたいという、それもすごく私にとっては響きますので、それを期待をしております。

物部川につきましては、皆さんありがたいお言葉をいただきまして、市長からもいただきました。ぜひこれは私がここでお願いしたいのは、とりあえずそういう場を香美市として何かの形で1回設けてもらえないかなということです。そういう場を、どんな形でもいいと思うんですよ。その知恵が僕はないんで市長にお願いをしています。ぜひ設けてください。そして、きょうの午前の一問の質問で門脇議員さん言われてました。とにかくそれ以外にも、森については例えばリタイアメントタウン構想でありますとか、工科大の学生に対して少し開放して、そこでダッシュ村みたいなことをやってみたらどうかとか、そして、協働の森の話もありました。たくさんアイデアを持っている人が

たくさんいるんですよ。それをぜひ一度みんなの話を自分も聞いてみたいなという、聞かせてほしいという気がします。その中から最初の一步を、これは現場のある話ですので、その森をどうするかという話ですので、机上の空論ではありません。それを現場のある話の一步をぜひ歩みたいというふうに思っております。その辺の橋渡しの方をよろしくお願いをいたします。

地域資産についてですが、これやっぱりそのMY遊バスわくわく号ですよ、403人というのはある種さんざんな結果じゃないかなと、これは率直な意見です、思います。それで、課長の話だと18年度は60万円ということで負担をしています。この前のときに山田を通してという話をさせてもらったんですけども、これを見ると、山田を通ったはよかったんですけども、もう2回だけ1便と2便が高知駅からはりまや橋を通して山田に来て、山田に帰って来ることがないんですよ、山田の駅へ、たしか。何で山田の駅へ帰って来ないのか。私の言ったのは、山田の駅からアンパンマンへ例えば行って、そしてずっとのいち動物公園まで帰って、空港へ行って山田の駅、いわゆる空港と山田の駅というのを何でつなぐ線ができないのかなという思いで、こないだその話を、大分前ですけどもさせていただいています。その件について山田の駅がということで課長さんも骨を折られて、山田へ来るはよかったんですけども、何か来方がいまひとつ不満だと、私は不満です。その件について何か意見があったらお聞かせを願いたいと思います。

笹岡議員は時計持ってます、僕は持ってないんで後ろを振り返りながら、あと何分かなと思ってます。とりあえずはそこまでのことで2回目の質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、まちづくり計画、いわゆる建設計画と総合計画との性質っていいですか、寄って立つところといいますか、まちづくり計画につきましては、合併によりどのような町を目指すかというくくりでつくられる計画書でございます。次に、総合計画につきましては、実際にどのようなまちづくりを行っていくのかということを具体的に書き込む、くくる計画書でございます。このあたりがありますので、ひとつそこら辺はそういったふうに理解いただきたいというふうに思っています。通常こういった総合計画などという大きな計画をつくる時には、まさにその山崎議員がご指摘をされるように慎重に扱う必要がございます。とすれば、短期間につくる計画ではないということで2年ほどかけるとかということが一般的にはございますけども、今回はまちづくり計画書がございますので、ゼロベースからの計画策定ということではない、すなわちそのまちづくり計画書を総合計画に継承していくという基本的な考えはあろうかと思えます。そういう観点から極めて短期につくりたいと。とにかく新しい町がどう動いていかないかんかということ早く決めないと財政計画も引っ張っておることですし、その観点からもできれば年度内に仕上げたいというふうなことで計画をしております。また具体的にそういうスケジュールも立てなければならぬというふうに考えております。その住民意識をどう

とるか、アンケート調査を私が、私の思いとして語ってきました。このことについて非常にこだわりを持っていただいておりますけれども、まちづくり計画を策定する段階でのアンケートというのは、こういった町を、町にしたらという、いわゆる合併に向けての思いの中での、ある意味もやもやとした思いでのアンケートに対する答でなかったかというふうにとらえておりますし、今回は具体的なことをもっと突っ込んでお聞きせなにかんということもありますから、その明確なものがむしろまちづくり計画で示された意識というよりも、むしろもう少し明確なものがいただけるんじゃないかというところにそのアンケートに対する期待をしておるところでございます。

それから、委員の選任についてですけれども、私先ほども申しあげました合併協議においてかかわられた委員については、相当の協力をいただかなければならないと考えられるという、もって回って言い方をいたしましたけれども、総務課長がその地域審議会の委員について言及をされました。やはりここら辺に私は重きもって対応していきたい、念頭に置いておきたいと思っておりますけれども、いわゆる学識経験者、この方々についてはやはり地域審議会委員の皆さんの中からかかわっていただくことがまちづくり計画をつくってきた過程、それから合併協議の過程で十分いろんなことにかかわられてこられておりますので、こういった方々の経験だとか知識だとかいうものをここに生かす必要があるかと思っておりますので、委員の選任についてはそういうことを念頭に置きながら、私ども企画の原案としては選任に当たっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 山崎眞幹議員の地域審議会について2回目のご質問にお答えをいたします。

公募委員のゼロの場合はどうするかという質問でございます。この合併の協議書の中では、そのことについてはうたわれておりませんが、この組織の中で審議会委員は15人以内をもって組織するというのがございます。それから、公共的団体に属する者、学識経験を有する者、公募により選任された者、人数はそれぞれ5人以内ということになっておりますので、ここらあたりの解釈が県にもちょっと見解もいただき、15人以内が先に生きるのか、あるいは細部の5人以内が生きるのか、それによってメンバーが違ってきますので、22日までの間には確認もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山崎議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

物部川の清流を取り戻すための市としての具体的な取り組みであります。現在旧山田町の中でもNPOを初め、漁協を初め、また改良区、そうした方々が数々の物部川についてのイベントを初め取り組んでいるわけであります。そうしたことを含め、ただ、

市としてやはりその役割を果たすためには、そういうことも大事だというふうに思います。ぜひ朝晩に物部川を見ゆう山崎議員にも知恵と力をお貸しをいただきたいとと思います。

○副議長（山本芳男君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員の2回目の質問にお答えいたします。

MY遊バスわくわく号でございますが、まずコースにつきましては高知観光コンベンション協会によりますと、今のコース設定がぎりぎりの運用であると聞いております。また、高知駅発土佐山田駅龍河洞コースの2便のみが運行することになっておりまして、山田駅に帰って来れないということでございますが、1日乗り放題900円のこの切符で龍河洞間の土電バス、そしてアンパンマンミュージアム土佐山田駅のJRバス片道を利用することができますので、帰って来れるようになっております。有効にご利用ください。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 最後の質問をさせていただきます。

覚えているうちからやりますけれども、そういう意味じゃないんですよ、高橋さん、わかってると思いますけれども。そういう意味じゃないんで、ぜひ大きなお金をコンベンション協会に対しては出してるわけですから、やはり出してる地元のことを最大限私は担当する者としては考えていただきたいというふうに思います。ぜひ山田から空港ですよ、空港、山田、空港を結びながらその地域地域に回るバス、それも普通の土電バスじゃなくって、私は乗るだけで楽しくなる、例えばボンネットバスであるとかそういうバスを運行していただけるように、ぜひ今度コンベンション協会の方と話し合いをすることがあるようでありますならば、要望していただきたいとと思いますけれども、お返事をお聞かせいただきたいとと思います。

そして、秦山公園ですけれども、それぞれの課がこの公園に対して期待し、役割、期待する役割効果が語られました。こういうことですので、市長、ぜひこの皆それぞれの課がこういう思いを持っていますので、こういう思いを含めたこれから先のそういう計画があるかもしれません、あるかもしれませんけれども、そういうものをぜひ整えながら、本当にここは山田、いや香美市にとって重要な地域の文化資産になると思いますので、これを活用するように本当に市長の最初の所信表明でありますように、地域資産を活用ということがありますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思います。

そして、地域審議会ですけれども、これ総務課長、お聞きしますけれども、これ山崎龍太郎議員に対する答弁の中で、住民との意見を十分聞かせてもらおうということで、その地域審議会というものを、をも予定をしているというふうな答弁があったやにと思いますが、余りこの人数が少なかったり、いろんなことがあるとそういう機能が果たして十分に果たせるのかなという心配が今少ししましたので、その点についてお聞かせを願

たいと思います。

そして、振興計画ですけれども、交わらないところはもしかしたらあるかもしれませんが、やはり総合計画というものが具体的なものであるというふうに、当然具体的なものはその実施計画の中で具体的になるわけですけれども、今までの私が見る限り、例えば第3次、第4次の土佐山田町振興計画というものがそれほど具体的であったかと、それに盛り込まれたことについて、それほど一生懸命その事業が遂行されたかという、そんなことはなかったように思います。まさに総花ではなかったかと。今回は、財政課長が言うように、今ある唯一の財政計画は、まちづくり計画の後の財政計画であるというふうにはっきりと明言を余談でされてますので、それはそれが正解なわけです。だから理由のないものを積み上げてるわけじゃないんで、その積み上げたことを大事にして、まずはそれをやるべきじゃないかという私の、それは最後まで交わらない意見かもしれませんが、意見ですので、よろしく願いをします。そういう意見もあるということで考慮して、頭の隅に置いていただければいいです。

工科大との連携です。これ大学の動きとして私の持っている資料ではどこに当てはまるのか。一般県民、地元、高校生、子ども、企業、一般社会、大学生、学資負担者、卒業生、教職員、開学功労者ということでたくさんのメニューを構えております。1日も早く、これまた地元が何か置かれていくんじゃないかなというふうな気もしますので、連携協議会なり何なりでこのことを早くこちらから…。

○副議長（山本芳男君） 1分切りしましたので。

○2番（山崎眞幹君） 1分切った。はい、進めていただければというふうに思います。もし資料が必要であるならば、この資料をお渡しをしたいと思います。

これで私の一般質問をすべて終了いたします。どうもありがとうございました。

○副議長（山本芳男君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 順不同で答弁をさせていただきます。

3回目の質問で、地域審議会の関係でございますが、住民との意見を十分に聞かせてもらうという山崎龍太郎議員への答弁があったと。それに対してそういうことであれば委員数は足りるのかということでございます。この地域審議会での協議事項のこの3点につきましては、市町村建設計画の変更、市町村建設計画の執行状況、その他市長が必要と認める事項ということになっております。ただ、この協定書には書かれてはございませんが、他の市町村、合併したところの市町村の審議事項というのが参考でちょっといただいておりますが、その中にはやっぱり地域住民からの要望、地域独自の事務事業及び地域住民の利便等関係のある事務事業に関する事項ということが入っております。これが私が山崎龍太郎議員に答弁したような中身でございます。そういうことから、これにつきましては、やはり関連のある香北支所、物部支所とも十分に連携をとりながらやっていかないと。ただ、その委員数が足りるのかということでございます。なお、15名以内ということにはなっておりますので、ただこの協定書はやはり原則守らなけ

ればならないということでございます。その手法についてそういうケースがほかの自治体にあつておるかどうかも県の方でも確認もいただきながら、ちょっと意見を聞いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 3回目の山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたします。

従来、策定をしてきておりました計画についていろいろ思いを持たれてはおりますけれども、この間申し上げておりますように、今回の総合計画の策定に当たりましては、丸投げはしないということも含めまして、私ども新しい町の立ち上げに当たってよりよい計画を策定していきたいというふうに思っておりますので、期待もしていただきたいですし、むしろ手伝いもしていただきたいと、特に山崎眞幹議員はこの議会を通じまして熱い思いを語りかけていただきました。そういったことを受けまして、いただいたことを念頭に計画の策定の準備、あるいは策定作業に当たっていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから工科大との関係につきましては、たしか市長が評議員でなかったかと思えますけれども、そういった場、あるいはそれから連携協議会の場を通じて市として果たすべき役割をきちっといただいて、そういった認識のもとに役割を果たしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎眞幹議員の3回のご質問にお答えいたします。

山崎議員のご提案のMY遊バスわくわく号の件は、高知観光コンベンション協会にお伝えします。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） お疲れのところを非常に申しわけない。通告に従いまして一般質問をしますが、初めに新市長抱負の1番ですけど、これは森本議員とも重複しますので省かせていただきます。そして、2番目の新庁舎につきましても、市長が非常に意味は同じで言葉に苦慮していますので、これも外させていただきます。よろしくお願いをいたします。

新生香美市とともに市民の注目と期待を受け、初代門脇市長が誕生されました。改めまして心よりお喜びを申し上げますとともに、広大な香美市のリーダーとして、ダイナミックかつ精力的な行政のかじ取りにまい進され、市民の期待に十分こたえていただけるものと信じていますので、よろしくお願いをいたします。

通告の2番の観光での分、観光面に関しましてであります。観光振興は香美市にとりましても、これからのまちづくりの柱となるべきだと考えます。過日のゴールデンウ

イク期間のアンパンマンミュージアムの人気ぶり、奥物部の自然、そして龍河洞、香美市には魅力ある観光資源があります。商工会の役割も重要になってこようかとは思いますが、これらを広角的に全国に発信し、より多くの来訪者を気持ちよく迎え入れ、にぎわいと活力あるまちづくりを目指すべきと考えます。政府にあっても地域再生策の柱として観光立国を抱え、21世紀のリーディング産業として大きく育てようとしています。そのために、観光立国推進戦略会議を開き、その取り組みを検討しているところがあります。香美市にありましても、観光産業と位置づけ育てていく必要性を感じます。観光産業と位置づけ発展の戦略を進めていけば、おのずと農産物や打ち刃物を含めた地場産業の発展にもかかわってくるのではないのでしょうか、市長のご所見をお聞きいたします。

次の、「地域づくりを進める環境を整える」も、森本議員と重複しますが、いまひとつ市長に具体的な答弁を求める意味で質問させていただきます。今後の抱負の中で、「この厳しい時代をしのぐためには住民の力が必要、行政主導でなく住民と行政が一体となって地域づくりを進める環境を整えることが私の仕事だ」と述べられています。住民のまちづくり意識の向上や積極的な参加を促し、市民、事業者、行政が協働する中で自助、共助、公助の地域づくりが必要であります。住民自治の確立に向け行政としての受け皿づくりや体制整備がますます求められると考えます。市長の述べられました地域づくりを進める環境を整えるとは、まさにこのことだと思いますが、現在の思いの中でより具体的なお考えをお尋ねいたします。

次の新庁舎は飛ばしまして、議会議員選挙について質問いたします。

9月に実施されます議会議員選挙への万全な対応について質問いたします。先月香南市において実施されました議会議員選挙では、その開票作業の不手際には言葉にならないほどのずさんさを感じました。通告のときに提出しました折、(配付された一般質問要旨の)後ろから2番目のページにその開票の経過が入れてくれていますので、見ていただければと思います。お手元の参考資料を見ていただければ一目瞭然であります。私も開票結果を注目して見守ったわけですが、本当にうんざりすると同時に、強い憤りを感じました。携帯電話での候補者同士のやりとりも耳にする中で次のようなエピソードがありました。3回目(の速報)までゼロ票である候補は、「今、女房に確認したら間違いなく候補であるご主人に入れた。候補者自身も自分に入れた。ここまできてゼロ票はない。2票は絶対にある。」事実あった話です。また、1時間50分後の5回目(の速報)までゼロ票の候補、僕が言うのは失礼やったと思いますけど2人か、ゼロ票の候補は「今女房と2階にいるが、2人で飛びおりようか相談している。」これも事実話していました。最終的には、この2人の候補者は当選していますが、市民からも大変な非難を浴びていました。また、こんなことも住民の中では意見として言っていました。ゼロ票が続く候補者に対し、これまで職員対しいじめを繰り返した候補者がゼロ票らしい。こういった悪ふざけの言葉さえ出てくる始末です。香南市選管ではこのような事態を招いた原因と



して立会人に回す手前で票がたまり、そこからの票が偏った。旧5カ町村の職員同士の連携が不足していた。票の回し方を指示する職員が不在であった。立会人の点検が遅い場合には、十分な注意ができなかったなど、4点にわたりその原因を指摘しています。どのような理由があるにせよ立候補者をばかにし、有権者に対する裏切り行為であると言わざるを得ない選管のまずさであると思います。9月には香美市でも議会議員選挙が実施されるわけですが、香南市の結果を教訓とし、スムーズな開票作業が行われますことを強く望みます。香南市選管の述べましたようにすべての面での準備不足とならないよう、市議会議員選挙に限らず万全な準備をお願いするところであります。この香南市の開票作業をどのように受けとめられるのかお尋ねするとともに、香美市の今後の対応についてお聞きしたいと思います。

次に、ポスター掲示板の設置場所についてお尋ねいたします。香南市では33人の立候補者があり、その設置場所には苦勞されたのではないかとと思われる場所もありました。香美市では、市長選挙と同じ場所ではスペース的に設置が困難な場所もあるのではないかと心配します。4カ月も先の選挙であり、何人の立候補があるかも未定であるため、今から準備もおかしなことかもしれませんが、転ばぬ先のつえということもあります。ポスター掲示板の設置場所につきましては、万全の準備が必要ではないかと思えます。

そこでお尋ねいたしますが、旧3カ町村にはそれぞれ何カ所の設置場所があったのでしょうか。そして、香美市としては何カ所を想定しているのか。香南市と同じぐらいの立候補者があった場合、掲示板は40人ぐらいの対応をされると思いますが、スペース的に大丈夫でしょうか、お尋ねをいたします。

次に、観光地や施設などへの道路案内標識の充実について質問いたします。

土佐山田スタジアムではアイランドリーグ開催前に立て看板を担当課職員が何カ所かに設置していますが、その努力と苦勞は大変な作業だと思います。本当にご苦勞さまと申し上げる次第です。限られた規則の中での作業だとは思いますが、現行の状態では市外または県外から訪れる方々に対し、少しお粗末ではないかと思えます。例えばあけぼの街道西詰めの三差路では、領石方面から来ますとアイランドリーグの看板は西向きで電柱に固定されていて、大変確認しづらいものです。また、55号線方面から来ますと、あけぼの街道入口で直進と右折の2車線になり、スタジアムを知っていて右折車線に入るとアイランドリーグの看板が目に入ります。右折車線に移動してから気づくのではなく、その手前からアイランドリーグは次を右折してくださいというのは、案内板の役目ではないでしょうか。他の場所でも少しおかしな設置があります。また、以前に質問しまして、以後設置されました八王子宮入口の龍河洞への看板ですが、工事のため何度か取り外され、道端に横たわる龍河洞の文字を何度か目にしました。現在は、ただ立てかけてあるだけという感がぬぐいきれません。

以上2カ所の例を挙げましたが、土佐山田スタジアムや龍河洞に限らず、子どもの広場など施設や観光地などへの案内標識は観光面からも香美市を訪れるお客様の目線に立

って、主要箇所には常設の標識が大切ではないかと思いますがお考えをお尋ねいたします。

以上ですべての質問を終わります。

○副議長（山本芳男君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 比与森光俊議員のご質問にお答えをします。

2つも取り下げていただきましてありがとうございます。簡潔に答をさせていただきます。

まず、観光を一つの産業として位置づけ、観光産業を育てる取り組みが大切であると考えて所見を聞く。合併をいたしまして、本当に私ども日ごろ気づいてなかったさまざまな多種多様な観光資源があるということ、今回この合併によりまして知ってきたわけでありまして。そうしたさまざまな本当に多種多様なその資源を生かしたならば、必ずそうした観光産業という形の中で香美市が位置づけられる部分もあるというふうに思います。

また同時に既設の観光場所だけではなくて、やはりこの香美市全体が一つの観光スポットといえるのでしょうか、やっぱり今の時代に心のいやしとかいろいろあるわけですが、そういうものを求めれるこの地域であるというふうに、私自身思っております。そうしたものを、香美市全体を生かして、そして現存しておる観光地をより相乗効果の中で高めていくということも大変大事だというふうに思います。そういう意味では、この香美市全体をピーアールすると同時に、観光施設等もピーアールをし、まだまだ大きく伸びる要素もあるわけでありまして、そうした条件からして、これからは民間の力を借りながらも、香美市としての観光産業が育っていくような、そういう土壌をつくっていくことが大変大事だというふうに思っております。

次に、市長の言う「地域づくりを進める環境を整える」とはということですが、ご承知のとおり大変財政的にも厳しい状況の中であるわけでありまして。そうした中で、地域づくり、まちづくりを進めていくということは、これから大変大きな課題であろうというふうに思います。今日までややもすれば行政任せ、あるいは行政に頼ってしまうという状況から、どうしても脱却をしてそして、ともに地域づくり、まちづくりに汗をかいていこうという、そういう環境をつくっていかなければならないというふうに思っております。しかしながら、口で言うはたやすいではありますが、それを本当に地域で具体的にどう興していくのかということについては、すぐにはなかなかできないだろうというふうに思います。長い歴史の中でそういうことができてきておるわけでありまして、すぐにはできないかもしれませんが、やはりそういう心を持ちながら、地域に臨んでいくことが、まず行政から臨んでいくことが大事だと思います。そのためには、やはり今自主的にまちづくりに取り組んでいただいております各種団体、あるいはNPO、そうした方たちともやはり連携を図りながら、また協力を得て、そして行政と住民が一体となったまちづくりをまず進めていく、まず一歩から進めていく、このことが大事だと思いますので、実践をしていきたいというふうに思います。

○副議長（山本芳男君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 比与森光俊議員の議会議員選挙について、1点目の香南市での開票作業の件でございます。

香南市の新聞報道では選挙立会人の前で票が並べなくなることが主な原因というふうに言われております。この公職選挙法の第6条では、市町村の選挙管理委員会は選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならないというふうな規定がございます。これは市町村の選挙管理委員会に課せられた義務でございます。それから、この立場として開票立会人が心がけておらなければならないことは何かということの中に、点検の際のメモ等はなるべく簡単にして開票事務を滞らせないこと。やはり開票作業には協力をしていただかないかんといいうふうな内容が記されております。それで、旧の土佐山田町の選挙管理委員会では、この開票作業へ入る前に立会人に対しまして候補者の利益代表という形の身分を持ち、さらに有権者に早く開票結果を公表するという公益的な職務をあわせて持つておるといふご説明をさせていただきます。それから、開票作業を正確で迅速に行うため、完全有効投票及び有効投票は複数の職員のチェックをしております。計数機、カウントする機械です、これについても2回通した票である旨を説明をいたしまして、スムーズな開票作業への協力をお願いをしております。これはあくまでも協力のお願ひでありますので、完全有効投票及び有効投票を1枚1枚めぐっていても、これは公職選挙法の規定では違法とはならないということです。そこで、やはり立会人を届け出る候補者側にもこの点は協力をお願いをしていきたいというふうに考えております。本市でもこの香南市での開票作業を教訓といたしまして、今まで旧3町村それぞれ異なった開票作業を行ってきたものを統一した形に事前研修を含めて周知をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目のポスター掲示場の設置に関してでございますが、ポスターの掲示場につきましては、立候補者の予定がまだ今の段階では明確ではございませんが、例えば42名が立候補するとした場合、縦に3段で1枚分のポスターの掲示場が45センチの幅になります。これがすべて14区画で42名分になります。この横の長さが6メートル30ということになります。それに向かって右の端に選挙ポスター掲示場、平成12年何年何月執行香美市議会議員選挙公営ポスター掲示場というのが右が表示がありまして、それからは香美市選挙管理委員会の表示を入れます。その幅が30センチから40センチぐらいになろうかと思ひます。それを入れますと約7メートル、非常に横に広いポスター掲示板になるということでございますので、ちょうどその8月の終わりから9月の中旬までにかけてまして台風シーズンということがございますので、その補強については十分な対応をしておかなければならないというふうに考えております。そこでご質問の旧3町村での議会議員のポスターの掲示場数でございますが、従来、土佐山田町では議会議員は93カ所、香北町が72カ所、物部村が60カ所、合計で225カ所ということでございます。まだ、この香美市のポスター掲示場の予定は選挙管理委員会

の方へは諮っておりますが、しかし現在職員が現地調査をもう済ませております。その香美市での案の案でいきますと、約150カ所を想定をしております。内訳を言いますと、土佐山田町で68カ所、香北町で41カ所、物部町で38カ所、大体こういうところの想定をしておるということでございます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森光俊議員の案内標識のご質問にお答えいたします。

観光におきましては、遠くからのお客様をスムーズに施設においでいただくためにも案内標識は大変大切であると思っております。私も休日に農免道路などを走っておりますと、よく呼びとめられます。動く広告塔であることの喜びを感じておる次第です。観光案内標識につきましては、香美市となったことによる修正も含めまして設置していく必要がありますので、現在調査、見直しをしている段階です。土佐山田町観光協会、物部村観光協会での標識は各観光協会での設置となっておりますので、6月2日に予定しております香美市観光協会の総会において予算が承認されましたら進めてまいります。

また、八王子宮入口の龍河洞の案内板につきましては、早速点検いたします。

また、土佐山田スタジアム等の各施設への案内板につきましては、担当課にも諮る必要がございますので、調整をしてまいりたいと存じます。

以上です。

○副議長（山本芳男君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は、5月18日午前9時から開会をします。

どうもお疲れさまでございました。

（午後4時47分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 8 年 5 月 1 8 日 木曜日

平成18年第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成18年5月11日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月18日木曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	24番	岡本喜身
6番	小松紀夫	25番	島岡信彦
7番	山崎晃子	26番	原心一
8番	森本珠城	27番	秋友偉嗣
9番	山岡義一	28番	前田泰祐
10番	依光美代子	29番	竹内俊夫
11番	片岡守春	30番	大石綏子
12番	笹岡優	31番	森安正
13番	岡村優一	32番	坂本節
14番	黒岩陸雄	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男

保 險 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長	山 岡 紀 夫	水 道 課 長	佐々木 寿 幸
-----------	---------	---------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	松 浦 良 衛	議会事務局書記	尾 立 陽 子
--------	---------	---------	---------

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第4号)

平成18年5月18日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 30番 大石 綏子 君
- ② 26番 原 心一 君
- ③ 28番 前田 泰祐 君
- ④ 9番 山岡 義一 君
- ⑤ 11番 片岡 守春 君
- ⑥ 32番 坂本 節 君
- ⑦ 7番 山崎 晃子 君
- ⑧ 19番 幾井 洋一 君
- ⑨ 34番 西山 武 君



- ⑩ 2 5 番 島 岡 信 彦 君
- ⑪ 1 2 番 笹 岡 優 君
- ⑫ 3 5 番 中 澤 愛 水 君

**会議録署名議員**

5 番、千頭洋一君、6 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（西村芳成君） おはようございます。

ただいまの出席議員は38人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、昨日の大岸議員の一般質問に対し、消防長より訂正の発言を求められていますので、許可をいたします。消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 早々に失礼申し上げます。昨日の4番大岸議員さんのご質問に対しましての答弁で不適当な言葉がございましたので訂正をさせていただきたいと思っております。行革推進法の地方自治の影響についての中での消防に対してのご質問でございます。その1点目の常備消防職員の配置基準は充足しているかというようなご質問に対しての答弁でございますが、「現有体制でこれまでに火災や救急において対応による〇〇〇や支障はなかった」というところでございますが、この「〇〇〇」というのは余り適当ではございませんので、「対応に特に問題はなかった」というふうに訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 一般質問を行います。

30番、大石綏子君。

○30番（大石綏子君） 皆さん、おはようございます。

30番、大石綏子でございます。一般質問3日目のトップバッターとして質問をさせていただきますが、その前に市長さんにおかれましては、2日間の一般質問へのご答弁、それから私は選挙前にミニ集会へ参加させていただきましたときの誠実な対応、そういったこと、非常にお人柄が、誠実なお人柄があらわれていることに感銘を受けております。今後は、だれにも左右されない門脇市長としてのカラーを出されていかれますことにご期待申し上げて一般質問に続けさせていただきます。通告に従います。

財政の現状とその見通し、それに伴う今後のまちづくりについてお聞きいたします。

市長に当選されましてすぐ、3日目だったと思います、高知新聞に、新聞は4日目ですね。「門脇初代香美市長に聞く」。大見出しでは「林業振興に力」、小見出しでは「住民満足度向上へ努力」というタイトルで、今後の抱負を語られた記事が載っておりました。その中で、住民サービスの低下を強いる前に行政はもっと努力が必要、合併の意義は行財政運営の効率化とありましたが、今、最も重要な課題に対する市長の決意をお伺いいたします。

2点目に、市民にわかりやすい行財政改革が必要だと思います。そこで、行政評価システムについての構築をお伺いいたします。

3点目に、厳しい財政的制約の中、少子高齢社会での福祉政策の充実、住民に身近な社会資本の整備、あるいは災害に強いまちづくり等重要政策課題に対応していくため、市の担う役割及び財政需要は増大していくものと見込まれます。そこで香美市の財政状

況と今後のまちづくりについてお聞かせください。このことは、香美市まちづくり計画の中で示されております47ページから51ページに記載されていますが、合併協議会で示されました財政計画の現況変化はいかがでしょうか。その後の変化がありますでしょうか。また、合併に伴う交付税の効果額の見通し及び合併包括措置の内容、ちょっと私は勉強不足で交付税は10年間そのまま3町村の今までの交付税、そういった関連することぐらいしかわかりませんが、合併に伴いましてのその効果、その金額の見通し及びそれとの関連だと思えます。合併包括措置の内容、その見通しをお伺いいたします。

4点目でございます。これは私で6人か7人、8人くらい庁舎建設の質問がございますが、私は、私の思いといたしまして、新庁舎は広い敷地で地場産品の木材を使い、木造づくり、2階ぐらいが適当でしょうか。そして、必ず起きるだろうと言われる地震対策に対応できる庁舎、またやがて来る次の合併も考え、それに対応できる損のない、また財政を考え、幾ら特例債が使えるといいましても借金は借金でございます。損のない庁舎が必要だと思っております。もちろん、3町村の地の利のその利便性も考えなければならぬと思えます。そこで、本予算には3億円という積み立てが計上されておりますが、この根拠をお伺いいたします。

2点目の質問といたしまして、県はリタイアメントタウン構想、いわゆる団塊の世代の移住促進事業への取り組みを始めました。意欲のある市町村には支援を行う考えがあるそうです。また、県内の経済人などが県移住ビジネス研究会を結成するなど活発化を見せ始めております。今、田舎暮らしを望む都市生活者を呼び込み、地域活性化をねらう移住ビジネスは団塊世代の大量退職者を前に全国的に活発化を見せ始めました。本県も本年度から専任職員を置き、全県的な取り組みを目指しているようでございます。そこで、香美市におきましても、団塊の世代へのアプローチとしてこの事業への認識、地域活性化のために移住促進への方策を考えたら、お考えになったらいかがでしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。

大石綏子議員のご質問にお答えをいたします。

多くの議員の皆さん方から今回もご質問をいただいておりますが、十分なお答えをできておりません。一生懸命、私のできる範囲内の頭の中で答弁をさせていただいております。十分なことができてないことをお断りを申し上げます。

まず、大石綏子議員の行財政問題、合併の意義は行財政運営の効率化でありということと、3番目の厳しい財政的制約の中でという中、この2点、そして庁舎建設の件、これを私の方で答弁をさせていただき、以下、関係課長の方からも答弁をさせていただきます。

今回の合併は、いわゆる一つの合併の持つ意義といたしまして、地方の行財政状況の

悪化に伴い、これは地方だけでない、国もあわせてであります。合併によって効率化を図り、行政コストを下げ、住民サービスを少しでも下げないようにする努力が求められているわけでありまして、今後、ますます少子高齢化社会の進展の中での社会福祉政策や、また安心・安全のまちづくりのための行財政需要は高まると考えております。しかしながら、合併をしたからといって決して、財政的にはなかなか厳しいものがあるわけでありまして。そうした中で、いかにこれらの要望にこたえていけるのか、またいくのか、そうした状況から見て大変厳しい状況にあるということは否めない事実であろうというふうに思います。国は、地方の今の状況を見据えて、今後自治体の財政破綻に対して従来の行政的手法にかわって、自治体にも破産制度の導入を考えるようになってきております。そのようなことからしましても、相当の覚悟を持って行財政改革に取り組む姿勢が必要となってきます。住民に強いる前にまず内部から努力すること、改革することが、まず大切ではないかというふうに考えております。今後、財政の厳しい中で、まちづくりを進める上で、大切なのはいかに住民の満足度を図っていくか、これが大きなポイントとなろうというふうに思います。住民としては、自分たちが払っている税金がどのように使われているのか。そうしてそれが行政サービスにどのように反映をされているのかを、やはり一生懸命注視しているというふうに思います。そのためも、住民のまちづくりへの参画と、また情報の公開が不可欠だというふうに思います。行政は外に対してオープンでなければなりませんし、公開・参画の方向を目指すことが必要であります。そして、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならないと考えております。特に、財政状況が厳しい現状ではなおさら簡素・効率の観点から行政の体質を厳しく見詰めていかなければならないというふうに考えております。

次に、庁舎建設基金の3億円が計上されているがという点についてであります。庁舎建設につきましては、これまでもお答えをしてきたとおりであります。基金につきましては、将来建設するおおよその必要経費から見て、それに見合う相当の金額を積み立てることといたしております。全体的な費用は庁舎の規模、機能等によって決まってくるものであります。まだ現時点での試算には限界がありますが、他の事例からしておおよそ30から35億円ぐらいが必要ではないかと思われまますので、今後5年間で15億円の基金を積み、現在の持つております基金2億円余りとあわせて17億円の基金となります。そして、残りを合併特例債等で賄っていくことになりはしないかと考えております。しかし、庁舎に大きくお金をかけるということは将来の公債比率にも大きく影響が出てくるわけでありまして。余り外観にこだわることなく、機能的で簡素で本市の身の丈に合った庁舎建設でなければならないというふうに考えております。

以下、担当の方から答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） おはようございます。大石議員の行政評価システムの構築についてのご質問にお答えをいたします。

行政評価システムの構築につきましては、平成17年3月29日付で総務事務次官から地方公共団体における実施改革の推進のための新たな指針の策定についての通知がっております。平成21年度までの予定で行政改革大綱及び集中改革プランを策定するように準備を今現在しておるところでございます。この行政評価につきましては、総務省が同日に出した新地方行政改革指針による地方行革の推進の中で、積極的に活用するようということが書かれております。行政改革推進本部の本部長は、今現在助役を予定しておりますが、香美市での体制が整ってから作業に入り、行政評価システムの導入及び評価の結果の公表も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

なお、ちょっと先進地として四国では高松市の方で、もう既に導入がされております。ちょっとこの中身を紹介をいたしますと、この高松市における事務事業評価システムにつきましては、評価主体による区分ということで、内部評価と外部評価と2点に分けてやっております。内部評価につきましては、主管課が1次評価を行いまして、それから、行政改革のプロジェクトチームが2次評価を行っておると。それから、この内部評価でございますが、対象事業が1,917事業。莫大な事業数でございますがこれを対象にしてきておるということでございます。結果的に、過去6年間で事業が廃止されたりあるいは縮小されたりしたその評価についての経費節減額がで約15億円ということでございます。それから、この外部評価につきましては、平成17年度、ちょっとおくれってから導入をしているようでございます。この評価対象事業が内部評価と違いまして、35事業。要は主要な事業に絞っておるという点でございます。それから評価委員につきましては、大学の助教授とか、あるいは公募による議員でございます。それからこの評価の結果の公表の取り扱いについてもこの外部評価の一つの仕事という形になっております。それで、今後における課題でございますが、一つ目は、外部評価委員から出されたこの各高松市の部局の取り組み姿勢について温度差があると、やはりその内部と外部から見た目と、内部から見た目とかなり温度差があるという指摘がございます。それから、この外部評価の結果の公表のあり方について、この点については外部評価部会の評価結果が委員会へ報告をされ、それから市へ提出されたものを公表しておると。この公表によりまして、市は外部評価結果のとおり見直しを実施する方針であるというふうに市民に受け取られると。あくまでも意見でありますので、それが直接反映されておるといふようなとられ方をしちゅうと。こういうことについて、やはり今後検討しなければならないという点で、今後の課題になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大石綾子議員さんの3番目の合併に伴う交付税の効果額見直し及び合併包括措置の内容とその見直しを問うと、ここの部分につきまして答弁させていただきます。

交付税の効果額でございますけれども、普通交付税の関連では、一つ目としまして、

合併加算分としまして、まだもらってないんですけども、今年の分は。平成17年度の資料をもとに試算をすれば、約6,500万円が見込まれます。そしてまた、これは増加分に違いないんですけども、市制への移行に伴う生活保護費分としまして予算要求額の4分の1を試算しますと約2億円という形になるかと思えます。それから3番目としまして、市制移行に伴う社会福祉事務所の運営費が算入されますけれども、これが試算では6,600万円という試算をしております。合計しますと、1、2、3でざっと3億3,100万円を見込んでおりますけれども、これは7月に交付税確定、試算表ができてきますので、その時点でこの試算と合うかどうかははっきりすると、こういう状況になるかと思えます。ただ、これだけ増額分はあるんですけども、一方で交付税は加算、それはあくまでも需要額の加算であって、実際にもらうのは需要額から収入額を引いた差額をもらうということが1点と、それからもう一つ大事なことは、その基礎になっているのが人口とか面積とかいう部分が非常に大きなウェートを占めてます。そういう意味で言いますと、平成17年度の国調によりまして、香美市の人口は約900人減少しました。この関係で、1人当たり10万円の影響額が出ると推測をしますとですね、ざっと9,000万円の今年度はマイナスになると、初手から。去年までは、交付税は国調の人口を5年間使いますので、その関係でですね、去年までと結局初手から9,000万円は減ってくるということが言えるのではないかと。それから、今後、この算定基礎の人口は、18年度以降5年間使われていくから、その間ずっと9,000万円ずつ少なくとも減ってはくであろうということが1点と、それから国の交付税の予算総額では、対前年度比で5.9%の減少をしております、交付税自体が。それを単純に当市でも5.9%減少すると単純に見込めば、去年約51億円余り交付税いただいているんですけども、これの5.9%ということになると、3億、ざっと3億円の減少になると。プラス要因としては3億3,000万円余りあったんですけども、マイナス要因も人口減とか交付税の総額が落ちてるとかいうことで、3億9,000万円ぐらい減ると。その突く引くで、差でですね考える必要があるのではないかと。ただ、国の総額が減るから単純に当市のもらえる分が減るということには、イコールではなりませんので、そこはもう少しですね7月の交付税の算定を見てもないと詳細なことはわからないということはあると思います。こういう状況であるということの一つご確認いただきたいということと、それから特交なんですけれども、特交はですね合併加算分を今年2億7,000万円見込んでおります。当初予算では特交も7億5,000万円を計上しておりますけれども、かなり合併加算についてはですね、これは算式がございますので、その算式に基づいて特交はこれぐらいふえるであろうと。これはまだもらっておりませんので、あろうということなんです。普通交付税の加算、今言いました加算分の中でですね、普通交付税の合併加算分の6,500万円と、特別交付税の合併加算分の2億7,000万円、これが議員さんの聞かれておられますところの合併包括措置の内容でございます。ちなみに、その普通交付税は18年度から5カ年間の措置があります。6,500万円は計

算上では5年間いただけるという見通しが立つ。特交の方につきましては、18年度は2億7,000万円ですけれども、19年度には1億6,000万円、それから20年度には1億1,000万円と減ってきてまして、21年度からは特交の措置はなくなると、こういう一応措置の内容になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石綾子議員の移住促進事業についてお答えをいたします。

この件につきましては、ご紹介のありましたように民間においても具体的に動き始めておりますし、県におきましてもこれまでのU・J・Iターン事業とともに、いわゆる第1次ベビーブーム世代が大量に退職をされる、この方々を本県に移住してもらう取り組みとして、この4月にはそれまでの構想からリタイアメントタウン事業として、具体的な事業と展開をすべく政策推進課へ専任職員を2名配置し、体制を整えたものですが、去る4月24日には本市への説明として来庁されまして、意見交換を行ったところでございます。その折に、県の担当としても明言をしておりましたけれども、この事業については専任職員を置かなければ、現実的には対応し得ないとのことでした。本市には旧香北町においてこうした傾向の事業に取り組んだ経過がございますので、一定のノウハウはあるので、ぜひ県においては具体的な支援策として人材の派遣という支援をいただきたいと。また、この事業をモデルとして幾らかの自治体でやりたいとの構想もお話ございましたので、ならばこの事業は必ずしも県庁の机の上でなくてもできると。むしろ現場にいた方がより条件的にいいのでは、そういう意味からもモデル事業を本市でやっていただき、また現在県へ専任として配置をされている職員のいずれかにお越しをいただければ最もよい条件が整うのではないかとというご意見を申し上げましたところ、否定的な反応もございませぬ、こういったヒアリングをあちこちでやっておるようございまして、そこらあたりから出てきました意見も含めまして、持ち帰って検討することとございました。本市としての方策は、長期的には総合計画としての位置づけで対応していかなければならないと思っておりますけれども、短期的な取り組みにつきましては、先立って話しました県との話し合いにより、今後どういうふうにそのことが動いていくのか、このあたりの動向を見ながら整理検討、調整をしていかなければならないというふうに思っております。人材を得るということは、人口増という町のイメージアップだけではなく、パワーアップ、あるいはそのグレードアップにもつながるのではないかとこのように考えておりますので、私の思いといたしましては、どうにかして体制を整えたいという前提ではありますけれども、ぜひ取り組みたいという思いがございまして、また、やらなければならないというふうにも、ある意味認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 30番、大石綾子君。

○30番（大石綾子君） 2回目の質問をさせていただきます。

市長さんからご答弁いただきました。その決意はよくわかりました。そこでですね、私は住民サービスの低下を強いる前に行政はもっと努力が必要、この言葉をとらえるという言い方はおかしいですけども、聞いていただきたいことがあります。それは、一番、おとといのトップバッターで千頭議員からも質問が出ましたけれども、3月の納税申告のときです。3月半ばでしたか、ちょうど美良布地区でございまして、その申告に来られた88歳の高齢者の方が11時前に入られて、帰ったのは何と午後3時前だったと。2時間、3時間待たされた、それで、もちろん申告に来られた方はお昼も、昼食もとらず、またその担当の職員の方も昼食もとらずに一生懸命やられておったと。あちらこちらで香北の集落センター、あそこは3月といえども非常に、ちょっと空調設備も悪くて寒いところでございますが、あちらこちらかたまっているいろいろ不平の声が出ていたそうです。私は美良布地区でそういう声が実際に聞こえてきたものですから、千頭議員も心配、私も本当に何とも情けないという思いがいたしました。こういうことは、合併した当初ですので、ある面は仕方がないとはとらえてもいいと思いますけども、しかし、やはり、多分職員さんからもこの情景は把握されたと思います。今後、縦割り行政ではなくて、何が大切かと言いますと、やはり横割りのそういった連携、そういうものが非常に大切になってくるのではないかと思います。これに対しまして、課長さんからはご答弁が以前、おとといあったと思いますが、市長からやはり今後、やはり連携を持って、また合併しますと物部、香北、山田と離れております関係で、ある面は支所長に権限を持たせて、例えば具体例を今述べました、税の申告は、高齢者の方は名前を書いて判をついたものを出すだけで終わってしまうんです。税務を担当された職員もそこにはいらっしやると思いますので、やはり素早い対応というか、そういったものは必要ではないかと思えます。それが優しい行政と言われるところだと思います。

それから、これが1点目です。行財政は本当にわかりにくい、そういう、勉強不足、私個人は勉強不足と言えますけども、市民の方にはもっとわかりにくい面があると思います。そこで、ちょっと課長さん方にお伺いしますと、財政というのは家計と同じ、自分ところの家計と同じというふうに考えたらどうですかと、それが一番わかりやすいと。やはり入ってくるものが限られている、あるいは下がっていく。じゃあどこをどうすればいいかというのが、自分の家計を考えればわかることだと思います。そういうことは先ほどの市長の決意にも、また新聞紙上等でも今後組織の見直しとか、人件費削減、そういったことにも取り組まれてるということが聞かされておりますので、承知はいたしておりますが、しかし、合併をした当初といいますのは、やはりどの地区にとりましても公平・公正に、それを公明に取り組んでもらいたい。それが実際どこでどういうふうに目に見えるのか、そういったところも少し市長さんにはお答えをいただきたいと思えます。厳しい中、あれもこれもという時代から、やっぱりあれかこれかを選択を強いら



れる、そういうことになっておりますので、そうなるとなおさら合併してよかったという効果は、すぐにはあらわれないことはわかりますけれども、やはり合併して何んちゃあようならんねと、こういうことが聞こえてこないように、そういった行財政運営をしていただきたいと思えます。

それから、新市庁の庁舎の建設でございますが、3億円の根拠はわかりましたし、やはり借金をつくらぬ方がいいという市長のお考えもよくわかりました。そこで、やはり位置とかそういったものに、場所、位置、それは早く決めた方がいいと思えますけれどもいかがでしょうか、お伺いたします。

それから、総務課長さんにお伺いたします。高松市の事例を出していただきまして、大変参考となりました。県内での状況はどうでしょうか。これがまた外部評価というのが、やはりこれは必要だと思えます。内部の方がわかってやられていることと、外部の方の評価はやはり違うと思えますので、香美市もこういうとり方をされていかれるでしょうか。私は外部評価の方もお願いしたいと思えます。それを公表のまた部分が非常に重要かと思えます。やはりわかりづらい、税金が何にどう使われているか、それが本当に評価の効果があり、ためになっているかということをも市民の方にわかっていただくことが、これが住民参加につながっていくと思えますので、このことをお願いしたいと思えます。わかりやすい、そういう評価システムですね。

それから次に、移住促進ですが、課長さんのお気持ちもよくわかりました。まさしくU・J・Iターン政策にも通じるものがありますので、県との連携ばかりではなくて、市独自の方策、先ほどの人口減がいかに財政につながっていくかということもよくわかりと思えますので、わかりますので、市独自の方策、例えば都会へ、県外へ出ておられる方に、こちらがふるさとである方に働きかけをすとか、また移住体験ツアーや滞在型観光も、やはりこれにつながっていくものと思えます。必要と思えます。ちょうど香美市は町、里、山がそろったバランスのよい自然環境、また空港や高速道路へのアクセス等地の利も生かせる位置にあります。人口増につなげる努力は必要と思えます。今朝の高知新聞の「土佐あちこち」のコラムの中にも、高知市鏡吉原地区にある市の貸し出し農園、ふれあい農園のことが紹介されています。それは市が今年から退職し始める団塊の世代を主なターゲットに、新たに鏡、土佐山地区で計40区画ほど造成することです。このように地域活性化のためにアピールする方法はいろいろとあると思えます。総合計画を待たずに、短期的な取り組みとして早くから移住促進に関連する事業を取り組み、前向きに、先ほどのご答弁は前向きな、個人的には前向きなというふうにとらえましたけれども、なお関連事業としまして早くに取り組んでいかれるようお願いしたいと思えます。

それから、この交付税のことです。今回の予算計上、10款の交付税には、今年のは出ておりますけれども、その包括措置、特交のことですが、これ3年間でおおよそ、これ人口規模として6億円程度のように、それを3年間でというふう聞いておりますが、こ

れが2億7,000万円、18年、19年が1億6,000万円、20年が1億1,000万円、このことに当たるわけでしょうか。合併してはるかにその効果がやはりあらわれると見た方が、見るべきなんではないでしょうか。そういう点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大石綏子議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のありました納税手続きの行政対応のあり方、このことにつきましては、私もお聞きをいたしております。そうした対応の中で、住民の皆様方にご迷惑をおかけをしたということもお聞きをしておるわけであります。今後は、本所、支所との連携を強めて、やはりそうした状況には対応していかなければならないと思います。特に、納税につきましては、やはり納税者の皆さん方に気持ちよく納税をしてもらうということが大変大事でありますし、またその手続きも、やはりスムーズにして、そしてその納税者の皆さん方のお気持ちを大事にするということも大変大事だと思いますので、今後はそうしたことに配慮しながら、対応をしていかなければならないというふうに思います。

また、合併をして、やはり目に見える効果を上げることの大切さ、また努力が必要ではないかというふうなご趣旨の質問であったわけであります。当然、そうしたいろいろな具体的なことの中で、そうしたことが必要かというふうに思っております。大変合併をしましても、やはり財政的には先ほど言いましたように厳しい環境、状況にあるということとは否めない事実であります。合併をするときの判断、さまざまな論議をして合併したわけであります。あのときに、じゃあ合併をしなかったらどうなるのか。合併をしなかったときにはこの住民に対する持続的なサービスが継続できるのか、そうしたこともより皆さんと一緒に真剣に論議をしたわけであります。そうしたことを考えた場合に、やはり少しでも行政サービスを今の合併をしない状況の中、合併をしないずつ現状でいくときよりも、やはり合併をした中でも少しでもサービスを落とさない努力、そして少しでも合併をした効果、そうしたものが出るような努力をしていかなければならない、そんなに思っておりますので、ご指導もお願いをしたいというふうに思います。

また、庁舎建設につきましては、位置については早く協議をとということであります。この間、何回かお答えをさせていただいておりますように、特に位置についても当然どうあるべきかと考えなければなりません。一定の体制等が整えば、やはりそうしたことを早急に論議をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大石議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

この行政評価システムの導入、県内での状況はどうかということでございますが、詳しくは調べてはおりません。しかしながら、かなり以前からですね言われている項目で

ございますので、この導入しておる自治体はあると思います。実際に聞いたこともございます。

それから、内部評価と外部評価、こういう体制を整えていくのかということですが、これは行革の委員会の中でやはり検討しなければならないということですが、体制としてはこの民間の委員さんからなる行財政改革推進委員会というのが設置されますので、それを当てるということはできると思いますが、そうした場合、やはり各団体の長じゃなくて実動部隊といいますか、そういう方に委員さんになっていただいた方がええんじゃないろうか、そういう場合は、そういうふうにも考えられます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大石議員さんの2回目のご質問にお答えします。

包括的特交措置の中身についてでございますけれども、当市では総額5億4,000万円を計算しております。その根拠につきましては、計算式がございまして、2億円をベースにしまして、それに2,000円と増加人口を掛けて、それにある計数を掛けてとかいうような、そんな形で特定の計算式に基づいて計算した結果が、当市では5億4,000万円であったと、こういうことでございます。それを先ほども述べましたように、1年目に半分、50%、ですから2億7,000万円になると。その2年目で30%、それから3年目で20%、これが特交に対するですね包括的な支援措置の中身になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘のように、市独自で取り組みをしなければならないということは、これは申すまでもないことですが、やっぱり肝心なところはどこにあるかということについて、私はしっかり認識を、自分がみずからしておかなければならないというふうに思うんですが、先立って県の方でJTBの部長さんですか、お招きをして勉強会をされた折にも、やはり専任体制をとらなければこのことについてはできないんだよということがはっきり言われたということもありますので、私といたしましては、私の思いは思いとしてですけども、やはり組織として、現実として仕事をする上では、人、知恵も含めてですけども、それから物、金というものがどうしても必要になってきます。そういった意味から、おっしゃられましたツアー体験であるとか、広域的な取り組みも考えないかんわけですけども、こういったものについても、やはりそれに当たるについてはそういった前提条件が、どうしても一定必要でございます。このあたりをどう整えるかということが課題でありますけども、いただいたご意見、あるいは大石議員からいただいた意を呈して、このことについては課として、あるいは組織としてどう対応していくかということを検討もしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 26番、原 心一君。

○26番（原 心一君） 皆さん、おはようございます。26番、原 心一でございます。通告に沿いましてご質問をさせていただきますが、今回の質問につきましては、議員の皆さん方数多く重複した質問になっておりますけれども、また私なりにご質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

香美市の発展は第一次産業の発展なくして発展はないと考えますが、先日の市長の所信のあいさつでも第一次産業の発展に力説をされておりました。そうした中でも、全国に誇れる産品がこの香美市にはあるわけですが、まず、物部のゆずは物のマークで出荷をされ、全国の市場で一番高い評価を受けております。ゆずといえば、馬路の「ごっくん馬路村」であったり、また北川村、大豊の加工されたドレッシング、またドリンク等も高い評価を受けておるわけですが、加工することによって付加価値を付け、その地域で一つの産業として発展をすることも高い評価を受けるかもしれません。ただ、加工ゆずについては、品質面では下級品は加工に回すということで、物部のゆずについては品質がよ過ぎるために加工にはなかなか回せないということで、黄玉で生食用に利用されております。そういうことであり、今まで培ってきた生産に対する技術力が非常に高いと考えるわけですが、ゆずにつきましても一時期販売高10億円に手が届く年もありました。現在においては5億円ぐらいと厳しい販売となっておりますけれども、カラーリング施設も新しくできるというふうなことも聞きました。今後も生産面において厳しい急峻な地形でもあり、生産拡大についても苦労が多いと思うわけですが、今後、香美市として、香美市の農政課としてどのような支援ができるのかを伺いたいと思います。

また、香北におきましてもニラ、大葉、そして菌床しいたけと県下でも希少価値の高い品目の産地でございます。県下の大葉の生産者の団体である大葉サミットが香北町で開催をされたと聞きましたが、行政として何か協力することがあったのかを伺いたいと思います。大葉、菌床しいたけも中国からの輸入が多く、価格の下落が続いている状況と考えられますし、何か支援の方法はないかあわせてお伺いをいたしたいと思います。

また、土佐山田では重点5品目としまして、やっこねぎ、ニラ、青ねぎ、オクラ、ブロッコリー等の生産の拡大を行ってまいりましたが、ブロッコリーについては一番多いときから言いますと、現在においては10分の1以下の作付と減っております。やっこねぎにつきましても、全国の販売高は2番目ということでありまして、全国市場では非常に高い評価を、位置づけをいただき、品質面においては全国一という評価をされております。これも一番多かったときは25億円ぐらいを販売する時期がありましたけれども、現在においては16億円台という現状であるわけです。消費者も給与の目減り、そして安いものにすぐ手が出るという現象のあらわれであるようにも考えられますが、そういうことで価格の低迷が続いています。農業を支えてきた人たちの高齢化率も非常に

高くなる一方で、生産者の減少も予想され、担い手確保、また、支援をしていくことが大事になると思われませんが、行政として何か手助けする点がありはしないかを伺いたいと思います。

そして、林業の活性化につきましても重要な点が多いと考えられますが、香美市の面積538平方キロメートルの面積のうち、90%以上が山林で占めている、その豊富な森林資源をこの我が町で活用することを考えるべきだと考えるわけですが、竹を燃料用にペレット化する方法も開発されたというふうなことも聞きますし、木質バイオマスに研究を取り組む必要がありはしないかと考えるところであります。香南市の農業公社では木質のチップを燃料にするスイス製の温室ボイラーを導入、研究を進めております。また、とさかみ（木質）バイオマスエネルギー勉強会も発足をし、加温ハウスの農家が行っているというのを聞きました。一段と石油製品が高騰している今、加温園芸農家の大変なコスト高によって苦勞をしている現状であります。そうした中で、香美市にある温泉施設で使用している加温用のボイラーの耐用年数、また交換の予定年はいつか。また、今後は石油に頼らず木質バイオマス、また竹ペレットなどを使った燃料と切りかえていくボイラーに変更し、香美市の森林を有効活用をするモデル的なそういうふうな施設にしてはどうかと考えるけれども、この点についてもお伺いをしたいと思います。

続いて、ポジティブリスト制度についての質問をいたしますが、5月29日からいよいよ施行ということになっております。食品衛生法の改正により導入をされる制度で、全食品に、常に食品に農薬残留基準の設定をして、すべての農薬を規制対象とする制度であり、残留基準がなかった農薬に対しても国際基準などを参考にして基準値を設定するものであります。新制度では、残留基準がなかった農薬など616品目について、当面国際基準を参考にした暫定値を適用し、国際基準もない場合には一律の0.01ppmを残留基準とし、食品の安全委員会から今後5年間で独自の基準を検討するとあります。また、残留基準を超えない農薬が散布の対象ではないが、作物に、隣の作物に消毒をした場合に飛散をし、その作物が販売禁止になるのではないかと不安が広がっていますが、そうした中で、JAまたは園芸部の生産部会では周知徹底や指導体制の強化をしていますが、家庭菜園等で作る場合に隣地に対する対応、飛散による対応ですが、まだ不十分と考えられます。行政として広報等十分理解をしてもらう必要があると考えるわけですが、農水省は制度の導入にあわせて産地での残留農薬自主検査が必要な場合、強い農業づくり交付金、食の安全・安心確保交付金の活用を呼びかけております。基準を超えた残留農薬が検出をされると出荷できなくなるなど、生産の不安感が強い中、自主検査を高知新港で園芸連の中の敷地内でするね県の残留農薬検査センターでJA出荷場のJAからの出荷物については、出荷量、また販売高をもとに年間計画の中で無作為に抽出をして検査を行っております。経費を少しでも抑えるためにも交付金を活用することが大切と考えますし、安心につながる制度の内容の周知徹底や、指導体制の強化を図り、安心につなげるためには交付金の申請の主体は、JAもしくは市町村、自治体

で実施計画を立て県に申請許可を受けることが助成の条件となっておるということですが、香美市としての対応方法をお伺いをしたいと思います。

続きまして、土佐山田町の市街地東部の雨水排水の対策についてお伺いをしたいと思います。

この件は、私ども何度か質問をさせていただきましたが、先日、農業委員会の会合の中で山田の委員です。中組部落の一部の人たちと、中組の北部地区の現状を話し合うということで、現場に出向きまして話し合う機会がありました。そこで、改めて質問をさせていただくものですが、まずあけぼの街道の東、鏡野中学校までの進捗の予定と、それから東、農協出荷場の北側から東への予定の年次を伺いたしたいと思います。この道路の延長に伴い、中組を経由して土生川への雨水排水がされておりますけれども、中組地区の人たちはこれ以上の受け入れはできないと強い反対があり、中組北部の浸水解消するための工事も行われるというふうに聞きました。工事の内容等を、どういうふうな方法で行うのかをお伺いをしたいと思います。

また、大雨のときには、商店街の東部地区において浸水があるわけですが、その件については皆さんもご承知をしておると思いますが、195号線の道路の側溝を改良するとか、この庁舎の東側の道路、都市排水路のように百石町から、私は分水をして東に向かって排水管を入れ、山田堰付近で物部川に放流するという方法を考えるべきではないかと思えます。これを行いますと、上井川、中井川、舟入川への増水も緩和もできますし、南国市への浸水対策にもつながると考えられます。東部排水対策促進協議会も立ち上がっておりますけれども、協議会で再度協議をし、研究をしていく方法を考えるべきと思うわけですが、この点についてもよろしくお伺いをしたいと思いますので、ご答弁お願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 原 心一議員の農業振興対策についてお答えをさせていただきます。

ご質問の中では担い手の確保の重要性、また各特産品の支援についてのことをお聞きになったと思います。まず担い手対策でございますが、昨年の3月に新たな食糧、農業、農村基本計画が今後10年程度の国の施策展開の羅針盤として策定をされております。食糧自給率向上を目標設定するとともに、農業生産の担い手の確保も重要と位置づけております。その中、国の基準とする担い手の要件につきましては、香美市の農家は少数でございます。しかしながら、香美市の農業経営者の頑張っていこうという農業者を幅広く認定しまして、担い手の位置づけを現在進めております。少なくとも国や県の支援策も導入できる体制整備も重要ですし、地域の特色に合った農山村特有の資源活用のためにも集落の合意形成をされた担い手確保も必要です。合併に向けていち早く3月、本年3月に設立をしました香美市担い手育成総合支援協議会の中で、実態に即した担い手を明確にして認定農業者の育成確保、集落による生産者組織の育成を進めていこうと思

っております。特にお聞きになったゆず、大葉、またニラ、やっこ等の特産品の各品目についても、各部会のつながりも生まれます。そして、今まである生産者組織との営農推進協議会等で、これからの課題を抽出していただき、熟度のある事業についてはこれからも提案をしていこうと考えております。

2点目の、ポジティブリスト制度についてでございますが、さきの質問にもお答えをさせていただきましたが、今検査体制については残留農薬の、検査体制につきましては現在JA、生産者団体、高知県園芸連の出荷体制の中、行われております。補助事業の活用は施設において既に設置済みで、ランニングコストの関係で今後も共同で利用することになると考えております。香美市としましても、高知県、また生産者団体との連携の中、今後の動向を見据え、指摘の交付金事業等の活用も検討していきたいと考えております。

また、家庭菜園のことをお聞きになりましたが、特に家庭菜園までに手を入れる香美市の対応としては考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 原 心一議員の香南市にある温泉施設のボイラーの耐用年数と交換年、そして木質バイオマス燃料とするボイラーに変更していく考えはないかというご質問にお答えします。

現在、香美市にある温泉施設はべふ峡温泉でございます。べふ峡温泉は、昭和60年に林業構造改善事業で完成をいたしております。べふ峡温泉には浴場ボイラー、これ本体が現価格で186万円いたしますが、これが2基あります。耐用年数は13年です。耐用年数からいくと交換予定年は1基が3年後で、1基が10年後となっております。総合運転や3カ月前の点検を行い長期使用を目指しております。また、暖房用ボイラーが1基あり、これは本体価格が101万円であります。これはもう既に20年を経過しておりますけれども、随時、この間に随時部品の交換や修理を行い、現在に至っております。木質バイオマスボイラーの導入については、旧物部村で県の指導のもと平成14年に300キロワット級の生チップボイラーの試算検討を行っております。ボイラー設備については、その後開発、改良が進んでおり、単純に現在に置きかえることはできませんが、当時の検討内容といたしましては、システムといたしまして木質生チップボイラー300キロワット、価格が約4,500万円でございます。附帯の集じん装置が500万円、この新設とピーク時のチップボイラーの停止時にバックアップとして重油炊きボイラーの併用で検討をしております。

次に、施設の冷暖房用の熱源設計と、給湯施設の熱源設計、運転時間は1日18時間でございます。3番目としまして、チップは製材の端材や樹皮などを活用、燃料チップ費はトン当たり500円から1,000円で試算をしております。

次に、ボイラーの形状ですが、ボイラーの形状規格は幅5.5メートル、長さ12.5

メートル、高さは煙突を含みますと約11メートルとなっております。これには施設改造費や配管工事、チップサイロ等の諸施設、附帯施設の経費が含まれておりません。

次に、効果ですが、これでこの交換によりましてCO<sub>2</sub>の削減効果は年約321万円、燃費の節約は年間945立方のチップを用いた場合、年約85万円になるという検討結果が出ております。このように、木質バイオマスボイラーの導入については施設の大改造を含む膨大な建設費の発生、設置場所の問題、べふ峡温泉の経営の安定等を考慮し、またコスト面での大幅な有利性が見当たらず、導入は難しいとの結論が出ており、実現に至っておりません。市としましては、環境面や森林資源の有効活用を考えると、重大な問題でありますし、その効果もあります。現時点では既設のボイラーの綿密なメンテナンスを行いながら使用していきたいと考えております。ただ、将来的な導入も一つの視野に入れて試算、検討等は今後も行っていきたいと考えています。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 原議員さんの東部雨水排水問題に関連しまして、あけぼの街道の予定をご質問いただいておりますので、お答えを申し上げます。

千頭議員さんにも最初にお答えを申し上げましたとおり、県道高知山田線、通称あけぼの街道でございますが、香美市内の工区は鏡野中学校の通りまでは平成21年度の完成を目指して進めております。本年度は用地補償が中心となりますが、若干の調査費が見込まれております。鏡野中学校以東につきましては、事業認可をとらなければなりませんけれども、県の方は現在整備を進めております区間の方を優先をするという考えがございます。現在のところ以東の着手については未定でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 26番、原議員の3番目、土佐山田町東部雨水排水についてのご質問に建設都計課に引き続きお答えをいたします。

まず、中組北部地域の浸水対策につきましては、去る4月18日に地元説明会を開催し、浸水対策の工事概要などにつきましてご説明申し上げ、地域の方々にある一定ご理解、ご了解をいただいたところでございます。また、対策工事の概要といたしましては、中組北部の雨水排水の通過量の軽減策としまして、土佐山田ファミリア西側排水路で雨水増量しました排水を中央雨水幹線本管へ流入さすため、既設排水溝改良工事を5カ所と、北部地域を通過しています排水路の流下能力を上げるため、既設暗渠排水管の断面拡大工事を2カ所を予定しております。なお、この工事の予算につきましては、今議会に提案させていただいております。議決をいただいた後発注、8月末の完成を見込んでおります。

次に、商店街東地区の百石町1丁目、国道三差路交差点付近と同2丁目市民グラウンド南の住宅区域で豪雨時にたびたび道路冠水が発生しています。議員さんのいわれる対策の東部排水ルートも過去に検討されたようですが、多額な経費等の問題で実現性が低



く、計画に至らなかったようでございます。また、上井川、中井川、舟入川は、豪雨時に市街地から流下します雨水の受け皿にもなっており、下流域の南国市への浸水被害の要因にもなっております。今後も雨水浸水対策につきましては、香美市だけでなく、南国市と連携調整を図りながら浸水被害の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 26番、原 心一君。

○26番（原 心一君） 説明をいただきましてありがとうございました。ボイラーのことですけれども、奥物部の温泉に対するボイラーのいろいろの試算とか、また計画、設計、あとのランニングコスト等についてもご説明いただきましてありがとうございました。金額を聞きますと、なかなかすぐに取り入れるということもできないかと思いません。私が申しましたスイス製のボイラーにつきましても、1基1,000万円という話を聞いておりますし、あそこは公社がやっておりますので、個人が対応ということではありませんので、そういうことも視野に入れるかもわかりませんが、一個人でそういうボイラーを導入するということはなかなか難しいことであろうと思います。ただ、銘建工業に視察に行ったときも、岡山県の近くにネポンという温風器の工場があって、そこでペレットを燃料とするボイラーを開発中ということも聞いておりますので、そういうものができるのを待ってですね導入を図っていく方法もとらないかんじゃないだろうかというふうにも考えます。

排水路の問題ですけれども、経費的なこと十分わかります。わかりますが、まだ鏡野中学校から東への道路の見込みは未定であるというふうに聞きましたけれども、ぜひともこの未定の分についてですね、この物部川に今庁舎の東側の道路の下を都市排水路が通って、物部川に雨水を流しておりますけれども、道路ができると平行して行っていかんと、現状の道路を掘ってやるということになると、結構大がかりな工事にもなるし、経費も高いものになるろうと思います。そういうことですので、見込みは見込みであろうかと思えますけれども、今からですね、設計をする段階のときから、ぜひともそれには必ず雨水排水を入れ、鏡野中学校のあたりの水は東に分水をしてといいますか、西にもう持ってこずに、東に全部持っていくというふうな方法を考えていくべきだというふうに思いますので、その点を十分考慮に入れて、今後設計をするときにはお願いをしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 原 心一議員の2回目のご質問にお答えします。

ボイラーの関係ですけれども、ボイラー、木製のチップボイラーにも生とペレットボイラーとございまして、チップボイラーの場合は生のままでいくと、100%いくということです。燃料がチップの、生の場合は安いと。ペレットの場合は施設費用は少ないですけれども、燃料が高いということになります。それで、市としましてもそういった

ペレットボイラー、チップボイラーとの様式とか、そういった検討につきましては、機械が性能改良が進んでおりますので、いろんなタイプのボイラー等も検討していきたいと思っております。ただ、温泉の場合は、浴場施設を本館から前に出してございまして、ボイラー自体を設置するところがございませぬので、その温泉施設、浴場までの配管工事とか、施設の改造工事というのは相当膨大なものが必要でございまして、なかなか建設費自体が想定できないような高額なものになると考えてます。木質バイオマスを考える場合に、やはりその改造ではなくて新規の施設を設置する場合に早急に検討して設置するような考えを持って進んだ方がいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 原議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

あけぼのの工事と下水の工事につきましては、現在2カ月に1回程度の定例会をもって協議をしておりますので、その席上で協議ができるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 原議員さんの2回目のご質問にお答えしたいと思います。

東の水は東へというご意見でございますが、流域、流すところの流域が違うので簡単にはいかない、国交省、物部川を管理する国交省との協議とかいろいろありますので、その辺を踏まえてやりたいと思います。今、あけぼの街道に中部雨水管の進捗率が約78%ですので、あと22%残っております。議員さんの提言もありましたが、現計画に加味できれば、将来的に検討も行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 26番、原 心一君。

○26番（原 心一君） 先ほどの答弁で流域を変更ができないというふうな話がありました。わからんことはありません。ただ、やはりそれぞれ地域で泰山公園のグラウンドのあたり、あそこも約7ヘクタールを南に落としよったものを北に落としてますし、この駅前というか、庁舎の東側の道路の下ですね、この雨水管も本来は流域が違うのでいかんということであったのを、それぞれその当時の担当の人、また町長等が努力をして変更していただいて、認めていただいておりますので、そういう努力をしていただきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 原議員のご趣旨は十分に認識をいたしております。担当課ともなお調整を図り、また県、国とも調整を図りながら、そうしたことも十分に考慮して、今後は進めてまいりたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩いたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時32分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。着席してください。大岸さん、中澤さん着席してください。

28番、前田泰祐君。

○28番（前田泰祐君） 28番、前田でございます。私の質問は大変単純なものでございますけれども、答弁の方も単純に簡潔にお願いいたします。通告に従いまして順次質問をさせていただこうと思います。

この災害対策関連でありますけれども、この香美市はへき地の山間部に点在する民家の大変多い市でございます、大変心配をされると思います。災害発生時の対応につきまして市長の政治姿勢をお伺いをしたいと思います。さきに、今発生をしておる災害についてお話をしておかなければならないと思っておりますが、このがけが崩壊、がけが崩壊をした事件でありますけれども、発生をいたしましたのは2月26日早朝のことです。ある民家の裏山が突然崩れてまいりましたが、このときの雨量は、25日から26日にかけて228ミリ程度のものです、大変降雨量の多い当地にとりましては、さほど心配をされるような雨量ではありませんでしたけれども、何といたってもこの地域は地すべり危険地域指定を受けておるような脆弱な地盤地域でありまして、そのため長時間の水を含んだためにですね突然崩壊につながったのではないかというふうに思っております。この家はと言いますと、香北町、物部にも多く見られますように、急峻な山肌へばりつくように建っておるような家でございます、裏山が幅5メートルぐらいですか、高さも4～5メートルでございますが、それが崩壊をいたしまして、土砂が家の裏側、壁面でございますけれども、そこに大きな音とともに崩れ落ちて、襲ってきたと言った方が適当ではなかろうかと思うわけでございますけれども、その崩れた1メートルぐらいの上のところには、横に長く10メートルぐらいですか、亀裂も入っておるような大変危険な状態となっております。当然、その崩れますと下の家の裏側の水路はふさがれまして、雨が多いために、水はみるみるうちに水路にたまる。そうすると犬走りから通風孔から、犬走りを越えて通風孔から中に入り込もうとする状況になっておりました。私が連絡を受けまして行ったときには、ご主人はその雨の中落ちてくる土を懸命に取り除いておりましたけれども、自分の家でございますので自分で守るということは当然のことではありますけれども、私もほうっておくことはできずに手伝ったことではございましたが、取り除いても取り除いても上から土が滑ってくるというようなことで、大変心配をいたしましたけれども、そんな状態の中で担当課の方にすぐ連絡をと考えましたが、ちょうどその日は日曜日でありましたので、水路の確保だけをいたしまして、月曜日に担当課の方に連絡をさせていただきましたけれども、早速現地調査に出向いてくれると迅速な対応をいただきまして、大変心強くも思いましたし、まこ

とにありがとうございました。その方が申されるのに、がけ災の対象になると、これはなるので後日再調査、検証に来るからと言われて帰られたわけではありますが、そんなことでご主人も大変安心をしておりました。ところが、ところがでございます。3月に入りまして、どうもやってもらえるようにならん、困ったが何とかならんろうかという相談がございました。これはどうしてかなと思って聞きますと、この受益者負担金の問題でございました。担当課の方に正してみますと、以前は6分の1、受益者負担が6分の1であったのが、この15～6年ごろから4分の1になっておるといようなご返事がありまして、その工事の積算額というのが工事額からしまして負担金も大変多額になることから、支払いはとても無理やと、そんなお金はよう構えんといようなお話でございました。しかし、私にはこの負担金というこの問題はですね、公平の理念といいますか、それから外れた、逸脱した行為はできないけれども、何とかそのほかに適応する事業はないかというような研究もしてみるし、行政の方にも相談もしてみるからということをご主人に、私は返事をするほかはありませんでした。その後、ご主人は自分で少しずつ取り除く作業をしておりますが、このあたりは破碎帯であることから、たまった土を取り除くと、すぐまた上からずり落ちてくるというようなことでありまして、作業は繰り返しているのであります。大規模な崩壊も予想されることから、下に入るなど言いましたけれども、落ちてくる土は取っておかないと雨の日にはもう必ず水路があふれるので、急傾斜地の危険な状況下でも作業は続けなければならないのあります。その後、4月10日、11日にかけても、また225ミリという雨が降りました。5月に入りまして、つい先日でありますけれども、ここにも337ミリという降雨量がありまして、大変心配をいたしましたけれども、大きな崩壊もなく安心をしたこととございました。これから雨シーズンに入るので、その方はいつでも逃げ出す用意だけはしている。避難をするような用意だけはしておるといふようなことを言っておられましたけれども、この家には子どもも1歳とか4歳児もおられまして、避難をするとしても大変であろうというふうに思うわけでございます。これまで事例を申しましたように、今現実に災害が発生をいたしまして、危険にさらされている住民が存在をしているのであります。今、この防災だとか予防だとか言っている場合ではないのではないかとこのように思うわけでございまして、何か適切な事業なりを検索をして、不安な生活を強いられている住民を一刻も早く救ってあげることはできないものでありましょうか。負担金の用意のできないものは、家屋、人命がいつ奪われるかもしれないという危険から逃れることはできないものかと思えます。現状に即した対応、処理をすることも私は行政の責務でもあろうかということも思っております。しつこいようでありますけれども、再度申し上げますが、この地区は地すべり危険地域の指定を受けていることを忘れないでほしいと思えます。今起きている一例を申し上げましたけれども、この地区だけではありません。香北、物部にも急峻な山肌へばりつくように建てられた民家を多く見かけます。ここもこのような問題のある災害が多く発生するのではないかと心配をするところであ

ります。さて、市長はですね、安全・安心、やすらぎと、住んでてよかったと思える香美市が基本理念であるというふうに提唱されてこられたと、私は思っておるわけですが、このさまざまな災害に対しましてどのようなビジョンをお持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

さて、次に少子化対策に関連する質問をいたします。

日本の児童人口は2010年には3分の1まで激減をするであろう、社会基盤にも大きな影響を及ぼすであろうということで、大変危惧もされておりました、政府におかれましても、昨年少子化対策推進本部を設置をいたしましてですね、乳児に対し手厚い補助制度、また雇用保険の3事業というようなことは検討されているようではありますが、この香美市におきましても児童数が近年激減をしておると。毎年50人ずつ減っておるというようなことも言われておりますが、大変心配をされる状況でありまして、何と言いましても産みやすい、育てやすい環境づくりが少子化対策としては重要課題であるというふうに思うわけでございます。こんな中で、今年2月、子育てプランが策定をされまして、保育所での充実したサービスの提供等画期的な諸計画が提起されました。この乳幼児時代、年齢と申しますか、は人間形成の出発点でありまして、大変大事にしなければならないと思っております。さて、保育所再編計画、実施計画ですね、の中でありますけれども、私、最初、このプラン、実施計画を見せていただきましたときに、A園とB園というものを新設するわけですが、そのA園決定後に住民説明会があるという予定になっておりました。これはいかんぞと思っておりましたところ、市長の諸般の報告でですね、6月からこの説明会を始めるということで、大変安心をしたわけですが、これは最初に行わなければならない重要なことであるというふうに思っておりますので、十分に住民の理解を得られるよう意見交換等もお願いをしたいと思いますというふうに思っているところでございます。

次に、用地の件でありますけれども、新設するA園、B園については児童定数をそれぞれ180人規模と想定をされていることから、広大な用地を確保する必要があると思われまます。計画案によりますと、A園は18年度に用地の決定をしたい。20年度着工して21年4月には開園をする。B園については20年には決定したい。23年の開所ということになっておるわけでありまして、この用地についてはそれぞれ議論はされておられるかと思われまますけれども、この大よその検討というか目途はついておられるのか。また既存の残す、2園残すというようなことではありますけれども、その中で新改保育園については駐車場用地の確保をしたいと思いますということではありますけれども、この周りには大変上田でありまして、用地交渉も難航するのではなかろうかということが予想されるわけでありまして、もう早い段階から取り組まなければならないのではなかろうかというふうに思うわけですが、1点目にそれぞれのA園、B園、またこの新改保育園の用地についての進捗状況、話し合いはどこのあたりまでいっておられるのかということをお伺いしたいと思います。

次に、2点目としてこの新設される、再編されることによって休廃園となる施設については、どのような再利用施策を持っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

最後になりますが、統廃合したために180人規模のところへ30人ぐらい入れてというわけにはいかなくて、振り分けになろうかというふうに思うわけですが、そのために通園しなければ、行かなきゃいけない園が遠くなりまして、通園困難となるご家庭もあろうかと思いますが、何かそのあたりの施策は考えておられますでしょうか。例えば、園児を集めて回るバスとか何とかというようなことも考えておられるのではなからうかというようにも考えますが、その点もよろしく願いをいたします。

次に、郵政公社関連でございますけれども、無集配局化が進められようとしている件につきましてお伺いをいたします。

公社の再編案は、まだ流動的であるようにも思えるわけでありまして、19年10月の民営化発足をにらみまして、全国の4,700の集配局のうちですね、1,000局を無集配局とする案が提示をされたところであります。高知県内の編成については検討中ということにしながらも、71局の集配局を45局にするという報道がありました。この香美市ではですね、貯金、保険とかいうこの集金業務とか、(郵便物の)集配についても山田の本庁といいますか、本店といいますか、ここを拠点にしながら物部の岡ノ内も安丸も美良布の局もですね繁藤の局も当然そうですが、全部無集配局とするということを視野に検討されているということが伝わってきております。公社におきましては、最近、対象局となる局のある市町村については既に説明を行っているというふうに聞いたわけでありまして、この香美市には当市にはありませんでしたでしょうか。もしあったとすればどのような説明があったのかお聞きをしたいと思います。とにかくにも、この案を香美市が容認をするようなことになれば、当然この分割をされたこの会社方式というようなことになりまして、住民との密接なこれまでのような関係は薄れまして、利用頻度は薄れるかと思えますし、それが薄れて、利用頻度が薄れてくると郵便局はいろいろ経済効果もなくなってくるわけですから、そういった部門は徐々に廃止されていくのではなからうかと。そうなってくると、やがてはその局自体も消滅していくことは必至であろうというふうに考えるわけでございます。これまでへき地山間部に点在する集落の多い香美市の住民にとりましては、いわゆる郵便屋さんというのはよき相談相手でありまして、山峡に住む人たちの地域間の情報をもたらしてくれるありがたい存在の便利屋さんでもあったわけでありまして、このようなことをかんがみても、過疎地の住民に対する局員のこれまで果たしてこられた貢献度は多大なものがあります。もしも、市内の山間地にあるどの局をとりにしても、無集配局となれば疲弊はすることはもう、疲弊は急激に進行することは必至であるというふうに思うわけでありまして、効率のみの施策を容認することなく、現集配局の存続を強く要望すべきと考えるものでありますが、市長のご所見をお伺いをいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長(西村芳成君) 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 前田議員の災害に関連しまして、市長に質問をされておりますが、具体的な事象もございますので、私の方から少しお話をさせていただきます。

通常土砂崩れが発生いたしますと、役所に連絡が入ります。間を置かずに職員が現場に入りまして状況の確認をさせていただきます。そして、危険度や緊急度を判断をいたしまして、避難をするかしないかとかいうようなことを協議をし、写真を撮って後日測量にまたうかがうということになっております。お話のように、土砂が落ちてくるという状況でありましたらですね自主避難をお願いをしたい。人命にかかわることですので、自主避難をお願いしたいというふうに思います。ご質問の方は、家の裏のがけが崩れていまして、3月3日に測量をさせていただきました。復旧するにはがけ地住家防災対策事業というものを適用することといたしまして、測量による概算事業費及び個人負担額をお伝えをいたし、申請書をお渡ししてさせていただきます。香美市としましては、危険箇所すべてに対応するということできませんし、市単独で対応する財政的な体力もございません。本例では、それぞれ自主負担は大きくはなりますけれども、採択できる事業といたしましては、がけ地住家防災対策事業あるいはがけ地近接危険住宅移転事業という2つしか今のところ該当がございません。急傾斜地の指定ということになりますと、住家が5戸以上の連担とかいういろいろの条件がございます。それぞれの事業にそれぞれの採択の基準というものがございますので、農政、林政、公共を問わずに基準に合えば対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 前田泰祐議員のご質問にお答えをさせていただきます。

災害関係につきましては、今建設都計課長の方からお話がございました。中山間地域の多い香美市でありますので、そうしたことに大変今回、これから多く遭遇することと相なろうと思っております。前田議員からもご提示がございました繁藤地区でのこのような状況も大変雨の多い繁藤地区ではたびたびこのようなことが出てくるわけであります。私も議員をさせていただいておりますときに、何回となくこのようなことには遭遇をいたしました。そして、何十件となくその人の対応もさせていただきました。しかしながら、やはり制度のハードルというものがなかなか高く、やはりそれを飛び越えて市単独で、あるいは当時は町単独でやるということの厳しさというものも痛切に感じてきたわけがあります。しかしながら、そうした要望もあるわけでありましてけれども、先ほど中井建設都計課長から言いました、やはり制度というもののなかで、それを今の段階の中で、財政需要の大きい中でこれを飛び越えて、市単独でこれをやるということにはなかなかならないのではないかというふうに思っております。また、安心・安全についてのまちづくりということとは、大変私自身も重きを置いているわけでありまして。特に、南海地震等の想定をされる中で、これから住民の方々、やはり安心な、安全な中で過ごしていく、

大変大きな課題だというふうに思います。現在自主防災組織の設立を初め、各地域で自分たちの地域は自分たちで守り、そして守っていこうという機運も高まってきてくれておるわけでありますので、そうしたものを大切にしながら取り組んでまいることが大変大事だというふうに思っております。

次に、郵政公社の関連の問題であります。郵政公社は平成19年10月の郵政民営化に伴い、集配業務を統括センターや配達センターへ移管する案を打ち出そうとしております。新聞報道の後に本市にも四国支社の方が説明にまいりました。本市では報道どおり繁藤、美良布、安丸、岡ノ内が対象であるということでございました。郵政民営化の大きな目的ですか、さんざん国会でも大もめにもめたわけでありますが、郵便局と簡易保険で300兆円を超える巨額信金を官から民に資金還流させることであり、サービスの低下はしないということに政治問題にもなり、また前回の衆議院選挙ではさまざまなことが持ち上がったわけであります。この再編計画に、案につきまして、もし再編をされますと、本市のようにエリアが広く山間地、過疎地の多い本市におきましては、郵便物の配達や小包の集荷などスピード面で住民の利便性の低下につながるというふうに考えております。説明に来られましたときに、このことは事実上サービスの低下につながるという考えを伝えましたし、そうしたことによって市民の利便性の低下につながらないように努力をしていただきたいと思いますというふうに強く要望をしました。

以上でございます。なお、ほかの質問につきましては、担当の方から説明を申し上げます。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 前田議員の少子化関連で新設保育園関連の用地の検討、そして廃園となる園の利用施策、もう一つ通園の方法等についてのご質問にお答えいたします。

さきの広報の、香美市広報の創刊号で、保育プランであります「すこやか子育てプラン」につきまして、そのプランの目指すもの、趣旨について掲載をさせていただきましたが、次の段階といたしまして、住民の方、保護者の方も含みますが、説明会を6月にさせていただきたいと思っております。その説明会の趣旨は広報の創刊号に出したことの同じ趣旨なんです、プランがどういうものを目指しているか、香美市での保育園の将来像、子育て支援、そういうことについてのその趣旨、目指すものをご説明をさせていただきたいということで、一つは次の6月1日の広報に掲載するようにしておりますが、6月18日の日曜日ですが、午後1時からと、それから6月22日の木曜日午後7時から、いずれも中央公民館で説明会をさせていただきたいと思っております。そのほかに保護者の方を対象といたしまして、もう一つ説明会をする予定です。この方はまだ日程が決まっておりますが、6月中にしたいと思っております。そして、それからある程度この保育プランの振興がある程度具体性が出たときに、また次の説明会を計画したいと思っております。その他、ご要望があれば説明会は随時出向いて行いたいと思っ



ております。

用地についてでございますが、用地につきましては、あちこち任意に候補地を想定しているところでございますが、早いうちに幾つかに的を絞りまして調査検討の上、交渉に入っていけるようにしたいと思っております。

次に、プランに伴う休廃園についてであります。休園、廃園に該当する園は8園となりますが、あとの利用施策につきましては、今のところ決める段階には至っておりません。今後におきまして、プランの振興と平行して幅広く意見を求めながら市全体として総合的に検討していくべきと思っております。

通園につきましても、保護者の方々のご意見や全体的な交通対策等の総合的な論議の中から方法を見い出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 28番、前田泰祐君。

○28番（前田泰祐君） 2回目の質問をさせていただきます。

この災害の問題でありますけれども、自主避難をしてもらいたい、いうふうなお話がありましたけれど、今、先ほど申しましたように、ここには大変こういう危険、崩れやすい土地でありますし、避難もこれから先雨が降るとすることは何回か起きてこようと思っておりますけれども、今申しましたようにここに1歳とか4歳とかというまだ子どもさんがおります。まだ抱えた子どもがおりまして、大変であろうかと思うわけでございますけれども、今、単独の事業は無理だというふうなお話でございました。それはそれとしまして、そうであろうと思えます。思いますが、何か有利な制度というものを探していただくような研究と申しますか、もしていただきたいなというふうに思っておるところでございます。これは、たわしのところは繁藤のことですけども、繁藤じゃなくて、香北、物部の方にもいっぱいそういった地域と申しますか、土地柄、傾斜地にへばりつくように建てられた家というものがあられるわけでございます。これまであったかどうかは、そういう災害があったかどうかはわかりませんが、これからもそういった事件も考えられるわけでございます。何かできることがあるんじゃないかなど、してやって助けてやることはできるんじゃないかなというふうな思うわけでございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

次に、少子化の関連でございますけれども、これは計画でありまして、これから土地、用地につきましても説明をしながらの中でいろいろ考えていくということでもありますので、私がちょっと早くこれは質問し過ぎたかなという気もしておるところであります。

それから、もう1点、大変、一つだけ、これは質問というよりもですが、これまでも統廃合についてはいろんな市長さんも提案をされてこられましたし、何度かそういった場面にもおうてきたわけでありまして、全部これまでは計画倒れになってしまったというふうなことがあります。今後は、これは大変すばらしいプランでありますので、計画でありますので、これはぜひとも計画倒れにならないようお願いしたいとい

うふうに思うものでございます。

それから、この郵政の問題であります、利便性の低下につながらないように申し入れをしたということですが、これはこちらの方でこれはいかんろうという話ではできないのかどうかわかりませんが、これはどうしても現在の集配局はですね存続をしていけるように、何とかこの地域、地域と申しますか、地を挙げて要望していかなければいけないと。今、何でもそうですが、効率性といいますか、そういったものを重点的に考えて、いろんな国かそういう公社とかそういうようなものは市町村の方に押しつけてきておるわけでございます、私はこれは断固として反対をせにゃいかんというふうに考えておるものでございますが、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 前田議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

有利な制度を探していただきたいというお話でございます。安心して生活をしていきたいというお気持ちはお察しをいたします。利用できる制度につきましては、日ごろから気をつけてございます。今後もそれには続けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 前田泰祐議員の2回目の質問にお答えします。

郵政のこの郵便事業の再編につきましては、大変懸念をされるわけですが、そもそも郵政民営化につきましては、かなりの論議をしたわけですが、こうしたことも想定をされるということの中で、旧山田町議会でも、また、ほかの議会でもそうであったと思いますが、反対の意見書なり、そうした行動も起こしたわけでありまして、そうした中で、国会の方であのような形になりました。大変心外に思ったことがありました。地方の声は国に届かないのかというふうに思いをしたのも、皆さん方も同じだというふうに思います。きちっとそうしたことを、やはりこれから責任を持ってこの郵政民営化に賛成をした人は責任を持ってやるべきだというふうに私はあえて思います。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 前田議員から叱咤激励をいただきました。このプランにつきましてはの实施につきましては、これは大変重いプランであります。必ず実施しなければならないと決意しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 9番、山岡義一君。

○9番（山岡義一君） 9番、山岡でございます。私は、3点、在宅介護手当の問題について、香美市の本庁舎について、宝町教育集会所について質問をいたします。

在宅介護手当の支給でございますが、平成18年2月の広報の議会だよりで、本町（旧土佐山田町）で物部村ベースで支給すると1,920万円が必要となり、介護制度の中でサービスを利用していただくとして支給していないが、特に合併後激変緩和策として今

後3年間を目途に、一月5,000円を支給することが協議会で決定したと載っていますが、この記事を見て誤解をしまして、この記事を見たというふうに、この記事を見て土佐山田町住民にも支給されるものだと、当時の門脇町長に直接電話があったと聞いております。このことについてお尋ねを申し上げます。

また、土佐山田町住民にも在宅介護手当を支給する考えはないかお聞きを申し上げます。私は、当時の門脇町長に電話のあったときに、甲藤ふれあいセンター所長、当時の吉村福祉課長とともにお会いしましたが、本人の言うことには、在宅介護手当は家庭で常時介護を必要とする者の、介護者に対してその労に報いるために支給されるものであり、この趣旨からして香美市のどこに住んでいようが、当然支給されるべきであり、介護施設で入所した場合、当然自己負担を必要とするが、多額の町負担が必要となる。なぜ支給されないのであろうと、不公平感を募らせていました。また、この方は24時間介護が必要であり買い物にもままならない状態であると言っておりました。

それとともに、香美市本庁舎の建設でございますが、これからの手順と時期の決定、設計、庁舎の位置等について質問の要旨がありますが、同僚議員へのお答えとして助役の選任後、作業チームを編成して取り組むということではありますが、合併後5年のうちに建設という制約がありますので、5年という期間には、期間は余裕があるようですが、その準備を急ぐ必要があります。また、本庁舎の位置については、現庁舎の周辺住民から現在の位置で建てかえの陳情が出ておりますが、これについても門脇市長さんもお存じのことと思います。過去の議会の中で、私の一般質問に答えて現在位置での建てかえを明言することを避けてきましたが、門脇市長のリーダーシップを発揮のもと、現在位置での建てかえを明言する時期ではないかと思っております。この点についてお尋ねを申し上げます。

次に、宝町教育集会所でございますが、ここは外壁に数カ所クラック、いわゆるひび割れが見られます。私は、外から見ただけでございますので、数カ所のクラックが見られますが、恐らくもう少し丁寧に見たら相当多くのひび割れがいつておるものと思えます。また、雨漏りにより天井がはがれている状態でございますが、平成17年度に防水工事を行うということでありました。これは実施されてないように思いますが、実施されたのでしょうか。今後の、また改修計画についてお尋ねを申し上げます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山岡義一議員のご質問にお答えをします。

在宅介護手当での支給についてということで、以前の私の広報への記載文章等についてのご質問があったわけでありまして、在宅介護手当につきましましては、合併協議会で協議を行いました。対象者は合併の前日における支給者とし、合併後3年間をもって廃止をする。支給額は、香北町の例により実施するという事に協議決定をしました。ご指摘のとおり、12月議会、これは幾井洋一議員の質問に答えての答弁であ

りましたが、広報での文章が誤解を与えるような書き方、また十分その点が配慮ができていない書き方となっております、そのことに対しまして、住民の方から直接電話もございました。中身につきましては、先ほど議員のおっしゃったとおりであります、協議会の協議の結果、それまで土佐山田町で実施していなかったため、また、同時に多くの財源を要することも含め、支給をできないというお話をいたしまして、一定ご了解をいただきました。またそのときには、あわせてそれまで土佐山田町で支給されていなかった家族介護用品の支給が住民、非課税世帯に対しまして要介護4と5の住宅高齢者を介護しておられます家族に支給額上限6万円を償還払いとして支給するということもあわせてお話をしたと思っております。そのときに、大変私の至らない文章のために誤解を与えたことを改めておわびを申し上げます。なお、今後も今議員からお話がありましたように、土佐山田町での支給はということでございますが、今後も在宅介護手当てにつきましては、旧土佐山田町の支給は考えておりません。

香美市本庁舎の建設についてこれまでのいきさつ、また周辺住民からの現位置での建設についての要望等もお聞きをいたしておりますし、その文章も出てきておることも把握をいたしております。しかしながら、これまで答弁で述べさせていただきましたように、明言すべきということでございますけれども、残念ながらここで明言をすることはできないことをお許しをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、山岡議員の宝町集会所の改修についてお答えを申し上げます。

宝町集会所は、昭和53年に建築された施設で、既に27年を経過しております。このため、防水押さえのモルタルが相当劣化をしております、大雨や台風時にはたびたび雨漏りをするようになっておりました。そのため、昨年11月中旬から本年1月中旬の間に、屋上や玄関、テラス、ベランダ等の防水シートを張りかえるなどの防水工事を施工いたしました。現在のところ、雨漏りはとまっておりまして、今後につきましては、状況を見ながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、山岡義一君。

○9番（山岡義一君） 2回目の質問を簡単に行います。

在宅介護手当ての問題でございますが、十分に市長の話で聞くと了解をしますけれども、激変緩和策としてとはいえ、公平と公正をモットーとする門脇市長として、在宅介護手当ての旧土佐山田町住民に対しても支給するべく十分に政策として生かすべく、研究の必要はないか、そのあたりをお尋ねを申し上げます。

また、本庁舎の問題でございますが、この位置については、門脇市長は腹の中でもう決まっているのではないかと思います。明言をする時期が早く来るように期待をしまして、期待をするものでございます。

また、宝町教育集会所でございますが、17年度に防水シートを張ってるということでございますが、見てのとおりふれあいセンターの外壁工事をやりました。そのためにも余計宝町教育集会所の古さが目立っておりますが、このままこの状態のままおきますと、今後、何年かおきますと改修費用が余計かさむというふうに思います。早期に改修計画を立てていただき、改修計画に取り組むつもりはないかお尋ねをしたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山岡義一議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

在宅介護手当てにつきましての本庁での政策として、旧土佐山田町での支給を決断すべきというふうなお話でございましたが、協議会での協議というものは大変重いものでありまして、これにつきましては、旧土佐山田町での支給は現在のところ考えておりません。

また、本庁舎の建設の場所の位置につきましても、ただいまの意見は意見としてお伺いをいたしておきます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、山岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

改修計画に取り組む気はないかというご質問ですが、教育委員会といたしましても、他の施設のこともあります。財政的なことも考えながら検討していきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。私の質問についても重複するところはあろうかと思えますけど、回答をよろしくお願いたします。

まず、裁判員制度についてお尋ねをします。

司法に国民が参加する裁判員制度は2009年に始まります。裁判の判決は国民の常識とかけ離れていたり、罪のない人が有罪になる冤罪が数多く発生する、その原因の一つに試験に合格して、研修後、社会経験の少ないまま裁判官になるキャリア裁判官制度が挙げられます。これを改める上で刑事裁判に国民が参加する新しい制度は大きな意義があります。しかしながら、制度の実施を前に最高裁が最近行った国民アンケート調査の結果は、実施に向けた多くの課題を浮かび上がらせています。新たな裁判制度に理解は示しながらも、みずから裁判員として出廷することに消極的な国民が6割にのぼります。昨年2月に行った内閣府の調査の7割に比べると前進があるものの、以前高率であります。参加をためらう理由では、日程調整が大変が1位で65.3%、その次に心理的に不安、裁判に行くまでの移動が大変、金銭上の負担、健康や体調が心配等々が並びま

す。サラリーマン層からの回答では、裁判への参加の障害を取り除くため、会社の経営者や幹部の裁判員制度への理解、仕事を休んだ場合、会社が有給休暇扱いにする。収入減少の場合の補償等の対策を求める声が6割にのぼります。子育てやお年寄りの介護をしている人の声も切実です。必要なときに、介護、育児、施設の利用と施設利用の場合の経済的保障など要望があります。一般的な社会的理解を広げるにとどまらず、経営者の意識を変えること、施設の拡充や経済的支援、社会的な環境づくりが必要であります。日程調整の困難を挙げる人が多いことから、裁判の開催方法に工夫をするなど、裁判員の参加しやすいあり方を検討しなければなりません。裁判員の心理的不安にも対応すべきです。有罪、無罪の判断が難しい、人を裁くのはいやだなど、新しい制度にさまざまな不安が持たれるのは当然であります。なじみの薄い法律用語の言い換えなど、裁判を身近でわかりやすいものにする必要があります。国民が裁判官のお手伝いをするような制度ではなく、対等で自由に本人の意見を述べることができる制度をどう保障するのか、国民が主人公と言える裁判制度にしなければなりません。日本共産党は、裁判へ国民が参加する制度の実現を強く要求して、主張してまいりました。欧米諸国でもそれぞれの歴史や特性を持ちながら、地方への国民参加を図っています。日本の司法、裁判員制度を根づかせるためには、政府は裁判員に指名された人が心置きなく参加できるよう、制度の充実に力を尽くすとともに、あわせて地方自治体の責任も大きなものがあると思うわけであります。この制度は、国民の義務という面もありますが、三権の一つでこれまで国民がほとんどかかわることのできなかつた司法権に参加するという、国民の権利として積極的に理解すべきだと思っております。よって、以下の点について質問をします。

新しく導入されるこの制度に向けての行政の認識をまずお伺いするものです。この制度は、選挙人名簿登録者から無作為に抽出された20歳以上の国民が対象であります。法律で決められた理由がある人については、裁判員となることを辞退することができるわけであります。その具体例としましては、70歳以上の方、学生、または生徒である方、重い病気、障害により出頭困難な方、父母の葬式への出席等の社会生活上の重要な用務があることなど、やむを得ない事由とありますが、本市における裁判員候補者となり得る対象者はどれほどの数になるのかお伺いをします。この問題については、行政独自で制度の理解を普及はできるものなのか。説明には裁判官や弁護士、専門家との連携が欠かせないと思うわけですが、今後の対応を伺います。

また、大変大きな制度の導入でございますので、全市的な取り組み、住民の皆さん方に内容が理解できるような具体的な説明が必要と思っております。そのスケジュールについてお伺いをいたします。

次は、残留農薬基準の強化についてお尋ねをします。

今月29日に施行される新たなポジティブリスト制度に対し、生産地では条件整備を求める声が強くなっています。同制度は、農薬などの使用の管理を厳格にする積極面が

あります。ポジティブリスト制とはどういうものでしょうか。ポジティブリスト制とは農薬や飼料、添加物、動物用医薬品について食品に残留する基準をすべて設定することから、積極的という意味でポジティブな制度と言われています。一定基準を超えると販売が原則禁止となります。今まで国内外に残留基準のあった農薬はそれを採用し、していない農薬は0.01ppm、1キログラムの作物中に10万分の1グラムという一律基準を設定しました。現行は残留基準はある農薬だけを対象にしているため、基準のない農薬は事実上野放しになっていました。今回の制度について農水省は、これまでどおり使用基準さえ守れば残留基準を超えることはない、農薬対策室、としていますが、農薬飛散による残留農薬検出について、農家が対策を求めていることも農水省は認めているわけであり、少量多品目の本県、本市の場合では、農薬が隣からかかってきて、それがもとで基準を超える残留農薬が検出されることもあり得るわけであり、問題となるのは、異なる作物が近接する場合です。果物には残留基準があるものの、野菜や米には安全基準づくりが間に合わなかった農薬があります。こうした場合の残留農薬基準は、一律0.01ppmとわずかな痕跡程度といった厳しいものとなっております。ポジティブリスト化による残留基準が設定された農薬は、799と言われております。すべての使用基準を理解するのは難しくなっています。そこで大きな役割を果たすのは、都道府県に置かれている農業改良普及員、農協の営農指導員であります。しかし、農業切り捨て政治と生活関連の公務員削減の行政改革の中、改良普及員はピーク時の3分の2以下になっています。営農指導員も農協合併と縮小、再編成のもと、毎年全国的には減り続けています。本県でも果樹と野菜が近接している産地は結構あります。農業改良普及員は少なくなつて、個々の農家まで足を運べなくなつてきているとの嘆きもあります。こういう現状を踏まえて質問をします。制度への導入による周知と対応に行政はどのようなかわりを持っているのかお尋ねをします。

農薬の中で、国内外に基準のない場合は、人の健康を損なう恐れがない量として、一律0.01ppmで決まったわけです。これは隣接するほ場から農薬飛散がわずかでも農産物から基準を超える残留農薬が検出される懸念がある生産者はどのようにこの問題を受けとめているのかお伺いをしたいものです。

地域の生産状況にあわせて共通して使用できる農薬情報を自治体として早急に作成すべきではないでしょうか、お伺いをします。

国民の健康を守るということで規制が強化される、その責任を農家に一方的に押しつけている、飛散防止ネットや農薬が飛散しにくい粒剤などに切りかえることで、農家のコスト増になるという全国的調査も出ておりますが、上昇する費用の助成、こういうことを求めてくる声もあろうかと思えます。行政の今後の対応を伺うものです。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 片岡守春議員の裁判員制度についてお答えをいたします。

まず、裁判員制度の導入の行政の認識ということでございます。2009年の5月までに導入される制度でございますが、選挙人名簿から選ばれた20歳以上の市民が裁判員として裁判官と一緒に刑事訴訟の審理を担当する制度でございます。その事件の内容でございますが、殺人など重大事件で、原則的には裁判官3人、裁判員が6人、多数決で有罪、無罪を決め、量刑も判断するということでございます。多数意見に裁判官、裁判員双方が1名以上含まれてといるということが原則ということになっております。また、審理を迅速化し、裁判員の負担を軽減するため、昨年11月施行の改正刑事訴訟法におきまして、審理に2日以上かかる事件ではできる限り連日開廷を行いまして、審理を行わなければならないと、この規定が新設がされております。さらに裁判員の個人特定防止のための裁判官と同じ法服、服ですね、服のこういう案とか、検察官によります容疑者取り調べの様子を録画、録音する捜査の可視化の試行も行われるようでございます。ただ、最高裁が行った全国アンケートでは参加をしたくないとする人が61%に達しております。それはご質問にもあった件でございます。理由としては、日程調整が大変とか、あるいは心理的に不安という声が多く上がっております。最高裁判事局につきましては、このアンケート結果を具体的に何が障害になった理由かということがわかったということで、今後の対応がされることと思っております。現段階では、まだ仕事を休暇の扱い、あるいは育児、介護の問題、あるいは経済的保障、心理的不安等、まだ問題がいろいろあると考えております。不安解消をする上でも、制度の理解を深めてもらうためにも、香美市としてこの制度の啓発活動に協力をしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の対象者数でございます。これにつきましては、衆議選のですね投票できる方ということになります。平成18年3月2日の香美市選挙人名簿の定時登録の登録者数で言いますと、2万5,094人でございますが、大体この範疇ではなかろうかと思っております。なお、県内で裁判員に選ばれる候補者の予定者につきましては、ちょっと説明を受けた段階ではですね、1年間に1,000人に1人の確立ということになります。

次に、この制度の普及には裁判官、弁護士、専門家の連携は欠かせないものと考えているということでございます。平成17年9月26日には、高知地裁、高知地検、高知弁護士会の法曹三者の代表が橋本知事に対しまして、この広報活動などの県との連携を要請をしております。この中で、質問の中でですね香美市として行政だけでこの制度の普及はできないかという質問でございますが、やはり、この説明をする中で、法的な部分も含めてかなり立ち入った中での質問も予想されますので、専門家による説明会、あるいは講演会が必要であろうというふうに考えております。

それから、4点目の全市的な取り組みは今のところ考えているかということでございますが、平成16年6月18日に高知地裁の方が来庁しまして、説明を受けました。その後、制度の啓発用ブックレット、パンフレットの備えつけを行っております。これにつきましては、本庁とか、あるいは出先機関にですねこのチラシを置いて啓発を行って



おります。また、検察庁からは広報への掲載への協力とか、あるいは市内での各種行事等でのピーアール依頼も受けております。この各種行事等のピーアール依頼でございますが、今年からということになっておりますが、ある一定の人数がそろえばある場合は、要請があれば出て行って説明するというふうな形だと思います。

それから、法務省では広報用のビデオでございます。「裁判員制度、もしもあなたが選ばれたら」というふうなですねDVD版のビデオを、広報用のビデオを製作をしております。監督は俳優の中村雅俊さんが監督をしております。まず、今後の取り組みでございますが、まず職員の研修の方ですね取り組むように提案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 片岡議員のポジティブリスト制導入についてのお答えをさせていただきます。制度についてどういうものかというご質問もありましたので、お答えが若干2度目になろうかと思いますが、お答えをいたします。

当制度は、国民の健康保護のため厚生労働省の食品衛生法の食品成分規格として設定されたものです。これにより食品に残留するすべての農薬に残留基準を設け、基準を超えた食品の流通を原則禁止するものであります。以下、4点ほどのご質問について、まず制度の導入、周知、対応に行政のかかわりでございますが、当制度においては、普及指導、また営農指導の専門的指導の必要性から、対応については国、高知県、また生産者団体連携のもと周知対応を行っており、香美市においてはなかなか専門の指導部門もありませんので、周知の部門で協力をさせていただいております。

2点目の生産者側の懸念の受けとめ方でございますが、これまでどおり農薬取締法に基づいて登録農薬の使用、適用農作物、農薬ラベルの使用表示は生産者において一定の理解のもと、生産履歴等が記帳されていると考えています。直接生産者からは聞いておりませんが、農家にとって農薬を選ぶのもそれぞれの工夫が必要ですし、隣家の、隣接の農家の作物への飛散にも留意することも負担となっていることは間違いはありません。

それと、農薬情報を自治体として早急に作成すべきではないかという点でございますが、これについてもケースがいろいろあります。農薬使用基準を守ってその対象作物については、残留農薬基準を超えることはありませんが、隣接する農作物への飛散を心得ることが最も重要であります。農家の使用においては産地の条件により適正があり、今実験とか研究などの検証中の部分もありまして、専門指導を農業振興センターやJA営農指導員に相談を願いたいと考えています。全農なんかのサービスなんかで農薬の情報についても組み合わせなんか、周辺作物の基準値も簡単にチェックできるような窓口もあります。そこもなかなかパソコンとか、そういうところで開かないかんという部分もありますので、まずは香美市農家については、専門の指導のできるのところへご相談を願いたいと思います。

それから、4点目の費用の助成、粒剤等に切りかえるコスト増についての費用の助成でございますが、これについては、現在生産者にとって負担増であることはもう間違いありません。指摘の費用負担に係る助成は現在は考えられておりません。なお、これからも関係機関との連携の中、国とか高知県の動向を見ながら香美市としても対応していきたいと、そのように考えております。今現在、コストのかからないノズルの交換とか、散布方法の具体的な方法とか、それから暴風ネットの安価な方法とか、農地へ障壁作物なんか簡単に植えて、飛散がないようなところも検証中でございますので、そういう情報もこれから発信していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 昼食のため、1時まで休憩します。

（午前 11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をします。

裁判員制度の問題で、課長さんのお答えの中で私が第4に質問をしましたこの全市民的な取り組みということでは、非常に軽く、軽いというか、具体的な点が私は聞き漏らしたかもしれませんけど、はっきりしなかったのもう一度お願いをするものです。この制度いうものは、非常に重たい、住民に対し、市民に対して重たいペナルティーが実際かかってくるわけなんです。どんなことかといいますと、守秘義務ということで、守秘義務が設けられたのは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためですと、評議で述べた意見や経過が明らかにされると、後で裁判批判されることを恐れて、率直な意見を述べることができなくなる恐れがあります。さらに、評議の秘密を守ることは裁判員の保護、プライバシーの保護や報復、いわゆるお礼参りを防ぐ意味で身体の保護にもつながると考えられます。このように守秘義務は、裁判員制度を円滑に運用する上で極めて重要なものであると。それから、守秘義務には2通りあるということによね、評議の秘密と、まず第一に評議の秘密、それから第二として評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密に分けられるということ、まず第一に評議の秘密には、例えばどのような経過を経て結論に達したかということ、評議の経過（裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ）その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評決の際の多数決の人数が含まれていると考えられます。第二として評議以外の職務上知り得た秘密には、例えば記録から知った被害者など、事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などが該当します。このような事項は当事者が他人に知られたくないものが含まれている可能性が高く、不必要に明らかにされないようにしなければならないこ

とから守秘義務の対象とされるということで、まず第一によねこの裁判員に対して候補者になった場合に、理由なくして欠席した場合は10万円以下の過料がかかります。また、プライバシーその他の秘密を外部に漏らすということをした場合はよね、懲役6カ月以下、または50万円以下のというその罰金が課せられるという、重たいペナルティーがあるわけですがけれども、私は、この制度の普及というのは、少なくともこの地方に住んでる方にとっては、地方自治体が責任を持って普及、理解に努めなければならないと思うわけですがけれども、私は先ほどの答弁の中で、土佐山田町で何か所かをやるとか、旧香北町、物部村でも多くの人を集めて説明するとかいうような答弁があるかと思ってましたけれども、これは制度の普及に県からの指導やマニュアルとかいうものは実際にきてないものかどうか。それから、この制度の理解と普及がなされたというその判断をよね行政としてはどういう基準で、どういう基準をお持ちか、その点についてこの明確にご答弁をお願いするものです。

それから、農薬の関係ですがけれども、過日農政課の方とお話をしましたところ、今までも高知新港の方では検査をされていた、農産物の出荷に際しては検査をしていたけれども、これからはもうどんどんどんどん検査検査と、それから市場でも抜き打ち的な検査もやられると。検査なくして物が売れないというような形が考えられるのではないかというようにもお聞きもしたのでありますがけれども、課長さんの見解はこの点、農家への影響とかそういうことについてはどのようにお考えかお答えをお願いします。

それから、もう1点は、今この制度の実施を前に日本水産やニチレイなどの食品企業は、中国で生産、加工する農作物にこの制度に対応した安全対策を進めて、より安い原料を調達し、日本への輸出増加をねらっていると言われるわけですがけれども、こういう本市のような園芸作物を農業の主体にしてる地域への輸入の増加ということに対する影響がどのように出てくるとお考えか、私見でも結構ですので、お答えをお願いするものです。

2回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

4点目の全市的な取り組みについての答弁が軽いということでございますが、基本的にですね協力の要請ということですので、積極的にそれに基づいて対応というのは非常に難しいということです。やはりその地方事務につきましては、自治法に定められた行政事務を行うということですので、あくまでも協力要請ということで、それに対しては十分にお答えはできるかどうかわかりませんが、できる範囲で協力はしていくということでございます。

それから、2点目のですね市民のペナルティー、要はこの裁判員制度へ裁判員としてかかわった方のペナルティー、これについては確かに、この問題がこの制度の一つのポイントだと思います。やはり、この守秘義務が課せられておるということで、1点目は

評議の秘密、2点目がその他ということですが、やはりその意見を述べたり、あるいは記録から知り得た秘密、これについて現実的には、その裁判に被告としてかけられた方ですね個人の秘密を知るわけですので、それに対して裁判員が外部に秘密を漏らすということは、基本的にはあってはならないということで罰則規定が設けられておることです。これは次の質問の理由がない欠席についての罰則規定でも触れられておりましたが、やはりかなり重い罰則、50万円以下、懲役刑も含まれておると。それから2点目ですね基本的にはどういう場合に欠席といいますか、欠席が認められるかということですが、これは原則的には裁判員と選任されたからには辞退はできないと、基本的にはできないということです。特例として70歳以上の方とかですね、あるいは地方公共団体の議会の議員さん、これについては会期中に限る、学生、生徒、それから病気、けがで出席ができないとか、あるいは父母の葬儀と、こういう理由がございしますが、かなり厳しい罰則があると。この点がですねやはり通常会社に勤務しておる方が、確かに仕事を休んでも解雇されないような分につきましては、法律でかちっと禁止はされてはおりますが、しかしながら現実問題として、果たしてこれが完全に各企業に普及できるかというところも一つの問題点だと思います。

それから、この啓発についてのマニュアル等について県の方からきておるかということですが、県の方からですね取り組みについての指導等については私の方へはきておりません。それから、今現在動いておるのは、裁判所の方の事務局の方が動いておることです。ただし、今年の12月にですね日本司法支援センター高知事務所というのが高知に開設をされます。そこがかなり啓発関係に携わっていくんじゃないだろうかというふうに、今のところちょっと私の方では感じております。

それから、制度の普及したかどうかの判断をどこでするかということですが、これにつきましては、ちょっと私の方では判断をしかねます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

検査についての農家の影響でございますが、今現在、園芸連の中で検査体制をとっておりますが、あくまでも自主検査の状況でございます。販売額とか出荷額等によりまして、ロット数、点数を決めて自主検査を行っております。これから一つの品目とかいろんなところで食品衛生法に係る部分で検査のケースがふえてくるやもしれません。今、原則出荷体制の中でこういう点数を安全・安心のもとで示していこうという体制でございます。もう1点お聞きした輸入品のことに関しましては、これも食品衛生法に基づく残留農薬検査、この部分についても製造、加工施設等の立ち入り時には国の方でも定期的にやっております。輸入食品等の関係につきましては、市場で加工品が出回っておりますが、その部分においても輸入時に検査について年間計画を立ててですねやっております。

ずでございます。そういう対応のことでこの今回の法見直しも一定の基準のもとにこれから一定適正管理ができるという法律と自分は理解しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 3回目の質問をします。

1点だけお尋ねをしますが、公務員がこの制度によってその対象者ということで裁判員制度で呼び出しがあった場合の有給扱いはするのかどうか、その1点お願いします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 3点目の質問で、公務員がこの裁判員制度の対象になった場合有給扱いするのかということでございます。これにつきましては、可能性はもちろんくじで決めていくわけですので、あります。そういう中ですね、職務義務免除という条例もございます。それに照らし合わせて判断をしなければならないと思います。その項目の中には、裁判所からの要請とかいいますか、呼び出しがあった場合の対応については設けられておりますが、ただ、市長の権限の中にですね、やはりそういう重要事項について職務義務免除が認められる事項もございますので、その範疇に入るかどうかの検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 32番、坂本 節君。

○32番（坂本 節君） 32番、坂本 節でございます。一般質問を行います。私は5件の事項について通告してありましたので、順次質問をしますのでよろしくお願いいたします。

まず、第1点として集落の整備についてでございます。

集落整備の目的は、その集落に居住する住民が安全に、かつ安心して住める条件の整備であります。主たるものは交通、通信であります。道路災害発生など緊急事態へ即時対応できる対策について、現時点で整備が十分でないと思われる地区について整備実現にどう取り組まれるかについて、地区名を紹介しましてお聞きしたいと思います。

まず、岡ノ内部落百尾地区で集落道の延長と、迂回路がないので岡ノ内別府線林道から国道195号への連絡道開設であります。その迂回路として計画されているコースは、林道開設当初にコースの変更によって中止となった約600メートルぐらいの開設されている道路があります。それを利用して延長開設することが合理的であるとの地元の見解であります。他の1件延長開設の件であります。旧物部村当時、岡ノ内部落から開設要望の陳情書が村議会に提出されて、付託された産建委員会は現地調査の上、地区民の意見も聴取して審査の結果、採択と決定されていたものであり、この案件は、香美市が引き継ぎ開設できる方策について取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、連絡道の開設について、同じく岡ノ内（部落）中内地区からも岡ノ内別府線林

道への連絡道を開設の要望があります。この連絡道2線は、当中内、百尾地区だけの迂回路ではなく、ここより下流の国道が災害を受けた場合には、国道通行の車の迂回路となるので、大変重要な路線となります。まずは現地の調査を試みるべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

次に、林業振興についてであります。林業につきましては一昨日からの同僚議員の方々の質問にも大変流域の清流保護、森林の災害の件が心配されまして、多くの発言、質問もありまして、非常に理解の広がっていくことに感謝をしておるところでございます。林業は、大別して人工林の手入れ、間伐をするのが森林の整備と、成木を伐採して用材とする木材生産であります。現在最も重要なことは、これが効率的に行えるよう基盤整備を現在も行っているが、規模を落とさずに継続して進めるべきと思いますが、それは作業員が現場に森林作業員であります。安全に短時間で到着できる林道の開設であります。林道のない遠く高い林地に通うことは、長時間を要するし、疲れもします。木材搬出にも林道は必要であるし、開設事業中は雇用の場でもあります。できる限り早期に全森林域へ林道開設によって森林の手入れ、間伐によって森林の活性化を図り、保水力を高め、山崩れを防ぎ、それが治山治水、濁流の原因もなくすることになると思いますが、そういう観点から現在開設中の林道については早期に完成と、また物部では基幹林道の2つの工区が、といいますか1本の林道の中の工区であります。2つの工区が完了し、それに次ぐものとして、杉熊舟ヶ谷線と市宇程野から別府への2線について、これはこの森林域の幹線林道的役割の果たせるものであると思いますので、早期に着工できるよう対策を講じるべきと考えますが、いかがでございましょうか。

次に、森林の大敵には風水害もありますが、山火事もあります。林道そのものも防火線ともなり、消火活動への生命線でもあります。これに加えて林道の直近に防火用貯水槽を可能な限り設置することについてお伺いします。

次に、林道の災害早期復旧について。昭和30年から40年ごろにかけて開設された林道は空石積みが多くて、現在では中ぶくらみや半崩れ状態でそのままかなりの長期間放置されているところもあります。下は畑や山林で人が作業にも入ります。車が落ちるか、石が落ちるかかわからない、まさに農業も命がけというところもあります。というのは事実であります。これまではどのように崩れかけても全体が完全に崩落しなければ補助事業の対象とならないというのが実態でありましたが、これでは何ともならないので対応策を講じなければならぬと思います。いかがでございましょうか。

次に、山間農地の保全、災害防止、復旧についてでございます。物部町は全体が山間であり、農地も当然傾斜地、急傾斜地が大部分で、石積みの水田、畑であります。その石積み崩壊寸前ですが、農作業はの上でも下でも行われているのが実態であります。危険性も多分にありまして、これも全体が崩落しなければ補助事業での復旧工事はできないというのがこれまでの実態であります。規模が大きく、個人では当然復旧工事ができる程度のことではなく、現在の放置の状態であります。平地では災害でも

ありませんが、ほ場整備事業など大型事業も実施されて、農地整備もされておりますが、農地、農業行政の不公平ではないかという声もありますが、このことについて見解と対応策についてお聞きしたいと思います。決して平地で大規模なほ場整備事業をするのに異議を申すわけではございませんが、山間農地の立場を理解していただける農業行政を望まれているところでございます。

山間で最もその地域に定着感があるのも農地を所有して農業を営んでいる住民であります。山間で農地を守り、山を守る、まさに治山治水、源流域での一角を担う防人でもあります。必要な施策を先送りすることは住民、農民の意欲を失することにもなるのではないかと思います。対策についてお聞きしたいと思います。

次に、県道関係について。

物部町内は3線の県道が通じておりますが、狭隘で対向できる区間はわずかでありませぬ。県道は、当然県が維持管理に努めるべきところではありますが、現状では最小限必要とする規模の改良工事も余り行われてないところもあります。このままでは次第に縮小されるのではないかと、路線によっては近年改良工事は全く施工されていない区間もあるのではないかと思います。そこで最も早急に改良工事の実現を要する区間について関係地区から旧物部村に要望書を提出されていたと思いますが、紹介をしまして旧物部村が受けた地区の要望を香美市が引き継ぎ、県へ申し、押し上げて地区民の要請にこたえていくべきではないか、そうしたことが合併した香美市の住民に対する責務ではないかと思っておりますので、その要請のあった区間について申し上げます。

それは、安芸物部線の入口で、高尾から頓定の入口付近で、約600メートルぐらいの区間が最も改良工事が必要であると思っておりますが、埋め立て工法により国道へ直結で施工すれば距離的には4分の1程度になるのではないかと思います。まずは現地の調査が必要かと思っておりますが、いかがでございましょうか。

次に、通信施設の整備についてでございます。

現在の通信関係の状況は、申すまでもなく携帯電話が主体となり、その利用ができない地域は全く不便な状態に置かれております。物部町で上葦生地域北部と槇山地域の押谷地区から東部、岡ノ内までは国道ではところどころに通じますが、岡ノ内以東では国道筋で携帯電話が利用できる場所は全くない状況で、通常でも大変不便で、早急にご利用できるようにならないと言われるのがべふ峡等に来る観光客、その他林業、土木関係の仕事をされている方からの要望、また台風とか災害時には電話線とともに電灯線が故障すれば電話は一切不通となり、アウトであるということでございます。特に、別府地区からも早期にご利用できる、携帯電話が利用できることへの期待が強いところですが、その携帯電話の中継施設をN T T 関連通信会社のF O M A が昨年11月から開始していたところでございますが、最も必要な別府地区について既設の無線通信施設があるということで、携帯電話のエリアの拡大、拡張に支障が生じたのではないかと思います。要はここで別府地区は中止というようなことにならないよう香美市として打つ手がある

のではないかとこのように思います。この無線電話の既設の施設というのは、中部森林管理省の関係ではないかと思えます。別府部落の森林管理事務所の室内の一角に定置されているようでございますが、通常、一般の人はなかなか利用しがたい、事故とか何とか災害があったときにはどうにか利用できるけれども、時間的にも非常に容易に利用できる状況でないということで、別府地区からは非常にこの携帯電話の利用ができるエリアの拡大の施設を待っている状況であります。

そういうことで第1回の質問を終わります。よろしく申し上げます。

ちょっと抜かりました。まだ1カ所、これは市長さんもうご存じじゃと思えますが、部落道から迂回路について頓定部落からも希望が、申し出がありました。これはミニ集会の場で門脇市長さんもお聞きになられたと思えますので、十分その地域の意向というのは確認ができておると思えますので、そういうことも踏まえまして、ひとつ期待の持てるご答弁をお願いをしまして、第1回の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） 坂本 節議員のご質問にお答えをさせていただきます。

合併後、私自身、今までのご質問にもお答えをずっとしてきましたが、大変実情を把握していない香北町、物部村を訪問をさせていただきまして、地域の実情を知るとともに、山間地での厳しい環境の中で生活をされておられる方々とお会いをし、お話をする機会をいただきました。そのときには、これまでも述べてきましたように、大変厳しい環境の中で生活をしている皆さん方からは、やはり合併においても、合併をされても、やはり生活ができる、ここで生活ができる環境を保持してほしいということでありました。そういう意味からも、先ほどこの5点、5点につきましてご質問があったわけですが、どれも大変大切なことであります。そうしたお話の中で、特に感じたことでありますが、やはり長年その地域で住んでおられる方にとりましては、周囲がどのように厳しい環境でありましても、やはりその地が安心して暮らせるベースであれば、やはりその地域その地域でずっと一生住んでいきたいと、そんなことを思うのは当然のことであろうというふうに思います。私自身も自分の家の周囲がそういう地域でありますので、特に実感をいたしてまいりました。そういうことから、やはり集落整備につきましては、常に心を砕いてまいらなければならない、そんなふうに感じてまいりました。そして、森林林業の振興のための林道の促進、またその維持管理、同時に厳しい急峻なところで農作業をされておられるわけでありまして、山間農地の保全、あるいは県道の改良、そして今ではほとんど当たり前になってきました携帯電話等の通信ができる通話網の整備などなどたくさんのまだ多くの課題が山間地域には山積をいたしておるというふうにも実感をいたしております。同時にこうした現況、現状を、やはり把握しながら、地域の皆様方にもご協力をいただき、そして何はともあれ財政状況がこういう状況でありますので、財政の許す範囲内のできることから推進をしていかなければならないというふうに考えております。



あと、この具体的な取り組み、施策につきましては、それぞれ支所長なり担当の課の方でお答えをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 坂本議員さんの集落整備についてお答えいたします。

1点目の岡ノ内部落百尾地区部落道の延長工事についてでございますが、市道百尾線の延長につきましては、地元より強い要望もありまして、当時現地調査もいたしました。しかしながら、地形的条件、単価面におきまして開設することが困難ということで、平成14年度に単独事業になりまして、乗用モノレールを設置した経緯がございます。

1点目の2番目でございますが、岡ノ内別府線林道から国道195号線への連絡道、また2点目の岡ノ内（部落）中内地区から岡ノ内別府線への連絡道開設についてでございますが、両線ともこれ袋道でございますが、岡ノ内別府線につきましては一昨年の台風災害によりまして、別役地区が一時孤立状態になったこともありますので、迂回路を兼ねました連絡道の必要性についてはあると思っておりますが、両線とも高低差が150メートル前後あり、地形的にも大変急峻で、大変な事業費を要しますし、今のところ該当する補助事業もございませんので、早期に開設することは困難かと思われませんが、今後とも関係担当課とも協議また調査もしていきたいというふうに考えております。なお、林道岡ノ内別府線は県営工事で現在開設中でございますが、完成すれば国道の迂回路として、また林道振興にも大きく寄与されるものと思っております。しかし、現在の進捗率からいきますと、完成までには10年近くかかるんじゃないかというふうな予想もしておりますので、この線につきましては終点側の野々内側からも開設する、着工することができる道でございますので、こういうことも視野に入れまして、早期に完成できるよう県にも要望していきたいと思っておりますので、またお力添えをお願いしたいと存じます。

3番目の頓定部落から中谷川拓線への連絡道開設についてでございますが、これにつきましては、西頓定部落より中谷川キウネ地区を通りまして、林道の拓線から分岐した市道拓岡舞線への連絡道のことと存じますが、この様子につきましては、現在幅員が2メートルから2メートル50ぐらいの間伐作業道が開通しております。地形的にも緩いところでございますので、若干の改良を行えば連絡道として機能を果たすのではないかというふうに思っております。なお、東頓定部落から、これ市道の頓定線の終点でございますが、市道拓岡舞線への中間あたりへの作業道、これは幅員3メートルでございますが、これにつきましては、現在森林組合で開設中ございまして、18年度をもって開通する予定でございますので、この路線につきましても連絡道として利用できるものと存じます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 坂本 節議員の林業振興策について林道関係のご質問に

お答えします。

まず最初に、林道事業の概略を簡単に説明しまして、それから説明させていただきます。

まず、林道事業には県営と補助営、自力とありますが、県営は県が事業主体となって実施するものです。補助営は国庫補助、県費等をいただき市町村が実施するものです。自力は市単独でやる林道でございます。市としましては、自力林道については、検討をする、今のところ余地がございませんので、国庫補助林道事業について簡単に説明させていただきます。

国庫補助林道、補助営林道につきましては、補助営林道整備事業と間伐等促進対策緊急整備事業の2種類がございます。補助営林道整備事業には、森林管理道の開設ということになっております。森林管理道の利用区域面積が当市は過疎振興山村等の指定を受けておりますので、利用区域が30ヘクタール以上、補助率は国が50%、県が15%で、18年度県内10路線のうち、3線、御在所線、押谷線、影仙頭線を香美市が占めております。それから、間伐等促進対策緊急整備事業は、補助率は国が50%、県が1%で、同じく利用区域は30ヘクタール以上です。ただし、間伐等早期な緊急の森林整備効果が求められております。平成18年度は県内4路線で計画されておりました、本市には該当がありません。森林整備の能率の向上を考えますと、作業員の作業現場への到達時間等は当然林道の全体計画策定の際、資料となり得るものです。特に、地形が急峻で作業道の開設が困難な地域については、一定の利用区域があれば林道の開設しかないと考えます。杉熊舟ヶ谷線は、べふ峡温泉から下、約1キロぐらい下ったところに流れ込んでおります杉熊川沿いに国有林道杉熊林道がありますが、その奥から広域間林道河口落合線の4工区にあります舟ヶ谷地区までの林道だと推測いたしております。また、市宇程野・別府間の林道につきましては、市宇宮ノ瀬地区から入りまして、程野という集落から別府地区にかけての物部川の北岸を区域とした林道だと考えております。杉熊舟ヶ谷線は、河口落合線の4工区から分岐していくわけございまして、幹線というよりもどちらかというと河口落合線の支線的役割を担うのではないかとこのように考えております。それから、市宇程野から別府間の林道につきましては、昨年度物部村議会でも検討されまして、継続審議になった路線であります。市宇程野・別府間の林道につきましては、県営林道の岡ノ内別府線の計画当時、物部町の岡ノ内から別府までの林道の開設の計画でありましたが、市宇程野地区に林構林道程野線の開設に伴い、程野から別府までの区間が立ち消えになった区間であります。周辺の利用区域面積等を考えますと、相当数の利用区域を抱え、重要な路線であり、幹線的役割を持っております。林業基盤整備の根幹であります林道の開設につきましては、市としましては、今後旧3町村全体の林道も整備計画を策定した上で検討していきたいと考えております。

次に、山林火災防止のための貯水槽の設置についてでございます。これにつきまして、調査の結果、山林火災消火用に設置しております貯水槽、もしくは防火水槽ですが、香

美市には1カ所でございます。場所は広域間林道河口落合線の3工区、物部町岡ノ内ダニ地区に現場落ちの40トン級の防火水槽を1基設置をしております。これは、平成5年の別役山大規模山林火災の後、広域間林道河口落合線が防火林道の認定を受けまして、補助事業で設置したものであります。

ここで簡単に防火林道の説明をさせていただきます。防火林道整備事業は林野火災の消火活動を円滑に実施し、林道の有する防火機能をより高度に発揮させることを目的として、防火林道の開設とあわせ防火及び消火活動に必要な林道附帯施設を整備する事業ということになっております。林道附帯施設とは、防火水槽、貯水池、これは1基当たり40立方を標準としております。消防利水については可能な限り谷川等の自然水を利用するものとする。取り付け道の整備もできます。また、ヘリポートの設置及びヘリポートと消化機材等の保管庫、林道等との間の取り付け道、ヘリポートの廃止施設等の附帯施設を整備できるようになっております。

次に、防火樹帯の整備として、尾根筋等の防火効果の高い箇所において行い林道の束帯としての防火樹帯の整備をし、その幅は12メートルを標準とする。また標識等の設置も事業でできるようになっております。山林火災の消火活動に防火水槽、貯水槽の設置ということでございますけれども、林政課としましては、林道開設事業では補助対象となりませんので、設置の方は難しいと考えております。

次に、林道災害での崩落前の早期復旧工事の実施についてですが、崩落前の予防工事ということでございます。林道の災害には法面崩壊が多く見られますが、崩落前の早期復旧工事といいますのは予防工事となりまして、災害等の補助対象とはなりません。また、空石積みのふくらみ等も小規模であれば災害対象とならない場合もございます。その林道に迂回路がなく、また奥に人家がある等主要生活道等の役割を持つ場合には、市の財政的な検討を加えた上で単独事業で乗り切る等を行っていきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 坂本議員の農地保全と災害復旧についてのお答えをさせていただきます。

香美市におきましても、各地域に山間農地もございます。いろいろな面で地形的な格差があることは理解をしております。農地保全につきましては、原則農家の耕作力による負担が大半であります。ご指摘の崩壊寸前の農地については、崩壊しなければ予防工事はありません。災害復旧ということに関しましては、今までも、旧土佐山田町におきましては採択基準外という中でも有利起債、災害起債を充当しまして一定の負担率のもとで対応しておりました。これも新香美市におきましても、農作経営の継続ができるように努めていくという中で提案をしております。規模が大きな耕作継続のできない土地が放置されているという件につきましては、今お聞きしますと、事後要件になるかと思いますが、もちろん災害対応が適用になろうと考えております。

それと、今現在中山間地域直接支払制度という制度の中で、やっぱり災害対応等にな

らない小災害というか、ちょっとした農地の利用できない部分については、農地保全という観点の中でこの事業を継続することによって、何とか利用していただきたいという思いがございます。また、個人受益では対象となっておりますが、活性化の共同取り組み、それから維持管理事業も、これも負担金事業でございますが、必要と提案していくような形はとっておりますので、その点もお答えさせていただきます。不公平という言葉にはなかなかお答えもしづらいですが、今までもその地域の特色の中でいろんな支援事業も継続されてきたと思います。地域性によってその事業効果とか、また、自然環境の保全とか、活用計画なども考えながら、今まで進めてこられたと思いますので、その観点もこれからも忘れずに対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 坂本 節議員の県道の改良につきましてお答えを申し上げます。

当初、千頭洋一議員さんにもお答えしましたように、県は路線ごとの全体的な計画というのは、改良計画というのにはございません。市町村からの要望によりまして短期の計画で対応しているということでございます。具体的な箇所がございましたら、個々に県へ要望してまいりたいと思っております。今回、安芸物部線の入口付近600メートルということですので、支所とも連携をとりまして、県道改良箇所の一つとして要望していきたいというふうに思います。なお、本路線につきましては、災害の防災の観点から平成17年度にも落石危険箇所の対策工事を実施しておりまして、平成18年度にも予定をされておるというふうにお聞きをしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 坂本 節議員の通信網の整備についてお答えいたします。

携帯電話が利用できないエリアは、ご質問のありました旧物部村に限らず、本市の山間部全域に多く存在をしておりますけれども、民間事業者がどの程度自社の通話エリアを拡大するかは、それぞれの事業者によって規模も範囲も異なっております。しかしながら、携帯電話が普及し、防災面など住民生活の上でも欠かせないものとなっております。今日、本市といたしましては、事業者が対応していないエリアにある集落については、防災行政上通信回線の確保をするという観点から、衛星携帯電話など、これらの設置場所、あるいはその維持経費負担等の課題もございますけれども、こういったことを勘案しながら整備を図る必要があると考えます。この点は、直接かかわります防災対策課と財政状況とも踏まえて協議、調整、検討を行う必要があると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 32番、坂本 節君。

○32番（坂本 節君） 2回目の質問を行います。

市長さんから大変、何と言いますか、地域住民の気持ちをくんでいただいた非常に心の温まるご答弁であったと思います。全体的に、ただいまご答弁はいただきましたが、現在こうしてやらなければならない事業が残っているということは、多少その困難性があるが残っておるということもありますし、できるものでも一度にその経費の協力というのもできないために、できてないということもありますし、ここは行政機関の職員の立場というか、だけではなかなか困難なものがあると思います。そういう点で、ひとつ政治的な立場で市長さんにかなり思い切った施策を講じ、香美市が単独でできるものでは当然ないわけでございますので、県・国の方へ働きかけてやっていただける工夫をぜひともお願いしたいと思います。まとめた質問であり、要望と思えるような発言でありますけれども、そういうことをぜひお願いをしたいと思います。

それで、林道などの災害で即もう災害に至るまでその手がつけれんという、これは現に私の集落であったわけですが、そこは4メートルぐらいの高さの石積みで、中が膨らみ、電柱の支線が通ってて、その支線に支えられて崩落を一時しのいだということがあったわけですが、その下はゆず園で、その農家は作業にも入らないかん。いつ崩れるか、通行する車が落ちてくるかわからんという状況があったわけですが、それでも災害という診断ができなくて、落ちるまではと、完全に崩れるまではできないということで、とうとう崩れてしまってから、今年の2月ごろに復旧工事はできたんですが、そういうところがまだあるわけですが、いつ崩れるか、鉄板も敷いたりとか、いろんなことでしのいでおりますが、重量車は当然通行もできない状態でありますのが、これが現在の法制度のもとで復旧工事をするのが認められないということで、いつまでも放置してよいものかどうか、それはできる工夫をしていただかにかんと思います。それが政治の、行政より政治の判断の役割じゃないかというように思いますので、そういう点でひとつ市長さんのこれからの手腕をひとつ期待したいところであります。

これは、農道にしても同じわけですが、農道にももう擁壁が外に大分倒れかけまして、ガードレールの基礎も半分もげまして、それでもまだ災害にならんということで、その下でもやはり農業を営む人は作業をせないかん。いつ割れた半分が落ちてくるかわからんけれども、個人の力でそれを処理することができない。自然に落ちてくるのを待ちながら、落ちてきたものを処理するというので、そういう場所もまだあります。これも職員の方で確認をしておることであろうとは思いますが、それでもなかなか復旧というのはできない。これが今のその地方行政の、何と言いますか、矛盾というか欠陥と申しますか、やらにかんことができない。その一方でやらないでもおけることもやっばりやっておるわけですが、それが必要でないわけじゃないわけですが、そうしたものができる不安なく安心して作業ができる、農業が営める周辺の関係範囲のこうしたものを復旧していくということを、これは現在の職員の方に言っても無理じゃと思いません。これはやはり市長さんの政治力と申しますか、判断で、県なり国に突き上げて行って、やってもらうしかないのではないかと思います。

それと、通信網の整備ですが、課長さんからご答弁をいただきましたが、これは別府地区の場合は、やはり先ほども申しましたが無線通信施設があるように、これは国費でやっておられると思いますが、現在物部町内でやられておる無線、FOMAにしても、これは当初敬遠されまして、会社の費用でやるには採算がとれんということで放置されていたんじゃないかと思いますが、計画はあると言うけれども、実施の計画になってないということであったのが、昨年から着手したわけですが、それには物部村長の方から総務省の方に陳情もされたと思いますが、それでそうした条件の悪いところへある程度の国費を投じて通信施設をつくるという事業があったのではないかと思います。そういうことで、一足早く安田町ですか、それとその前に徳島県の東祖谷山村はあの条件の悪いところでほとんど必要とするところでは、どこでも携帯電話の利用ができるというのを聞いたのが3年ぐらい前ですので、取り組みいかんによっては方法はあるということであろうかと思いますが、そういうことで早期に不便をきたしておる地区の、ひとつ便利に利用できるような体制をひとつぜひひとつつくっていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 坂本 節議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

相対的な事業を含め、いわゆる政治的な判断を要することが多いというお話の中で、やはりリーダーシップをとってトップの決断をする場面があるという当然のことであり、私も日々この首長にならせていただきまして、毎日がその決断イコール住民の皆さん方に対するさまざまな責任、その思いをしながら過ごしております。しかしながら、この限られた財政の中であり、いかに継続的に、持続的にこの香美市を発展させるのかという将来的なことも考えて、やはりそこにはそうした体制、対応がなければならぬというふうに思っております。ときには、政治的な決断もしなければならぬことがあるかと思っております。しかし、それぞれやはり政治的手法というものは、それぞれの人間の持ち味であります。私は、今までこの政治的判断をする場合でも、一定そのプロセスを大事にしてやってまいりました。そのプロセスはやはり職員が一生懸命さまざまな過程を踏んで、そして、それをやはり市長に上げてくる。その過程をきちっと大事にして、そしてやることは、私の大事な部分ではないかと、そんなふうに思っております。トップダウンも大変大事であります、トップダウンも行き過ぎると、やはり職員のいわゆる、何と言いましようか、思い、そんなものも上がってこなくなるだろうし、通じなくなるのではないかと、そういうことも職員の思い、そうしたものも大事にしながら、総合的に判断をしていくことを私は大事にしていきたいと、そんなふうに思っておりますので、どうか今後ともご指導をお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 坂本 節議員の再質問についてお答えをいたします。

通信網の整備につきましては、聞き及んでいるところでは、本市にはその移動体通信

の鉄塔が香北町永瀬に1基ございます。これも含めまして分科会の中での協議であったというふうに聞いておりますけれども、利用世帯あるいは利用者が相当さる場合は、費用対効果についてもしんしゃくをしながら検討していかないかんことでもありますけれども、この分科会の課程においても、特にそうしたまとまった要望があるとは聞いてはいないという報告も受けております。また、一方で特に日常的な部分は別にしましても、防災の観点から見ました場合には、こういったその通信網の通信回線については確保する必要がございますので、みずから努力することもさることながら、市長会等を通じて防災はやっぱり国策で対応していただかないかんものもありますので、そういった手法も講じながら対応してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 坂本議員の2回目のご質問にお答えいたします。

林道の災害関係で、なかなか実施が遅かったというご質問でございます。多分、私が推測しますに林道宇筒舞線の工事ではなかったろうかと思えます。ご承知のように、昨年度台風14号で旧物部村は数十カ所の災害を受けておまして、小規模のものについては若干おくれ、また宇筒舞線のご指摘の工事につきましては、単独工事であったと思えます。災害の補助をもらう査定を受けるような手段がとれなかったというところでございます。余りにも事業量が多過ぎたということでございます。また、鉄板を敷いているところがあるとかいうご質問ですが、これも林道宇筒舞線であろうと思えます。この件につきましては、4月に中央林業事務所の班長と担当の方に来ていただきまして見てもらっておりまして、1カ所は空石積みのところ膨れてくるっております。石と石の間が相当のすき間が出ておりますので、これは災害復旧工事に、早期に災害復旧工事を行いたいと考えております。もう1カ所は、路側側が欠落して鉄板を敷いておるところだと思いますが、これについても林道の改良工事等を検討し、もう県の方には打診をして、県の本課までいっております。今後そういったことで検討したいと思えます。また、なるべく早目に災害復旧工事として査定を受けれるような体制をとっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） すいません、先ほどの答弁に係りまして補足といいますか、ちょっと確認をさせていただきたいのもございますけれども、FOMAの鉄塔が事業者によって、たしか建てられておるやに、今お聞きをいたしましたけれども、今年の3月現在のNTTドコモが出しております資料によりますと、平成18年9月までに予定をしております拡大されるエリアの中には入っておりませんので、その後の状況が変化したのかどうかわかりませんが、私どもの資料ではそういう状況を承知しておりませんので、なお、補足として確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 32番、坂本 節君。

○32番（坂本 節君） ちょっと質問が舌足らずであったかもしれませんが、ちょっと一言伝えておきます。ただいま、企画課長さんの話ではFOMAでは計画に入っていないということですが、それは現実にはもう中継塔は設置するというので、大栃の上に用地の確保もしまして進めております。それで、それから上流域にも中継、小型の中継塔設置するというので用地の相談もしましてですね、地主さんの承諾も受けておりますが、ただ、別府へ行ったときに、後からこれは恐らく総務省の方から単独で通信会社だけで費用を投じてやるには、どうも経営的に成り立つところでないということで、国費の要請をしたのであろうと思いますが、そういうことで、用地の相談もして、一番奥の集落の別府地区も用地の確保をしております。ですが、その後どうもそれが当初の計画どおり進みにくくなったということを知り、NTTの高知の担当の方から、4～5日前に私聞きましたので、それがやはりどうも同じ国費でやるということになれば重複するというので、どうも早速にいかんということになりつつあるのではないかという気がします。そうすると、これは別府地区は本当に災害のときなど通信関係はまず途絶えてしまうということにもなりかねんということで、これは別府の区長さんからの話で、私がお聞きをしておるところですので、そのようにひとつ理解をいただいて、今後の対応策をひとつお考えいただきたいと思っております。

それから、私が先ほどちょっと農地のことで質問が抜けましたが、この農地というのは水田で、全面的に放棄しておるのではなく、石垣の付近だけがずっと放棄されている。もう水が、稲作をしておりますけれども、水がかからない。ただ、ちょっと情報を取ったところによると、水がかからない水田は一応災害と認めて復旧工事をした例もあるという情報も入ってはきております。それがどこかということについては、まだこのところでは申しませんが、それはあるということで、畑の場合は対象にならないけれども、水田の場合は水がたまらんと、これはその価値がないということで、一応災害と認められるということで復旧工事をした。それもかなりもう災害が崩れるのがもう目前という形であろうと思っておりますが、そういうことで、少なくとも4分の1から5分の1ぐらいを放棄しておるわけで、全面放棄ではないので、そういうことでできれば何とか対応策というのがないかということでお聞きをしたわけでありまして、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 坂本議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

農地の石積みの胴ぶくれ、腹ぶくれのことだと思います。本来、農業施設の畦畔については、死に体という形でですね機能がない場合には災害の提案で採択となる可能性もあります。今ご指摘の現地の状況が、今お話だけでは十分わかりませんので、またその現地も見せていただくような機会をとりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 坂本さん、ええですかね？



7番、山崎晃子君。

○7番（山崎晃子君） 7番、山崎晃子です。私は、暮らしと福祉を守る会の一員として通告に従い質問させていただきます。

初めに、高齢者や障害者の福祉についてお伺いいたします。

私は、これまで介護、福祉の仕事に携わってきましたが、福祉の施策はここ数年で大きく変化してきており、私たちの思いとは反対に福祉や医療の後退を感じずにはられません。特に、介護保険制度の導入は、戦後の福祉を支えてきた措置制度を解体し、国の責任が放棄され、市町村を保険者とする新保険制度として実施されました。つまり、サービスをよくすれば保険料にはね返る仕組みに福祉の土台が変えられたのです。また、障害者福祉も措置制度から支援制度となり、さらに障害者自立支援法へと移行し、障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課すという障害者の生活実感から大きくずれたものになっています。これは憲法第25条や国際障害者年の理念でもある障害者の人権保障、自立と社会参加の実現から後退するものです。

そこでお伺いいたします。市長はこのような福祉の現状について、また今後福祉のあり方についてどのような認識をお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思います。

そして、次の点についても市長の見解をお聞きいたします。国は構造改革の名のもとで財政負担の削減を推し進めていますが、真っ先に福祉施策が切り捨てられるのではないかと不安が大きくなる中で、自治体の果たす責任はますます大きくなってきています。市町村の取り組み方次第で地域間格差はさらに広がり、私たちの暮らしは大きく違ってきます。高齢になっても、障害があっても住みなれた地域で安心して暮らしたい、この思いはだれもが共通した願いであると思います。住民の声を大切にし、そんな普通の生活ができるよう、住んでいてよかったまちづくりが期待されるところです。香美市の場合、急峻な山間地域があり、日常生活圏域は一つの考えにそぐわない面もあり、それぞれの地域での拠点づくりが必要と考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

次に、障害者自立支援法について幾つかの問題点をお聞きいたします。

障害者福祉を大きく変える法律である障害者自立支援法は、昨年10月31日に成立し、今年4月から順次施行されることになりました。政府は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するとしてこの法律を提案しました。しかし、障害者とその家族に大幅な負担増を強い、障害が重く制度の利用の多い人ほど負担が多くなるという応益負担の導入に対し、障害者団体などから自立支援どころか自立を妨げ、生きる権利を奪うと強い反対の声が上がりました。その声は全国各地に広がり、その結果、廃案となりました。しかし、政府は特別国会に再提出し、強行に可決してしまいました。その成立を受けて4月から施行された障害者自立支援法の特徴は、利用者負担を応能負担から応益負担にする。障害種別の利用額の制限緩和、通所施設などの設置主体の規制緩和、施策

の提供主体を市町村単位にする。利用できる事業、給付金額、利用の量を決める6段階の障害程度区分の導入、障害者福祉事業の再編、利用計画を作成する相談支援事業者制度の導入などとなっています。

まず1点目に、応益負担についてですが、支援制度では応能負担であったため、費用を払っていたのは、ホームヘルプサービスの場合、利用者の5%程度で、残りの95%の人は無料で済んでいました。それが、障害者自立支援法では応益負担となったため、生活保護世帯以外の人はずべて1割負担とされ、一挙に1万5,000円から4万円以上の負担増となりました。もともと、応益負担は障害者福祉とは相容れない負担方式です。障害が重く、多くのサービスを必要とする人ほど負担が重くなり、お金がなければ支援が受けられない事態となります。これは障害者自立支援法の第1条にはその目的として、障害者が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援を行うとありますが、これからも逸脱するものです。支援の幅は広がっても、応益負担制度の導入により、利用料が支払えないために、実際には必要な支援を受けることができなくなる人が増加することが考えられます。

そこでお伺いたします。先ほども申し上げましたとおり、応益負担を導入したことにより、利用者負担の増加は深刻な問題となっています。利用料が支払えないため、必要なサービスが受けられないなどのケースも現実に発生しています。また、利用料が支払えないために、施設からの退所を余儀なくされた人や、通所を断念したという人の話を聞いております。しかし、その方々は自宅で自立した生活ができているわけではありません。利用料の負担増のために仕方なく自宅に帰ったというのが現実なのです。いわば、障害者自立支援法で応益負担とされたことの被害者とも言える方々です。この点について見解をお聞かせ願いたいと思います。また、香美市として把握している負担増の影響と今後の対応策などもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、食費等の実費徴収についてお聞きいたします。これまでは、身体・知的障害者施設での食費、光熱費や水道料については利用者の自己負担はありませんでした。今回、地域で生活している障害者との均衡を図ることを理由に、施設での食費として食材料に加え調理員の人件費まで含めて、全額自己負担とされました。また、入所施設の日用品費や、光熱費、水道料などもすべて自己負担となりました。さきにも申し上げましたように、利用者が利用料の応益負担で大きな負担増を強いられています。さらに、それに加えての新たな負担の増加であり、利用者をますます圧迫するものとなっています。このことについて見解を求めます。

3点目に、自立支援医療に関してですが、公費負担医療のうち、育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの制度が自立支援医療へと変わりました。公費負担医療制度は、それぞれの目的から独自の役割を果たしてきましたが、制度を一つにすることで国の負担を減らす目的があります。これまで、育成医療や更生医療は所得に応じた応能負担で、精神通院医療では5%負担でしたが、すべて原則1割の応益負担になりました。自己負

担の仕組みが大きく変わることによって、大幅な負担増とともに、心臓手術や人工透析など高額な医療費がかかる疾患ほど給付範囲が大幅に縮小されることとなります。負担額が大幅にふえたことから、受診の中断や延期により障害の重度化を招く事態が危惧されますが、このことについてはどのような認識をお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

4点目は、利用者負担の軽減措置についてお伺いします。軽減措置として、自己負担上限設定があります。福祉サービスの利用者負担は原則1割ですが、所得に応じて月額上限額が設定されます。その額は、生活保護世帯はゼロ円、低所得1は1万5,000円、低所得2は2万4,600円、一般は3万7,200円となっています。しかし、低所得1の場合、障害年金2級の月額6万6,000円に相当する収入のうち1万5,000円を負担しなければならず、収入の2割を利用料として支払わなければならない状態は、到底配慮などとは言えるものではありません。所得を判断する世帯の範囲は、原則として利用者本人の属する同一生計世帯とされます。支援制度では、本人、扶養義務者の収入が対象でした。家族収入を合算するこうした方式は、利用者中心という流れにも逆行するものです。異なる給付サービスを利用した場合、合算して負担上限が適用されるという負担額の上限管理がありますが、対象となるのは介護給付と訓練給付の組み合わせだけに限られています。自立支援医療、舗装具、地域生活支援事業はそれぞれ別途に上限管理されます。したがって、各制度をあわせて利用する場合は、それぞれの上限額まで自己負担が求められるので、多額の負担が必要となります。

そこで質問ですが、利用者負担の軽減措置は状況に合わせて幾つかありますが、これらの措置の手続きはすべて申請主義となっていますので、利用者が軽減策を知らずに申請していない場合などは軽減措置を受けられないこととなります。行政の説明が不十分なためにまだ申請できてない事態が起きていると聞いていますが、相談会の開催など周知徹底を図ることが重要なのではないのでしょうか。この点について、香美市の場合は対象者への申請手続き方法などの説明、周知は十分に行われているのかお伺いいたします。

5点目として、就労支援についてお伺いいたします。訓練等給付では、施設系として自立訓練、就労移行支援、就労継続支援があります。また居宅系としては共同生活援助、いわゆるグループホームがあります。障害者自立支援法の大きな目玉として、訓練等給付による就労支援の強化が挙げられていますが、これは大きな問題を起す危険性をはらんでいます。就労支援は、具体的にはまず一般就労や就労移行支援事業に挑戦してみても、難しいと判断されれば、それ以外の働く場を利用することになるという仕組みです。就労支援は重要な課題ですが、何が何でも一般就労というのでは、多くの重い障害のある人たちは立つ瀬がありません。そもそも多くの場合、地域に受け皿となる事業所がないのが現実です。また、共同作業所などの事業所における工賃のアップも目指されていますが、そのために仕事の確保についての具体的な手だてはとられていません。これらのことについての見解と香美市としての状況をお聞きしますとともに、その対応策もあ

わせてお聞かせいただきたいと思います。

6点目に、障害程度区分判定についてお聞きいたします。介護給付の障害程度区分判定は、訪問調査の聞き取り調査に基づくコンピューターによる1次判定と、市町村審査会の2次判定によって決定されます。訓練等給付は1次判定結果で障害程度が確定します。認定調査は身体障害、知的障害、精神障害の3障害について共通の調査事項に基づいて行われます。調査項目は106項目にのぼり、このうち79項目は介護保険の要介護認定調査の項目と共通で、27項目が障害者独自の調査項目となっております。しかし、自閉症及び器物を破壊したり、他人を傷つけたり、著しい強度行動障害がある場合などでは判定区分に疑問を感じると現場からの声を耳にします。本人の実態が正しく反映されるような調査が求められます。また、介護給付では、ここで判定された障害程度区分に応じてサービス利用に制約が加えられるほか、事業者を支払われる報酬単価が障害程度ごとに決定されます。訓練等給付では、区分ごとの報酬単価の決定とともに、サービス利用の優先順位などを判断する材料とされます。しかし、本来障害程度区分の等級によってサービス利用を制限するようなことはあってはならないことです。なれ親しんだ現在の施設が利用できなくなる。必要な量のホームヘルプサービスが利用できなくなるといったことが起きる可能性があるため、個々の支給決定が必要度に応じたものであるかどうかの検証が必要だと考えます。障害者の実態と支援ニーズを十分に反映した判定を行い、支給を決定するべきと考えますが、これらの点についてどのような認識を持って対応されるのか、香美市の現状もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

最後に、障害者の生活を支える福祉サービスや事業についてですが、これまでの支援制度では施設支援事業と居宅介護事業の2体系でしたが、自立支援法では介護給付事業、訓練等給付事業、地域生活支援事業の3体系に再編されました。自立支援法では、これまで別々だった知的障害、身体障害、精神障害の3障害を一元化して支援策が行われ、約60～70種類あった事業、施設が3体系、約20種類に簡素化されました。地域生活支援事業は今年10月から位置づけられることになっていますが、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的、効果的に事業実施が可能な事業、地方分権の観点から地方が自主的に取り組む事業、生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせることも想定される事業、障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業について市町村はその実施の権限を大幅に委譲するものとされています。市町村が実施主体となる事業が大きく広がり、地方自治の観点からも地方の自主性が求められることとなります。具体的には、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業が必須事業となる方向が示されています。

以上のことに関してお伺いいたします。

昨年12月の主管課長会議で示された案では、必須事業以外に新設制度も挙げられており、かなり多面的に事業を展開することが求められています。しかし、これらの事業を展開するには相当額の財源が必要になってきます。市町村が行う事業の負担割合は、

国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっていますが、地域生活支援事業は裁量的経費であるため、財源の不安定さは否めません。個別給付予算の4,130億円に対して、地域生活支援事業は半期で200億円程度しか計上されていません。また、統合補助金となって市町村に委託されるため、市町村においては一般財源に繰り入れることになり、障害のある人の支援に活用される保証はなくなってしまいます。さらに、今後市町村格差がますます広がることも懸念され、そうなれば障害者自立支援法の当初の目的とも矛盾することになります。このことについてどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩いたします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 山崎晃子議員のご質問にお答えをします。

大変不勉強でございまして、この点について十分なお答えが、私自身できるかどうか、本当に申しわけなく思います。高齢者、障害者福祉について私の思い、考え方だけ述べさせていただき、あとはそれぞれ担当の方で現実問題についてお答えをさせていただきます。

特に、高齢者福祉、また介護保険制度の改正、あるいは障害者自立支援法の設立、そうしたいろいろめまぐるしく今保険制度が大きく変わってきておるわけでありまして。そうした根底には何があるのかということをおもったときに、やはり少子高齢化の中で、これから先そうした制度をより守り、また同時に医療費の軽減等を図っていく、そうしたことを国の中で考え、そして介護の介護保険制度の変更の中では介護予防に力点を置いた、やはり包括支援センターによるところの運営というものを打ち出しているというふうに理解をいたしております。確かに、そうした国の制度等の変更の中で大きくそれぞれの対象者の方々、いろいろと変更になる部分があるわけでありまして、これも大きく、先ほど山崎議員が言われましたように、国としての行き方の中で、将来のやはりこの少子高齢化の時代を見据えた中での制度改革であろうし、また介護保険制度のさまざまな方向を決めておるのではないかというふうに思っております。福祉が後退をしているという現実につきましては、やはりそういう思いはいたすものの1人でありまして、先ほど言いましたように、将来的な部分をかんがみた場合には、やはりこのようなこともあり得るのかなというふうに思う次第であります。答えになったかならんかわかりませんが、お許しをいただいて、あとは担当課の方でご説明をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の高齢者、障害者福祉についてのご質問にお答えします。私の方からは介護保険事業に関してご質問にお答えします。

まず1点目の福祉のあり方についてですが、介護保険制度の導入などで利用する本人が負担金の支払いをすることはやむを得ないことだとは思いますが、また、これら新たな制度の設置は、家族の負担の軽減にもなっていると考えています。しかし、収入が年金しかない者などにとって、生活費を削減しなければならなくなるし、本人にとって負担金が高いとか、年金額を上回るような状況があり、制度を利用しづらい、利用できないという現実もあり、福祉が後退していると言われていたことも承知しています。

2点目の、介護保険計画における日常生活圏域のことについてお答えします。こうぼく3町村合併協議会の新市将来構想の中では、3町村の速やかな一体化を促進する計画、つまり住民が一体となるための計画になっています。また、山間部では高齢者を支える人材が不足しており、圏域を分けるより、市として一体となって市内から山間部までの全域の人材確保ができるようにするためにも、市全体を生活圏域と設定しました。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

大きなテーマの高齢者・障害者福祉についてという中身の中に、障害者自立支援法に関しまして必要な支援を益とみなして負担を課すことについて福祉のあり方を問うと、こういうことがございますけれども、その大きな後のテーマの障害者自立支援法の中に詳しくお尋ねでございますので、そちらの方を中心にしてお答えをさせていただきます。特に、その障害者自立支援法について1番の応益負担に伴うサービスの受けられないことに関する見解と対応と。また2番に施設における新たな費用負担について、このことに関する見解と対応と。そして3番目に自立支援医療の原則1割負担に伴う受診中断等についての見解と対応という、つまり新たな負担が生じたことに対してのお尋ねでありますので、このあたりにつきましては、ひとつまとめてお答えをしたいと思います。

障害者福祉に限りませず、他の福祉制度につきましては、応益応能負担、これが原則になっております。障害者自立支援法につきましても、将来他の福祉制度と統合、調整をしていくというふうな展望がございますから、そうした点が大変色濃く出た制度と現在なっております。この5月1日でございますけれども、市内、また香南市の方の障害者福祉施設、作業所の皆さん、そして専門のお医者様、それから県の福祉保健所の職員の皆さん、そしてもう1人市の健康づくり推進課、福祉事務所の職員も集まっておりますので、この障害者自立支援法に関して、現在の状況などについてお話をおうかがいしたところであります。ご指摘がありましたように、市内の施設からもですね退所が生じているというふうな報告がございまして、大変今後拡大するのではないかとこのように心配をしておるところでございます。特に、この5月にその費用負担を求めるといことで、新たなそういう退所者がふえてくる可能性がございますので、この5月の動きというのが大変心配をしておるところでございます。といいますのも、障害者

が施設から出ましてどこへ行くのかといいますと、やはり自宅と、自宅で閉じこもるといふうなことに、これまで前進してきた障害者制度がどっちへ行き着くのかという点で大変心配をしておるところでございます。こうした実態につきましても、国の方では何らかの見直しを図るのではないかというふうには思うんですけれども、市としましては、今後早急に障害者自立支援法に基づく障害者福祉計画策定委員会等を立ち上げまして、可能な施策を検討していきたいというふうに思っております。障害者の負担軽減については、いろいろあるわけですが、最後に施設の行う軽減制度も現在できております。そうした軽減制度を行う施設につきましても、市としても財政的応援をしていきたいというふうに考えております。

次に、利用者負担軽減に関する周知徹底はできているかということでございますけれども、サービスが中断するということが大変なことではございますので、利用者にこれまで広報などを通じてお知らせもしてきましたし、また、大きく複雑に制度が変わるということで、相当の時間を使いまして電話などで直接説明をしてきたところでございます。しかしながら、大変残念なことではございますけれども、理解に乏しい障害者、また家族というふうなこともありまして、十分に行き届いてないという実態もございます。そうした中で、施設の職員の皆さんが詳しく説明をしていただいたり、指導もあつたりしてですね、そういう力がありまして、軽減のできるような申請がなされてきております。しかし、それでも十分に制度がわからなかったりとか、取り組みができなくて、実際に問題に直面するということもあります。こういう場合は、変更手続きで出て来られるわけですが、その場合につきましても、可能な限りですねそれには対応するようにという指示を出しておるところであります。

次に、共同作業所の仕事の確保等についてでありますけれども、この就労の勧めというのは大変大事なことでありますけれども、就労を具体的に結びつけるということは大変困難だということは、施設側の皆さんのご意見でもあります。また、仕事の確保についても現在大変厳しい状況でありまして、お話を聞かせていただいておりますけれども、残念ながら打開策を持ち合わせていないというのが実態でございます。

それから6番目に、判定基準につきましても実態を正しく反映をさせる調査とか手だてはやっているのかということですが、調査につきましては、市の保健師によって行うことになっておりますけれども、調査結果の1次判定と審査会が行う2次判定の間では、これまで精神障害、知的障害の分野で大変変更率が多いということがわかっております。そこで、障害特性を加味した調査項目を加えるなど、現在改善が進んでおります。主治医の意見書を十分活用することによって、相当改善が進んだというふうに聞いております。また、県内の市町村審査会の委員は大体平均で5名でございます。そのうち、1名が医師ということで構成をしておるようでありまして、香美市としましては、香南市と共同設置をすることを目指しておりますけれども、その中の委員につきましては、7名で当たっていききたいと、7名で医師はそれぞれ専門性を重視しまして、

4名を配置したいというふうに考えております。判定する場合は5名でありますけれども、それをカバーをしていただくプラスアルファで2名の委員を選定をする予定にしております。

地域生活支援事業の障害者支援保障となる補助金についてお尋ねでございましたけれども、地域生活支援事業につきまして今後どのようにやっていくのかということについて、施設の方にもお話を伺っておりますけれども、施設の方では非常に積極的に答えていただいております。しかし、補助金について、その裁量に関する部分について市が関与することができるかといいましたら、それはなかなか関与できない。施設の運営のことでございますので、そのあたりは直接その補助金の使い道についてですね云々することはできないというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 7番、山崎晃子君。

○7番（山崎晃子君） 7番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

利用者負担の軽減措置ということに関連してお伺いいたします。

5月2日の高知新聞に読者からの障害者サービスの自己負担軽減を望むとの投稿がありました。それをちょっと紹介させていただきたいと思いますが、障害者サービスの自己負担軽減を望む。私は、1995年から中村市の在宅障害者デイケアを毎週2回利用しています。家族以外の人と接する機会の少ない在宅障害者にとって、デイケアは社会性を養う貴重な場であり、陶芸やカラオケなど各自の趣味が生きがいにもなっています。このデイケアの利用者負担額は10年以上も昼食と工芸などの材料費のみの500円に据え置かれてきましたが、4月から障害者自立支援法によってほとんどの利用者の負担額が大幅にふえました。私の場合、従来の材料費500円に加えてサービス利用料の1割負担の378円、食事提供体制維持費42円が毎回加算され、送迎のある日はさらに往復108円払わねばならなくなりました。送迎のない日で500円から920円、送迎のある日は1,028円と一挙に約2倍の値上がりで多くの障害者が不満を訴えています。4月19日付の本紙によれば、8都道府県と120の市、区が自治体独自の障害者負担軽減策を実施しているとのこと。高知県と四万十市でもぜひ軽減してほしいと思いますという内容の現状と切実な思いが込められているものでした。これに対して、5月13日付で高知県健康福祉部障害福祉課長が高知県としての考えを説明していましたが、県としては独自の負担軽減策は検討していない趣旨の内容でした。当面の課題として利用者負担の重さから、必要な支援施策が受けられない事態をできるだけ防ぐために、不十分ながらも設定されている減免などの制度を活用することになりますが、今後香美市独自の支援施策を研究、実現していくことも大切だと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、障害者自立支援法の導入は、利用者負担の増大のみならず、施設側にとっても深刻な問題です。2006年度予算で公費から支出される施設の報酬が3割から4割に



引き下げられ、施設の運営が困難になり、結果として利用者サービスの後退を招きかねない深刻な事態も起きていると聞いています。サービスを提供する側の施設は、報酬は減ることによって運営が難しくなった場合に、まず何を削るかと言えば、それは真っ先に人件費ということになります。このことは、マンパワーの不足を招き、さらにサービスの質の低下をさせることにもつながります。この点についても見解をお聞きしたいと思います。

最後に、障害者自立支援法に関連して、先ほど答弁の中から福祉事務所長の方からもお話がありましたが、障害者福祉計画についてお伺いしたいと思いますけれども、この障害者福祉計画は、平成18年度中に策定することになっているということで、サービスの必要量の推計とともに、その整備についても具体的な方向性を盛り込むことが求められています。しかし、こうした推計や基盤整備等についても、どのように行うのか、地域で利用できるサービスが実際にあるのかなどの地域の実態を把握しないままでは実際にサービスの利用につながるのか疑問は残ります。

以上の点を踏まえて、香美市の場合、地域の実態をどの程度把握しているのか、また地域で利用できるサービスは充足しているのか、そしてどのような方法で策定していくのかをお伺いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員、2回目のお尋ねについてお答えをしたいと思います。

具体的な市の軽減の方法はというふうなお尋ねでございました。また、施設の運営についてはどうするのかと、こういうふうなことでございましたけれども、今後、障害者自立支援法成立したこの中で、障害者福祉計画が、市の独自のものがつくられるわけですので、こうした中にですねできるだけ障害者、あるいは家族、そうした切実な立場にある方にも参画をいただくような形でですね、その施策を考えていきたいというふうに思っております。また、計画につきましては、今後策定委員会を立ち上げると同時に、ニーズ調査にも入らせていただきまして、本市におけるニーズ、あるいは供給する側の施設の能力といったものも推しはかりながら計画を立てていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、山崎晃子君。

○7番（山崎晃子君） 7番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

その利用者負担の軽減措置についてですけれども、全国では独自の軽減策を実施しているところがあります。軽減策で最も多いのは低所得者の負担減ということで、市町村民税非課税世帯に対し、東京都は本来1割の利用者負担を3%、宇都宮市は入院時の食費を除き医療費を免除、三重県はグループホーム入所者の家賃を補助しています。グル

ープホームの家賃補助は、千葉市は全利用者が対象となっています。全利用者に対しては新潟市も本人負担分の2割を負担しています。福岡市は、2年間1カ月の負担上限額を引き下げていたり、京都市の方は年収約230万円以上を除く世帯を対象に所得区分を細分化し、在宅サービスの負担上限額を国の基準の半額に抑えています。精神障害者向けでは、福井県は障害者手帳1、2級の通院費用を無料化、松江市は通院費の上減額を所得にかかわらず月額1,000円としているなど、このような軽減策を行っているところもありますが、財政面というところもかかわってくるかと思いますが、そうしたものも考慮して検討する余地はないのでしょうか。この対象者は、介護保険の対象者に比較すると人数も少ないわけですから、例えば1割負担を数%軽減するなどの策も考えてみてはどうかというふうに思いますので見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の本日の質問をすべて終了します。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員、3回目の質問についてお答えをしたいと思います。

具体的な提案が今ございましたけれども、全国の中ではさまざまな取り組みがあるようであり、滋賀県も非常に先進的な取り組みをやっておるところでございますけれども、この自立支援法ができて実際に進み始めた中では、相当予定と狂った状況が生じておまして、なかなか前進しないというような報告も受けております。一度始めた制度につきまして、さまざまに後退したりとか変更したりするということは、障害者にとりましても大変不安なことでございますので、安定的にサービスをしていくためにも慎重に今後取り組みたいというふうに思っております。また、この障害者自立支援法ができましたことで、いろんな波紋が障害者サービスだけでなく、いろんな問題が生じてくるのではないかとというふうに心配をしております。その一つとしましては、障害者年金によりまして生活をしているのは障害者でなくて、障害者の家族もそれによって生活をしているという実態がございます。そうした障害者の年金がこのサービスの負担として使われる中でですね、家族が生活ができなくなっていくというふうなことも現実起こりつつあります。そうした社会問題がこれから起こってくるようなことも想定されますので、そうした点で大きな議論をしながら進めてまいりたいと思いますが、この障害者自立法につきましては、大変複雑でわかりづらい制度になっております。そのことも障害者や施設の方、あるいは理解者、行政の職員もこの制度からですね遠ざけている感じがいたします。そういった点で、みんなに理解のされるわかりやすい制度にしていきたいと、進めて市の計画については皆さんに十分理解のできるようなものにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） 19番、幾井洋一でございます。通告に従いまして順次質問をいたします。

ここに教育基本法の解説を書いた本がございます。これは教育基本法の制定にかかわった人たちがそれぞれの条文に思いを込めたその思いが書かれておるものでございます。この本に教育基本法制定に深くかかわりました文部省の教育法令研究会の2人の顧問のうちの1人でありますところの文部省調査局参事を兼ねる東京大学法学部の教授田中二郎氏が序文を書いております。その中で、戦前を簡単に振り返っている部分を資料につけてありますので、ちょっと読んでみます。教育文化の面においても、少なくとも外観上だけは一応近代国家の体裁を整備することができた。しかし、こういう形の上だけの地位の向上とうわべだけの体裁の整備さえ、我々の気づかなかった大きな犠牲を代償としたのである。すなわち、政治経済の面においては官僚と軍閥と財閥の力がそこに確固として抜くことのできない地盤を確立し、国民大衆はいつまでも封建的遺制のうちに、封建的遺制といいますと、戦後生まれの方にはわからないかも知れませんが、不都合な理不尽なしきたりで、それを破ることも覆すこともできなかつた全く自由のない社会でございました。ただ、官僚と軍閥と財閥の支配の対象として拘束されてきたのであり、教育文化の面においても、政治経済の発展に伴い偏狭な国家主義的教育文化の育成に専念し、国民大衆はいまだかつて近代的ルネサンスを経験することなく、ほとんど無自覚のままに今日に及んだと言ってよい。国家として、国民として、本当の意味での反省を試みる機会は、いかながらほとんどなかったと言っても言い過ぎではない。かようにして、今日の敗戦にまで至った経過を顧みて、遺憾きわまりないものがあるが、今敗戦を契機として国家として、また国民として根本的な反省の機会を与えられたことは、考え方によっては一つの典型とも言うべきで、災いを転じて福の源とすることこそ我々に課せられた重大な責任と言わなくてはならんと、こういう反省の上に立ってポツダム宣言を受け入れてこの基本法はでき上がったのでございます。そこでこのことに関しまして、現在の日本はここで言われているように、戦前と同様、政治経済の面においては官僚と軍閥のかわりに米軍、アメリカと財界が地盤を確立して、国民はその権利を侵害され続け、教育、文化の面におきましても偏狭な国家主義的教育文化が押しつけられてきているのではないのでしょうか。この点、現在の日本社会は、戦前同様の実態が再現されているのではないかと考えます。それを名実ともに戦前のように国家主権のもとで官僚、財界、軍、米軍が支配する社会にするために、最高法規である憲法改正とこの教育基本法改定がたくらまれているとしか判断できません。国家主義、専制主義の国家体制に逆戻りさせないために、子どもたちにそのような社会の中で教育を受けさせないためにも、教育基本法の制定は阻止しなければならないと思うが、その点どうお考えかお伺いいたします。

続きまして、資料につけてありますのが昭和22年3月13日の衆議院本会議におきまして、高橋文部大臣が教育基本法の提案理由並びに内容の概略を次のように述べております。簡単な文でございますので、これも読まさせていただきます。民主的で平和的な国家再建の基礎を確立いたしまするがために、さきに憲法の画期的な改正が行われまし

た。これによりまして、ひとまず民主主義、平和主義の政治的、法律的な基礎がつけられたのであります。しかしながら、この基礎の上に立って真に民主的、文化的な国家の建設を完成いたしますとともに、世界平和に寄与すること、すなわち立派な内容を充実させることは、国民の今後の不断の努力にまたなければならぬことはもちろんでございます。そして、このことは、一にかかって教育の力にあると申し上げてもあえて過言ではないと存ずるものであります。かくのごとき目的の達成のために、この際教育の根本的刷新が断行せられるとともに、その普及徹底を期することが何よりも肝要でございます。かかる教育刷新の第一前提といたしまして、新しい教育の根本理念を確立する必要があると存ずるからであります。それは新しい時代に即応する教育の目的、方針を明示し、教育者並びに国民一般の指針たらしめなければならないと信ずるからであります。次に、これを定めるに当たりましては、これまでのように詔勅、勅令などの形をとりまして、いわば上から与えられたものとしてではなく、国民の盛り上がりまする総意によりまして、いわば国民みずからのものとして定むべきものでありまして、国民の代表者をもって構成せられておりまする議会におきまして、討論確立いたしまするがために、法律をもっていたすことが新憲法の精神にかなうものとしたしまして、必要かつ適当であると存じた次第でございます。さらに、新憲法に定められておりまする教育に関係ある諸条文の精神を一層敷きえん具体化したしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたのであります。さて、これらの教育上の諸原則並びに、さきに申し述べました教育の根本理念は、単に学校教育のみならず広く家庭を含めました社会教育にも通ずるべきものでありまして、これらの根本理念並びに原則は、個々の教育法令に別々に掲げることなく、基本的な単一の法律に期待いたしまして、その他の教育法令は、すべてこの法例に掲げまする目的並びに原則にのっとりて制定されるべきものとするのが適当であると考えるのであります。この法律をこれがために教育基本法と称したのであります。以上、申し述べました理由に基づきまして、この法案を作成いたしましたのでありまするが、この法案は教育の理念を宣言する意味で教育宣言である。あるいは教育憲章であるとも見られまじょうし、また今後制定されるべき各市の教育上の諸法令の準則を否定するという意味におきまして、実質的には教育の関する根本法たる性格を持つものであると申し上げうるかと存じます。したがって、本法案には普通の法律にはむしろ異例でありますところの前文を付した次第でございますと、あと各条提案しておりまするが、お目を通しておいてください。

このような立場でつくられました教育基本法が改定されようと、今国会で審議されております。このことから2枚目の資料でございますが、2つの条文を比較しながら質問したいと思います。

現憲法の前文は、第1節で、われらはさきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものであると、憲法の理想を実現するために、

教育への期待を示しております。第2節では、われらは個人の尊厳を重んじ、心理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す基養育を普及徹底しなければならないとしておりますが、その解説には、この本に載っております解説では、教育の目指すべき基本理念、すなわち個人の尊厳を重んずるといふ、ここはこの前文がすらすら読んだらいかんそうです、ここは。個人の尊厳を重んずるといふことは、民主主義の基本でございますから、その尊厳を重んずるといふ基礎の上に教育が行なわなければならないとしております。そこで、もとへちよつと戻りますけど、解説では、われらはのわれらとは、我ら日本国民ということであり、新憲法の前文にある日本国民ないしわれらというと同じく、この法律が全く国民の意思に基づいて判定せられたものであることを明らかにしていると。民主的な国家とは、一般に民主主義を基調とする国家の意味である。したがって、それは単に政治的な民主主義国家のみを指すのではなく、社会的、経済的、文化的方面にも民主主義が実現される国家でなくてはならないと金森国務相が質問に答えております。また、この3節では、ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定するとなっておりますが、金森国務相は引き続きまして、一体人間というものは他人をもってかえることができない貴重なものであるがゆえに、それを粗末にはならないということの一つの原理としている。繰り返して言うが、民主主義における個々の人間は卓絶した価値を持っている。彼らの利益を国家の利益に従属させてはならないと強調しております。ところが、改定案では、第1節で民主的で文化的な国家をさらに発展させると、さらにと、現時点に立ったものとなっております、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うと同じ言葉を使っております、現行の決意が願いに後退をしております。また、先ほどの質問にもありましたように、医療制度、年金等の国民の福祉を連続後退させていながら、人類の福祉に貢献できるのでしょうか。また、「教育に期待を込めた根本において教育の力にまつべきもの」が削除されております。そして、第2節では「真理と平和を希求し」の「平和」が「正義」に変えられており、「公共の精神や伝統の継承」ここで言う伝統は天皇制のことを指しておるはずでございます、が挿入されています。第3節の日本国憲法は、第1節が現時点に立っていることから、現憲法ではなく、第9条を中心に改悪される憲法を指しているようにも受け取れます。

そこで伺います。「根本において教育の力にまつべきもの」が削除されたことと、「平和を希求する人間の育成」が削除されたことは、一体であるべき現憲法と改定教育基本法が乖離させられたものと受け取るが、その点どう把握されているかお伺いしたいと思います。

次、第1条、教育の目的、教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと期待する人間像と

いますか、理念を具体的に示しておるのに対しまして、改定案では必要な資質を備えたとされています。必要な資質とは、国家有用の人間像でだれがどう判断するのか、それは次の第2条に描かれているものではないかと考えます。現行の第2条、教育の方針といたしまして、教育の目的はあらゆる機会にあらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって文化の創造と発展に貢献するように努めなければならないとなっておりますが、この点につきまして、金森国務大臣は、本条は学問の自由を尊重するとともに、実際生活に即することをうたっている。実際生活に即するということは、教育なり学問なりが実際生活を基礎としてそこから出発して行われなければならない、またかくして得られた成果が実際生活の中へ浸透していかなければならないというものである。学問の本質は真理探求の精神に基づくものである以上、精神の本質たる自由というものが抑圧されるところに、その十分な活動が生まれにくいことは当然である。民主政治は、多数決制であるが、その多数が真理から離れば民主政治は必ず金権政治や多数者圧制の手段と化するであろうから、この真理から離れることを救うために学問の自由が実現され、真理探求、真理愛の精神が充満することにならなければならないというふうに答弁しております。それに対しまして、改定案の方は、方針ではなく目標として、5項目を挙げ、教育勅語の徳目内容に当たるような20余りの徳目を列挙し、その態度を養うこととしております。皆さん、その徳目数えてみてください。もう読み上げません。これらの徳目に対する態度の到達が学校での点検項目となると考えられますが、その点どう認識されているかお伺いいたします。中でも5項の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うこととして、愛国心が盛り込まれています。愛、だれもが経験する愛、恋人を選ぶには多くの人の中から自分がすてきだと思える人を選べばよいが、一つしかない国、選んで生まれてきたわけではない国、それを法律で愛せよとすることは憲法第19条思想及び良心の自由を踏みにじるもので、国に従うことを強制されることとなる。3月19日の貴族院本会議での高橋文相の答弁は、前文の普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育とあるのは、健全なる国民文化の創造、ひいては健全なる祖国愛の精神の涵養を含むものと考えたと答弁しております。また、人格の完成、これがやがて祖国愛に伸び、世界人類愛に伸びていくものと考えたと述べていることから、愛国心は教育基本法の実現で全うできるものとされていたもので、わざわざ否定する必要はないものでございます。改定基本法に規定される愛国心は、偏狭な戦前のごとき愛国心で、日の丸・君が代とともに学校教育の中で最重点的に追求されるのではないかと。既に'02年学習指導要領に愛国心が規定されたとして、福岡市の小学校で愛国心を通知簿で評価していたことを見ましても、必ずや香美市の子どもたちも通知簿で評価されることになるかと考えるが、愛国心を基本法に明記することのねらいをどう認識されているかお伺いしたいと思います。

第3条、教育の機会均等は改定案も同じでございますが、改定案には2項が新設され

まして、「国及び地方公共団体は障害のある者がその障害の状態に応じ」ということが入っております。1947年の学校教育法は、盲・ろう学校、養護学校は設置が義務づけられましたが、知的障害、肢体不自由、病虚弱の子どもたちを対象とする養護学校設置は先送りされ、要求闘争の中で1979年、32年後にやっと義務制とされました。その後も病弱児の教育保障、学習障害や高機能自閉症など特別な支援が必要な子どもたちのための教育の充実を求める運動など、今日に至るまで戦いは続いております。その要求を切り捨てるための規定ではないかと危惧いたしますが、その点、どう判断されているかお伺いしたいと思います。

第6条の1項は同文でございますが、改定案の2項の中ほどから教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、として校則等の押しつけを図る文面となっております。香美市の子どもたちも文科省のつくった校則を準用した規則で縛られるようになるのではないかと思います。現行の2項は、法律に定める学校の教員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行にとどめなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならないとしております。改定案は、9といたしまして、教員の項をおこしております。今のと比べまして9、教員、法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないこと。そのためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期されるとともに、養成と研修の充実が図られなければならないこととしております。民主主義教育の原則である全体の奉仕者が削除され、権力によって与えられる崇高な使命に置きかえられております。そして、改定案の10を見ていただきますと、家庭教育として、1項で父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであってと、保護者に責任を押しつけており、2項で家庭教育を支援するために必要な施策を講じるとして、家庭教育のあり方に介入する規定となっております。これは行政の行き過ぎではないか、人権の侵害ではないかと考えます。そして、10条教育行政といたしまして、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。そのために2項は、教育行政はこの自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならないとしているのに対し、16、改定の16、教育行政として4項を列挙している。1項の書き出しは、「教育は不当な支配に服することなく」と同じ同文になっておりますが、中間報告では、「教育行政は不当な支配に」となっております。しかし、余りに批判が大きいため引込めたようでございますが、続く国民全体に対し直接責任を負ってという解説によりますと、国民の意思と国民全体に対して直接に責任を負うということは、国民の意思と教育との間にいかなる意思も介入してはならないのであると解説されております。民主教育の大原則を投げ捨て、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものと、ときの政権党の恣意的方針に教育が左右されることになるし、権力の教育への介入が強化され、戦前のような国家主義的フ

ァシズム教育が推し進められることとなります。それは2項の教育行政は必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならないを無視して、教育に関する施策を総合的に策定し、実施するとし、19、改定の19、教育振興基本計画として、基本的な計画を政府が定めるとして、国民の意思と教育の間に国家意思が入り込み、国民の意思と教育を遮断しております。

以上、見てきますと、この基本法の改定にかかわった田中二郎氏の言う戦前の教育の反省をかなぐり捨て、高橋誠一郎文相の提案理由や、その他の政府答弁をほごにして、教育内容を全然同様に国家権力が握ろうとするものです。これに対し、子どもたちが権利として学ぶことができる普遍的な諸原則を政府に保障さす現教育基本法を生かすことこそ求められているのではないかと考えるが、教育長は現基本法と改定基本法の本質をどう認識され、今後の香美市の子どもたちのためにどのような教育が望ましいと考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 幾井議員、資料に基づかんづく、通告に基づいて質問してください。わかりにくいので。通告に基づいて質問してください。

○19番（幾井洋一君） これを全部書いたら本になる。

○議長（西村芳成君） 通告に基づいてしてください、通告に基づいて。

○19番（幾井洋一君） 次に移ります。

学力世界一で注目をされましたフィンランドでございますが、その秘密は1クラス20人前後の少人数学級、競争や順位づけとは無縁な教育にあると言います。フィンランドはもともと幼いうちから振り分ける複線型の教育体系をとっておりました。1962年度、ヘルシンキ大学から客員教授として招かれた早稲田大学の中嶋 博教授が、ヘルシンキ大学の教授や学校教育庁長官らに日本の教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則などを紹介し、それをもとに6・3制の総合制度を提案し導入することになったのでございます。フィンランドでは、'72年から'77年の5カ年計画で、全国に総合制の学校を建設しました。その結果、OECD、経済協力開発機構が1982年の対フィンランド教育審査で総合制を高く評価したのを皮切りに、2003年の国際学力調査では高成績かつ学力差が小さかったことが示されたのでございます。日本の教育基本法を参考にした国はほかにもフランス、ブラジル、メキシコ、フィリピン、コスタリカ等々が多いのでございます。日本の教育体系を取り入れ、それを尊重している国の学力が向上し、みずからの国の教育体系を無視する国の学力が低下することは当然の帰結ではないでしょうか。この点、どう把握されているかお伺いしたいと思います。

続きまして、国民投票でございますが、憲法改正のための国民投票法案について、憲法解釈から質問をいたします。

政府は、憲法第96条1項の改正方法のみを問題にしております。各議員の3分の2以上の賛成で発議、国民投票の過半数の賛成を必要という形式のクリアで改憲をしようとして、他の重要な問題は無視しております。その3枚目の資料につけてありますが、



改正を定めた、その憲法の96条の2項は、天皇は国民の名でこの憲法と一体を成すものとして直ちにこれを交付するとしているのです。自民党の憲法草案を見る限り、現憲法と一体を成すものとはとても言える代物ではありません。この憲法と一体を成すものでない限り、改憲はできないということでございます。それは、国民主権の原理を憲法前文で、これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。我々はこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除すると明記した上、第10章最高法規の第98条、資料にあります。この憲法は国の最高法規であって、この条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の、行為までですね、前文または一部はその効力を有しないとしているところから、この憲法に反する改正憲法は存在し得ないが、市政を預かる責任者としてどう認識されているのかお伺いしたいと思います。

現憲法の原理は、国民主権の原理、基本的人権尊重の原理、平和主義の原理が基本原理とされております。その根底にあるのが個人の尊重という根本原理とされております。個人の尊重に由来する基本原理を変更することは、現憲法との同一性が害されるので、改正できないとするのが憲法学者の通説で、改正限界説と言われております。この改正限界説をどう認識されているのか続けてお伺いいたします。

次に、投票法の方へ入ります。憲法調査推進議員連盟の日本国憲法改正国民投票法案、2001年11月の条項について説明いたします。第13条、国民投票運動に関する規制といたしまして、公務員等の地位利用による国民投票運動の禁止としまして、第64条で地方公共団体の公務員の運動を2年以下の禁錮、または30万円以下の罰金つきで禁止しておりますが、市職員のような行動が地位利用に当たるのかお伺いしたいと思います。

憲法99条で、公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負っておりますが、改定されるまではこの条項が生きているのが当然で、だから、改定されるまでは現憲法を擁護する立場に立つべきではないかと思いますが、その点の見解もお聞きしておきます。

第65条で教職員にも1年以下の禁錮または30万円以下の罰金つきで地位利用の運動を禁止しております。市の各校では平和教育をしておりますが、子どもの質問に対し、憲法が変えられたら平和教育ができなくなるとか、あなたたちは主権者でなくなるなどの答えをすればどう判断されるのかお伺いしたいと思います。

そのような子どもたちの質問に答えられない事態の発生は、教師への信頼関係に影響するが、その点どのようにとらえておられるのかお伺いしたいと思います。

そして、新聞紙または雑誌の虚偽報道等の禁止として、第69条で新聞紙または雑誌は虚偽の事項を記載し、または事実をゆがめて記載すれば2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられます。また、放送事業者の虚偽報道等の禁止として、第71条に日本放送協会は一般放送事業者は虚偽の事項を放送し、または事実をゆがめて放送すると同じく2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処するとしています。いわゆるマスコミに対して処罰の対象としている虚偽の事項、事実をゆがめての報道はだれが判

断するのか。こんなあいまいな表現でマスコミの報道にたがをはめることは許されない。市民が必要とする真実が伝わらないことにはなりはしないか。どう認識されているのかお伺いしたいと思います。

4月12日の与党の修正案を見ましても、資料につけてありますが、報道機関は虚偽の報道や事実を歪曲した記事等を、マスコミ対策の強化と、その上、ちょっと後へ出ておりますが、報道に関する基準の策定と自主的な取り組みに努めるようとしているのは、自主規制をせよということで、政府の改憲の本質を国民に知らせることなく、何が何でも改憲を押し切ろうとしている態度でございます。1909年の新聞紙法の再現をするような感じを受けます。国民のために国家権力の横暴を抑える憲法を、自民党がつくった憲法に変えるために投票にかり出される国民には、自由な討議、討論が保障されるべきでございます。言論の自由、表現の自由、報道の自由を抑えてまで改憲を強行するのは、日本を専制的国家にして、アメリカと一緒に海外侵略をする国にするためだとしか考えられないが、その点の認識をお伺いしたいと思います。

次、共謀罪へ移ります、一番最後の。

民主的刑法の大原則は、罪刑法定主義、すなわち国民に何が罪であるかを明示し、違反すればどのような罰を受けるかを法律で明確に定めているものでございます。そして、犯罪の結果、被害が生じたときに処罰するのが大原則です。実行行為がされても被害が生じなかった未遂を処罰するのは、殺人未遂罪など本一部に限られております。ところが、現在国会で審議されている組織的犯罪処罰法の共謀罪は、2人以上で犯罪の実行を話し合い、合意すれば、そのこと自体を犯罪として扱うという、行為ではなく意思を犯罪とするもので、戦前の治安維持法がそうであったように内心の自由を侵す思想弾圧法規になると法曹団体や市民団体、労組が強く反対をしております。政府は、共謀罪の対象は組織的犯罪集団に限定され、一般市民団体や普通の会社、労働組合は対象にならないと弁解しているが、法務省の国会での答弁で最初は正当な団体として発足しても、途中から組織的犯罪集団と認定される場合もあると答えています。組織的犯罪集団へ変質したかどうかを決めるのは警察です。結局、そのときの政府に忠実な警察の恣意的な判断で乱用、弾圧されることに何の歯どめもありません。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をします。

○19番（幾井洋一君） 共謀罪が設けられれば当事者だけしか知らない共謀を処罰するために、盗聴の拡大、協力者、スパイの使用、自首すれば刑を減軽するという密告の奨励など、無法な捜査が横行する恐れがあります。そうすれば、市民の思想や言論、表現の自由が侵されるだけでなく、息が詰まるような監視社会になり、文字どおり自由に物の言えない社会になることを否定できないが、共謀罪についての認識を承りたいと思います。

4枚目の資料の右側は法務省のホームページから取ったものでございます。これを見てどうもまゆつばだと思いましたので、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合

条約、これを何とか手に入れまして、まず、Q1なぜ今組織的な犯罪の共謀罪を新設するのですかという質問に、この条約は締約国に対し重大な犯罪の共謀等を犯罪とすることを義務づけていますが、これは組織的な犯罪は計画や準備段階に関与するものが多く存する一方で、計画性が高度であり、組織の指揮命令等に基づいて行われることから、犯罪の実行に至る可能性が高く、またひとたび犯罪が実行されると重大な結果や莫大な不正な利益が生ずることから、これに効果的に対処するためには犯罪の実行に着手する前の段階の一定の行為を処罰する、処罰の対象とすることが不可欠であると考えられたからですと書いてありますように、莫大な不正な利益対策としており、下の1、共謀罪等に関する条約、4つ目の角でございます。これは国際条約でございますが、その第5条1項のAを見てみますと、次の一方または双方の行為として、括弧して犯罪行為の未遂または既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする、これ、意味がなかなかわかりませんでしたけど、考えてみましたら、まだやってない、いわゆる未遂といいますか、失敗をしたか、それからもう犯罪を犯したのか、それをのけるというんですから、準備段階ということだという意味だと思います。だから、計画中の犯罪を指していることから、戦前の悪名高い治安維持法で使われた共謀罪という言葉をやみがえらせたのですが、条例には共謀という言葉は出てきておりません。共謀罪という言葉はどこにも出てきておりません。ただ、共謀という言葉が1カ所出てきております。この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助し、教唆し、もしくは援助し、またはこれについて相談することと、ここに一つ共謀という言葉が出てきております。ところが、日本政府は共謀罪、共謀罪と共謀罪を振りかざしております。第5条の1、金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接または間接に関連する目的のため、重大な犯罪を行うことを1または2以上の者と合意することであって、国内法上、求められるときは、その合意の参加者の1人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い、または組織的な犯罪集団が関与するものとしておりますように、ここでも金銭的、物質的利益を得させない目的でつくられた条約であるということが言えます。それは、その右側の第6条1項のaをその財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の不正な期限を隠匿し、もしくは偽装する目的で、または前提犯罪を実行し、もしくはその実行に関与した者が、その行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で当該財産を転換し、または移転すること。

ii その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の真の性質、出所所在、処分、移動もしくは所有権、または当該財産に係る権利を隠匿し、または偽装することとされておりますように、不正利益を、この6条は不正利益を利用させない手だてとして規定をされていることでも裏づけられるのでございます。しかし、しかるに、左側の2法案、下の端の角でございますが、共謀罪の規定として、第6条の2を書いてありますが、読んでも妙に何を書いてあるやらわかりませんが、これは上の条約のところを見てください、もう一つの条約、第2条用語のところの(b)重大な犯罪とは、長

期4年以上の自由を剥奪する刑、またはこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいうと、要は4年以上の刑に処せられる犯罪をすべて対象にするということを書いてあるのでございます。国際組織に金銭的、物質的利益を得させないとする条約の目的も、我が国の刑法の原則も投げ捨て、4年以上の刑に処せられるすべての犯罪に共謀罪を適用しようとするのがこの処罰法でございまして。この共謀罪の新設をQ1の最後の方にこの条約が義務づけるところに従い、組織的な犯罪の共謀罪を新設する必要がありますとしております。そして、Q6の国際組織犯罪防止条約に基づく法整備なので、組織的な犯罪の共謀罪の対象を国際的な犯罪に限定すべきではないのですかと設問をして、A、国際組織犯罪防止条約は、国際的な組織犯罪に対処するための国際協力の促進を目的としていますが、組織犯罪に効果的に対処するため、各締約国が共謀罪を犯罪するに当たっては、国際的な性質とは関係なく定めなければならないと明確に規定。同条約第34条2としており、国際性の要件を付することを認めていないので、このような国際性を要件とすることはできません。また、実際問題としても、仮に国際性を要件とすると、例えば暴力団による国内で組織的な殺傷事犯などの共謀が行われた場合であっても、このようなものは国際性の要件を満たさないから、これを共謀罪として処罰できなくなってしまうのですが、そのようなことは不合理ですとしてありますが、暴力団や振り込め詐欺などは、現在の国内法で対処できまして、わざわざ共謀罪を新設する必要はないものでございまして。右側の第34条、条約の実施といたしまして、1、締約国はこの条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる。自国の国内法の基本原則に従ってとなっております。そして、それは第4条主権の保護というところの1、締約国は国の主権、平等及び領土保全の原則並びに国内問題への不干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。2は他国に裁判権は及ばないということを書いてあります。そして、第6条の1を見ましても、締約国は自国の国内法の基本原則に従い、そして第31条防止のところの第2項を見ましても、締約国は自国の国内法の基本原則に従い…、

○議長（西村芳成君） 幾井議員、あと30秒です。

○19番（幾井洋一君） はい。書かれておりますように、自国の基本原則を曲げることを要求されているのではないということでございます。

次までいかな。

○議長（西村芳成君） 幾井議員、時間です。

○19番（幾井洋一君） 終わり？ということで、時間が来ましたので終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 幾井議員さんからご質問いただきました教育基本法と、フィンランドの教育、国民投票案についてお答えをさせていただきます。

今国会に提出されております教育基本法案につきまして、学習する機会を与えていただきましたことに感謝しております。私を取り寄せました文科省の教育基本法改正等プ

プロジェクトチームの資料によりますと、議員さんもお心配といいますかおっしゃられておったこととも符合する部分もあるんですが、このように書かれております。教育基本法の改正は、抜本的な教育改革の第一歩です。学校を初めとした教育の現場においても新しい教育の目標や理念が教育基本法に明示されることから、より充実した指導や取り組みが行われることが期待されます。また、文部科学省では、教育基本法の改正後に新しい教育基本法の理念を具体化するための制度改正等を行うとともに、早急に教育振興基本計画の策定に取り組むと考えております。この基本計画に盛り込まれる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、教育改革をさらに加速させてまいります。教育基本法の改正についてお問い合わせのある方はここまでというような、もとにある資料をもとにお答えをさせていただきます。現在、私自身の考えておりますことを答えさせていただきますが、勉強不足でありまして、十分なお答えができるかどうかわかりません。議員さんからもたくさんの資料もいただきましたし、ご質問もいただきましたので、また後日資料を読ませていただき、また、昨日の党首討論でもこの教育基本法が出ておったということがございますが、国会で、今国会で審議されることになると、それを見守り、自分なりの考えをしっかりとって、今後に生かしていきたいと考えております。

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、教育基本法の制定から、議員さんもおっしゃいましたように半世紀以上が経過いたしました。私も戦前生まれであります。子どものときに比べますと、全体的には教育水準が向上し、生活が豊かになりましたが、その一方で都市化、少子高齢化が進展し、教育を取り巻く環境は大きく変化いたしました。義務教育につきましても、その根幹をなします機会均等、水準確保、無償性はどうしても堅持され、生涯学習については国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう十分に議論いただきたいと考えております。改正されることが、即戦前の国家主義になるとは考えたくありませんし、考えられないと思っておりますが、十分なことはわかりません。

次、前文についてであります。改定案の前文には公共の精神を尊び、豊かな人間性を備えた人間を期し伝統を継承し、未来を切り開く教育の確立となっております。未来を切り開くというその根本は何でしょうか。私は平和を希求する人間の育成であると考えます。

次、1条、2条の方針や目標についてでございます。第1条は教育の目的で、人格の形成、国家社会の形成者としての国民の育成であるとなっております。第2条は、目標として重要と考えられる具体的資質が5項目掲げられています。態度を養うということですが、態度というのは養う面と育つ面があると私は考えます。自然に育ってくるのがより望ましいと考えております。

次、愛国心についてであります。子どもたちには、みずからに誇りを持ち、家族や仲間を愛し、ふるさとや国を愛する人に育ってほしいと私は思います。それは即平和

を願うことに通じると受けとめております。心の問題は教える面と、教えるといひましてもともに考えるという意味の教える面ですが、その面と内面からわいてくるものがあると考えます。内面から自然にどういう心を持ちたいかということがわいてくること、そういうことが望ましいのはもちろんであります。ただ、教育は不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもとに、公正かつ適正に行われるべきものであります。市の方針のもとに、各学校方針が定められ、そして各学校で評価表は作成されます。

次、第3条です。特別支援を必要とする子どもであります。障害のある者が十分な教育を受けられるように、教育上必要な支援を講じるために新設されていると書かれております。決して、障害のある者を切り捨てるものではあってはならないし、切り捨てるものではないととらえております。なお、今後十分に見守っていきたいと考えます。

次、9年の教育の期限の削除ということですが、確かにそういうことは文言は見当たりませんが、義務教育は何年であるか明記されていませんけれども、打ち切るものではないと考えております。

次、男女共学についてであります。この男女共同参画社会を推進している時代であります。その背景を考えましても、当然男女平等の社会の構築はすべきであります。

次、校則についてです。校則はよりよい社会人に成長するために定められるものであると考えます。

次、家庭教育についてであります。家庭生活は子どもを育てるための土台であります。昨今の社会状況を見ましても、家庭教育の再生向上は重要なことでありまして、土佐の教育改革でも我が市の教育行政でも重要なものとして取り組んでいます。親の背を見て子どもは育つと言われております。

次、どのような教育が望ましいかということでございます。たくましい体に豊かな心を持ち、基礎、基本を身につけ、生きる力を持った子どもたちを育てたい。そして、未来に大きく羽ばたいてほしいと願っております。学校、家庭、地域が一体なった教育を推進したい。そして、行政もよりよく開かれたものとなり、市民の声に耳を傾け、みんなに信頼される組織となり、ソフト面、ハード面のバランスのよい教育行政に当たるため、最大限の努力をしたいと考えております。

次、フィンランドの教育についてであります。日本の学力が低下しているということはいろいろな調査で言われており、明らかにもなっております。戦後60年を経て、社会状況は激変しました。もちろんよくなった面も多いですけども、格差社会が広がり、学力差は家庭の経済的文化的差からきていることも事実であろうと考えます。ある調査によりますと、勉強だけが人生ではないと答えた若者が40%だったという記事も見ました。先日の教職員総会におきまして、大崎教育長さんが、とにかく勉強は自分である、家庭でするものであるということの中学生には身につけさせたいとおっしゃっていました。私も自分の家庭を見ましても、また、中学生を見ましても同じように

考えております。

最後に国民投票法案であります。第65条には、教育者の地位利用による国民投票運動の禁止となっておりますが、教育公務員としては当然のことであろうと思います。教員は、みずからの資質の向上に励み、指導力の向上を図ることに全力で当たり、子どもだけでなく、保護者や地域の人々にも信頼される人間になることが第一条件であろうと思います。

以上、いろいろ抜かったこととか、言い足りなかったこともあるかも知れませんが、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 幾井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私には、憲法解釈についてということで、1番、2番、3番はもう担当にさせていただきます。1、2、4、9、10とお答えをさせていただきます。

1番ですが、前文や第98条でこの憲法に反する一切のという云々ですが、質問の趣旨からしまして、この98条の条文に反する改正憲法は認められないのではないかというふうなことだと思っておりますが、正式なルールにのっとり、手続きを踏まえての改憲された後には、これに当てはまらないものと私自身思います。

2番目の憲法学者の改正限界説をどう認識しているかであります。改憲限界説がどんなものか、私認識をいたしておりません。憲法学者であれば、それについての見解が述べるができると思っておりますが、残念ながらそのような頭を持ち合わせておりませんので、答弁できません。

4番目の憲法第99条、憲法擁護義務を負っているが、改訂までこの条項が生きているということでありまして、ご質問のとおり、当然改定されるまでには現憲法を尊重し、また擁護する義務を負っていると考えております。

次に、9番目でありまして、マスコミに対しての処罰の対象としての虚偽の事項等につきましては、だれが、許されないがどう認識されているかということでありまして、まずマスコミには報道の自由と同時に、報道内容につきましては一定社会的、その責任については社会的義務を負っておるというふうに思って、前提にありますので、そのような報道がなされないというふうに自分自身思っております。

改憲の強行は日本を専制的国家としてアメリカと一緒にという云々につきましては、これは見解の相違であろうと思っておりますが、改憲の強行がなされておらないと思っております。民主主義のルールにのっとり、その方向で進んでいってもらえるものというふうに信じておりますので、その認識ではないというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 幾井議員の国民投票法案について、③の市職員の運動を禁止しているがどのような行動が地位利用に当たるのか伺うということですが。

現在、この法案につきましては国会の方で審議をされておる状況でございます。非常に不明確な部分もございます。日本国憲法改正国民投票案第64条の公務員等の地位利用による国民投票運動の禁止、これがうたわれているわけですが、あくまでも案ということでもありますので、この案の中身、64条を見てもみますには、公職選挙法の準用規定がございません。ということは、今の段階でこの解釈、解説による解釈ができないということで、お答えにつきましてはご了承いただきたいということでございます。

それから次に、共謀罪についてでございますが、この共謀罪につきましては、1番目がですね共謀罪についての認識を問うということ、2番目はですね、途中でちょっと質問がどこら辺までいったか私も十分わからない状況でございます。1番、2番についてですね質問の途中まで回答させていただきたいと思っております。この共謀罪の認識についてでございますが、この共謀罪の新設を柱とした名称が、組織犯罪処罰法、これの改正案でございます。2000年に国連総会で採択された国際組織犯罪防止条約を批准するものであります。国内法を整備する必要があるとして提出されてきた法律案ということでございますが、私も正確にはわかっておりませんが、これまで二度廃案となっているということでございます。昨年の秋にこの特別国会でも継続審議ということになっております。日本も国際社会の一員としてこの条約を早期に締結し、国際社会と協力し、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止するため、組織的な犯罪の共謀罪を新設しようとしております。これにより、国際的な組織犯罪から日本を守り、暴力団による組織的な殺傷事件や振り込み詐欺のような詐欺事件などについてその実行に着手する前の段階での検挙、処罰が可能となり、事前に被害の発生を防止できるなど、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪から国民を守ることができることとしております。ご質問の盗聴やスパイ活動等の捜査が横行するのではないかとということもございますが、これに対して説明では国民の一般的な社会生活上の行為が本罪に当たるものではなく、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪行為に限りとされておるようでございます。共謀罪の新設により、新たな捜査手段を導入するものではないというふうにされております。しかしながら、今国会で修正して審議入りさせた政府与党案でございますが、これまで同様の内心の自由の侵害や冤罪を招く可能性があることや、一般市民団体の取り締まりの根拠に使われる恐れがあるなど、与党側の攻防が行われております。新聞報道によりますと、5月12日の衆議院法務委員会理事会で適用対象をより具体化した修正案が提出をされております。共謀罪について労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようなことがあってはならない。この文言を明記をされておるようであります。また、処罰の対象行為を犯罪実行に資する行為から、実行に必要な準備その他の行為に限るというふうに修正がされておるようでございます。さらに、日本弁護士連合会、日弁連といたしますが、法務省のホームページのコーナーに対しまして、共謀罪の設立範囲のあいまいさ、あるいは処罰の対象となる団体の範囲の不明確さ、一般的な社会生活上の行為が共謀罪に問われる可能性が残っておるといふ、このような疑問点を指摘をしております。このように、



新聞紙上、あるいはインターネット等によりまして認識をしておりますが、再修正案も提出されておりました、今後国会の方で十分に論議をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は、5月19日午前9時から開会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後4時31分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 1 8 年 5 月 1 9 日 金曜日

平成18年第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成18年5月11日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月19日金曜日（会期第9日） 午前9時01分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	24番	岡本喜身
6番	小松紀夫	25番	島岡信彦
7番	山崎晃子	26番	原心一
8番	森本珠城	27番	秋友偉嗣
9番	山岡義一	28番	前田泰祐
10番	依光美代子	29番	竹内俊夫
11番	片岡守春	30番	大石綏子
12番	笹岡優	32番	坂本節
13番	岡村優一	33番	宮地盾騎
14番	黒岩陸雄	34番	西山武
15番	門脇二三夫	35番	中澤愛水
16番	爲近初男	36番	岩越孝明
17番	比与森光俊	37番	山本芳男
18番	植村佳三	38番	西村芳成
19番	幾井洋一		

欠席の議員

31番 森安正

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男

保 險 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長	山 岡 紀 夫	水 道 課 長	佐々木 寿 幸
-----------	---------	---------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	松 浦 良 衛	議会事務局書記	尾 立 陽 子
--------	---------	---------	---------

市長提出議案の題目

- 承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」
- 承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」(事業勘定)
- 承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 2 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 2 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 平成 1 8 年度香美市一般会計予算
- 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 1 8 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 1 8 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 議案第 3 4 号 平成 1 8 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 3 6 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 香美市立学校使用条例の制定について
- 議案第 4 1 号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 4 4 号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 4 8 号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 9 号 香美市道の路線の認定について
- 議案第 5 0 号 高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 5 2 号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

## 議員提出議案の題目

なし

## 議事日程

平成18年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第5号)

平成18年5月19日(金) 午前9時開会

### 日程第1 一般質問

① 34番 西山 武君

② 25番 島岡 信彦君

③ 12番 笹岡 優君

④ 35番 中澤 愛水君

日程第2 承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」

日程第3 承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」

日程第4 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」

日程第5 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」

日程第6 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」

日程第7 承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」(事業勘定)

日程第8 承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」  
(保険事業勘定)

日程第9 承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 承認第23号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第11 承認第24号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第25号 平成18年度香美市一般会計予算
- 日程第13 議案第26号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第27号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第28号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第30号 平成18年度香美市老人保健特別会計予算
- 日程第18 議案第31号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 日程第19 議案第32号 平成18年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 日程第20 議案第33号 平成18年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 日程第21 議案第34号 平成18年度香美市水道事業会計予算
- 日程第22 議案第35号 平成18年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第23 議案第36号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第37号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第38号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第40号 香美市立学校使用条例の制定について
- 日程第27 議案第41号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第42号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第43号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第44号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第45号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第46号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第47号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第34 議案第48号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第49号 香美市道の路線の認定について
- 日程第36 議案第50号 高知県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第37 議案第52号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

**会議録署名議員**

5番、千頭洋一君、6番、小松紀夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前9時01分)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は37人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。31番、森安正君が森林組合の総会のため欠席という連絡が入っております。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。順次、質問を許します。

34番、西山武君。

○34番（西山武君） おはようございます。34番、西山でございます。質問に入る前に、通告書の20ページの1行目の中ほど、「森林の他面性」と書いてありますけれども、「多方面に」と直してください。多い、方向の「方」に面積の「面」です。「多方面にわたる効用」と、ちょっと原稿が間違ってたかどうかわかりませんが、よろしくをお願いします。

一般質問も4日目に入りまして、執行部も議員各位も少々疲れが見えてきたころでございますが、本日一日で終わると思いますので、しばらくの我慢をお願いしたいと思っております。

まず、門脇市長にりとしましては、香美市の初代市長としてこれからの市政に対しまして、今までより数多くの市民からの要望や、また市長として実施したい事業、市民のためにしたいことが数多くある中で、厳しい財政事情のもと、思うに任せない状況下での市長就任に対しまして、そのご苦勞を思いやるとともに心から敬意を表するものでございます。今後、健康に留意されまして、香美市の発展のために公明で公正な市政運営を心から期待しております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、林業振興についてですが、多くの同僚議員からも多方面からの質問が出ていましたし、市長の公約の第一位でもあります。市の面積の約9割を森林が占め、優良な山林資源を持つ香美市としては当然のことであると考えます。森林の効用は空気の浄化作用、すなわち炭酸ガスを吸収して酸素を供給し、地球温暖化を防止する作用や、降った雨水を地下水として水がめにため、保水作業等多方面にわたっております。この中で、水をためる効用は、広葉樹林が一番すぐれていると言われておりますけれども、人工林でも適宜管理された森林であれば、十分にその広葉林に負けない匹敵する保水力が確保されると言われております。そのためにも、間伐の促進が不可欠であると考えます。現在、少ないながらも間伐に対する補助金があり、そこそこの間伐が行われていますが、間伐された木材は、林道や作業道のないところではほとんど利用されることなく放置されております。これは間伐してから枝を払い、玉切りをし搬出して原木市場まで出す費用が販売代金で賄えないことによるものが大きな理由だと考えられます。この放置され

た間伐材が集中豪雨や大雨のときに流出したり、雨水をせきとめて一時的にダムのような状況になり、耐え切れなくなって崩壊して土砂の流出や山林崩壊、水害等の原因になっておると考えられます。ある意味では、間伐が災害の原因をつくっているということにもなりかねません。このような災害防止をする観点からも、また資源の有効利用の観点からも、間伐材を山から搬出して利用することが重要であると考えます。しかし、現状では間伐材を市場に出して経費的にあうのは林道や作業道のそばの山林に限られております。これを解決するためには、林道や作業道の整備が最重要であり、旧各町村でも積極的に取り組んできていましたが、財政面からもその膨大な延長は早急には完了することは難しいのが現実であります。そこで、間伐材搬出に対して補助金を出しはどうか。その間の、間伐してから後の投資以上の収入があれば間伐材は市場へ出てくるはずですが、毎年のように繰り返される災害復旧を考えると、災害予防の観点からも補助金を出し間伐材を市場へ出せるようにしたら、かえって費用の軽減につながり、資源の有効利用の面からも大いに利点があると考えられますが、これに対してどのように考えられるかお伺いします。

次に、作業道、香北町萩野・土佐山田町間線についてお尋ねします。

これも林業振興策の一環として2月に完成したということですが、大変喜ばしいことです。設計幅員3メートルとのことですが、先日走行してみますと、実際は4メートルぐらいの幅員があり、大型トラックが十分通行可能と見受けられました。しかし、残念ながら作業道と接続している両側の市道が幅員が狭く、特に土佐山田町側は合流した市道の幅員は2メートルぐらいです。その土佐山田町側の合流点からテクノパークへ侵入している2車線の県道まで、約400メートルです。そのうち、100メートルは今年度の市道拡幅事業が決定して予算も組まれております。残るは約300メートルでございます。この間は、平坦地であり、山側に用地の余裕も見受けられ、拡幅する可能性が非常に高いと考えられます。大型トラックが通行できる市道の拡幅を行えば、せっかくでき上がったこの作業道も有効に利用されることが考えられますが、厳しい財政状況下でありますけれども、今後この市道の拡幅を検討していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。また、この作業道ですが、この作業道に限らないと思っておりますけれども、作業道というのは林道と違って、その施工が、平たく言えば雑でございます。山腹を切りまして、土砂をついてそのまま路面にしているような状況でございます。2月完成したということで、私が知ったのは5月の連休明けでございましたが、早くも路面はその間の雨によりがたがたになっております。作業道ですので、使用するときには路面は補修して使えばいいということですが、その谷川の路壁はついた土砂をそのまま盛って路壁にしております。今も、今年は雨が多くて、雨が降ったりやんだりしておりますけれども、これから梅雨時に向かい、集中豪雨や大雨が降ったら、この谷川の路壁がつかないか、かえって林業振興のためにつくった作業道が別の災害の発生の引き金になりはしないかと心配されますが、この点についてどのように考えておられるかお伺いした

いと思います。

質問の最後ですが、庁舎建設についてでございます。

多くの同僚議員から質問があり、出尽くした感もありますから、改めてお伺いいたします。本庁舎は老朽化が著しく、狭く行政効率も悪く、旧土佐山田町でも早急に改築の必要性が言われていました。今議会冒頭の開会日は雨で、後ろにバケツを置いて、雨水を受けて議会が開催される。このような議会はめったに全国を見てもないんじゃないかと思われませんが、合併後5年以内に改築ということになっておりますので、今の庁舎に大幅な改修の費用をかけるのは非常にもったいないことです。早急に改築の必要があることは、執行部の皆さんもご理解してることだと思います。また、今回の合併にともない、課もふえ、また本庁舎勤務の職員もふえました。今の本庁舎では、本庁舎、西別館、北庁舎、教育委員会等々名称ですら全部覚えられないくらい分散しております。どこに何課があるか職員の方に聞いてもすぐに答えが出てこない状況ですし、市民の方が来庁されて、自分の行きたいところを探すのは大変な状況でございます。これは、市民が不便ばかりでなく、行政の中でも効率が大変悪くなっておると考えられます。合併協議会の合意事項の5年以内の新築というのは、最大限の猶予期間と考えて、市長の今任期中には新築、完成という決意で取り組まなければならないと思いますが、どうでしょうか。今朝の新聞に四万十市の庁舎建築の記事が載っておりましたが、今決定しても21年ですか、完成が、というような計画になっております。5年以内に完成するということだけ考えましても、早急に取り組み、その方策を講じる必要があると思います。また、近い将来に必ず発生すると言われております南海地震をも視野に入れての構造決定や、場所の選定をする必要があります。この機会に庁舎も余裕のある設計をし、広範な地域から来庁する市民のため、また来客者のためにもゆったりとした駐車場のあるところを選定する必要があると考えます。現在のこの場所は敷地も狭く、客観的に見てもとてもその必要面積を確保することができないと考えますが、土地の確保には地権者、所有者の同意が要ることでございますので、早急に候補地を決め、交渉し、確保する必要があると思いますがどうでしょうか。このような大きな庁舎建設の大事業につきましても、委員会を決めて、そこで議論することが当然でしょうけれども、大きなタイムスケジュール、5年という制約がありますので、初年度には何をし、2年度に何をし、最終建築着工はいつという大まかなスケジュールを決めて委員会なりを設置して検討する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

お伺いしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） おはようございます。西山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、林業振興についてであります。本議会でも多くの皆さん方からも林業政策についてご質問がございました。その折々に答弁をさせていただいておりますが、改めまし

て林業振興についてのご質問にお答えをさせていただきます。本市を語る場合に、やはり森林・林業抜きにしては語れないほど、香美市における林業の位置づけは大きいものがあるというふうに認識をいたしております。森林は、産業だけではなくご指摘のように多方面での機能を有していますので、本市だけではなく、やはり日本の大きな資源であり、貴重な財産であるというふうにも思っております。そのような位置づけにあるにもかかわらず、国の林業政策は余りにも脆弱であり、山の荒廃が続いているわけがあります。今、多くの建築材料は外材に頼っているわけですが、世界の環境問題が論じられている今こそ、外国材から自前の国産材への転換を図るべきだというふうに考えます。そうすることにより、山により目が向き、そして手入れが行き届き、今瀕死の状況にある山に活力が戻ってくると思っております。そのような国に対しての政策を訴えなければなりません、香美市として果たさなければならぬ振興策につきましても、先ほど言われました間伐の促進を初め、その間伐材の有効利用につきましても、森林組合とも連携を図りながら進めてまいらなければならないと思っております。ご提案をいただきました間伐材の搬出に対しての補助金を出したらというふうなお話をいただきました。財政的な状況もありますが、そうしたご提案にも耳を傾けることも必要かと思っておりますが、なお、対応に向けて、いや対応に向けてじゃなく、そのことをまた慎重に審議をしてみたいと思います。あわせて、林道、作業道の整備等も当然今までも推進をしてきたわけですので、これからもやはり林業、作業道がより整備されることは、やはり山に入りやすい環境を整えることでもありますので、そうしたことも重要視していかなければならないというふうに思います。

庁舎建設につきましても、本当に今回多くの議員からご質問をいただきました。それだけ庁舎問題はせっぱ詰まっておるというふうに感じております。議員からもご指摘がございましたように、この香美市の本庁舎は大変分散をいたしております、本当にお客さんにはご迷惑をおかけいたしておりますし、また、効率的な事務ができていないという部分も大いにあるわけでもあります。そうした状況を考えた場合、やはり早急に建てかえる必要は当然のことでもあります。そうしたことを前提に置きまして、早急にそのスケジュール、また同時に方策等も検討してまいらなければならないというふうに思っております。

以下、担当の方からご答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） おはようございます。西山 武議員のご質問にお答えをいたします。

西山議員からは、人工林の保水力等々の多面的機能により、優良な山林資源を香美市が有しているということがございます。香美市は、県内、四万十町、四万十市に次ぎ3番目の現況森林面積4万6,790ヘクタールを有し、林地の土壌や雨量等、森林の生育環境に恵まれており、スギ材を例にとりますと、心材が赤く上に伸びるため、年輪幅が

そろい、高知県産材の中でも建築用材として高い評価を受け、住宅用の注文材として受注することもあります。また、樹高が高いということは、当然材積も多くなり、森林所有者や林業関係者にとっては同じ森林でも有用な山林資源と言えます。さて、その優良材の多い市の森林資源の間伐の促進、間伐材の有効活用についての対応ですが、香美市の平成17年度間伐実績面積は、土佐山田町311ヘクタール、香北町234ヘクタール、物部町398ヘクタールの計943ヘクタールにとどまっております。どの地区も作業道や林道の整備がおくれ、間伐等森林整備のおくれが目立ち、林業生産性の悪化を招いており、間伐促進の基盤づくりとして林道の早期完成はもとより、引き続き作業道網の整備を図る必要があります。また、間伐施業や作業道整備の大半を担い、森林整備の核となる森林組合や林業事業体の育成強化を図る必要もあります。平成18年度は、当初間伐計画面積を1.03%アップの970ヘクタールとし、内訳は土佐山田町約327ヘクタール、香北町約228ヘクタール、物部町415ヘクタールとし、促進を図っていきます。

それから作業道についてですが、作業道につきましては、作業道の管理者が市ではなく森林所有者等になっております。また、作業道は林道とかいう規格がございませぬ、いわゆる掘り飛ばし的な道が多ございませぬが、危険な箇所が発生した場合等々は管理者のもとで補修を行ったり、通行どめ等危険のない状態にする必要があると思っております。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 西山 武議員の林業振興について、建設都計課関係のご答弁を申し上げます。

香美市になりまして3カ月を経過しましたが、まだまだ旧物部村、香北町の方には見知らぬところが多くありまして、早く覚えるようにしなければという思いであります。西山議員の言われました道路につきましても、日浦の集落までは知っておりますけれども、状況が十分には把握できておりませぬ。せっかくつくった道ですので、有効に利用することは必要なことと考えております。市内には整備、あるいは改良すべき路線が多くありまして、すぐには着手という話にはなりませんけれども、整備すべき路線という認識で業務に励んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） 34番、西山でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、林業の振興につきましてですけれども、間伐材の搬出に対する補助金、市長の答弁は検討する、どうか、というような感じでございましたが、単独の市町村が間伐材を搬出する費用を補助するのは大変なことだとは理解しております。高知県は、全国一の人工林率を誇っておる県でございますので、間伐の必要な山林は、県下至るところにあります。そこで、県内の各市町村の市長が連携をとってですね、国に対して間伐材を

市場へ出す補助を国の施策として取り上げられるように、ぜひ運動していただきたいと思います。

それと、作業道につきましては、必要性を認めていただきましたので、今後拡幅に向けて検討をよろしくお願いいたします。

また、庁舎につきましては、その狭隘さ、現状を皆さん執行部の方もご理解しておりますので、これから先まず機会がないと思って、将来にわたって長く使える、どのような事態にも対処できるような庁舎が建設されるように、英知を絞って、やはりタイムスケジュール、大まかな方向性をつけて、そして委員会では細かいスケジュールを組んで、ぜひできてよかったと言える庁舎の建設に向けて努力をしていただきたいと思います。香美市がよりよく発展することを願いまして言うておりますので、よろしくお願いいたします。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 西山議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

間伐材の搬出に対して補助制度を国に対して要望ということであります。このことは、市長会の中でもこうした各市の中で持つさまざまな要望等について取りまとめをして、そして関係機関、国に対しての意見書等を出す機会があるわけであります。そうした機会をとらえまして、やはりおっしゃられましたように膨大な森林面積を有しておる我が市のやはり大きな意見といたしまししょうか、そうしたものを集約したものであるという思いの中で、これを要望していくように、ぜひやっていきたいというふうに思います。

次に、庁舎建設であります。当然そうしたことを考慮に入れ、視野に入れて検討をしていくことも必要だというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 搬出間伐に対する補助というご質問の答弁が抜かかっておりまして申しわけございません。搬出間伐については、18年度も市の方で助成、補助をするようになっております。18年度予算にも出ておりますが、森の畹たち育成事業で搬出間伐としまして、2,300立方に対して、市は立方1,000円の補助をいたします。これは県補助が立方3,500円ございますので、その上乗せ補助と思われれます。

それから、同じく緊急間伐総合支援事業の中で、搬出間伐8,100立方にしまして、これも同じく立方1,000円の補助をするようになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） 34番、西山でございます。先ほど聞くのを忘れておりましたので3回目の質問をさせていただきます。

作業道ですが、管理は森林組合が管理するとなっておりますけれども、施工、補助金を出して工事をする補助金を出したのは行政じゃなかろうかと思えます。つくるのはつ

くって、あとは管理して突き飛ばしでできて、管理は森林組合がしなさいよと。どんなことがあっても知りませんというんじゃかえって無責任じゃないかと思いますが、そのところをどのようにやるかお伺いしたいと思います。

それと、搬出間伐に対する補助金が出てると言いますが、数年前ですが、物部川の195号線を走ってまして、対岸に渡る方法、簡単でない、橋がかかる前ですか、ところは、外から見た感じでは経級30センチぐらいあるような間伐材が放置されております。やはりケーブルを張るとか、そういう費用がかかるところでも出して、1本、2本じゃありません。ある程度の面積の間伐材を出して合う補助金があれば、資源の有効利用の面から言っても間伐材は、要はその間の費用がペイして、少しでも手元に販売代金が残れば山林所有者は積極的に間伐をし、優良な山林をつくり、ひいてはそれが森林の効用を果たす、保水能力を高めるとかいろんな効用があるわけですので、それに見合う間伐補助金が出てるか、いわゆる作業道等に隣接して費用がかからないところであれば、先ほどの補助金が出れば搬出できると思いますけれども、それじゃなくて、そういうところの間伐も必要ですが、ある意味では水源地の源流域というのは、作業道、林道が少ない地域だと思うんですよ。その山林が手入れされておりますと、水不足だとか山林の崩壊というのは非常に少なくなると考えます。国は農業には手厚い保護政策をしておりますけれども、そのほんの何%かでも林業に向けていただければ、国土の7割を占める山林がよみがえり、水、空気すべてがうまくいくと思いますので、その手助けになると思いますので、市長におかれましては、いろんな機会をとらえて森林施業に対する国の確固とした政策を講じるように提言をしていただきたいと思います。

これで、私の3回目の質問を終わりますが、香美市が今後ますます発展することを祈って3回目の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西山議員の3回目の質問にお答えします。

西山議員の山を思う気持ち、そして香美市を思う気持ち、大変ありがたく、また伝わってまいりました。その思いをこれからの香美市の中で国に対して、県に対して、やはり積極的に意見を述べ、そしてこの香美市が山の中で本当にすばらしい市になっていけるように、そういう努力をしてまいりたいと思います。なお、今後ともご指導をよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 西山 武議員の3回目のご質問にお答えします。

源流域の搬出間伐が重要ということでございますが、緊急間伐総合支援事業の内訳を言いますと、国見の場合は、旧国見です、国見森林の場合が4,000立方と圧倒的に多いわけですが、そのほかでは溝渕林業が700、香美森林が900、それに対しまして源流域の物部は2,500立方ということになっておりまして、搬出間伐も源流域を

相当重要視してやっておるということでございます。

それから、作業道につきましては、森林所有者の受益者ですが、一定要件のもとで開設しているものでございまして、林道のような公道ではございませんので、森林所有者もしくは関係者で管理をしていただくことになっております。

○議長（西村芳成君） 25番、島岡信彦君。

○25番（島岡信彦君） 25番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問をいたします。

生涯教育についてですが、今日の子どもたちの体力の低下、青年期、中年期における生活習慣病患者の増大、高齢者の生きがいづくりといった社会状況を考えたとき、日常生活の中で生涯にわたっていつでも気軽に楽しめるスポーツを実践することは、健康の保持や体力の向上に役立つだけでなく、スポーツを通じて多くの人々の交流を図ることができるなど、明るく豊かで生きがいのある生活を営む上で大きな意義があると考えます。また、ライフスタイルの変化などにより、地域の連帯感が希薄化しつつある中で、地域においてスポーツを通じて気軽に住民がふれあう機会がつけられ、地域の連帯感を高めていけるものであると考えますが、生涯スポーツにおけるこれまでの取り組みと課題については、また、今後の計画についてはどのように考えておられるか。また、住民に対しての軽スポーツの発信、普及することについての取り組みについてはどうであるか。

2点目、社会体育施設であります。社会施設関係についてですが、秦山公園、土佐山田スタジアムは、アイランドリーグの開催や、軟式野球の全国大会、先ごろではホッケーの全国大会など利用頻度も上がっていると考えますが、社会体育関係者の方々については、土佐山田スタジアムのナイター化を望んでいる方々の声も聞こえます。この施設のさらなる利用の促進を図るためにもナイター化が必要であると考えますが、どのように考えておられるでしょうか。また、人工芝グラウンドであるためにメリットがある反面、県内においては土のグラウンドがほとんどのために、専用のスパイクを購入しなければいけないという面もあるので、一例挙げますと、本市鏡野中学校野球部なども練習、試合等に使用できない状況にあります。さらなる施設の利用頻度を上げるためにも金属スパイクの使用を認めることはできないか。

次に学校教育であります。

本市の学校においては、各学校がそれぞれの教育目標を掲げ、学校、家庭、地域の連携を深めながらそれぞれの地域の実情に沿った特色ある学校運営を行っている認識しています。先ごろの新聞にもございました鏡野中学校で3年生の選択授業の中にゴルフを取り入れていることや、発育教育での朝食提供は、全国的にマスコミでも注目され、時代のニーズに沿った取り組みであると考えます。環境教育を初め、さまざまな教育のあり方を各小・中学校が創意工夫を凝らし、地域や学校の特色を出しながら行っておりますが、このたび、山田小学校において教頭2人制を導入された経過と、学校運営での



その目的についてはどうか。また、他の学校への導入についてはどうか。

次に総務関係であります。施策の一つの柱でもあり、市長も言われておりました職員の資質の向上の上から一番大事なことは職員の心と体の健康であると考えます。先ごろ同僚議員の質問での職員の長期休暇、退職者についての総務課長の答弁にもありましたが、心の病気については療養が長期にわたることや、また、現代病として社会的な問題となった点も踏まえると、職員の健康管理については重要であると考えますが、この点の取り組みはどのようになっておられるか。

職場づくりのあり方ですが、合併して施策が異なる3つの町が一つになるということは、業務内容も複雑化し、業務量もふえていると考えます。統一していくことは時間と労力がかかると思います。国や県からの事務事業もふえる中で職員の業務内容は一段と厳しいものとなり、戸惑いや不安もあるのではないかと考えます。合併し、市として発展していくためには今後の職場づくりが重要であると考えますが、その点についてはどのように考えておられるか。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） 島岡議員におかれましては、いつも社会体育並びに社会体育施設にご心配をいただきまして、本当に心から感謝を申し上げます。

それでは、私の方から生涯スポーツにおけるこれまでの取り組みと課題について、並びに土佐山田スタジアム関係のことについてお答えを申し上げます。

生涯スポーツにおける取り組みは、まずスポーツ環境の整備が挙げられます。市内には、社会体育施設として市民グラウンドや武道館など17施設を整備し、また、小・中学校体育施設として校庭や体育館の開放事業を行っており、各施設をスポーツ団体が定期的に利用しております。各種スポーツの普及振興の取り組みにつきましては、競技スポーツにおいてはこれまで3カ町村体育大会や、町民体育大会の開催、県大会などへの選手派遣などのほか、体育会やスポーツ少年団へ補助金を交付し、団体活動を援助しております。また、気軽にできるスポーツの普及につきましては、軽スポーツ大会や少年スポーツ交流大会を開催し、普及に努めております。特に、軽スポーツ大会には年々種目や参加者がふえてきており、今後はグラウンドゴルフやペタンク、ビーチボールバレーのほかマレットゴルフ、ソフトボールバレーなどの実施が予想されております。これらの種目の中には、関係者の努力もあって現在では団体としての組織化も進み、その活動も市内だけにとどまらず、広く他の市町村とも交流を行っております。

一方、課題につきましては、施設整備面では市内体育施設の老朽化があります。これらの施設は、建設後おおむね20年を経過しており、毎年何らかの補修をしております。各種大会での運営面では、大会参加者が固定化する傾向があることや、開催場所の確保の問題などがあります。今後は、合併前の各町村の伝統的な大会の継続や、関係機関、体育指導員と連携をとりながら生涯スポーツの推進に努めていきたいと考えております。

次に、土佐山田スタジアム関係では、まずナイター設備につきましては、秦山公園特別委員会と旧土佐山田町との間で夜間の野球場は使用しないとの約束をもとに建設をされておりますことから、現在のところ考えておりません。また、金属スパイク使用については、土佐山田スタジアムの人工芝は耐用年数が10年から15年と言われておりまして、メーカーによりますと、金属スパイクに対応した商品ではないので、使用により芝が切れるなど、早期に張りかえが必要になってくる可能性があるとのことであり、原則禁止をしております。規制緩和につきましては、今後の施設利用状況やグラウンドの状況を見て検討していきたいと考えております。（後に「秦山公園特別委員会」を「秦山公園建設特別委員会」と訂正発言あり）

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員の学校教育についてお答えさせていただきます。

平成18年度の教職員の人事異動につきまして、学校の抱える課題や保護者などのニーズに的確に対応し、教育活動の充実を図るために教頭の職務を充実させようと、そして学校の組織全体を活性化させようという県の方針のもとに教頭の複数配置校をふやすという施策がとられました。実際には、県下で小・中・高・養護学校を含めて46校となり、20校がふえました。義務教育関係では東部教育事務所関係では山田小学校と野市小学校、安芸中学校に複数制が採用されました。この複数制について話がありましたとき、私のチャレンジ精神が旺盛なところもありまして、鏡野中学校と山田小学校への導入を考えました。けれども、もろもろのことがありまして、山田小学校だけにそういう制度を導入して、今日に至っております。大体ベテランと若手の組み合わせということになっておりまして、管理面と指導面に分担した形を多くとっている山田小学校もそういう形だと思っています。どうして山田小学校と鏡野中学校へいったかということですが、それは子どもの数が多いということもありますが、特に山田小学校は学力向上の文科省の指定研究校としての今年が最終年度で、発表の年でもありますので、そういうことを考えました。それとまた同時に、先日山崎龍太郎議員さんにお答えいたしました全市で受けました大きな、これ学校を評価する研究ですが、その中でも特に鏡野中学校と山田小学校が中心校となっております。2学期には文科省より審議官が3人、4日間両校に指導、視察に来るようになっております。そして来年度もこの指定は市全体として続くわけですので、来年度は鏡野中学校へも教頭2人制を導入したらどうかというような方向もあろうかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 島岡議員の総務関係、職員の健康管理についての取り組みについてお答えをいたします。

健康管理についての取り組みは、人間ドックは主に30歳以上の職員を対象に実施を

しております。胸部X線検診、成人病予防検診は人間ドックを受診しなかった職員を対象に実施をしております。健康相談日は毎月1回開催をして、それ以外にも随時相談を受け付けはしております。保健師の職場巡回、これは年に2回、従来土佐山田町が職場巡回を行って行っていましたのは、3回を行って行いましたが、合併して人数が多くなったということもございまして、年に2回と。血圧測定等も定期的に行っております。保健だよりは毎月1回発行しております。各検診の受診後の指導につきましては、胸部X線検診、成人病予防検診の結果について、保健師が把握し指導に当たっております。人間ドックの健診結果につきましては、受診者本人から保健師に診断結果を連絡し、それに応じて保健師が指導、相談を行っております。年1回開催しております職員衛生委員会では、職員衛生に関することや、保健室への要望を各職場から集め、産業医も出席をしていただきまして、検討しております。内容につきましては、公務災害等の状況、健康診断の実施状況、各職場からの要望等であります。個々の職員衛生委員会での協議結果につきましては、今年4月1日からは各職場から要望のありましたたばこ対策、これにつきましては、庁舎内禁煙がこれによって実施をされております。なお、産業医により職場巡視も年1回実施をしております。

次に、合併後の職場づくりのあり方ということでございますが、現在、本庁機能の分散化や、支所、出張所の業務に対する意思決定の徹底は、庁内会議等で検討し、連携を深め、業務がスムーズに行えるよう取り組んではおります。合併前、旧3町村の事務事業の管理運営につきましては、それぞれ微妙に違っておりました。合併後、問題点が少なからず出ております。また、異動により職場環境が変わり、さらに制度改正等も重なりました事務事業が増大をいたしまして、精神的にメンタル面の病気休暇の職員も何名か出ておる状況でございます。3月の課長会ではこうした状況も踏まえまして、各管理職は課員に対し目配り、気配り等を行っていただきまして、職場内でのコミュニケーションづくりなど十分な配慮をお願いをしたところでございます。健康管理、労務管理は一体的なものとして健康に関する相談、仕事上での悩みの相談など職場内での環境づくりも含め管理体制を充実強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 25番、島岡信彦君。

○25番（島岡信彦君） 25番、島岡です。2回目の質問をします。

生涯学習、その金属スパイクの件であります。よさこいリーグ時に購入いたしましたスーパードライという砂の微調整ができる、砂入り人工芝のため砂の微調整ができる機械を購入しておりますので、砂を極端に多くすれば、人工芝の磨耗が防げるのではないかと考えますが、その辺については。

そして、ナイター化であります。アイランドリーグ時は子どもの広場を閉園されている状況で、計画当初は昭和52年の都市公園、地区公園であり、町民対象の施設であったものが、スタジアムでのよさこいリーグの開催、アイランドリーグの開催、また子

どもの広場については、昨日の答弁の中で1カ月大方1万人で、供用開始から11月の4月までで7万人という来園である点を考えたときに、今後はナイター化も含め時流に乗った施策の展開という点から、あそこが核とするならば、もう一度事業計画等を見直す必要があるのではないかと考えます。その点についてはどうですか。

次、3点目ではありますが、このたび教育長におかれましては、教頭制を新たに手を挙げられたということで、私の、人事のことではありますが、山小で校長先生が男性、教頭先生2人男性であります。といったときに、男女共同参画といった社会の中から、女性のというようなこともあります。その点について。

次に、職場づくりであります。常々門脇市長は現場主義、ほんで現場主義をモットーにしておりますが、これだけ公務員に対する風当たりが強い中、職員の働きやすい職場づくりについて、市のトップである門脇市長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） まず、1回目の答弁の中での訂正事項がありますのでお願いをいたします。

ナイター設備について、「秦山公園特別委員会」との間の約束というふうに申しましたが、正確には「秦山公園建設特別委員会」ということですので訂正をさせていただきます。

それでは、島岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、砂を多く入れてスニーカーでならしながら使えたら金属スパイクの対応もできるのではないかとという点と、時流に乗ってナイター化を考えてはということでございます。まず、砂を多く入れてやるという場合、利用の仕方にも違ってこようかと思っております。まず試合を行う場合と、繰り返し練習を行う場合は芝に対する負荷、磨耗の仕方も違ってこようかと思っております。また、ナイター設備についてもですね、近所のご理解が得られるということであれば検討の部分には乗ってくると思っておりますが、なお、今後につきまして、社会体育施設運営審議会等で意見をいただきながらですね、その辺を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員さんのご質問にお答えいたします。

私も女性であります。男性も好きですが女性も好きです。ただ偶然にそのようなことになっております。ちなみに鏡野中学校は、若手のピチピチの女性の教頭を採用しております。東部教育事務所管内で中学校の女性の管理職は鏡野中学校の教頭が1人です。それから、大宮小学校にも舟入小の女性の教頭を昇任させて、校長として赴任をさせております。そういった全体の中で見ていただきたい。これからも女性の管理職は大いに登用して活躍していただきたい。後輩をつくりたいということに、私の気持ちに変わりはありません。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 突然のご指名いただきましてありがとうございます。島岡議員の職場関係についての答弁をさせていただきます。

合併をしまして、職員の方も大変いろいろと大変な部分もあろうと思います。特に、メンタル面での配慮、そうしたものが大変大事になってくるわけでありますが、やはりこの職場にあって、やはり働きやすい職場、そうしたものをやっぱり構築していくことが大事でありましょうし、また同時に適正な、そのためには適正な職員配置、そうしたものも気をつけていかなければならないと思います。特に、今、心のやっぱり悩み、そうしたものを持つ職員もおるわけでありますので、そうした面にも配慮しながら、やはり職員とのコミュニケーションを大事にしてやってまいりたいと、こんなに思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） おはようございます。12番、笹岡 優です。私は、住民こそ主人公の立場で、日本共産党の公認議員として質問します。香美市議会議員として臨時議会で緊急質問がない限り、最後の質問になると思っておりますので、新執行部におかれましては、元気に明快な答弁を求めるものです。

小泉政権が発足してこの5年間、構造改革、改革の名のもとに、痛みを耐えればあすはよくなるとトップダウンの強引なやり方で国の形を変える改革が押し進められてきました。しかし、その改革の本質は、アメリカ言いなり、財界・大企業等一部の特権的な勢力への奉仕というむき出しの新自由主義路線、弱肉強食路線であったことが明確になっています。本来、改革はよくするためのもの。ところが構造改革路線は、国民の所得格差を拡大し、勝ち組、負け組の深刻な格差社会、二極化をつくり出しています。この政治的な構図は、都市部と地方、過疎地域との対立と格差をつくり出し、公務員と民間を対立的に描き出し、現役世代に高齢者の存在が大きな負担として対立させるなど、極めて恣意的に持ち込まれた考え方です。また、他方で男女間の対立して描かれており、男女共同参画社会づくりに逆行する男女賃金に格差の拡大、DV、セクハラ等本来協働のパートナーであるべき男女間に大きなストレス社会のひずみとして矛盾と対立をつくり出しています。また、市長の諸般の報告でも触れられていましたように、強引なやり方で市町村合併の嵐は全国3,232市町村から1,820、4割の市町村が激減させられてしまいました。社会が発展するというのは、これまで先人たちが築き上げ、「みず穂の国」から長い営みで培ってきた日本の農業を衰退させ、そして多額の借金で田畑を売っても返せない深刻な現状にまで追い込み、また一方で地方、地域地場産業を崩壊させ、日本の「ものづくり」の土台を壊す。そして豊かな自然を壊すことなのではないでしょうか。これが発達していく、社会が発展するという事なのではないでしょうか。今、農家、農業経営者の農地まで取り上げる事態になっています。やっこねぎやニラ生産農家でもその所得を維持するためには、14時間労働を余儀なくされている現状は、資本主義経済システム

の根本的な矛盾からのものであります。小泉政権の規制緩和、新自由主義路線は一層それに拍車をかけることになりました。本来、資本主義の規制が取っ払われますと、規制緩和されますと、本当に弱肉強食になるわけですので、結局農家の方々の所得保障をしない限り、その農産物を買うのはサラリーマン層なわけです。そのサラリーマン層がどんどん所得が落ちていくと、農家の所得というのはとれ以下に落とされていくと、こういう資本主義の矛盾のシステムがどんどん今働いているわけです。人間として、社会が発展する、そして豊かさとはどういうものなのか、よく立ちどまって振りかえるときに来ていると思います。私たちは、右上がりの高度成長期に生まれ育った世代ですから、ある意味においてはよき時代であったかもしれません。しかし、一方で走り続けてきたつけが、今大きな社会的な矛盾として広がっています。若者に働く場所、働く機会も保障しない社会をつくってしまいました。私たちの身近でも若者に仕事がなく、あったとしても契約、派遣、請け負いなど極めて不安定な、また体を壊すぐらいきつい実態があります。また、環境の破壊と悪化の進む地下化石燃料エネルギー依存の温暖化、その弊害、そして社会の継承者であります子どもたち、出生率の激減等深刻な事態に直面しています。国民は勤勉に働き、誠実に努力してきたのではないのでしょうか。どこから日本の進路が狂い出してきたのでしょうか。以上の点を踏まえて、日本の現状と小泉政権の本質について認識を問うものです。

皆さんの添付資料で、通告の中に入れてます。これはですね経済同友会終身幹事の方で品川正治さんです。この方の内容で、この前ですね高知新聞5月14日のとき、高知にも来ています。13日の日に高新文化ホールで開かれた市民グループ、サロン金曜日ドット高知という主催のもと、「次の世代にも平和憲法を引き継ぎたい」というタイトルで行われた、そのときの品川さんの含めてですね、ちょっとこれ紹介しますと、左の方に、価値観は同じでない。マスコミは日本とアメリカの価値観が同じだとか、共有しているとよく言いますが全く違います。アメリカは戦争している国であり、日本は平和憲法を持つ国です。価値観が一緒のはずがありません。私自身も戦地で戦った人間ですが、戦争になれば自由や人権ではなく、勝つためにということが最高の価値になります。命のようなだれもが疑わない価値でさえ、「鴻毛の軽きにおく」のが戦争です。アメリカは戦争のために大西洋では英米軍事同盟を100%動員してます。今、イラクで本当の意味で戦っているのは米英軍です。太平洋では日米安保条約をどう動員するかが、アメリカにとっての大問題です。日々報じられる基地問題も米軍と自衛隊の一体的運用も、安保条約がいかにか軍事同盟化していくかという、アメリカの基本的な政策から生まれています。しかし、アーミテージ前国務副長官が言うように、日本の憲法9条第2項、戦力の不保持・交戦権の否認をなくさない限り、本格的な軍事同盟化はできません。憲法9条2項のもとで、日本がこの60年間主権の発動によって外国人を1人も殺していません。また、日本は、軍産複合体をつくらず、世界第2の経済大国になりました。これアメリカとの違いですね。これは世界史が知らなかった新しい経済モデルです。ちょっ

と飛ばしまして、右の下の方の2段目、下から2段目です。いまや憲法9条2項の旗はボロボロです。しかし、旗ざおは皆さんが放していない。それをアメリカとの同盟のために放すと言ってきているわけです。アメリカの要求に沿う小泉構造改革、経済の方も日米で違います。アメリカは絶えずグローバリズムという言葉を使いますが、この言葉はもはや経済用語ではなく、アメリカが戦争に勝つ上での戦略用語です。そして、アメリカは毎年「年次改革要望書」で「郵政を変えろ」、「医療制度を変えろ」と迫っている。それに乗ってきたのが小泉政権の構造改革路線であり、今の格差社会、不安社会、不信社会に結びついています。したがって政府が言っていることには矛盾が至るところにあります。そして、下の憲法9条のところですが、9条擁護は世界史的な取り組み、こういう状況の中で、私たちは何をすればよいのでしょうか。それはアメリカとは価値観が違うことを前提に、日本の生き方はどうあるべきかを問い直し、日本としてはこの道を選ぶという次の国家目標を明確にすることです。その国家目標は憲法9条2項を守り抜けるか、抜けないかによって全く変わります。守り抜いた場合は、平和憲法を持つ日本として外交や経済を運営することになるのです。もともと経済は企業社会のものではなく、国民生活のためにあります。今こそ国民の出番です。日本が絶対的に戦争をしない国だとなれば、まず中国と日本の関係が変わります。日中関係が変わって、日米関係が変わらないことはありません。憲法9条2項を守ることは世界史的な取り組みです。決して受け身の仕事ではありませんというのが品川さんです。ですから、この方が言っているように、アメリカと日本とは根本的な価値観が違う。今、アメリカは戦争をしている、戦時体制の国なわけですので、そこでもう一つの資料は、今お手元の資料に、添付資料できょう回しましたが、資料Aというので、これが右の方の①のところからが、今度の在日米軍の中身です。右の上の方にあります米軍の第一軍司令部が、米軍のアメリカのワシントン州にある陸軍の第1軍団司令部を神奈川県座間にもってくる。そこに陸上自衛隊中央即応集団司令部を新設すると。だから、米陸軍とまさに自衛隊の、陸上自衛隊の即応部隊がそのまま座間に集結するわけです。そして、こういう形の再編がされますが、特にこの地域に関係するのが下の岩国の関係です。岩国へ厚木にあります空母艦載機を配備するということになってます。これについては後で触れますが。そして、それに対して下にはですね日本全国でこの基地に関係するところを中心に、反対の声が上がっています。それを紹介してみます。そして、3番目のところは、今年の思いやり予算の中身です。そこに三沢なんかが55億円、横田基地にも35億円、横須賀なんかは45億円、岩国にしても、本当にすごいですね、これ。250億円のかけて、今滑走路をつくってますが、やるという、この思いやり予算があります。下の④番に見ていただいたら、自衛隊の旅団化がこの四国でも、これまで第2混成団でしたが、旅団化に格上げされました。そして、香南市に普通科連隊が、これまで施設隊でしたが配備されるということで、旅団化というのは、師団が一番大きいですが、旅団というのはコンパクトに動く実戦部隊です。それが四国にも配備されることになります。そして、左の上

の⑤のところですが、見ていただいたとおり、私たちのアジア、世界の動きというのは、もう非同盟、どの国とも軍事同盟を結ばないというのが今もう世界の流れになってます。アジア地域の23カ国の状況の中でも、右の上には書いてますが、非同盟は20カ国です。軍事同盟結んでない。そして、中国もオブザーバー参加でもう入ろうとしている。軍事同盟を結んでいるのは日本と韓国だけなわけです。そして、左側の⑥番目に書いてますが、まさに日本が軍産複合体といいますか、軍事化していく企業の姿があります。今度三菱重工はパトリオットをですねつくるそうですが、ミサイル防衛構想の中で、まさにアメリカの方向に動いているのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえましてお聞きします。在日米軍、そして自衛隊との一体の再編強化は、日本の永続的な従属をもたらします。アメリカの軍事戦略に忠誠な行動を余儀なくされ、それは戦後60年を経ても屈辱的な日本国民の運命、行動を目下の子分として扱っているのではないのでしょうか。この在日米軍の再編強化に連動して宿毛湾への米海軍イージス艦、これはですね、が入る、艦が、寄港が現実的に進められているとき、ただならぬ事態が動いていると思います。特に、山口県岩国への米海軍空母艦載機部隊の配備は、香美市にとっても看過できない大きな問題です。これが私が去年調べてきました内容です。こういう埋め立て、もう既にこれ以上進んでますが、この愛宕山から地下トンネルでどんどん土を運んで今埋め立てて、3,000メートル級の新しい滑走路をつくってます。ですから、先ほど思いやり予算でも多額の金を使っているわけですが。そして、イージス艦の配備の問題でもまさにこれは空母艦載機の配備が130機配備するわけですので、それが房総沖から土佐湾まで空母を持ってきて、その護衛にイージス艦が要るわけです。ですから、岩国から飛んだ飛行機が練習して空母に降りていくと。逆に空母がたつて岩国に戻ってくると、こうなったら、もうまさに松山空港、高知龍馬空港は米軍の練習基地となってしまっていて、管制官が3人以上ふやさなければ、民間航空の関係は運行できないということが言われてます。そういうことになっていく地域にこの地域がなることになります。これまでも、阿南から入り、木頭村を通過して早明浦ダムの演習で、低空飛行訓練で墜落しましたが、まさにこの再編強化というのはですね大変危険です。ですから、今なぜこのツープラスツーの関係で、高知県で軍的に使える、今港がないかということで探してる。今、港を探した中で、今やろうとしたのは高知新港です。もう一つは宿毛湾、須崎湾は入れないそうです、浅瀬で。だから宿毛に入って、その辺の地ならしをしていくというのが今回の行動です。この前、高知新港にも予定だったそうですが、大きなタンカーがとまってたために入れなかったということですので、もう着々と軍事的な行動はですね先走っていると。私もこの前、去年のきょうの出来事という内容で、日本の自衛隊がですねグアムでもう爆弾投下訓練をやっていると、アメリカの指導のもとに、いうテレビで報道をしてましたが、実態は法律より早くいってるというのが今の現状です。国の基地被害に悩む関係自治権者を無視し、一方的に進める在日米軍再編強化についてどのような見解をお持ちなのか、まず一つ聞きたいと思います。



2番目に、この在日米軍再編強化と一体不可分の関係にあるのが憲法の改正と教育基本法の改正の動きであります。特に、自民党の憲法改正案は、これはですねもうむき出しの自衛隊を自衛軍にするということ、もう織り込みました。そして、9条の2項をですね取っ払って、憲法の9条2項というのは戦争放棄の内容をやるために、陸・海・空軍、その他の戦力、これを保持し、国の交戦はこれを認めないというのを取っ払って、まさに自衛軍は国際社会の平和と安全と確保のために国際的に協議して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、または国民の生命もしくは自由を守るための活動を行うことができるという自民党案になっているわけですね。まさにこれが憲法改正の中身であるわけです。9条改正によって軍事行動を地球的規模で可能にするいくさ道だと思いますが、有事法制、国民保護法、そして共謀罪という、共謀罪はきのうは妙に消化不良になったと思いますが、5月9日付の高知新聞にだれのための広い適用かというので、共謀罪についてこう書いてます。これまで2度も廃案となり、昨秋の、去年の秋ですね、特別国会でも継続審議となった共謀罪の国会審議は山場を迎えたということで、本国会で修正して審議させた政府与党案だが、これまで同様内心の自由の侵害や、冤罪を招く可能性がある謀議に加わるだけで処罰が可能になる。そうした道を開く法案には反対である、社説でこう書いてるわけ、高知新聞は。そして、最後の端に権力を持つ側にとって反対の立場や思想の国民を裁量で取り締まることのできる法律は魅力的である。今回適用範囲が広いのはだれのためだろうか。現行法で摘発事項を重ねて国際犯罪を防ぐ道筋もあるはずだということを高知新聞の社説に書いてます。など日本の進路が大きく狂いだしているのではないのでしょうか。この点についての見解をお聞きするものです。

一方、このような動きは対中国戦略を念頭に置いたものであります。ミサイル防衛構想自身がですね中国抑止に浮き彫りという、高知新聞にこういうのが出てました。アジア地域の平和と共存、アジア共同体づくり、特に東南アジア友好協力条約（TAC）や東南アジア非核兵器地帯条約の動きにも逆行します。今ですね、このアジアの地域は先ほども非同盟がふえてますが、同時に東南アジア友好協力条約というのを韓国、ロシアも加入しまして、武力行使の放棄、紛争の平和解決、内部問題の不干渉など国家間の行動規範としてこの条約を結ばれていってるとというのが、今アジアの地域の状況です。そして、東南アジア、非核兵器地帯条約も中国が署名し、ロシアをやって、今アメリカ、イギリス、フランスに対してこの条約そのものにですね一緒に協力せえということ、まあ言うたら迫ってるわけです。今、そういうやっぱり平和への息吹があるわけです。そして、もう一つ高知新聞が紹介しましたが、5月8日付にアジア協力の強化ということで、地域通貨単位ということで東南アジア諸国連合と、日中韓国のASEANプラス3という財務省会談で、東アジア通貨の価値を比較できる共通為替指標、地域通貨単位の創設の返答をして合意したと。まさに通過もこれからやろうということで、結局EU化をやっぱりやっていこうというのが、今アジアの流れであるわけです。靖国問題を含

め、孤立化と深刻な外交の行き詰まりに陥っています。中国に生産工場を置く地域産業への影響を含め、この方向に日本の未来はありません。この土佐山田町でも穂峽山刃物、私が前勤めてましたセイレイ工業も全部中国工場ありますし、ミロクもそうです。高知県でも中国との本当に経済的な胃袋、つながってる状況です。経済も胃袋も大きくつながっているアジア近隣諸国と友好を壊すアメリカの窓からしか見ない、アメリカ頼みの外交では打開できなくなっていくと思います。この点について国際化の広がる高知工科大学の市長として、見解を伺うものです。

4番目に、さきの議会で小泉政権の経済財政諮問会議のシステムが政策決定の根本を変え、財界等の民間人の諮問委員の発言が現実に政策化されている現状を明らかにしました。きのうの中で大岸議員がその資料を使ったわけですが、そして、小泉構造改革の本質がイギリス、アメリカで失敗した新自由主義路線の推進であり、資本主義の最大の弱点である弱肉強食を極限まで推進する規制緩和、民営化として社会保障の後退であることを指摘してきました。そして、社会保障の後退です。この5年間の小泉政権の構造改革路線についてどのような評価と見解をお持ちなのか、政治認識の問題としてお聞きします。

5番目に、小泉政権の暴走は、さらなる国民生活の破壊、地方自治の形を変えようとしています。これがですね、合併させられた日本全国の地図です、これが、こういう形に色分けされてるんです。もう本当に日本の地方の形が変えられてしまいました。四国でもこういう形に変えられてますので、これ色がついてるところは全部合併したところですよ。特に愛媛県なんかはすごいです。70市町村が20になってしまったわけで、私も町を聞いてもどこにあるのかわからないような状況にまでなってますが、そこですねお聞きします。ここに特に異例の竹中総務大臣から地方行革の推進に関する大臣書簡というのが届いてるんじゃないでしょうか。こんな今まで初めてですね。直接大臣から市町村議長まで届いてるという話なんです、私は総務大臣就任時の会見で地方の意見を尊重しながら三位一体の改革を実現することが、私の重要な使命であると申し上げ、加えて私の努めは小さな政府等担当大臣であると申し上げました、ということをおっしゃる、何を言ってるかというたら、各地方公共団体におかれては、明確な数字目標を掲げた計画の策定プラン、プラン、改革の実施、ドゥー、それから改革の成果の検証、チェック、計画の見直し、アクションとサイクルのPDCAサイクルを確立し、不断の改革に取り組み、一層の定員の純減の上積みを確認されるようお願いいたします。地方公務員の給与についても国民の厳しい目が向けられていますということで、こういう通達と同時に、規制改革民間解放の推進についても言及してあります。市場化テストについては、国が率先してみずからの事業対象とした制度を整備することとしておりますが、重ねて先進的な地方公共団体が自発的に導入、実施することを阻害しないよう、法令の改正等を行うこととしております。市場化テストにつきましても、改革の新たなツールとして積極的な活動をご検討いただきたいと思います。市場化テストというたら、公共が

やりゆう仕事と民間と競わせてどっちがえいかを入札させてやるというやり方で、どんどん民間に売り渡していこうという内容なわけですが、これを全国の市町村長、議長まで送りつけ、集中改革プランの強要、行革推進法、市場化テスト法など地方自治体を解体させる大変危険な動きになっていると思います。また、戦後医療体制の根幹を崩壊させる医療改正が国会で今審議されています。この前、厚生労働委員会で強行採決されました。75歳以上の方々に、高齢者の方々に新たな医療保険制度を新設し、保険料を年金から天引きする内容であり、また、介護医療型ベッドの廃止をし、今介護保険等です療養型病床群で入っている方々をどんどん廃止されたら追い出すことになるわけですね。同時に入院患者も病院から追い出すための全国のベッド数を激減させる。そして、混合医療の導入など高齢化の進む香美市にとっては看過できない深刻な影響を及ぼす内容を含んでいます。市民の暮らしと地方自治体の影響をどのようにとらえているのか見解を伺うものです。これは高知新聞のあれで、南国中央病院の山本さんが特集でこうやって載った内容です。その内容について書いてますので、高知県はベッド数が最も多い県ですので、これやられますと、深刻な影響を受けるということを書いてます。

大きな柱の2番目に、今国がむき出しの国民いじめ、格差社会を強めているとき、地方自治体の果たす役割がますます重要になっていると思います。市民に直接結びつく市政のあり方は、市民の暮らしと営業にとって最後のよりどころであります。今求められている市政運営の基本は、可能な限り市民の暮らしと営業を応援する施策を優先するお金の取り方、使い方の工夫ではないでしょうか。市民を守る防波堤としてむだな事業の見直しと予算の主役を市民生活応援型に思い切って切りかえ、地域循環の地域経済づくりに傾注することだと考えます。そのためにも、市民との信頼関係を土台に、参加、公開、協同の取り組みを前進させる政治姿勢が求められていると思います。今日的に市政の果たす役割についての認識と、それを進める政治姿勢について所見をお聞きするものです。

3番目の大きな柱に、市政に携わる者として排除の理論、立場をとるべきでないと思います。旧町村でも政治的な違いや社会的な違いなどを理由に排除する傾向がまかり通っていたと感じました。同和問題をあれぐらい取り組んできたのに、基本的な人権問題についての認識が広がっていないと私は感じました。基本的人権とは何なのか。ここに中学校の教科書、鏡野中学校で使っている教科書を持ってきてます。公民的分野です。この中にもちゃんと基本的人権を書いています。その基本的人権について何なのかということですね、ぜひお答えしていただきたいと。どういう認識と見解をお持ちなのかお聞きするものです。

4番目に大きな柱で、合併に伴う弱点とならないように克服すべき課題を幾つかの確度からお伺いします。

合併による財政的なメリットを具体的にお聞きしたいと思います。同僚議員の答弁の中で、基本財政需要額への参入として、普通加算分と生活保護などの関係で3億3,00

0万円ふえるという説明がありました。これは基準財政需要額ですので財政課長も言ったとおり全体のパイが小さくなったらですね、それは結局マイナスに働くわけですが、また特別交付税で3年間で5億4,000万円見込んでいます。しかし、この歳入に対する歳出はどうなっているのでしょうか。問題は、明らかにしていただきたい問題として、合併に伴う経費と消えていってしまえば、その支援策は市民の暮らしと営業を応援する自由に使える一般財源とはなりません。まさにそれは補助金的な意味合いになってしまいます。歳入があったとしても歳出が伴うのであれば、結局合併したとしても、新たな合併に伴う歳出がふえただけであってですね、それは合併に対する財政的メリットと言えないわけです。その点の内容について正確な答弁を求めるものです。また、中・長期的な、特に一般財源確保の観点から財政計画とその見通しを示すべきと思いますが、これは財政課長も言っていました。一般財源の確保についてですね中・長期的な展望について検討せんといかんと。どういう検討をするのかぜひその辺を具体的にお願いしたいと思います。

2番目の面で日ノ御子線の拡幅工事がどのような必要性和、その目的は何だったでしょうか。私自身も見た関係で、大変幅が広いわけですが、道の拡幅幅もどれぐらいの幅なのかわかればですねそれもお願いしたいわけです。また、完成までの計画と、どれぐらいの計画が。その計画すべてやった場合のどれぐらいの総事業費が必要なのか。そして、それは財源内訳としてどうなのか。起債が何ぼ、一財が何ぼ等含めてですねお願いしたいと思います。

3番目に、大比から堀田へかかる橋のその目的と、その事業費、財政内訳を含めて全体計画をお聞きしたいと思います。戸数は数戸しかないわけですが、橋があれば一番ええわけです。しかし、今本当にこの財政状況の中でやっぱり橋をかけるというのは多額のお金が要るわけですので、かけた以上それをどういう目的に使っていくのか。その辺がですね整合性がなければあの橋がやっぱり活かされてこないと思うわけですので、その辺を含めて今後どうするかというのをお聞きしたいと思います。

4番目に、市立の大柵診療所の問題です。特別委員会に平成16年度分の所得青色申告所の決算書が出されました。これを見まして私もびっくりしました。これはですねあのお医者さんの方に医療行為をそのまま委託しているということで、売上金額、それから11名の方々に支払われている給与を差し引くと、その最終的なお医者さんの所得金額がでてきます。1億5,000万円から11人の方々がもらっているお金とお医者さんの給与が。そして、この1億5,000万円の売り上げの中の8,564万5,000円が国保会計等の、国民健康保険による売り上げであるということを見ました。私も全国のお医者さんの賃金実態を調べてまいりました。医師の関係で見ますと、50歳で全国平均でいっても最高もらっている方で92万5,000円、月額。これ大体15倍してますか。10倍したら900万円ですわね、15倍。だからこの方々やったとしても2,000万円、だから全国平均で2,000万円と。医科大学卒業して新採のときは、大体500万

円程度らしいです。ですから、これどこを見てもそんな金額をもらっている医者の方でならないわけですね、これ。ですから、なぜこんなことになるのかなというのがあります。この公の施設としての管理面でも問題があります。まず事務長がいないことが問題ではないでしょうか。公の施設というのは市の建物です。そこに市の職員がだれもいない。医療行為を委託しているのであれば、少なくとも施設管理者を置く必要があると思います。また、薬剤師等医療体制としての職員配置はどうなっているのでしょうか。市立大栃診療所は旧物部村地域を核とする香美市の安全・安心のまちづくり、医療と介護、福祉の一体性、連携など今日的に求められている地域要求等にこたえるためにも経営形態の改善は不可欠です。あの地域は本当にですねせっかく市の診療所があるわけですので、本当に高齢者の方々が安心できる一大スポットとして生かしていくためにも、この診療所の経営形態を含めた抜本的な見直しが必要じゃないでしょうか。全体的なまちづくりに関連して、その現状についての認識と、その改善の必要性についてお聞きします。

5番目に、5月31日の出納閉鎖が近づいています。ゴルフ場からの負担金の見直しについてはどうでしょうか。この間、固定資産税の見直し等されて、かなりの減額等が起こったということになっております。その減額がどれくらいあになったのか。その減額も含めまして入金する、入る見直しについてお聞きしまして、1回目の質問を終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩いたします。  
（午前10時29分 休憩）  
（午前10時46分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。  
休憩前に引き続き会議を行います。  
市長、門脇楨夫君。

- 市長（門脇楨夫君） 笹岡議員のご質問にお答えをいたします。

議員、質問をする前に香美市議会での質問、最後の機会だというふうに承りました。笹岡君は新しき道を求めて進まれるということもお聞きをいたしております。私も一緒に議席をともにしたこともあるわけでありまして。その中で感じておりますことは、本当に舌鋒鋭く、執行部に対して論陣を張るその姿勢には感銘をし、また同時にこの町ではあだたん男じゃというふうに思ってきました。これからは、高き志の中でその目的に向かって頑張っていけますようご祈念を申し上げます。

それでは、順次ご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、国の動向に関する認識についてということで、1番目の基地被害に悩む関係地方自治権者を無視しという云々であります。このたびの日米両政府は、日米安全保障協議会委員会ツープラスツーを開き、在日米軍再編の最終報告に合意いたしました。関係自治体との同意がないままでの合意であるとの指摘であります。在日米軍再編の最終報告は、米軍基地の集中する沖縄などの負担軽減を図るものであり、また一方では日

米の軍事的融合を進め、日米同盟の変質をもたらすものであるとも報じられています。また、それに伴う経費負担は3兆円にのぼるとも言われており、この財政難のときに莫大な経費を使ってまでしなければならないということは、それだけ国の重要政策としての位置づけにあるのではないかということが認識をされます。

防衛関係につきましては、国策として取り組みでありまして、私にははかり知れない重要な部分があると感じております。また、関係自治体の受けとめ方も報道されておりますが、基地を返還した自治体、受け入れなければならない自治体、それぞれの今後の対応につきまして、政府は責任ある姿勢をもって臨むことがまず大切であろうというふうに感じます。

次に、憲法改正の動きの中で、9条の改正につきましてということにつきましてであります。私は、旧土佐山田町議会でもたびたび9条改正についてのご質問をお受けしたことがございます。そのときには、私は憲法9条によって今日まで日本の平和は保たれてきたおったというふうに認識をしておるということを答弁をさせていただきました。そういう意味から、私自身、9条の改正には今もって賛成をしかねるところであります。また、さきごろ、各地の街頭での9条改正の賛否についての投票結果も出ておりましたが、改正反対が約8割だということは、多くの国民が9条に国の平和を託していることがうかがえるわけでありまして、日本の平和の進路が狂わないように、今後も注意していかなければならないと考えております。

3番目の、このような動きはアジア近隣諸国との友好を壊すということではありますが、日本はアジアの中の一国であり、アジア近隣諸国と友好を保つことは大変重要なことと認識をいたしております。国の安全保障上において、日米関係も大変大事ではございますが、特に近年アジア外交において中国、韓国との関係が不安定化をされておるという見方をされておりますが、私は近隣諸国との安定的な友好は、日本にとっても経済、外交の上からも重要と考えます。

4番目の、この5年間の小泉政権の構造改革についてどのような評価と見解を持っているのかというふうなことでありますが、9月の自民党総裁選を控えて、今その点検がさまざまな角度から行われておると思っております。経済政策では、景気を浮揚させたとの評価とともに、所得や雇用で格差を拡大させたとの批判があるなど、小泉政権の陰と陽が語られておられますが、私自身、率直な受けとめ方としては、改革のスピードが時には余りにも早く、国民に理解されないまま、また一部同意も得られないままに一方的に進められた改革もあり、その結果が今日の社会情勢を生み出し、また同時に格差社会を拡大した原因にもつながるのではないかと感じております。また、この5年間は地方にとってもまことに厳しい現実を見せつけられたこの5年間であったというふうにも実感を感じております。

次に、小泉政権の暴走はさらなる国民生活の破壊をということにつきましては、確かに小泉政権の改革は、地方にも国民にも痛みを伴うものでありましたが、一方、国の財

政状況を考えた場合、国も地方も行財政改革を初め、今日まで異常に膨れ上がったぜい肉を取り、スリム化を図り、将来の超少子高齢化社会に備えることは、現実問題として大切なことであると考えます。今、痛みに耐えながらも将来の子や孫たちのためにできることをしておくことは、今を生きる私たちの責務だとも考えております。

地方自治の役割とその認識と政治姿勢につきましての1点目ではありますが、財政運営、経済の鉄則は、「入りを図りて出を制す」と言いますので、行財政の急迫している今日、ご指摘のとおり、特に留意していかなければならないことと考えております。市民との信頼を大切に、市民との協働の取り組みを確立するよう努力してまいります。そのためにも、情報の共有化が大切であることに変わりはありません。参画、公開、協働を旨とする政治姿勢を貫いてまいりたいと考えております。

次に、政治に携る者の基本姿勢について、市政に携る者として排除の理論、立場をとるべきではないというふうなお話ではありますが、私自身いかなる場合であっても、いかなる理由があっても政治に携る者として、また、市政を預かる者として差別的な言動、また排除の理論、立場をとることは許されるものでないことは承知いたしております。常に我が身を律しながら、何事においても公平で公正な市政の運営に心がけてまいらなければと考えております。ただ、この身の至らないばかりにご迷惑や不都合をかけていることが多々ありますことは常に反省をいたしております。

以上、私の方からの質問に対してお答えをしましたが、あとは各担当の方から答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 笹岡議員さんの基本姿勢についてというご質問にお答えさせていただきます。

日本国憲法に定められておりますとおり、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であり、国民に保障する自由及び権利は不断の努力によって保持しなければならないと示されていますが、それはきちっと守っていかなければならないと考えております。先日、県教委主催の行政の者が集まる人権の会がございました。そのときの教育長部会のテーマは、特別支援教育と不登校問題でありました。このように、県もそうですが、やはり学校教育にとどまらず、生涯教育におきましても、地教委といたしましては、7つの視点を中心に、人権教育の推進と啓発活動に取り組んでいかなければならないと思っています。私も本当にあつという間に6年間で過ぎてしまいましたが、この6年間もそういうような気持ちで自分自身は取り組んできたと考えております。しかし、いろいろなこともありまして、十分なこともできなかつたと反省はいたしております。皆さん方にまたご指導いただきましたことに、大変感謝をいたしております。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 笹岡議員さんの克服すべき課題の中の合併による財政的なメリットを具体的に明らかにするとともに、中・長期的な財政計画と見通しを示すべ

きということにつきまして、お答えしたいと思います。

まず、合併の財政的な効果の一番は、やはりスケールメリットにあるのではないかと。財布が大きくなると、これが一番のメリットやないかなというふうに財政では考えております。財政規模が大きくなりましたことによりまして、バランスのとれた予算措置が行えるようになったということが挙げられるのではないかとということです。そして、議員さんがご指摘をされておりましたとおり、交付税の合併に伴う加算措置というのは基本的にはですね合併に伴う諸経費の財源支援というのが基本的な考え方ですので、包括支援措置とかいうのがメリットになっちゃうということではないというのはご指摘のとおりであります。ただ、合併に際しましては、合併算定替えという形でメリットはございます。一つの市であればですね、一定の基準で歳入歳出を諮ってあれするわけですが、それをこの10年間は旧町村単位で措置してくれると。こういうメリットはございますので、この算定替えのメリットはですね生かしていかなといかんではないかと。ちなみに、人口の似通っておりますところの高知県の土佐市、土佐市とはほとんど人口が拮抗してるんですけれども、しかも、ご承知のように交付税は需要額から収入額を引いた差額をくれるわけですが、その土佐市とはほとんど地方税の歳入も似通っております。香美市が、16年度の実績なんですけれども、香美市が3カ町村合計しまして23億8,000万円余りなんですけど、これに対して土佐市は23億3,000万円弱と、ほとんど似通っていると。人口がほとんど一緒で、面積は5倍ほど違うんですけれども、単純に需要額から収入額がほぼ一緒やというふうに理解するならば、その交付税の差額がじゃあどれだけあるのかということですが、その差額が約12億円あります、土佐市との。一般算定の場合であれば土佐市並みの交付税しか来ないんですけれども、算定替えによりまして、単純にはいきませんが、一つの指標としてですね12億円の差があると。この12億円の差を今後歳出面でスケールメリットを生かしながら、先ほど市長も述べましたように、出るを制しながらですね、しかもバランスのいい予算措置をすることによって、効率的な財政運営ができるのではないかと、このように考えております。

それからまた中・長期の財政計画でございますけれども、これまた市ができたばかりでありまして、なかなかできてないというのが現状でございます。そしてまた、過日もご説明しましたとおり、中・長期の計画となりますと、やっぱり新市の振興計画と大きく結びついてきますし、また、どういう部分にどういうその行政的な支援をしていくかという、そういう新市の方向性にも物すごくかかわってくることでございますので、この中・長期の財政計画というのは、やはりいましばらくのご猶予をいただかなければ、なかなかつくるのが困難であると、このように考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 笹岡 優議員の克服すべき課題の2番と3番について



てお答えを申し上げます。

この2番の日ノ御子線ということで建設都計課長に聞かれておりましたので、市道の方を随分調査をいたしまして行き着いたところが谷相線でした。市道谷相線について調査をしましたことをお答えさせていただきたいと思います。日ノ御子線、市道谷相線だと思うんですが、本路線は地区住民唯一の通学、生活、産業用道路で、起点付近は改良されておりますが、幅員狭小部分が多くあり、通行に支障をきたしております。また、通学等にも危険なため、改良して交通の安全を図るものということでございまして、平成17年度から19年度までの3カ年の事業費は1億5,000万円でございます。うち、国庫支出金が8,250万円、起債が6,410万円、一般財源340万円となっております。

それから③大比から堀田へかかる橋の目的と事業費、財源内訳ということでございます。この市道堀田宮ノ前線は、旧物部村のときに地域振興定住促進を目的としまして、住宅地造成の計画がございました。その住宅地の造成につきましては、残土を利用して少ない経費で造成するように計画をしております。大型トラックの入れるような幅の広い道ということで計画をされております。対岸には、4戸が生活をしてございます。本年度で完成の見込みでございまして、道路、橋、今年度を除きましてですね、道路、橋の総事業費は3億5,965万500円でございます。財源内訳につきましては、交付金1億9,303万円、過疎債が1億5,000万円、一般財源が793万5,050円となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 12番、笹岡議員の4点目、克服すべき課題の4番目、市立大柵診療所に関してのご質問にお答えを申し上げます。

大柵診療所につきましては、旧物部村の歴史の中でさまざまな困難を乗り越え、現在の管理体制に落ちついているものでございます。管理面や職員体制につきましては、問題点もあろうかと存じますが、現体制につきましては、高知県におきましても穏やかな運用との認識をいただいているところでございます。現在の管理体制につきましては、旧物部村の行政や議会を初め、多くの皆さんが無医地区にはしてはいけないとの熱い思いで取り組んでこられた結果でございまして、そのような背景の中での診療所の経営形態であるとともに、地域要求にこたえ、また地域づくりの中へ位置づけられて、村立診療所としてその役割を果たしてきたものと認識しております。しかしながら、これからの香美市における地域づくりを考えます上で、地域医療の核となる本診療所は、地域の住民の医療、介護、福祉を守り、さらにそれらを向上させる大きなかぎを握っており、現在の体制のままで置いておくことが必ずしも最良ではないかもしれません。今後どのように地域医療の核施設として改善を図り、その機能を十分に発揮させていくのかにつきまして、十分に協議を行い検討していきたいと存じます。どうかよろしく願いいたし

ます。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 笹岡議員のゴルフ場からの負担金の見通しの経過についてお答えをいたします。

陳情書を受けた後、再三の土佐山田観光開発株式会社との協議、また同社の実情説明後、土佐山田町議会でも再協定の内容案などを説明させていただきました。その経過をもちまして、平成18年1月27日に土佐山田観光開発株式会社との再協定を締結をしました。協定に基づく内容でございますが、未済、今までの未済負担金総額を債務として計上する。17年度支払い金額の決定、18年度以降の支払い額の決定方法、支払期限の決定などを約款とし、17年度は400万円を納入しました。

また、固定資産税につきましては、関係土地の地目がえなどによりまして評価額の一定の見直しがされ、会社への減額があります。金額については、個人情報に関連する部分だと思いますので、お答えを避けさせていただきます。18年度以降について17年度をベースにしまして経営状況等を考慮しまして、上積み額を決定するよう協議をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

まず、市長におかれましてはありがたいお言葉をいただきましてありがとうございます。ただ、私の質問の中心的なあれは、市長も戦後生まれの方ですので、教育長等はご存じと思いますが、この品川さんが言っている内容自身がですねやっぱりどう受けとめるかということです。やっぱり日米軍事再編成というのは、これは額賀防衛庁長官も言っているように日米安保条約の新たな段階と、こういうことを言っているわけですので、それを何をあらわすかということなわけです。まさに、日本の基軸が変わるといふ辺の動きになってきているということを見なければなりません。それが基軸が変わったら、方向性が180度変わったら、すべてが戦争を勝つため、戦争を進めるためにどうなのかという基準になってくると。価値観が180度変わるわけです、こうなったら。そしたら、国の制度や地方との関係を含めてですね、すべてそれが優先し出すという価値観になるということなわけです。今、もうその一つの、まあ言うたら動きとしてもうあらわれてきてる、これぐらい地方をいじめ、そして弱者いじめ、きのうも障害者の自立支援法の内容も言われましたが、障害者まで大なたをふるってくるような、もうむちゃくちゃな状態が起こってきゆうわけでしょう。ですから、市町村合併もまだ第二幕があるといわれゆうわけです、平成、1,000までと。ですから、もう強引でも国の形、地方の形を変えていくという、そこには何があるかということを見とかないと、これは地方政治を預かる者としては大きく誤ってくる可能性あるし、これから国民保護法等を含めて市民の立場をとるのか、国の言うことに従うのか、大変大きな政治的決断を求められる

事態が発生するのではないのでしょうか。その点を含めましてちょっともうですね、もう一度資料を示しながら、ちょっと考え方を聞きたいわけですが、3枚目、Cという資料を見ていただいたらわかりますが、その⑮番のところに、下の方の右の下、⑮番のところにアメリカを中心とする主な軍事同盟の動向ということで書いてますが、これを見ていただいたらわかるとおり、もう世界の中のアメリカとの軍事同盟といったらもう解体もしくは縮小にいつてるということで、特に注目すべきところはですね、下から3番目にある韓国との関係にあるんです。アジア地域で日本と韓国だけがアメリカとの軍事同盟を結んで、アジア地域では軍事同盟を結んでるのは2つの国だけなわけですが、韓国は、米駐留兵を'08年までに2万5,000に縮小し、基地面積を3分の1にすることですと、合意したということで、基本的にはもう韓国はアメリカ軍に出て行ってもらいたいという方向に動いてるわけです、出て行ってもらいたい。なぜかといえばアメリカがおるがために南北の統一というのはできないわけですね。そして、常に北朝鮮との脅威になっていくわけですので、そういう形に動いてます。しかし、日本の場合は右にあります⑭のところに書いてますが、在日米軍司令部と共同統合運用調整所として自衛隊統合幕僚監部つくって、もう日米の一体で動く方向に、もう既にこういう編成をされていきゆうというのが中身であるわけですし、自衛隊基地のやっぱりあり方も再編が先にやられるということがあるわけです。そして、資料Dを見て、4枚目を見ていただいたらわかりますが、これはミリタリーバランスの関係で世界の軍事費の関係ですが、見ていただいたらわかるように、右の地図のところに金額書いてます。防衛予算の億ドルですが、アメリカ突出してますね。2,706億ドル。そしてロシアが630で日本が538億ドルと。そして、ずっと韓国からずっときて中国がある74億ドルと、ですが、こういう軍事予算の差がある国含めて、が軍事行動を起こす、日米一体となって、どうということになるのか、世界に与える脅威が。だから、これ見ていただいてもですね、それから同時に先ほど言ったミサイル防衛構想から含めて中国を視野に入れてるとこのを紹介しましたが、中国とそしたらそういう軍事行動を起こすことが、本当に日本の未来の方向なのかということなんです。アメリカは、2つの中国路線をとってます。台湾を独立国と見てるんです、中国と台湾は。日本の場合は一つの中国ですね、両方、中国の一つの領土として台湾を見てるわけです。だから、台湾関係を含めて、だからなぜグアムに接するのか、海兵隊を、グアムに。ハワイにある。グアム、ハワイ、そして沖縄、日本というこの一体は中国戦略のために移設を今度するわけですね。そして、そういう配備をするわけですので、私自身のですねここで市長に聞きたい認識は、こういう方向に未来があるのかということと同時に、これが平和に向かっている方向なのかということの現状認識をお聞きしたいわけです。

4番目の点ですが、Bに戻って、2枚目の資料に戻っていただいたら、すいません、ちょっと先ほどの資料で下をちょっと紹介します。下に、4枚目の資料の下に⑰番書いてますが、これ見ていただいたらわかるとおりですね、日本が世界で第2番目のGDP

の国内総生産の国なわけです。

そして、中国が今6位であるわけですが、それから韓国等あるわけですが、こういう国自身が戦争をやることになったらどういう経済的な影響も含めて、軍事行動やることが、緊張感をつくるのが、まさにこれは本当に人間として、人類として理性的な行動が求められることではないでしょうか。この全体的な数字を見ていただいたらわかるとおりですね、世界に大きな打撃を与えることになるのではないのでしょうか。

そして、すいませんBの方に、2枚目の方に見ていただいて、4番目の件ですが、経済財政諮問会議等の小泉さんのやってきたことでは、これも紹介しましたが、この間の庶民には消費税の大増税をやって、大企業、お金持ちには大減税ということで、もともと法人税としては42%やったわけですね。それをどんだんだんだん、毎年毎年というか、段階的に下げてきて、現在では30%まで法人税は下げられました。ですから、法人税を下げたということは、これが地方交付税の財源にも大きな影響をしてきたわけですね。法人税の財源であるわけですので。ですから、結局、地方交付税の特別会計が赤字になっていくと。地方財政計画に、地方が本来交付税として、まあ言うたら交付されんといかんお金の金額、全体の合計金額に対して税収で入ってくる交付税財政のこれが赤字になっていくという形になってくる。庶民には逆に、'89年消費税実施されて、'97年に消費税引き上げがされたわけです。そして、それをちょっとグラフ化したのが⑧の資料です。範疇分類別、それから家計支出の割合の推移ということで書いてますが、上の個人的再生産費用という、家庭でどんだんだんだん生活していくための再生産費用というのは、こういうカーブでどんだん減ってきてしまったわけです。そして、社会的な体裁と言われる部分は、どうしても義務的に要る金というのは出て行きますので、そして、下の税金社会保障費の負担がどんだんふえてると、下から2番目、あるわけです。ですから、今所得が伸びないのに、義務的に要る金がどんだんふえていくというのがこの実態でもわかるわけですし、これが格差社会のですね仕組みとしてつくってきてるわけです。そこで、先ほど市長も言われました⑨のところの資料を説明しておきますと、⑨の資料が3兆円というお金の負担の中身です。国民にこれから定率減税の全廃で起こる1.7兆円のお金が、介護保険や医療保険等の引き上げ、改悪等で乱される金の3年分が3兆円に等しいと。そして、もう一つですね、消費税1%も3兆円になるんです。ですから、この軍事行動を起こす国になるということは、一方で莫大なお金を構えなければやっていけないわけですね。ですから、基軸が変わりだしたら、もうむちゃくちゃな国民への負担を強いることになってくるわけです。右⑩のところを見てもろうたらいいですが、高齢者は金持ちかということでした。これがですね大体高齢者の方々の所得のバランスというか、分布なわけです。右の下の方に書いてます。ですから、ほとんどの方々がやっぱり150万円から200万円、100万円から150万円のところにおるわけですし、ここに今大なたを振るってきてるのが政府の今の状況ではないでしょうか。そういう含めてですね、ぜひちょっと市長にも考えていただきたいのは、小

泉さんのやってきてるといのは、国の赤字というか、借金があるからどうこうじゃないわけです。借金があるやったら、この3兆円なんかやめなければなりませんわね、本来は。ところが、そうやなしに、借金をつくった原因さえも明らかにしない中で、本当にこういう国民に犠牲を強いら、新たなですねむだ遣いに乗り込もうとしているわけですので、この点についてもう一度小泉政権の本質についての、やっぱり中身をしっかりとらえる必要があるんじゃないかと思います。これは本来、これまでの自民党政治のやってきた、やっぱりお金の取り方、使い方を極端にゆがめてきたのが、この5年間の中身ではなかったかと思うわけです。本来、お金の取り方、使い方といったら、税の公平さというのは民主主義の入口の問題ですわね。それを大きくゆがめてきたのが、小泉さんの中身ではなかったかと思います。そして、それを都市部と地方と対立させ、地方との関係でもゆがめてきたと思います。

そこで、2番目の大きな柱の辺でちょっとお聞きします。2番目の大きな柱の問題ですが、私は市政をやる場合に、市長自身も言われました市民に信頼されてですね、お金の使い方含めて、多分暮らしと営業を応援するという形で強めていただけたということに思うわけですが、ただここでぜひ研究と議論をしていただきたいのは、市政においても二極化が生まれるということなんです。こういう時代になった場合、だから、街中と周辺部との関係での格差が生まれる。ですから、機械的平等論ではいけないということなんです。なぜかといえば、同じ香美市であっても、同じサービスは均等じゃないんです。なぜかというたら文化センターつくったとしても、文化センター使うためには、山の山間地におる方々、高い車代を払ってですね出てこなければ利用できない。同じ施設があったとしても利用できるには格差があるわけですね。ですから、そのために市の中でもやっぱり市民との合意形成をして、やっぱりそのお金のバランスの使い方をやっぱりデカップリングや山間地直接支払いのあるように、利便性の悪いところとのどうやっぱりそのコミュニケーションというか、一体性を持っているかということでは、機械的平等論ではいけないということなんです。その辺のやっぱりまちづくりのですね合意形成を今やる必要があるんじゃないかと。それをやらなければですね、全部確認する。だから、中心部におる方も田舎にも、中心部はまた中心部でいろんな悩みがあるわけですね。ですから、そこに山間過疎地に住む方々と、中心部に住む方とのやっぱり対立関係を生まみ出さないような工夫と手だてが要るのではないかと。そのためには、やっぱりその辺の議論をしっかりとするというですね、やっぱり市民合意形成の手だてがまちづくりには絶対必要になってくる。そうしないと、合併の弊害が大きなひずみとしてあらわれることがあるわけですので、お金の使い方を本当に、香美市でも経済的な、一定安定して方々やなしに、本当にね暮らしや営業を応援しなければならぬところに、ちゃんとしたお金を使うと。同時にそのやっぱりバランス性を考えるというのが、まちづくりに大変重要じゃないかと考えます。その点での見解を求めるものです。

3番目の問題です。市長も基本的人権ということですが、やっぱり教育長とは何回も

論戦の中で、どうしてもこの点がですね人権といったらもう7つという、もう人権侵害事件というそれになってるわけよ。教科書等も書いているように、日本国憲法も市民革命に見られた考え方を受け継いで、人が生まれながらにして持つ権利、これを基本的人権として保障してるということです。生まれながらに、人としての保障ですので、それはですねやっぱりどう言うかな、人権侵害という狭い枠じゃないわけですね。その辺をちゃんととらえて国家や社会的強者がやっぱり国民や弱者に対して守る権利をちゃんと認識するということが大事ですので、市長を含め教育長にもこの点についてお願いしたいと思います。確かにきのうの教育長の答弁ですばらしい答弁をしていただきました。教育長の理念として教育理念、教育基本法の理念として、未来を開く平和の希求をする人間育成が教育の原点やと、そういう人間をつくるのが人間形成ということで、まさにそのとおりなわけですね。教育長のそういう、やっぱり大変見識の高い内容、平和であってこそその教育ですので、その辺では基本的人権についてもですねもう一度この点についてのお考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、第4の関係で、財政課長が言われたものですが、算定替えがやっているメリットという言い方をすると、なかなかおもしろいなと思いました。合併しなくっても算定替え、同じような旧町村で計算があるわけですので、合計金額は同じなわけですので、なぜそれが算定替えがあるかという、問題はスケールメリットという大きゅうなった中で歳出削減をどうするかというのが、メリットであってですね、ただ、私たちも言ってましたが合併しなくても、その財政効率をやるための共同事務というのは可能であるという判断もしてましたが、土佐市は、同じですけど、今30何億円の基金ためてますね、知ってますでしょうか。ですから、土佐市の財政状況をぜひ調べてください。30数億円の基金をためてますので、財政健全化計画をつくってですね、ぜひそれは知っていらっしゃたら、ぜひ答えていただいて、そういうコンパクトだからこそやっぱりちゃんとむだなところは省いて、本当に絞り込んで必要なところにお金を使うということをやったら、ああいう状態の中でもちゃんと基金を積み立て、健全財政をやるということが出来るわけですので、それは大きくなればええんじゃないしに、問題はやっぱりその辺の運営のあり方であるわけです。ですから、そこはぜひ見なければなりません。

そこで、ちょっと答弁が抜かってというか、一般財源の確保の観点はやると言ったんじゃないんですかね、この前、大石議員の答弁で。ですから、難しいやなしに、一財のですね、まあ言うたらシミュレーションはやるべきやないかと思います。その辺の見通しはいつになるのかお聞かせ願いたいと思います。

あと、日ノ御子線は、これは申しわけございません。西又河野線というて、あっこまで河野とは思いませんでしたので、わかりましたら、これお願いします。日ノ御子の公園の方に入って行く、あるいはそこを拡幅工事をしているということで林道らしいですね、林道ということで、それがわかれば。そしたら支所長の方をお願いします。目的とですねあれを。なかなかまだ路線とあれがまだインプットされてませんので申しわけご

ございません。

それから、大比、堀田の関係の橋の関係についてはですね、これは住宅造成ということで、今後そういう計画も含めてやるのか。その辺の計画等をお願いします。

診療所問題について私ちょっとお医者さんの所得等の金額は取り消させていただいて、実態に合わない多額という表現にかえさせていただきたいと思います。そして、ちょっとこの中で健康づくり推進課の課長、岡本さんの方から答弁がありました。管理面でどうなのかというのはどうでしょう。公の施設です。管理が、まあ言うたら市の職員がだれもおられませんわね。置いてないでしょう。公の施設の管理についてはどうなのかという点が一つと、薬剤師と医療体制はどうなっているかについての答弁がなかったわけですが、その辺はどうなるのでしょうか。やっぱり香美市の市立の大柵診療所となったわけですので、やっぱり確かにこれまでの延長線の一定の経過はあるとしても、やっぱり市は市としてのやっぱり医療行為をしてるわけですので、責任ある体制をとってやらなかった場合、その事故が起こった場合の責任はだれが持つかという問題。ですから、そこがですねやっぱりこれまでの延長線との関係ではいけない部分に出てくるんじゃないかと思うわけですので、その点についてお聞きしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 笹岡議員の2回目のご質問にお答えをします。

何点かこれから市政を運営をしていく上でのご教授をいただきました。これから市政に携る者として、先ほどいただきました言葉を旨としてやっていかなければならないというふうに思っております。特に、さまざまな情勢の中で国の基軸が変わっていったおる、そういうふうなご指摘の中でもやはり市民の立場に立って行政をするということは当然私の使命であり、責務であるというふうに感じております。また、本当にこの国が平和に向かっている方向なのかというふうな、この品川さん等のお話を聞く中での、お話であったわけでありますが、やはり国は国民の平和と福祉を守る義務を持っているわけでありますので、そのことについては国としての責任を果たしていただけるものと、そう信じております。

小泉政権の本質につきましては、これは笹岡議員とは交わるところもないかもしれませんが、一定小泉政権で果たしてきたことも、やはり今の時代を受けてのことであろうというふうに認識をいたしております。また、これから先、この香美市の中でも特にこの平野部と過疎地域とのバランスのとれた行政、それを進めることは大変大事なことであります。特に、まちづくりを進める上でも大事でありますので、そうしたことにも心を砕いてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 笹岡議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

私は、小学校4年のときに終戦になりました。ずっと山田に住んでおりましたので、直接空襲は受けませんでした。佐岡空襲や高知空襲も身近で感じておりました。そして、教員になりまして、戦後ずっと平和教育を子どもたちに教えてまいりました。その中で、どうして戦争に向かって世の中が進むのか。平和を維持するにはどうしたらいいかというようなことを教員として考え、子どもたちと学習する中で集団になることを縛る、そして報道の自由を認めないが何よりも学校で子どもたちに教育をすることが戦争に向かうのか、平和に向かうのかの中心になるというようなことを考えて教育をしてまいりました。この議会を通じましても、かつて、そういった自分の考えのもとに一緒に勉強をしてきた当時の子どもが立派に成長しまして活躍している姿を数名見まして、大変うれしく思いますし、まっすぐその子ども時代の顔が浮かんでまいるわけですが、こういったことができますのも、やはり戦後60数年、平和が続いてきたからであると平和のよろこびを今もかみしめるわけでございます。議員さんがおっしゃいましたように、生まれながらにして持っている人としての権利は、生きる権利、自由の権利は守っていかねばならないと思います。議員さんにもいろんなことをご指導いただきましたことを感謝しております。そういう教育が人間をつくる中で、大変重要な位置を占めておるということで、今、世の中がどっち向いているかというようなことは、私には十分なこともわかりませんし、申し上げる立場でもありませんが、本当に自分自身として、何か教育長をしていることが恐ろしくなるといいますか、不安になるというか、そういうときもないではございません。笹岡議員さんにもご指導いただきましたこと、本当に感謝しております。人間としてどう生きるべきか、平和を求めてどういうように教育に携わっていくかということは、きちんと自分の中で日々考えながらこれからも進んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 笹岡議員さんの2回目のご質問にお答えします。

まず、土佐市が財政調整基金を30億円も積み立てているということにつきましては、全く知りませんでした。教えていただきましてありがとうございます。合併の算定替えが全然新市のメリットではないというふうにおっしゃっておられましたけれども、そうではないと考えております。財布が一つになることによりまして、財政規模が大きくなる。そして、その算定替えもそれに伴ってもらおうと。しかし、同時にですね規模が大きくなることによって事務費経費の削減、合理化、こういうものが進めることができると、そうすることによってその算定替えを生かすことができる。ここにメリットがあると。こういうふうに言いたかったわけですが、そう伝わってなかったということで、非常に舌足らずであったと思います。

それと、一般財源の見通しでありますけれども、一般財源の見通しにつきましては、大石議員さんにもお答えしましたが、5年ぐらいいを目途にしまして、この秋にはですねあらかたの見通しをつくりたいというふうと考えております。また、その見通しを生か



した形で、振興計画にも使っていただければというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 香北支所長、二宮明男君。

○香北支所長（二宮明男君） 笹岡議員さんの2回目のご質問の克服すべき課題の2点目、林道西又河野線につきましてお答えを申し上げます。

本議会では登壇はないと思っておりましたので、急遽でございまして心構えもできなくてどきどきしておりますが、十分なお答えができないと思われまますがご容赦をお願いいたします。林道西又河野線の拡幅工事の必要性、目的につきましては、幹線林道であり、また沿線集落の生活道でもあること、沿線には森林施業モデル地区、また日ノ御子河川公園、キャンプ場等があり、県内外より多くの観光客の方がおいでになっており、特に夏場につきましては、3.6メートルと狭小な幅員のため、たびたび通行車両の行き違いが生じ、支障をきたしております。このため、当路線で最も通行量の多い起点よりキャンプ場までの区間500メートルを幅員5メートルで整備し、交通の円滑化を図るとともに、通行車両の安全を確保するための工事でございます。なお、総事業費につきましては、現在のところ2億9,500万円でございます、財源内訳は過疎債が2億9,170万円でございます、残りが一般財源でございます。この工事につきましては18年度中に完了予定でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 笹岡議員、2回目のご質問にお答えをいたします。

大栃診療所へのご質問でございます。管理面につきまして、事務長の配置についてのご質問でございますけれど、今まで物部村の中でこのことについて議論をされたことはなかったとおうかがいしておりますし、県についてその面での指導、そういったものもなかったと聞いております。

次に、薬剤師の配置についてどうなのかということでございますけれど、薬剤師の配置につきましては、医療法上では病院は必ず置かなければならないとなっておりますけれど、診療所につきましては、医師3人体制の場合は1人置かなければならないことになっておまして、大栃診療所の場合、医師2人体制なので置かなくても問題はないということでございます。

それから、事故があった場合の責任問題についてのご質問でございますけれど、ケースによるかと存じますが、基本的には市の施設での事故につきましては市の責任になるかと存じます。管理、責任の問題も含めて今後検討をしていきたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 笹岡議員さんの住宅計画の件につきましてお答えを申

上げます。

堀田の造成地につきましては、17年度をもって道路計画は終了いたしました。今後につきましては、残土等の土砂を入れ、造成を図り、地盤が安定すれば9ないし10戸の土地が確保できるものと思います。そうした点で、今後市営住宅的なものを建てるのか、また分譲住宅にするのか、建物を建て、それを売るのか、また土地を分譲するかについては、今後協議をしていく所存でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 教育長、ぜひお体に気をつけて頑張ってください。まだお別れではございませんので、まだ9月までしわくおりますので、よろしくお願いいたします。

市長におかれましては、小泉政権に対する評価はいろいろな角度はあるかもしれませんが、ただですね、よく見ておかなければならないのは、やっぱり地方に対して極めて大きななたをふるってきているということですので、分権と言いながら、実際は中央集権を強めていく形に動き、財源は移譲しないということになりますので、市長におかれましては、これから本当に合併、そしてこういう新市をまちづくりということでは、これからの任期4年間を苦勞されると思います。ぜひそういう意味では先ほどお体にも気をつけてまして、ただ、言ったように住民合意形成の中で進めなければならない部分がたくさんあると。その中でやっぱり一番のものの考え方は、やっぱり二極化が今どんどん対立関係に持ち込まれてきてますので、やっぱり中心部と周辺部との関係を含めたお金の取り方、使い方の公平という意味の考え方の市民合意形成というのを絶対やらないと、また大きなやっぱり行き詰まりになる原因になるんじゃないかと思いますので、その辺ではぜひ頑張っていたきたいなと思います。そして、市長自身も言われました。県選出の国会議員の方には責任を持ってもらいたいと言われましたし、企画課長もまちづくりの総合計画を丸投げせず、政策策定に対するノウハウを含めて自力をつけると。まさにこれがですね今市長、そして課の幹部の姿勢として必要ではないでしょうか。やっぱり国に対してしっかり物を言い、そして上げると同時に、自分たちでその言える自力をつけるという、この2つの視点を持ってぜひ努力していただきたいなと思います。

日本の政治で、これぐらいゆがめられてきた原因には、選挙制度を変えられた面があります。全国300小選挙区で刻まれましたので、300の小選挙区で通る方々すべて1人勝ち組の方ばかりです。人口25万から30万のところは一選挙区で、300に刻まれています。法律をつくる480の衆議院のうちの300がこの小選挙区で決まってしまうと。高知県においても高知市の半分の1区、それから高知市の南と東で2区、西が3区という本当に市会議員より狭いところで国会議員が1人決まり、高知県の半分のところで1人が決まるとかいうむちゃくちゃな選挙制度で法律をつくる衆議院が勝ち組ばかりの、そして人口で議席をそういう形で分けますので、都市部中心の議員をやっぴり余計になってしまうという仕組みになってしまいました。ですから、もう一つの大

きなひずみが政党助成金です。少々政党が国民の方向を向かなかつても自分たちの政党の取り分は、全部税金によって賄ってくれるという仕組みをつくりましたので、もう住民の声が届かなくなったと。ですから、まさに強権政治を強めることになるわけです。そこでもう一つ起こってるのが自民党の政党としての権限になってます。さきにも紹介しましたが、県会議員の公認だけやなしに、今回報道されてますが市町村議の公認等を含めた内容まで中央が一括統制していくという方針が出たらしいです。新聞報道ありましたが、そういうことになれば、党内民主主義はなくなり、何か本当に今国の動向の大きな基軸が変わる方向に政権政党も何か大きく変わりつつあるんじゃないかという危惧を持っています。ぜひ党内民主主義も発揮されてですね、自民党が間違ったところは間違ったと言えるブレーキを踏んでくれる勢力を求めているわけです。ぜひそういう意味では、ある首長がこう言っています。小泉改革について誘って抱かれて泣かせて捨ててという、知事が言いましたが、小泉政権に期待したもののですね、しまいには捨てられようということを行っています。そうならないためにも、今本当に地方の方々がしっかりとした視点と手だてを打っていかなければ、やっぱり末端行政ですので、市長を含めて職員は住民との本当に摩擦とストレスを持たされる結果になっていくと思います。これがやっぱり県と違うところのやっぱり末端行政の厳しさと思うわけですので、あります。私もこの間県を調べました。県の最高予算が6,200億円でした。ところが現在4,300億円まで2,000億円も減ってるんです。ですから、今三位一体の改革というので、交付税の激減というのは、県に大きななたを振られてます。ですから、国の補助金やるのにしても県にお金がないわけですので、裏打ちする金ないわけで、事業できない。ですから、今本当に高知県の田舎を守るためには、しっかりとした自治意識を持って頑張ってくださいますことをこころより念じまして、門脇町長、本当に長いことお世話になりましたが、まだ、門脇市長、すいません、長いことお世話になりましたが、まだ9月まではしわくおりますので、今後ともいい議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） 笹岡議員のご指摘、ありがとうございました。小泉政権につきましては、確かに地方にとっては痛みの伴う改革が多かったわけでありまして、そうしたことにきちっと反論をでき、そして力強い地方行政、そうしたものをつくり出していかなければならないというふうに思っております。笹岡議員におかれましても、ぜひ一つの政党にこだわることなく、ぜひ住民こそ主人公の立場で志す政治の中でどうぞ頑張ってくださいたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 1時まで昼食のため休憩します。

（午前 11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

35番、中澤愛水君。

○35番（中澤愛水君） 35番、中澤です。今議会、最後26番目と、本来なら27番目になる予定でありましたけれども、1名の方が取り下げおるといふことで26番、かつてない人数の中で多岐にわたる質問が同僚議員から出されました。初めての議会で門脇市長ほか執行部の方々には大変お疲れのことと思いますけれども、最後1名の議員の一般質問といふことでご容赦をいただいて暫時の時間質問をさせていただきたいと思ひます。

私は、一応わかりやすい通告と、非常に簡潔に書いた通告をしてござひます。私のポリシーとして余り通告を詳細に書いておひますと、大体今までの一般質問は最後の方といふことで、13名やるとき12番目になったり13番目にしたことが、私の議員生活の中で大半でありましたので、余り詳しく書きますと、先にやられる方に一応引用せられまして、骨だけしか残らないといふことでありまして、できるだけ簡潔に書いてありますので、詳細な答弁をお願いをしたいと思ひます。それで、重複するところもあろうかと思ひますけれども、大とりといふことでご容赦をいただきまして、重複を余り気にせず総括のつもりで一般質問をさせていただきますので、その点もご容赦をお願いをいたしまして、通告に従ひまして一般質問を行います。

私は、まず行政の問題とまちづくり、そして建設都計の問題、産業振興の問題の4点につき通告をいたしておひます。初日のときに通告文書を見せていただきましたら、落丁がござひまして、非常に簡単な通告のことになっておひましたが、落丁を補正をいただきましたが、まだ2点だけミスプリがござひますので、訂正をお願いをしたいと思ひます。行政の欄の5点目の2行目の最後に、「適用運用」となっておりますけれども、私のパソコンの原稿では「適正運用」ということになっておひますので「用」、用いるというのを「正しい」という字にご訂正をいただきたいと思ひます。それから、まちづくりの5点目の最後の方に、「事の」という字が入っておりますが、これは必要ござひませんのでお取りをいただき、「市民づくりの施策を問う」ということに文章を訂正をさせていただいた上で質問に入りたいと思ひます。

それでは、行政で、まず第1点目、合併後の香美市においても行財政改革は最重要課題である。行財政改革の重点項目としての具体的重点項目取り組みの姿勢について質問をいたします。具体的対応取り組みは、助役が選任されてからとのことではありますが、市長並びに総務課長にお伺いをいたします。国と地方自治体の関係を上下主従から対等協力へ転換する地方分権一括法が施行され、分権は実行段階へ入って数年が経過をしました。国、県の権限移譲や関与の縮小により、市町村は政策や条例を独自で立案制定し、地域の課題を自力で克服していくという政治形態へ大きく変わってまいりました。そこで、今までの陳情、国、県への依存型行政から転換し、自己決定と自己責任が自治体住

民に強く求められていることはご案内のとおりであります。安定した自治体運営のためには行財政の大幅な見直しと改革の実行、分権時代に対応できる自治体改革、財政構造改革が不可欠であると考えます。国連経済社会局の世界高齢者人口統計によると、2050年には世界の人口の21%に当たる19億6,300万人が60歳以上になるとの予測を示しております。我が国においては、2050年には60歳以上の人口は4,630万人と推定されております。また、65歳以上の高齢者1人に対する15歳から64歳までの生産年齢人口は、現在の3.72人から2050年には1.40人に激減すると指摘をしております。我が国でも時代の変遷と国の財政悪化により、財政構造改革が進められており、地方交付税などの総額抑制など、厳しさが一段と増し、地方の実情を無視した全国一律の改革が断行されています。香美市の18年度の一般会計当初予算案では、歳入歳出予算総額が147億3,669万4,000円、市の歳入の根幹をなす市税は21億7,535万4,000円で、歳入不足を補うため、財政調整基金繰入金が8億4,809万7,000円が計上されております。景気回復の目途は依然立たず、税収や地方交付税など、自治体収入の先細りが懸念される中、自治体は一層の合理化が努力が求められており、今後とも一段と予算編成の厳しさが増しております。産業基盤の強化、確立や定住人口の増加など、歳入増加への地道な政策努力を積極的に展開することはもちろんであるが、さらに市民からは特別職、議員歳費や給与、ボーナスのカット、昇給の見直しや職員数の削減等の人件費抑制、さらにはサービス行政の見直しも含めた聖域なき歳出の見直しが不可欠であるとの声も聞かれております。地方分権、市町村合併と地方自治体の基盤の変革とともに、自治体を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。加えて、住民の目や地方自治体へのニーズも大きく変化しつつある自治体としての生き残りのためには、住民との情報の共有と協働、総合的な行財政改革、行政全体の視点に立ち、偏りのないバランスのとれた真の改革が迫られております。香美市においても執行部、議会がそれぞれの立場から連携しながら、行財政改革への取り組みが進められております。しかし、部署によっては、それらの意識と改革への取り組み姿勢や進度に大きな温度差があるともお聞きをいたします。これらの課題も含めて、抜本的対応についてお尋ねをいたします。

香美市の合併協議の段階での想定人口から、現在3万を割り込み、かつますます高齢化も進んでいる。合併後の香美市の市政を維持し、健全な発展と住民の福祉の向上と住民サービスの維持向上を図るためにも、行財政改革は市政の重要な課題と位置づけられるものであります。旧土佐山田町では昭和61年3月に第1次行政改革大綱を、平成8年2月には第2次行政改革大綱を策定し、一定の成果を上げてきました。さらに平成13年3月に策定の第3次行政改革大綱においては、土佐山田町が目指す行政改革として単に目先の行政のスリム化に終始することなく、町民ニーズにこたえうる簡素でかつ創造的な行財政運営を、さらには町民参加による開かれたまちづくりに主眼を置き、一歩進んだ土佐山田町を目指すとしながら、その重点項目として、1、事務事業の見直し、

2点目に組織機構の充実強化、3点目に、民間委託の推進、4点目に職員の意識改革と職場の活性化、5点目に情報化の推進、6点目として定員管理と給与の適正化、7点目には自主財源の確保、8点目、町民参加による開かれた町政の推進、9点目として広域行政の推進を掲げておりました。香美市における行財政改革への取り組み課題と重点項目は何か、また行財政改革の重点項目への具体的な対応策と取り組み姿勢、さらに限られた財源の中でいかに効率的な行政運営ができるのかという命題にこたえるためにも、どのような実施計画を立てていくか、現時点での計画策定に対する基本的取り組み姿勢への考えをお聞きしておきます。助役ができてから本格的であろうかと思えますけれども、助役がいなければできないという話ではございませんので、市長、総務課長のお考えをお聞きをしておきます。

2点目には、香美市が合併して3カ月目を向かえたが、合併後の市民からの声と問題点を行政はどのようにとらえて受けとめているか、また市民からの声の聴取方法、住民参加の方策について質問をいたします。地方分権一括法の施行により、地方の時代と言われる現在、通達や実例による行政運営から、自己決定、自己責任の行政スタイルへの転換、国による指導、監視から、行政課程の公開、説明責任の履行、住民参加型行政と住民監視による住民監視システムへの改革が求められております。従来の行政裁量の見直しとともに、民主的自治体運営と、その手法の確立も重要となってまいります。最近、政府は自己責任や痛みを強要、強調して一方的に負担を押しつける構造改革を推進する法制度改革を進めており、日本国憲法が国民主権、平和主義、基本的人権の保障と並んで、明治憲法にはなかった新たに保障した地方自治も現在危機的状況を迎えています。地方交付税の削減、三位一体の改革、強制的な市町村合併、これはまあ異論があろうかと思えますけれども、私はこういうふうに、香美市では該当いたしませんけれども、全国的、一般的に言いますと国主導で行われたということで、ここでこういうふうに用いております。香美市には合致した問題でありませぬので、その点はそういうふうに説明をしていただきたいと思います。いわゆる「西尾私案」や第27次地方制度調査会の中間報告においては、国が自治体の存在や地方自治の内容をあたかも自由に決定できるかのごとき憲法を全く無視した論議が平然とまかり通ってきました。しかし、地方に住む我々は、このような現実を直視し、憲法の保障する住民自治を堅持し、発展させるためには公正と公開、行政の透明性確保や住民参加のあり方についての考察が一段と重要となってまいります。住民参加は、住民自治の中核をなすものであるが、従来の住民参加制度については、さまざまな問題点が指摘され、その形骸化が批判されることが少なくなかった。近年、これらの問題点を克服しようとして、新しい住民参加制度で導入され、または従来の参加制度運用に改革が加えられてきております。日本国憲法が保障する地方自治を実現し、住民自治の前進と発展のためには、自治体行政の実態的公共性を踏まえた上で、手続き的公共性を確保するために、積極的な情報の公開とともに、住民参加制度のあり方、自治体や住民の活動の現状や、具体的な政策を含めて自治体の現実態の

考察が必要であると考えます。香美市において住民参加をいかに位置づけ、今後どのように施策に生かしていくかお尋ねをいたします。

また、合併後、特に旧香北町、物部村の市民、現在は物部町でありますけれども、市民は不安や不便も多いと思われまして、当初聞かれた中心から遠い地域は切り捨てられるのではないかと不安の声を払拭し、調和のある香美市の発展と融和と協調をいかに図るか。合併してよかったと市民から共感の得られる施策をどのように考えているのかお聞きをいたします。また、合併により生ずる市民の不安に対し、日常市民に接する職員の対応姿勢や、心優しい気配りも不安、不便の解消に重要な一要素と考えられます。市民の声ではありますが、支所に手続きに行くと、「その事務は支所ではできない。本庁へ行くように」と言われて、本庁に行ったが、職員の対応が不十分で不親切であったとの声も聞かれます。職員研修と資質の向上、職員教育へどのように取り組んでいくのかお聞きをいたします。これは全員の職員ではありません。立派な職員がたくさんおりますけれども、一部の職員であったと思います。たまたまお会いになった職員の対応が問題になったと思いますので、その点もお断りをしておきます。自治体の究極の目的は、住民の福祉の増進であり、地方自治法はその手段となる事務事業の執行については最小の経費で最大の効果を上げるものであるべきこと。また、組織及び運営の合理化に努めなければならないことを定めております。しかし、国の三位一体の改革や、長引く不況の影響で地方自治体を取り巻く環境が一段と厳しさをます中、地方自治体を取り巻く社会情勢の変化に機動的に対応しなければならないにもかかわらず、公務員の事務執行能力、実務体制が落ちてきているように思われます。適正な行政の執行、住民サービスの向上が喫緊の課題であります。地方公務員法には、すべて職員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定をしております。香美市においても新採教育の充実を図るとともに、必要に応じて随時一般教育、特別教育、派遣教育、職場研修、自主研修を行うなど、職員の資質の向上への積極的な取り組みが求められます。地方公務員法39条には、第1項で職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならない。第2項では、前項の研修は任命権者が行うものとする規定をしております。この規定と、香美市人材育成基本方針に基づいて、香美市職員研修規程が定められております。そして、香美市職員研修規程によりますと、研修は職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上と職務を民主的かつ能率的に運営する公務員意識の高揚を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを基本方針とするとして、一般研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修等を予定しております。

そこでお尋ねをいたします。香美市ではどのような職員教育を定期的、随時的に実施していくのか。また、実務能力、事務執行能力、会計事務処理能力、技術技能を高めるための職員教育を行う上での問題点は何か。その取り組みの実態と課題もお伺いをいたします。

続きまして、機構改革の問題につきまして質問を行います。

機構改革、課等再編の課題と見直し、特にコンプライアンス行政の確保、法務部門の強化拡充、行政財産・備品管理部門の強化、監査事務局の充実強化について質問をいたします。合併による機構改革、課等の再編がなされ、体制整備と人事の刷新が行われ、時代的要請に伴う各部署の充実強化が図られております。その事務の執行、事業の進捗状況については、常に検証しながら住民福祉の実現と行政サービスの向上のための評価が必要であります。地方分権が進められる中での行政活動は、情報の公開、情報提供により、住民とともに行政情報を共有しながら、住民参加と協働による行政の推進と実現が重要であります。合併後、余り日時がたっていないが中間的に総括しておきたいと考えます。今回の合併による課等の再編と人事に伴う評価はどうか。課等の再編は、初期の目的を十分満たすことができつつあるのか。また、人事については、いつの時代でもみんなが納得し、完全で高い評価を、合意を得ることは難しいと言われております。その実務に当たっては、地方自治法、香美市条例、規則、規程に照らし、法令順守にも十分意を配し、慎重に取り組むとともに、職員の労力がそのポストで十分発揮できるよう気配りも必要であります。反省点もあろうと考えるが、現段階における現状認識と課題をどのようにとらえているか。合併後約3カ月目を迎えた今の時点での評価と分析、並びに課題につきお伺いをいたします。行政の執行は、予算と法律に基づいて公益を実現するものでなければなりません。日々の業務でも、法務部門の充実強化が指摘されておりますが、体制強化の実態はどうかお伺いをいたします。また、行政財産・備品の管理は重要でありながら、その取り組みが不十分でありましたが、備品や財産台帳の整備に積極的に取り組むための行政財産・備品管理部門の強化と、その実態と進捗状況についてもお伺いをいたします。

続きまして、監査事務局には、今回専属職員が1名配置されましたが、香南市では、選任の監査事務局長と3名の職員が配置されているとお聞きをいたします。香美市においては、監査事務局の充実強化につき課題が残されていると考えますが、今後事務局体制の充実強化を図る考えはないかお伺いをいたします。

次に、行政におけるコンプライアンスの確保について質問をいたします。最近、高知県の特定期業者による不祥事と、幾つかの自治体における事件が報道されておりますが、これらの不祥事の行政に与える影響は、市民の信頼失墜と経済的損失など、はかり知れないものがあります。行政のチェック制度としては、議会、監査委員、オンブズマン、行政監査、外部監査の導入等が考えられます。しかし、現在、地方公務員の業務は多岐にわたり、多様化、複雑化が進んでいるとともに、行財政改革の進捗により職員一人一人が処理する事務量は次第に増加してきております。これにより、新たな業務に対する既存のチェックシステムの機能が低下したり、どの制度を用いても、人員や調査能力などの執行リソースの面で限界があります。他方で、最近地方分権の進む中で住民に新たな義務と負担が一層求められてきており、行政の透明性、公平性と、行政の法律的執行



につき、住民の監視意識も一段と強まっております。そこで、限られた予算の中で地域住民の信頼を確保し、自治行政に理解と協力を得ながら、円滑な行政を行っていくためには、公務員倫理の確立が必要不可欠であり、そのためにも職員一人一人が全体の奉仕者であることを再度自覚し、職務執行に努めることが必要であることは申すまでもありません。

そこで、お尋ねをいたします。本市にとっても透明で公正で信頼を確保することのできる行政の運営の法令順守、コンプライアンス行政が必要と考えるが、所見をお伺いをいたします。

続きまして、4点目の住民基本台帳、住基ネットのその後の状況と課題と対処策について質問をいたします。個人情報保護法の施行により、一段とプライバシー保護の意識の高まりが見られます。住民基本台帳法に基づく閲覧制度の現状と運用状況はどうか。また、住民基本台帳ネットワークについて、きょうまでの運用上の実態と課題はどうか。さらに住民のプライバシー保護、セキュリティにおける問題点とその運用策をお聞きをいたします。

5点目、地方分権下での行政についてお聞きをいたします。公正で透明性のある自治と参加の保障された行政運営、民主的統制が求められるが、香美市の課題と運営手法の現状と対応策につき質問をいたします。地方自治法の制定から59年が経過した今日、地方行政を取り巻く環境はこれまでとは全く違った動きが生じております。それは今まで国が地方交付税や国庫補助金、補助負担金によって地方自治体を財政的にコントロールしてきた中央集権的自治からの脱皮であり、地方問題への転換との位置づけも可能であります。地方分権一括法と分権改革、その受け皿づくりとしての市町村合併の推進、国から地方への権限の移譲、規制緩和や機関委任事務の廃止などめまぐるしい動きが見られます。しかるに、近時強行されている国主導の地方分権改革、特に地方の実情を無視した全国一律の規制緩和と三位一体の改革は、地方の自主性と個性ある自治体の発展を阻害するとともに、大きな影を落としつつあります。ややもすると、これらの改革には真の意味での住民自治の視点が欠けており、憲法に掲げられている地方自治の本旨に基づく地方公共団体の自治権の確立と展開には、いまだ多くの課題を抱えております。過度の改革への盲従は、個性ある地域社会、人間の共生の場の喪失にもつながりかねません。たとえ機関委任事務が廃止されたとしても、財政を通じた国から地方へのコントロールが可能であるならば、国と地方の関係は依然として上下主従の関係が存続をいたします。その意味で、地方財政度が地方の自主性を裏づけるものとして、きちんと整備されなければなりません。近年の地方自治の変遷は、従来の中核集権的行政指導、通達行政の手法では、過去の経験から言っても社会の変化に伴う多様化した住民ニーズと行政課題に十分対応することは困難であります。行政課程を公開して、住民などの参加を求めるための行政手続き、住民参加の法理の整備が重要となります。行政の適切な説明責任の履行、行政情報の共有と公正で民主的な手続きが住民に保障されなければなりません。

せん。行政手続法、情報公開法の制定、地方自治法の改正は、その手続き的正義の保障を支援するための一つの方策としても義務づけられるものであります。行政の透明性の確保と、民主的統制実現への幾つかの手法と、公務員法、公務員倫理規定、服務規程、条例等の遵守と、その実践は住民のための公正な自治体運営にとって喫緊の課題であります。香美市の行政運営の課題と、運営手法の現況と対応策につきお伺いをいたします。

続きまして、まちづくりにつきまして質問を行います。

まず、まちづくりの第1点目、学園都市構想への取り組みについて質問をいたします。工科大学も開学以後大学院も併設され、多くの学生が学び、大学の貴重な歴史を刻みつつ、有為の人材を社会に送り出し、だんだんと大学の名声を高めつつあります。今、まさに工科大を中心に香美市には人、時、場所の三拍子の発展の可能性がそろった感がいたします。長年にわたって築き上げられてきた歴史と伝統と文化、災害に強く天恵の地の利を生かし、産業振興や雇用確保、さらには工業団地への企業誘致、人口定住への期待を含めて、千載一遇のチャンスとして積極的にとらえ、行動を起こすべきではなからうかと思えます。今後のまちづくりのためには、物部川流域の広大な香美市の土地と豊富な山林資源、水資源を産学官の共同研究の素材として、また、地域内の独創的なテーマとして積極的に活用しながら、香美市の飛躍発展のために学園都市構想、研究都市構想によるまちづくり考えてはどうか。また、これらの物的、人的資源を最大限に有効に活用し、他の市町村がまねすることのできない、特色ある全国に発信できるまちづくりに積極的に取り組む考えはないか、将来的展望と課題と構想につきご所見をお伺いをいたします。

まちづくりの2点目、工科大学の香美市での位置づけと産学官の連携の経過と課題について質問をいたします。その後、工科大の連携軸の模索も進められているともお聞きをしますし、積極的な取り組みと施策の展開が図られていることをご期待をいたしまして、質問をいたします。538平方キロメートルの面積を有する香美市にとって、広大な山地と豊富な山林資源、水資源の活用と積極的な産業の振興策が大きな課題となってまいります。工科大学、林業総合センターや高知大学農学部、さらには県工業試験場、工業団地等関係機関、関連施策との連携のもとで、森林・林業・林産業の活性化と、地域振興のための研究と積極的な施策の展開、町おこしを図るべきと考えるが所見をお伺いいたします。

また、産学官の研究開発拠点として独立行政法人科学技術振興機構が四国内で唯一工科大学内に設置した「研究成果活用プラザ・サテライト高知」のその後の活動状況はどうか。このサテライト高知の活動範囲は、四国4県が対象で、工科大の研究棟に入所し、平成17年10月から本格的な活動に入っているとのこととあります。この事業のメインは、大学や公的研究機関、企業との共同研究で、地域内での独創的なテーマを募集し、事業化に向けた試験研究などを行うのが目的であるとのこととあります。工科大学や、「研究成果活用プラザ・サテライト高知」の香美市での位置づけと、産学官の連携によ

る、連携にこれら関係機関や関係施策と香美市のかかわり、産学官の連携のために工科大学の地元、香美市としてこの事業に対して地域に関連、密着する独創的研究と、例えば農業園芸製品の生産や有利販売につながる科学的技術の開発や、山林資源の活用、さらにはバイオテクノロジーなどの研究テーマを選定し、積極的にかかわっていく考えはないかをお尋ねいたします。工科大学の地元でありながら、工科大学を活用し切っていないとの声も聞かれます。また、せっかく工科大との連携が行われても、その活動状況や成果が住民に伝えられていないのではないかと思います。今後、工科大学の連携の成果につきどのように情報発信を行うかについてもお伺いをいたします。

まちづくりの3点目について質問いたします。香美市内への誘導表示板、市内各施設への案内板の設置について質問いたします。同僚議員の質問もございましたが、重ねて質問をいたします。香美市内への誘導表示板、市内の各施設への案内板の設置の点検と見直しをする考えはないか。さらに必要箇所への新たな設置が必要と考えるが、所見をお伺いをいたします。植線沿いの農地で作業をいたしておりますと、特に連休や休日には何台かのマイカーの運転手から秦山公園子どもの広場や奥物部への道順を聞かれます。市内に住んでいる者は、気づかなくて不便も感じないわけでありますけれども、市外から来る人には不便を与えていると考えられます。市外の人目、立場に立って早急に点検をする考えはないかお尋ねをいたします。

4点目、新庁舎建設への取り組みの進捗状況について質問をいたします。この点につきましては、今議会26名中6名の議員から質問がありまして、非常に緊急度と感心の高い問題であります。この議場でも雨漏りがしまして、バケツを据えておるような状態の中で、非常に緊急性のある問題でもありますので、助役選任を待たずに、もう合併後すぐに取りかかっていると思っておりますので、重ねて質問をしたいと思っております。一応、庁舎建設の規模についてはさきの答弁で30から35億円ぐらいの予算規模で基金を17億円ぐらい積み立て、残りは特例債を充当するとの市長からの答弁がございました。そのように私は理解をいたしておりますが、現段階で踏み込んだ答弁も期待できないと考えるので、詳細の質問は割愛をいたします。ただ、検討へ着手する具体的時期についての目途と、助役以下どのような体制でどのような手順で検討を進めるか、またおおむね5年以内との合意が合併協議会でなされておりますが、基本的な作業スケジュールにつき、市長の腹づもりをお伺いをしておきます。

5点目、人口定住と元気市民づくりについて質問をいたします。合併後、香美市の人口は3万を割り込んで減少傾向にあるようであります。人口の減少は、市の活力に大きく影響を与えるとともに、まちの、市の発展にとって深刻な問題であります。物部町、香北町、土佐山田町のバランスのとれた人口定住への取り組みが求められております。また、せっかく人口が定住しております住民の健康維持向上、元気市民づくりのための施策の展開も重要であります。人口定住と元気市民づくり施策について所見をお伺いをいたします。

続きまして、建設都計問題について質問をさせていただきます。

まず、建設都計問題の1点目、あけぼの街道、これは東道路への接続の点と、予岳前工区についての質問であります。この進捗状況と旧土佐山田町市街地の活性化のための都市基盤整備への取り組みについて質問をいたします。あけぼの道路が南国市の農免道路に接続してかなりの年月がたちましたが、東道路への接続がいまだに実現をされておられません。最近、工事も農免道路西側で一部再開され、信号機も設置されました。今後の香美市の発展や観光客誘致の上からも、一日も早い高知市までの全線4車線化の実現と、南国インターからの利便性の確保が大きな課題でもあります。また、このあけぼの道路の東部への延伸である予岳部落の前から佐野大橋へ通じる道路は、完成すれば物部町、香北町、土佐山田町を結び、さらに南国市や高知市への幹線道路として大変重要な路線であります。新しく誕生した香美市にとってその発展と利便性に大きくかかわっているところから、一日も早い実現が望まれております。この取り組みや見通しについて過去の議会でも再三質問をいたしましたが、予岳前については道路用地が確保されてかなりの年月がたち、県や町の担当者も、当時の町ではあります。随分入れかわりましたが、当時の県南国土木事務所との具体的協議事項は両者において十分引き継ぎがなされているのか。年月の経過により風化することのないように、その確認はされているのかお伺いをいたします。その後の県との話し合いや取り組みの経過と、事業認定の見通しはどうかお尋ねをいたします。

また、あけぼの街道の進捗により、JRより北側のまちづくりがだんだん進みつつあります。反面、土佐山田町の従来のJR線路より南側の商店街は空き店舗も目立ち、活気が感じられません。本市は東西に長い商店街を中心に市街地が形成されており、東西の道路に対して南北を結ぶ道路網が未整備であります。長期的まちづくりの展望からJR線路の高架化による南北一体のまちづくりが不可欠であります。また、合併の際の市制施行の要件の一つに、一定の市街地が形成されていることが求められておりました。まちの顔としての市街地の活性化も重要と考えます。JR線路が南北の調和ある市街地の形成と発展を阻害しており、JR線路高架化については、過去にたびたび提案してきた経過もありますが、現実には困難を伴うとしても、根気強い働きかけと取り組みが不可欠であります。かつ重要でもあります。また、踏切事故によりとうとい生命が奪われるという悲しい事故も後を絶たない現実がございます。踏切事故防止の上からも、今後積極的に関係機関へ働きかけ、運動を展開する考えはないか、その現状認識と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

さらに、南北の住民の利便性を図り、立体的で有機的なまちづくりのため、新町・西町線の早期改良工事が期待されておりますが、その取り組み、見通しはどうかお尋ねをいたします。

また、そのほかにも駅周辺を含めて南北道の整備が不十分であり、商店街の振興と基盤整備のため、あけぼの街道と商店街を結ぶ南北道路の整備計画につき所見をお伺い

たします。

旧商店街は、公共下水道事業の進捗とともに衛生的で快適な町となりましたが、年々シャッターの閉まった店舗が増加し、活気や人々のにぎわいもなく、昔の面影も失いつつあります。特に、商店街から一步路地裏に入ると、通路は狭隘であり、住宅の建てかえもままならないのが実情であります。老朽化した空き家や放置された空き地も多く、空洞化が見られます。商店街の背後地の宅地や住宅が整備され住環境が整い、消費者人口が商店街のすぐ近くに定住すれば、町にもにぎわいが戻ってくるものと思われまます。商店街の振興のためには、客の好みに合う品ぞろえ、心の通う接客態度と真心のこもったサービス、楽しい買い物のできる店づくりなど、個々の商店みずからの創意工夫と経営努力や商工会等の支援も必要であります。行政における町の活性化への積極的な施策の展開も重要であります。そこで、商店街活性化のため、市街地の区画整理と住環境の整備計画への積極的取り組みをする考えはないか。また、商店街活性化のための行政の役割は何か、そのための具体的施策をどのように考えているかお伺いをいたします。

建設都計の2点目、JR土佐山田駅の旧町道2071号線の局部改修、拡幅計画のその後の経過についてお尋ねをいたします。旧町道2071号土佐山田駅百石線において、特に土佐山田駅駐車南東角はJRの駐車場が直角にはみ出しており、見通しも悪く、危険であることが以前からたびたび指摘されております。何度かJR駐車場の南東の角地を取得して町道の直線化工事の必要性につき一般質問を行った経過がございます。そして、昨年議会で一般質問で、担当課長から改良拡幅の目途がついたとのお話を伺いました。しかし、その後、現在まで改修されておられません。その後のJRとの交渉や直線化工事、改良工事への作業の進捗状況はどうなっているかお尋ねをいたします。

続きまして、3点目の秦山公園子どもの広場の開園後の現時点での総括と、今後の取り組みと問題点について質問をいたします。秦山公園の子ども広場も供用開始、開園より約半年が過ぎましたが、開園後入場者、利用状況はどうか現時点での総括と今後の取り組みと問題点についてお伺いをいたします。利用者人口は約今まで7万人ということをお聞きをしましたが、その利用状況の内容がわかりましたら、具体的なものがわかりましたらお知らせをいただきたいと思います。また、管理運営と公園を利用する上での問題点はどうか。先進地施設での事故による訴訟事例もお聞きをしますが、当施設においてはその対策と対応は十分か。平成17年3月の工事監査の指摘にありましたが、事故防止と施設の有効利用のため、利用者からのヒヤッとしたこと、ハッとしたことなどを記入してもらい、管理者では気のつかない利用者からの目線での注意点などのアンケートなども備えておいて、利用者を書いてもらうなども必要であろうとの技術士からの指摘もいただき、皆さんにご紹介をした経過もございます。そのような指摘にも耳を傾ける必要があると思うが所見をお伺いいたします。

産業振興につきましてご質問をいたします。

まず1点目、農林業の振興の課題と積極的に具体的な振興施策、対応策、取り組み姿

勢につき質問をいたします。香美市は、物部川を中心に香長平野の北東部に位置する平野地帯から中山間地帯を経て、山間、山岳地帯へつながる広大な土地に多種、多様な農業経営や林業経営が営まれております。農林業の振興の課題と積極的で具体的な振興施策、対応策、取り組み姿勢につきお示しをいただきたいと思います。

2点目の、商工業、観光の具体的進行施策について質問をいたします。地場産業の育成と商工業、商店街の振興への取り組みと、観光を含めた商工業振興への今後の具体的施策の展開と取り組み姿勢についてお伺いをいたします。今年の連休期間中、高速道路高知道の利用者台数は、高知道開設以来最高を記録したとのことであります。主な理由は、NHKドラマの放映や、土佐二十四万石博の開催が原因とのことでありますが、香美市への影響はどうか。また、観光行政には観光レクリエーションの振興も一つの選択肢として挙げることができると思いますが、今後観光レクリエーションの振興に取り組んでいく考えはないか質問をいたします。香美市は、多種多様で豊富な資源に恵まれておりますが、多様ですぐれた資源を最大限に生かした施策の展開が不十分でもあろうとの指摘もあります。今後、物部川流域の観光資源を中心として、香美市内の多種多様で豊富なすぐれた観光資源をどのように有機的に活用し、観光施策を展開するか、また、観光施策と関連させながら商工業とも有機的につなげていくことも重要と考えますが、物部町、香北町、土佐山田町の観光と商工業の育成と振興策をどのように展開するか所見をお伺いをいたします。

続きまして3点目で、農林業、商工業ともに後継者不足が言われて久しいが、行政としてのその具体的対応につき質問をするということでありまして、これは同僚議員からも後継者につき質問もあり、答弁もございましたが、農林業、商工業の持続的発展と産業の継続維持発展のためには、個々の経営者が独自の経営と企業努力、加えて堅実な経営基盤の確立が求められることは言うまでもありません。しかし、後継者に恵まれない企業や経営体、産業組織は一時発展しても、世代交代をスムーズに行うことができず、いずれ廃業や転業に追い込まれたり、消滅を余儀なくされます。農林業、商工業の継続的な発展振興のためには、現在の経営者に対する産業教育と自己研修による資質の向上はもちろんでありますが、後継者の確保と育成が保障されなければ不可能であろうと考えます。行政としてその具体的対応策につき所見をお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 中澤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、行政についてということで、1点目の合併後の香美市においても行財政改革は重要課題であるが、重点項目とその具体的対応策、取り組み姿勢について聞くということでございます。行財政改革推進本部会の本部長につきましても、助役を予定をしております。香美市での体制が整ってから取り組むように考えてはおります。しかしながら、それまでにですねある一定の準備をしておかなければならないということで、今現在民

間の検討委員会委員の選定について人選の準備に入っております。総務省から示されておりますところの新地方行革指針による地方行革の推進として行政改革大綱、それと集中改革プランは本市では平成18年度から21年度までの4年間の計画を予定しております。というのはですね、合併の関係で本来ならば平成17年度から21年度までの5カ年となる予定でございますが、合併の市町村につきましては、合併時から検討に入りたいということでございます。

それから、総務省から示された重点項目についてでございます。事務事業の再編、整理、それから民間委託等の推進、これにつきましては、指定管理者制度の活用も含んでおります。定員管理の適正化、総定員の4.6%以上純減を目指すということでございます。手当の総点検を初めとする給与適正化、これは給料表の運用、退職手当・特殊勤務手当等の諸手当の見直しということでございます。それから、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果などになっております。目標の数値化や公表についても求められております。今後、新体制によりどういうことを検討すべきかということでございますが、行政改革大綱の方向性の検討、これにつきましては、今までの行政改革のですね積み残した内容につきましても検討して組み入れていくということ。それから、行政改革大綱集中改革プランの検討、これはですね一応国の総務省から示された事項をどういうふうに反映をさせていくか、この点についての検討を行いまして、12月にはですね大綱と集中改革プランを策定したいというふうに予定をしております。

それから、2点目の合併後3カ月後を迎えたが、市民からの声と問題点をどのようにとらえているか、支所と本庁について問う。市民の声の聴取方法、住民参加の方策についても聞く。市民に対する職員の対応姿勢と職員研修と資質の向上、職員教育への取り組みを聞くということでございます。合併後の住民サービスにつきましては、受付事務につきましては、支所でもできるようにしておりますが、本庁でしかできない業務もございます。支所に住民の方がお見えになったその日のうちに対応できないこともあります。今までできたことが合併後できなくなったということも事実ではございますが、これにつきましては、事務処理を行う上で職員の専門性が必要になってくる業務はどうしても本庁で行う必要があるということでございます。住民には不便をおかけをいたしますが、できるだけ支所に対応できるよう、支所職員と本庁職員とが連携を深めていくことが必要と考えております。5月12日現在でですね3月1日合併以降、支所の方で住民の方が不便を感じておるということにつきましては、香北支所の方ではですね確定申告、税の申告ですね、このときに窓口が混乱をしたと、この対応については早急に検討もしていかないかん問題でございます。それから、軽自動車税の減免の申請、これも本来本庁でですね対応すべき問題でございますが、この手法についても今後検討すべき問題だというふうに考えております。

市民の声の聴取方法につきましては、本庁の入口には市民の声の意見箱、黄色い箱をですね置いております。出先機関につきましては、支所も含めまして設置を依頼をして

おるところでございます。住民参加の方策については、地域審議会や各種審議会、協議会等旧3町村から参加していただくよう配慮がされていると考えております。このチェックにつきましてはですね、回議書が総務課を通じて市長のところまで上がってきます。その段階でもチェックもかけていきたいというふうに考えております。

市民に対する職員の対応姿勢等の職員研修と資質の向上の取り組みについてということでございますが、人材育成基本方針に基づきまして職員研修委員会におきまして平成18年度の職員研修計画を立案しなければならないというふうに考えております。これにつきましてもですね、職員研修の委員会の会長に助役を予定をしておるということで、まだ開催はできてはおりませんが、早急に開催する準備をしていきたいというふうに思います。ご質問の市民に対する接遇研修につきましては、土佐山田町では近年において毎年クレーム研修も含めまして実施をしております。こうち人づくり広域連合が主催する職員の資質向上に関する研修会の呼びかけに対しましても、積極的に行っているところであります。

そこで、平成17年度の職員研修の実績でございます。この実績につきましては、土佐山田町の分しかございません。新採用職員研修、これは5名でございましたが行っております。この研修内容につきましては、門脇町長による職員の心構え、助役による職員の心構え、それから勤務条件、あるいは施設見学、日直業務、それから業務説明、こういうことを研修を行っております。それから全体研修というのがありまして、自主防災研修、これにつきましては、保育所を除く全職員を対象に行っております。124人が参加をしております。これにつきましては、4回開催をしております。次に、財務会計事務研修でございます。研修内容がですね財務会計事務ということで、財政課の主幹が担当して4回を実施をしております。出席者が106名でございます。それから、不当要求防止の研修でございます。講師は高知県警暴力団対策課暴力追放高知県民センターの講師の方にですね2回開催をしていただいております。参加人員は124名です。それから、セクハラ防止研修でございます。高知県人権啓発センターの講師の方をお願いをしております。参加者は84人、これは4回開催をしております。次に、指定管理者制度の研修でございます。これにつきましては、高知女子大学の教授の鈴木先生をお願いをしております。この研修につきましては、香北、物部にも呼びかけをいたしまして、参加をいただいております。出席者はですね24名、といいますのも、一応指定管理の対象になるであろう課等に参加を呼びかけた経過もでございます。それから接遇研修でございます。これはNTTマーケティングアクト四国というところに講師依頼をいたしまして4回開催をしております。46人の出席で、若干出席率が低うございました。次に、3町村における主要公共施設等の視察研修でございます。これにつきましては、山田、香北、物部、それぞれ日程3日ずつとりまして、やっております。それから自主研修が2回、人権月間の記念講演、これは「ヤンキー新たなる挑戦」ということで義家先生をお願いをしております。それから男女共同参画の講演会、これにつきましてもD



Vがなくなる日のためにということで自主参加をお願いをしております。それから、17年度の保育の総研の実績でございますが、8月に食育について、保育所の食中毒防止について、心のケア、健康体操、10月にはですね南海地震についてということで、高知大学教授の岡村先生に講演を願っておるようでございます。それから実技もこま遊び、折り紙、それから1月の総研につきましては、子どもの心の発達の、これは講師は高知県立中央児童相談所の澤田先生をお願いをしておるようでございます。

次に、3点目の機構改革、課等の再編の課題と見直し、特にコンプライアンス行政の確保、法務部門の強化充実、行政財産・備品管理部門の強化、監査事務局の充実強化について問うということでございます。合併によりまして機構改革が行われまして、現在新たな体制で行政事務が行われております。本庁と支所との職務権限や連携の問題、保険、福祉に係る法改正の問題、地方分権による機関委任事務の廃止による自治体事務化の問題、県からの権限移譲事務の問題、行政における定員管理の適正化、これは5年間で4.6%純減の問題など、数多くの分野で課題が生じてきております。今すぐには対応できないかもしれませんが、十分に状況を把握し検討しなければならないというふうに考えております。コンプライアンス行政や法務部門の強化充実につきましては、今職員に求められておりますのは、徹底的に事実関係と判例、分権を調査し、法令の趣旨、目的を理解し業務に当たらなければならない。分権時代の自治体法務を担うことはできないというふうに考えております。このことから新市では、総務課に法制係を設置して条例等の立案や法改正への対応、国、県への問い合わせ、弁護士への相談窓口等対応することとしております。特に、条例等の改正につきましては、現在かなりの事務量をこなしております。

次に、この行政財産・備品管理部門の強化ということでございますが、担当課の財政課によりまして、財産台帳につきましては3町村それぞれ統一されていない内容でありますので、統一する必要があると。特に今後は電算化で管理をしていきたいというふうなことでありまして、作業が始まったところのようでございます。それから、備品台帳につきましても完全なものが3町村それぞれなく、市役所全体の備品台帳はまだできてないということでございます。今後どのように整理をしていくか現在検討中であると。

それから、監査事務局の充実強化についてということで、香南市の体制が示されております。香美市の監査委員条例の中では監査委員の定数は3人と、従来の町村の体制からは1名増員にはなっております。事務局の職員につきましては、専任職員を1名配置、それから事務局長につきましては兼務ということになると思います。それから、現段階ではですねこの体制を香美市においては見直すということは考えておりません。ただ、ちょっと事務量が全体でどれぐらいになるかということも含めましてですね、検証もしていないかん部分もあります。それから、この監査委員の人事案件につきましては、今議会の最終日に提案する予定でございますので、またよろしく願いをいたします。

4点目につきましては、担当課からまたお答えをいたします。

5点目の地方分権下での行政は公正で透明性のある自治と参加の保障された行政運営、民主的統制が求められるが、香美市の課題と運営手法の現状と対応策を問うということでございます。非常に難しい問題で、なかなか僕の頭ではなかなか回答できる分野ではございませんが、私なりに分析もしておりますのでお答えをいたします。国と地方の関係は従来の上下関係から対等、平等の関係に変わってきております。例えば、通達の廃止はもとより、国の法律解釈をうのみにすることはできないことを意味をしております。国の解釈だからでは通用しなくなっております。地方自治体独自の解釈が必要ということで、中澤議員とここのですね考え方は同じだと思います。憲法94条には法律の範囲内で条例を制定することができる。地方自治法におきましては、法令に違反しない限りにおいて条例をすることができるというふうに規定はされております。これは法律の範囲内、あるいは法律に違反しない限りという要件がそろえば、条例制定は可能だということでございます。事務の点では機関委任事務の廃止により、自治体事務となり、そこで条例制定の範囲は自治体が担うすべての事務に及ぶことになってきております。この場合、条例の範囲を自己規制する必要はなく、自治体の役割と考えられれば条例は可能になってくると。また、県と市の条例制定の範囲では、市の優先原則が認知されてきております。地方自治法はそもそもその原理を採用しておるということで、県の事務につきましては、広域、連絡、調整、保管とこういった事務に限定をされてきます。それに対し、市は地域における事務を包括的に担っております。市の事務が及ばない事務を県が担うということになります。市が条例を立案する際には、施行後住民から尊重されるかどうか、すなわち実効性を有するかどうかであります。この実効性は究極的には強制力により担保されます。つまり、条例違反の事態が生ずることになれば、是正、改善等の命令がくだされたり、刑罰が課せられたりするわけでございます。こうした強制する規定に対し、多くの住民がその条例を不合理と感じ、無視するようであれば取り締まりは不可能であるというふうに考えられます。そこで、条例を立案するときには、社会的要請があるかどうか、ほかの手段あるいは目的を達成、ほかの手段で目的を達成できないかどうかを調査をし検討する必要があります。条例制定後は、さまざまな手段により広報を行い説明責任を果たすことが大切であると考えます。今、職員に求められておるのは、だれかが最終的に支えてくれる、依存できる存在があるという真理で、従来の機関委任事務の体質から脱却することであります。十分な説明責任を果たせなく、市に対し損害を与えれば訴訟を起こされ、負ければ職員個人が市に対し損害賠償をしなければなりません。いわゆる職員は日常業務の中で法令順守は自分の身を守る武器であるというふうに考えられます。私も現実的に住民訴訟を受けております。それから、昨日の高知新聞の中にもですね、元岡山市長が16億円を払えということで、交付税の過大受給に対しまして、これは現職の職員だけではございません。退職した職員、その当時かわった職員に対してもですね賠償命令がくだされておるということでございます。このことにつきましては、私も含めましてもっと真剣に考え、業務に当たる必要があるとい

うふうに考えます。なお、議会における行財政改革推進特別委員会のこの影響につきましては、現在職員の意識改革の効果には大きなものがあつたというふうに考えますが、これは法令順守という点でございます。業務上の法令につきましては、職員はある一定の理解はされていても、関連する法律、あるいは条例等のかかわりに弱いところがあるということは、ちょっと今現在どういうふうな対応をしていくかは検討しなければならないというふうに考えております。

それから、行政手続条例の関係でございますが、この行政が行う処分、行政指導に対しまして定められておりますが、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としております。この行政手続条例の処分につきましては、行政処分、あるいは行政指導につきましてはですね、最初から言われておることは、条例等を制定する前の協議過程についても訴訟の対象にされるということを言われております。この点、十分な生命責任を果たす必要があるというふうに考えます。

それから、今議会において門脇市長から香美市におけるさまざまな課題や行政姿勢について示され、我々職員は市長からの指示によりまして、住民福祉を初め、あらゆる住民サービスに取り組んでいるところであります。市の保有する情報を住民と共有するとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、この合併による究極的な行政の縮小、いわゆる究極の行財政改革により最小の経費で最大の効果、財政的に裏づけされた本年度中に策定される予定である香美市振興計画により将来像を明確にして、行財政運営を実現させなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 中澤議員の住民基本台帳と住基ネットについてのご質問にお答えします。

現在、住民基本台帳につきましては、合併前の分科会で協議した内容に基づき順調に運用しております。閲覧に関しましては、現在総務省による閲覧制度の見直しが始まっておりますが、法改正には至っておりません。現在問題となる閲覧もございません。閲覧に関しては、本庁のみの取り扱いとなっておりますが、その他に関しては住基システムのオンライン化により本庁住民課と各支所、出張所で同じサービスを提供いたしております。また、来庁された住民の手続きの煩雑さを軽減するために、合併前より住民票等の申請書の統一と簡素化を図りました。担当職員につきましては、住民の必要とするものを的確に判断し、提供することができるように親切できめ細かい対応を心がけております。

住基ネットの運用状況につきましても、現在特に問題点はございません。住民票の写しの広域交付は、平成17年度実績で、3町村あわせて交付依頼、交付承認ともに約50件となっております。また、住基カードの発行枚数は、本年4月末で188枚です。発行枚数は余り伸びておりませんが、最近では金融機関が貸し付けを行う際に運転免許

証等の顔写真つきの証明書を持っていない方に対して住基カードの提示を求めており、それに伴い住基カードの交付申請を行うケースが若干ふえております。今後につきましても、関係法令等を遵守し、厳正に運営していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 中澤議員のまちづくりに関して3点についてお答えをいたします。

学園都市構想への取り組みと工科大の位置づけと産学官の連携の経過と課題については、それぞれ関連もございますので、一緒にお答えをさせていただきます。

学園都市構想への取り組みにつきましては、旧土佐山田町におきましては、拠点都市事業の一つといたしまして、位置づけておりました構想ですけれども、この構想は3つの主要事業、高知工科大学設置、それから区画整理、公共下水道で、この3つで構成をしておりましたけれども、完了いたしましたのは工科大学の設置のみでございます。区画整理につきましては、地元との調整難航や財政難もありまして、中止状態となっております。工科大の位置づけと産学官の連携の経過と課題ということですが、工科大学を核といたしました学園都市としてのグレードアップをより高める必要があります。これまで工科大学の努力によりまして、研究機能が向上してきてはおりますが、地元として学園都市とするためにはより高い次元の整備を行う必要があると考えます。この町のグレードの一つの核的象徴とも言うべき工科大学は、本年は総定員として定員割れとなってしまいましたけれども、工科大学、あるいはこれを核とした学園都市整備への取り組みをしっかりとしないと、今後市政への影響も大きなものがあると考えます。連携のあり方につきましては、中澤議員初め、各議員からこれまでもご提案いただきまして、連携協議会を立ち上げましたけれども、合併時期との関係もございまして、十分に機能を発揮しておりません。サテライト高知の活動状況も含めまして、個々の連携はそれなりにあるといたしましても、一体の連携の経過として、企画課として説明できるものはないというのが率直な思いでございます。この際、窓口一本化ということになりましたので、今後活動状況等を把握をしていかなければならないというふうに考えております。なお、今後もご指導よろしく願いいたしたいと思っております。

それと、人口定住策と元気市民づくりのための施策という質問につきましては、元気という意味合いについて、元気、活力がある市民というとらえ方しておりまして、若干ご質問で言われておりました心身の元気というところとは、ちょっとすれ違う答弁になりますけれども、当然心身ともの健康もこれはまちづくりのために大きな要素でございますので、あわせてというふうにとらえていただければ幸いです。人口定住策ですけれども、人口増は市民を元気にする大もとであると考えます。今、議論がかみ合わない都市計画のきし方、行く末も含めまして、検討、協議しながら長期的に策を立てなければなりませんけれども、当面は実効性の期待されるどころへ視座を変えてみることも一

計であると考えます。できないことばかりにこだわるのではなくて、できることをみんなで見い出すための汗をかくこと、人口増のために何をどうすればよいかということ、その努力もまた元気の根源になると考えれば、市内には多くの元気市民づくりの核とも言えるべき人材がいらっしゃいます。この人材をつなぐシステムづくりが課題であると考えております。このシステムに人口定住策や元気市民づくりについても総合計画策定過程において、これは重要課題でございますので、ぜひ施策の検討が必要でありますし、そういった対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 中澤愛水議員の3点のご質問についてお答えいたします。

まず、まちづくり③香美市内への誘導表示板、市内各施設への案内板の設置についてですが、南国インターからおりまして香美市内への案内が非常にわかりにくく、県外の方への説明にも悩ましているところでございます。香美市のホームページには、香美市へのルートとしまして、新しく地図を載せました。また、南国の道の駅にも香美市へのルート地図を置かせていただきました。観光案内標識につきましては、先日のご質問にもお答えいたしました。現在調査、見直しをしている段階です。早急に点検しまして必要な場所には設置をしてみたいと考えております。香美市の範囲がなかなか広うございまして、まだ十分目が届かない状況でございますので、ほかにもお気づきの場所がございましたらお知らせいただきたいと存じます。

次に、産業振興②商工業、観光の具体的振興施策について聞くでございます。大変簡潔なご質問でございますが、大きな課題でございます。まず、商工業の振興施策についてですが、香美市の商工業を取り巻く社会情勢は、大型店舗の開店及び後継者の不足などにより、かなり厳しい状況下にあると認識しております。商工業の大きな組織団体としての商工会につきましても、4月1日に合併をしまして香美市商工会となりまして、物部川の中上流域で結ばれ、会員数も増加しました。商工会の中には、商業部会、工業部会の組織がありますので、行政を交えた検討会を開催しておりますので、商工業発展のための積極的な意見を出していただき、有利事業を導入して政策に反映してまいりたいと存じます。

次に、観光の振興施策につきましては、今回の合併を機に高知県の観光地を代表する土佐山田町の龍河洞、香北町のアンパンマンミュージアム、物部町の別府峡を有して、まちの顔としました。これらの施設を中心に新たな観光ルートを点から線へ、また近隣市町村との連携を図り面にすることにより、長期的滞在型ゾーンを構築したいと考えております。さらに、高知県及び財団法人高知県観光コンベンション協会、香美市観光協会との連携を図るとともに、観光パンフレットやインターネットによる観光地の充実した施設の紹介も、細やかな施設の対応で広くアピールしてまいりたいと考えておりま

す。また、一昨日の答弁の中で触れました奥物部の体験型パンフレットを議員の皆様にお配りをさせていただきました。ごらんいただき、広くピーアールのほどよろしく願います。当然ながら、地場産業、観光、商工業とタイアップしながら進めていく必要があると考えます。そのほか、合併に伴いまして、香美市商工観光振興委員会を設置することになっておりますので、委員の皆様のご意見も伺いながら振興策を考えてまいります。

最後に、③商工業の後継者不足が言われて久しいが、行政としての、その具体的対応策を問うてございますが、商工業の後継者不足の対応策の具体的な施策については、大変苦慮しているところでございます。土佐打ち刃物後継者育成技術指導助成事業補助も行ってありますが、後継者育成に十分反映できていない状況です。また、全国的な商工業の高齢者対策を見ましても、本市と同じような施策を行っております。今後とも、高知県産業振興センターや商工会、公共職業安定所、関係者の皆様ともタイアップして、研究、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 中澤愛水議員の建設都計につきましてお答えを申し上げます。事前通告以外にたくさんの項目がありましたので、抜けるかもわかりませんが、またご指摘をいただきたいと思えます。

まず、あけぼの街道の進捗でございます。県道高知山田線、通称あけぼの街道は、香美市内の整備につきましては、平成21年度完成を目指して事業を進めております。本年度は用地補償がほとんどで、若干の調査費等が見込まれております。東道路方面につきましては、平成20年代前半に到達すべく事業を進めているということをお聞きしております。また、予岳前の道路につきましては、用地は市が先行取得をいたしておりますが、現在整備を進めておりますあけぼの街道の区間の整備を優先していきたいという県の考え方でございます。予岳前の道路につきましては、また昨年3町村で土木部長さんに陳情させていただきまして、もともとの計画も再認識していただいております。早期着手に向けまして、引き続き防災対策の面からも必要性を訴えていきたいというふうに考えております。

市街地の活性化のための基盤整備の取り組みということでございます。都市基盤整備につきましては、駅北地区の5カ年計画を定めまして、宮前秋月丸線を初め、秦山公園などの整備を進めてございます。駅北広場やあけぼの街道に接します部分、あるいは南北道路等につきましては、次期の5カ年計画で検討をいたしたいというふうに考えております。全体的な事柄につきましても、この計画と平行して今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、JR土佐山田駅前の旧町道2071号線でございます。JR土佐山田駅前の山田駅百石線は、本年度事業として取り組んでございます。先月、基本設計をJR四

国、高知保線区に提示をいたしました。JR四国からは、その擁壁に関します強度計算とかいふことの問い合わせがございましたが、5月に入って当市の設計による内容でオーケーということをお願いしておりますので、今後は工事に必要な用地につきまして、JR四国さんと協議に入りたいというふうに考えております。

秦山公園子どもの広場の開園後の現時点までの総括と今後の取り組みということで、取り組みと問題点でございます。昨年11月5日に開園しまして半年が経過をいたしてございます。来園者は、予想以上に多く、月平均1万2,000人を超すような方々に入場していただいております、5月5日には2,580人が入場をいたしております。現在、休日は管理人を2人体制にして対応しておりますが、開園当初は想定をしていないけが人や迷子などが発生をいたしまして、少しあたふたをいたしました。最近では落ちついてまいっております。今までに遊具のふぐあいによります事故は起こっておりません。施設につきましては、遊具の点検を定期的に行っております、ボルト緩みの増し締めや、できることは職員で対応しております。これまでに大きなふぐあいや故障は起きておりません。遊具周辺に天然芝を採用してございますが、多くの人手によりまして芝がはげるなど、対応に苦慮をいたしております。また、雨水排水につきましては、予想以上に地盤の浸透性、透水性が悪く、遊具周りに雨水が滞留するなどの対策が必要になってきております。オープン当初から要望のありました飲料水の自動販売機につきまして、設置の方向で準備を進めております。また、隣接しますふれあい広場につきましては、芝生の養生中でございます。供用開始につきましては、芝の根張り等を勘案し、子どもの広場の芝の経験からももう少し時間をちょうだいしたいというふうに考えております。

現在までの利用状況につきましてお尋ねをいただいております。市内外からのお客さんにおいでいただいて、天気の良い日は昼前にお弁当を持ってビニールシートを広げて食べておられる光景がよく見かけられます。休日には市外の方が、平日には市内の方が多く利用されているというふうに思っております。

事故対策でございますが、管理には万全を期してございまして、毎月第3水曜日が休園日となっております。その折には、皆で掃除をし、除草をし、職員が出て遊具の点検をいたしまして、増し締めをしておるといふような状況でございます。現在までに骨折とかというけが人は出ておりますけれども、管理の不手際ということにはございませんので、責任を問われることには至っておりません。

アンケート用紙につきましては、また検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 中澤愛水議員の農業振興について、また後継者の対応についてお答えをいたします。何点か、さきの質問にもお答えをさせていただきました。農業の振興については地域の特色、この農業振興を図る観点では継続、そして発展をこれからも目指していかなければならないと思っております。お答えについては、やはり

今までのやってきた各地域カラーのある事業の継続、もちろんこれは重点的にやっていくわけですが、なかなか積極的、具体的というご質問になりますと、今特に本年度力を入れていきたいと考えておるものには、やはり香美市となって各地域のいろんな協議会とか推進の場がございます。やはり情報とか考え方を共有できるように、まずはこの組織を一つの動きのできるような組織にしていきたいと考えております。ちょうどさきの質問でもその担い手についての言葉がありました、このせっかくの協議会がいち早くできております。この中で営農の部分とか、それから事業効果に関する支援も同時に地域の声を集めていきたいと、そのように思っております。後継者問題につきましては、やはり個人農家の後継ということに固持せず、やはりその地域、それから生産者のおのおのの部会とか集落、その中でやはり合意形成のされた担い手という部門が、やっぱり後継の立場になろうかと、これからの現実に農業が魅力ある農業というところに行くこと必要ですが、やはり地域に合意形成された担い手が、その後継の場になってくるようなところもあろうかと思えます。そういうところが今年特に力を入れてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 中澤議員の産業振興、林業の振興、具体的な振興施策、対応策と後継者問題についてお答えさせていただきます。

林業は外材輸入による長引く国産材の価格低迷、高齢化等森林所有者の森林離れにつながり、香美市の林業をさらに悪化させている。また、優良な人工林を形成できる森林地域であるにもかかわらず、林道、作業道等の林内路網整備のおくれから、間伐、保育等の森林整備が進まず、水源涵養機能、土砂防災機能を発揮できず、そのほか多面的機能、資源の有効活用等にも影響を及ぼし、重要な課題となっている。振興施策としては、森林施業効率を向上させ、木材を搬出できる林道や作業道等の基盤整備や間伐等の補助を行い、森林の機能に応じた間伐、適正な森林施業を実施し、荒廃のない健全な森林資源の維持造成が図れるよう、今後も各種事業を導入し、本市の林業振興に取り組みます。また、中・長期的立場で、木材利用、森林の持つ多目的機能、木質バイオマスの研究等については、県や林業関係機関、大学、民間企業等と連携のもと、市の振興策として研究に取り組みます。林業後継者不足の問題については、若い林業技術者を多数抱える森林組合や、林業事業体の研修等に対し助成を引き続き行う等、森林組合や林業事業体の組織強化を図り、後継者育成に取り組みます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 中澤愛水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中澤議員からは、本当にこの香美市の持つ多くの課題、そしてこれからのさまざまな問題点についてのご指摘をいただきました。行政、そしてまちづくり、建設都計、産業振興と、本当に多岐にわたるご質問をいただき、また質問と同時にご提起をいただいた



わけであります。特に、それぞれ関係課長から答弁をさせていただきました。とりわけ行政の分野におきましては、総務課長からるる説明をさせていただいたわけですが、今ほどこの行政の運営といいたいまいしょうか、行政が大きく変わってきておることはないというふうに理解をいたしております。特に、地方分権の推進の中で自己決定、自己責任が問われているものでありまして、そうした中でより法令順守、あるいはまた情報公開、そうしたものに伴い、やはりこれからの行政のあり方、そうしたものをしっかりした対応の中で進めていかなければならないということは、当然のことでありまして、またそれが問われているのであります。そうした中で、やはり私どもは議会とともに、やはりこの厳しい時代を歩み、そして住民の皆さん方にもきちっと説明ができる、説明責任の持てる、そういう行政を努めていかなければなりません。監査事務局等の充実強化につきましても、より今後も慎重に対応していく必要があるというふうに思います。特に、こうした時代の中にあって、住民の満足度を向上させていくためには、やはり住民の皆さん方の参画と同時に、この行政の持つ情報を公開をしていくことが大変重要だというふうに思っておりますので、どうか今後とものご指導をお願いをしたいというふうに思います。

また、この市庁舎の建設につきましてであります。私もこの市長に就任をさせていただきました。40日が経過をいたしました。この40日間をもう40日かと言っているのか、まだ40日かと言っているのか、本当にあわただしくこの40日間が過ぎてきました。早くたくさんの、先ほどご指摘をいただきました事柄につきまして、対応していかなければなりませんけれども、いかにせん、この40日間本当にあわただしく過ごしてまいりまして、大事な分野までまだ手がつけられてない状況にあるということでございます。特に、新庁舎につきましては、今議会におきまして多くの議員さんからもご質問をいただいたわけでありまして。やはりこのことは真摯に受けとめ、早急に対応をしていかなければなりません。まず、スケジュール等につきましても当然これをどう行っていくのかということにつきまして、検討しなければなりません。規模の問題であるとか、その規模に見合う面積、あるいはそれに見合う財政、そうしたもろもろのことを一つ一つ検討しながら、そして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩いたします。

（午後2時41分 休憩）

（午後2時52分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

35番、中澤愛水君。

○35番（中澤愛水君） しつこい質問はいたしません。ごく簡単に2点ぐらいを行いたいと思います。

特に、職員研修と資質の向上でありまして、これは行政が取り組むべき以前の問題でありまして、私も議員になって町役場へ足を出入りして、余り相手側から、職員さんから声を、あいさつを、全部の職員とは言いませんが、かけられる機会が非常に少なかったわけでありまして。やはり、もうちょっと民間を見習いましてですね、声をかける声かけ運動といいますか、あいさつをまずするということが、やはり住民の方がリラックスをして、行政とのかかわりが非常にスムーズにいくんじゃないかと思っておりますので、総務課長にその辺、研修はよくやられておるということで、よくわかりましたが、その点ご留意をいただいて、なお職員研修のときにそういう自己研修というものを進めていただきたい、全員では決してありませんので、一部の方でありまして行政全体の職員ということで見られますので、その点よろしく願いをし、ちょっとお考えがあればお伺いをしたいと思います。

それから、コンプライアンス行政の確保、これは特別委員会でも常に申し上げておりますのは法令を遵守してやるということでありまして、特に地方自治法242条の住民訴訟というのは、住民が公金の使い方が悪かったり、また怠る行為があると、監査請求、住民監査請求をまずしてくるわけでありまして、その監査請求が却下されたり、それからまた、その監査結果に不服があると、訴訟に訴えることができるわけでありまして、242条をもちまして。新しく改正をされまして、旧242条訴訟というのは、その職員を相手にやっておりましたので、直にきましたので、その段階では弁護士も自分で雇ってやらなくてはならぬわけでありましてけれども、今は、機関、市長を相手にまず裁判をやります。それで訴えるわけですね。それで市長から損害賠償を職員に命ずる場合はいいんですが、命じなかったら、今度代表監査委員がまたその職員にやるとか、いろいろの問題がありまして、新しく変わりました、昔から言いますと、住民訴訟が職員には余りきつなくなってきた面もありますけれども、依然として多いわけでありまして。先ほど総務課長が16億円の岡山の話をしてしまいましたが、私もこの安宅先生というのは、岡山市長をしておりまして、一緒に大学院の方で憲法、刑法、税法のゼミを組んでおりまして、公判研究会というのを土曜日にやっておりますが、このときの仲間でありまして。それで今岡山商科大学の方へ定年退職をしまして行っておりますが、16億円の損害賠償を職員さんと一緒にやられますと、元市長でありますので、非常に重荷となろうと思っております。これも下水道の国からの助成金の場合に水増しをしておいた、それを報告を受けておいたけれども、その処置をしてなかったということでありまして、これからは、職員さんも先ほど総務課長が言われたように、身を守るためには必ずこの法令に準拠して、根拠を持って作業をするということが非常に大事であります。順法主義でいくということ。これはもう特別委員会でも口をすっぱくして言っておりますが、そういうことがないといけないし、それから市長につきましても、公金の支出につきましても、明確な根拠が要るわけでありまして、明確な根拠を持って執行するということがないと、行政裁量でこれぐらいでいいであろうということをやっておりますと、非常に後で取り

返しのつかないことがあります。100万円、200万円でありますとポケットマネーでやれる場合もあろうと思えますけれども、億を超えるものを請求されたときには非常な、あと家庭ももう惨たんたるものになろうと思えますので、この点、なお、総務課長にもう一度コンプライアンスの取り組み、それから職員全体の研修の中でくれぐれもこの点をやっていただくということを伝えます。そのためにもですね、機構の見直しの中で監査事務局の体制をぜひともお願いをしたいと思えます。香南の方は専属の事務局長、うちも議会事務局長が兼務ということでやっていただいておりますけれども、非常に事務が雑多になりまして、議会事務局も3名の体制で、もともとからふえておりません。1人が監査事務局の方に入りましたので、専属の議会事務局長ということに、一つ任を軽めあげるということも、これは配慮すべきことではないか。それから、監査事務局の方もそういうことで、今は機構の見直しをすべきではないかと。先ほど総務課長が監査委員は3名ということでありまして、南部の方も市の場合は3名以内ということでありまして、3名であろうと思えます。香美郡も協議会3名ということになっておりまして、その体制の中には識見が2名、自薦が1名ということで、これはまあ法律上、自治法上そういうことになっておろうと思えますが、ただ、事務局体制に対して市長の方から体制の見直し、もうちょっと具体的にお答えがいただければと思えます。

それから、山崎綾子課長、住民課長にご登壇をいただいたわけでありまして、住民基本台帳、今法律が、先ほどご答弁がありましたように改正をしまして、原則公開から原則非公開の方に移ろうとしております。これ大量請求の問題があろうと思えますが、そういう大量請求が今の段階、まだ法改正がなされておらない段階で、山田町でそういうものと見られるものがあるのかなのか、そこな辺をお聞きをしまして、すべての質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 中澤議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、職員研修と資質の向上ということでございます。声かけ運動でもう少し民間を見習って心がけてはということでございますが、私の考え方でいきますと、声かけとかあいさつにつきましては、職員の身分以前の問題で、社会人としての常識と、こういうふうな考え方を持っております。自己研修も含めて進めていただきたいと思います。でございますが、やはり常に研修ではなくて、常にそういう呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

それから、コンプライアンスの取り組み、研修も含めてということでございます。この自治法の改正でございますが、今までは、確かに住民監査請求、それから住民訴訟というふうな法的な訴訟の方へ進んでおりまして、私自身もですね同僚の職員と私と前町長、この3名が訴えられましてですね、そのときも、もちろん年休を出して、自分の車で弁護士のところまで頼みに行ったということでございます。その時点で、その訴訟に対しては勝訴をいたしましたので、自治法の規定から弁護士費用、着手料と成功報酬に

つきまして、議会の承認を得て支払っていただいた、そういう経過もございます。今は何か新しく変わっておるようで、市長を直接提訴するというふうな形になっておるようでございますが、この分についてもですね職員研修の中へこの法令順守の問題を投げかけていきたいというふうに考えております。

監査事務体制につきましては、市長の方からお答えを願いたいというふうに思います。以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 中澤議員の2回目の質問にお答えをします。

監査事務局の充実につきましては、議長からも議会事務局と監査事務局が兼任であるということは、県下の中でも例がないというふうなことで、県の方からもそういうお話を聞いておるといことをお聞きをいたしております。現在のところ、こういう体制がありますが、やはり監査を充実をすることは、行政にとりましてもこの上ないやっぱりありがたいことだし、そうしなければ、またならないという思いがいたしております。そういうことで、監査事務局につきましては、今後考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 中澤議員の2回目のご質問にお答えします。

法改正が予想されることを受けて大量請求、閲覧の請求があったかどうかということですが、それはございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 中澤議員、いいですか。

以上で一般質問を終わります。

次に、昨日ご連絡申し上げてありますように、これから、議案質疑を行います。なお、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」及び議案第25号、平成18年度香美市一般会計予算については、5月22日月曜日に連合審査会を予定しておりますので、その時点にて、その他の案件につきましては、各常任委員会付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

準備はよろしゅうございますか。

それでは、日程第2、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」、本案について質疑を行

います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第17号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、承認第18号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、承認第19号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、承認第20号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、承認第21号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、承認第22号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、承認第23号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、承認第24号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第25号、平成18年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第26号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第27号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第28号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第29号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第30号、平成18年度香美市老人保健特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第31号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第32号、平成18年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘

定)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第33号、平成18年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第34号、平成18年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第35号、平成18年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第36号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第37号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第38号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第40号、香美市立学校使用条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑を行います。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 40号でお尋ねをいたします。

40-3のその提案理由の中に、学校施設の一般開放が必要になったため使用条例を制定とありますが、何か法令の変更とか、そういう場合にこういう条例が必要になったのでしょうか。どこからきておるものか。

○議長（西村芳成君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 今まで、香美市立学校施設の開放に関する規則というのがありまして、その中でスポーツ関係と、それから社会教育関係のものが条例化というのか、規則であったんですけども、今回平山小学校の関係で、高知大学の農学部の生徒さんがその休耕田、平山地区の休耕田なんかを利用してそこでその研究をしたり、その刈ったりした分のやつをそこで話し合いをしたりしたいということの話がありまして、そ

ういったことも、ほかにもいろいろありますけども、そういったことで平山小学校とは限りませんが、今回の場合は、そういう事例もあります。スポーツ、それと社会体育以外ということで、今回よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） ほかに。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そうしましたら、そういう事例が発生した場合には、おっしゃったように平山に限らず、その他の学校でもあり得るとい、こういうことですか。

○教育次長（福島勇二君） そうです。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第41号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第42号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これまあ指定管理者制度に移行するという事なんですが、ここ自身の役員体制を含めてですね、従来のやつの公募方式でやっていくのか、引き継ぐのか、その辺の方向性と、あと独立採算制という方向に今後移行していくことなのかどうか。その辺どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 笹岡議員、もう一度ちょっと、聞き取れなかったそうですので。笹岡議員、もう一度

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 指定管理者制度に移行するということですので、一つはその受け皿を公募方式でやっていこうという方向なのか含めて、これまでの、これ第三セクターでやりましたわね。だれが答弁するのか、その辺を含めて、それから同時に独立採算制をとる方向を追及するかどうかも含めて。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） はい、公募方式でやるかどうかについてですが、その予定はしておりますが、ただ、申請者がありまして、それを議会に経てから、経る必要がありますので、時間的な余裕があればもちろん公募をします。その時間の暇がない場合は、市長の判断ということになります。

独立採算制はとる予定です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。



「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第43号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの一般質問でもですね、ちょっとこの内容等を含めて聞いたわけですが、このキャンプ場の利用状況というのはどれくらいあるのかなどというのが、それを含めた。それから同時に、これもセレネとの関係の一体性があるところですね、これまでは。これ分離発注になるのかなど、分離委託になる、指定管理になるのかなど。これまでは一つはセレネの方がキャンプ場も両方やりましたわね。それが別々になるのか含めて、先ほどの公募も含めた内容についてお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 分離になります。日ノ御子のキャンプ場の利用状況ですけれども、年間を通じて宿泊は2,706件、バーベキュー2,502件、テニスが450件の、以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第44号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第45号、香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 久保です。

この中に吉野残土処理場がありますが、これももう満杯でもう、これはもう廃止の状態ですが、どうでしょう。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） お尋ねの吉野の残土処理場でございますが、現在、満杯状態ではございますけれども、地権者の方ですね、近所の地権者の方の同意をいただいで買収ができればまだ入るといった可能性が残されておりますので、条例に残してございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） そしたらどのくらい入ります。

- 議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。
- 建設都計課長（中井 潤君） それにつきましては、今後地権者の方と協議させていただいて、買収できる面積によって入る量が変わってくるというふうに考えております。
- 以上です。
- 議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。
- 「進行」という声あり
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 日程第32、議案第46号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 「進行」という声あり
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 日程第33、議案第47号、香美市過疎地域自立促進計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） 過疎債の採択はどのような形で決められてくるのかなど。これ全部網羅をしたわけですね。今度合併に伴って。それがこの内容に基づいて決められてくるのか、まあ言うたら過疎債の一定のこれぐらいの金額の枠でくるのか、その場合にほなどういふ形のこの優先順位をするのか。例えばこの14ページの農業関係の農道からほ場整備から、それから市道関係ありますね。そこの辺は今後どうなっていくのかなどというのがちょっと、採択の仕組みを。
- 議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。
- 企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。
- 過疎債につきましては、これまでも枠配であったようですから、事業ごとの精査による起債を充ててくるということではなくて、金額でくるだろうと。その場合、ご質問でありましたように、じゃあその優先順位はどうするのかということになってこようかと思えますけれども、これまでの香北、物部の事業に合わせまして、土佐山田町の分も事業としては入ることができますので、初年度でもございますから、全体的な調整の中で金額を張りつけていくと、事業を張りつけていくということになるろうかと思えます。
- 以上です。
- 議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） そしたらですね、今後の問題もありますので、この中の計画に上げている中で、やっぱりそれなりの政策としては優先順位を決めておかないと、今後のやっぱり問題になってくる部分も出てくると思います。それが、声の大きい人に通ったら困りますから、やっぱりそういうあんまりならないためにも、何かのときには絶対入れておかないと困るということを入れたわけですけど、入れたら入れたなりの金

額になってきた場合は、そのときのどういうふうにするかというルールづくりをつくっておかないといけない部分があるんじゃないかと思っておりますので、その辺はよろしく。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 仰せの件については、まさにそのとおりではございますけども、この前、皆さんにお集まりいただいて、ご説明をいたしましたときにも申し上げましたけれども、今回、この計画を策定するに当たりましては、時間がないという中で、押し込み式に計画をつくったというのが実態ですというふうにお断りも申し上げました。そういう状況の中でつくられたものですから、現段階では調整をする、あるいはルールに基づいてというような、その基本的なことができてないということは、もうその通りでございますけども、実際事業をするにつきましては、その調整はせないかんことには間違いない話ですから、この点につきましては、事業課等と調整をしながら整えていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

（30番、大石綏子議員、挙手をする）

○議長（西村芳成君） 大石議員は総務（常任委員会）ですので、総務でお願いします。

ほかにございませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第34、議案第48号、平山木工所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今回、1年から3年契約というか、中途半端な、7月やき年度をそろえるということであったわけですが、ここ独立採算でずっとやっていますわね。経営状況を、1年間やってきたのでわかればお願いしたいです。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

契約の年限につきましては、中途半端な部分というふうなご指摘ございましたけども、まさにそのとおりでございます。実は前回指定が7月1日から翌年6月末までということになっておりました。ただ、その会計と、あるいはその事業計画とを処理する上で、やっぱりその年度区切りにした方がいいだろうということもありまして、次期の段階から3月31日閉めて4月1日開始ということで進めていきたいということもありまして、2年9カ月という中途半端な指定の期間になりました。期間についてはそういうことでご理解をいただきたいと思っております。

独立採算でやっていけるかということにつきましては、これから先行きの見通しは何ともよい言いませんけれども、やはり指定管理者になった以上は努力していただくと言

うことはもう当然のことだと思います。これまでも、この1年間、まだ1年間たっておりませんが、そういった向きに努力をしていただきまして、とりあえず3月末段階では、中間決算になりますけれども、いただいております数字では11万2,568円の黒字になっておりますので、努力いかによってはこういった傾向はそのまま引き継いでいかれるのではないかと。言いかえますと、そういった努力を今後も引き続いてしていただくということに期待をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第49号、香美市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第36、議案第50号、高知縣市町村総合事務組合理約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第37、議案第52号、高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第2、承認第15号から、日程第37、議案第52号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、5月24日までに審査を終えるように期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は5月24日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、5月25日午後1時から開会をいたします。

なお、執行部、議員にお知らせいたします。5月22日月曜日は、午前9時からこの場所で連合審査会を開催し、連合審査会の終了後に各常任委員会を開催いたしますので、お知らせをいたします。本会議は22日は休会でありますので、連合審査会と常任委員

会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

(午後 3 時 2 6 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 1 8 年 5 月 2 2 日 月曜日

平成18年第3回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成18年5月11日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月22日月曜日（会期第13日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	利根健二	21番	石川彰宏
2番	山崎眞幹	22番	黒岩徹
3番	山崎龍太郎	23番	竹平豊久
4番	大岸眞弓	24番	岡本喜身
5番	千頭洋一	25番	島岡信彦
6番	小松紀夫	26番	原心一
7番	山崎晃子	27番	秋友偉嗣
8番	森本珠城	28番	前田泰祐
10番	依光美代子	29番	竹内俊夫
11番	片岡守春	30番	大石綏子
12番	笹岡優	31番	森安正
13番	岡村優一	32番	坂本節
14番	黒岩陸雄	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	36番	岩越孝明
18番	植村佳三	37番	山本芳男
19番	幾井洋一	38番	西村芳成
20番	久保信彦		

欠席の議員

9番 山岡義一

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	下水道課長	久保 和昭
総務課長	鍵山 仁志	環境課長	阿部 政敏
企画課長	濱田 賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
財政課長	前田 哲雄	健康づくり推進課長	岡本 篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	地籍調査課長	田島 基宏
収納管理課長	後藤 博明	林政課長	小松 清貴
防災対策課長	田中 育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長	二宮 明男

保 險 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《 物 部 支 所 》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長	竹 村 清
-------	-------

【その他の部局】

農業委員会事務局長	山 岡 紀 夫	水 道 課 長	佐々木 寿 幸
-----------	---------	---------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 浦 良 衛	議 会 事 務 局 書 記	尾 立 陽 子
-------------	---------	---------------	---------

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第13日目 日程第6号)

平成18年5月22日(月) 午前9時開会

日程第1 議会運営委員会委員長の報告

会議録署名議員

5番、千頭洋一君、6番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)



## 議事の経過

(午前9時10分)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は37人です。定足数に達していますので、これから平成18年第3回香美市議会定例会を開会をいたします。

議事日程に入る前に報告します。9番、山岡義一君は通院のため遅刻(本人が来られる前に議会が終了したので欠席となる)という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議会運営委員会委員長の報告を行います。

本日午前8時30分から議会運営委員会を開催をして、今期定例会の最終日の議案等について協議をいただいていますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、宮地盾騎君。

○議会運営委員長(宮地盾騎君) おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げたいと思います。

本日、午前8時30分から議会運営委員会を開催いたしましたので、その会議の結果をご報告申し上げます。

まず、協議事項の第1点目は、助役、収入役、監査委員の選任の件についてを協議いたしました。合併後、今日まで約80日間を経過し、門脇市長が当選されてから40日以上になりましたが、香美市の重要な役割を担うはずの二役が不在のまま今日まで日時が経過いたしております。あわせて、監査委員につきましても同様に不在であります。そこで、本日の議会運営委員会には市長の同席を求め、助役、収入役、監査委員の早期選任の必要性の説明をいただき、協議をいたしました。協議の結果、今期定例議会の最終日にそれぞれの選任案件を上程し、採決することと決定いたしました。

次に、協議事項の第2点目、香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議案の件について協議をいたしました。この件につきましては、今期定例会の開会前、5月9日に開催した議会運営委員会に議員から提出されたものですが、旧3町村でそれぞれ「非核、平和都市」宣言をした経緯があるということで、今回、再提出されたもので、既存の宣言文との整合性を確認し、この作業が間に合えば今議会に上程することとされてきました。そこで、本日の協議会において、3町村の決議されていた宣言文との調整が整ったため、最終日に上程することといたしました。なお、提出者及び賛成者については、提出者、副議長、賛成者、総務常任委員長、同じく、産業建設常任委員長、同じく、教育厚生常任委員長で上程することと決定いたしました。

次に、協議事項の3点目、執行部提出の追加案件につきまして協議いたしました。定例会前に開催した議会運営委員会では、最終日に上程される案件は2件の予定でしたが、定例会初日に取り下げされた案件を含め、議案4件が最終日に追加提案される予定になっております。あわせて、報告2件が追加されるようになっております。このことにつ

いては、皆様のお手元に配付されているとおりであります。

その他の件でございますが、意見書案第11号、この案件につきましては、出資法等の関係で提出されております意見書案、これは提出者、総務常任委員長、賛成者、総務常任委員副委員長、産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長の3委員長で提出することとなりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 以上で、本会議の委員長の報告を終わります。

これで、本日の会議を閉会をいたします。

（午前9時15分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 7 号）

平成 1 8 年 5 月 2 5 日 木曜日

平成18年第3回香美市議会定例会会議録（第7号）

招集年月日 平成18年5月11日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月25日木曜日（会期第15日） 午後1時00分宣告

出席の議員

1番	利根健二	20番	久保信彦
2番	山崎眞幹	21番	石川彰宏
3番	山崎龍太郎	22番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	23番	竹平豊久
5番	千頭洋一	24番	岡本喜身
6番	小松紀夫	25番	島岡信彦
7番	山崎晃子	26番	原心一
8番	森本珠城	27番	秋友偉嗣
9番	山岡義一	28番	前田泰祐
10番	依光美代子	29番	竹内俊夫
11番	片岡守春	30番	大石綏子
12番	笹岡優	31番	森安正
13番	岡村優一	32番	坂本節
14番	黒岩陸雄	33番	宮地盾騎
15番	門脇二三夫	34番	西山武
16番	爲近初男	35番	中澤愛水
17番	比与森光俊	37番	山本芳男
18番	植村佳三	38番	西村芳成
19番	幾井洋一		

欠席の議員

36番 岩越孝明

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	下水道課長	久保和昭
総務課長	鍵山仁志	環境課長	阿部政敏
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
財政課長	前田哲雄	健康づくり推進課長	岡本篤志
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男

保 險 課 長	岡 本 明 弘	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一	《物部支所》	
農 政 課 長	宮 地 和 彦	支 所 長	萩 野 泰 三
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	事 務 管 理 課 長	九 内 一 秀
建 設 都 計 課 長	中 井 潤	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長	原 初 恵	幼 保 支 援 課 長	吉 村 泰 典
教 育 次 長	福 島 勇 二	生 涯 学 習 課 長	山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 次 長 宮 地 義 之

【その他の部局】

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 岡 紀 夫 水 道 課 長 佐 々 木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 松 浦 良 衛 議 会 事 務 局 書 記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」
- 承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」
- 承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」(事業勘定)
- 承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第23号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第24号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定について
- 議案第25号 平成18年度香美市一般会計予算
- 議案第26号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第27号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第28号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成18年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第31号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 議案第32号 平成18年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 議案第33号 平成18年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 議案第34号 平成18年度香美市水道事業会計予算
- 議案第35号 平成18年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第36号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第40号 香美市立学校使用条例の制定について
- 議案第41号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第43号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第44号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第48号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第49号 香美市道の路線の認定について
- 議案第50号 高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第52号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

- 議案第 5 3 号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 議案第 5 4 号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の制定について
- 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度香美市一般会計補正予算「第 1 号」
- 議案第 5 6 号 香美郡殖林組合規約の変更について
- 同意第 1 号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 2 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 3 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 4 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 7 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 8 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 9 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 1 0 号 助役の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 1 1 号 収入役の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 1 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見を有する者）
- 同意第 1 3 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見を有する者）
- 同意第 1 4 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（議会選出者）

#### 議員提出議案の題目

- 決議案第 2 号 香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議について
- 意見書案第 8 号 「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書の提出について
- 意見書案第 9 号 伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 0 号 関係自治体と合意のない日本側の多額の経費負担と、騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化について慎重な対応を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 1 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 2 号 不安定雇用の禁止を求める意見書の提出について

#### 議事日程

平成 1 8 年第 3 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 5 日目 日程第 7 号)

平成 1 8 年 5 月 2 5 日（木） 午後 1 時開会

- 日程第1 市長の報告
- (1) 専決処分事項等の報告について
- 報告第6号 市営住宅に係る家賃等の支払の請求及び市営住宅の明渡し請求に関する訴訟の判決について
- 報告第7号 市道における落石事故の損害賠償額の決定について
- 日程第2 承認第15号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」
- 日程第3 承認第16号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 日程第4 承認第17号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 日程第5 承認第18号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」
- 日程第6 承認第19号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」
- 日程第7 承認第20号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」(事業勘定)
- 日程第8 承認第21号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」(保険事業勘定)
- 日程第9 承認第22号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 承認第23号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 承認第24号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第25号 平成18年度香美市一般会計予算
- 日程第13 議案第26号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第27号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第28号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予



算

- 日程第17 議案第30号 平成18年度香美市老人保健特別会計予算
- 日程第18 議案第31号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 日程第19 議案第32号 平成18年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 日程第20 議案第33号 平成18年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 日程第21 議案第34号 平成18年度香美市水道事業会計予算
- 日程第22 議案第35号 平成18年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第23 議案第36号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第37号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第38号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第40号 香美市立学校使用条例の制定について
- 日程第27 議案第41号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第42号 香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第43号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第44号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第45号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第46号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第47号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第34 議案第48号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第49号 香美市道の路線の認定について
- 日程第36 議案第50号 高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第37 議案第52号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 日程第38 同意第1号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第39 同意第2号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第40 同意第3号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第41 同意第4号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意

を求めることについて

- 日程第42 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第43 同意第 6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第44 同意第 7号 教育委員会委員の任命について
- 日程第45 同意第 8号 教育委員会委員の任命について
- 日程第46 同意第 9号 教育委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第53号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 日程第48 議案第54号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の制定について
- 日程第49 議案第55号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第1号」
- 日程第50 議案第56号 香美郡殖林組合規約の変更について
- 日程第51 決議案第2号 香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議について
- 日程第52 意見書案第 8号 「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第53 意見書案第 9号 伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書の提出について
- 日程第54 意見書案第10号 関係自治体と合意のない日本側の多額の経費負担と、騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化について慎重な対応を求める意見書の提出について
- 日程第55 意見書案第11号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
- 日程第56 意見書案第12号 不安定雇用の禁止を求める意見書の提出について
- 日程第57 同意第10号 助役の選任につき同意を求めることについて
- 日程第58 同意第11号 収入役の選任につき同意を求めることについて
- 日程第59 同意第12号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見を有する者）
- 日程第60 同意第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見を有する者）
- 日程第61 同意第14号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（議会選出者）
- 日程第62 香美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第63 閉会中の所管事務の調査について

5 番、千頭洋一君、6 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午後1時00分)

- 議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は37人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。36番、岩越孝明君は理容組合全国役員会出席のため欠席という連絡がありました。

ここで、提出議案の一部に訂正がありますので説明を願います。学校教育課長兼学校給食センター、和田 隆君。

- 学校教育課長兼学校給食センター（和田 隆君） 失礼します。すいません、訂正をお願いします。

承認第24号をごらんください。承認第24号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定についての中の2ページ目となります。その2ページ目の最後の行になりますが、「附則、この条例は平成18年4月1日から施行する」となっていますが、「この条例は平成18年4月1日から施行し、平成18年3月1日から適用する」と訂正をお願いします。申しわけありませんがよろしくをお願いします。「この条例は平成18年4月1日から施行し、平成18年3月1日から適用する」。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 次に、福祉事務所長、法光院晶一君。

- 福祉事務所長（法光院晶一君） 訂正をお願いをしたいと思います。

議案54号でございます。追加の議案でございますので、追加議案の54-2ページでございます。第7条の第2項、「前項の経費は、第8条に規定する」というふうに書いてありますが、この「第8条」を「次条」に変えていただきます。「8条」であることは違いないですけども、この場合「次条」に直して、「次」です。次の条というふうに変えてください。

もう1点ございます。附則です。3ページ目になります。附則の第2項、「香美市長は、この規約施行の際、現に効力を有する第11条第1項の規定による香南市非常勤の特別職の」となってます、この最初の「香南市」、これを取り除いてください。「香南市」の部分削除してください。

以上です。よろしくをお願いします。

- 議長（西村芳成君） 次に、この件まだ上程されていない議案第56号の一部に訂正、差し替えがありますので発言を求めます。財政課長、前田哲雄君。

- 財政課長（前田哲雄君） これも本日の追加議案でありますけれども、議案第56号はですね、きょう机の上にあります1枚の印刷と差しかえを、すいませんがお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 次に、建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 申しわけありません。議案第49号であります。初日に提案させていただいた議案第49号、市道の認定についてであります。18年5月11日提出になっておりました、これ「平成」を追加記入をお願いしたいと思います。49-1、18年といきなりなっていますが、「平成」をご記入ください。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、市長の報告を行います。

市長から報告第6号（市営住宅に係る家賃等の支払の請求及び市営住宅の明渡し請求に関する訴訟の判決について）とあわせて地方自治法第180条第1項の規定により報告第7号（市道における落石事故の損害賠償額の決定について）の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。この報告について質問を受けたいと思います。質問はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 第6号（市営住宅に係る家賃等の支払の請求及び市営住宅の明渡し請求に関する訴訟の判決について）ですが、この一連の経過をお願いしたい、どういう接触をしてきた形でこういう形になってきたのかという。それからですね、全体の滞納月数から含めて金額等を含めて、その辺の状況をお願いします。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 笹岡議員さんのご質問にお答えします。

この議案につきましては、旧物部村におきまして去年の秋に滞納問題が発生しまして、その結果ですね、ここに記載したような状況となっております。基本的には、平成17年8月1日からですね明渡し受理までの1カ月分の1万8,000円の請求を、家賃の請求をしております。それと、それから不明になったのはいつかといいますと、平成17年の6月分からですね不払いになりまして、1カ月間が1万8,000円で貸していたということでありまして。それで、平成17年9月7日にこの被告の方からですね退去したいという連絡がありまして、8日に退去検査に係員2名で赴きましたけれども、荷物も整理してなかったもので、荷物を出した後で確認を行い、その上で退去してもらうよう口頭でご本人にお伝えしたと。しかし、9日になっても退去日を3日伸ばしてほしいという連絡が役場に、その当時の役場にございまして、その次の連絡を待ちよったところ、連絡が滞ってきたと。13日に係の者が団地へ赴きましたが、そのときには荷物はそのまま本人の姿が見えなくなっていた。連絡先に聞いていた携帯電話に電話をしてみましたけれども、応答はなく、そのまま所在不明になった。去年の9月からですね所在の不明となっております。そのために8月1日からですね明渡し済みまでの1カ月の1万8,000円の割で家賃を払えというような訴訟を起こさせていただいたということでございます。その結果、今年1月23日に議会の議決を得て簡易裁判所には2月2

0日に提訴を行いまして、3月1日からは香美市に切りかわりましたので、香美市の方で原告を引き継いで裁判を継続しておりましたところ、去る4月27日に第1回の口頭弁論がございまして、ここに書いてありますようなですね判決をいただいたということでございます。それから、その後告知をして2週間以内に控訴がなければこの判決が確定するというところでございましたが、確定したのが5月15日、この会期中にですね確定したという経過になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

この現状、現在はこの部屋はどうなっておるわけ？

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 今ご説明しましたとおりの状況でございますので、荷物を置いたままご本人がいなくなっていると、こういう状況でありますので、荷物はそのままになっています。この判決をいただきましたので、それからまたこれが確定しましたので、今回、今後の作業としましては、強制代執行によって出てもらうとかいう作業に今後作業を進めていくような状況に考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） その代執行したときも、その各家財そのものはどこかへ保管しなければならないことになってくるんじゃないかと思えます。勝手に処分はできるんでしょうか。その辺を含めて。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 一応、勝手に処分をしてはいけないというふうに聞いております。そのためにですね支所の、物部支所の一部の建物に、かぎのかかるところに保管しようということで、一応保管場所は先日確保をしました。まだ、その代執行の依頼はしておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

1点だけ聞きますけど、裁判、口頭弁論に被告は出て来られましたか。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） そのとおりです。被告はですね、今現在もどこにいるのか住所がつかめてない状況でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。ほかに、6号（市営住宅に係る

家賃等の支払の請求及び市営住宅の明渡し請求に関する訴訟の判決について)、7号(市道における落石事故の損害賠償額の決定について)はないですね。

34番、西山 武君。

○34番(西山 武君) 報告7号の落石事故の損害賠償の件ですが、市道走行中に落石があつて損害補償したということですが、山間部をかかえる香美市の市道は落石とか斜面、法面がある市道がたくさんあるんですが、その石がですね市道分が落ちてきたか、上の民有地かどこかから落ちてきたかということがわかったかどうか。またこの該当の場所がどういう市道と、所有区分がどうなっておるかということで、これを補償してますと、その市道の部分から法面がどれくらい市道の所有分かということで、こういうような多発すると思うんですが、そのところのことを詳しく説明してください。

○議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) この専決処分の報告につきましてはですね、町村会の総合賠償補償保険の方へ加入しております。通常はですね落石事故につきましては保険がおりません。このケースは、やはりその市の施設の管理上の欠陥がこの保険会社の方ですね認められたということで、支払い、全額保険会社から支払いが出ると。通常の落石事故の場合は出ません。ほんで、その法面の状況につきましては建設都計課長の方から説明をいたします。

○議長(西村芳成君) 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長(中井 潤君) 西山議員のご質問にお答え申し上げます。

この市道根本家6号線は、最近開通をした道路でありまして、法面の途中までですねセメントで被覆をしてございます。そのちょうど被覆の切れた部分が三角になってまして、山側が三角になってまして、その部分から落石をしたというふうに、もう現場でもそのような状況がすぐわかります。その上段はもう民地の山林になってまして、そこは木も植わってますし、その地表を覆う草も生えてますので落石の起こるような状況ではありませんので、もう道路の法面から落石があったものというふうに解釈をしております。

以上です。

○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質問を終わります。

ただいまから、去る5月22日に開催しました各常任委員会の会議結果について委員長報告を受けて採決を行うとともに、その後に執行部からの追加議案等に関する質疑、討論、採決を行います。しかし、今期定例会の議案等の数が多数であることとあわせて、議員の数が多数に及ぶため起立採決で賛否の状況を確認することが極めて困難なことが前回でわかりましたので、そういったことが判断されます。そこで、今期定例会の採決方法については、従来の起立採決を変更いたしまして、挙手採決の方法をとりたいと思いますので、その点のご注意をお願いいたします。また、その際、挙手採決

の際には、はっきりと手をできるだけ垂直に挙手をお願いしますように、改めてお願いをしておきます。よろしくお願いいたします。

【常任委員会審査結果一覧表 巻末に掲載】

日程第2、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」から、日程第37、議案第52号、高知中央広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について、以上36件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、原 心一君。

○総務常任委員長（原 心一君） 26番、原 心一です。今期の付託を受けました案件につきましてですね、非常に多くて、そして時間の日程がちょっとありませんでした、皆様方に報告の中でご迷惑をかける点があるかもわかりませんが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、総務常任委員会が付託を受けました案件について、その審査の経過と結果をご報告いたします。今期定例会において当委員会に付託をされました案件は、承認第15号、第16号、第22号、議案第25号、第26号、第36号、第37号、第38号、第46号、第47号、第48号、第50号、第52号、以上13件であります。順次報告を申し上げます。

これから、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」を議題としました。

この案件は、既に連合審査会で質疑が終わっていましたので、直ちに採決を行い、承認第15号は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」を議題とし、執行部から提案理由の説明を求めました。

今回の暫定予算は、歳入歳出暫定予算の総額から歳入歳出それぞれ216万7,600円を減額し、3,880万8,000円としましたとの説明の後、質疑に入りました。

「11ページ、19節住宅新築資金等貸付制度の改善対策全国協議会組織負担金がマイナスになっているが」との質問に対し、「住宅新築資金の貸付制度の貸付事業の円滑な運営のために実施市町村が集まり協議会を結成したものである。国、県に要望を取りまとめを行っている。予算は年間1万円である。平成15年は、負担しているが、繰越金がある場合には翌年は集めないということになっているので、17年は請求がなかった」との答弁であります。また、「11ページ、1節報酬とある。回収の職員は何名か」との質問に、「これは1名であり、嘱託職員である」との答弁であります。「4ページ、2項雑入、70万1,000円は何か」との質問に、「これは旧土佐山田町から繰越金のものであり、2月末に一括繰り上げ償還があった1人分である」との答弁であります。「11ページ、19節全国協議会は行われたか」との質問に、「17年度は1万3,000円の



会費負担で11月に東京で行われた」との質疑応答の後採決を行い、承認第16号は、全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、承認第22号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から説明を求めました。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分する。また、改正の主な要旨の説明の後、直ちに質疑に入りました。

「2ページ、調整控除について」の質問に、「所得税と個人住民税の人的控除、つまり障害者控除、勤労者控除、配偶者基礎控除を含めた人的控除の差が所得税と住民税との間にある。その差があることによって住民税の方が引ける金額が少ないということになると、その差を埋めるために個人住民税の課税所得金額が200万円以下の方については人的控除の差の合計額が個人住民税の課税所得金額の少ない方の3%を課税控除する内容となっている。個人住民税についてであり、また200万円を超える場合には計算の方式が違う」との答弁がありました。「第34条の3の1項の100分の6にするということだが、34条の6の(1)のどの項で、合計課税所得金額が少ない場合は3%を控除できるということは、100分の3となるか」との質問に、「100分の3はどちらが小さいかによるが、人的控除の合計額が小さければ、その分3%を掛けたものが税額から控除されるということ」の答弁であります。「100分の6から100分の3を引くと100分の3が残るが、今までの3%の税率が適用されるか」との質問に、「6%と3%は全然別のものと考えてほしい。100分の6は所得割であり、所得割と3%は別のものであり、人的控除の差額が3%を税額控除をしますということである。例で示せば、人的控除の額が所得税の基礎控除38万円の住民税が33万円の差5万円があるが、配偶者控除、所得税控除38万円余り、住民税控除の33万円ある。その差が5万円、人的控除が2つあれば10万円、これから小さければ5万円プラス10万円の3%を税額から引くものである」との答弁であります。「22ページ、1から13までの執行したとして、市の税収の影響額はどういうふうに見ているか」との質問に、「今回の税制の主な内容は、国から地方への税源移譲で、税源移譲に係る分は主な要旨の上から6つまでが税源移譲に係る改定。個人住民税、所得税の税率を10%にする。今まで超過累進課税であったのが、その分でいけば個人住民税はふえる。所得税は減る。税額で所得税と住民税は変わらないということになるが、国は減るが住民税はふえるという税源移譲の仕組みに変える。ただ、割合が一律10%の中、県民税4%、市民税6%となる。市民税の割合が現在よりは少なくなる。現実的には県民税の方が多くなり、一律10%となって個人住民税の税収が上がっても、県にいく方が多くなるので市民税は減ることになる」との答弁であります。「納税者にとってはどうなのか」との質問に、「定率減税の廃止によってその分なくなるので、増税になると思われる。来年の所得税は半減になる。来年の個人住民税は廃止となるが、総枠で見た場合には、住民の負担は所得税が減って

住民税がふえるということの構造になってくる。負担の総額は変わらないが、税制の改正によって個人的にふえることはある。「所得税はどうか」との質問に、「現行が330万円までが10%、330万円から900万円までが20%、900万円から1,800万円までが30%、1,800万円を超えると37%とあったものが、改正により195万円までが5%、195万円から330万円までが10%、330万円から695万円までが20%、900万円までが23%、1,800万円までが33%、1,800万円を超えるものについては40%の税率と変わる」との答弁であります。また、「たばこ税について市としてはどれだけの税収増を見込まれるか。値上がりは」との質問に、「市町村たばこ税は、1,000本当たり現行2,977円、改正後は3,298円で321円の値上がりになる。旧3級品は現行1,412円、改正後は1,565円で152円の上昇となる。現在のたばこの喫煙者の状況を見ると予測ができない」との答弁でありました。また、「地震保険料、損害保険料とどう変わったか。損害保険料控除というものは限定されたとの認識でよいか」との質問に、「地震保険控除が新たに創設になる。支払い額の2分の1所得控除でき、限度額が2万5,000円である。ただ、現在の損害保険料も長期にかかっている分は、18年度まで契約した分については有効となるが、両方を足しても限度額は2万5,000円である」と答弁であります。「2ページ、香美市税の条例の第24条からの分で、これは均等割について書かれているものと思うが、非課税対象者の額、17万6,000円を加算していたものを、16万8,000円を加算するとなっているが、やや税額が上がるとの認識でよいか。また、第34条の3の第1項も次のように改めるといところで、所得の割の額は課税額、所得金額、課税退職所得金額及び云々とあって、これは条例の第523条の表が103とか108とかがあるが、これを改めて所得額によって100分の3、100分の8、100分の12であったものを一律100分の6にするという解釈でよいのか」との質問に、「最初に言われたのは均等割の非課税限度額であって、均等割に係る限度額が28万円掛ける人数、本人と扶養親族の合計数に掛けたものに加算額として16万8,000円を加えたもの以下の方には均等割の非課税ということになる。また、100分の6の関係は、超過累進課税のフラット課税になったということである」と答弁であります。また、「100分の3の方は増税になり、100分の6と100分の8の方は減税になるのか」との質問に、「そのとおりである」との答弁であります。また、「4ページ、第53条の4の今までの説明と同じであるか」との質問に、「これは100分の6のフラット課税にするということであり、6%未満の方については増税になる。6%を過ぎる対象者は減額になるということである」との答弁であります。「そうすると、本市の状況からして増税になる人と減税になる人の割合はどのようになるか」との質問に、「現在課税中なので現実にはわからないが、昨年の実績から見ると200万円までが7,716人、200万円から700万円までの方が2,227人、700万円を超える人が158人と昨年の賦課状況である。今年は所得が下がっているため数字的にはこの数字が同じにはならないと思うが、これに近い数

字になると思う」との答弁であります。また、「税制改正で増税の方向になると考えてよいか」との質問に、「税率については所得税と住民税の総額は同じなので、増税になると考えてはいないが、定率減税はなくなるので、その分負担はふえてくることになる」との答弁であります。「22ページの③の住宅ローン控除に伴う個人住民税の減額措置で、7条の3の解釈はどのようになるのか」との質問に、「住宅ローン控除に伴う個人住民税の減額措置であるが、所得税額から住宅ローン減税がある。今度の税制改正によって所得税が減額になった方について、住宅ローン減税が全額できていた方がこの改正によって住宅ローン減税が全額できなくなった方については、住民税から控除する制度である。所得税額が10で住宅ローン減税が8の方が減税移譲によって所得税額が6になると、住宅ローン減税が8であるので、今まで引けていた8が6しか引けなくなるということになり、6の分を住民税で引く制度になった」との答弁であります。また、「定率減税は全員でなく所得によってかかると思うが、幾ら減税になるか」との質問に、「定率減税は所得割がかかった方に適用になる。所得税は20%、25万円までが所得税の定率減税になる。18年度は10%、12万5,000円となる。19年度からは廃止となり、定率減税がなくなる」とのことです。税制が変わったとき、今資料をつけてほしいと要望がありましたが、地方税法の改正であるのでその分までは無理があるが、本市の例規集条文に変更があった場合にはつけていきたいとお話でありました。「22ページの地震保険の創設とあるが、新たに保険料が控除されるが、従来の損害保険の場合の限度控除額で掛金すべては引けなかったが、地震保険の場合は該当する限度はどうか」との質問に、「地震保険料の限度額は、住民税は2万5,000円、所得税は5万円までが限度となっている」との答弁であります。

以上のような質疑応答の後、採決を行い、承認第22号は賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号、平成18年度香美市一般会計予算を議題としました。

この案件は、既に連合審査会で質疑が終わっていましたので、直ちに採決を行い、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とし、執行部から提案の説明を求めました。

提案理由として、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付特別会計予算を調製したので、同条の第2項の規定する予算に関する説明書とあわせて提出するとの説明の後質疑に入りました。

「12ページ、12節役務費、司法書士に支払う件数の見込み、13節委託料、弁護士委託料の件数は、22節補償のところの任意競売費用の見込み数については」とお尋ねの質問に、「12節の役務費は司法書士調査費は265万6,000円のうち、201万6,000円は週1回市内で行っている捜査費である。日当1時間4,000円、週1回3名の方に依頼をしているので、月4回として1人分である。201万6,000円計

上しているが、調査費として64万円を書類作成料に、書類作成料が主なものとなっている。件数としては内容によって変わるので件数としては出していない」とのことです。また、「13節委託料は、204万8,000円は17年度計上していた月4万円、12カ月、48万円の訴訟費用としてまた200万円組んでいるが、訴訟の費用が変わるので件数はわからない。22節任意競売費用は、4件を予定をしている。17年度に1件申請し、60万円支払った」との答弁がありました。また、「7ページ助成事業補助金はそれぞれ何件行ったか」。「特定助成事業補助金とは貸付金利子2～3%で貸し付けている。当時の起債が約6%であったので、その差額を県が補助している。昭和56年から昭和61年までの分がある。2節償還推進助成事業補助金170万2,000円は、支払督促等補助してもらっているものである。基本的回収とか、督促任意競売とか支払督促とかを行うときに対し補助してもらえるものである。基本的回収として187件が2,100円で、督促分が7,200円で230件、任意競売として3万8,900円で1件、支払督促として2万9,300円が6件、売却、賃貸などで2,500円で1件、その合計の4分の3が補助対象となる」との答弁であります。「12ページ、弁護士委託料は毎年同じか、また相談料も訴訟も出来高払いか」との質問に、「相談料は昨年と同じで48万円、これは出来高払いでなく、契約になっている。あと200万円は出来高で考えている」との答弁であります。「12ページ、19節全国協議会負担金とあるが、全国協議会とはどのような内容か」。「担当者は昨年7月からの担当であり、昨年は参加をしていないので詳細がわからないが、平成15年か16年に土佐山田町が発表した経過があるということ報告があった」と答弁であります。「14ページ、公債費の一般財源、1,824万1,000円は市の持ち出しになるのか」との質問に、「公債費の元金の財源は貸付金元利収入元金と一般財源になっている。貸付金の元利収入が平成18年度予算収入が3,168万円で、あと数年で逆転をして一般財源は償還が終わっているのでなくなると見込まれる」との答弁であります。また、「難しい案件があると思うが、今後の見通しは」との質問に、「調べると難しい案件ばかりと考えられる。1件1件弁護士に相談をして研究し取り組んでいくのでよろしく」との答弁があり、またどのような難しさがあるか。司法書士3人にも頼み、貸し付けをし、支払いがないことが裁判所に行くもとなる。難しいとは行方不明とか収入がないとかということではないかと思うが、司法書士3人雇ってやらなくても、資料があるので分析すれば個別の方法は決まっているのではないか。競売にかけるとか、裁判にかけるとか、支払督促をするとか決まっているので、個別の問題を出して調査費を64万円出してどんな調査をしているのか。貸し付けた分の残金に対し請求するのであるので、個別に対応して裁判所に向けて行う。あるいは本人を呼んで和解とかいう新しい支払い計画を立ててやっていくことにすればよいのでは。きょうというわけにはいかないとは考えられるが、後日に研究してはどうかとの意見もありました。そういう意見もあり、質疑を打ち切り、採決の結果、議案第26号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第36号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案の説明を求めました。

提案理由として、人事院規則の10-11の一部改正に伴う本市における育児、介護を行う職員の早出、遅出の勤務の対象範囲の拡大のため、本条例を改定するものと説明があり、また、追加説明で今まで小学就学の時期に達するまでの子を有する職員となっていたが、それに加え小学校就学している子のある職員であって、規則で定める者となっている。規則で定める者とあるのは、学童保育施設に託児をしている小学生の子を迎えに行く職員が対象になり、範囲の拡大をされた。人事院では、最近下校時の小学生等に係る凶悪犯が多発している点に考慮し、対象範囲を拡大されたものであると説明の後、質疑に入りました。

「範囲の拡大は賛成するものであるが、新たに加わった学童保育に託児をしている場合に限られるか。小学生は6年生までか」との質問に、「改正後でいくと児童福祉法に基づく児童託児施設に託児をしている小学生の子を迎えに行く職員となっている」。「現在、育児、介護を行う職員は何人程度届け出をされているか」との質問に、「現在は早出、遅出の職員はいない」との答弁でありました。また、「保育士で早出、遅出があると思うが、その人は該当しないか」との質問に、「保育士の早出、遅出は規則が別である。これは業務上の問題で、保育園に来た子を預るのに、園児に合わせて8時間の勤務時間を繰り合わす。香美市の職員の勤務時間等は規則にうたわれているので、通常であれば8時半から5時15分、これが7時半から4時15分とか、10時から6時45分で終わるとか、8時間勤務時間があるが、これとは別である」との答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、採決を行い、議案第36号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第37号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から説明を求めました。

提案理由として、通勤の範囲の改定等のため、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、香美市非常勤職員の公務災害補償等についても同様に改正をするためのものと説明の後、直ちに質疑に入りました。

「職員の災害補償で通勤の経路の問題がある。通常の通勤経路を著しく離れた経路を通行中の交通災害と勤務災害は認められない部分があるが、経路の届け出がされていて、それに沿った通勤になるのか」との質問に、「非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則の中に、通常社会生活上において病院などで薬をもらって帰ることは認められているが、自分ごとで帰りにスーパーへ行くことは認められるが、丸っきり別の方向に用事をしに行ったときは、その時点で切れる。それと通常とは認められないと範囲を逸脱している場合は除かれるとの規則で、このような場合は、限定でうたわれている」との答弁であります。

以上のような質疑応答の後、議案第37号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第38号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とし、執行部から説明を求めました。

提案理由として、過疎地域自立促進特別措置法に基づく、香美市固定資産税の課税免除に関する条例及び農村地域工業導入促進法に基づく香美市農村地域工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例を一本化し、事務手続きの統一化と運用面で効率化を図る。補足として、この両方の条例については、中身はほとんど同じである。対象地域、設備の金額と対象事業が若干違うだけで措置の内容は新設、増設に係る土地、家屋に係る課税される固定資産税の減額免除。ただし、土地については取得時の翌日から起算して1年以内に家屋の建設に着手のあった場合に限る。適用期間は3年間一緒である。措置内容、適用期間が一緒なので、事務内容で一本化するという事で県条例に並んで一本化することにしたとの説明の後、質疑に入りました。

「内容はほとんど変わらないということだが、設備その他について免除された3年間の交付税措置はあるのか」との質問に、「交付税措置については3年間免除すると、翌年の交付税措置の交付税算定の基準財政収入額から減収されるということになる」。それから「22ページ、ソフトウェア業用設備とあるが、香美市内に該当するところがあるか」との質問に、「ソフトウェアが対象になるのは過疎地域自立促進特別措置法に係る分なので、現在は対象になるものはない」との答弁の後、議案第38号を採決を行い、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第46号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を求めました。

提案理由として、消防法の改正に伴い、新たに住宅の所有者等に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことから、所要の改正を行うものであるとの説明の後、直ちに質疑に入りました。

「住宅用の防災警報機の価格は幾らか。また、市民に対しての周知の方法の考え方は」との質問に、「現在価格は8,000円から1万円程度であるが、市内の電気店のチラシでは6,000円というものもある。周知については広報5月号で流したが、今後も引き続きその設置、そのものの設置、また警報機そのものの悪質な訪問販売もあったようであるので、そのことについても注意と周知を行っていく予定である」との答弁であります。また、「新たに住宅所有者に適用されるということだが、耐用年数とか、また操作とか問題はないのか」との質問に、「新築については設置義務があるのは今年6月1日からで、新築を始めるところが条例の範囲になる。猶予期間として、現在の既存の住宅所有者には23年6月1日から義務づけになる。猶予期間が5年間あるとのことであります。また、設置については簡単になっているし、また耐用年数は電池式で毎月1回テストをし、5年から10年くらいもつであろうと言われている」。「大きさは」との質問で、「3

階の議員控室についている火災報知機程度のものである」との説明であります。「火災予防ということはよいことだが、これが出てきた背景と、6月1日から設置となっているが、消防署としての確認はどのようにするのか」との質問に、「背景はアメリカが非常に進んでいるので、日本でも火災による死亡者数では住宅用報知機を設置したところは死亡率が約3分の1になっている。アメリカでは年間6,000人くらいが住宅火災で亡くなっている現在、設置率が90%となっている今、亡くなる人が3,000人を割ったと言われている。日本は義務づけはされていないが、設置をしているところでは3分の1の死亡率となっている」との報告。また、「設置の確認は現在義務化をされているが、罰則規定はないか」。「本人が自分の身を守るということで奨励することになる。建築基準法とかで通達も行っていると思うが、6月以降新築されるものについては必ず設置をされると考えられる」。「免除規定の中にスプリンクラーがついているところとあるが、例えばそういうところでは、そういうものがない集合住宅での設置義務というのは入居者が負うのか、設置者が負うのか」との質問に、「集合住宅の場合、一番危険性が高いところである。入居者、所有者、占有者と3者が義務づけをされているが、どの部屋で寝るかによって所有者が決められない場合がある。所有者と入居者が協議をして、ものは所有者が準備し、寝るところに入居者が設置するということになると考えられる」との答弁があり、以上のような質疑応答の後、採決を行い、議案第46号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第47号、香美市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とし、執行部から提案説明を求めました。

補足説明として、この議案については、去る5月1日議員協議会を開き、関係課長も集まっていたき、説明会を行ったところである。この計画についてはとりあえず合併することによって3町がこの法の適用を受けることになった。ついては、市がこれから当面計画をしなければならない事業について、すべて網羅するという計画になっている。この計画書では、総枠で250億円の計画を持っているが、この段階ですべて盛り込んだということは、一つには過疎地域の自立事業を資する事業にすべて盛り込んでよいが、制度改正によって補助事業等が見直しになって、補助事業対象から外されることも想定されるために、ありとあらゆるものを考え、事業に盛り込んだとの説明をいただき、皆様のご理解をいただきたいとの説明の後、質疑を行いました。

「この中で、庁舎建設のことは入っていないと思うが、これは当てはまらないのか」との質問に、「庁舎建設についてはこの計画ではなく、合併特例債を使うということになっているのでこの計画には入っていない」との答弁であり、以上のような質疑応答の後、採決を行い、議案第47号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第48号、平山木工所の指定管理者指定について議題とし、執行部から提案説明を求めました。

提案理由として、平山木工所の管理運営を効果的に行わせるため、指定管理者を指定するものです。補足として、今まで利用者数は昨年7月1日から18年3月末までの中間報告ではありますが、利用者は延べ人数で298名、決算については11万2,568円の黒字となっているとの説明の後質疑に入りました。

「管理者の指定について、今後幾つか出てくると思うが、平山木工所において運営は独立採算の方法でいくのか」との質問に、「この指定管理については地区の振興協議会との約束の中で、あくまでも独立採算で行っていく。行政と市の支援は財政面、経済的には行わないという約束の中でスタートをしている」との答弁であります。また、「新たな指定管理者ということで議案が出てきたが、21年3月までやっていくわけだが、議員協議会などで決算などの質疑はできるのか。また、議会から手が離れるのか」との質問に、「指定管理者から出る事業報告については、議会に報告をする義務づけられているので、当然議会の中で質疑応答は可能と考えている」と答弁であります。また、「財政的に支援はしないというが、運営へ財政的支援はしないというのは、運営面ではしないという意味であると思うが、運営内容を見ると平山親水公園の手入れとかトイレの管理経費等を含めて、周辺の草刈りなどがあると思うが、3月末までに11万2,560円の黒字になったということか。また、運営管理は支援をしないが、新しく工作機械を入れたとか、大きな改造をしたとか、壊れたところが出たとかいうときも対応はどうか」との質問に、「平山地区振興協議会が受け皿となっているが、事業そのものは組織としては部会に分かれている。木工クラブが直接的には担当しているが、それぞれ独立採算制となっている。先ほどの説明は、木工所の経営に係ることの報告と認識をしてほしい。指定管理者のたてりとしては、大規模改善等は公の方で処理をする。日常的な修繕のようなものは、指定管理を受けている方がみずから行うとなっているが、そのあたりの境界はお互いが協議をすることによって処理、対応することになっている」との答弁であります。また、「運営員は27人となっているが、運営委員の数というのは契約時に双方が話し合っただけなのか。名簿は提出をされているのか」との質問に、「協議会の組織図はいただいている。その中から出てくる人数が27名となっている。名簿はどの質問では、課長の手元にはないが、直接担当のもとにあると考えられる」。

以上のような質疑応答の後、採決を行い、議案第48号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第50号、高知縣市町村総合事務組合格約の変更について議題とし、執行部から提案の説明を求めました。

提案理由として、平成18年1月1日、平成18年3月1日及び平成18年3月20日に市町村合併による中土佐町、香南市、香美市、四万十町及び黒潮町の発足に伴い、高知縣市町村総合事務組合格約を変更するため議会の議決を求めるものですとの説明の後、質疑に入りました。

特段質問もなく、直ちに採決を行い、議案第50号は全員賛成をもって原案のとおり



可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第52号、高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題とし、執行部から提案の説明を求めました。

提案理由として、平成18年3月1日赤岡町、香我美町、野市町、夜須町及び吉川村が香南市に、土佐山田町、香北町及び物部村が香美市にそれぞれ新設合併したことに伴い、構成団体の数、構成の団体名の変更と構成団体に町村がなくなるため、規約の中の「市町村」を「市」に改めるものであると説明。また、補足として10の市町村の構成が、合併によって4つになった。委員の数がそれぞれ2名出ていたが、2名で20名であったものが8名になるとの説明の後、質疑に入りましたが、特段質疑もなく、直ちに採決を行い議案第52号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものといたしました。

続きまして、今議会で当委員会に付託をされた案件ではございませんが、今議会の一般質問で7名の議員から取り上げられました点として、香美市の新庁舎建設計画の件については、所管すべき委員会は総務常任委員会となると思われまます。そこで、この新庁舎建設の取り組み姿勢の件について、去る5月19日開催をいたしました行財政改革推進特別委員会で次回の会議で審査すべき事項を協議する中で、特別委員会の審査事項の候補に上げておりましたが、まず所管の委員会で審査するのが先決であるということになりました。従来の特設委員会の審査の範囲としては、特定の常任委員会の審査だけで解決しがたい問題及び専門的に集中的に審査すべき問題については、当該常任委員会から特別委員会へ審査の依頼をする方法をとってきた経緯があります。そこで、香美市の新庁舎計画の件については、総務常任委員会として今後どのように対処していくかということについて、ご意見、協議をお願いをしました。そして、ご意見をいただいたところ、そうした中で、まず特設委員の中でこの問題の所管は総務常任委員会に当たるといふふうな意見も出ましたが、9月の新議員で検討するということもあるが、現在の総務常任委員会で手をつけずに先送りするのではなく、所管事務の調査の一つとして、総務常任委員会を開き、検討することにはどうか。また、特設委員会の中での意見は一度議員協議会の中で重要事項として議員協議会を開き、協議をしていくことにしてはどうか。また、調査活動について着手をしていったらとの意見も出ましたので、当常任委員会としては香美市の新庁舎建設計画の取り組み姿勢の件につきましては、まず議員協議会で協議をし、総務常任委員でもつのか、また新庁舎建設特別委員会を立ち上げるのかを諮ることとしてはどうかと検討しました。それまでに調査活動を行っていく総務常任委員会として独自の研究をしていくということもしてはどうかというふうな意見も出ましたが、そのようなことで、一応この庁舎のことについては協議を終わりました。結論としては、最終的には出しておりません。

以上のようなことで総務常任委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、石川彰宏君。

○教育厚生常任委員長（石川彰宏君）

教育厚生常任委員会より報告させていただきます

ますが、その前に、冒頭にも学校教育課長が承認第24号を訂正いたしました。その点につきまして当委員会で訂正箇所を審査した後、全員賛成をもって承認第24号を審査したことを申し添えておきます。

今期定例会において当常任委員会に付託された案件は、承認第19号、承認第20号、承認第21号、承認第23号、承認第24号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第40号、議案第41号、以上11件であります。以下、順次ご報告申し上げます。

まず最初に、承認第19号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「医療給付費が減額になっているが、事業費が下がったのか。それとも見込み違いか」の質疑に対し、「3月、4月の2カ月分であるが、旧3町村とも前年を上回る予算を組んでいたが、支払いが減ったため減額する」と答弁。「支払いが減ったのは診療抑制の影響ではないか。また、定額から定率になってきたためではないか。また、病気が重くなってからかかり出したら大変だから、レセプト点検を進めて中身を分析する必要があるのではないか」との質疑に対し、「レセプト点検を行っているから、そういうところからも点検をしたいと思っている」と答弁。「第三者納付金とは。また、全額入ってきているか」の質疑に対し、「交通事故の関係で全額は入ってきているものと考えている」と答弁。「求償委託料とは」の質疑に対し、「第三者納付金の連合会に支払う委託料」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第20号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」（事業勘定）についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「基金積立金取り崩しで平成17年度は1億5,000万円の黒字という見通しでいいのか」の質疑に対し、「暫定補正予算2カ月分のみで、全体としては2月分も入っていて、何千万円かの赤字となっている。歳出の基金積立金は、積み立てるのではなく全体を修正するもの」と答弁。「財政調整交付金は、どれくらいのパーセントを見込んでいるか」の質疑に対し、「今までの実績」と答弁。「国保会計は独立採算を余儀なくされているので、規則的につくっているお金、一般会計から繰り入れ運営しなければ」の質疑に対し、「予算のヒアリングでは全額入れてもらいたいと要求している」と答弁。「若人と老人の違いは」の質疑に対し、「国保では若人と老人、退職に分かれていて、若人はゼロ歳から75歳まで、老人は75歳以上。退職は企業等に勤めていて、退職して75歳になるまで。75歳以上は老人になる」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり承認す

べきものと決定しました。

次に、承認第21号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」（保険事業勘定）についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「雑入の中の何が減額になったか」の質疑に対し、「諸収入の中の雑入で、香北分の2,440万円黒字の予定だったが、1,500万円ぐらいの黒字だったので940万円減額した」と答弁。

以上、質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第23号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第24号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「運行の利用状況、何人乗りのバスか。経費と物部村の平成17年度の実績について」の質疑があり、「朝1便、夕方2便で、15人乗りバスで、通学に子ども5人、一般の方が月延べ10人ぐらいの利用。年間360万円で大柵観光タクシーに委託している」と答弁。「大柵から神池までは7.3キロなのに、なぜ10キロ以上の料金表が必要なのか」の質疑に対し、「遠距離通学の個人負担分が10キロ未満と10キロ以上で異なるため」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、平成18年度香美市老人保健特別会計予算についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「15ページの資格委託は」の質疑に対し、「連合会に支払う委託料で他の保険とダブってないか、資格を確認するための委託」と答弁。「支払基金交付金の平成17年度見込みの合計が暫定では5億円ぐらいになるが、支払基金交付金が3億円ぐらいになっている。見通しとしてはいいのか。3町村合併して予算が組みにくいと思うが、平成17年度予算の暫定と整合性があるのか。レセプト点検嘱託職員は国保のレセプト点検嘱託職員とダブっていないか」の質疑に対し、「支払基金交付金は全体として旧3町村の合計金額より1.3%ぐらいのアップ。老人医療の場合、エリアで予算を立て、過去2年間の医療費を参考にしている。若干人数も減ってきているので、金額としては横ばいということで予算を組んでいる。レセプトの点検については、一応老人医療と国保とは別々に専

属で点検をしている。老人医療の方が1名で国保の方が2名となっている」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「今回は税率をつつかず、基金の繰り入れということで対応しているが、基金の残高は繰り入れ後幾らになるか。あわせて来年の見通しを伺いたい」との質疑に対し、「基金残高は18年度当初で旧土佐山田町が4億7,000万円、旧香北町と物部村がそれぞれ1億円ずつ、あわせて6億7,000万円から7億円ぐらいあるのではないかと見込んでいる。見込みとしては、今回2億3,000万円繰り入れるので、1年間運用してみないとわからないが、同じ率で事業を進めていくと3年間で基金がなくなる計算になる。国保の税率については今回上げたので、据え置きで介護納付金の方を納付金に見合った金額にするように19年度以降率を変えたいと考えている」。「段階的に介護保険が上がる分、差額を国保で対応しなければならないか。また、応能応益、50、50に近づけているが、どれくらいになるか。一般被保険者と退職被保険者の人数はどれくらいなのか」の質疑に対し、「介護保険の赤字の分、自分（執行部説明員）の思いでは赤字を分解消する金額に19年度よりしたいと思っている。医療分については、医療の32%から33%を国保税で集めることで試算をしてこの率となっている。介護納付については、合併協議の協定項目の中にもあり、率を変えれないので旧土佐山田町の率を使うとなっていたので、3,000万円か4,000万円の赤字になる。7月に令書が出るが、6月の所得が確定したら計算をし直さなければならないと思っているが、毎年毎年単価が上がってきているので、19年度からは赤字にならないようにしたいと思っている。一般保険者分で、応能47.76、応益52.24で試算している。一般保険者、1万1,926人、退職被保険者、2,061人、あわせて1万3,987人である」と答弁。「これから団塊の世代の退職者がふえ出すので、被保険者の推進を抜かりなくやらなければならないと思うが。また、運営協議会の委員は」の質疑に対し、「議会からは教育厚生部の正副委員長と、山崎晃子さん。医師からは楠目先生、歯科医師の岡西先生。薬剤師からは尾立さん。住民代表は旧3町村から1名ずつの9名である。退職の関係は2カ月に1回リストが届いているので、それに従い抜かりないようにしている」と答弁。「後発薬の推進を医師会等に働きかけて推進してもらおうようにして、医療費の抑制に努めてもらいたいことと、34ページの健康づくり補助金の使い方」の質疑に対し、「後発薬については今後検討させていただきたい。旧土佐山田町で行っていた事業で、1団体上限30万円で5団体に補助するものである」と答弁。「34ページの事業費の中のパンフレットとはどんなパンフレットか」の質疑に対し、「連合会のものだったり、香美市独自の業者の冊子を保健所と一緒に送付したりする」。「これに生活習慣病とか後発薬の案内などを入れたらどうだろうか」の質疑に対し、「今後検討したい」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号、平成18年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を議題とし、執行部からの説明を求め、直ちに質疑に入りました。

保険課資料の訂正、数字には誤りがないが、「5段階、6段階」の人が右の端が「非課税」になっていたと訂正した。

「38ページの包括的支援事業の嘱託職員の人数は何名か。45ページの特別職の48名の内訳はどうなっているか」の質疑に対し、「嘱託職員は4名、認定審査会は3つに分かれていて、6名ずつで18名、補欠1名で19名。地域密着型のサービスの運営委員会と地域包括支援センター協議会の委員さんの人数である」と答弁。「27ページの嘱託調査員は何名か」の質疑に対し、「山田3名、香北1名、物部1名の5名である」と答弁。「37ページの嘱託職員は1名である」と答弁。「認定調査で主治医の意見書は何件あるか」の質疑に対して、「月に6回行って、1審査会で30件前後ある。17年度は2,500ぐらいが審査件数であった」と答弁。「サービスを使わない方で申請だけをしておくという方は何人ぐらいいるか」の質疑に対し、「申請は自由で、そういう方もおられるということだが、人数までは把握していない」と答弁。「委託料扶助費等あるが、何をするか全体の動きが見えない」との質疑に対し、「介護予防事業のそれぞれの委託料は、社会福祉協議会へ委託する事業で、高齢者の交流の場づくり、ボランティアの養成、地区リーダーの掘り起こしなどの事業に充てる」と答弁。「市債の中に財政安定化基金貸付金とあるのはどういうものか」の質疑に対し、「県下でそれぞれ市町村が拠出し、赤字になったときにそれを借り事業を運営するものである」と答弁。「19ページの職員給与等繰入金の内訳と、49ページの5級の人はどういう方なのか」の質疑に対して、「課長補佐である。内訳は資料がないので後で」と答弁。「49ページの級別職員数について岡本課長を含め、保険課の中の課長職を含めて特別会計になってきたとき、どこの会計に入れるか。一般会計でみてくれるならわかるが」の質疑に対し、「課長の部分は一般でみている。国保、老人、介護にも入っていない。この介護の職員給与については、介護保険係と包括の職員である」と答弁。「介護予防で高齢者施策と一般高齢者の方は社会福祉協議会に委託すると言ったが、香美市社協となり、物部は1人の職員となり、どのような運営をするか」の質疑に対し、「今年度については、モデル地区実施ということで3年間で香美市の中、小学校単位に1カ所の交流の場ができることを目標に、1年目、市内5カ所で実施。土佐山田町は繁藤地区、香長地区、明治地区、香北町は永野地区、物部町は大柘地区で、地区住民に呼びかけて座談会を実施して具体的な活動形態を決める。また、活動を支えるボランティアの募集と講座の実施を健康づくり推進課と共働事業で現在検討中」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号、平成18年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「単純な予算で、特に歳出は嘱託職員を集めたが何をするかわからない。委託料もあるが、委託先もわからないので包括支援センターのサービスを含めて25日までに内容、委託先を一覧表にして回してほしい」との質疑に対し、「介護認定の要支援1、2に認定された人のサービスの計画書作成で実際のサービスはしない。委託料は、作成を業者に委託する。計画書作成1回4,000円で、初回のみプラアルファ2,500円で、6,500円になり、年間で試算して525人出てくるだろうということで、373万7,500円になり、2回目以後、3,264人分を予定していて、掛ける4,000円で、1,679万3,000円の収入を見込んでいる。委託をするというときは、9掛けにしている。嘱託職員は現在2人だけであり、認定数がふえるに従って順次ケアを雇っていく予定である」と答弁。「4,000円というのは何か月分か」の質疑に対し、「1回計画書をつくり、一月である」と答弁。「11ページの特別職12名はだれか」の質疑に対し、「嘱託職員である」と答弁。「第203条の規定に基づいて入れなければおかしくないか」の質疑に対し、「例規集の中にある」と答弁。「第203条で金額を決めているか」の質疑に対し、「幅があり、たしか20万円以内と決めていた」と答弁。「12名を将来確保したいが、現在は2名という判断でいいのか」の質疑に対し、「順次新たな認定がされて、要支援1、2がふえていけば、ケアマネをふやしていく」と答弁。「従来の要介護1には、保険勘定で対応していたが、これからサービス勘定で対応していくという認識でいいのか」の質疑に対し、「そうです」と答弁。

以上、質疑応答を行い、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号、香美市立学校使用条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「これまで、学校教育施設を使いビーチバレー、バトミントン等を行っていたが、基本的には無料だったが、今回かなりの高い金額になるが、そのあたりはどのようになるか」の質疑に対し、「今まで社会教育の関係で学校施設の開放に関する規則ということで、社会教育の方にスポーツ、文化、全部登録された方を中心に本館で指導していた。体育館については、1時間当たり210円という金額で設定しておりましたが、今回についてはスポーツの開放、学校施設の開放に関する規則には、団体に貸すということになっている。社会教育の開放になっているので、文化関係も登録をした方に貸している。今回については、各学校の余った教室も開放しようとなった。例えば体育館を使う方につきましては、いっぱい空いているところがないかもしれませんが、個人的にグループで使う場合は、ちょっと聞き取れませんでした。今回につきましてもコーチ代とか、平山小学校付近の周辺を利用して、研究したいと言っており、学校まで一々帰るのは大変で、ここを借りて現場に行ったり帰ってきたりして研究をしたいという話もあったり、

P T Aの父兄の方から親と子が標識を借りて遊ぶことをやりたい、そういうこともあり、今回決定。スポーツ開放と社会教育外のことだから料金的にもちょっと高くなっているが、料金の設定については質問がないので例を挙げれば、体育館の1,050円については宝町体育館と同じ金額になっている。教室の480円についても公民館の2階研修室を基準にさせてもらい、運動場についても市民グラウンド、宝町グラウンドを基準してもらっている。夜間については、体育館の1時間350円計算で、5時間と550円の照明料をもらうことになっている。宝町体育館、土佐山田町の武道館の照明料520円を基準としている。教室の17時から22時の1,000円についても1時間160円、5時間で800円となっている。中央公民館の照明料は取っていないが、学校の場合は、200円の照明料を取っている」と答弁。「これまで使ったスポーツ文化団体等はどこか。その方々は、従来どおりの金額なのか」の質疑に対し、「その条例については学校施設開放に関する規則にあり、別に規則をつくってやっている」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり承認（後に「可決」と訂正発言あり）すべきものと決定しました。

次に、議案第41号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を求め、直ちに質疑に入りました。

「条例の2の1『公募する暇（ひま）がない』という言葉はどこから出てきたのか」の質疑に対し、「5条の2項の1の『暇（いとま）がない』という読み方を考えている。それから、全国的にホームページなどで指定管理者の条文を検索してみると、相当数の条文に使われているということで、今回は採用した」と答弁。「健康センターセレネは、独立採算制を追及し、セレネそのものがキャンプ場も一緒にやっていたが、分割すると今議場で商工観光課長の高橋課長が言っていたが、分けてやっていくのか、分割で独立採算制で指定管理者でやっていくのか。公募以外の道をやるための条例としていいのか」の質疑に対し、「指定管理者の法律上分けて条例が違うものは分けて指定管理者の公募なりをしていかなければいけない。今の運営の方法では、議員もご存じのようにプールの方は赤字。それを一つのふるさと公社ということで、企業にお願いして、ピースフルセレネとキャンプ場で黒字になった分でプールの方の委託料を安く抑えているという形でお願しているが、私どもとしては、一緒にみてもらえないかと商工観光課の方には申し入れしている。商工観光課が持っている2件は黒字でございますので、独立採算でやっていきたいという思いがとおりかもしれませんが、こちらの方としては独立採算では難しい部門なので、どちらかという健康づくりを全面に出して公募以外で管理者を決めて管理ができないかと考えている。できるだけ市としては、支出を抑えるという意味合いでは、あとの2件とあわせて指定管理者をお願いできる方策を講じていきたい。現在研究段階である」と答弁。

以上の質疑応答を経て、採決の結果、本議案は全員賛成をもって原案のとおり承認（後

に「可決」と訂正発言あり)すべきものと決定いたしました。

(場内より、「委員長、「承認」ではない、「可決」である。議案45号も。」という声あり)

○教育厚生常任委員長(石川彰宏君) すみません、議案第40号、可決です。

議案第41号も可決です。訂正します。

続きまして、今議会で当委員会に付託された案件ではありませんが、今議会の一般質問で複数の議員から取り上げられました点として、今後の保育所運営方針の件については、所管すべき委員会は教育厚生常任委員会になります。そこで、この保育所運営方針に大きくかかわるすこやか子育て支援プランの進捗状況の件について、去る5月19日開催しました行財政改革推進特別委員会で次回の会議で審査すべき事項を協議する中で、特別委員会の審査事項の候補に上げておりましたが、まず、所管の委員会で審査するのが先決であるということになりました。従来の特設委員会の審査の範囲としては、特定の常任委員会の審査だけで解決しがたい問題及び専門的、集中的に審査すべき問題については、当該常任委員会から特別委員会へ審査を依頼する方法をとってきた経緯があります。そこで、このすこやか子育て支援プランの進捗状況の件について、教育厚生常任委員会としてどのように対処していくかということについて協議をお願いいたしました。協議いたしましたところ、委員も新しくなり1回は審議をしたらいいのではないかと、それから、その中での問題点がありましたら、それを特別委員会で上げればいいのではないかと意見がございました。この子育て支援プランについては、これは旧土佐山田町でやっていた経緯がありますが、これは教育厚生常任委員会で取り扱ったらどうかということで、全員賛成をもちまして、これから教育厚生常任委員会で取り扱うことといたしました。

これをもちまして、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(西村芳成君) 次に、産業建設常任委員会委員長、西山 武君。

○産業建設常任委員長(西山 武君) 34番、西山 武でございます。産業建設常任委員会が付託を受けた案件について、5月22日に審査を行いましたので、その審査の経過と結果の報告をいたします。

今期定例会において、当委員会に付託された案件は、承認第17号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」、承認第18号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」、議案第27号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算、議案第28号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算、議案第29号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議案第34号、平成18年度香美市水道事業会計予算、議案第35号、平成18年度香美市工業用水道事業会計予算、議案第42号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第43号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第44号、香美市都市公



園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号、香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号、香美市道の路線の認定についての12件です。以下、順次ご報告申し上げます。

承認第17号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」については、「浦戸湾東部流域下水道事業費が確定したため、負担金部分を100万円減額するものである」との補足説明の後、「この事業はどのような事業か」との質問に対し、「香美市（旧土佐山田町）、南国市及び高知市東部で構成する下水道事業で、最終処分場は高須の浄化センターである。また、排水設備工事指定業者指定審査手数料は、この資格がなければ工事ができない。補正額は資格更新手数料であり、1社1万円で7社分である。期間は5年間である」等、質疑応答の後、審査の結果、全員賛成をもって（原案のとおり）承認すべきものと決しました。

次いで、承認第18号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」については、「下水道事業債だけで起債を組んでいたが、中に過疎対策事業債が入っていたので、本来の起債目的と同時に、下水道事業債6,010万円と過疎対策事業債5,450万円に分類を変更したものである」等の説明を受け、審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次いで、議案第27号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算については、「本年度は施設の維持管理を主として予算を組んでいる」との補足説明の後、質疑に入り、「原水水質検査費は、水道法の規定により50項目検査している。配水及び給水費の管の敷設替工事については、神母ノ木地区配水管布設工事は老朽化がひどく、毎年順次行っておるが、今のペースだとあと4～5年はかかると考えている。大平、本村地区については漏水の多いところは今回の工事で終わるが、古い管渠が入っているので、いつ漏水が始まるかわからないので、維持管理しながら順次管を交換していきたい。また、諸収入に対する質問につきましては、1節の諸収入は古いメーターの売却代で、土佐山田地区で3万円、香北地区で4万円、利子2,000円を見込んでいる。2節の破損弁償金は、工事等で配水管が破損したときの損害金受け入れのための座である。3節移設補償費は、下水道工事に伴う移設補償費で、山田地区で400万円、香北地区で1,100万円を見込んでいる。水道使用料の滞納と加入率については、滞納のうち、土佐山田町分は分納誓約書をもって分納されているので、100%回収できると思う。旧香北町は98%、旧物部村は99%の回収率であるが、これも土佐山田町同様分納誓約書をもって督促している。簡水の加入率は給水区域内人口に対して95%である」との質疑応答の後、審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、議案第28号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算については、「排水設備工事指定業者指定審査手数料については、指定の更新手数料であり1社1万円で10社を見込んでいる。有効期間は5年である。主任技術者登録手数料については、

県の免許で1社3,000円で10社を見込んでいる」。「下水道推進活動賞品代は、土佐山田町内の小・中学校の生徒に下水道の日である9月10日に作品を出してもらい、賞品を出して下水道に対する理解を深めるものである」。「下水道加入推進報償費については、下水道工事業者と職員が下水道普及のため訪宅するときのものである」。また、「栄町JR軌道敷除草賃金は、通水記念碑のところで線路の下を下水道管が通っており、その除草賃金である」。また、「横堀川浚渫工事については、宝町緑地広場の下を下水道のボックスカルバートが通っている。毎年行うもので、中に入ってたまっている泥を除去する工事である」等の質疑応答の後、審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決しました。

次いで、議案第29号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、「本年度の面整備の予定は、橋川町地区である」との補足説明の後、質疑に入り、「下水道加入促進奨励金については、供用開始後1年以内に加入する場合に5万円、2年以内だと4万円、3年になると3万円を出すことにより、下水道の加入促進を図るものである」。また、「下水道台帳管理システム委託料は、工事が終了した下水道の管の台帳を順に作成する費用である。香北町では2.5キロメートル残っていて、その費用である。土佐山田町でも、下水道台帳はあるが、データベースしたものを今年からつくるといふことで、前の議案第28号で10キロメートルを計画している」。「下水道工事はいつまでか」という点につきましては、「香北町の下水道管工事につきましては、20年度の小川地区で終わる予定である。しかし、処理場が現在1池しかなく、2池なければ全体を処理できないので、残っている小川地区を含めて20年度には完成したいと考えている」。「香北町の下水道加入促進奨励金と、土佐山田町の下水道との取り扱いを統一することに検討したかどうか」という質問につきましては、「香北町の特設下水道は、自治法により土佐山田町の公共下水は都市計画法により施行されており、取り扱いが違ふので、香北町は接続時に13万円の負担金を支払い、該当者は奨励金をもらうもので、土佐山田町は管が通ったら負担金を払うということシステムが違ふ。検討はしたが、統一できないことはないと思うけれども、ちょっと無理だと思う。また、香北町では接続時に徴収するので負担金を支払わないと接続できないので滞納が発生しない」等の質疑応答の後、審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、議案第34号、平成18年度香美市水道事業会計予算については、「配水管敷設替工事は公共下水道工事に伴うものである。ボーリング調査費は新水源を探すものであり、物部川右岸、土佐山田町内を予定している。新水源は、今までの調査によるところの日量100トン（後に「日量1,000トン」と訂正発言あり）の2カ所と、今回のボーリング調査の分をあわせて日量3,000トンから4,000トンは確保できると考えている。配水池緊急遮断弁設置工事は、2基ある配水池のうち1基を地震時にある程度以上の震度になると給水を遮断して調整池に水を確保し、後々の飲料水を確保するための工事である」等の補足説明の後、質疑に入り、水源に関する質問に対して、「戸板島

の水源地のグレードアップ工事を昨年から行ってきました。現在の給水量は、1日当たり5,300トンから、多いときで6,000トンである。今まではポンプを24時間運転してすることが多かったが、グレードアップ工事のおかげで、現在は18時間程度の稼働で間に合い、ポンプの能力に6時間ぐらいの余裕ができています」。また、「緊急遮断弁設置工事については、供給が遮断されると地震時の火災の初期消火等ができないので、配水池が2カ所以上あるところでないといけない。したがって、配水池が1カ所しかない簡水についてはできない」。また、「水道料金値上げによって新水源工事に向かって十分な利益が上がっているか」という点につきましては、「十分とは言えないが、17年度営業収益ベースで25%以上アップしている。予備費の3,870万円が年間の積み立てに回せるのではないかと考えている。現在、3億円ぐらいの基金があるが、新水源事業には15億円から20億円必要であるので、現在の施設を手入れしながら頭金をつくっていきたい」等、質疑応答の後、審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決しました。

次いで、議案第35号、平成18年度香美市工業用水道事業会計予算については、「工業用水道では今年度初めて営業収益51万1,000円を計上できた。これは山崎技研であり、1日当たりの給水量は最低基準の50立方メートルである」との補足説明の後、慎重審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決しました。

次いで、議案第42号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定については、「第6条2項(1)の公募する『暇(ひま)』がないときという文言と、契約年数について。また運営についてと、プールの取り扱いについて」の質問に対して、「契約は公募を予定しているが、議会等の関係で公募する『暇(いとま)』がないときということである。また、契約年数は通常は5年であるが、今回は初回につき4年7カ月である。運営は独立採算を考えている。プールは健康づくり推進課が担当であり、最終的には協議が必要だと思うが、現時点では別々に委託する予定である」等の質疑応答の後、審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、議案第43号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定については、「契約年数と申し込みについて」の質問に対して、「契約年数は5年であるが、今回は初回につき4年7カ月である。利用申し込みは、キャンプ場とセレネについては別々である」との質疑応答の後、審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決しました。

次いで議案第44号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、「興業」は産業を興すという意味の「興業」であり、イベント等催す「興行」に改めるものである。また、「第7条第1項は公園内に施設を設ける者は市内に住所、あるいは事務所を有する者でなければならないとあった規定を除けるものである」。「別表1は条例の1,565ページの表を改めたもので、土地の番地が入っているものと入っていないものがあつたので統一し、何番と入れたものである」との補足説明を受け、審査の結果、

全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決しました。

次いで、議案第45号、香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、「残土処理場が2カ所ふえたことと、利用方法及び管理者について」の質問に対し、「宮ノ瀬と堀田の2カ所がふえ、宮ノ瀬は3,000立方メートル、堀田は7,000立方メートルの処理が可能である。利用方法は市の工事を行う場合の残土を受けるものであり、業者よりの申し込みを受けて入れてもらうこととしている。昨年満杯になって、現在休止中の吉野には管理者がいたが、現在は管理者がいない」等の質疑応答の後、審査を行い、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、議案第49号、香美市道の路線の認定については、提出日の年号「平成」が抜かって、印刷後に訂正の後、「市道の幅員」の質問に対して、「林道終点から奥に1件民家があり、幅員が3メートルある」との答弁の後、審査の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 常任委員長の報告を終わります。

暫時10分間休憩いたします。

（午後2時51分 休憩）

（午後3時03分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

産業建設常任委員長、西山 武君。

○産業建設常任委員長（西山 武君） 30番、西山でございます。

先ほどの議案質疑の説明の中で、議案第34号、平成18年度香美市水道事業会計予算の中で、既存の新水源地の予定地の日量の水量を「1,000トン」と言うところを「100トン」と言ったようでございますので、そのところを、「日量1,000トンの2カ所と、今回のボーリング調査の分あわせて日量3,000トンから4,000トンを確保できる」というふうに訂正しますので、よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 事務局長より訂正がありますので、許可します。事務局長、松浦良衛君。

○議会事務局長（松浦良衛君） 恐れ入ります。日程と、もう1カ所、2カ所あるんですが、本日の議事日程の日程第49、議案の第55号です。よろしいでしょうか。第55号で平成18年度香美市一般会計予算となっておりますが、「補正」が抜かっております。まことに恐れ入ります。「補正」を追加をお願いしたいと存じます。

それから、本日議場でお配りをしております議案の中で、同意第14号ですが、14号の参考資料ですけれども、中澤議員の学歴のところ、参考資料の上から4行目に学歴とありますが、その学歴のところの3行目、4行目ですけれども、「平成10年3月

岡山大学大学院修士課程終了」となっておりますが、これ「(平成)12年」の間違いでございます。その下も同じで、「平成12年(10年を12年に訂正)4月」に大学院法学部の博士課程で「研究科」を削除をお願いしたいと存じます。博士課程(の次の)「研究科」の削除をお願いして、「博士課程入学」と、これをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(西村芳成君) それでは、常任委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) 総務常任委員長にお伺い申し上げます。

専決処分事項の第22号で、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、この所得税の税率の見直し等がやられたという話を聞きますが、その点と、あと住民税等を含めた定率減税の廃止等の市民への影響等はどのような議論をされたのかどうかというのと、2つ目が、国の所得税率の引き下げ、10%が5%引き下げるというのはどういう形になるのか。その2点お願いします。

○議長(西村芳成君) 26番、原 心一君。

○総務常任委員長(原 心一君) お答えをしたいと思います。きょうの報告の中でですね、第22号の案件は約3分の1の時間を要しております。そういうことで、審議をされたかされなかったかということでもありますけれども、私としては報告をしたことがですね審議をされたものであって、その中で先ほど笹岡さんが言われたような案件について協議をしたかということになると、十分返答ができる状況ではありません。審議をされたかされなかったかという点については。

○議長(西村芳成君) 審査、委員長、(審議ではなく)審査。

○総務常任委員長(原 心一君) 審査をされたかということになっては、私の報告がされてないということであれば、されてないというふうに思います。

以上です。

○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、承認第15号は、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算「第1号」を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第16号は、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第17号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第17号は、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第18号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第18号は、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第19号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第19号は、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第20号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算「第1号」（事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認

第20号は、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第21号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1号」（保険事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第21号は、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第22号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 賛成多数であります。よって、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第23号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第23号は、委員長の報告のとおり承認されました。

これから、承認第24号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、承認第24号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第25号、平成18年度香美市一般会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採

決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成18年度香美市老人保健特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)



○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成18年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成18年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成18年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成18年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、香美市立学校使用条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、香美市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平山木工所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第48号は、委員長報告

のとおり可決されました。

次に、議案第49号、香美市道の路線の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、高知縣市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第38、同意第1号から、日程第46、同意第9号までは人事案件でありますので、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議方式により審議採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なし認めます。よってさよう決定をいたしました。

日程第38、同意第1号、香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、税務課長、高橋 功男君の退席を求めます。

(税務課長、高橋 功君 退場)

○議長(西村芳成君) まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 同意第1号、香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて。

香美市固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年5月11日提出。香美市長、門脇槇夫。

住 所 香美市土佐山田町百石町2丁目4番19号

氏 名 高橋 功

生年月日 昭和27年5月27日

提案理由、平成18年3月1日香美市発足により、香美市の固定資産評価員を選任しようとするものであります。高橋 功氏は、現在香美市税務課長であります。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第1号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

税務課長、高橋 功君の入場を許可します。

（税務課長、高橋 功君 入場）

○議長（西村芳成君） 日程第39、同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて。

香美市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 香美市土佐山田町佐野693番地

氏 名 前田 巧

生年月日 昭和22年6月13日

平成18年5月11日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、市長決定後最初に招集される議会の同意を得て、新たに香美市固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするものです。

参考資料といたしまして、別紙に経歴等を添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4

項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第2号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第40号、同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて。

香美市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 高知市升形9番10号

氏 名 松村幸生

生年月日 昭和28年11月25日

平成18年5月11日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、市長決定後最初に招集される議会の同意を得て、新たに香美市固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするものです。

参考資料として、別紙に経歴等を添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第3号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第41、同意第4号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

ちょっと待ってください。地方自治法第117条の規定により、議員、植村佳三君の

退席を求めます。

(18番、植村佳三君 退場)

○議長(西村芳成君) まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 同意第4号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて。

香美市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 香美市土佐山田町東本町5丁目1番17号

氏 名 植村佳史

生年月日 昭和29年12月29日

平成18年5月11日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、市長決定後最初に招集される議会の同意を得て、新たに香美市固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするものです。

参考資料として、別紙に経歴等を添付しておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第4号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

18番、植村佳三議員の入場を許可します。

(18番、植村佳三君 入場)

○議長(西村芳成君) 日程第42、同意第5号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、原 初恵君の退席を求めます。

(教育長、原 初恵君 退場)

○議長(西村芳成君) まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 同意第5号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 香美市土佐山田町神母ノ木436番地5

氏 名 原 初 恵

生年月日 昭和 1 1 年 3 月 1 8 日

平成 1 8 年 5 月 1 1 日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、市長決定後最初に招集される議会の同意を得て、新たに香美市教育委員会委員を任命しようとするものです。

参考資料といたしまして、別紙に経歴等を添付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 4 項第 2 号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第 5 号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第 5 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

原 初恵君の入場を許可いたします。

（教育長、原 初恵君 入場）

○議長（西村芳成君） 日程第 4 3、同意第 6 号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第 6 号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 香美市土佐山田町本村 9 7 番地

氏 名 川村利明

生年月日 昭和 1 5 年 9 月 1 5 日

平成 1 8 年 5 月 1 1 日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、市長決定後最初に招集される議会の同意を得て、新たに香美市教育委員会委員を任命しようとするものです。

参考資料といたしまして、別紙に経歴等を添付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 4 項第 2 号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。



「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第6号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決定しました。

手を挙げるときは垂直に挙げてください。

日程第44、同意第7号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第7号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 香美市物部町頓定277番地

氏 名 公文 裕

生年月日 昭和25年10月2日

平成18年5月11日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、市長決定後最初に招集される議会の同意を得て、新たに香美市教育委員会委員を任命しようとするものです。

参考資料といたしまして、別紙に経歴等を添付しておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） ちょっと待ってください。

説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第7号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第45、同意第8号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第8号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 香美市土佐山田町山田1514番地2

氏 名 石川祐一

生年月日 昭和26年11月17日

平成18年5月11日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、市長決定後最初に招集される議会の同意を得て、新たに香美市教育委員会委員を任命しようとするものです。

参考資料といたしまして、別紙に経歴等添付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第8号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第8号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第46、同意第9号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第9号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 香美市香北町菰生野178番地7

氏 名 岡本由美

生年月日 昭和36年4月19日

平成18年5月11日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、市長決定後最初に招集される議会の同意を得て、新たに香美市教育委員会委員を任命しようとするものです。

参考資料といたしまして、別紙に経歴等添付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をしました。

○11番（片岡守春君） 議長。

○議長（西村芳成君） 議事進行？

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 今、決まっていた同意第3号のね、この学歴の後がやっぱり卒業か何かを書いておく必要がありますの？第3号の人だけ学歴の後が何も無いけど。「卒業」か「終了」か書かないかん。

○議長（西村芳成君） ちょっと待ってください。今審議中ですので、終わってから、切りをしたときに審議についてはお願いいたします。

これから、第9号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第9号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第3号ですね、参考資料の学歴、「卒業」、すいません、抜かっております。

それともう1点、同意第6号、川村利明氏の関係でございますが、これのですね経歴が最初、高知県警察署がですね、「昭和31年4月から」になっておりますが、「昭和38年4月から」に訂正をお願いします。ちょっと年齢が合いませんので、すいません、間違っておりました。

○議長（西村芳成君） お諮りします。ただいま、総務課長から同意3号の一部訂正、同意6号の訂正がございましたがよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

○議長（西村芳成君） 訂正を承認することに決定いたしました。

お諮りします。日程第47、議案第53号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてから、日程第62、香美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての案件は追加案件であります。会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第47、議案第53号から日程第62、香美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

暫時時間の延長をいたします。

日程第47、議案第53号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 議案第53号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更について。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる同法第9条の3第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、平成18年3月20日の市町村合併に伴い、こうち人づくり広域連合規約の一部を次のように変更する。

平成18年5月25日提出。香美市長、門脇槇夫。

こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約  
条文の中身については省略させていただきます。

提案理由、平成18年3月20日の四万十町及び黒潮町の新設合併に伴い、こうち人づくり広域連合規約を変更するため議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この負担金の関係なんですが、一律分、人口割等あると思うんですが、市町村合併進んでいる中でですねそういう変更はあるのかどうか、それはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） このこうち人づくり広域連合につきましては、今のところ負担金はございません。宝くじの関係で財源として整っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第54号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の制定についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） ご説明いたします。議案第54号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の制定について。

平成18年5月25日提出。香美市長、門脇慎夫。

香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約

条文は省かせていただきます。

提案理由、障害者自立支援法に基づき、障害程度区分等の審査判定業務を行う市町村審査会を香南市と共同設置し運営するため。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この前の一般質問等で7人の体制で、その中に医師を4人ということの、いう話がありましたが、問題はですねこういう場合になった場合、審査会に対する異議申し立てというのはどういふのを使っていくことになるんでしょうか。その審査に不服がある場合はどういふシステムになるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） この異議申し立てにつきましては、他の異議申し立てと違いまして、直接市長ということではなくてですね、知事に諮ることができます。知事の方から指導があると、そういうふうな形になっておりまして、障害者の利益を守るような方向になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 勉強不足で申しわけないけど教えてほしいと思いますけど、この議案第54号ということにはなっておりますが、内容の規約の制定、規約、規程、規則があるわけですが、規約については議会の議決が必要であるという、その辺を教えていただきたい。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） この場合、提案しております内容は共同設置でございます。単独で行う場合には条例で行うわけですが、共同設置の場合には規約ということになっております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第55号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第1号」を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議案第55号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第1号」を説明いたします。

平成18年度香美市の一般会計補正予算「第1号」は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億3,807万2,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年5月25日提出。香美市長、門脇慎夫。

提案理由、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置事業負担金の追加により変更が生じたため、補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表、それから事項別明細は省略を、提案説明書によりまして説明をさせていただきます。

今回の補正は、障害者自立支援法に基づき障害程度区分等に関する審査判定業務を行う市町村審査会を香南市と共同設置し運営することに伴う補正予算であります。

補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に137万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ147億3,807万2,000円としました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） 間違いです。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 6ページに載ってます、歳出の方の障害者福祉費の中の137万8,000円という金額は、先ほど議案第54号にあった均等割の部分なのか等含めて、それから香南市との関係はですねどれくらいになるのかと、この間の。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 笹岡議員のお尋ねにお答えをいたします。

この場合の予算は、香南市と香美市が2分の1ずつということになっております。この審査に係る人数につきましても、ほぼ同じということで、2分の1ということで合意をさせていただいております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今回は補正ということですが、今後1年間運営する中でこの費用というのは大体どれくらいに予想してるんでしょうか。大体これで1年間じゃないわけでしょう。今後の含めて大体平成18年度どれくらいのお金が必要となってくるかという、その辺の見通しというか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 本年度、審査会が始まりますのは7月からですが、10月のサービスが開始するまでにおおよそこの事業で終了するわけですが、その後に審査が必要な方も出てまいります。しかし、この予定しております100名が終わりますと、ほとんどその数は数えるほどじやなかろうかという状況になるというふうに思っております。ですから、今後19年度におきましても、本当に数は少ないということで、この仕事につきましても7月、8月、9月とこの中に集中してやるような状況になろうかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議案第56号、香美郡殖林組合規約の変更についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議案第56号、香美郡殖林組合規約の変更について。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項の規定により、平成18年3月1日の市町村合併に伴い、香美郡殖林組合規約を次のとおり変更する。

平成18年5月25日提出。香美市長、門脇慎夫。

香美郡殖林組合規約の一部を改正する規約につきまして内容は省略させていただきます

す。

提案理由、平成18年3月1日の土佐山田町、香北町、物部村が香美市に、野市町、香我美町、夜須町、赤岡町、吉川村が香南市に合併することに伴い、香美郡殖林組合規約を変更するため議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第51、決議案第2号、香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。37番、山本芳男君。

○37番（山本芳男君） 37番、山本でございます。

決議案第2号、香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議について。

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成18年5月25日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員山本芳男。賛成者、香美市議会議員、原 心一。賛成者、同、石川彰宏。賛成者、同、西山 武。

決議案提案理由につきましては、朗読をいたしまして説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

（案文朗読）

以上でございます。どうかよろしくお願いをします。

【決議案第2号 卷末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。



「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村芳成君） 日程第52、意見書案第8号、「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

意見書案第8号、「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年5月25日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、大岸眞弓。賛成者、同、山崎龍太郎。賛成者、同、久保信彦。賛成者、同、山崎晃子。

案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

（案文朗読）

若干補足説明をいたしますと、この教育基本法の案づくりの検討会ですけれども、申しましたように週1回ペースで延べ約70回、衆議院の会館地下1階の与党の政策調整会議室で開かれております。そして、この委員が自民党議員4人、公明党議員4人、文科省の担当者数人で議論を進めてまいりました。日本の将来に深くかかわる法改定について、わずか10数人の国会議員と役人が密室で作り上げたのが今回の改正案です。そして、教育のことを語るのに、私は教育現場の現職の教員の方たちがこれに参加していないというのが非常に気になります。やはり現場の声は反映をされるべきではなかったのでしょうか。そして、このマスコミの完全非公開は、本当に常軌を逸するものとして報道されておりました。法案作成が大詰めを迎えた今年4月には、会議室前に見張りが置かれまして、記者がドアに耳を当てて中の様子をうかがうことすら禁止をされたとのこと。そして、資料は会が終われば一切手元から回収をされまして、会議録も非公開でございます。この理由につきまして、馳 浩文科副大臣が「一つ一つ議論の中身が外に出ていくようであっては、ハチの巣をつついたような騒ぎになって望ましくない」このように申し述べていますが、国民の大事な教育にかかわる問題を、こうした密室で他を排除して行ったということに、私は非常に危機感を覚えます。

以上、申し上げまして、同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は

ありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 提出者にちょっとお尋ねしたいと思いますが、教えてもいただきたいと思いますけれども。この案文にもありますように、今後国会に上程されて一定審議が進行中なわけですが、こうした中で、この意見書案が可決され、送付された段階において、今審議中の国会でこの意見書案というのはどのように取り扱いをされていくようになるのか、その流れなどちょっとお尋ねしたいです。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） お答えします。

流れについてはよくわかりませんが、現在国会で審議中ですので、各団体その他から、弁護士会とかですね、そういうところから国に対してこういう同様の意見書が今現在上がっているということでございます。どういう扱いになるかは、私はよくわかりません。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） やはり、提出されるということについては、最終的にこの意見書案が国会のだれその手元に届いて、そしてそこに提出されるという辺がわかっていなければ、どうなるかわからないと、そのままボツになるという可能性もあるというふうに受けられるわけですが、そうなった場合には、せっかくの意見書も慎重審議の意味が届かないというふうに考えますが。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） これまでも意見書というのは送付されまして、それぞれのこの各大臣あてに間違いなく届いているのではないのでしょうか。議長の報告の中にも送付しましたという報告はありますが、どこでどのようになって届いたとかいうふうな報告はいつもないと思いますが。ただ、私は会期2カ月を切った時点でこうしてバタバタとこういう法案が出されまして、しかも審議も十分でないという中で、こういう意見書上げてこうした大臣のもとに届くのは間違いのないと思いますので、届くことは非常に重要であると思います。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 提出者の方にちょっとお伺いしたいわけですが、1ページ目の一番最後、こうしたさまざまな問題は、基本法施行から59年間目的実現への努力が十分でなかったために起きているというふうに書かれておりますけれども、この目的実現というところをですね提出者の方はどうとらえておられるか。そして、私自身はこれ慎重に、教育問題については慎重に審議せられるべき、基本法だけではなくて、という意見で、別に慎重審議に対しては反対ではないんですけれども、そこら辺、そし

てその「愛国心」という言葉が出てますけれども、その「愛国心」について、巷間今言われているのは「愛国心」には2種類あるんだと。ナショナリズムとパトリオリズムがあるという話もお聞きします。そこら辺のことをですねどのようにお考えで、こういう意見書を提出されたのかについてお教えいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） この案文の中にあります教育の目的と書いてありますのは、教育基本法の教育の目的というのが、前文の次に第1条としてあります。それを読み上げますと、「教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を喫して行われなければならない」このように書かれております。教育の目的というのは、法で決めておりますのはまさにこれです。それで、私がこの十分にこの目的のために努力をしてこなかったんじゃないかというふうに書いてありますのはね、ここに一つ実例として挙げますと、国連の子どもの権利委員会という、国連の子どもの権利条約を日本は批准をしておりますけれども、その権利委員会というところから日本の学校教育に対しまして再三このような懸念事項、それから改善しなさいという意見書がたくさん届けられております。これは何年かに一回批准をした国が集まりましてですね、自分の国の教育がどうなっておるか、たくさん子どもたちやNGOの団体の方たちが、国連の場で発表しまして、それについて国連から意見書が来るというものです。それを国連ではどのように日本の教育がとらえられているかといいますと、ちょっと紹介をします。1998年に行われた国連子どもの権利に関する委員会における日本国政府報告に関する審査、所見では、特に学校教育に関して多くの深刻な懸念と質問が表明された。その最も根幹をなす見解というのは、一つ、教育制度の狭小主義的性格及び体罰や政治活動の学校内外にわたる禁止によって代表される、その抑圧的性格（従順さの強制）、そして、いじめ、不登校、自殺、さらには子どもの発達へのゆがみの原因になっていること。このような教育制度となっている要因が、原因が学習指導要領による教育内容統制に代表される政府による教師及び子どもに対する厳格な管理に求められるということ。そして、3番目に子ども、教師及び親などの関係者の主体的な協力による教育を創造していくことが教育改革のかぎとなるはずである。このように教育現場のその異常な競争主義とかいじめ、不登校、自殺などが解決、現実にはされていない問題を国連から指摘しております。教育基本法はこのようにあるわけですがけれども、国のとってきました教育行政というのは、学習指導要領で何回も改定をしまして、学習指導要領の上位には教育基本法があるわけですがけれども、その上位法を凌駕してですね、学習指導要領に日の丸、君が代などを書き込むことによって、学校を、教育を管理統制してきたというふうな現実もありまして、そのことを指していると思います。

それから、愛国心ですかね。愛国心につきましては、二通りあると山崎議員おっしゃいましたが、私は「愛国心」のあらわし方というのは100人いれば100人100通

りあると思います。それで、愛国心というのはだれにもあるものですし、その涵養ということが今回言われておりますけれども、それを法律でこのように定めて、例えば福岡県の小学校でありましたような、その愛国心をあらわす態度に3段階に分けて評価をつけて指導していくというふうな、これはやってはならない、内心の自由を侵すものだと思っております。答えになりましたかどうか。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の発言を許します。討論はありませんか。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 23番、竹平です。意見書案第8号、「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書の提出について反対討論を行います。

本意見書を読み解く限り判然としない、また主体性のないことから提出に反対することとして討論を行います。政府がさきに提出いたしました教育基本法改正案の全18条を読んでみますと、まず現行法に明記された個人の尊厳の尊重を継承するとともに、日本国憲法にのっとりとの表現が残されております。これは基本的人権の尊重、平和の主義、国民主権を三原則とする憲法の精神を普遍的ですぐれたものと認めた上で、基本法との関係を明確に位置づけるためと考えます。さらに、教育の目的でも現行法を受け継ぎ、人格の完成を掲げています。また、教育の目標には、主義や教養、情操、道徳心を培い、健康な身体をはぐくむとともに、勤労や公共の精神、命を尊重し、環境の保全に寄与するなどを養うことが掲げられています。これは、現在の教育の課題を明確に位置づけたものと言えると考えます。教育の機会均等には障害のある人への配慮が明記されるとともに、義務教育では将来の社会状況の変化に対応できるよう9年の年限規定が削除され、また、現行法の男女共学はその趣旨が広く浸透したことから削除されております。新しい項目といたしましては、生涯学習の理念、大学、私立学校、教員、家庭教育、幼児期の教育、学校、家庭及び地域住民等の相互連携教育、教育振興基本計画の8項目が盛り込まれております。このうち、生涯学習では、超高齢化社会の到来も見据え、あらゆる機会、場所で学習ができ、その成果を生かすことのできる社会の構築を掲げています。大学に関しましては、学術の中心として専門性を高めるとともに、その教育成果を社会に提供することが盛り込まれました。家庭教育につきましては、父母や保護者の第一義的責任が明記されています。また、教育振興基本計画には、政府全体として教育の施策を総合的に推進するものとなっております。そして、先ほどの質疑にもございました、この中で最大の焦点となったのが教育の目標に盛り込まれた、またこの本意見書にもございます「愛国心」をめぐる供述でございますが、伝統と文化を尊重し、それら

をはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うと表現されておりますが、この法案で言う国の概念には、政府などの、いわゆる統治機構は含まないとされております。したがって、この場合の国とは国家主義的な意味合いが強くなる、英語で言いますとネイションステイドではなく、郷土的な意味のあるカントリーの表現に近いと理解するものでございます。

こうした点から、本意見書を読む限り、報道の引用、現場の声などに終始し、ポイントが絞れておりません。しかも、政府案は全18条からなっていますし、また民主党が5月23日国会へ提出した日本国教育基本法案要綱には21条からなっており、政府案との相違点、教育のあるべき姿、将来構想などを対案として論議する姿勢を見せていますが、この意見書にはそうした主体性や具体性がなく、評論調であり、また一部をとらえただけの事項からは全体枠からの問題は見えません。少なくとも、提出された改正法案に対しての慎重審議を求めるといふのであれば、法律に根拠のあるものとして全18条を総合的に踏まえ、その上で問題点を抽出し、くみ上げて、その集約を提起しなければ何の意味もなさないと考えます。したがって、意見書作成の折には、その点を十分に認識した上で行わないと、意見書自体の大前提が崩れることとなります。そうした観点から、本意見書には反対をするものです。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 20番、久保信彦です。私は、意見書案第8号、「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

まず、教育基本法は教育の憲法と言われるほど重みのある法律であります。政府は、基本法を全面的に改定する理由として時代の要請にこたえるためと言っています。ところが政府の文章をどこを見ても現在の基本法のどこが時代の要請にこたえられなくなっているのか、一つの事実も根拠も挙げられておりません。少年犯罪、耐震偽造、ライブドア事件など社会のありとあらゆる問題を教育のせいにして、だから教育基本法改定をと言っていますが、これほど無責任な言い分はありません。今、子どもの非行や、いわゆる学校の学力の問題、高い学費による進学への断念や中途退学、子どもや学校間の格差拡大など、子どもと教育をめぐるさまざまな問題も解決することを国民が願っております。しかし、これらの問題の原因、教育基本法にあるのではなく、歴代の自民党政治が基本法の民主主義的な理念を棚上げにし、それに逆行する競争と管理教育を押しつけてきたところにこそあります。政府の改定案の何よりも重大な問題は、これまでの子どもたち一人一人の人格形成、完成を目指す教育から、国策に従う人間をつくる教育へと、教育の根本的目的を180度転換させようとしていることです。政府の改定案は基本法に改めて第2条をつくり、教育の目標として国を愛する態度など20に及ぶ徳目を列挙し、その目標達成を学校や教職員、子どもたちに義務づけようとしております。政府の改定案は、基本法に改めて第2条をつくり、長期の目標として学校や教職員、子どもた

ちに義務づけようとしている。このことは改定案の第5条、義務教育でも、第6条、学校教育でもさらに具体的に明記されています。ここに挙げられている徳目、それ自体には当然のようなことに見えますが、問題はそれを法律に書き込み強制することが許されるものでしょうか。また、この問題は延べ70回衆議院議員会館地下室で会議を行いました。マスコミも非公開、資料もその都度回収して手元に置かないという、外部に徹底して秘密で行われました。子どもたちの教育の問題は、何より現場の先生や保護者などに広く公開して行わなければならない問題であります。よって、原案に賛成の立場を表明し、討論を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 賛成少数であります。よって意見書案第8号は、否決されました。

日程第53、意見書案第9号、伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、森本珠城君。

○8番（森本珠城君） 8番、森本珠城です。意見書案第9号、伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年5月25日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、森本珠城。賛成者、同、山崎晃子。賛成者、同、門脇二三夫。賛成者、同、久保信彦。

意見書案を朗読させていただきます。提案理由にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上です。どうかよろしく願いいたします。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 提出者にお尋ねしたいと思います。

現在、伊方原発の方でプルサーマル計画が進められておることをございですが、現在、全国に敦賀ほか幾つかの原発があるわけですが、そういったところでのプルサーマル計画はどのようになっているか。

○議長（西村芳成君） 8番、森本珠城君。

○ 8 番（森本珠城君） お答えいたします。

伊方以外のプルサーマル計画は、九州電力が上げておられます。そのほかは、今のところございません。

○ 議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○ 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○ 議長（西村芳成君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

23番、竹平豊久君。

○ 23番（竹平豊久君） 23番、竹平です。

意見書案第9号、伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書の提出について、この意見書につきまして行政的見地からするとですね、意見書提出の議論以前に大きな問題を含んでおり、そうした観点から反対討論を行います。すなわち、伊方原発と表現していることは、この発電所の所在地である愛媛県並びに伊方町の町長、そして愛媛県知事、伊方町議会からするとですね、高知県香美市議会はこのプルサーマル計画そのものの基本認識や審議経過を承知した上で対応しているのかといぶかしがられることです。もっと言いますと、高知県香美市議会は何の意図を持ってこのような行動をとるのかと思われることです。つまり、この計画は行政的にはどのような手順を経て今日に至っているのかを見てもみますと、2年前にさかのぼりますが、平成16年5月10日に安全協定に基づく愛媛県と伊方町へ事前協定の申し入れがあり、同年11月1日愛媛県と伊方町が申請を了解、原子炉設置変更許可申請が経済産業大臣に行われ、平成17年7月27日、原子力安全保安員による1次審査が終了、2次審査のため経済産業大臣から原子力委員会及び原子力安全委員会へ諮問、本年3月16日、原子力安全委員会、3月20日原子力委員会からそれぞれ答申がなされ、3月28日経済産業大臣より許可があり、そして現在、経済産業大臣は安全性を議論する公開討論会を6月4日に伊方町で開催するとしています。また、愛媛県知事は、この討論会を受け入れの判断材料の一つとして、結果を見て県独自の討論会の開催を検討するとの考えを示しております。

一方、国は3月に計画を許可していますが、愛媛県と伊方町が最終受入を了解するかを焦点としております。そうした中で、伊方町議会では、議員22人全員で構成する原子力発電対策特別委員会を5月17日に開催し、経済産業省の原子力安全保安員と資源エネルギー庁の担当者がこの会に出席をいたしまして、国の安全審査の内容や結果、そしてエネルギー政策などを説明し、安全性などについて質疑応答を行っております。また、この日は、伊方町環境監視委員会にも同様の説明を行っております。

こうした経過と現在の動向からもわかるように、計画から導入まで国、愛媛県、そして伊方町が整然と手続きや審議を経て進行中の案件に対し、唐突に、しかも愛媛県や伊方町の頭越しに高知県香美市議会が国に対してプルサーマル計画の中止を求める意見書

を出すというのは、手順を経て結論を出すべく検討中の愛媛県や伊方町、そして伊方町議会に対して余りにも礼を欠く行動ではないでしょうか。もっと言えば、提出者となる香美市議会の品位と見識の問題にもかかわります。原子力にかかわる安全性や危険性について発信するのであれば、局地的な事柄をとらえて論ずるのではなく、日本地図を横に置いて国全体枠の中で、つまり原子力行政全般に、そしてそれにかかわる環境や資源など対極的に広い視野を持って行わないと、物事の本質を見誤ることになります。

以上、行政の見地からすると、提出議論以前の問題として、また行政の一翼を担う議会人としての立場から、本意見書には提出を反対するものでございます。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

15番、門脇二三夫君。

○15番（門脇二三夫君） 15番、門脇です。意見書案第9号、伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、旧物部村時代から山、川の環境問題を中心に活動をしてまいりました。このきっかけとなったのは、旧土佐山田町、香北町、物部村の合併の時点であります。当時、私たちの村の議員定数は12名ということで、その12名が3名の4班に分かれてそれぞれ住民のアンケートをとってきたところでありました。そして、そのときの住民の意見として、大栃の中学校、小学校、高校はどうなるだろうか。自分たちの足はどうなるだろうか、確保できるのだろうか、そういう不安を持っておられました。そして、私はそのときに皆さんの意見集約、私と皆さんの意見集約として過疎地に対する配慮に不安ということが一つのテーマとして出てきました。そして、そのときにいかに物部の方々にとって明るいニュースがないかということ、一生懸命調べてまいりました。ちょうどそのときにマスコミを通じて京都議定書が批准をされるのか、そして日本は2008年から2012年の5年間に6%の炭酸ガスを削減をする必要がある。そして、そのうちの3.9%を森林に負荷をさせるということが言われておりました。そして、平成12年には林野庁から、そして平成13年には日本学術会から日本の森の多機能面、この前も一般質問のときで言わせていただきましたが、林野庁は74兆円、日本学術会議は74兆9,000億円という数字が出ました。そして、私の中で果たしてそしたら物部の山々というのはどれくらいの価値があるかということで調べてまいりました。極端に言いますと、環境問題の方から賛成の討論というふうになるわけですがけれども、私は現在原子力発電所が果たしてきた役割というのは、日本の産業を支え、そして一般の家庭の電力事情にこたえるための一つの方策であったというふうに、そしてその評価はしています。しかしながら、現在世界の先進国というのは脱原子力発電ということが言われています。特にですね、ドイツでは、前のシュレーダー首相が2000年からいろいろな産業界と協議をし、2002年2月に原発法を成立をさせました。そして、そのときにドイツの原子力発電の発電能力はドイツの電力需要量の3分の1を示してましたが、2



020年に19基ある発電所をすべて廃止をするという方向づけをされました。そして、現在のメルケル首相は、地方選挙のときに自分の公約として、原発行政は続けますということをおっしゃっておられましたけれども、国民の70%は原子力発電に反対だということで、前シュレーダー首相の行われた道をたどるとしています。そして、そのドイツが何で原発を全部廃止をするのかということになったのが、ドイツの南西部のスイスに国境を接しますシェーナウという町であります。ここは人口2,000名のところで、1986年に起きたチェルノブイリ発電の事故のために放射能の被害を受けました。そして、そこに住む女性、二児の女性が、お母さんが、このままでは子どもたちを殺すことになるということで、太陽発電と風力発電に切りかえました。1997年に、それまでであった電力会社の送電線を買ひ、その町の各家庭へ電力を供給をしています。そして、このそうした動きが日本にもございます。岩手県の葛巻町というところは、畜産と林業の町であります。そして、林野地は86%、その家畜のふん尿でガスをつくり、そして風力による発電、太陽による発電を行っています。その一つの新エネルギーの理念というのはですね、太陽と風は天の恵み、そして風と森と牛ふん堆肥は地の恵み、そして、文化、伝統は人の恵みとして、新しいエネルギー政策に取り組んでおられます。そして、電力を初めそうしたガス含めて80%を自分の町の中で生産をしておられます。国の政策の中でもいろんな間違いがあります。私は、一般質問の中で森林組合法を改正し森林組合の経過を強化しても森の再生にはつながらないということを言いました。それは森林の整備に対する予算が必要であります。そして、現在国、県については集団施業という格好で山の手入れを進めています。しかし、本市含め日本のほとんどの山林施業者は3ヘクタール、5ヘクタールの小さい規模であります。そして、その山は点在をしています。30ヘクタール、50ヘクタールの山林を手入れをするために、30人、40人、50人の地権者の了解を得なければいけません。

○議長（西村芳成君） 門協議員、簡潔にお願いします。

○15番（門脇二三夫君） すいません。そのことは、やはりいろんな行政の誤りもありますし、そういったことを改善をしていくのが我々の、議員の役割でもあるだろうと思います。今、私たちが子どもたちに、香美市の明日を担う子どもたち、日本の明日を担う子どもたちには大変な負担をかけています。日本の国家予算の10年に、一般会計の10年間に及ぶぐらいの金額を負担をかけることになりました。そして、今、この環境の問題で負荷をかけることは、私は許されないというふうに思っています。できるだけ子どもたちが健全で健やかに育つ環境を整えることが私たちに残された使命ではないか、そして、これが大人の使命ではないか、そして、私たちは議会という立場にありますので、それを意見書として提案をすることは、私は何の不都合もないというふうに思っていますので、これで私の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論ありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

「あります」という声あり

- 議長（西村芳成君） 反対？賛成はもう…。反対賛成、反対賛成でいきますので。  
ほな簡潔に。今言うたのは反対ですので、反対じゃない。

「賛成」という声あり

- 議長（西村芳成君） それでは賛成の方の討論はありますか。

1 1 番、片岡守春君。簡潔にお願いします。

- 1 1 番（片岡守春君） 1 1 番、片岡です。私は、意見書案第 9 号、伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

四国電力は、伊方原発で危険なプルサーマル計画を進めています。伊方原子力発電所の 1 号機は、昨年 1 2 月 2 3 日、排気管に 1 2 カ所のひびが見つかり、うち 4 カ所は貫通していました。2 号機も発電した後の蒸気を冷やす復水器に穴が開き、海水が漏れる事故があったばかりです。また、プルサーマルが予定されている 3 号機も昨年 3 月に放射能漏れの事故が起きています。プルトニウムは、今使っているウランに比べて放射能性が 1 万倍から 1 億倍の毒性があり、原発の制御が難しくなる上、事故でもあればチェルノブイリの規模を越す被害があると予測されます。この毒性の高いプルトニウムを老朽化の進む伊方原発で燃やすプルサーマル計画は、極めて無謀なものです。関係住民からは、批判と不安の声が上がっているところです。愛媛県議会では、四国電力の申請書を検証もしていない実態が明らかになりました。県側は四国電力の一方的な宣伝でなく、県民の疑問に答える説明を行わなくてはなりません。そして、安全性の保障されていないプルサーマル計画は中止、自然エネルギー開発など持続可能な循環型の代替エネルギーの転換を進めるべきです。いつ地震が起こるかわからないときに、伊方原発沖に活断層が 3 本もあるというのに、議会は不測の事態も考え、住民の命と財産をどう守るか考えなくてはならないのではないのでしょうか。この立場で賛成の討論とします。

- 議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありますか。

「進行」の声あり

- 議長（西村芳成君） それでは、討論なしと認め討論を打ち切ります。これで討論を終わります。

これから、意見書案第 9 号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

- 議長（西村芳成君） 賛成少数であります。よって意見書案第 9 号は、否決されました。

日程第 5 4、意見書案第 1 0 号、関係自治体と合意のない日本側の多額の経費負担と、騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化について慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。1 2 番、笹岡 優君。

○ 1 2 番（笹岡 優君）

1 2 番、笹岡 優です。意見書案第 1 0 号、関係自治体と合意のない日本側の多額の経費負担と、騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化について慎重な対応を求める意見書の提出について、提案説明を行います。

さきの一般質問でもありましたように、今回のこの在日米軍再編強化というのは、アメリカの新戦略、1 0、3 0、3 0 目標という展開が必要と生じた場合は、世界のいかなる場所へも所要の戦力を 1 0 日以内に展開し、敵を 3 0 日以内に撃破し、その後 3 0 日以内に次の場所への戦闘が可能になる米軍にしよう、これがアメリカの 1 0、3 0、3 0 目標作戦です。そしてその再編の五原則が 1、同盟国の役割を強化、2、俯瞰性に対応するために柔軟性を高める。3、担当地域内のみならず地域を超える能力を持つ。4、迅速に移動展開できる能力を開発。5、数ではなくその目的が達成できる能力を重視するという、まさにアメリカがなぜこういう世界戦略を勝手に決めることができるのでしょうか。今、世界規模で共同と連帯、そして平和を求める流れが大半になっているのに、アメリカは、自国の利益のために他国民を抑圧し、行動するということが許されることでしょうか。さきの議会でも、今回の在日米軍再編強化には、全国 1 0 3 の自治体から反対の声が起こっています。戦後 6 0 年もたっても、日本の国に基地を置き続け、そしてそれを国民の税金によって再編強化を進めていく。特に今回在日米軍再編強化では、ワシントン州にある米軍陸軍第一司令部を神奈川県座間に移設し、そこに陸上自衛隊中央即応集団司令部を併設する。そして、特にこの地域には一番関係する山口県の岩国に、厚木に配備する空母艦載機 1 3 0 機を岩国に配備し、房総半島からまさにこの土佐のリマ海域まで空母の練習区域とし、岩国から 1 3 0 機の戦闘機が離発着訓練で空母に飛んでいく、こういう事態になれば、まさに日本の、この高知のそういう基地化がどんどん進められます。今、宿毛湾にイージス艦ラッセルが入港していますが、まさにこの空母を護衛するための地ならしが、今回のイージス艦の配備です。そういうことを踏まえまして、原案を読み上げ提案したいと思います。

意見書案第 1 0 号、関係自治体と合意のない日本側の多額の経費負担と、騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化について慎重な対応を求める意見書の提出について。

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 1 8 年 5 月 2 5 日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、笹岡 優。賛成者、同、片岡守春。賛成者、同、大岸真弓。賛成者、同、山崎晃子。

（案文朗読）

臨時議会がない限り、私自身も最後の意見書の提出となると思いますので、気持ちよくすっきりと賛同いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます、提案とさせていただきます。

【意見書案第 1 0 号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 23番、竹平です。

今、提出者の笹岡議員さんからのお言葉ではないですが、確かにこの意見書はよくできております。ただですね、若干考え方の違いか、認識の違いか、食い違うところがありますので、提案者にお聞きします。この前段の新たな段階に入る、これは確かに懸念をされておまして、指摘として具体的に何を意味するのか、またそれによって日本の役割はどう変化していくのかというようなことが心配されておりますが、これに対しましてですね、麻生外相が日米安保体制を一層強固なものとし、今日の安全保障環境におけるさまざまな課題に日米が協力し、対応していくのが趣旨であるということで、日本が自国の防衛と周辺事態に対応するなどの日米安全保障体制のものの基本的な考え方に変わりはないと述べております。つまりですね、外相はですね、日米安全保障条約のもと、基本的な考え方は変えてないということを述べておりますが、この文中の前段に「安保条約でも許されない」という字句が若干ひっかかりますので、その点のご説明をよろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 日米安全保障条約というのは、日本の、竹平議員もご存じだと思いますが、自衛隊は専守防衛ですわね。ですから、そういった日米安全保障条約も日本の周辺となっております。ところが、先ほど示したとおり、アメリカ戦略というのは地球規模で今やってるわけです。これ高知新聞ですのでね。ですから、今回のあれは地球規模ですので、それと軍事一体化をつくるということは、アメリカの軍事一体行動力にですね、日本は。だから額賀防衛庁長官がなぜ新たな段階に入るということは、まさにそういうことを示しているわけで。それはこれまでの日米安全保障条約の概念をね、超法規的に広げたことになるわけですので、日米安全保障条約のこれまでの内容とも逸脱した内容になっているというのがですね、この見解の中身です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 23番。

ただいま、ご回答いただきました。それはですね2プラス2、安全保障協議委員会、このことと今の答弁に関連をするのではないかと思います。確かにこの点もですね懸念をされております。この2プラス2によりまして協力をですね、日本側が、際限なくやらないための歯どめが必要でないかということが指摘をされております。これに対しましても、首相です、小泉首相ですが、具体的な協力は日米両国がそれぞれの国益に基づき、またおのおの法的、政策的枠組みのもとで主体的に判断をするというように述べておまして、今、笹岡議員が言われたようなその地球規模とかどうこうとかいう問

題でも、要するに、いわゆる日米安全保障とそれにまつわるですね日本国の国益にかかわる問題ととらえてはどうでしょうかというふうに思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 日本の国益をまず考えるのであればですね、日本は唯一の被爆国ですので、アジア地域との憲法9条を生かした平和外交を続けることが最も日本の国益になるし、アジアの発展につながることはもう明らかです。今、中国や韓国やアジア地域の方々と、日本は経済的に本当につながってます。そのところとアメリカと一緒にあって軍事行動を起こすことがどういう事態を招くのか、もうそのことはですね火を見るよりの明らかやと思います。ですから、アメリカのやってることは、あのイラクの戦争は大義名分ももうなくなってるんじゃないですか。なくなってるのにまだ戦争を続けてるといふ国なんです。本来撤退されんといかんですわね。ですから、それをやってるといふ国の価値観と、日本は憲法第9条の価値観は軍事の一体化を進めるといふことは、まさに日本の戦争かいくさ道じゃないかということです。それにのめり込んでいくということで、もう既に実態は私もさきの議会でも、質問でも入れましたが、グアムでは自衛隊は爆弾投下訓練をしているということを含めて、なぜ専守防衛の国が爆弾投下訓練をする必要があるのかということも含めてですね、実態としては大変危険な方向にもう既にいっていると。後から法律が追いかけていっていると。そのためには、先ほども議論がありましたが、教育基本法や憲法9条までもう既に国民投票法を含めてですね、議会の場に、国会の場に提出してくるといふ事態になってきてます。これはまさに平和をおびやかす戦後政治60年たった中での大きな岐路に立たされてるといふ判断をします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 賛成少数であります。よって意見書案第10号は、否決されました。

日程第55、意見書案第11号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。26番、原 心一君。

○26番（原 心一君） 26番、原 心一であります。

意見書案第11号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年5月25日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、原 心一。賛成者、香美市議会議員、石川彰宏。賛成者、同、西山 武。賛成者、同、大石綏子。

案文の朗読をもって提案理由にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

(案文朗読)

どうかよろしくお願いをいたします。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、意見書案第11号を採決をいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第56、意見書案第12号、不安定雇用の禁止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） 19番、幾井洋一でございます。

意見書案第12号、不安定雇用の禁止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年5月25日提出。香美市議会議長、西村芳成殿。提出者、香美市議会議員、幾井洋一。賛成者、同、久保信彦。賛成者、同、森本珠城。賛成者、同、山崎晃子。

(案文朗読)

この議案で不安定雇用と申しますのは、不正規雇用という言い方もされておりまして、

ちょっと一面的な立場で書いておりますことをお許しいただいて、賛同いただきたいと思ひます。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 提出者にお尋ねしたいと思ひますが、この本文の1ページ目の終わりに違法行為への是正指導を行ったことが明らかになったということですが、この違法行為ということについて、ちょっと具体的に明らかにしていただきたい。

○議長（西村芳成君） 19番、幾井洋一君。

○19番（幾井洋一君） はい、答弁をいたします。

派遣事業でありましたら、1年を経過すれば正式に雇用しなくてはいけなくなっております。それをしなかつたり、請負関係でありましたら、請負業といひますか、そちらの方で労働者の労働内容を指図せないけません。派遣されているその会社の職員の指導は受けてはいけなくなっておりますが、そういうことが平然と行われておるといひことでござひます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論がありますので、まず初めに反対の発言を許します。討論はありませんか。

23番、竹平豊久君。

○23番（竹平豊久君） 討論、最後になりました。しばらくご静聴お願いいたします。

意見書案第12号、不安定雇用の禁止を求める意見書の提出についてですね、本意見書は労働法制からすると認識不足が否めないことから反対討論を行います。

つまり、末尾にある労働者の尊厳と幸福追求権、生存権を保障する立場で労働基準法を改正とある点でござひます。これを踏まえて、意見書全体の内容から照らしてみますと、短絡的にですね基準法改正の主張をする前に、こうした現在起きている個別のさまざまな労働紛争を解決する制度があることを認識すべきだと考えます。つまり、本意見書にもある先ほどの質疑がござひました違法行為による労働紛争を解決する制度として、本年4月からスタートした労働審判制度があることです。この制度は、今まであった強制力を伴わない労働紛争処理制度の新しい受け皿といたしまして、地方制度改革から実現いたしました強制力を持った制度でござひます。この制度の概略を申し上げますと、まず、労働紛争が起きた場合、各都道府県の地方裁判所の担当窓口申し立てを行い、それによって相手の企業を呼び出し、応じない場合は過料を課します。そして、審理は労働審判委員会が担当いたします。この構成メンバーは裁判官がなる審判団1名、組合や企業

の人事担当経験者など労使双方から選ばれた民間人になる審判員2名で構成されております。ちなみに、最高裁判所はこの審判員を全国で997名任命をしております。この委員会は公正中立の立場から、原則3回、3～4カ月で調停が審判の結論を出すことにしており、その間に当事者間の調停を目指します。調停がまとまらない場合は、委員会は審判を開始し、審判の内容に対し双方異議がなければその紛争は解決することとなります。これは裁判所の和解と同様の法的拘束力を持ちます。しかし、審判に不服がある一方の当事者から異議申し立てがあった場合は、自動的に民事裁判に移行します。つまり、決着がつくまで企業側も逃げるができないわけでございます。ちなみにですね、この制度が発足して1カ月になりますが、最高裁のまとめによりますと、全国で申し立て件数が93件にのぼっているということです。労使間でふえ続けている個別のトラブルをスピード審理で強制力をもって解決し、しかも費用は民事訴訟に比べて安い、労働審判制度は紛争解決への新たな切り札とされております。

このような制度が発足している現在、あたかも労働法制が何も改善されていないような言い回しで労働基準法の改正を求める意見書を提出するというのは、労働法制全般にわたる認識不足であることから、提出には反対をするものです。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。意見書案第12号に賛成の立場で討論いたします。

雇用者の中で非正規雇用の割合は、ずっと2割程度で推移してきました。若者も'90年代半ばまで2割程度で他世代との違いはございませんでした。それが'90年代末から急激にふえ始めたのです。そして非正規雇用の増大と低所得による生活の悪化を示す指標の増大は同時に進行しております。派遣やパートなどの非正規雇用の特徴は、低賃金というだけではありません。もう来なくていい、契約更新をしないなどの一言で仕事を失うという極めて不安定な雇用であり、有給休暇や社会保険加入などの権利も踏みにじられているという劣悪な労働条件で働かされているのです。また、働く側にとって最も深刻なのが数カ月単位の短期雇用契約を繰り返す短期反復雇用があります。裁判の判例でも厚労省の見解でも、短期の雇用計画を繰り返せば、期間を定めない雇用とみなすとされています。しかし、実態は雇用契約を数カ月単位にすることでいつでも解雇できるようにしておき、気に入らなければ取りかえるという物扱いの働かせ方が横行しているわけです。また、労働者がどんな働き方をしているにもかかわらず会社が責任を負うことのない請負労働も実際ございます。製造業の現場で働く請負労働者は100万人ものぼるとされ、大企業の約8割で請負労働者を利用していますが、派遣労働者を含め多くの非正規雇用が短期反復雇用になっています。さらに有給休暇や厚生年金や健康保険、雇用保険などの加入の権利も条件を満たしていても認めないという場合が多く見受けられます。この現実を改善することが早急に求められています。



以上の点を述べ、賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に反対の方討論ありますか。

○議長（西村芳成君） それでは、原案に賛成の方の討論ありますか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。意見書案第12号、不安定雇用の禁止を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論を行います。

本来、今日本の雇用がこれぐらい悪化されてきた最大の原因が'96年人材派遣自由化ということで、アメリカは日米規制改革及び競争政策イニシアティブということで、日本政府にアメリカ政府の年次改革要望書を突きつけてきました。その中で、'99年から2004年まで労働法制の改正、まさに後退が起きました。私たちが今考えなければならないのは、若者の雇用がこれぐらい不安定になっているということは、まさに日本の未来にとって、そして地域の未来にとっても大変深刻な事態になっているということを、本当に真正面から見なければなりません。子どもたちの将来に対する不安、生活設計等を含めて破壊している現在の状況をですね考えて、こういう労働法制を本当に国民の立場に立った見直しをすることが大切です。

もう一つ、この間のやられたことは、人材、人を減らせば減らすほど減税するという産業再生法ということです。今、トヨタは21兆円という莫大なぼろもうけしてます。21兆円というのは国家予算の4分の1をトヨタはもうけてます。私自身の勤めていた会社でもそうでしたが、トヨタの看板方式というやり方はですねむちゃくちゃな下請いじめ含めてやってきます。ですから、そういう不安定雇用や下請いじめ等でぼろもうけのぼろをしているという、ここに規制を加えなければ本当に雇用の安定はできません。格差社会をどんどん広げ、都市と地方との格差を広げる。そして、高額所得者と国民との格差を広げるというこの格差社会を抑えるため、改善するためにも、若者を中心とする雇用の安定というのは不可欠と考えます。特に、労働審判制というのはまさにそういう国民の批判の声をそらす一つの対症療法であって、根本的な解決にならないと考えます。

以上の点を踏まえて、今回の不安定雇用の改善を求める意見書は大変すばらしい内容であるし、その必要性を考え、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（西村芳成君） これで討論を終わりたいと思いますがご異議ありますか。

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 賛成少数であります。よって意見書案第12号は、否決されました。

お諮りします。日程第57、同意第10号から日程第61、同意第14号までは人事案件でありますので、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議方式により審議採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

日程第57、同意第10号、助役の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第10号、助役の選任について。

香美市助役に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

住 所 香美市土佐山田町間1570番地

氏 名 石川晴雄

生年月日 昭和19年4月12日

平成18年5月25日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、新たに香美市助役を選任しようとするものです。

参考資料として別紙に職歴等添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

人事案件でありますので、手を垂直に上に挙げていただくように再度お願いしておきます。

これから、同意第10号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 賛成多数であります。よって、同意第10号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第58、同意第11号、収入役の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第11号、収入役の選任について。

香美市収入役に下記の者を選任したいから、地方自治法第168条第7項の規定によ

り議会の同意を求める。

住 所 香美市香北町菰生野 3 2 8 番地

氏 名 明石 猛

生年月日 昭和 2 4 年 1 月 1 日

平成 1 8 年 5 月 2 5 日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、新たに香美市収入役を選任しようとするものです。

参考資料といたしまして別紙に職歴等添付しておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 4 項第 2 号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第 1 1 号を採決をいたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 賛成多数であります。よって、同意第 1 1 号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 5 時 3 5 分 休憩）

（午後 5 時 3 8 分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、先ほど選任、同意をいただきました助役、収入役からごあいさつをいただきたいと思います。

初めに、石川助役からごあいさをお願いいたします。助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 皆さん、こんにちは。私、ただいまご紹介にあずかりました石川晴雄でございます。香美市も発足いたしまして、早くも 3 週間を過ぎようとしております。この間、議員各位を初め、また執行部の皆様方のご協力、またご労苦をいただいておりますことに、まずお礼を申し上げます。ただいまの議会におきまして、私、図らずも助役という役職を拝命をいたしました。大変皆様方のご同意を賜りましてまことにありがとうございます。非才、微力ではございますけれども、初代門脇市長を補佐いたしまして、輝き・やすらぎ・賑わいのまちづくりに向けて微力ではございますが取り組んでまいりたいということを、心新たにいたしております。どうか今後も皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げますよう、ここでお願いを申し上げます

て、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、明石収入役からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○収入役（明石 猛君） きょうは、議長さんから後があるきに短うによというふう  
に冒頭気合いを入れられましたので、短くやらさせていただきます。

今日付になろうかと思いますが、収入役を拝命をいたしました明石 猛でございます。  
格別のご高配によりましてご同意を賜りました。まことにありがとうございます。また、  
私、もちろん浅学非才でございます。特に力がない者がというふうに自分でもそういう  
ふうに思っております。今後努力をしていかなければというふうに考えております。ま  
た、合併直後といいますか、新市が発足をしてすぐでございますので、市長の考え方を  
十分受けとめて、一緒に新しい市が発展をしますように努力をしていきたいというふう  
に考えておりますので、どうかご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。申し  
上げます。まことに簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願  
いします。

(拍手)

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で助役、収入役の就任のごあいさつを終了いたします。

日程第59、同意第12号、監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見  
を有する者）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第12号、監査委員の選任について。

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により議  
会の同意を求める。

住 所 香美市土佐山田町宮ノ口671番2地

氏 名 大岸啓郎

生年月日 昭和4年12月11日

平成18年5月25日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、新たに香美市監査委員を選任しよ  
うとするものです。

参考資料として別紙に職歴等添付しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4

項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第12号を採決いたします。本案を原案どおり同意することに賛成の方は挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第12号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第60、同意第13号、監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見を有する者）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第13号、監査委員の選任について。

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求める。

住 所 香美市香北町小川339番地

氏 名 福留通彦

生年月日 昭和18年3月14日

平成18年5月25日提出。香美市長、門脇慎夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、新たに香美市監査委員を選任しようとするものです。

参考資料といたしまして別紙に職歴等添付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第13号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、同意第13号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第61、同意第14号、監査委員の選任につき同意を求めることについて（議会選出者）を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、35番、中澤愛水君の退席を求めます。

（35番、中澤愛水君 退場）

○議長（西村芳成君）　　まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君）　　同意第14号、監査委員の選任について。

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求める。

氏名　　中澤愛水

住所　　香美市土佐山田町植751番地

生年月日　昭和16年8月5日

平成18年5月25日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、町村合併による香美市の設置に伴い、新たに香美市監査委員を選任しようとするものです。

参考資料といたしまして別紙に議会暦等添付しておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君）　　説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第14号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君）　　全員賛成であります。よって、同意第14号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

35番、中澤愛水君の入場を許可します。

（35番、中澤愛水君　入場）

○議長（西村芳成君）　　日程第62、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。本選挙については、現在の選挙管理委員会委員の任期が本年3月1日の市町村合併に伴って、地方自治法施行令第4条第1項の規定に基づいた暫定的選挙管理委員であるため、地方自治法第180条の5及び同法180条並びに同法182条の規定に基づいて各々4人ずつの選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会委員補充員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法についてはお手元に配付してあります候補者名簿によって議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって候補者名簿によって議長が指名することに決定をいたしました。

初めに、選挙管理委員会委員を指名いたします。

1番、濱田貞一君、2番、森田鉄夫君、3番、松尾禎之君、4番、西 幸恵君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました濱田貞一君、森田鉄夫君、松尾禎之君、西 幸恵君、以上の方々が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員を指名いたします。

第1位、田中康博君、第2位、水田義郎君、第3位、熊瀬東作君、第4位、村田珠美君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1位、田中康博君、第2位、水田義郎君、第3位、熊瀬東作君、第4位、村田珠美君、以上の方々が選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

日程第63、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、各常任委員会及び特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

5月11日に市長の招集により開会されました平成18年第3回香美市議会定例会も、本日までの15日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成18年

度香美市一般会計予算等についてそれぞれ適切な議決がなされました。

また、香美市議会議員として、この任期中は最後の議会定例会でありましたが、一般質問につきましても26名の議員から通告がありまして、門脇新市長に対する政治姿勢や行財政問題、福祉、医療、教育、農林業、商工業、観光産業、建設都計、公共下水、環境等々行政全般にわたって質問がなされました。

そうした中で、本議会定例会には、議員各位の格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことを、ここに閉会できますことを感謝とお礼を申し上げます。

また、本議会定例会には香美市市政の今後の推進に欠かせない重要な人事案件であります助役、収入役につきましても市長から提出されまして、石川晴雄助役、明石 猛収入役が選任をされました。さらに教育委員、監査委員につきましても選任をされ、いよいよ香美市政が本格的にスタートすることになりました。それぞれ香美市政発展のためにまい進されますことをお願いをいたします。これからの市政は、一般質問でもなされたように、庁舎の建設や保育の統合、物部の災害復旧や大宮小の改築問題など多くの重要課題が山積をしていますが、我々議員はこの任期最後の議会定例会でありますので、執行部では早急な取り組みをされるように要望するところであります。議員各位におかれましては、この任期最後の議会定例会でありましたが、議会が終われば次期選挙への出馬準備をされる方、また今限りで引退される方もおいでるやにうかがいをいたしております。いずれにいたしましても、9月23日まで任期がありますので、これから夏に向かって暑さも厳しくなっておりますので、健康に十分留意をされまして、市政の発展に格段のご活躍をされますようにお祈りをいたします。

また、執行部におかれましても合併直後で何かとご多忙でありましようが、これまた体が資本でありますので、健康には十分留意せられ、市政の発展にまい進されますようをお願いをいたします。

さて、議会定例会の最後でありますので、執行部、議会議員の各位をお願いいたしますが、香美市として合併した上には、市民全体が融和を図り、お互いに尊重し合うことが最も大切であります。それを実行することにより「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」が実現すると考えます。そのお手本になるのが職員、執行部、議会議員であるということを常に心がけてほしいと思っていますので、よろしく願い申し上げます、閉会に当たり私のごあいさつといたします。

ここで、市長、門脇槇夫君よりごあいさつがあります。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

5月11日に開会をいたしました平成18年第3回香美市議会定例会も、議長の円滑な議会運営と議員各位のご協力によりまして、今期定例会に提案をいたしておりました議案に対し、慎重なるご審査をいただき、ここに全議案適切なるご決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、先ほどの追加提案を含め、各人事案件に対しましてもご同意いただきましたこ



とを厚く御礼を申し上げます。新しい執行部体制も整いましたので、懸案事項を初め諸課題に対して適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えています。

さて、私にとりまして本議会が市長就任後の初の定例会であり、また合併後の本格的な議会でありました。そのようなことから、一般質問には26名の議員の皆さんがご登壇をなされ、それぞれ市民の立場に立ってのご質問をいただきましたが、不勉強なため十分な答弁にはならなかったと思われませんが、ご指摘のいただきました多くのことは真摯に受けとめ、全職員とともに住民福祉の向上のため一層の努力を重ねてまいりますので、今後ともご指導をよろしくお願いをいたします。

なお、先日高知工科大学から、明日開催予定の評議委員会の議案が届きました。それによりますと、工科大みずから今後の大学運営の観点から100人程度収容規模の新学生寮を建設するとのことが、さきの理事会で決定されたようであります。今後、新学生寮建設委員会を設置して協議を進めるとのことです。民間のマンション経営とも競合されることが心配をされますが、新たな情報としてご報告を申し上げます。

また、一般質問でご指摘いただきました低レベル放射線廃棄物処理に関しましての報告につきましては、十分調査をいたしまして、改めてご報告を申し上げます。

さて、本会議が終了いたしますと、9月23日が議員の皆様方の任期でありますので、定例議会としましてはこれが最後となります。今後、議員の皆様方には9月改選を控えて多忙となられると思われませんが、どうかお体には十分気をつけられまして、頑張ってくださいと思います。間もなく梅雨の季節となり、天候不順とあわせて暑さも一層厳しくなります。議員各位に並びに職員の皆さんともども健康に十分ご留意いただき、市の発展と住民福祉向上のためにご尽力いただきますようお願いをいたしまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君）                      ありがとうございました。

これをもって、平成18年第3回香美市議会定例会を閉会をいたします。

どうもご苦勞さまでございました。

（午後5時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録

【卷末掲載文書】

平成18年第3回香美市議会定例会  
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月11日 （木）	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。ただし、議案第39号については、本会議方式にて上程・採決。
第2日	12日（金）	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 議案精査のため
第3日	13日（土）	休 会	〃
第4日	14日（日）	休 会	〃
第5日	15日（月）	休 会	〃
第6日	16日（火）	本会議	一般質問 ①
第7日	17日（水）	本会議	一般質問 ②
第8日	18日（木）	本会議	一般質問 ③
第9日	19日（金）	本会議	一般質問 ④
第10日	20日（土）	休 会	休日、議案精査のため
第11日	21日（日）	休 会	〃
第12日	22日（月）	本会議	一般質問 ⑤
第13日	23日（火）	本会議	議案質疑～委員会付託 本会議散会后、連合審査会（承認第15号・議案第25号） 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 （承認第15・16・22号、議案第25・26・36・37・38・46・47・48・50・52号） 教育厚生常任委員会の審査 （承認第19・20・21・23・24号、議案第30・31・32・33・40・41号） 産業建設常任委員会の審査 （承認第17・18号、議案第27・28・29・34・35・42・43・44・45・49号）
第14日	24日（水）	休 会	議案審査整理のため
第15日	25日（木） 午後1時～	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託省略し、説明から採決まで。）

平成18年5月25日

香美市議会議長 西村 芳成 殿

総務常任委員会委員長 原 心 一

印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年5月22日（月）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
承認 15	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」	承認
承認 16	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会 計暫定補正予算「第1号」	承認
承認 22	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認
議案 25	平成18年度香美市一般会計予算	可決
議案 26	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会 計予算	可決

議案 36	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案 番号	議 案 名	審査結果
議案 37	香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案 38	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	可決
議案 46	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案 47	香美市過疎地域自立促進計画の策定について	可決
議案 48	平山木工所の指定管理者の指定について	可決
議案 50	高知縣市町村総合事務組合理約の変更について	可決
議案 52	高知中央広域市町村圏事務組合理約の一部変更について	可決

平成18年5月25日

香美市議会議長 西村 芳成 殿

教育厚生常任委員会委員長 石川 彰宏

印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年5月22日（月）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
承認 19	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算 「第1号」	承認
承認 20	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正 予算「第1号」（事業勘定）	承認
承認 21	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算 「第1号」（保険事業勘定）	承認
承認 23	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	承認
承認 24	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定 について	承認

議案 番号	議 案 名	審査結果
議案 30	平成18年度香美市老人保健特別会計予算	可 決
議案 31	平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）	可 決
議案 32	平成18年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）	可 決
議案 33	平成18年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）	可 決
議案 40	香美市立学校使用条例の制定について	可 決
議案 41	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決



平成18年5月25日

香美市議会議長 西村 芳成 殿

産業建設常任委員会委員長 西 山 武 印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年5月22日（月）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
承認 17	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補 正予算「第1号」	承認
承認 18	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特 別会計暫定補正予算「第1号」	承認
議案 27	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算	可決
議案 28	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算	可決
議案 29	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特 別会計予算	可決
議案 34	平成18年度香美市水道事業会計予算	可決

議案 番号	議 案 名	審査結果
議案 35	平成18年度香美市工業用水道事業会計予算	可 決
議案 42	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制定について	可 決
議案 43	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について	可 決
議案 44	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
議案 45	香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
議案 49	香美市道の路線の認定について	可 決

決議案第2号

香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成18年5月25日提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山本 芳男

賛成者 " 原 心一

賛成者 " 石川 彰宏

賛成者 " 西山 武

## 香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議（案）

### 香美市「非核、平和都市」宣言 ～核兵器の廃絶と恒久平和を願って～

#### 記

私たちの香美市は、豊かで美しい自然に育まれて発展してきました。

今、その恩恵を受けながら生きる者として、このかけがえのない豊かな自然を、平和で美しいままに後世に引き継ぐことは、私たちに課せられた大切な責務であります。

しかし、今もなお、世界では地域紛争やテロの頻発など、人間の生命の尊厳を踏みにじる行為が繰り返される中で、核の小型化や拡散が進み、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしています。

日本は、世界唯一の核被爆国です。人類を破滅に導く核兵器の廃絶と平和の尊さを訴え、世界の恒久平和の実現を希求することは、すべての市民の願いです

私たちは、香美市誕生を機に、核兵器の廃絶と平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意し、ここに「非核、平和都市」を宣言します。

以上のとおり、決議する。

高知県香美市議会

#### 提案理由

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、旧土佐山田町、香北町、物部村においては「非核・平和宣言」を行い、議会の議決を得ています。香美市発足に伴い、旧3町村が行った平和宣言の意義を生かすことが重要です。香美市として、平和への願いを発信するため、新たに「非核、平和都市」宣言を行う必要があります。

意見書案第8号

「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年5月25日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	大 岸	眞 弓
賛成者	〃	山 崎	龍太郎
賛成者	〃	久 保	信 彦
賛成者	〃	山 崎	晃 子

「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書（案）

教育基本法の改正案は、与党間で「愛国心」をどう盛り込むかで、政治決着がついたとして、今国会に上程されました。

しかし、新聞報道などにもあるように、「字句をめぐる議論に終始し『国を愛する』と条文化することが、教育現場をどう良くするのか、与党協議で明確にされていない。むしろ小中学校の道徳や、社会科の学習指導要領で先取りしている、『国を愛する心』を持つとの目標を法的に裏付けたいとの狙いが透けて見える」（2006年4月13日付高知新聞）と指摘されています。

また、信濃毎日新聞、4月28日付では「基本法改正の背景には子どもたちの問題への危機感がある。凶悪な少年犯罪が目立ち、いじめ、不登校、虐待など問題は相次ぐ。公共のマナーを知らず、学ぶ意欲も低下していることを憂う声は少なくない。だからといって基本法を変えれば問題が解決するというものではない。子どもたちの問題は社会全体のありようを映し出したものだ。現場で一つひとつ丁寧に対応していくしかない」と改正に疑問をなげかけています。こうしたさまざまな問題は、基本法施行から59年間、目的実現への努力が十分でなかったために起きているものです。

また、多くの報道や、教育の現場から、字句は「態度」と表現されたものの、「愛国心」を法文に書き込むことは「内心の自由」を侵すことにつながりかねないと心配の声があがっています。

次に、この「改正案」は与党間で3年間、70回の議論を重ねてきたとされていますが、完全な密室協議で、配布資料や議事録は非公開、与党合意が成立するまではそれぞれの党への経過報告すら担当者が口頭で行うにとどめられました。

教育の憲法である「教育基本法」の改正問題は、識者や教育の現場でも大きく意見の分かれるところです。子どもたちの健やかな成長と未来にかかわる問題は国民の間に広く公開され、討論された上で、決められるべきです。

よって衆・参両議院及び政府におかれては、今国会での成立を急ぐのではなく、慎重審議をするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年5月25日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
文部科学大臣	小坂憲次	殿
厚生労働大臣	川崎二郎	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第 9 号

伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 18 年 5 月 25 日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 森 本 珠 城

賛成者 " 山 崎 晃 子

賛成者 " 門 脇 二三夫

賛成者 " 久 保 信 彦

伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書（案）

現在、伊方原発 3 号炉でプルサーマル計画が進められようとしています。プルサーマルで使用される燃料は、ウランとプルトニウムの酸化物を混合した「モックス燃料」で、プルトニウムを 4～9%含んでいます。

使用済み燃料からプルトニウムを回収し加工するとのことですが、プルトニウムはウランと比べ桁違いに高い放射能をもっており、万一事故などで環境中に放出され体内に取り込まれた場合、ごく微量でも癌などの原因となることがわかっています。また政府も認めているように、プルトニウムを燃料とした場合、原子炉内制御能力が低下し、過酷事故（放射の埋もれの広がり）の可能性が増大し、事故が起こった場合は半径 120km の範囲で癌死者が数万人出ると予測されています。

そうなると、被害は愛媛県全域のみならず、高知市や北九州にも及びます。伊方原発直前の海底には、巨大地震発生の可能性のある中央構造線断層が3本走っていることも報告されている上、計画の3号炉は昨年3月に放射能漏れを起こし、12月18日には配管にホウ酸の結晶がつまり出力抑制ができなくなるという異常が発生したばかりです。

以上のことから、衆・参両議院及び政府におかれては、伊方原発のプルサーマル計画は中止されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年5月25日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
法務大臣	杉浦正健	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成



意見書案第10号

関係自治体と合意のない日本側の多額の経費負担と、騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化について慎重な対応を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年5月25日 提出

香美市議会議員 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	笹岡	優
賛成者	〃	片岡	守春
賛成者	〃	大岸	眞弓
賛成者	〃	山崎	晃子

関係自治体と合意のない日本側の多額の経費負担と、騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化について慎重な対応を求める意見書（案）

日米の外務、防衛担当閣僚による安全保障協議委員会(2プラス2)が、在日米軍再編の最終報告について合意しました。

自衛隊と在日米軍の司令部機能統合や基地再編によって、日米同盟は「新たな段階に入る」と宣言するなど、額賀防衛庁長官が日米防衛協力の指針(ガイドライン)見直しを提起したように、この合意は地球的規模での軍事的一体化の加速を視野に入れていますが、これは安保条約でも許されない内容です。

また、アジア地域の共同体づくり、特に武力行使の放棄、紛争の平和解決、内部問題への不干渉など国家間関係の行動規範である東南アジア友好協力条約(TAC)の国際的な流れにも反するものです。同じアメリカとの軍事同盟を結ぶ韓国では、在韓米軍の縮小を進めており、その対応の違いは歴然としています。

特に、在日米軍再編では日本側の経費負担が、在沖縄米海兵隊約八千人のグアム移転だけで約七千億円、総額では三兆円ともいわれる負担であり、その根拠も明確ではありません。

地方は政府の推し進める「三位一体の改革」の影響によって深刻な財政の危機に陥っているときに巨額の経費負担は、新たな国民負担と地方への財政削減に結びつくことが懸念されており、国民から支持されるものではありません。

いま求められている日本の姿勢は、戦後60年、唯一の被爆国として憲法九条を生かし、核廃絶と軍縮への道を探求し、東南アジア友好協力条約(TAC)や東南アジア非核兵器地帯条約の精神にもとづくアジアと世界の平和と発展、友好に貢献することです。

よって衆・参両議院及び政府におかれては、在日米軍基地の永続化につながり、日本側の多額の経費負担と騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化については、少なくとも関係自治体との合意を前提にして議論を深めるなど、慎重な対応を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年5月25日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
法務大臣	杉浦正健	殿
外務大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
文部科学大臣	小坂憲次	殿
厚生労働大臣	川崎二郎	殿
農林水産大臣	中川昭一	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
国土交通大臣	北側一雄	殿
内閣官房長官	安部晋三	殿
防衛庁長官	額賀福志郎	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第 1 1 号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 1 8 年 5 月 2 5 日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者	香美市議会議員	原	心 一
賛成者	〃	石 川	彰 宏
賛成者	〃	西 山	武
賛成者	〃	大 石	綏 子

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）

今日、破産申し立て件数は、平成 1 4 年に 2 0 万件を突破して以来、平成 1 5 年に 2 4 万件、平成 1 6 年に 2 1 万件と依然として高水準にあります。

これは、消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めています。

また、警察庁の統計によりますと、平成 1 5 年度の経済的理由による自殺者は 8, 8 9 7 人にもものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題となっています。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられます。

現在、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律（以下、「出資法」という）の上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業しています。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法）制定の際、同法施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされています。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸付約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は、異常なまでの高金利となっています。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば、貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れませんし、年収が100~200万円台であるなど、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情です。

突発的な資金需要、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、誰でも家計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えています。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が、安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要です。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いと「みなす」と規定していますが、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が、貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出しています。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を、暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また「資金需要者の利益の保護を図る」という、貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえます。

したがって、貸金業規制法43条は、もはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い撤廃すべきです。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に用件を守らず違反行為が横行し、悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく、日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年54.75%という特例金利は、直ちに廃止

する必要があります。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきです。

以上のことから、国会及び政府に対し「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を、下記のとおり改正することを強く要望します。

## 記

第1. 「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき

- (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- (2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

第2. 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき

- (1) 現行法43条の、みなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年5月25日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務・郵政民営化大臣	竹中平蔵	殿
法務大臣	杉浦正健	殿
金融担当大臣	与謝野馨	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

意見書案第12号

不安定雇用の禁止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年5月25日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 幾井 洋一

賛成者 〃 久保 信彦

賛成者 〃 森本 珠城

賛成者 〃 山崎 晃子

不安定雇用の禁止を求める意見書（案）

今日の日本の労働界は、アメリカの労働者が8時間労働制を求めて立ち上がった、1880年代に逆戻りしたような状態です。

戦後、平和主義・民主主義の日本国憲法の下で保障された労働基本権が、相次ぐ労働法制の改定により、パートや派遣労働者・請負労働者等の低賃金・不安定雇用者が、25歳以下の若者で2人に1人に増大する中で、厚生年金や医療保険も適用されず、結婚をはじめとする生活設計すら立てられない実態に追い込まれています。その上、東京労働局の2004年の個別調査では労働者派遣事業所の81.2%、業務請負関係事業所で76.5%に対し、違法行為への是正指導を行ったことが明らかになっています。

このことは、憲法で「法の下での平等・個人の尊重・侵すことのできない永久の権利」として認められている基本的人権を乱暴に踏みにじるものです。

よって、労働者の尊厳と幸福追求権・生存権を保障する立場で労働基準法を改正し、不安定雇用の禁止をされるよう強く要求します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年5月25日

内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
法務大臣	杉浦正健	殿
厚生労働大臣	川崎二郎	殿
農林水産大臣	中川昭一	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
国土交通大臣	北側一雄	殿
内閣官房長官	安倍晋三	殿
行革・規制改革担当大臣	中馬弘毅	殿

高知県香美市議会議長 西村 芳成

18香美議発第48号  
平成18年5月25日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 西村 芳成

印

会議結果の報告について

地方自治法第123条第3項の規定により平成18年第3回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

- |          |             |     |                         |    |    |
|----------|-------------|-----|-------------------------|----|----|
| 1. 会議の別  | 定例会         |     |                         |    |    |
| 2. 開 会   | 平成18年 5月11日 |     |                         |    |    |
| 3. 閉 会   | 平成18年 5月25日 |     |                         |    |    |
| 4. 会 期   | 15日間        |     |                         |    |    |
| 5. 議員の出欠 | 5月11日       | 出席  | 38人                     | 欠席 | 0人 |
|          | 5月16日       | 出席  | 36人                     | 欠席 | 2人 |
|          | 5月17日       | 出席  | 36人                     | 欠席 | 2人 |
|          | 5月18日       | 出席  | 38人                     | 欠席 | 0人 |
|          | 5月22日       | 出席  | 38人                     | 欠席 | 0人 |
|          | 5月19日       | 出席  | 37人                     | 欠席 | 1人 |
|          | 5月25日       | 出席  | 37人                     | 欠席 | 1人 |
|          | 計           |     | 260人                    |    | 6人 |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの     | 55件 | (承認 10・議案 31<br>・同意 14) |    |    |
|          | 議員提出のもの     | 6件  | (意見書 5・決議 1)            |    |    |



7. 議決の状況

可決	57件 (予算 19・条例 14・その他 8 ・同意 14・決議 1・意見書 1)
否決	4件 (意見書 4)
合計	61件

---

8. 委員会付託の状況

総務常任委員会	13件
教育厚生常任委員会	11件
産業建設常任委員会	12件
計	36件

---

9. 同意した助役

住所 香美市土佐山田町間1570番地  
氏名 石川 晴雄

10. 同意した収入役

住所 香美市香北町葦生野328番地  
氏名 明石 猛

11. 同意した教育委員会委員

- (1) 住所 香美市土佐山田町神母ノ木436番地5  
氏名 原 初 恵
- (2) 住所 香美市土佐山田町本村97番地  
氏名 川村 利明
- (3) 住所 香美市物部町頓定277番地  
氏名 公文 裕
- (4) 住所 香美市土佐山田町山田1514番地2  
氏名 石川 祐一
- (5) 住所 香美市香北町葦生野178番地7  
氏名 岡本 由美

12. 同意した固定資産評価員

- (1) 住所 香美市土佐山田町百石町2丁目4番19号  
氏名 高橋 功

13. 同意した固定資産評価審査委員会委員

- (1) 住所 香美市土佐山田町佐野693番地  
氏名 前田 巧
- (2) 住所 高知市升形9番10号

氏 名 松村 幸生  
(3) 住 所 香美市土佐山田町東本町5丁目1番17号  
氏 名 植村 佳史

14. 同意した監査委員

(1) 住 所 香美市土佐山田町宮ノ口671番地2  
氏 名 大岸 啓郎  
(2) 住 所 香美市香北町小川339番地  
氏 名 福留 通彦  
(3) 住 所 香美市土佐山田町植751番地  
氏 名 中澤 愛水

15. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

(1) 選挙管理委員会委員の当選人

香美市 濱田 貞一  
" 森田 鉄夫  
" 松尾 禎之  
" 西 幸 恵

(2) 選挙管理委員会委員補充員の当選人

香美市 田中 康博  
" 水田 義郎  
" 熊瀬 東作  
" 村田 珠美

16. そ の 他 閉会中の所管事務の調査

17. 議決書の写 別紙のとおり

18. 会議録の写 作成次第後送

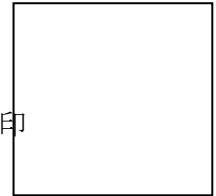
18香美議発第47号

平成18年5月11日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 西村 芳成

印



議決した議案等の送付について

平成18年第3回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

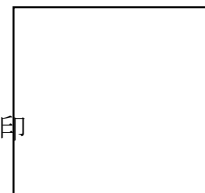
記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 39	香美市税外収入の督促手数料及び延滞金条例の一部を改正 する条例の制定について	H18. 5. 11	可 決

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 西村 芳成

印



議決した議案等の送付について

平成18年第3回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
承認 15	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市一般会計暫定補正予算「第2号」	H18. 5. 25	承 認
承認 16	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定 補正予算「第1号」	〃	〃
承認 17	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定補正予算 「第1号」	〃	〃
承認 18	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 暫定補正予算「第1号」	〃	〃
承認 19	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市老人保健特別会計暫定補正予算「第1 号」	〃	〃
承認 20	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定補正予算 「第1号」(事業勘定)	〃	〃
承認 21	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市介護保険特別会計暫定補正予算「第1 号」(保険事業勘定)	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
承認 22	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	H18. 5. 25	承 認
承認 23	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
承認 24	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
議案 25	平成18年度香美市一般会計予算	〃	可 決
議案 26	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	〃	〃
議案 27	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計予算	〃	〃
議案 28	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計予算	〃	〃
議案 29	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 予算	〃	〃
議案 30	平成18年度香美市老人保健特別会計予算	〃	〃
議案 31	平成18年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）	〃	〃
議案 32	平成18年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）	〃	〃
議案 33	平成18年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業 勘定）	〃	〃
議案 34	平成18年度香美市水道事業会計予算	〃	〃
議案 35	平成18年度香美市工業用水道事業会計予算	〃	〃
議案 36	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	〃	〃
議案 37	香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 38	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 40	香美市立学校使用条例の制定について	H18. 5. 25	可 決
議案 41	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	〃	〃
議案 42	香美市ピースフルセレネの設置及び管理に関する条例の制 定について	〃	〃
議案 43	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関す る条例の制定について	〃	〃
議案 44	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 45	香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	〃	〃
議案 46	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 47	香美市過疎地域自立促進計画の策定について	〃	〃
議案 48	平山木工所の指定管理者の指定について	〃	〃
議案 49	香美市道の路線の認定について	〃	〃
議案 50	高知縣市町村総合事務組合格約の変更について	〃	〃
議案 52	高知中央広域市町村圏事務組合格約の一部変更について	〃	〃
議案 53	こうち人づくり広域連合格約の一部変更について	〃	〃
議案 54	香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の制定に ついて	〃	〃
議案 55	平成18年度香美市一般会計補正予算「第1号」	〃	〃
議案 56	香美郡殖林組合格約の変更について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
同意 1	香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	H18. 5. 25	同 意
同意 2	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	〃	〃
同意 3	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	〃	〃
同意 4	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	〃	〃
同意 5	教育委員会委員の任命について	〃	〃
同意 6	教育委員会委員の任命について	〃	〃
同意 7	教育委員会委員の任命について	〃	〃
同意 8	教育委員会委員の任命について	〃	〃
同意 9	教育委員会委員の任命について	〃	〃
同意 10	助役の選任につき同意を求めることについて	〃	〃
同意 11	収入役の選任につき同意を求めることについて	〃	〃
同意 12	監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見を有する者）	〃	〃
同意 13	監査委員の選任につき同意を求めることについて（識見を有する者）	〃	〃
同意 14	監査委員の選任につき同意を求めることについて（議会選出者）	〃	〃
決議 2	香美市「非核、平和都市」宣言を求める決議について	〃	可 決
意見書 8	「教育基本法改正」の慎重審議を求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 9	伊方原発のプルサーマル計画中止を求める意見書の提出について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
意見書 10	関係自治体と合意のない日本側の多額の経費負担と、騒音や安全対策が明確でない在日米軍の再編強化について慎重な対応を求める意見書の提出について	H18. 5.25	否 決
意見書 11	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 12	不安定雇用の禁止を求める意見書の提出について	〃	否 決